令和5年版(第66号)

外交青畫

2023



外務省

2023

令和5年版(第66号)

外交青書

令和5年版外交青書(外交青書2023)巻頭言

今、世界は歴史の転換期にあります。ポスト冷戦時代に平和と繁栄を支えた法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は、パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、重大な挑戦にさらされています。国際秩序の根幹を揺るがしているロシアによるウクライナ侵略のみならず、力による一方的な現状変更の試みは日本の周辺でも続いています。また、サプライチェーンの脆弱性や経済的威圧、知的財産の窃取などの経済安全保障上の課題や、サイバー攻撃、偽情報の拡散を始めとする新興技術の悪用など、世界の平和と安定に対する新たな課題も生じています。

こうした中で、気候変動問題や感染症危機を始め、国境を越えて各国が協力して対応すべき諸課題も同時に生じており、国際関係は、対立と協力の様相が複雑に絡み合う時代になっています。20世紀においては、多国間主義への不信や自国中心の考えに基づく経済のブロック化により、先の大戦に至りました。この人類の失敗からの教訓を決して忘れてはなりません。今こそ、国際社会は、国家間の対立や利害の対立を乗り越え、対話と協調によって共通の課題に取り組み、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化に取り組まなければならないと考えます。

そうした取組を主導するため、私は、引き続き、普遍的価値を守り抜く覚悟、日本の平和と安全を守り抜く覚悟、地球規模課題に向き合い国際社会を主導する覚悟、これら三つの「覚悟」を持って、対応力の高い、「低重心の姿勢」で日本外交を展開していきます。

令和5年版外交青書(外交青書2023)は、主として2022年の国際情勢と日本の外交活動を概観したものです。まず巻頭において、読者の皆様に、この1年の世界の動きを振り返っていただけるよう、主な出来事を時系列でまとめ、導入としました。続いて第1章において、近年の国際情勢認識とこの1年で顕在化した主要課題、さらにはそれを受けた今後の日本外交の展望について概観し、外交青書の要旨としました。その上で、第2章以降では、地域別に見た外交、国益と世界の利益を増進する外交、国民と共にある外交と題してこの1年の日本外交の取組について記載しています。また、ポスト冷戦期の終焉を象徴することにもなったロシアによるウクライナ侵略については、主に日本の対応に焦点を置き、特集として大きく取り上げました。

この外交青書を通じ、転換期にある国際社会が直面する諸課題に対してリーダーシップを発揮して取り組む日本外交の姿について、国内外の皆様が理解を深めていただければ幸いです。

外務大臣





本書は、原則として、令和4年(2022年)1月1日から12月31日までの国際情勢及び日本が行ってきた外交活動の概観を記録するものです。ただし、一部の重要事項については、令和5年(2023年)初めまでの動きも記述しています。

第1章から第4章では、2022年の日本外交の1年間の取組について簡潔かつ分かりやすく記載するとともに、特定の外交テーマについて深掘りした「特集」や、世界で活躍する方々からの寄稿などを含む「コラム」を盛り込んでいます。さらに、巻末資料として要人往来や1年間の出来事をまとめた年表などを掲載しています。

本書を始め、外交青書のバックナンバーも外務省ホームページで閲覧できます。また、2023年秋を目途に本書の英語版(全文)、フランス語とスペイン語の要約版も同ホームページに掲載予定ですので、是非御利用ください。

第3章第1節の「4 軍縮・不拡散・原子力の平和的利用」及び第2節の「日本の国際協力」につきましては、外務省が別途発行している『日本の 軍縮・不拡散外交』及び『開発協力白書 日本の国際協力』も併せてそれ ぞれ御参照ください。外務省ホームページ上でも閲覧可能です。

なお、本文中に登場する人物の肩書及び国名は、全て当時のものです。 本書内に掲載したインターネット上のリンクやQRコードは本書発行時点 のものであり、今後変更・削除される場合もあります。個人・団体から の寄稿の内容、意見については、外務省の見解を反映したものではあり ません。また、本書内に掲載した地図は簡易なものであり、必ずしも正 確な縮尺などを反映していません。

外交青書バックナンバー:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/

『日本の軍縮・不拡散外交』及び『開発協力白書 日本の国際協力』: https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/report.html





第1章 国際情勢認識と日本外交の展望 □ラム 故安倍晋三国葬儀 ······ 028 地域別に見た外交 第2章 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進 ………………… 030 第1節 1 アジア・大洋州 ………………………………………… 035 第2節 1 中国・モンゴルなど ······ 039 | □ラム | 約束は果たされた - 28年後の再会- ····· 052 参考 経済データで見る東南アジアと日米中などの関係··············· **075** | コラム|| 2022年 日本・南西アジア交流年………………………… **080** <u> 参考</u> 経済データで見る南アジアと日米中などの関係 ······ 081 地域協力・地域間協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ **088** 第3節 米国············· 096

第4節	中南米 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	110
1	概観	110
	参考 経済データで見る中南米地域と日米中などの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	111
2	地域機構······	113
3	中南米各国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	114
	コラム 半世紀続く伝統の架け橋 一日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画― ・・・・・・・・	115
第5節	欧州	121
1	概観	121
2	欧州地域情勢 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	122
3	欧州地域機関との協力及びアジア欧州会合(ASEM)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	129
	特集 飛躍的に重要性の高まる日・NATO関係 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	特集欧州諸国との安全保障・防衛協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6節		
1	概観	
2	ロシア・ベラルーシ	140
3	中央アジア・コーカサス諸国・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	144
	参考 経済データで見る中央アジア・コーカサス地域と日米中などの関係 ············ コラム 日本と中央アジア・コーカサス諸国との外交関係樹立 30 周年 ···············	145 149
第7節		151
1	概観	151
	参考 経済データで見る中東・北アフリカと日米中などの関係	
2	中東地域情勢	
	□ ラム 外交関係樹立 50 周年を迎えて ····································	
3	北アフリカ地域情勢(エジプト、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ)······	
	コラム 日・アルジェリア国交樹立60周年	165
第8節	アフリカ	166
1	概観	166
	特集 第8回アフリカ開発会議(TICAD 8) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	167
2	東部アフリカ地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
	参考 経済データで見るサブサハラ・アフリカ地域と日米中などの関係	169
3	南部アフリカ地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	172
4	中部アフリカ地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	174
5	西部アフリカ地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	175
	参考 [経済データで見る各地域と日米中などの関係] に関する留意事項	179



第3章 国益と世界全体の利益を増進する外交

第1節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	182
1	安全保障に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	182
	特集 新たな「国家安全保障戦略」などの策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	183
2	日米安全保障(安保)体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	184
	□ラム 日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト	189
3	グローバルな安全保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	190
	コラム 平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業に参加して	208
4	軍縮・不拡散・原子力の平和的利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	211
	特集 「核兵器のない世界」へ ―第10回核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議― · · · · · · · · · · · · · 原子力技術と国際安全保障 ―IAEAの現場から― · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	213 222
5	国際連合 (国連) における取組	227
6	国際社会における法の支配	232
	コラム 海洋紛争の平和的解決と法の支配・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	235
7	人権	237
8	ジェンダー平等・女性のエンパワーメント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	240
	特集 国際女性会議 WAW! 2022の開催 —WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism (新しい資本主義に向けたジェンダー主流化)— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	243
第2節	日本の国際協力(開発協力と地球規模課題への取組)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	245
1	開発協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	245
	コラム 故郷を追われた人々に迫る過酷な冬に備えて ―UNHCRのウクライナ人道支援― ·····	247
2	地球規模課題への取組 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	256
	コラム グローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) の構築・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	263 264
3	科学技術外交 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	270
	コラム 国力の基盤である科学技術力の強化に向けた外交的な取組の重要性	272

第3節	経済外交	273
1	経済外交の概観	273
2	自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	273
	特集 第12回世界貿易機関(WTO)閣僚会議 一漁業補助金協定に関するWTO協定改正議定書の採択一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	281
3	国際会議における議論の主導	283
4	日本の経済的な強みの発信(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。)	286
5	資源外交と対日直接投資の促進	287
	<u> コラム</u> モーリシャスから見たインド洋漁業	297
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	298
1	戦略的な対外発信・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	298
	コラム ソーシャルメディアを通じた開かれた外交 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	301
2	文化・スポーツ・観光・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	302
	コラム 「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト ―知り合うアジアー」を通じて 培われた共感の輪・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	



第4章 国民と共にある外交

第1節	が 世界とのつながりを深める日本社会と日本人	314
1	日本の成長と外国人材の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	314
2	国際社会で活躍する日本人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	315
	コラム 国連の舞台を支えてきた日本人の声	
	激動の時代の安全保障 一国連の軍縮活動をリードして一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	国連職員=ファシリテーターとは?・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	特集 日本NGO連携無償資金協力 20 周年 一次の20 年に向けて一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	コラム 柔道で国際協力 一任国の大統領勲章を受章―・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	323
3	地方自治体などとの連携	324
第2節	5 海外における日本人への支援	328
1	海外における危険と日本人の安全	328
2	領事サービスと日本人の生活・活動支援	332
3	海外移住者や日系人との協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	336
4	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	337
第3節	5 国民の支持を得て進める外交	338
1	国民への積極的な情報発信	338
	「キッズ外務省」のトリセツ····································	340
2	外交実施体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	342
3	外交におけるシンクタンク・有識者などの役割	345
	コラム 公邸料理人 一外交の最前線の担い手として一 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	コラム 外交拠点・大使館を「創る」―営繕技官の仕事― · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	コラム 外交青書を通じた研究活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	351

資料編

慰安婦問題 参考資料	354
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	356
国際機関などに対する拠出実績 令和3年度外務省拠出実績・国際機関などにおける2021年の日本の拠出割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	358
グローバルな課題の解決に向けて 一国際機関で働くという選択肢― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	360
外務省における採用情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	362
地方創生支援事業一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	364
国際社会及び日本の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	366
要人往来・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	384
用語索引	412

2022年

世界と日本の主な出来事(1-7月)

カザフスタン騒乱 1月



2月24日 ロシアによるウクライナ侵略の開始

尹錫悦韓国大統領選出 3月9日



5月10日 マルコス・フィリピン大統領選出



6月26日-28日 G7エルマウ・サミット

7月19日 新型コロナ対策 (グローバル 行動計画) に関する外相会合

1 月

3 月

1月15日 トンガ火山の噴火及び 津波被害の発生



3月24日 ゼレンスキー・ウクライナ大統領の

国会演説 (オンライン)

ロイター/アフロ

4月7日 NATO外相会合 日本初参加

「中央アジア+日本」対話 4月15日 第8回外相会合

4月24日 マクロン・フランス大統領選出



NATO首脳会合 日本初参加

7月

6 月



2月4日-3月13日

北京オリンピック・パラリンピック開催



5月12日-14日 G7外相会合

5月15日 沖縄復帰50周年記念式典開催

5月24日 日米豪印首脳会合 日本で開催



ロシアによるウクライナ侵略

ウクライナからの避難民



写真:毎日新聞社/アフロ

ロシア軍撤退後の虐殺の形跡 (ブチャ)



写真:ロイター/アフロ

日本周辺での軍事活動

北朝鮮による前例のない 頻度と態様でのミサイル発射



写真:AFP=時事

写真:朝鮮通信=時事

中露共同飛行・航行

中国爆撃機

ロシア爆撃機



写真:統合幕僚監部ホームページ

2022年

世界と日本の主な出来事(8-12月)

8月4日 台湾周辺での中国軍事演習 日本近海内へのミサイル着弾





10月22日 メローニ・イタリア首相就任

10月25日 スナク英国首相就任

10月30日 ルーラ・ブラジル大統領選出

11月6日-20日 COP27エジプトで開催



8

9月

8月3日 ペローシ米国連邦下院議長訪台

9月8日

8月27日-28日 第8回アフリカ開発会議 (TICAD 8) 開催

エリザベス2世英国女王陛下崩御



9月30日

プーチン大統領が、ウクライナ 一部地域「編入」発表

10月23日

習近平氏、中国共產党総書記3選



11月

月

11月20日-12月18日

2022FIFAワールドカップ・カタール大会

12 月

国際女性会議WAW! 2022開催

12月16日

12月3日

新たな国家安全保障戦略 などの策定

8月1日-26日 NPT運用検討会議



9月20日-26日 国連総会一般討論演説

9月27日 故安倍晋三国葬儀



11月3日-4日 G7外相会合

11月8日 米国中間選挙

11月11日-13日 ASEAN関連首脳会議

11月15日-16日 G20バリ・サミット

11月18日-19日 APEC首脳会議

12月24日 「中央アジア+日本」対話 第9回外相会合

相次ぐ異常気象

パキスタン洪水



写真:AP/アフロ

欧州を襲った熱波



写真:ロイター/アフロ

食料・エネルギー危機

食料支援を求める人々



写真:WFP/Michael Tewelde

深刻なエネルギー不足や価格高騰



写真:Abaca/アフロ

第 1 章

国際情勢認識と日本外交の展望



Chapter 1

国際情勢認識と日本外交の展望

日本が政治、外交、安全保障及び経済上の国 益を確保し、自由、民主主義、人権、法の支配 といった普遍的価値や原則に基づいた国際秩序 を維持・発展させ、また、危機を未然に防ぎ、 平和で安定した国際環境を能動的に創出するた めには、国際情勢の変化・潮流を冷静に把握 し、変化に適応しながら、戦略的に外交を展開 していく必要がある。

日本を取り巻く国際情勢認識及び日本外交の 展望について概観する。



情勢認識

国際社会は歴史の転換期にある。

冷戦終焉以降しばらくの間、自由で開かれた 安定的な国際秩序は世界に拡大した。圧倒的な 国力を有する米国と日本を含む先進民主主義国 が自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支 配などの普遍的価値や原則に基づく国際秩序の 維持・発展をリードし、国際関係の公平性、透 明性、予見可能性を高めようという国際協調の 潮流が強まった。また、こうした国際秩序を前 提として、経済のグローバル化と相互依存が進 み、開発途上国を含む国際社会に一定の安定と 経済成長をもたらした。

しかし、グローバル化により世界全体として は国家間の格差は縮まったものの、後発開発途 上国 (LDC) 諸国などその恩恵を十分受けら れていない諸国もある。また、先進国において は、国内の格差がむしろ拡大し、それが政治・ 社会的な緊張と分断を招くこととなった。加え て、上述の国際秩序の下で発展した中国を始め とする新興国・途上国の台頭は、近年、国際社 会にパワーバランスの変化をもたらし、地政学 的な国家間競争が激しさを増している。一部の 国家は急速かつ不透明な軍事力の強化を進め、 独自の歴史観・価値観に基づき既存の国際秩序 に対する挑戦的姿勢と自己主張を強めている。 さらに近年、安全保障の裾野は半導体やレア アースなどのサプライチェーンの強靭性確保、

重要・新興技術の育成と保護、サイバーセキュ リティ、偽情報対策などにまで広がりを見せて いる。

従来の、法の支配に基づく自由で開かれた国 際秩序が揺らぐ中、国家間では総合的な国力を 高め、自国の国益達成に向けて国際的な影響力 を競い合う傾向が強まっている。こうした状況 に対し、国連を始めとする国際機関が十分に機 能を果たしているとは言い難い。各国の利害が 複雑化し、一致した立場を見いだすことが非常 に困難となっており、国際協調の潮流が弱まっ ている。その結果、国際社会では遠心力が強 まっており、今後緊張と対立の度合いが高まっ ていくおそれがある。

その一方で、気候変動、環境、感染症、核軍 縮・不拡散、テロといった地球規模課題はどの ような大国でも一国のみでは解決できず、国際 社会による協力がかつてないほど求められてい る。また、世界経済のグローバル化と相互依存 が進んでおり、もはや完全なデカップリング (分離) が可能な状況にはない。このように、 国際関係は、対立や競争と協力の様相が複雑に 絡み合う状況となっている。

以上を踏まえた上で、次に2022年に顕在化 した国際的な主要課題について述べていくこと としたい。

(1) ロシアによる侵略: 国際秩序に対する あからさまな挑戦

2022年2月、ロシアがウクライナ侵略を開始した。国連安全保障理事会(以下「安保理」という。)の常任理事国により、主権尊重、領土保全、武力行使の一般的禁止といった国際社会の原則があからさまな形で踏みにじられた。このロシアによる侵略は既存の国際秩序の根幹を揺るがす暴挙であり、ポスト冷戦期が終焉したことを象徴するものである。国際社会はこのような暴挙を決して許してはならない。今後更なる力による一方的な現状変更の試みを抑止する観点からも、このロシアの侵略に対し国際社会が団結して対応することが極めて重要である。

さらに、ロシアがウクライナに対し核兵器による威嚇を繰り返していることは言語道断である。いかなる形であれ、ロシアが行っているような核兵器による威嚇、ましてや核兵器の使用は許してはならない。人類は77年間核兵器が使用されてこなかった歴史の重みを噛み締めなければならない。この関連で8月の第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において、ロシア1か国の反対により成果文書がコンセンサス採択に至らなかったことは極めて遺憾である。

また、ロシアは、サイバー攻撃、偽情報の拡 散などの新興技術を悪用して軍事作戦を進めて いることが指摘されているほか、民間人や民間 施設への攻撃といった国際法違反を繰り返して いる。また、ブチャなどウクライナ首都キーウ 近郊における民間人虐殺や原子力発電所への攻 撃も指摘されている。世界的な食料・エネル ギー危機などの問題も引き起こされ、開発途上 国を含む多くの国々に多面的な混乱をもたらし た。

2023年2月23日、国連総会の緊急特別会合 において、ウクライナの平和を求める決議が 141票の賛成多数で採択された。平和とは単に 敵対行為が停止すればよいものではなく、主権 や領土一体性といった国連憲章の原則に基づ く、包括的で、公正で、かつ永続的な平和でな ければならないことを、この決議は明確に述べ ている。

(2) 存在感を高める新興国・途上国

ロシアによるウクライナ侵略を始め、近年の 国際社会が直面する課題への対応を通じて、グ ローバル・サウスとも呼ばれる新興国・途上国 の存在感が増している。これらの諸国の地政学 的立場、経済情勢、ロシアや中国との関係など は国ごとに様々である。インド、ブラジル、イ ンドネシア、南アフリカ、トルコのようにG20 にも名前を連ねる新興国がある一方で、開発、 貧困、地域紛争、テロ、自然災害などの諸課題 に苦しむアフリカや中東などの脆弱性を抱える 国も存在する。しかしこれらの国々の多くは、 国連総会での決議などにおいて棄権票を投じて 欧米とロシアとの間で中間的な立場をとった り、対ロシア制裁に消極的な傾向を示すという 点で共通性がある。これら諸国からは、先進国 は欧州の課題には熱心だが、彼らの直面する課 題には十分な関心を払ってくれない、あるいは 普遍的価値の適用において、先進国の対応は二 重基準ではないかとの疑問の声が上がってい る。こうした現状はもはや国際社会が一つの価 値観や主義の下に収れんすることが困難な時代 に入っていることを示すものである。一方、国 際社会が直面する主要課題の解決策を見いだす に当たっては、多国間主義の下、価値観や利害 の相違を乗り越える包摂的なアプローチで、で きるだけ多くの新興国・途上国と連携していく ことが極めて重要である。こうした観点から、 先進国として、こうした諸国への関与を強化し て、相手が真に必要とする協力を模索していく 外交姿勢が求められている。

(3) グローバル・ガバナンス1の立て直し

国際社会が歴史的な転換点に差しかかっている現在、国際社会の平和、安全、繁栄を支え、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持する観点から、グローバル・ガバナンスの在り方が大いに問われている。

こうした観点から、国連は試練の時にある。 国際の平和と安全に主要な責任を有する安保理 は、常任理事国であるロシアによるウクライナ 侵略に対し有効に機能していない。また、北朝 鮮による核開発や相次ぐ弾道ミサイル発射は明 確な安保理決議違反であるが、これに対して も、拒否権行使を含む中露の抵抗により、新た な安保理決議はおろか安保理議長声明さえ発出 できていない状況にある。一方、国連総会は、 ロシアの侵略に対しては、「平和のための結集」 決議に基づく緊急特別総会を開催し、侵略開始 後1年で対ロシア非難決議など6本の総会決議 を採択し、国際社会の総意を示す役割を果たし ている。また、安保理が常任理事国の拒否権行 使によりその本来の責任を果たせない場合に、 拒否権を行使した国に対し、事実上、国連総会 での説明を求める総会決議が採択されたこと は、国連加盟国による国連の機能強化に向けた 努力の一環である。

国連と対照的に、ロシアによるウクライナ侵略への対応では、G7や北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)といった同志国間の結束と連携が際立っている。特にG7は事態発生の直後から危機感を共有し、2022年1年間だけでオンラインと対面を合わせ、外相会合を11回、首脳会合を6回も開催し、幅広いウクライナ支援と厳しい対露制裁を継続的に実施してきている。近年国際社会におけるプレゼンスの低下がささやかれていたG7であるが、ロシアの侵略という法の支配に対するあからさま

な挑戦に直面し、その重要性が再評価されている。

これに対し、G20はロシアや新興国を含む枠組みであり、ロシアの侵略をいかに扱うかが注目されたが、11月にインドネシア主催で開催されたG20バリ・サミットでは、同国ジョコ大統領の指導力もあり、厳しい調整の末発出された首脳宣言に「ほとんどのメンバーがウクライナにおける戦争を強く非難した」と記載された。「ウクライナにおける戦争を強く非難」するとの記載は、続くタイ主催のアジア太平洋経済協力(APEC)首脳宣言にも引き継がれた。

地球規模課題についても、グローバル・ガバナンスを立て直そうという動きが見られる。国際保健分野においては、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)対応の教訓を踏まえ、世界保健機関(WHO)の下でのパンデミックへの対応に関する国際規範強化の取組や、ACTアクセラレーター²の後継枠組みの調整、世界銀行の下でのパンデミック基金の設置など、将来の健康危機への予防、備え、対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャー(国際保健の枠組み)強化の取組が本格化している。

気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)でも、気候変動対策の各分野における取組の強化を求める「シャルム・エル・シェイク実施計画」などが採択され、また、特に脆弱な開発途上国へのロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴う損失と損害)対策支援のため、基金の設置を含む新たな資金面の措置を講ずることが決定された。

(4) 一層厳しさを増す日本周辺の安全保障環境

今や法の支配に基づく既存の国際秩序に対す る力による挑戦は、欧州に特有の課題ではな

¹ グローバル・ガバナンス:国内のように上位の統治機構が存在しない国際社会において、国家間にまたがる課題への対応に予見可能性や安定性、 秩序を持たせるための機関、政策、規範、手続、イニシアティブの総体

² ACTアクセラレーター (Access to COVID-19 Tools Accelerator): 新型コロナウイルス感染症のワクチン、診断薬、治療薬などの研究開発、製造、公平なアクセスのための国際協調のブラットフォーム

く、東アジアを含む世界中のどこにおいても生 じ得る課題である。現実に、北朝鮮による核・ ミサイル開発の急速な進展や中国による東シナ 海や南シナ海での力による一方的な現状変更の 試みは継続しており、日本周辺の安全保障環境 は戦後最も厳しい状況にある。

中国は、10月の共産党大会で習近平総書記 の3期目が確定した。同党大会の中央委員会報 告で習近平総書記は、「世界の百年に一度の大 きな変動の速度が増し、新たな科学技術革命と 産業革命が一段と進み、世界の力関係が大きく 転換し、中国の発展は新たな戦略的チャンス」 と記載し、今世紀半ばまでに社会主義現代化強 国の完成を目指していることを改めて明確にし た。また人民解放軍の機械化、情報化、智能化 を進め、引き続き十分な透明性を欠いたまま、 軍事力の急速な増強を継続している。そして、 日本の尖閣諸島周辺における領海侵入や領空侵 犯を含め、東シナ海、南シナ海などの海空域に おいて、力による一方的な現状変更の試みを強 化し、日本海、太平洋などでも軍事活動を拡 大・活発化させている。また、中国は、台湾に ついて平和的統一の方針は堅持しつつも、武力 行使の可能性を否定していない。8月の日本近 海への弾道ミサイル発射を含め台湾周辺海空域 においても軍事活動を活発化させており、台湾 海峡の平和と安定については、日本を含むイン ド太平洋地域のみならず、国際社会全体におい て急速に懸念が高まっている。現在の中国の対 外的な姿勢や軍事動向などは、日本と国際社会 の深刻な懸念事項であり、日本の平和と安全及 び国際社会の平和と安定を確保し、法の支配に 基づく国際秩序を強化する上で、これまでにな い最大の戦略的な挑戦であり、日本の総合的な 国力と同盟国・同志国などとの連携により対応 すべきものである。同時に、中国とは首脳・外 相を含むハイレベルの率直な意思疎通を通じ て、「建設的かつ安定的な関係」を双方の努力 で構築するため、責任ある行動を求めていくこ とが重要である。

北朝鮮は、前例のない頻度と態様で、関連する国連安保理決議に違反する形で弾道ミサイルの発射などを繰り返している。10月に発射した弾道ミサイルは日本上空を通過し、11月に発射した大陸間弾道ミサイル(ICBM)級の弾道ミサイルは日本の排他的経済水域(EEZ)内に着弾した。また、北朝鮮は、対話の呼びかけに応じる姿勢を全く見せず、むしろ米国などに対する敵対姿勢を強め、戦術核兵器の大量生産や核弾頭保有量を幾何級数的に増やす方針を明確にしている。こうした北朝鮮の一連の活動は、日本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であり、また、国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦である。

また、ロシアは極東・東アジアにおいても対外的な活動や軍事活動を活発化させており、特に中国との戦略的な連携と相まって、安全保障上の強い懸念である。

(5) 経済安全保障などの新たな課題

伝統的な安全保障に加え、経済安全保障とい う新たな課題への対応も、各国の喫緊の課題と して認識されるようになっている。経済的な相 互依存の深化や科学技術の発展により、安全保 障の裾野は経済や新興技術分野にまで拡大し た。さらに、軍事と非軍事の分野の境目も曖昧 になっている。5G(第5世代移動通信システ ム)、AI (人工知能)、IoT (モノのインター ネット)、量子技術などの技術革新は、社会や 日常生活に本質的な変化をもたらすのみなら ず、国家の競争力にも直結し、さらには軍民両 用技術として軍事力を強化する動きにもつな がっている。また、サイバー攻撃による重要イ ンフラの機能停止や破壊、他国の選挙への干 渉、身代金の要求、機微情報の窃取などは、国 家を背景とした形でも平素から行われている。

新型コロナやウクライナ危機は、世界のサプライチェーンが持つ脆弱性を露わにした。経済的依存関係や自国の強大な市場を利用した威圧を躊躇しない国が存在する事実は、こうした

リスクが一過性のものでないことを示している。また、知的財産や機微技術の窃取という課題も明らかとなっている。

こうした経済安全保障上の懸念への対応や、 不公正な貿易慣行への対処などは、冷戦終結後 の自由で公正な国際経済秩序の拡大を支えてき た多角的貿易体制にとっての新たな課題でもあ る。

さらに、他国の債務の持続可能性を無視した 開発金融など経済協力分野における新たな課題 も顕在化してきている。

デジタル技術の恩恵を受けて急激に進展した 情報化は、誰もが自由に情報を収集し、発信す る社会を可能とした一方で、サイバー攻撃、偽情報の拡散といった問題を生じさせている。加えて、意図された攻撃に限らず、SNSを通じた確証バイアス³の形成などにより、正しい情報と健全な議論による国民世論の形成がかえって困難となる事態が起きている。

このように生じた社会的分断の影響は、民主 主義諸国においてとりわけ深刻であり、外交政 策の形成過程や政策に関するコンセンサス(意 見の一致)形成にも影響を与えている。また、 この状況を利用した、民主主義に対する権威主 義的体制の優位性の主張も懸念される。

2

日本外交の展望

国際社会が歴史の転換期に差しかかり、パワーバランスの変化と地政学的競争が激しさを増す一方で、気候変動や感染症など地球規模課題は、人類の生存そのものを脅かすものであり、価値観や利害の相違を超えて、国際社会が全体として協力して解決策を模索することが求められている。このように国際関係は対立や競争と協力の様相が複雑に絡み合う状況にある。こうした状況において、日本は、自国及び国民の安全と繁栄を確保し、自由、民主主義、基本的人権の尊重といった普遍的価値を増進し、国際社会の多様性を念頭に包摂的なアプローチで、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持発展させるため、力強く、きめ細やかな外交を進めていかなければならない。

日本は、戦後一貫して平和国家としての道を 歩み、アジア太平洋地域や国際社会の平和と繁 栄に貢献し、法の支配に基づく自由で開かれた 国際秩序の維持・強化に取り組んできた。ま た、各国の多様性を尊重しながら、あらゆる国 との間で、同じ目線に立って共通の課題を議論 し、相手が真に必要とする支援を行う「きめ細やか」な外交を展開してきた。さらに、多角的貿易体制の下で今日の繁栄を築きながら、自由貿易の旗振り役としてルールに基づく自由で公正な経済秩序を推進してきた。同時に、人間の安全保障の理念に立脚した開発途上国への協力を行い、能力構築支援などを通じて持続可能な開発目標(SDGs)の達成も含めた地球規模課題に取り組んできた。核軍縮・不拡散や国際的な平和構築の取組にも積極的に貢献してきた。

こうした努力により世界から得た日本への 「信頼」は、今日の日本外交を支える礎となっ ている。

しかし、これまで国際社会の平和、安全、繁栄を支えてきた法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序は、パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に伴い、重大な挑戦にさらされている。日本の周辺でも力による一方的な現状変更の圧力が高まっており、日本は、戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している。このような環境に対応するため、2022年12

³ 確証バイアス:ある仮説を検証する際に、多くの情報の中からその仮説を支持する情報を優先的に選択し、仮説を否定する情報を低く評価あるいは無視してしまう傾向のこと(出典:時事用語辞典)

月に「国家安全保障戦略」などを策定した。同 戦略の下、日本は、防衛力の抜本的強化に裏打 ちされた力強い外交を展開し、経済力・技術 力・情報力を含む総合的な国力を最大限活用し て、国際社会の期待と信頼に応えつつ、日本自 身の平和と繁栄を確保していく。

岸田内閣は、基本方針として、普遍的価値を 守り抜く覚悟、日本の平和と安全を守り抜く覚 悟、そして、地球規模の課題に向き合い国際社 会を主導する覚悟を持って、外交・安全保障を 展開することを掲げてきた。これら「三つの覚 悟」を持って、厳しさと複雑さを増す国際情勢 の中で、対応力の高い、「低重心の姿勢」で、 引き続き日本外交を進めていく。2023年は、 日本がG7議長国、そして安保理非常任理事国 を務める。日本として、国際社会と緊密に連携 し、山積する国際社会の課題の解決を主導する ため取り組んでいく。

(1) 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序 の維持・強化

第一に、法の支配に基づく自由で開かれた国 際秩序を堅持するための取組を更に推進する。

(ア) 同志国連携の強化

ロシアによるウクライナ侵略に際し、緊密に 連携し、最も効果的に対応してきたのがG7で ある。日本が2023年5月にG7議長国として 開催する広島サミットでは、力による一方的な 現状変更の試みやロシアの核兵器による威嚇、 その使用を断固として拒否し、法の支配に基づ く国際秩序を守り抜くというG7の確固たる意 志を示していく。同時に、エネルギー・食料安 全保障を含む世界経済、ウクライナやインド太 平洋を含む地域情勢、核軍縮・不拡散、経済安 全保障、また、気候変動、保健、開発などと いった地球規模の課題などへの対応を主導して いくく。

日米豪印での連携も格段に強化してきた。力 による一方的な現状変更をいかなる地域におい ても許さないとの決意を示しながら、「自由で 開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向 けた幅広い分野の実践的協力を進めていく。

また、この歴史の転換期において、FOIPの 重要性は一層高まっている。日本は、外交的取 組を強化する新たなFOIPプランを進め、また、 日米豪印に加え、東南アジア諸国連合 (ASEAN) や欧州、大洋州、中南米などのパー トナーとの間で、FOIPの実現に向けた連携を 強化する。特に、友好協力50周年を迎える ASEANとは、2023年12月を首処に東京で開 催する特別首脳会議の機会に、日・ASEAN関 係の将来のビジョンを打ち出す考えである。

(イ) ルールに基づく自由で公正な経済秩序の 拡大

ルールに基づく自由で公正な経済秩序は、日 本はもちろん、世界の成長と繁栄の基盤であ る。引き続き、自由貿易の旗振り役としての リーダーシップを発揮し、環太平洋パートナー シップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) のハイスタンダードの維持や地域的 な包括的経済連携 (RCEP) 協定の完全な履行 の確保に取り組み、世界貿易機関(WTO)改 革を主導する。デジタル分野でも、「信頼性の ある自由なデータ流通 (DFFT)」の推進に向 け、WTO電子商取引交渉など、国際的なルー ル作りで中心的な役割を果たす。インド太平洋 地域に持続的・包摂的な経済成長をもたらす重 要な枠組みであるインド太平洋経済枠組み (IPEF) においても、IPEF参加国と緊密に連 携しながら、早期に具体的成果につながるよう な枠組み作りに貢献していく。

日本企業の海外展開支援にも積極的に取り組 み、日本産食品に対する輸入規制措置の全廃に 向け、政府一丸となって働きかけていく。ま た、2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博) の成功に向け引き続き力強く取り組む。

(ウ) 国連機能の強化

ロシアによるウクライナ侵略に直面し、国連 と安保理は試練を迎えている。しかし、分断と 対立の様相を深める時代だからこそ、193か国 が加盟し、多国間主義の下、国際社会の総意を 映し出す国連の意義は大きい。また、現下の国 際社会の混迷から抜け出す上で、主権尊重、領 土保全、武力行使の一般的禁止などを掲げる国 連憲章の理念と原則に立ち戻ることが極めて重 要である。それゆえ日本としては、国連が本来 の責任を果たせるよう、各国との緊密な対話を 通じて安保理改革を含む国連全体の機能強化に 積極的に貢献していく。安保理改革に向けて は、議論のための議論ではなく、行動が必要で ある。日本、ドイツ、インド、ブラジルのG4 に加え、米国、英国、フランス、アフリカなど 関係国とよく意思疎通しつつ、早期の進展のた め引き続き努力する。さらに、国連平和維持活 動(PKO)その他の国連の平和構築の取組に も引き続き貢献していく。

(2) 安全保障上の課題への対応

日本の安全保障に関わる総合的な国力の要素 の第一は外交力である。新たな国家安全保障戦 略の下、防衛力の抜本的強化に裏打ちされた力 強い外交を展開し、危機を未然に防ぎ、平和で 安定した国際環境を能動的に創出していく。同 時に、日本を守り抜く意思と能力を表す防衛力 もまた、ほかの手段では代替できない。抜本的 に強化される防衛力は、日本に望ましい安全保 障環境を能動的に創出するための外交の地歩を 固めるものである。このような取組を進める上 で、平和国家として、専守防衛に徹し、他国に 脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核 三原則を堅持するとの基本方針は変わらない。 また、変化の激しい国際情勢に的確に対応する ため外交実施体制の抜本的強化に取り組んでい く。

4 ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること

さらに、経済安全保障を推進するため、同志 国との一層の連携強化や新たな課題に対応する 国際的な規範の形成に積極的に取り組んでい く。

(ア) 日米同盟の強化

日本の外交・安全保障政策の基軸である日米 同盟も更に深化させていく。

米国とは、累次の会談機会を通じ、いかなる 地域でも力による一方的な現状変更は決して受 け入れられないことを明確にしてきた。日米同 盟を基礎に、両国にとって戦略的に最も重要な インド太平洋地域の潜在力を、安定と繁栄につ なげていかなければならない。

そのため、日米同盟の役割及び任務の進化も踏まえ、同盟の抑止力・対処力の強化に日米で共に取り組んでいく。その際、同盟調整メカニズムを通じた二国間調整の更なる強化、平時における同盟の取組、日本の反撃能力の効果的な運用に向けた日米間の協力の深化、宇宙・サイバー・情報保全分野での協力、同盟の技術的優位性の確保のための技術協力や、新興技術への共同投資などを重点的に進めていく。また、米国による拡大抑止4が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するための努力も続けていく。さらに、日本における米軍の態勢の一層の最適化に向けた取組を進め、普天間飛行場の一日も早い辺野古移設を始め、地元の負担軽減と在日米軍の安定的駐留に全力を尽くす。

同時に、7月に立ち上げた日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)を通じて、外交・安全保障と経済を一体として議論し、経済安全保障、ルールに基づく経済秩序の維持・強化といった日米共通の課題について、一層連携を強化していく。

(イ) 同盟国・同志国との連携強化

日米同盟に加えて、同盟国・同志国間のネッ

トワークを重層的に構築し、それを拡大し、抑止力を強化していくことも重要である。そのために、日米韓、日米豪などの枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸国、ASEAN諸国、カナダ、NATO、EUなどとの安全保障上の協力を強化する。

オーストラリアとは、1月に日豪円滑化協定5に署名し、10月の日豪首脳会談では、首脳間で新たな安全保障協力に関する日豪共同宣言に署名するなど、インド太平洋地域の平和と繁栄の確保に向け、引き続き安全保障分野の協力を着実に強化・拡大させている。

欧州諸国及びEU、NATOとは、欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの認識の下、安全保障に係る連携を強化している。EU、NATOを始め欧州諸国もインド太平洋への関心を高めており、こうしたことを背景に、4月には、NATO外相会合に日本の外務大臣として初めて林外務大臣が、6月には、首脳会合に日本の総理大臣として初めて岸田総理大臣が出席したほか、12月には日本、英国及びイタリアの3か国間による次期戦闘機の共同開発(GCAP)への合意を発表し、2023年1月には日英部隊間協力円滑化協定6に署名した。引き続き、欧州諸国及びEU、NATOによるインド太平洋への関与拡大に向けて具体的協力を進めていく。

(3) 近隣諸国などとの関係

日本及び地域の平和と安全を維持するため、 近隣国などとの間の難しい問題に正面から対応 しつつ、安定的な関係を築いていく。

日本と中国との間には、様々な可能性がある一方で、尖閣諸島を含む東シナ海、南シナ海における中国による力による一方的な現状変更の試みは強化されつつあり、さらに8月に日本のEEZを含む日本近海に弾道ミサイルが着弾したことを始めとする、中国による台湾周辺での

一連の軍事活動の活発化など、数多くの課題や 懸案が存在している。台湾海峡の平和と安定も 重要である。さらに、新疆ウイグル自治区の 人権状況や香港情勢についても深刻に懸念して いる。同時に日中両国は、地域と世界の平和と 繁栄に対して大きな責任を有している。中国と は、首脳・外相を含む様々なレベルで意思疎通 を行い、主張すべきは主張し、責任ある行動を 求めつつ、諸懸案も含め対話をしっかりと重 ね、共通の諸課題については協力するという 「建設的かつ安定的な日中関係」の構築を日中 双方の努力で加速していくことが重要である。

韓国は、国際社会における様々な課題への対応に協力していくべき重要な隣国である。北朝鮮への対応などを念頭に、安全保障面を含め、日韓・日米韓の戦略的連携を強化してくことの重要性は、論を俟たない。国交正常化以来築いてきた友好協力関係の基盤に基づき、日韓関係を健全な関係に戻し、更に発展させていく必要があり、11月の日韓首脳会談の結果も踏まえ、韓国政府と緊密に意思疎通していく。また、竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ、国際法上も日本固有の領土である。この基本的な立場に基づき、毅然と対応していく。

ロシアによるウクライナ侵略は、国際秩序の 根幹を揺るがすものである。ウクライナの一部 地域の違法な「併合」や無辜の民間人の殺害な どの一連のロシアによる行為は、国際法違反で あり、断じて正当化できるものではない。ま た、日本は、唯一の戦争被爆国として、ロシア による核の威嚇は、断じて受け入れることはで きず、ましてや、その使用はあってはならない との立場である。欧州とインド太平洋地域の安 全保障を切り離して論じることはもはやできず、 日本は、いかなる地域においても、力による一 方的な現状変更の試みを許さないという強い決 意を持って、G7を始めとする国際社会と引き 続き緊密に連携しながら、対ロシア制裁とウク

⁵ 日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位などを定める協定

⁶ 日英の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位などを定める協定

ライナ支援を強力に推し進める。こうした中 で、ロシアとの関係については日本の国益を守 る形で対応していく。日露関係は、まさにロシ アによるウクライナ侵略によって厳しい状況で あり、平和条約交渉の展望を語れる状況にはな いが、日本として、領土問題を解決し、平和条 約を締結するとの方針を堅持する。また、北方 墓参を始めとした北方四島交流等事業の再開 は、今後の日露関係の中でも最優先事項の一つ である。

北朝鮮との間では、日朝平壌宣言に基づき、 拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に 解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常 化の実現を目指している。日本としては、引き 続き、米国や韓国と緊密に連携し、安保理の場 を含め、国際社会とも協力しながら、関連する 国連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の 完全な非核化を目指していく。また、最重要課 題である拉致問題は時間的制約のある人道問題 である。日本の主権や国民の生命と安全に関わ る重大な問題であると同時に、基本的人権の侵 害という国際社会全体の普遍的問題であり、そ の解決には一刻の猶予もない。引き続き米国を 始めとする関係国と緊密に連携し、一日も早い 全ての拉致被害者の帰国を実現するため、全力 を尽くしていく。

(4) 地域外交の課題

国際秩序の動揺がもたらす危機は、世界のい ずれの国・地域にとっても「対岸の火事」では ない。ロシアによるウクライナ侵略は、法の支 配に基づく国際秩序の根幹に対する挑戦であ る。さらに、食料・エネルギー価格の高騰など を引き起こし、インド太平洋地域、中東・アフ リカなどにも深刻な影響を与えている。また、 ロシア・中国などの偽情報による国際社会の分 断の試みにも目を向けねばならない。特に、グ ローバル・サウスとも呼ばれる新興国・途上国 は存在感を増しており、これら諸国との連携強 化が重要である。特に、共通のグローバルな諸

課題に取り組むに当たっては、包摂的なアプ ローチで、これら諸国の声によく耳を傾け、こ れら諸国が真に必要とする支援を行っていく。 そうした地道な外交こそが、国際社会において 法の支配に基づく自由で開かれた秩序を更に強 化していくと考える。

インド洋に面する南西アジアは、日本と中 東・アフリカ地域を結ぶシーレーン上の要衝に 位置する戦略的に重要な地域であり、また、域 内で約18億人の人口を有し、高い経済成長率 を維持していることから、日本企業にとって魅 力的な市場・生産拠点である。南西アジア各国 は伝統的な親日国であり、日本は長年にわたっ て安全保障、経済、経済協力、人的交流などの 幅広い分野においてこの地域の国々との関係を 深めてきた。こうした基盤を活用しながら、法 の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維 持・強化に向けた重要なパートナーである南西 アジア各国との関係を一層深化させていく。

太平洋島嶼国地域は、FOIPの実現の観点か らも非常に重要な地域である。10回目を迎え る 2024年の太平洋・島サミット (PALM) も 見据え、2023年のPALM中間閣僚会合や二国 間での対話などを通じて、同志国とも連携しつ つ、各国のニーズに寄り添う形で太平洋島嶼国 の発展やその一体性を力強く支えていく。

中東は国際社会にとり主要なエネルギー供給 源の一つであり、日本も原油輸入の約9割をこ の地域に依存している。したがって、航行の安 全の確保を含む、同地域の平和と安定は、エネ ルギー安全保障や日本を含む世界経済の安定と 成長にとっても極めて重要である。一方、同地 域には歴史的に様々な紛争や対立が存在し、現 在も不安定な緊張状態や深刻な人道状況が継続 している。日本は米国と同盟関係にあり、同時 に中東各国と伝統的に良好な関係を築いてい る。中東地域を含む法の支配に基づく自由で開 かれた国際秩序の維持・強化に向け、「日アラ ブ政治対話」などの様々な対話の枠組みを通じ 各国の問題意識やニーズを十分に踏まえた上

で、関係国とも緊密に連携しながら、中東の緊 張緩和と情勢の安定化に資する外交努力を、積 極的に展開していく。

2050年に世界の人口の4分の1を占めると 言われるアフリカは、若く、希望にあふれ、ダ イナミックな成長が期待できる大陸である。日 本は1993年に、アフリカ開発会議(TICAD) を立ち上げて以降、約30年間にわたり、アフ リカ自らが主導する開発を支援していくとの精 神で取り組んできた。8月のTICAD 8では、 アフリカと「共に成長するパートナー」として 「人」に着目した日本らしいアプローチで取組 を推進していくとのメッセージを力強く打ち出 した。今後とも、アフリカ自身が目指す強靭な アフリカを実現することに貢献し、日・アフリ カ関係を一層深化させていく。

中南米諸国の多くは基本的価値を共有し、国 際場裡でも存在感を有するパートナーであり、 また、昨今のエネルギー・食料危機を背景に、 資源供給源としての戦略的重要性も増してい る。日本は、自由で開かれた国際秩序の維持・ 強化に向けて引き続き中南米諸国と連携してい く。また、日本と中南米の伝統的な友好関係を 支えてきた日系社会や親日派・知日派層とも連 携を図りつつ、中南米諸国の格差是正や、新た な成長をもたらすグリーントランスフォーメー ション (GX)・デジタルトランスフォーメー ション (DX) による包摂的で持続可能な発展 に向け、様々な分野で協力を強化していく。

中央アジア・コーカサス諸国は、ロシアと歴 史的、経済的に緊密な関係にある中で、ロシア によるウクライナ侵略の影響を大きく受けてい る。日本は、「中央アジア+日本」対話などの 枠組みも活用しながら、法の支配に基づく自由 で開かれた国際秩序を維持・強化するための パートナーとして協力を推進していく。

日本として、あらゆる地域の国々との間で築

き上げてきた「きめ細やか」な地域外交を礎 に、地域・国際社会の安定化のため、法の支配 に基づく秩序の重要性を共有し、共に維持・強 化していくための努力を継続する。

(5) 人類共通の課題への対応

日本の擁護する国際秩序が世界の人々の信頼 に足るものであるために、人類共通の課題への 対応を主導していかねばならない。国際社会の 多数を占める開発途上国は、複雑化する国際情 勢と地球規模課題の深刻化の中で、安定的な発 展を見通すことが困難な状況に陥っている。こ うした中で、新たな時代における人間の安全保 障の理念に立脚しつつ、最も重要な外交ツール の一つであるODAをより一層拡充し、戦略 的・効果的な活用を通じて、FOIPの実現や SDGsの達成に向けた取組を加速する。そのた めに、開発協力大綱を2023年前半を自処に改

ロシアによるウクライナ侵略に起因する食料 価格の高騰に対しては、国際機関や同志国との 連携に加え、TICADプロセスなどを通じて、 脆弱性を抱える国々の支援に取り組んでいく。

気候変動は人類共通の課題であり、国際社会 全体が連携して取り組むべき重要な課題であ る。ウクライナ情勢を受けて、エネルギー安全 保障の強化との両立が重要な課題となっている が、11月に開催されたCOP27の成果に基づき、 引き続き気候変動問題に取り組み、1.5℃目標⁷ に沿った排出削減努力を含め、全締約国の更な る行動を呼びかけていく。

核軍縮・不拡散については、引き続き同盟国 である米国との信頼関係を基礎としつつ、岸田 総理大臣が「厳しい安全保障環境」という「現 実」を「核兵器のない世界」という「理想」に 結び付けるための現実的なロードマップの第一 歩として提唱した「ヒロシマ・アクション・プ

⁷ パリ協定で示された、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分下回るものに抑え、また、1.5℃高い水準までのものに 制限するための努力を継続するという目標

ラン|8を始め、「核兵器のない世界|に向けた 現実的かつ実践的な取組を着実に進めていく。 国際賢人会議9などの取組を通じて、「核兵器の ない世界」に向けた国際社会の機運を一層高 め、G7広島サミットでこうした観点から力強 いメッセージを発信できるよう、G7メンバー などと議論を深めていく。

国際保健は、人々の健康のみならず、経済、 社会、安全保障にも直結する重要な課題であ る。新型コロナ対応の経験も踏まえて、将来の 健康危機に対する予防・備え・対応の強化に資 するグローバルヘルス・アーキテクチャー(国 際保健の枠組み)の構築に貢献しつつ、ユニ バーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)¹⁰の達 成に向け、新型コロナで後退した国際保健課題 への対応を主導していく。

プラスチック汚染、生物多様性の保全、深刻 化する人道危機、難民・避難民、テロ・暴力的 過激主義、男女共同参画などSDGs達成に向け た諸課題にも積極的に取り組む。

基本的な価値である人権の擁護のため、深刻 な人権侵害に対してしっかり声を上げ、努力を

している国に対しては、「対話と協力」により その取組を促す、日本らしい人権外交を進めて

(6) 総合的な外交実施体制の強化

以上の諸課題について、着実に具体的な成果 を挙げるためには、機動的な外交実施体制を確 保し、外交活動の最前線に立つ在外職員などの 勤務環境や生活基盤を強化することが不可欠で あり、為替・物価変動の影響を受ける各種手当 などの改善に取り組んでいく。また、人的体制、 ODAの一層の拡充を含む財政基盤、DX推進 を含めた外交・領事実施体制の抜本的強化と戦 略的な対外発信に取り組み、日本人国際機関職 員の増加、親日派・知日派の発掘・育成、日系 社会との連携強化に努める。さらに、「佐渡島 の金山 の世界遺産登録に向け、外務省として もしっかりと役割を果たしていく。各国の水際 措置緩和に伴い、国際的な交流が再活性化して いることも踏まえ、海外における邦人の安全確 保にも、引き続き万全を期していく。

^{8 8}月に開催された「第10回NPT運用検討会議」において、岸田総理大臣が「核兵器のない世界」に向けた現実的なロードマップの第一歩として 提唱した、(1)核兵器不使用の継続の重要性の共有、(2)透明性の向上、(3)核兵器数の減少傾向の維持、(4)核兵器の不拡散及び原子力の平和 的利用、(5)各国指導者などによる被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とするプラン

^{9 1}月に岸田総理大臣が施政方針演説で立上げを表明。核兵器国と非核兵器国の双方からの有識者や現職・元職の政治リーダーが「核兵器のない世 界」の実現に向けた具体的な道筋について議論する国際会議。12月に広島で第1回会合を開催した。

¹⁰ すべての人が、効果的で良質な保健医療サービスを、負担可能な費用で受けられること



ロシアによるウクライナ侵略と 日本の対応

冒頭

(1) 主な出来事

2月24日、ロシアはウクライナへの侵略を開始 し、首都キーウを含め、ウクライナ北部・東部・南 部が攻撃にさらされた(ロシアは「特別軍事作戦」 と称している。)。プーチン・ロシア大統領は同日の テレビ演説で、その目的は8年間にわたりキーウ政 権からの愚弄と虐殺にさらされてきた人々の保護、 そのためにウクライナの非軍事化と非ナチ化を追 求していくと発言した。

2月末からロシア・ウクライナ間で断続的に交 渉が行われたものの、何らかの具体的な合意には つながらなかった。3月末には、ロシア側はキーウ 方面などにおける段階的な軍事的エスカレー ションの「緩和」を発表し、キーウを含む北部から 撤退したが、その後、部隊を再編し、東部・南部 へ戦力を集中させた。ロシア軍撤退後のブチャな どキーウ近郊では一般市民の虐殺を含む残虐行 為の形跡が発見され、国際世論に大きな衝撃を 与えた。

また、ロシア側は、南部ヘルソン州及び東部ル ハンスク州のほぼ全域、南東部にある欧州最大級 とされるザポリッジャ原子力発電所(以下、「ザポ リッジャ原発」という。)を含むザポリッジャ州、東部 ハルキウ州及びドネツク州の一部地域の制圧を主 張した。

この影響を受け、黒海を通じた食料輸出が滞る状 況が続いていたが、7月22日、国連、トルコ、ウクラ イナ及びロシアとの間で「黒海穀物イニシアティ ブ」の合意に至った。以降、ウクライナ南部の港 から穀物を積載した船舶が出航するようになった。

夏以降、ウクライナ側はロシアに対する反転攻 勢を行い、9月12日には北東部ハルキウ州ほぼ全 域のロシアからの解放を発表した。同月21日、プー

チン大統領が部分的動員令を公表し、当局の発表 によれば30万人規模の動員を行った。この際、動 員を逃れるために、多くの人々がロシア国外に脱 出する事態が生じた。同月下旬、ウクライナ国内の ドネツク、ルハンスク、ザポリッジャ及びヘルソンに おいてロシアへの「編入」に関する「住民投票」と 称する行為が行われ、その結果を口実として、ロシ アはこれらの地域を違法に「併合」した。一方、10 月初め、ウクライナ側はドネツク州リマンの奪還を 発表した。

10月8日、ロシア側が建設したクリミア半島とロ シアをつなぐ大橋で爆発が発生すると、ロシア側 はこれをウクライナ当局によるテロ行為であると 断定した。以降、ロシア側はキーウを始めとするウ クライナ各地のエネルギーなどのインフラ施設を 中心にミサイルやドローンによる大規模攻撃を行 うようになり、大きな被害が生じており、現在に至 るまで民生インフラなどへの攻撃が継続している。

11月、ロシア側は州都ヘルソン市を含む南部へ ルソン州一部地域から撤退したが、その後も、同 地域に対するロシア側による攻撃は継続された。 12月に入ると、ロシア国防省は、ウクライナ側が ロシア国内の軍用飛行場に無人機による空爆を試 みた、迎撃時に無人機の破片が落下・爆破し、死 傷者が発生したと発表した。同月21日には、ゼレン スキー・ウクライナ大統領が侵略開始後初めての 海外訪問として米国を訪問し、更なる軍事支援を 要請し、米国は地対空誘導弾「ペトリオット」を含む 追加の軍事支援を発表した。

年末年始もウクライナ各地に対するミサイル・ 無人機などによる攻撃が断続的に発生した。ロシア による更なる大規模攻撃の可能性が指摘される中、 ウクライナからの要請に応じ、欧米各国は主力戦 車の供与を含む同国への軍事支援を強化させてい



る。2023年2月末現在、両国の間で停戦交渉の開 始に向けた動きは見られず、事態の長期化や更な るエスカレーションを懸念する声もあり、引き続き 予断を許さない状況となっている。

ロシアによるウクライナ侵略は、ウクライナ国民 の命や平和な暮らしを奪っただけでなく、戦争の 影響を直接受けた近隣諸国はもちろん、世界有数 の穀物輸出国である両国からの穀物輸出などの制 限を引き起こした。また、ロシアはエネルギー資源 を使って、エネルギー供給を輸入に依存する諸国 に対して圧力をかけている。このような食料・エネ ルギーを地政学的な威圧の手段として利用するロ シアの試みは、世界的な食料・エネルギーの供給 不足、価格の高騰を招いた。

(2)日本の基本的立場

ロシアによるウクライナ侵略は、国際社会が長 きにわたる懸命な努力と多くの犠牲の上に築き上 げてきた国際秩序の根幹を脅かすものであり、世 界のいかなる国・地域にとっても決して「対岸の火 事」ではない。日本は、力による一方的な現状変更 は、欧州であれ、東アジアであれ、いかなる場所で も許してはならないという強い決意の下、この1年、 ロシアに対し、侵略を即時停止し、部隊をロシア国 内に撤収するよう強く求め、また、G7を始めとす る国際社会と緊密に連携しながら、厳しい対ロシ ア制裁と強力なウクライナ支援に取り組んできた。 さらに、食料・エネルギー価格の高騰など、ロシア によるウクライナ侵略が特に多くの開発途上国に 困難をもたらしているグローバルな課題の解決、 そして、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化 するため、安保理改革を含む国連の機能強化を始 めとするグローバル・ガバナンスの問題にも積極 的に取り組んできた。

プーチン大統領が侵略開始直後にロシア軍抑止 力部隊を特別戦闘当直態勢に移行させたほか、ロ シアから様々な発信を通じて核による威嚇がなさ れており、ロシアによる核兵器使用の可能性が国 際社会で懸念される状況が続いている。こうした 中、日本は唯一の戦争被爆国としても核兵器が使 用される可能性を深刻に懸念し、また、ロシアの核 兵器による威嚇、ましてや使用はあってはならない と、国連やG7などの国際場裡及び各国との二国 間会談の場で強く訴えてきた。ウクライナの原子 力施設又はその付近でのロシアの軍事行為は決し て許されるものではなく、日本は、ロシアの行為を 最も強い言葉で非難し、また、東京電力福島第一 原子力発電所事故の経験も踏まえ、国際原子力機 関 (IAEA) によるウクライナの原子力施設の安全 や核セキュリティの確保に向けた取組を後押しして きた。

ロシアの暴挙が脅かしている法の支配に基づく 国際秩序は、G7のみならず国際社会全体の平和 と繁栄を支える公共財である。この1年、G7以外 にも、東南アジア諸国連合(ASEAN)、南アジア、 中央アジア、大洋州、中東、アフリカ、中南米など 各国との関係を深め、共にこの秩序を擁護するた め働きかけてきた。こうした取組の結果、国連総会 において、10月12日にはウクライナ国内における 「住民投票」と称する行為及びロシアによる「併合」 の違法な試みを非難する決議が、2023年2月23日 にはウクライナの平和を求める決議が、それぞれ14 3か国及び141か国という全国連加盟国の7割以上 の賛成をもって採択されるなど、国際社会の意思が 明確に示されてきている。日本は、ロシアが一刻も 早く侵略をやめるよう、暴挙には高い代償が伴うこ とを同国に示すため、対ロシア制裁に参加していな い国々への働きかけを含め、国際社会との結束を 強化していく。

このような基本的立場を踏まえ、2023年3月21 日、岸田総理大臣は、ロシアによる全面的な侵略 開始以降初となるウクライナ訪問を実現し、ゼレン スキー・ウクライナ大統領と首脳会談を行った。岸

田総理大臣自らによる戦時下のウクライナ訪問は、 欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であると の日本の信念を体現し、関係各国に強いメッセー ジを送るものとなった。会談において、岸田総理大 臣は、同大統領のリーダーシップの下で、祖国と 自由を守るために立ち上がっているウクライナ国 民の勇気と忍耐に敬意を表し、ウクライナ国民に 対する日本の揺るぎない支援と連帯、G7議長国と して法の支配に基づく国際秩序を守り抜く決意を 伝えた。その上で、両首脳は、両国間の連携をこれ まで以上に強化することで合意し、「特別なグロー バル・パートナーシップに関する共同声明 | を発出 した。また、岸田総理大臣は、ロシアによる侵略を 受けウクライナが被った被害などの状況を直接視 察した。1

本特集では、ロシアによるウクライナ侵略とそ の影響に対し、この1年、日本がどのような考えの 下、どのような取組を行ってきたのか、振り返る。

日本の対応

(1)対ロシア政策の転換及び対ロシア制裁

日本は、インド太平洋地域の戦略環境が大きく 変化しつつある中で、ロシアと安定的な関係を構 築することは、日本の国益のみならず、地域の安 定と発展にとっても極めて重要との考えの下、対 ロシア外交に取り組んできた。しかし、ロシアによ るウクライナ侵略の開始により、国際社会としてロ シアとの関係をこれまでどおり維持することができ なくなったことを受け、日本としても従来の対ロシ ア外交を大きく転換し、G7を始めとする国際社会 と連携しつつ厳しい対ロシア制裁をとるなど、断固 とした行動をとってきている。

2月21日、ロシアが「ドネツク人民共和国」及び 「ルハンスク人民共和国 |を「独立国家 |として承認し、 両「共和国」との条約批准などを行ったことを受け、 日本は、両「共和国」との輸出入禁止や関係者(24 個人)の資産凍結、ロシア政府による新たなソブ リン債の日本での発行・流通禁止などを発表した。

また、2月24日、ロシアがウクライナへの軍事 行動を開始したことを受け、林外務大臣はガルー ジン駐日ロシア大使を召致し、ロシアの侵略に対

する強い非難を伝え、直ちに侵略をやめロシア国 内に撤収することなどを求めた。翌25日、日本は、 G7を始めとする国際社会と連携し、(ア) ロシア関 係者 (6個人) への資産凍結、(イ) ロシアの3金融 機関(バンク・ロシア、プロムスヴャジバンク、ロシ ア対外経済銀行) に対する資産凍結 、(ウ) ロシア の軍事関連団体 (49団体) に対する輸出、国際的 な合意に基づく規制リスト品目や半導体など汎用 品のロシア向け輸出に関する制裁を発表した。27 日には、プーチン大統領を含む、ロシア政府関係 者に対する資産凍結などの措置を決定し、また、 欧米各国からの要請を踏まえ、SWIFT²からロシア の特定銀行を排除する措置に参加することを発表 した。

その後も、日本はG7を始め各国と緊密に連携 し、ロシアの政府関係者・軍関係者・国家院議員・ 財閥関係者などに対する資産凍結措置や金融措置 などとして、ロシア最大手ズベルバンクを含む銀 行などに対する資産凍結措置や、ロシア中央銀行 との取引制限、デジタル資産を用いたロシアによ る制裁回避への対応、ロシアへの新規投資の禁止、



^{1 2023}年3月の岸田総理大臣のウクライナ訪問については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/page1_001548.html



ロシア向けサービス(信託、会計・監査、経営コン サルティング) の提供禁止などを実施した。

また、貿易措置としては、関税暫定措置法を改 正し、ロシアの最恵国待遇を撤回した。さらに、ロ シアへの奢侈品や先端的な物品、産業基盤強化に 資する物品、化学兵器などの関連物品の輸出禁止 など措置の対象を拡大したほか、ロシアからの一 部物品(機械類、一部木材、ウォッカなど)や金の 輸入禁止を実施するなど、厳しい制裁措置を実施 している。

上記のような経済制裁以外にも、日本は、ロシ アの一部の関係者に対して日本への査証発給の停 止を行っている。

こうした動きに対し、ロシア側は、3月21日、平 和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問 を中止する、共同経済活動に関する対話から離脱 するなどの措置をとるとの声明を発表し、9月5日、 四島交流及び自由訪問についての合意の効力を停 止するとの政府令を発表した。さらに、5月4日、口 シア側は岸田総理大臣を含む63人についてロシア への入国禁止措置を発表し、7月15日には更に衆 議院議員384人について入国禁止措置を発表した。

また、4月8日、ウクライナ侵略における状況も 踏まえ、日本として総合的に判断した結果、8人の 在日ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部 職員の国外退去を求めた。これに対し、4月27日、 ロシア側は8人の在ロシア日本大使館員の国外退 去を求めた。

このようなロシア側の日本に対する一連の措置 について、ウクライナ侵略という軍事的手段に訴 え今回の事態を招いたのはロシア側であるにもか かわらず、ロシア側は日本側に責任を転嫁するか のような極めて不当な主張をしており、断じて受け 入れられない。日本は、政府としてその旨ロシア側 に伝達し、強く抗議してきている。

エネルギー分野への措置としては、政府は、石 炭や石油を含め、ロシアのエネルギーへの依存を フェーズアウトする方針であり、国民生活や事業活 動への悪影響を最小化する方法で、時間をかけて そのステップをとっていくこととしている。また、ロ シアにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン1」、 「サハリン2」については、中長期的な安定供給を 確保する観点から、日本のエネルギー安全保障上 重要なプロジェクトであり、権益を維持する方針で ある。なお、G7及びオーストラリアは、欧州連合 (EU)と共にロシアのエネルギー収入を減少させ つつ、国際的な石油価格の安定化を図ることを目 的に、ロシア産石油及び石油製品へのプライス キャップ (価格上限規制) を導入している。

(2) 対ウクライナ支援

日本は、ロシアによるウクライナ侵略開始当初 から、ウクライナに対し、財政、人道、防衛装備品 の支援から避難民の受入れまで、現地のニーズを 的確に把握しながらウクライナの人々に寄り添った 支援を迅速に実施してきた。具体的には、ウクライ ナ及び周辺国などに対する、財政、人道、食料及 び復旧・復興の分野で約16億ドルの支援を順次実 施してきている。



日・ウクライナ首脳会談に際する歓迎式典 (2023年3月21日、ウクライナ・キーウ 写真提供:内閣広報室)

- 2 SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication: 国際銀行間通信協会) の概要
 - ・世界中の銀行間の金融取引の仲介と実行の役割を担う団体(協同組合)。本社はベルギー
 - ・200超の国の1.1万以上の銀行などが接続し、1日平均4,200万件以上の国際金融取引に係るメッセージを送信している。
 - ・同協会はベルギー法の下で設立され、EUの規制枠組みが適用されている。

ロシアによる侵略から1年の機会には、改めてウクライナへの連帯を示すため、関連する予算と法律の国会での成立を前提として約55億ドルの追加財政支援を行うことを決定した。さらに、2023年3月21日、ウクライナを訪問した岸田総理大臣は、キーウでの日・ウクライナ首脳会談³において、今後、これらの総額71億ドルの支援を着実に実施し、電力、地雷処理、農業など様々な分野でウクライナを支えていくと述べた。また、岸田総理大臣から、今般、エネルギー分野などへの新たな二国間無償支援等を4.7億ドル供与すること、北大西洋条約機構(NATO)の信託基金を通じた殺傷性のない装備品支援に3,000万ドルを拠出することを決定したと述べた。

ア財政支援

岸田総理大臣は、2月15日に行われた日・ウクライナ首脳電話会談において、ゼレンスキー・ウクライナ大統領に対し、借款による支援を緊急に供与する用意があることを表明し、また、3月24日のG7首脳会合において、世界銀行との協調融資により1億ドルの緊急の財政支援を行うことを表明し



財政支援に係る交換公文署名式(4月28日、東京)

た。その後、4月19日のウクライナ情勢に関する 首脳テレビ会議において、日本は財政支援の1億ドルから3億ドルへの増額、5月20日には更に総額6 億ドルに倍増することを表明した。経済危機に直 面するウクライナの緊急かつ短期的な資金需要に 対応するため、日本はウクライナ政府に対し迅速 に手続きが進むよう働きかけ、最初に表明した1億 ドル(130億円)については4月28日に、5億ドル (650億円)の追加供与について6月7日に、それ ぞれ東京においてウクライナ側と有償資金協力の ための交換公文の署名を行った。

この財政支援は、ウクライナ政府による必要不可欠な公共サービスを維持・継続し、経済改革及び政府関係者の能力構築を推進するために用いられており、ロシアの侵略に伴い経済危機に直面するウクライナの経済を下支えすることが期待される。

また、2023年1月16日、日本は、公的債権者グループの一員として、国債保有者への返済期限が到来した債務支払を猶予するとのウクライナからの要請を支持し、国債保有者が本要請に同意することを促すことを目的に、ウクライナに対する債務救済措置(債務支払猶予方式)に関する書簡の交換を行った。

さらに、2023年2月のG7財務大臣・中央銀行総裁会議及びG7首脳テレビ会議において、大きな課題となっているウクライナの財政ギャップに対応するため、関連する予算と法律の国会での成立を前提とした約55億ドルの追加財政支援を表明した。

イ 人道支援

ロシアによるウクライナ侵略を受け、2月27日、日本は、他国に先駆けてウクライナ及び周辺国に対する1億ドルの緊急人道支援を表明した。国際機関及び日本のNGOを通じて、保健・医療、食料



^{3 2023}年3月21日の日・ウクライナ首脳会談については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/ua/page4_005820.html



などを始めとする緊急性の高い分野において活動 を行い、また、避難している人々の多くが女性や 子供たちであることを踏まえ、女性や子供のニー ズにも配慮した支援を行った。

一例としては、国連児童基金 (UNICEF) 及び国 連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) を通じた、「ブ ルードット (Blue Dot) | と呼ばれる、国外に避難し たウクライナの子供たちとその家族の支援拠点と して設置された「子どもにやさしい空間」への支援 が挙げられる。また、UNHCR、国際移住機関 (IOM) などを通じた、女性や子供が安全に身を寄 せることができる一時避難施設を提供し、性的及 びジェンダーに基づく暴力の予防に取り組んでい るほか、国連世界食糧計画 (WFP) を通じて温か い食事を提供する支援なども行った。

3月24日、日本は、更なる人道ニーズを踏まえ、 追加で1億ドルの緊急人道支援を行うことを表明し た。具体的には、ウクライナ及び周辺国の国境管 理当局などに対する人身取引対策の能力強化に関 する支援のほか、緊急的がれき除去に伴う地雷・ 不発弾の処理・対応を含めた人道的活動を通じて 避難民の安全な移動の確保に貢献し、また、人口 比で最大の避難民を受け入れているモルドバへの 支援にも配慮した。

4月1日には、UNHCRに対し、国際平和協力法 に基づき、政府の備蓄物資である毛布、ビニール シート及びスリーピングマットを無償で提供するこ



UNHCRの人道救援物資を輸送する自衛隊機。輸送された物資は、UNHCR 経由で避難民に届けられた

(5月13日、ルーマニア 写真提供:防衛省ホームページ)



仮設住宅の付近に設置されている日本が提供した発電機 (©UNHCR)

とを閣議決定し、同月19日にUNHCRに譲渡した。 同月28日には、同法に基づき、「ウクライナ被災民 救援国際平和協力業務実施計画 | を閣議決定し、 同計画に基づき、5月1日から6月27日までの間、 自衛隊機計8便を運航し、UNHCRの人道救援物 資をドバイ (アラブ首長国連邦) からポーランド又 はルーマニアまで輸送した。

また、ウクライナは世界有数の農業国であるが、 ロシアによる侵略の影響により農地への作付けが 困難な状況となっていることから、国連食糧農業機 関 (FAO) を通じて穀物生産のための種子や肥料の 配布を行い、ウクライナ国内の農業生産を早期に 回復し、同国のみならず世界の食料安全保障の確 保に貢献する支援も行った(世界の食料安全保障の 確保に貢献する日本の支援の詳細は4(1)参照)。

その後も、ロシアの攻撃により多くのエネル ギー・インフラ施設が破壊され、日々の寒さが厳し くなり日が短くなる中、停電により暖房設備や照明 器具を使用できない人々に対し、UNHCRを通じ た発電機やソーラー・ランタンの提供による越冬 支援を11月22日に決定した。12月以降、独立行 政法人国際協力機構 (JICA) を通じた発電機の供 与も実施し、これまでに約300台の発電機を供与 した。さらに、2023年2月には、国連プロジェクト サービス機関 (UNOPS) を通じて、ウクライナ国 家警察に対して、反射材及びカイロを供与する追 加的な越冬支援を決定した。

ウ 装備品などの供与

ロシアによるウクライナ侵略という、欧州のみな らず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行 為に対し、国際社会が結束して毅然と対応するこ とは、ルールに基づく国際秩序を守り抜くために も、また、日本の安全保障の観点からも極めて重 要である。

こうした観点から、ウクライナ側から装備品など の提供の要請を受け、日本は、自衛隊法に基づき、 防衛装備移転三原則の範囲内で非殺傷性の物資 を提供するため、3月8日に国家安全保障会議に おいて、防衛装備移転三原則の運用指針を一部 改正し、同月以降、防弾チョッキ、鉄帽(ヘルメッ ト)、防寒服、衛生資材、化学兵器等対応用の防 護マスク及び防護衣、小型のドローン並びに民生 車両 (バン) などを自衛隊機などにより輸送し、提 供してきた。

なお、自衛隊法に定められている装備品などの 譲渡に当たり、自衛隊法及び防衛装備移転三原則 上求められる国際約束として、3月8日、林外務大 臣とコルスンスキー駐日ウクライナ大使との間で 交換公文の署名が行われ、即日発効した。この交 換公文では、譲渡される装備品などの目的外使用 の禁止などに関する規定を設けることで、ウクライ ナへの移転後の適正な管理を確保した。

エ 避難民受入れ

「欧州における第二次世界大戦後最大の難民危 機」(グランディ国連難民高等弁務官の発言)とさ れるウクライナ避難民の発生に対し、日本は避難 民受入れに関する取組を積極的に行っている。口 シアによる侵略が開始して間もない3月2日、岸田 総理大臣はウクライナ避難民受入れを進める考え を表明し、16日には司令塔として「ウクライナ避難 民対策連絡調整会議 | を設置した上で、18日に、 「ウクライナから避難を余儀なくされ、日本への避 難を希望するウクライナの方々 について受入れ 支援を行うことを決定した。現地でも、25日に在 ポーランド日本国大使館及び在ジェシュフ連絡事 務所の体制を強化して「ウクライナ避難民支援 チーム | を設置し、避難民の方々の日本への渡航 支援のニーズについて調査・把握を進めた。

また、4月初旬には林外務大臣と津島淳法務副 大臣がポーランドを訪問し、ポーランド政府要人と の会談や、避難民施設の視察、ウクライナ国境地 帯の訪問などを通じて、ウクライナ避難民の置かれ た状況や、受入れに関するニーズ、受入れに当たっ ての課題などを確認した。林外務大臣の帰国の際 には、政府専用機の予備機に、日本への避難を切 に希望しているものの、自力で渡航手段を確保す ることが困難な20名の避難民の方々が搭乗した。

加えて、円滑に日本に渡航できるようにする観 点から、4月8日から現在(2023年2月末)にかけ て、日本への避難を切に希望しているものの、自 力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ 避難民の方々に対し、毎週政府がポーランドとの 直行便の座席を借り上げ、人道的観点から、渡航 支援を行っている。今後も当面、日本への渡航を 支援する予定である。

避難民受入れに当たっては、ウクライナから避 難される方々にまず安心できる避難生活の場を提 供することが重要であり、今後も関係省庁と連携 しながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り 添った支援を行っていく。

オ 復興支援

情勢の見通しが立たない中で、ウクライナ復興 に向けて国際社会も動き出している。

7月4日及び5日、スイス・ルガーノにおいて「ウ クライナの復興に関する国際会議 | が開催された。 日本政府からは鈴木貴子外務副大臣が出席し、鈴 木外務副大臣からは、様々な自然災害などから復 興を成し遂げてきた日本の経験をいかしながら今 後のウクライナの復興に積極的に貢献していく考

えを強調し、その上で、ウクライナの復興計画が、 ウクライナの人々に輝かしい未来への希望を与え るものとなることに対する期待を表明した。会議の 成果として、参加国・機関が確認する形でウクライ ナ復興の指針となる原則をまとめた「ルガーノ官 言 | が発出された。

10月25日、ベルリンで「ウクライナ復興・再建・ 近代化に関する国際専門家会議 | が開催された。 同会議に際し、岸田総理大臣が、ビデオ・メッセー ジを送る形で参加し、ウクライナの復興に当たって は、第一に、それがウクライナのオーナーシップに 基づいたものとなること、第二に、支援に従事する 全ての国・機関・企業が復興の全体像を共有する こと、そして第三に、国際ルールやスタンダードに 従って、透明かつ公正な形で活動がなされること が不可欠であることを述べた。また、EUや本件会 議に参加している関係国を始めとする幅広い国際 社会の支援を得られる枠組みとすることが必要で あり、2023年、G7議長国を務める日本として、ウ クライナにおける一刻も早い平和の回復及び復興 の実現に向けて、国際社会の議論を積極的にリー ドしていく考えであると述べた。

12月13日、パリで「ウクライナ市民の強靱性を 支援するための国際会議 | が開催され、吉川ゆう み外務大臣政務官が出席した。吉川外務大臣政務



カンボジア地雷除去センター専門家によるウクライナ非常事態庁職員へ の地雷探知機使用訓練の様子

(2023年1月17日、カンボジア・コンポチュナン 写真提供:JICA)

官からは、ウクライナ及び周辺国向けの予算を含 む補正予算の成立について紹介した上で、発電機 などエネルギー関連分野とともに喫緊の人道支援 やウクライナの人々の生活再建に重点を置きつ つ、必要な人道支援に加え、復旧・復興支援を実 施していくと表明した。また、2023年のG7議長 国という立場から、G7を始めとする国際社会と緊 密に連携した上で、日本がこれまで他国の復興で 培ってきた知見や経験をいかし、ウクライナの人々 に寄り添った支援を積極的に行っていく考えである と表明した。

ウクライナの復興に当たっては、上記会合での議 論を踏まえつつ、ウクライナ自身のオーナーシップ の下、国際社会による力強い支援を得て、ウクライ ナの人々が短期・中長期的な未来を思い描けるよう にすることが重要である。また、支援に従事する全 ての国・機関・企業などが復興の全体像を共有し、国 際ルールやスタンダードに従って、透明かつ公正な 形で活動がなされることも不可欠である。日本とし ては、現地のニーズを的確に把握しながら、これま で培ってきた知見や経験をいかし、ウクライナの 人々に寄り添った復興支援を検討、実施していく。

具体的な例として、2023年1月に、日本が20 年以上にわたり地雷・不発弾対策を支援してきた カンボジアとの協力の下、カンボジアと日本で、 ウクライナ政府職員に対して、日本がウクライナ に供与予定の地雷探知機の使用訓練・研修を実 施した。2月には、日本が2017年から災害時・非 常時の報道体制づくり、番組制作能力の強化、放 送機材の運用・維持管理能力の強化などを支援し てきたウクライナ公共放送局 (PBC) に対して、正 確かつ公平な報道体制の構築などを通じ、ウクラ イナの民主主義強化に貢献するため、JICAを通じ て放送機材を供与した。

日本は、2023年のG7議長国として、一刻も早 い平和の回復及び復興の実現に向け、国際社会の 議論を積極的にリードしていく。

同志国・国際社会との連携

日本は、G7を始めとする同志国や、国連など国 際機関と緊密に連携しながら、ロシアによるウクラ イナ侵略に対応してきた。

(1) G7における連携

ロシアによるウクライナ侵略は、欧州のみなら ず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為 であり、G7の結束が一層重要になっている。20 22年、G7は、オンラインを含め首脳会合を6 回、外相会合を11回も開催するなど、前例にな い頻度で緊密に連携し、国際社会の取組を主導し てきた。

まず、侵略が始まった2月24日に開催されたG7 首脳テレビ会議では、G7として、ロシアの侵略を 非難し、この危機はルールに基づく国際秩序に対 する深刻な脅威であり、その影響は欧州にとどま るものではないこと、国際的に認められた国境を 力によって変更することは正当化され得ないこと を確認し、ロシアのウクライナ侵略を最も強い言 葉で非難するG7首脳声明が発出された。

3月24日には、ベルギーのブリュッセルにおいて G7首脳会合が開催され、G7として、プーチン大 統領などの責任を追及するため、世界中の同盟国 やパートナーと共に取り組むことを確認し、また、 経済・金融措置を完全に実施することなどにより、 ロシアに厳しい結果をもたらすこと、必要に応じて 追加的な措置をとる用意があり、引き続き結束し て行動することを強調した。

5月8日のG7首脳テレビ会議では、ウクライナの 民主的で繁栄した未来を確保するためにG7で結束 していくことの決意を再確認した。また、日本によ るアジア各国への働きかけについて高い評価が示 され、G7以外の国々や国際機関などの国際社会 のパートナーに対しても、G7の取組との連携や協



G7エルマウ・サミット:ウクライナ情勢を議題としたセッション (6月27日、ドイツ・エルマウ 写真提供:内閣広報室)

調が広く呼びかけられた。

5月12日から14日まで、ドイツのヴァイセンハウ スにおいてG7外相会合が開催され、ウクライナ情 勢についても突っ込んだ意見交換が行われた。林 外務大臣からは、ロシアによる核の威嚇・使用は決 して認め得ず、国際的な核軍縮・不拡散体制の維 持・強化が重要であることを強調し、G7の連携を 呼びかけた。

6月26日から28日までドイツで行われたG7エル マウ・サミットにおいて、G7として、ウクライナの 主権や領土の一体性を改めて支持し、また、財政 的、人道的、軍事的及び外交的支援を引き続き提 供することを確認し、岸田総理大臣からは、G7と して、制裁を含めた国際社会の取組を引き続き主 導していくことを呼びかけた。

10月11日のG7首脳テレビ会議では、岸田総理 大臣から、ウクライナ各地への攻撃に関してロシア を強く非難し、ウクライナにおける「住民投票」と 称する行為及びロシアによる違法な「併合」は決し て認められないと述べ、引き続きG7として結束し ていくことを確認した。

11月3日及び4日には、ドイツのミュンスターに おいてG7外相会合が開催され、G7として、ロシア による民間人や民間施設への攻撃を強く非難し、



引き続き結束して、越冬支援を含めウクライナを 支援していくことを確認した。

12月12日のG7首脳テレビ会議において、岸田 総理大臣は、ウクライナの発電所などに対するロ シアの攻撃を強く非難し、また、ウクライナへの支 援を継続していくことの重要性を訴え、G7として、 ウクライナに対する揺るぎない支持と連帯を再確 認した。

以上の首脳会合開催に加え、3月11日(日本時 間12日)及び4月7日にはウクライナ情勢に関する G7首脳声明を発出し、事態の進展を踏まえた対 ロシア制裁措置の強化などについて、G7首脳と して迅速にメッセージを打ち出した。

2023年に入ってからは、日本が議長国としてG7 の取組を主導している。同年2月18日には、ドイツ のミュンヘンにおいて、日本議長国下で初となる G7外相会合が開催され、林外務大臣からは、ロ シアによるウクライナ侵略開始から間もなく1年を 迎える中、G7が結束してウクライナを支援してい くこと、そして、法の支配に基づく国際秩序を守り 抜いていくことについてのG7の確固たる決意を示 したいと述べ、G7として緊密に連携していくことを 確認した。

侵略開始から1年となる同年2月24日には、岸 田総理大臣がG7首脳テレビ会議を主催し、ロシ アによるウクライナ侵略への対応などにおけるG



G7外相会合 (11月3日、ドイツ・ミュンスター)

7の揺るぎない結束を改めて確認するとともに、 新たな対ロシア制裁措置などを含む首脳声明を 発表した。

また、1月24日には、ウクライナのエネルギー分 野に対する支援について議論するため、G7に加 え、クレーバ・ウクライナ外相や同志国、国際機関 が参加するG7+外相会合4を米国と共催した。

(2) 国連における連携

国連安全保障理事会(以下、「安保理」という。) は、五つの常任理事国(中国、フランス、ロシア、 英国、米国)を含む15の国連加盟国で構成され、 国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を 有し、加盟国に代わって義務を果たす役割を担っ ている(国連憲章第23条及び24条)。

ロシアがウクライナへの侵略を開始した2022 年2月から12月末までの間に、約50回の安保理の 関連会合が開催され、ウクライナ情勢について継 続的に議論がなされているものの、安保理は、ロ シアによる侵略に対して、憲章が定めた役割を果 たせていない。

安保理が手続面を除く事項について決定するた めには、ロシアを含む全ての常任理事国が反対し ないことが必要であるが(憲章第27条3)、これま でロシアは、2月と9月の2度にわたり安保理による 決議案の採択に反対している(いわゆる「拒否権」 の行使)。ロシアによるウクライナ侵略を通じ、常 任理事国が紛争当事国である場合、安保理が取り 得る行動が極めて限られることが改めて明らかと なった。

一方で、安保理で拒否権が行使された場合、国 連総会を緊急に開催する仕組みが存在する。安保 理は、2月の決議案否決を受け、1950年に採択さ れた総会決議 「平和のための結集」に基づき、緊急 特別総会の開催を総会に要請した。これを受け、 総会は、3月にロシアによるウクライナ侵略を非難

⁴ G7各国、ウクライナ、ポーランド、チェコ、ルーマニア、スロバキア、ブルガリア、バルト三国、世界銀行、国連開発計画 (UNDP)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、 欧州エネルギー共同体 (EEC) が参加

しロシア軍の即時撤退を求めることなどを内容と する決議を圧倒的多数の賛成により採択した。そ の後も、総会は、同月にウクライナに対する侵略 の人道上の影響に関する決議、4月に人権理事会 におけるロシアの理事国資格を停止する決議、10 月にウクライナの領土一体性及び国連憲章の原則 の擁護に関する決議、11月にウクライナへの侵略 に対する救済と賠償の推進に関する決議を、それ ぞれ賛成多数で採択した。さらに、2023年2月23 日には、ロシアによるウクライナ侵略開始から1年 の機会を捉えて、ウクライナの平和を求める決議 が圧倒的多数の賛成により採択された。また、 2022年4月には、緊急特別総会が開催されない 場合でも、拒否権が行使された場合には総会が開 催されることを定めた総会決議が採択され、拒否 権を行使した国は、事実上総会での説明責任を求 められることになった。

このような仕組みを通じ、全加盟国が参加する総会が、ロシアの拒否権行使により役割を果たせない安保理に代わり、国際社会の声を映し出す役割を果たしている。

また、一連の国連総会決議を通じて、領土一体性の尊重や武力による領土取得の禁止といった、 国連憲章や友好関係原則宣言に含まれる重要な原則を国際社会として再確認したことは、法の支配に基づく国際秩序の維持・推進という観点から 意義深い。

日本は、9月20日の一般討論演説において、岸田総理大臣から国連憲章の理念と原則に立ち戻り、国際社会における法の支配に基づく国際秩序の徹底を呼びかけ、また、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、国連憲章の理念と原則を守る総会の強い意思を示す観点から、ウクライナ及び同志国とも連携し、全ての総会決議の共同提案国となり、賛成票を投じている。

(3) 国際司法機関との連携

ロシアによるウクライナ侵略については、国際司法機関においても取組が進められており、日本は、法の支配を重視する立場から、これらに対応してきている。2022年2月、ウクライナは、ロシアがルハンスク及びドネツクにおいてジェノサイド行為が発生しているとの虚偽の主張を行い、ウクライナに対する軍事行動を行っているとして、ロシアを国連の主要な司法機関である国際司法裁判所(ICJ)に提訴した。同年3月、ICJは、ロシアがウクライナの領域内で開始した軍事作戦を直ちに停止し、軍事作戦を更に進める行動をしないことを確保すべきといった内容の暫定措置命令を発出した。この暫定措置命令は当事国を法的に拘束するものであり、日本は、外務大臣談話の発出などにより、ロシアに対してこれに従うことを強く



総会決議の採択(10月、米国・ニューヨーク 出典:国際連合ウェブサイト)



ICJにおけるウクライナ側の口頭弁論の様子 (出典:UN Photo/ICJ-CIJ/Frank van Beek. Courtesy of the ICJ.)



ICC外観(出典:ICC-CPI)

求めている。

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪 を犯した個人を国際法に基づいて訴追・処罰する ための常設の国際刑事裁判機関として、国際刑事 裁判所 (ICC) が設置されているが、3月、日本は、 ウクライナの事態に関するICCの捜査への支援を 明確化する観点から、同事態をICCに付託した。ウ クライナの事態については、4月までに、アジアの 国としては唯一の日本を含め計43か国がICCに付 託している。

2022年ウクライナ関連国連総会決議の投票結果(単位:票)

	決議	賛成	反対	不投票	棄権
3月2日	ウクライナに対する侵略	141	5	12	35
3月24日	ウクライナに対する侵略の人道上の影響	140	5	10	38
4月7日	ロシアの人権理事会理事国資格停止	93	24	18	58
10月12日	ウクライナの領土一体性及び国連憲章の原則の擁護	143	5	10	35
11月14日	ウクライナへの侵略に対する救済と賠償の推進	94	14	12	73
(2023年) 2月23日	ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な 平和の基礎となる国連憲章の諸原則	141	7	32	13



国際社会に対する負の影響への対応

ロシアの侵略は、世界に食料・エネルギー危機 をもたらし、また、ウクライナの原子力発電所への 攻撃やロシアによる核による脅しは、ウクライナ及 び近隣諸国のみならず世界を不安に陥れている。

(1) 食料・エネルギー危機

ロシアのウクライナ侵略によって生じた食料・エ ネルギーの供給不足及び価格の高止まりは、世界 の経済活動に深刻な影響を与えている。食料につ いては、ウクライナからの黒海を通じた穀物輸出 の途絶などによって、主要穀物の国際価格の高騰 が生じたほか、肥料原料についてもロシアによる 輸出規制が、国際市場の混乱を引き起こし、価格 の高騰を招いた。このような状況に対し、ロシアは、 食料価格の高騰は西側諸国による経済制裁が原因 であるとのプロパガンダを展開し、国際社会の分 断を企てている。また、エネルギーについては、ロ シアはエネルギー資源を使って、エネルギー供給 を輸入に依存する諸国に対して圧力をかけている。 廉価な食料・エネルギーへのアクセスは、人々が尊 厳を持って生きるための基盤を成すものだが、国際 社会において、特に脆弱な立場にある人々の食料・ エネルギー安全保障が脅かされている。

こうした状況において日本は、食料分野においては、

国連世界食糧計画 (WFP) や国連食糧農業機関 (FAO) などの国際機関のみならず、二国間支援や 日本のNGOを通じて、食料不足に直面する国々へ の食料支援及び生産能力強化支援、中東・アフリカ 諸国に対する人道支援としての緊急食料支援を実 施している。7月5日、日本は、中東やアフリカなど の支援が必要な国に対して、ウクライナ情勢の影響 を受けて悪化したグローバルな食料安全保障への 対応として約2億ドルの支援の実施を決定した。

アジア地域に対しては、日本は人間の安全保障に 基づき、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向 けて、ASEAN+3 (ASEAN10か国+日本、中国、韓 国) の枠組みで、ASEAN+3緊急米備蓄やASEAN 食料安全保障情報システムの支援を実施していく。

2022年7月、一大穀物輸出国であるウクライナ からの穀物輸出の再開について、国連、トルコ、ウ クライナ及びロシアとの間で [黒海穀物イニシア ティブ」が合意された。日本はこの合意を一貫して 支持し、その履行の重要性を訴えている。11月11 日、日本は、ウクライナ政府から無償で提供される ウクライナ産の小麦を、WFPを通じて、同国オデー サ港からソマリアへ輸送し、現場への配布を行う 支援の実施を決定し、12月にオデーサ港から黒海 経由で現地へ輸送された。さらに、ウクライナに対 しては、ウクライナ国内で生産された穀物の輸出 を促進する観点から、戦争の影響により不足して



日本の支援によりウクライナからソマリアに輸送されたウクライナ産小麦 (©WFP/Jamal Ali)

いた同国の穀物貯蔵能力を拡大するために、簡易 的な穀物貯蔵施設の支援を行った。

日本は、こうした取組を通じて、世界の食料不安 を払拭し、食料が政治的に利用されることのない ように対応している。

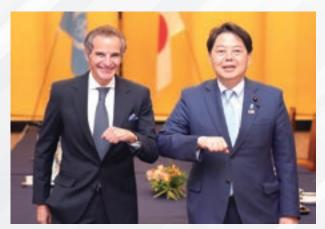
エネルギー市場の安定化に向けては、日本は、 資源生産国に対する増産の働きかけを行ったほ か、国際機関と協調して、石油備蓄の放出を実施し てきた。また、2022年2月及び3月には、ウクライ ナ情勢を含め欧州の厳しいエネルギー情勢を踏ま え、日本企業が取り扱う液化天然ガス (LNG) のう ち一部を欧州に融通した。同時に、国際社会が、エ ネルギー資源を使って圧力をかけているロシアへ の依存状態から脱却しつつエネルギーの安定供給 を確保できるようにするため、日本は、原油・天然 ガスの供給源の多角化、水素・アンモニア、再生可 能エネルギー及び原子力の活用など、現実的なエ ネルギー移行に向けた取組も促進・支援している。

日本は、食料・エネルギーが人間一人一人に行 き渡ることが不可欠との考えの下、グローバルな 食料・エネルギーの安全保障の確保に向けて、引 き続き、各種取組を行っていく。

(2) 原子力の安全に向けた取組

ロシア軍によるウクライナの原子力施設の占拠 その他の活動は、ウクライナの平和目的のための 原子力施設の安全と核セキュリティを脅かし、原子 力事故や異常事象のリスクを著しく増大させ、ウク ライナ、近隣諸国及び国際社会の人々を危険にさら している。特に、ロシアによるザポリッジャ原発の占 拠や軍事化は、同施設、その職員及び地域の安全 及び核セキュリティに深刻な脅威を与えている。ま た、8月以降、ザポリッジャ原発周辺では断続的に 砲撃が確認されており、ウクライナにおける原子力 の安全をめぐって、厳しい状況が続いている。

国際原子力機関 (IAEA) は、ロシアによるウクラ イナ侵略が始まって以降、ウクライナの原子力施



林外務大臣とグロッシーIAEA事務局長との会談 (5月19日、東京)

設などの安全に係る情報収集を精力的に行い、最 新の状況を同機関ホームページ、SNSなどを通じ て継続的に国際社会に向けて発信している。また、 ウクライナの原子力施設における安全などを評価 することを目的に、同機関の専門家から成るミッ ションを同国の原子力施設に複数回派遣し、その 調査結果を報告書などで発表している。

特に、ロシアによるザポリッジャ原発の占拠後初 となる9月の同施設への専門家派遣にはグロッ シー事務局長自らも参加し、派遣後には同原発を 含むウクライナの原子力施設に関する報告書を 公表した。同報告書では、IAEAが提唱する原子 力施設の安全及び核セキュリティ確保のための[7] つの柱 I⁵に基づき、ザポリッジャ原発における施 設の物理的損傷の指摘に加え、同原発及びその 周辺における砲撃の即時停止、同原発周辺での 「原子力安全・核セキュリティ保護区域 | の設定に 係る関係者間の合意、職員の適切な就労環境の 再構築などに関する勧告が記載された。また、IA

EAは、11月にも最新の関連報告書を発表し、ウ クライナが [汚い爆弾]を使用する準備を行って いるとのロシアの主張を受けて現地査察ミッ ションを派遣し、ウクライナの原子力施設において 未申告の核活動や核物質は確認されなかったと公 表した。さらに、2023年1月には、ウクライナから の要請を受けて、同国の全ての原子力発電所と チョルノービリ・サイトにIAEA専門家の常駐を開始 した。これらの取組に基づくIAEAの情報及び評価 は、戦禍にあるウクライナの原子力施設の安全など の確保という課題に国際社会が連携して対応してい く上で、極めて重要な役割を果たしている。

日本は、IAEAの任務が妨げられることなく行わ れ、ウクライナの原子力施設やその職員の安全が 確保されることが重要との立場である。日本は、5 月にグロッシー事務局長を外務省賓客として日本に 招待し、政府関係者などとの面談や東京電力福島 第一原子力発電所の視察を通じて日本の原子力安 全及び原子力の平和的利用のための取組に関する 理解を促進し、また、IAEAを通じたウクライナ支援 の取組として、同国における緊急性の高い機材の調 達やIAEAの専門家の派遣に対し、総額200万ユー 口の支援を表明した。また、11月には、IAEAの専 門家がウクライナ国内で移動する際に使用する 防弾車の経費の拠出を決定した。さらに、IAEA の取組への更なる支援として、2022年度の補正 予算を通じて約8億6,700万円 (約800万ドル) の 拠出を決定した。日本は引き続きG7各国と緊密 に連携しつつ、ウクライナの原子力施設の安全な どの確保に向けたIAEAの取組を後押ししていく。

- 5 1. 原子炉、燃料貯蔵プール、放射線廃棄物貯蔵・処理施設にかかわらず、原子力施設の物理的一体性が維持されなければならない。
 - 2. 原子力安全と核セキュリティに係る全てのシステムと装備が常に完全に機能しなければならない。
 - 3. 施設の職員が適切な輪番で各々の原子力安全及び核セキュリティに係る職務を遂行できなければならず、不当な圧力なく原子力安全と核セキュリ ティに関して、決定する能力を保持していなければならない。
 - 4. 全ての原子力サイトに対して、サイト外から配電網を通じた電力供給が確保されていなければならない。
 - 5. サイトへの及びサイトからの物流のサプライチェーン網及び輸送が中断されてはならない。
 - 6. 効果的なサイト内外の放射線監視システム及び緊急事態への準備・対応措置がなければならない。
 - 7. 必要に応じて、規制当局とサイトとの間で信頼できるコミュニケーションがなければならない。

(出典) ウクライナにおける原子力安全と核セキュリティの枠組みに関するG7不拡散局長級会合(NPDG)声明(2022年3月15日)

故安倍晋三国葬儀

9月27日、日本武道館で安倍晋三元総理大臣の国葬儀が 行われ、217の国などから、首脳級48人を含め、700人 を超える参列者をお迎えしました。海外からこのように多 くの方々に参列いただいたことは、敬意・弔意の表れであ り、国葬儀が行われた日の夕方には、岸田総理大臣は、安 倍昭恵元総理大臣夫人ほかと共に、参列いただいた各国代 表に直接感謝を申し上げる場を設けて、海外から示された 弔意に対して、礼節をもってお応えしました。



追悼の辞を述べる岸田総理大臣 (9月27日、東京 写真提供:内閣広報室)

参加された方々からは、安倍元総理大臣は世界的にも傑

出したリーダーであり、その功績を偲びたい、日米同盟を含め世界の平和に多大な貢献をした安倍元総 理大臣を追悼するのに相応しい国葬儀に参列でき大変光栄であるなどの声が聞かれました。

また、9月26日から29日にかけて、岸田総理大臣及び林外務大臣は来訪された海外の要人と、それ ぞれ38件、24件の会談を実施しました。米国、オーストラリア、インド、ASEANや太平洋島嶼国、 EUを含む欧州、さらには中東アフリカから中南米まで、地域を問わず全世界から訪日された多くの首 脳級要人と同じタイミングで会し、重層的・多面的な会談を行うことができました。

会談において、安倍元総理大臣が提唱した法の支配に基づく国際秩序の維持・強化、そのための「自 由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推進、また、東シナ海、南シナ海を含むインド太平洋地域の 安全保障情勢、北朝鮮をめぐる問題、ウクライナ情勢、国連全体の機能強化に向けた連携など、広範に わたる議題について有益なやり取りを行い、岸田政権として、安倍元総理大臣が培った外交的遺産を しっかりと引き継ぎ、発展させるという意思を内外に示すことができました。



国葬儀に参列したハリス米国副大統領との会談に際し 握手する岸田総理大臣 (9月26日、東京 写真提供: 内閣広報室)



国葬儀に参列したファイサル・サウジアラビア外相と会 談を行う林外務大臣(9月27日、東京)

第**2**章

地域別に見た外交

第一節	「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の推進	030
第2節	アジア・大洋州	035
第3節	北 米	095
第 4 節	- 中南米	110
第5節	欧州	121
第6節	ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス	139
第7節	中東と北アフリカ	151
第8節	アフリカ	166

Chapter 2

第] 節 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の推進

(1)

総論

インド太平洋は、アジア太平洋からインド洋を経て中東・アフリカに至る広大な地域であり、世界人口の半数を擁する世界の活力の中核である。しかし同時に、強大な軍事力を有する国が数多く存在し、その中で法の支配に基づく国際秩序の根幹を揺るがすような行動も見られ、また、海賊、テロ、大量破壊兵器の拡散、自然災害、違法操業といった様々な脅威にも直面している。この地域において、法の支配に基づく自由で開かれた秩序を実現し、地域全体、ひいては世界の平和と繁栄を確保していくことが重要である。

日本は、2007年に安倍総理大臣がインドの 国会においてインド洋と太平洋の「二つの海の 交わり」に関する演説を行うなど、かねてから インド洋と太平洋を総体として捉える考え方の 重要性を強調してきた。2016年8月には、こ うした考え方を構想として結実させ、ケニアで 開催された第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)の基調演説の機会に、安倍総理大臣が「自 由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を対外 発表した。同演説において、安倍総理大臣は、 国際社会の安定と繁栄の鍵を握るのは、成長著 しいアジアと潜在力あふれるアフリカの「二つ の大陸」、自由で開かれた太平洋とインド洋の 「二つの大洋」の交わりにより生まれるダイナ ミズムであり、日本はアジアとアフリカの繁栄 の実現に取り組んでいくと述べた。

日本は、2016年から現在に至るまで、FOIP

の実現に向けた取組を、考え方を共有する国々 と連携しつつ戦略的に推進してきた。その結 果、日本が提唱したFOIPは、今や、米国、 オーストラリア、インド、東南アジア諸国連合 (ASEAN)、欧州連合(EU)及び欧州諸国を 含め国際社会において幅広い支持を集めてお り、様々な協議や協力が進んでいる。2019年 6月にASEAN首脳会議で採択された「インド 太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」、 2021年9月にEUが発表した「インド太平洋 における協力のためのEU戦略に関する共同コ ミュニケーション」、2022年2月に米国が発表 した「インド太平洋戦略」、11月にカナダが発 表した「インド太平洋地域戦略」や韓国が発表 した「自由・平和・繁栄のインド太平洋戦略」 など、インド太平洋に関する政策文書も多く公 表されてきている。

しかし、現下の国際社会は、FOIPのビジョンが掲げる「法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序」を真っ向から否定する動きがあからさまに行われる大変厳しい状況にあり、これまで以上に幅広い国際社会のパートナーと協力し、自由で開かれた国際秩序を維持・強化していくことがかつてなく重要となっている。そのため、6月、岸田総理大臣は、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)において、FOIPの新たな展開を柱の一つとする「平和のための岸田ビジョン」「を発表し、その中で、

^{1 「}平和のための岸田ビジョン」の五つの柱

⁽¹⁾ ルールに基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化とFOIPの新たな展開

⁽²⁾ 日本の防衛力の抜本的強化、日米同盟の抑止力・対処力の一層の強化。有志国との安全保障協力の強化

^{(3)「}核兵器のない世界」に向けた現実的な取組の推進

⁽⁴⁾ 国連安保理改革を始めとした国連の機能強化

⁽⁵⁾ 経済安全保障など新しい分野での国際的連携の強化

これまでのFOIPの取組を更に加速し、政府開 発援助 (ODA) を通じた国際協力を適正・効 率的かつ戦略的に活用しつつ、ODAを拡充す

るなど外交的取組を強化し、2023年春までに 新たなプランを発表することを表明した 2 。

日本の具体的な取組例

日本は、「インド太平洋国家」として、地域 の平和と繁栄に貢献していくため、考え方を共 有する国々と連携し、FOIPの実現に向けた取 組をODAも活用しながら戦略的に推進してき た。具体的には、(1)海洋秩序に関する政策 発信や、海洋法の知見の国際社会との共有、 (2) 自由で公正な経済圏を広げるためのルー ル作り、(3) インド洋と太平洋にまたがる連 結性の実現、(4)能力構築支援を通じたガバ ナンスの強化、(5)海洋安全保障及び海上安 全の確保を始めとした取組を進めてきている。

- (1) については、東南アジア諸国や太平洋 島嶼国に対し、東アジア首脳会議(EAS)など における海洋秩序に関する政策発信や各種研修 などを通じた海洋法に関する知見の共有などに 取り組んできている。
- (2) については、環太平洋パートナーシッ プに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) や日・EU経済連携協定(日EU・EPA)、日米 貿易協定に続き、2021年1月には日英包括的 経済連携協定(日英EPA)が発効したほか、 2022年1月には地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定が日本を含む批准書などの寄託

を完了した署名国について発効するなど、日本 は、自由で公正な国際経済秩序の維持・強化に 向けて、経済・通商分野でのルール作りを主導 している。

- (3) については、「メコンの大動脈」といわ れるホーチミン、プノンペン、バンコクの巨大 都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊や、 ベトナムのダナンからラオス、タイ内陸部を結 びミャンマーを通じてインド洋につなぐ東西経 済回廊などの連結性強化に資するプロジェクト を実施してきている。
- (4) については、自立的かつ持続可能な成 長を後押しするため、相手国政府の財政政策や 公的債務管理に関する能力強化を目的に、マク 口経済政策の国別研修の実施やアドバイザーの 派遣などをアジア、アフリカを中心とした国々 に対して実施している。
- (5) については、自由で開かれた国際秩序 を構築するため、インド太平洋諸国に対し、巡 視船や沿岸監視レーダーを始めとする機材供 与、専門家派遣や研修による人材育成などを通 じて海上法執行能力構築支援や海洋状況把握 (MDA) 能力強化を積極的に実施している。

各国との連携・協力

2022年においても、日本は、FOIPの実現 に向け外交活動を積極的に推進した。

(1) 米国(95ページ 第3節参照)

2月、米国は「インド太平洋戦略」を公表し た。5月、岸田総理大臣は訪日中のバイデン大



^{2 2023}年3月20日における岸田総理大臣のFOIPのための新たなプランに関する政策スピーチについては、 外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pc/page1_001544.html

統領と日米首脳会談を行い、インド太平洋地域 こそがグローバルな平和、安全及び繁栄にとっ て極めて重要であるとの認識の下、FOIPの実 現に向け、基本的価値を共有する同盟国である 日米が国際社会を主導し、引き続きオーストラ リア、インド、ASEAN、欧州、カナダなどの 同志国と緊密に連携していくことで一致した。 また、日米首脳共同声明「自由で開かれた国際 秩序の強化」を発出した。

さらに、10月、米国は、「国家安全保障戦略」 を公表し、同月の日米外相会談において、林外 務大臣から、米国の「国家安全保障戦略」で は、FOIPの推進が明記され、尖閣諸島を含む 日本防衛に対する米国の揺るぎないコミットメ ントが再確認されており、高く評価すると述べ たのに対し、ブリンケン国務長官から、自由で 開かれた国際秩序を守り抜くため、同盟国及び パートナーと引き続き緊密に連携していきたい との発言があった。

(2) 東南アジア諸国連合(ASEAN) (88ページ 第2節7参照)

日本とASEANの間では、2020年11月に 「インド太平洋に関するASEANアウトルック (AOIP) 協力についての第23回日・ASEAN 首脳会議共同声明」を発出し、AOIPとFOIP が本質的な原則を共有していることを確認し た。2022年8月の日・ASEAN外相会議では、 林外務大臣から、FOIPとAOIPの実現に向け た具体的協力を着実に実施していく、その上 で、日本は「平和のための岸田ビジョン」の 下、ルールに基づく自由で開かれた国際秩序の 維持・強化に取り組み、FOIPの新たな展開を 進めていくと発言した。11月、日・ASEAN首 脳会議においては、岸田総理大臣から、2020 年の共同声明以来、具体的な協力案件が計89 件に上っていると述べ、AOIP協力に関する進 展をまとめた報告書(プログレス・レポート) を紹介した。また、2023年の日・ASEAN友 好協力50周年に向け、(1)海上交通安全など

の海洋協力、(2) 質の高いインフラ投資など の連結性支援、(3) ユニバーサル・ヘルス・ カバレッジ(UHC)を始めとした保健、気候 変動対策、防災、(4) サプライチェーン強靭 化、デジタル技術、食料安全保障の強化といっ た幅広い経済分野での協力を強化すると発言し た。

(3) カナダ (95ページ第3節参照)

10月、日加外相会談において、両外相は、 日加両国が共有するビジョンであるFOIPを実 現することが地域の平和と繁栄のため不可欠で あることで一致し、同ビジョンに資する日加ア クションプランを発表した。また11月、カナダ は同国初の「インド太平洋戦略」を発表した。

(4) オーストラリア (82ページ 第2節6参照)

5月、岸田総理大臣は、訪日中のアルバニー ジー首相と日豪首脳会談を行い、日豪両国の 「特別な戦略的パートナーシップ」を一層強化 し、同盟国・同志国と共にFOIPの実現に向け た取組を進めていくことで一致した。また、 10月、オーストラリアで日豪首脳会談が行わ れ、両首脳は、FOIPへの揺るぎないコミット メントを確認する新たな安全保障協力に関する 日豪共同宣言に署名した。12月の第10回日豪 外務・防衛閣僚協議(「2+2」)において、 ASEAN中心性・一体性及びAOIPを支持しつ つ、ASEANとの更なる協力を進めるため、日 豪両国が連携を強化することで一致した。

(5) インド (76ページ 第2節5参照)

3月、デリーを訪問した岸田総理大臣は、モ ディ首相と日印首脳会談を行い、両首脳は、日 本とインドが、FOIPの実現に向けて、二国間 や日米豪印などを通じて緊密に連携していく重 要性を共有した。また、威圧のない、FOIPの ための共通のビジョンを再確認するとの日印首 脳共同声明を発出した。さらに、9月の第2回 日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)において、

FOIP実現という共通の目標に向けて協力して いくことや、ASEAN一体性・中心性を支持し、 FOIP及びインドの「インド太平洋海洋イニシ アティブ (IPOI)」とAOIPとの具体的協力の 重要性を確認した。

(6) 日米豪印

日米豪印4か国は、ルールに基づく自由で開 かれた国際秩序を強化していくとの目標を共有 している。FOIPを具体的に推進していくため、 質の高いインフラ、海洋安全保障を始め様々な 分野で実践的な協力を進めており、また、同ビ ジョンの実現に向け、より多くの国々へ連携を 広げていくことの重要性を共有している。ま た、4か国は、AOIPを全面的に支持しており、 FOIPに関する欧州を始めとする各国の前向き な取組を歓迎している。5月、日本で開催され た日米豪印首脳会合において、4か国の首脳は、 FOIPのビジョンが、世界中の様々な地域で共 鳴し、ASEANのAOIPや、EUや欧州諸国の インド太平洋戦略など、各地で主体的取組が進 んでいることを歓迎し、このビジョンの実現に 向け、各国・地域との連携・協力を更に深めて いくことで一致した。また、9月、米国で行わ れた日米豪印外相会合において、FOIPの実現 に向けたコミットメントを改めて確認した。

(7) 韓国(61ページ第2節3(2)参照)

11月に「自由・平和・繁栄のインド太平洋 戦略」の主要ポイントを発表した韓国との間で は、同月の日韓首脳会談において、両首脳は、 双方のインド太平洋に関する構想について歓迎 の意を表明し、包摂的で、強靱で、安全な、自 由で開かれたインド太平洋の追求において、取 組を連携させていくことで一致した。

(8) 欧州

ア EU (122ページ 第5節2(1) 参照)

2021年12月、EUは連結性戦略「グローバ ル・ゲートウェイ」を発表し、岸田総理大臣 は、2022年2月のフォン・デア・ライエン欧 州委員会委員長との電話会談において、同戦略 を評価しており、引き続き日・EU連結性パー トナーシップに基づき連携したいと述べた。ま た、5月に日本で行われた日・EU定期首脳協 議において、岸田総理大臣から、基本的価値を 共有する日・EUでFOIPの実現に向け、連携 していきたいと発言した。2月、林外務大臣は、 フランス・EU共催「インド太平洋閣僚会合」 にオンライン出席し、ルールに基づく自由で開 かれた国際秩序をインド太平洋地域において構 築していく必要性があり、その中で欧州、同志 国、日米豪印、ASEANなどとの連携強化が重 要であり、また、インド太平洋地域の中心に位 置するASEANはFOIPの実現の要であり、日 本とEUが共にASEANの中心性と一体性を支 持し、盛り立てていくことも重要であるとのス ピーチを行った。

▼ 英国(124ページ第5節2(2)参照)

5月、英国で実施された日英首脳会談及び ワーキング・ランチにおいて、岸田総理大臣か ら、2021年の英国空母打撃群のインド太平洋 への派遣や日英共同演習、英国艦艇の同地域へ の恒常的派遣及び北朝鮮籍船舶による「瀬取 り」3への対処など、日英安全保障・防衛協力の 深化と英国のインド太平洋への関与を評価した のに対し、ジョンソン首相は、英国は引き続き 同地域にコミットしていくと述べた。また、両 首脳は、欧州とインド太平洋の安全保障は不可 分であり、力による一方的な現状変更は世界の どこであれ認められないとの認識で一致し、さ らに、FOIPの実現に向け両国が緊密に連携し ていくことを改めて確認した。その後、特に安

³ ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又 は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

全保障分野では、12月に日本・英国・イタリア の3か国による次期戦闘機共同開発について公 表され、続けて2023年1月に岸田総理大臣が 英国を訪問し、スナク首相との間で日英部隊間 協力円滑化協定に署名したことで、日英安全保 障・防衛協力は新たな高みに引き上げられた。

ウ フランス (125ページ 第5節2(3)参照)

1月、テレビ会議形式で第6回日仏外務・防 衛閣僚会合([2+2])が実施され、インド太 平洋地域における具体的な協力を促進していく ことが確認された。5月、日仏外相会談におい て、林外務大臣は、フランスがEUのインド太 平洋の関与強化にリーダーシップを発揮してい ることを改めて評価し、両大臣はインド太平洋 地域の二国間の多層的な協力を実現するため、 様々な枠組みでの協議を通じて具体的な協力を 進めていくことで一致した。2023年1月1日、 日本は、インド太平洋地域における地政学上の 要衝であり、FOIPの実現に向けた日仏協力を 進める上で重要な拠点となるニューカレドニア に、在ヌメア領事事務所を開設した。同月に行 われた日仏首脳会談では、岸田総理大臣から、 欧州とインド太平洋の安全保障は不可分であ り、両国のアセットの往来や日仏共同訓練な ど、実質的な協力が進展していることを歓迎す ると述べ、両国の連携を深めていくことで一致 した。

エ ドイツ (126ページ 第5節2 (4) 参照)

2020年9月、ドイツは、インド太平洋にお ける航行の自由、法の支配、連結性といった理 念の重要性を強調する「インド太平洋ガイドラ イン」を閣議決定し、2022年9月、同ガイド

ラインの進捗報告書を発表した。また、同年4 月に行われた日独首脳会談において、岸田総理 大臣は、ドイツがインド太平洋への関心と関与 を強めていることを高く評価した上で、日独情 報保護協定の締結、日独外務・防衛閣僚会合 ([2+2]) の開催、ドイツ海軍フリゲート艦の 日本寄港など、日独間の安全保障協力は飛躍的 に深化したと述べた。

オ イタリア (126ページ 第5節2 (5) 参照)

2月、イタリアは「イタリアのEUインド太 平洋戦略に対する貢献」を発表した。岸田総理 大臣は、5月にイタリアを訪問した際、ドラギ 首相との間で首脳会談を実施し、同文書の策定 を評価し、両首脳はFOIPの実現に向けた協力 を進めることで一致した。その後も、11月の 日伊外相会談などの機会にFOIPの実現に向け た協力を確認した。12月、日本・イタリア・ 英国の3か国は、次期戦闘機共同開発について 決定・公表した。続けて2023年1月に岸田総 理大臣がイタリアを訪問し、メローニ首相との 間で日伊関係を「戦略的パートナー」に格上げ することで一致したほか、外務・防衛当局間の 協議を立ち上げ、安全保障分野での連携を更に 推進することで一致した。

力 オランダ (134ページ 第5節 その他の欧州地 域参照)

7月、G20外相会合に出席するためインドネ シアを訪問中の林外務大臣は日・オランダ外相 ワーキングディナーを行い、FOIPの実現に向 けて、安全保障や経済安全保障などの分野で連 携を一層強化していくことを確認した。

第**2**節 アジア・大洋州

概観

〈全般〉

アジア・大洋州地域は、経済規模世界第2位 の中国や第3位の日本だけでなく、成長著しい 新興国を数多く含み、多種多様な文化や人種が 入り交じり、相互に影響を与え合うダイナミッ クな地域である。同地域は、豊富な人材に支え られ、世界経済を牽引し、存在感を増してい る。世界の約79億人の人口のうち、米国及び ロシアを除く東アジア首脳会議 (EAS)¹参加 国2には約37億人が居住しており、世界全体の 約47%を占めている³。名目国内総生産(GDP) の合計は32.7兆ドル(2021年)であり、世界 全体の30%以上を占める⁴。

また、米国及びロシアを除くEAS参加国の 輸出入総額は13兆4.408億米ドル(2021年) で、EUの13兆421億米ドル⁵に匹敵する。域 内の経済関係は緊密で、相互依存が進んでいる。 今後、更なる成長が見込まれており、この地域 の力強い成長は、日本に豊かさと活力をもたら すことにもつながる。

その一方、アジア・大洋州地域では、北朝鮮 の核・ミサイル開発、地域諸国による透明性を 欠いた形での軍事力の強化・近代化、法の支配 や開放性に逆行する力による現状変更の試み、 海洋をめぐる問題における関係国・地域間の緊 張の高まりなど、安全保障環境は厳しさを増し ている。また、整備途上の経済・金融システ ム、環境汚染、不安定な食料・資源需給、頻発



岸田総理大臣のインドネシア訪問 (4月29日、インドネシア・ジャカルタ 写真提供:内閣広報室)

する自然災害、テロリズム、高齢化など、この 地域の安定した成長を阻む要因も抱えている。

その中で、日本は、地域において、首脳・外 相レベルも含め積極的な外交を展開してきてい る。2022年は、新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) の影響下におい ても積極的に対面外交を実施し、近隣諸国との 良好な関係を維持・発展させた。岸田総理大臣 は、3月に総理大臣就任後初の二国間訪問とし て、インド及びカンボジアを訪問したほか、4 月から6月にかけて東南アジア各国を訪問し、 二国間の首脳会談などを行った。また、5月に 日米豪印首脳会合を東京で開催した際には、就 任直後のアルバニージー・オーストラリア首相 及びモディ・インド首相とそれぞれ会談を行 い、6月にはNATO首脳会合の機会に、スペ インにおいて、約4年9か月ぶりに日米韓首脳

¹ EAS : East Asia Summit

² 東南アジア諸国連合(ASEAN)(加盟国:ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポー ル、タイ及びベトナム)、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア及びニュージーランド

³ 国連人口基金

⁴ 世界銀行

⁵ 国際诵貨基金 (IMF)



日米韓首脳会合 ----------(6月29日、スペイン・マドリード 写真提供:内閣広報室)

会合を実施した。

9月には、故安倍晋三国葬儀の参列のため訪 日した多くのアジア大洋州諸国の首脳と会談を 行った。10月には、オーストラリアを訪問し たほか、11月には、ASEAN関連首脳会議、 G20バリ・サミット及びAPEC首脳会議に出 席するため、カンボジア、インドネシア及びタ イを訪問した。カンボジアでは、日・ASEAN 首脳会議、ASEAN+3(日中韓)首脳会議及 びEASに出席し、2023年に友好協力50周年 を迎える日・ASEAN関係の更なる強化を確認 し、また、ロシアによるウクライナ侵略や東シ ナ海・南シナ海情勢、北朝鮮情勢を含め、地 域・国際社会の喫緊の課題などに関する議論を 深め、関係国との連携強化を確認した。また、 一連の会議の機会を捉え、ASEAN各国の首脳 や尹錫悦韓国大統領、習近平中国国家主席など と二国間会談などを行った。

林外務大臣は、2月にオーストラリア及び米 国を訪問し、日米豪印外相会合や日米韓外相会 合に出席したほか、オーストラリアやインド、 韓国の外相と会談した。4月には初となる日・ フィリピン外務・防衛閣僚会合([2+2])を 東京で開催し、同月末から5月初旬にかけては、 モンゴル、フィジー、パラオ及び韓国を訪問 し、外相会談などを行った。7月には、インド ネシアで開催されたG20外相会合の機会を捉 え、参加国外相との二国間会談や日米韓外相会 合を実施した。8月にはカンボジアで開催され

たASEAN関連外相会議に出席してASEANを 中心とした地域における具体的な協力から地域 情勢まで幅広く有意義な議論を行い、また、 ASEAN各国との外相会談や日米豪閣僚戦略対 話にも臨んだ。11月にはタイで開催された APEC閣僚会議に出席し、ベトナムやタイ、パ プアニューギニアと外相会談を行った。

日本は、アジア・大洋州地域において様々な 協力を強化しており、引き続き多様な協力枠組 みを有意義に活用していく考えである。

〈日米同盟とインド太平洋地域〉

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、 日本のみならず、インド太平洋地域の平和と安 全及び繁栄の礎である。地域の安全保障環境が 一層厳しさを増す中、日米同盟の重要性はこれ まで以上に高まっている。米国とは、2021年 1月のバイデン政権発足以降、電話会談を含め 16回の首脳会談及び25回の外相会談(2023 年1月時点)を行うなど、首脳及び外相間を始 めあらゆるレベルで緊密に連携し、「自由で開 かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現に向け た協力を進め、また、中国・北朝鮮・ロシアを 含む地域の諸課題に対応してきている。

1月、岸田総理大臣は、バイデン大統領と日 米首脳テレビ会談を行い、両首脳は、FOIPの 実現に向け、強固な日米同盟の下、日米両国が 緊密に連携していくこと、また、同志国との協 力を深化させることで一致した。また、両首脳 は、インド太平洋地域における経済面での日米 協力の重要性を踏まえ、閣僚レベルの日米経済 政策協議委員会(経済版「2+2」)の立上げで 一致し、岸田総理大臣からは、インド太平洋経 済枠組み (IPEF) を含む米国の地域へのコミッ トメントを歓迎した。

5月には、バイデン大統領が大統領就任後初 めて訪日し、岸田総理大臣と首脳会談を行っ た。両首脳は、ロシアによるウクライナ侵略な どによりルールに基づく国際秩序が挑戦を受け る中、インド太平洋地域こそがグローバルな平 和、安全及び繁栄にとって極めて重要であると の認識の下、FOIPの実現に向け、日米が国際 社会を主導し、同志国と緊密に連携していくこ とで一致した。バイデン大統領からは、日本の 防衛へのコミットメントが表明され、両首脳 は、今後も拡大抑止が揺るぎないものであり続 けることを確保するため、日米間で一層緊密な 意思疎通を行っていくことで一致した。また、 バイデン大統領は、IPEFの立上げを表明し、 さらに、両首脳は、FOIPの推進へのコミット メントの確認を含む今後の日米同盟強化の方向 性を示す共同声明を発出した。また、この機会 に岸田総理大臣は日米豪印首脳会合を主催し、 会合において4か国の首脳は、FOIPのビジョ ンが、世界中の様々な地域で共鳴し、各地で主 体的取組が進んでいることを歓迎し、各国・地 域との連携・協力を更に深めていくことで一致 した。

7月に訪米した林外務大臣は、ブリンケン国 務長官と日米外相会談を行い、日米間の安全保 障・防衛協力を拡大・深化させ、日米同盟の抑 止力・対処力を一層強化していくことを再確認 した。また、林外務大臣は、萩生田光一経済産 業大臣、ブリンケン国務長官、レモンド商務長 官とともに、1月のテレビ会談の際に立ち上げ ることで一致した経済版「2+2」の初会合を 実施し、両国の経済政策、インド太平洋地域を 含む経済秩序の構築、経済安全保障などの分野 において、国際連携をリードしていく決意を確 認した。

9月の故安倍晋三国葬儀に際しては、ハリス 副大統領を団長とする日米同盟の幅の広さと深 さを反映した超党派の代表団が訪日した。岸田 総理大臣は、ハリス副大統領による表敬を受 け、その後、米国代表団と夕食会を行い、安倍 元総理大臣を偲んだ。両者は、日米同盟の更な る強化やFOIPの実現に向け、引き続き日米で 緊密に連携していくことで一致した。

11月、ASEAN関連首脳会議出席のためカ ンボジア・プノンペンを訪問した岸田総理大臣 はバイデン大統領と首脳会談を行い、IPEF及 び経済版「2+2」に係る進展を歓迎し、また、 FOIPの実現に向けた取組を推進していくこと で一致した。

2023年1月には、米国ワシントンD.C.にお いて、日米安全保障協議委員会(日米 [2+2]) が2年ぶりに対面で開催され、日米双方は、自 由で開かれたインド太平洋地域を擁護するとの コミットメントを力強く表明した。

また、同月、ワシントンD.C.を訪問した岸 田総理大臣は、バイデン大統領と日米首脳会談 を行った。岸田総理大臣は、FOIPの実現に向 けた取組を強化していく考えを述べ、バイデン 大統領から、米国の地域に対する揺るぎないコ ミットメントが改めて表明された。その上で、 両首脳は、日米でFOIP実現に向けた取組を推 進していくことで一致した。会談の成果として 発出された日米共同声明においても、今日の日 米協力が、自由で開かれたインド太平洋と平和 で繁栄した世界という共通のビジョンに根ざ し、法の支配を含む日米両国の共通の価値や原 則に導かれた、前例のないものであることが確 認された。

〈慰安婦問題についての日本の取組〉

(日韓間の慰安婦問題については、65ページ 3(2)イ(ウ)参照)

慰安婦問題を含め、先の大戦に関する賠償並 びに財産及び請求権の問題について、日本政府 は、米国、英国、フランスなど45か国との間 で締結したサンフランシスコ平和条約及びその 他二国間の条約などに従って誠実に対応してき ており、これらの条約などの当事国との間で は、個人の請求権の問題も含め、法的に解決済 みである。

その上で、日本政府は、元慰安婦の方々の名 誉回復と救済措置を積極的に講じてきた。 1995年には、日本国民と日本政府の協力の下、 元慰安婦の方々に対する償いや救済事業などを 行うことを目的として、財団法人「女性のため

のアジア平和国民基金」(略称:「アジア女性基 金|)が設立された。アジア女性基金には、日 本政府が約48億円を拠出し、また、日本人一 般市民から約6億円の募金が寄せられた。日本 政府は、元慰安婦の方々の現実的な救済を図る ため、元慰安婦の方々への「償い金」や医療・ 福祉支援事業の支給などを行うアジア女性基金 の事業に対し、最大限の協力を行ってきた。ア ジア女性基金の事業では、元慰安婦の方々285 人(フィリピン211人、韓国61人、台湾13 人)に対し、国民の募金を原資とする「償い 金」(一人当たり200万円)が支払われた。ま た、アジア女性基金は、これらの国・地域にお いて、日本政府からの拠出金を原資とする医 療・福祉支援事業として一人当たり300万円 (韓国・台湾)、120万円(フィリピン)を支給 した(合計金額は、一人当たり500万円(韓 国・台湾)、320万円(フィリピン))。さらに、 アジア女性基金は、日本政府からの拠出金を原 資として、インドネシアにおいて、高齢者用の 福祉施設を整備する事業を支援し、また、オラ ンダにおいて、元慰安婦の方々の生活状況の改 善を支援する事業を支援した。

個々の慰安婦の方々に対して「償い金」及び 医療・福祉支援が提供された際、その当時の内 閣総理大臣(橋本龍太郎内閣総理大臣、小渕恵 三内閣総理大臣、森喜朗内閣総理大臣及び小泉 純一郎内閣総理大臣)は、自筆の署名を付した おわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安 婦の方々に直接送った。

2015年の内閣総理大臣談話に述べられてい るとおり、日本としては、20世紀において、 戦時下、多くの女性たちの尊厳や名誉が深く傷 つけられた過去を胸に刻み続け、21世紀こそ 女性の人権が傷つけられることのない世紀とす るため、リードしていく決意である。

このような日本政府の真摯な取組にもかかわ らず、「強制連行」や「性奴隷」といった表現

のほか、慰安婦の数を「20万人」又は「数十 万人 | と表現するなど、史実に基づくとは言い がたい主張も見られる。

これらの点に関する日本政府の立場は次のと おりである。

●「強制連行」

これまでに日本政府が発見した資料の中に は、軍や官憲によるいわゆる強制連行を直接示 すような記述は見当たらなかった。

● [性奴隷]

「性奴隷」という表現は、事実に反するので 使用すべきでない。この点は、2015年12月 の日韓合意の際に韓国側とも確認しており、同 合意においても一切使われていない。

●慰安婦の数に関する「20万人」といった表現

「20万人」という数字は、具体的な裏付けが ない数字である。慰安婦の総数については、 1993年8月4日の政府調査結果の報告書で述 べられているとおり、発見された資料には慰安 婦の総数を示すものはなく、また、これを推認 させるに足りる資料もないので、慰安婦の総数 を確定することは困難である。

日本政府は、これまで日本政府がとってきた 真摯な取組や日本政府の立場について、国際的 な場において明確に説明する取組を続けてい る。具体的には、日本政府は、国連の場におい て、2016年2月の女子差別撤廃条約第7回及 び第8回政府報告審査、2021年9月提出の同 条約実施状況第9回政府報告及び2022年10月 の市民的及び政治的権利に関する国際規約に基 づく第7回政府報告審査を始めとする累次の機 会を捉え、日本の立場を説明してきている。

また、韓国のほか、一部の国・地域でも慰安 婦像⁶の設置などの動きがある。このような動

⁶ 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいとの認識 を示すものでは決してない。

きは日本政府の立場と相容れない、極めて残念 なものである。日本政府としては、引き続き、 様々な関係者にアプローチし、日本の立場につ いて説明する取組を続けていく。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外 務省ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/ mofaj/a_o/rp/ page25_001910.html





中国・モンゴルなど

(1) 中国

ア中国情勢

(ア)内政

3月に第13期全国人民代表大会(全人代)第 5回会議が開催され、李克強国務院総理が政府 活動報告を行った。2022年の目標として、「社 会の大局の安定を保ち、勝利のうちに第20回 党大会の開催を迎えなければならない」と述べ、 党大会までの安定した政権運営が強調された。

10月に中国共産党第20回全国代表大会(党 大会)が開催された。中央委員会報告の中で習 近平総書記は、第18回党大会以降の10年に成 し遂げた大きな出来事として、「建党100周年 を迎えたこと」、「中国の特色ある社会主義が新 時代に入ったこと |、「貧困脱却と小康社会(や やゆとりのある社会)の全面的な完成という歴 史的任務が完遂したこと」の3点を指摘した。 その上で、「中国式現代化をもって中華民族の 偉大な復興を全面的に推進し」、2035年まで に「一人当たり GDP を中等先進国レベルの新 たな大台に乗せること」などを通じて「社会主 義現代化を基本的に実現」し、今世紀半ばまで に「社会主義現代化強国の全面的完成という二 つ目の百周年の奮闘目標を実現すること」を宣 言した。また、今後の目標として「第14次5 か年計画 | 及び政府活動報告で示された政府方 針が基本的に踏襲され、「全人民の共同富裕を 全力で促し、格差の拡大を断固として防ぐ」と し、共同富裕の実現が中期的な目標であること が強調された。また、「質の高い発展」を推進 することが言及され、ハイレベルの対外開放を

堅持し、国内大循環を主体として国内・国際双 循環が相互に促進し合う新たな発展の形の構築 を加速させるとした。産業チェーン・サプライ チェーンの強靭性・安全性向上、科学技術の自 立自強などにも言及されており、経済安全保障 が強く意識される内容となった。

また、党大会閉幕の翌日には第20期中央委 員会第一回全体会議(「一中全会」)が開催され、 習近平氏を総書記とする中国共産党新中央指導 部を選出し、習近平総書記の3期目が決定した。 新指導部には習総書記のかつてのポストにおけ る直属の部下なども複数選出された。

新疆ウイグル自治区を始めとする中国の人 権状況について、国際社会の関心は引き続き高 い。日本としては、自由、基本的人権の尊重、 法の支配といった国際社会における普遍的価値 や原則が中国においても保障されることが重要 であると考えており、首脳会談や外相会談の機 会も捉え、香港や新疆ウイグル自治区などの状 況に対する深刻な懸念を表明するなど、こうし た日本の立場については中国政府に対して直接 伝達してきている。2月から3月にかけて、北 京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会 が開催され、米国が、開催に先立つ2021年 12月、中国における人権侵害に鑑みて、外交 的又は公式の代表団を送らないと発表し、オー ストラリア、英国、カナダなども同様の立場を 表明する中、日本は、山下泰裕日本オリンピッ ク委員会会長及び橋本聖子東京2020組織委員 会会長がオリンピックに、また森和之日本パラ リンピック委員会会長がパラリンピックに出席

し、政府代表団は派遣しなかった。新疆ウイグル自治区について、前年に続いて2022年も6月の国連人権理事会と10月の国連総会第3委員会において、同自治区におけるものを中心とする中国の人権状況、特に新疆ウイグル自治区における人権侵害に深刻な懸念を示す共同ステートメントが読み上げられ、日本はアジアから唯一これに参加した。また、国会では2月に衆議院、12月に参議院において「新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議」がそれぞれ採択された。香港については、5月の行政長官選挙に関し、G7は外相声明7を発出し、選出プロセスについて重大な懸念を表明した。日本政府として、引き続き、国際社会と緊密に連携しつつ、着実に取り組んでいく。

(イ) 経済

李克強国務院総理は、3月の全人代において 2022年の経済状況について、「直面するリスク や課題は著しく増加している」とし、「あくまで 安定を最優先し、安定のなかで前進を求める」 ことを方針とし、成長率目標を5.5%程度に設 定した。経済対策としては、「積極的な財政政 策は効力の向上をはかる」と強調し、通年で約 2兆5,000億元の減税と還付を行い、3兆6,500 億元の地方専項債を発行することなどを打ち出 した。しかし2022年の実質GDP成長率は、 通年で前年比3.0%増、また各四半期において は、第1四半期(1月から3月)は前年比4.8% 増、第2四半期(4月から6月)に前年比0.4% 増、第3四半期(7月から9月)3.9%増、第4 四半期(10月から12月)2.9%増と、いずれ も目標には至らなかった。

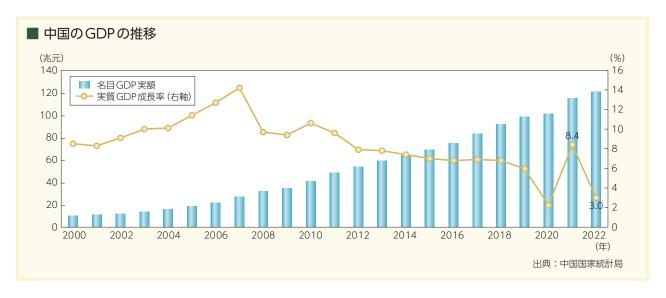
3月頃から、新型コロナの感染拡大に伴い、 経済活動の中心地である上海市を始め、各地で 散発的にロックダウンや厳しい外出制限措置な どが繰り返された。5月、国務院は全国の経済 安定化に向けた会議を開催し、「3月、特に4月以降、雇用、鉱業生産などの経済指標は明らかに減速し、ある面では2020年の新型コロナ大流行時よりも困難な状況になっている」との認識を示した。李克強国務院総理は、「一刻も早く経済を再び成長軌道に戻すよう努力しなければならない」として、経済支援策パッケージについて、5月末までに実行可能な実施細則を出し、その実施状況を細かく追跡するとの方針を打ち出した。

第2四半期の経済が減速したことを受け、習 近平総書記は、7月に開催された中央政治局会 議において、「経済の合理的な範囲での運営を 維持し、最良の結果の実現を目指す」とした。 また、景気回復のため、需要の拡大に積極的に 取り組むとの方針を示し、財政政策では、地方 政府が地方専項債を限度額まで用いるとし、金 融政策では、合理的かつ潤沢な流動性を保ち、 企業への貸付を増加させ、政策性銀行の新規貸 付とインフラ建設投資基金の活用を進めるとの 指針を示した。さらに低迷する不動産市場につ いて、「住宅は住むものであり投機対象ではな い」という位置付けを維持しつつ、実需と住み 替え需要に対する支援を行うとし、住宅の確実 な引渡しを地方政府の責任において保証すると した。

12月に開催された中央経済工作会議は、経済回復の基礎はなおも堅固ではないとしつつも、2023年の経済には回復の望みがあると指摘した。その上で、2023年の経済活動について、2022年に引き続き、「安定を最優先とし、安定の中で前進を求める」との方針を維持し、積極的な財政政策と穏健な金融政策の継続などにより、質の高い発展を形成していくとした。また、重要課題の一つとして、国内需要の拡大に注力し、消費の回復と拡大に優先的に取り組むとした。



⁷ 香港行政長官選出に関するG7外相声明については、外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000808.html



(ウ) 新型コロナへの対応

中国から世界に感染が拡大した新型コロナに ついて、中国では当局による感染者の行動履歴 などに基づく感染源や濃厚接触者の迅速な特 定、感染地区の移動制限、住民の集団PCR検 査などの厳格な措置を講じ、比較的短期間で感 染拡大を抑え込んできたが、3月以降、北京市、 上海市、広東省など中国の主要都市でも同時多 発的に感染が拡大し、2020年の新型コロナ発 生初期の湖北省武漢市のロックダウン(都市封 鎖) 以降最も深刻な状況が続いた。特に、3月 下旬から約2か月間続いた上海市の事実上の ロックダウンは、市民生活や経済活動に甚大な 影響を与えた。諸外国が新型コロナとの共存に 舵を切る中、中国では「ゼロコロナ」政策が維 持され、10月の党大会において、習近平総書 記は、党中央の防疫政策により感染症対策と経 済・社会発展との両立において重要で前向きな 成果を収めたと述べた。

11月、政府は隔離期間の短縮や過度な防疫 措置の抑制などを定めた「二十条の措置」を発 表したが、その後も広東省、重慶市、北京市な どの大都市を始め、全国的な感染再拡大によ り、外出抑制などを伴う厳しい防疫措置が継続 した。そうした中、11月下旬に新疆ウイグル 自治区・ウルムチで発生した火災事故を発端と した追悼活動を含む、「ゼロコロナ」政策への 抗議デモが上海市、北京市などで発生した。

12月、保健・衛生当局はウイルスの弱毒化 などを理由に新型コロナの感染症レベルを引き 下げ、感染者の隔離措置や一斉PCR検査の廃 止などの方針を発表した。従来の「ゼロコロ ナ」政策が完全に撤廃され、防疫政策の移行が 短期間で急激に進んだ結果、全国的に感染者や 重症患者が急増し、一時医療体制がひっ迫する 状況も見られた。こうした状況に対し、世界保 健機関(WHO)からは深刻な懸念が示され、 感染状況に関する詳細な情報提供の要請がなさ れた。

(工) 外交

2022年に入ってからも、当面の間、 党中央外事工作委員会弁公室主任や王毅国務委 員兼外交部長らによる対面形式による外交と、 習近平国家主席や李克強国務院総理らによる電 話・オンライン会談を組み合わせる外交が続い た。7月にはジョコ・インドネシア大統領が北 京を訪問し、9月には習近平国家主席が2020 年1月のミャンマー訪問以来の外遊としてカザ フスタン及びウズベキスタンを訪問し、上海協 力機構 (SCO) 首脳会議に出席した。党大会 後からは、ショルツ・ドイツ首相を始めとする 各国首脳による訪中を受け入れ、また11月の 東アジア首脳会議(EAS)には李克強国務院総 理、G20首脳会合及びAPEC首脳会議には習 近平国家主席が出席した上で各国の首脳との間

で精力的にバイ会談も実施するなど、対面外交 を徐々に再開させている。

10月に開催された中国共産党第20回党大会 では、「世界の百年に一度の大きな変動の速度が 増し、世界の力関係が大きく転換し、中国の発 展は新たな戦略的チャンスを迎えている」との 情勢認識が示された。その上で、「世界は歴史の 岐路に立っており、どこに向かうのかは各国の 人々の選択次第」として、「中国は世界の人々の 前途である人類運命共同体構築の推進を提示し、 各国と平和・開放・協力に基づくグローバル・ パートナーシップを深化・拡大させる」、「グロー バル・ガバナンス体系の改革と構築に積極的に 参加し、より公正で合理的な方向への発展を促 す」と示すなど、BRICS(ブラジル、ロシア、 インド、中国及び南アフリカ)やSCOなどの協 力の仕組みへの影響力を高め、新興市場国と発 展途上国の代表性と発言力を高めると明示した。 また、グローバルな安全保障のルール作りなど に積極的に参加することも示されており、今後 の中国外交への影響が注目される。

米中間では、前年に引き続き様々な分野で厳 しい対峙が見られた。首脳間を含む対話のチャ ネルは基本的に維持されたが、ペローシ下院議 長の訪台に関して米中間の緊張が高まり、対話 のチャネルが縮小した時期もあった。バイデン 大統領と習近平国家主席との間では、3月と7 月に電話会談が行われ、また11月には、初の対 面での首脳会談が行われた。米国側の発表によ れば、会談では、米中関係、国境を越える課題、 人権、台湾情勢、ウクライナ情勢、北朝鮮情勢 などについて、約3時間にわたって幅広い議論 が行われた。またこのほかに、サリバン大統領 補佐官と楊潔篪党中央外事工作委員会弁公室主 任との間、ブリンケン国務長官と王毅国務委員 兼外交部長との間でも複数回対話が行われた。

5月には、ブリンケン国務長官が「中華人民 共和国に対する政権のアプローチ」と題したス ピーチを行い、中国を「国際秩序を再構築する 意図を持ち、それを実現するための経済力、外

交力、軍事力、技術力をますます高めている唯 一の国 | とし、米中関係を「最も複雑で重大な 関係の一つ」と位置付けた。10月に米国が発 表した「国家安全保障戦略」では、中国を「最 も重大な地政学的挑戦を提起する存在」、「国際 秩序を変える意思と能力を兼ね備えた唯一の競 争相手」と位置付け、「インド太平洋地域で影 響力を広げ、世界を主導する大国となる野望を 持っている」と指摘し、同盟国との関係を強化 して中国に対抗する姿勢を打ち出した。

同時に、米中間では、利益が重なる事項につ いては協力する方針も示された。国家安全保障 戦略においては、気候変動や感染症対策、核不 拡散といった問題に関して「利害が一致する場 合には、中国と協力することを常に厭わない」、 「両国の人々にとり最も重要な問題を解決する ために協力する」などと記載された。11月の 米中首脳会談でも、バイデン大統領が、気候変 動、債務救済を含む世界のマクロ経済、健康安 全保障、食料安全保障などの地球規模の課題に 協力して取り組む必要性を強調し、両首脳はこ うした問題について対話・協調することについ て合意したとされている。米中両国間で安定的 な関係が構築されることは、日本のみならず、 国際社会全体にとって重要であり、引き続き今 後の動向が注目される。

(オ)軍事・安保

習近平国家主席は、第19回党大会(2017年) で、今世紀半ばまでに中国軍を世界一流の軍隊 にすると述べた。また、2020年10月に発表さ れた第19期党中央委員会第5回全体会議(「五 中全会」) コミュニケでは、「2027年の建軍 100周年の奮闘目標の実現を確保する」との新 たな目標が示された。さらに、第20回党大会 (2022年) では、「建軍100周年の奮闘目標を 期限までに達成し、人民軍隊を早期に世界一流 の軍隊に築き上げることは社会主義現代化国家 の全面的建設の戦略的要請である」と改めて述 べた。中国の国防費は過去30年間で約39倍に

増加しているが、予算の内訳、増額の意図につ いては十分明らかにされていない。こうした中、 中国は「軍民融合発展戦略」の下、核・ミサイ ル戦力や海上・航空戦力を中心として、軍事力 の質・量を広範かつ急速に強化し、宇宙・サイ バー・電磁波やAI、無人機といった新たな領域 における優勢の確保も重視しており、「機械化・ 情報化・智能化の融合発展」による軍の近代化 を推進している。2022年は、屋久島南での中 国海軍測量艦による日本の領海内航行、日本周 辺における中露艦艇による共同航行及び中露戦 略爆撃機による共同飛行が前年に引き続き確認 されたほか、中国艦艇が尖閣諸島周辺の接続水 域内に入域するなどの動きが確認された。また、 中国は、8月、複数の弾道ミサイルを発射し、 そのうち5発が日本の排他的経済水域(EEZ) に着弾した。南シナ海では、中国は、係争地形 の一層の軍事化など、法の支配や開放性に逆行 した力による一方的な現状変更の試みや地域の 緊張を高める行動を継続・強化している。

近年、中国は、政治面、経済面に加え、軍事 面でも国際社会で大きな影響力を有するに至っ ており、現在の中国の対外的な姿勢や軍事動向 などは、日本と国際社会の深刻な懸念事項であ り、日本の平和と安全及び国際社会の平和と安 定を確保し、法の支配に基づく国際秩序を強化 する上で、これまでにない最大の戦略的な挑戦 であり、日本の総合的な国力と同盟国・同志国 などとの連携により対応すべきものである。中 国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に 関しては、透明性などを向上させるとともに、 国際的な軍備管理・軍縮などの努力に建設的な 協力を行うよう同盟国・同志国などと連携し、 強く働きかけを行う。また、日中間の信頼の醸 成のため、日中安保対話などの対話や交流な ど、中国との安全保障面における意思疎通を強 化する。加えて、日中防衛当局間の海空連絡メ カニズムなど、中国との間における不測の事態 の発生を回避・防止するための枠組みの構築を 含む日中間の取組を進め、日中間の相互信頼関 係を増進させながら、関係国と連携しつつ、透 明性の向上について働きかけ、日本を含む国際 社会の懸念を払拭していくよう、強く促してい く考えである。

イ 日中関係

(ア) 二国間関係一般

隣国である中国との関係は、日本にとって最 も重要な二国間関係の一つであり、両国は緊密 な経済関係や人的・文化的交流を有している。 日中両国間には、様々な可能性とともに、尖閣 諸島情勢を含む東シナ海、南シナ海における力 による一方的な現状変更の試みや、中国による 台湾周辺での一連の軍事活動、特に、EEZを 含む日本近海への弾道ミサイルの着弾を含め、 数多くの課題や懸案が存在している。また、台 湾海峡の平和と安定も重要である。さらに、日 本は、香港情勢や新疆ウイグル自治区の人権状 況についても深刻に懸念している。同時に日中 両国は、地域と世界の平和と繁栄に対して大き な責任を有している。中国とは、主張すべきは 主張し、責任ある行動を求めつつ、諸懸案も含 め対話をしっかりと重ね、共通の諸課題につい ては協力するという「建設的かつ安定的な日中 関係」を日中双方の努力で構築していくことが 重要である。

2022年は、前年に引き続き、首脳間を含む ハイレベルでの意思疎通が継続的に行われ、両 国間の様々な懸案を含め、二国間関係から地 域・国際情勢に至る幅広い議題について意見交 換を積み重ねた。

5月18日、林外務大臣と王毅国務委員兼外 交部長との間でテレビ会談が行われた。林外務 大臣から、2021年10月の日中首脳電話会談 で達成された「建設的かつ安定的な関係」とい う重要な共通認識を双方の努力で実現していく 必要があると述べ、王毅国務委員兼外交部長か ら同様の考えが示された。また、林外務大臣か ら、日中関係は様々な困難に直面し、日本国内 の対中世論は極めて厳しいと述べた上で、互い

に言うべきことは言いつつ対話を重ね、協力す べき分野では適切な形で協力を進め、国際社会 への責任を共に果たしていくべきであると述べ た。その上で、尖閣諸島をめぐる情勢を含む東 シナ海、南シナ海、香港、新疆ウイグル自治区 などの状況に対する深刻な懸念を表明し、ま た、台湾海峡の平和と安定の重要性について述 べた。さらに、在中国日本大使館員の一時拘束 事案及び中国における邦人拘束事案について、 日本の立場に基づき改めて申し入れた。また、 林外務大臣から、日本産食品に対する輸入規制 の早期撤廃を強く求めた。さらに、両外相は、 日中経済に関し、様々な分野・レベルで対話と 協力を適切な形で進めていくことを確認し、双 方の努力で国民交流と経済交流をしっかりと後 押ししていくことが重要であると述べた。ま た、林外務大臣から、新型コロナによる様々な 影響がある中で、在留邦人の安全の確保や日本 企業の正当な経済活動の保護などについて中国 側の適切な対応を要請した。地域情勢について は、林外務大臣から、ウクライナ情勢につい て、ロシアによるウクライナ侵略は国連憲章を 始め国際法の明確な違反であり、中国が国際の 平和と安全の維持に責任ある役割を果たすよう 求めた。北朝鮮については、最近の情勢につい て意見交換を行い、林外務大臣から、非核化に 向け国際社会が一致して対応する必要があると 述べた上で、拉致問題の即時解決に向けた理解 と支持を含め、両外相は引き続き緊密に連携し ていくことを確認した。

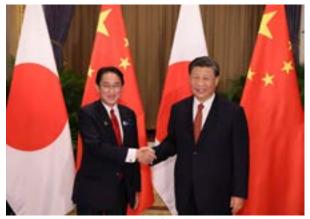
9月28日、松野博一官房長官は、故安倍晋 三国葬儀に参列するため訪日中の万鋼中国人民 政治協商会議全国委員会副主席による表敬を受 け、松野官房長官から、万鋼副主席の参列に対 して謝意を表明した。これに対し、万鋼副主席 は、今般、中国政府を代表して国葬儀に参列し た、改めて心からの哀悼の意を表したい、ま た、今回の訪日は中国側の日中関係及び岸田政 権に対する重視の表れでもあると述べた。ま た、双方は、2022年の日中国交正常化50周 年を機に、両国首脳の共通認識である「建設的かつ安定的な日中関係の構築」の実現に向け、 共に努力していくことが重要であるとの認識を 共有した。

11月17日、APEC首脳会議に出席するため タイを訪問中の岸田総理大臣は、習近平国家主 席と初となる対面での首脳会談を行った。岸田 総理大臣から、2021年10月の電話会談では 「建設的かつ安定的な日中関係」の構築との大 きな方向性で一致した、その後国交正常化50 周年を迎える中、新型コロナの影響はあるもの の両国間交流は着実に回復している、現在、日 中関係は様々な協力の可能性とともに多くの課 題や懸案にも直面しているが、日中両国は地域 と国際社会の平和と繁栄にとって共に重要な責 任を有する大国である、課題や懸案があるから こそ率直な対話を重ね、国際的課題には共に責 任ある大国として行動し、共通の諸課題につい て協力するという「建設的かつ安定的な日中関 係」の構築という共通の方向性を双方の努力で 加速していくことが重要であると述べた。習近 平国家主席からは、日中関係には幅広い共通利 益や協力の可能性がある、日中関係の重要性は 変わらない、岸田総理と共に新しい時代の要求 に相応しい日中関係を構築していきたいと述べ た。岸田総理大臣は、尖閣諸島をめぐる情勢を 含む東シナ海情勢や、8月の中国によるEEZを 含む日本近海への弾道ミサイルの着弾など日本 周辺における中国による軍事的活動について深 刻な懸念を表明し、同時に、両首脳は、「日中 防衛当局間の海空連絡メカニズム」の下での ホットラインの早期運用開始、日中安保対話な どによる意思疎通の強化で一致した。岸田総理 大臣は、台湾海峡の平和と安定の重要性を改め て強調し、中国における人権や邦人拘束事案な どについて日本の立場に基づき改めて申し入 れ、また、日本産食品に対する輸入規制の早期 撤廃を強く求めた。さらに、岸田総理大臣か ら、中国が確立された国際ルールの下で国際社 会に前向きな貢献を行うことを期待すると述べ

た上で、両首脳は、経済や国民交流の具体的分 野で互恵的協力は可能であること、環境・省工 ネを含むグリーン経済や医療・介護・ヘルスケ アの分野などでの協力を後押ししていくことで 一致した。同時に、岸田総理大臣から、そのた めにも透明・予見可能かつ公平なビジネス環境 の確保を通じて日本企業の正当なビジネス活動 が保障されることが重要であると述べた。ま た、両首脳は、両国の未来を担う青少年を含む 国民交流を共に再活性化させていくこと、日中 ハイレベル経済対話及び日中ハイレベル人的・ 文化交流対話の早期開催で一致した。岸田総理 大臣から、気候変動、開発金融などの国際的課 題について、国際ルールに基づき共に責任ある 大国として行動していく必要性を強調した。ウ クライナ情勢については、岸田総理大臣から、 中国が国際の平和と安全の維持に責任ある役割 を果たすよう求め、両首脳は、ロシアがウクラ イナにおいて核兵器の使用を示唆していること は極めて憂慮すべき事態であり、核兵器を使用 してはならず、核戦争を行ってはならないとの 見解で一致した。北朝鮮については、岸田総理 大臣から、核・ミサイル活動の活発化について 深刻な懸念に言及しつつ、国連安全保障理事会 (安保理)を含め、中国が役割を果たすことを 期待すると述べた。また、拉致問題の即時解決 に向けた理解と支持を求め、両首脳は引き続き 緊密に連携していくことを確認した。最後に両 首脳は、引き続き首脳レベルを含めあらゆるレ ベルで緊密に意思疎通を行っていくことで一致 した。

このほか、新型コロナ流行下においても、 11月には、日中高級事務レベル海洋協議が開 催され、東シナ海などに関する様々な問題につ いて率直な意見交換を行うなど、日中間の意見 交換が継続された。

また、6月12日にはシンガポールで開催さ れたシャングリラ・ダイアローグに際し、岸信 夫防衛大臣と魏鳳和国務委員兼国防部長との日 中防衛相会談も対面で行われた。



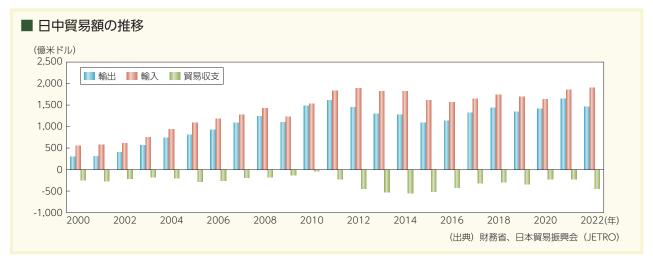
日中首脳会談 (11月17日、タイ・バンコク 写真提供:内閣広報室)

2月21日、北京市内において、在中国日本 大使館員が、その意に反して中国側当局により 一時拘束されるという事案が発生した。本件 は、外交関係に関するウィーン条約の明白な違 反であり、到底看過できず、断じて受け入れら れないことから、中国側に対し厳重な抗議を行 い、謝罪と再発防止を強く求めた。

(イ) 日中経済関係

日中間の貿易・投資などの経済関係は、非常 に緊密である。世界的な新型コロナの感染拡大 は2020年来の日中経済に大きな影響を与え、 引き続き日中間のビジネス関係者の往来も大き く制約されている。しかし、こうした中でも、 2022年の日中間の経済活動は前年よりも大き な回復を見せ、同年の貿易総額(香港を除く。) は、約43.8兆円であり(前年比14.3%増)、 中国は、日本にとって16年連続で最大の貿易 相手国となった。また、日本の対中直接投資は、 中国側統計によると、2021年は約39億1,325 万米ドル(前年比16.0%増(投資額公表値を基 に推計))と、中国にとって国として第3位(第 1位はシンガポール、第2位は韓国、第4位は 米国、第5位はドイツ)の規模となっている。

新型コロナの感染拡大の影響でハイレベルを 含む往来が制限される中でも、日中間の経済対 話は引き続き行われた。5月に行われた日中外 相テレビ会談では、両外相は、日中経済に関 し、様々な分野・レベルで対話と協力を適切な





形で進めていくことを確認し、双方の努力で国 民交流と経済交流をしっかりと後押ししていく ことが重要であると述べた。また、11月に行 われた日中首脳会談では、両首脳は、経済や国 民交流の具体的分野で互恵的協力は可能である こと、環境・省エネを含むグリーン経済や医 療・介護・ヘルスケアの分野などでの協力を後 押ししていくことで一致した。そのほか、官民 の経済交流としては、9月に李克強国務院総理 と日本経済界とのハイレベルオンライン対話が 開催されたほか、11月に第8回日中企業家及 び元政府高官対話(日中CEO等サミット)が オンライン形式で開催された。

(ウ) 両国民間の相互理解の増進

〈日中間の人的交流の現状〉

中国は、2020年11月以降、地方政府が発

行する招聘状を取得済みのビジネス関係者などに査証申請範囲を制限していたが、2022年6月以降、査証申請に同招聘状が不要となり、8月以降、長期留学目的の査証発給が再開されるなど徐々に水際措置を緩和してきている。しかし、中国では、観光や短期留学を目的とする外国人の新規入国が認められておらず、入国後の隔離措置が継続しているなど依然と厳格な水際措置がとられた(2023年1月末時点)。

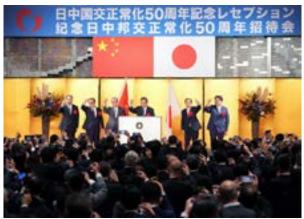
中国からの訪日者数は、2022年は約18.9万人(2023年2月末時点、日本政府観光局(JNTO)推定値)と、前年(JNTO確定値)に比べ大幅に伸びているが、新型コロナ流行以前のような日中間の人的往来の全面的な再開には至っていない。

〈各分野における交流〉

日中国交正常化50周年に当たる2022年に は、十倉雅和経団連会長を委員長とする日中国 交正常化50周年交流促進実行委員会との連携 の下、年間で220件を超える事業が日中国交 正常化50周年事業として認定され、文化、経 済、教育、観光、地方などの様々な分野におけ る交流が、オンライン形式を含めて日中両国で 実施された。50周年の記念日に当たる9月29 日には、東京において日中国交正常化50周年 実行委員会主催の記念レセプションが開催さ れ、岸田総理大臣と習近平国家主席との間で交 換を行った50周年を記念するメッセージが紹 介された。同日、北京においても中国人民対外 友好協会及び中国日本友好協会主催の記念レセ



日中国交正常化50周年記念Japan Festival瀋陽開幕式 (6月11日、中国·瀋陽)



日中国交正常化50周年交流促進実行委員会が主催した日中国交正常化 50周年記念レセプション (9月29日、東京)

尖閣諸島に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/senkaku/index.html

プションが開催された。

日中間の青少年交流については、前年に引き 続き、新型コロナの影響により国境を越える往 来が制限される中、対面での交流事業は実施で きなかったものの、対日理解促進交流プログラ ム「JENESYS」などにより、両国の学生や研 究者の相互理解及び対日理解促進を目的とする オンライン交流を実施した。

(エ) 個別の懸案事項

〈東シナ海情勢〉

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域における中 国海警船による領海侵入が継続しており、ま た、中国軍も当該海空域での活動を質・量とも 急速に拡大・活発化させている。

尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有 の領土であり、現に日本はこれを有効に支配し ている。したがって、尖閣諸島をめぐり解決す べき領有権の問題はそもそも存在しない。日本 が1895年に国際法上正当な手段で尖閣諸島を 日本の領土に編入してから、東シナ海に石油埋 蔵の可能性が指摘され尖閣諸島に対する注目が 集まった1970年代に至るまで、中国は、日本 による尖閣諸島の領有に対し、何ら異議を唱え てこなかった。中国側は、それまで異議を唱え てこなかったことについて、何ら説明を行って いない。その後、2008年に、中国海監船が尖 閣諸島周辺の日本の領海内に初めて侵入した。8

尖閣諸島周辺海域における中国海警船による 領海侵入の件数は2022年の1年間で28件に 上った (2021年の領海侵入件数は34件、 2020年の領海侵入件数は24件)。2020年5月 以降、中国海警船が尖閣諸島の日本の領海に侵 入し、当該海域において日本漁船に近づこうと する動きが頻繁に発生している。また、2022 年の接続水域内での中国海警船の年間確認日数



が過去最多の336日を記録したほか、同年12 月の事案においては領海侵入時間が過去最長となる72時間以上となるなど依然として情勢は厳しい。尖閣諸島周辺の日本の領海で独自の主張をする中国海警船の活動は、そもそも国際法違反であり、このような中国の力による一方的な現状変更の試みに対しては、外交ルートを通じ、厳重に抗議し、日本の領海からの速やかな退去及び再発防止を繰り返し求めてきている。引き続き、日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していく。

また、2020年6月、人民武装警察の権限や 任務を規定する「中国人民武装警察法」が改正 され、同法において、「海上権益擁護法執行」 が武装警察の任務として明記された。2021年 2月には中国海警局の海上権益擁護のための法 執行の任務などを規定する「中国海警法」が施 行されるなど、中国の海上権益擁護のための法 整備が進んでいる。特に、中国海警法について は、曖昧な適用海域や武器使用権限など、国際 法との整合性の観点から問題がある規定が含ま れており、この海警法によって、日本を含む関 係国の正当な権益を損なうことがあってはなら ないと考えており、こうした日本の深刻な懸念 については中国側に対し伝えてきている。中国 の法整備に係る動向については、引き続き高い 関心を持って注視していく。

中国軍の艦艇・航空機による東シナ海を含む 日本周辺海空域での活動も活発化している。 2022年は、前年に引き続き、屋久島南での中 国海軍測量艦による日本の領海内航行が複数回 確認された。5月及び11月には中露戦略爆撃 機による共同飛行、9月には中露艦艇による共 同航行が前年に引き続き確認された。7月には 中国艦艇1隻が尖閣諸島周辺の接続水域内に入 域した。中国海軍艦艇による日本領海内の航行については、政府として、日本周辺海域における中国海軍艦艇などのこれまでの動向を踏まえ強い懸念を有しており、また、中露両国の軍による日本周辺での共同行動は日本の安全保障上重大な懸念であることから、それぞれの事案について、中国側に対しこうした日本の立場を然るべく伝達してきている。

8月には、台湾周辺における一連の軍事活動において、中国は、複数の弾道ミサイルを発射し、そのうち5発が日本のEEZに着弾した。この一連の中国による軍事活動は、日本の安全保障及び国民の安全に関わる重大な問題であるとともに、地域及び国際社会の平和と安定に重大な影響を与えるものであり、深刻に懸念すべきものであることから、政府として中国側に対し強く非難・抗議した。

無人機を含む航空機の活動も引き続き活発であり、2012年秋以降、航空自衛隊による中国軍機に対する緊急発進の回数は高い水準で推移している。このような最近の中国軍の活動全般に対して、日本は外交ルートを通じ繰り返し提起してきている。

東シナ海における日中間のEEZ及び大陸棚の境界が未画定である中で、中国側の一方的な資源開発は続いている。政府は、日中の地理的中間線の西側において、中国側が「2008年合意」。以前に設置した4基に加え、2013年6月から2016年5月にかけて新たな12基の構造物の設置を確認している。さらに、2022年5月以降、新たに2基が設置され、これまでに合計18基の構造物が16か所に設置されていることを確認している(16か所のうち2か所では、二つの構造物が一つに統合されている状態)。このような一方的な開発行為は極めて遺憾であり、日本としては、中国側による関連の動向を



^{9 「2008}年合意」については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/press.html

把握するたびに、中国側に対して、一方的な開 発行為を中止し、東シナ海資源開発に関する日 中間の協力についての「2008年合意」に基づ く国際約束締結交渉再開に早期に応じるよう強 く求めてきている。なお、2019年6月に行わ れた安倍総理大臣と習近平国家主席との首脳会 談においては、両首脳は資源開発に関する 「2008年合意」を推進・実施し、東シナ海を 「平和・協力・友好の海」とするとの目標を実 現することで一致している。

また、東シナ海におけるEEZを始めとする 日本周辺海域において、中国による日本の同意 を得ない海洋の科学調査活動も継続しており、 その都度、外交ルートを通じて中国側に申入れ を行っている。

日中両国は、両国の懸案を適切に処理するた め、関係部局間の対話・交流の取組を進めてい る。また、2018年5月の李克強国務院総理訪 日時に妥結し、同年6月に運用開始した日中防 衛当局間の「海空連絡メカニズム」は、両国の 相互理解の増進及び不測の衝突を回避・防止す る上で大きな意義を有するものであり、同メカ ニズムの下での「日中防衛当局間のホットライ ン | については、2022年11月の日中首脳会 談で早期運用開始で一致し、その開設に向けて 作業を進めている(2023年1月末時点)。さら に、2018年10月の安倍総理大臣訪中時に署 名された日中海上捜索・救助 (SAR) 協定に より海上捜索救助分野における日中協力に関す る法的枠組みが構築され、これまで以上に円滑 かつ効率的な捜索救助活動が可能となった。

日中首脳会談を含む累次の機会に日本側から 述べているように、東シナ海の安定なくして日 中関係の真の改善はない。日中高級事務レベル 海洋協議や他の関係部局間の協議を通じ、両国 の関係者が直接、率直に意見交換を行うこと は、信頼醸成及び協力強化の観点から極めて有 意義である。日本政府としては、個別の懸案に 係る日本の立場をしっかりと主張すると同時 に、一つ一つ対話を積み重ね、引き続き意思疎 通を強化していく。

〈大和雄〉

日本海大和堆周辺水域において、中国漁船へ の退去警告数は低減傾向にあるが、2022年も 中国漁船による違法操業が依然として確認され ており、中国側に対し、日中高級事務レベル海 洋協議などの機会も利用しつつ様々なレベルで 日本側の懸念を繰り返し伝達し、漁業者への指 導などの対策強化を含む実効的措置をとるよう 強く申入れを行った。



日中中間線付近において設置が確認された中国の海洋構造物 (写真提供:防衛省) 詳細は、https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/higashi_shina/tachiba.html参照





〈日本産食品輸入規制問題〉

中国による日本産食品・農産物に対する輸入 規制については、5月の林外務大臣と王毅国務 委員兼外交部長との日中外相テレビ会談や11 月の岸田総理大臣と習近平国家主席との日中首 脳会談でも規制撤廃を強く求め、引き続きあら ゆるレベルで申し入れている。今後もあらゆる 機会を通じて、中国側に対し、規制の早期撤廃 を求めて働きかけを行っていく。

〈邦人拘束事案〉

一連の邦人拘束事案については、日本政府と して、これまで首脳・外相会談など、日中間の 様々な機会に早期解放に向けた働きかけを行っ てきており、これまで5人が起訴前に解放され、 3人が刑期を満了し帰国したのに加え、10月、 12月及び2023年1月に新たに3人が刑期を満 了し帰国した。政府としては、あらゆるレベ ル・機会を通じて、早期解放、法執行及び司法 プロセスにおける透明性、邦人の権利の適切な 保護、公正公平の確保並びに人道的な取り扱い を中国政府に対して強く求めてきている。ま た、邦人保護の観点から、領事面会や御家族と の連絡など、できる限りの支援を行っている。

〈中国警察の海外拠点〉

9月及び12月、スペインのNGO「Safeguard Defenders」が報告書を発表し、中国の地方警 察当局が日本を含む50以上の国に「サービス ステーション」などと称する拠点を設置し、同 拠点を活用して中国国外での取締強化、在外華 **僑**の監視や脅迫が行われている可能性を指摘し ている。本件について、日本は中国側に対し、 外交ルートを通じ、仮に日本の主権を侵害する ような活動が行われているのであれば、断じて 認められないとの申入れを行った。引き続き関 係省庁やG7を始めとする関係国とも連携し、 情報の収集及び分析に努め、適切な措置を講じ ていく。

〈遺棄化学兵器問題〉

日本政府は、化学兵器禁止条約に基づき、中 国における旧日本軍の遺棄化学兵器の廃棄処理 事業に着実に取り組んできている。2022年は、 新型コロナの影響を受ける中、吉林省敦化市ハ ルバ嶺地区での廃棄処理や、中国各地における 遺棄化学兵器の現地調査や発掘・回収事業を実 施した(12月時点の遺棄化学兵器廃棄数は累 計約6万発)。

(2) 台湾

ア内政・経済

3月末からオミクロン株の流行により新型コ ロナの市中感染が大幅に増加する中、台湾は 徐々に「ウィズ・コロナ」政策に転換し、9月 29日から日本を含め査証免除措置を全面的に 再開した。

11月26日、4年に1度の統一地方選挙が行 われ、野党・国民党が多くの首長ポストを維持 したほか、主要直轄市を奪還するなどして大勝 し、与党・民進党は首長の数を減らし大敗し た。同選挙結果を受け、蔡英文総統は民進党主 席を辞任した。

2022年の台湾経済は、半導体などのIT製品 を中心とする外需の伸びが続いていることに加 え、民間消費が徐々に回復してきたことなどを 背景に、年間実質GDP成長率予測はプラス 2.43%となった。

一 両岸関係・対外関係

8月2日から3日、ペローシ米国下院議長が 台湾を訪問し、蔡英文総統と会見し、共同記者 会見を実施した。中国は2日、台湾周辺での実 弾射撃を含む軍事演習を4日から7日まで行う と予告した。4日にはEEZを含む日本近海に複 数の弾道ミサイルが着弾し、また、連日多数の 中国軍機による台湾海峡中間線を越えた飛行な どが行われた。この間、台湾の公的機関のウェ ブサイトがサイバー攻撃に遭い、呉釗愛台湾 外交部長は、中国及びロシアのIPアドレスか

らの発信が確認されていると述べた。中国はま た、3日から台湾のかんきつ類などの輸入を暫 時停止、16日には「台湾独立分子」への経済 制裁などを発表した。

G7は4日、緊急の外相声明¹⁰を発表、中国に 対し、力による一方的な現状変更をしないよう 求め、日本は中国に対し、軍事演習の即刻中止 を求めた。蔡英文総統は同日夜、台湾は台湾海 峡の平和と安定の現状維持を国際社会に約束す る、台湾海峡の平和は地域の共同責任であり台 湾は建設的な対話にオープンであると表明した。

中国は10日、中国政府による台湾に関する 白書としては1993年、2000年に次いで3回 目となる「台湾問題と新時代中国の統一事業」 白書を発表し、その中で「民進党当局は台湾独 立・分裂活動を行っている」と記述した。10 月の党大会では、習近平総書記が報告におい て、最大の誠意と最大の努力を尽くし平和的統 一の実現を目指すが、武力行使の放棄を約束せ ず、あらゆる必要な措置を執る選択肢を残すな どと述べた。

各国議会などの活発な訪台は続き、日本、米 国、欧州諸国のほか、インドネシアやウクライ ナの国会議員も訪台した。

台湾は、2009年から2016年には世界保健 機関(WHO)総会にオブザーバー参加してい たが、2017年以降は参加できていない。日本 は従来、国際保健課題への対応に当たっては、 地理的空白を生じさせるべきではないと一貫し て主張してきており、こうした観点から台湾の WHO総会へのオブザーバー参加を一貫して 支持してきている。

ウ日台関係

日台の民間窓口機関である公益財団法人日本 台湾交流協会と台湾日本関係協会は2022年 12月、設立から50年を迎えた。台湾は、日本 にとって、自由、民主主義、基本的人権、法の 支配といった基本的価値や原則を共有し、緊密 な経済関係と人的往来を有する極めて重要な パートナーであり、大切な友人である。日本と 台湾との関係は、1972年の日中共同声明に従 い、非政府間の実務関係として維持されてい る。日台双方の市民感情は総じて良好であり、 日本台湾交流協会の調査(2022年1月実施) によれば、台湾住民の77%が「日本に親しみ を感じる(どちらかというと親しみを感じる)」 と回答し、台北駐日経済文化代表処の調査 (2021年11月) によれば、日本人の76%が 「台湾に親しみを感じる(どちらかというと親 しみを感じる)」と回答したとの結果も出てい る。

2月21日、東日本大震災発生後に台湾が福 島県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県で生 産・加工された農水産物・食品に課していた輸 入停止措置の緩和が行われた。日本側は、台湾 の残された輸入規制が科学的根拠に基づいて早 期に撤廃されるよう、引き続き台湾側に粘り強 く働きかけている。

3月、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会 は「食品安全及び食品輸入に関する覚書」に署 名し、両協会間の取決めは計59本となった。

9月の故安倍晋三国葬儀には、台湾から蘇嘉 全台湾日本関係協会会長、王金平元立法院長、 謝長廷台北駐日経済文化代表処代表などが出 席した。

(3) モンゴル

ア内政

オヨーンエルデネ内閣は、2021年末に発表 した、新型コロナ後の経済的自立のための「新 再生政策」(通関所、エネルギー、産業、都市



¹⁰ 台湾海峡の平和及び安定の維持に関するG7外相声明については、外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofai/press/release/press3 000891.html

コラム

約束は果たされた -28年後の再会-

「大きくなったらモンゴルに呼んであげるからね。」

モンゴルから来た青年は、ホームステイ先の日本の幼い少女にそう約束しました。1994年夏のこと です。

当時、日本政府及び国際協力事業団(現国際協力機構)(JICA) は、1990年に民主化・市場経済化 に移行したモンゴルの新しい国造りを支援するため、様々な訪日研修プログラムを実施していました。 青年はその一環で1か月あまり来日し、日本のある家庭で数日間を過ごしました。毎晩のように酒を酌 み交わし、言葉は通じなかったものの心は通い合っていると感じられる時間でした。3世代が暮らすそ の家には、故郷に残してきた自分の娘と同じ年頃の少女がいました。彼は少女を殊に慈しみ、別れ際に 先の約束をしたのです。

モンゴルに帰国後、青年は約束を果たせないまま、またたく間に時は流れていきました。2019年10 月、彼は国を代表して、天皇陛下の即位礼正殿の儀に参列します。そして、同行していた日本の外務省 員に「あのホストファミリーを探してほしい。」と依頼しました。

地名も人名も分からない、手がかりは、アルバムに貼られていた数枚の写真のみという中で始まった 人探しは難航。しかし、ついに、「フルレー(フレルスフの愛称)を我が家に泊めた。」という人が見つ かりました。青森県の高村実俊さん一家でした。少女は成長し、母親になっていました。

モンゴルの首相になっていたフルレーは、直ちに一家に招へい状を送ります。しかし、新型コロナの 流行により、一家はモンゴルを訪問することができませんでした。

2021年6月、フルレーは大統領選に出馬、圧勝を収めてモンゴル国大統領に就任します。が、大統 領になっても、彼はあの約束を忘れませんでした。日本とモンゴルが外交関係樹立50周年を迎えた 2022年、改めて一家をモンゴルに招待します。そして、7月、モンゴル最大の祭典「ナーダム」の際 に、ついに、高村家4世代の人々はモンゴルを訪問し、フレルスフ大統領と再会したのです。大統領一 家は、一家を厚くもてなしました。28年の時を経て、モンゴルのフルレー青年と日本の少女との約束 は確かに果たされたのでした。

9月、青森県五戸町で開かれた「青森県少年の主張大会」の出場者の中には、高村家のお孫さんの姿 がありました。夏に一家でモンゴルへ行って交流したことを発表したということです。

28年前の出会いが生んだ物語は、次の世代にしっかりとバトンタッチされています。



フレルスフ(愛称フルレー)大統領のアルバムの写真。 前列中央がフレルスフ大統領(1994年、青森県)



モンゴルで再会したフレルスフ大統領と高村家の人々 (写真提供:高村家)

と地方、グリーン開発、政府の生産性の再生を 目指す政策)の実現に力を入れた。

3月、モンゴル政府は、モンゴル入国者に対 する隔離措置などを実質上撤廃、国内での感染 対策や制限も大幅に緩和した。

8月、憲法裁判所違憲判決により2020年の 憲法改正条項のうち、議員の閣僚兼務制限条項 (議員・閣僚が兼務できるのは首相以外に4人 までとする条項)が無効化されたことを受け、 内閣改造が行われ、多数の議員が閣僚に就任し た (バトツェツェグ外相 (非議員) は留任)。

フレルスフ大統領は、気候変動の問題解決に 貢献するためとして、2021年の国連総会での 演説で発表した国土緑化運動「「10億本の植樹」 国民運動」を精力的に推進したほか、近年の外 的要因による食品を含む日用品の物価高騰を受 け、国内食料自給率向上への取組を奨励した。

イ 外交

中露に経済・エネルギー面で依存するモンゴ ルは、ロシアによるウクライナ侵略を受け、両 隣国との関係維持と同時に、「第三の隣国」と の一層の連携強化を希求している。4月から5 月にかけての林外務大臣のモンゴル訪問を皮切 りに、ラヴロフ・ロシア外相(7月)、王毅国務 委員中国外交部長(8月)、グテーレス国連事務 総長(8月)、朴振韓国外交部長官など多くの外 国要人がモンゴルを訪問した。また、9月、フ レルスフ大統領は上海協力機構(SCO)首脳会 合に出席した際、中露首脳と三者会談を実施し たほか、参加各国首脳とも会談を行い、オヨー ンエルデネ首相も、シンガポール、ロシア、ド イツを訪問するなど、活発な往来が実施された。

ウ経済

2021年11月以降、中国が新型コロナ感染 拡大防止のためモンゴル・中国間の主要な国境 検問所を閉鎖し、2022年に入っても国境規制 が長期化したことで(2022年5月に規制緩和)、 中国との貿易が停滞、輸入品価格が高騰した。

これに加え、ロシアによるウクライナ侵略に起 因する外的ショック(ロシア及び欧州との貿易 停滞、物価高騰)などの要因により、2022年 のモンゴルの成長率は、3.71%になる見通し である (2022年9月時点予測値)。一方、2月 以降の国内のコロナ規制の緩和に伴い、内需は 活性化した。2022年の政府経済統計では、前 年比で輸出35.7%増、輸入27.2%増となった。 また、9月の統計では、税収25.4%増、工業生 産52.0%増を記録した。

エ 日・モンゴル関係

日・モンゴル外交関係樹立50周年の2022 年は、新型コロナを乗り越え国民交流回復の年 とするとともに、これまでの50年を振り返り、 次の50年に向けての礎、絆をつくる年とする ため、要人往来、対話や協力、各種交流が実施 された1年となった。

4月から5月にかけては、林外務大臣がモン ゴルを訪問し、外相会談、大統領及び首相への 表敬などを実施し、二国間関係を始め、ウクラ イナ・北朝鮮を含む地域情勢などについて意見 交換を行った。また、9月の故安倍晋三国葬儀 には、オヨーンエルデネ首相、バトツェツェグ 外相、チョイジルスレン・エネルギー相が参列 し、岸田総理大臣との首脳会談、林外務大臣と の外相ワーキングランチが実施された。さらに、 11月には、フレルスフ大統領が実務訪問賓客 として訪日し、岸田総理大臣と首脳会談を行 い、両国の関係を「平和と繁栄のための特別な 戦略的パートナーシップ」に格上げすることを 発表し、共同声明と、今後10年間で両国が取 り組む協力内容を記載した同共同声明の付属文 書を発表した。

2022年には、1年を通して、両国で様々な 外交関係樹立50周年記念事業・青少年交流推 進年事業が実施された。この一環で、8月下旬 には、林幹雄外交関係樹立50周年記念事業実 行委員会委員長を団長とする50周年記念訪問 団がモンゴルを訪問し、大統領、議長、首相な

どの要人と会談したほか、民間団体によるシン ポジウム「大クリルタイ」や、スフバートル広 場で行われた「白い道」踊りフェスティバルな どに参加した。また、7月から9月にかけては、

外務省主催「日本・モンゴル学生フォーラム」 (3日間のオンライン学習会及び2泊3日の合 宿)が行われ、両国の学生が相互理解と交流を 深めた。

朝鮮半鳥

(1) 北朝鮮(拉致問題含む。)

日本は、2002年9月の日朝平壌宣言に基づ き、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括 的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交 正常化を図ることを基本方針として、引き続き 様々な取組を進めている。北朝鮮は、2022年 には、日本の上空を通過するものや複数の大陸 間弾道ミサイル (ICBM) 級弾道ミサイルを含 め、前例のない頻度と態様で、31回、少なくと も59発に及ぶ弾道ミサイルの発射などを行っ た。このような、事態を更に悪化させる弾道ミ サイル発射を含め、一連の北朝鮮の行動は、日 本の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威 であるとともに、国際社会に対する明白かつ深 刻な挑戦であり、到底看過できない。日本とし ては、引き続き、米国や韓国と緊密に連携し、 また、国際社会とも協力しながら、関連する国 連安保理決議の完全な履行を進め、北朝鮮の非 核化を目指していく。拉致問題については、北 朝鮮に対して2014年5月の日朝政府間協議に おける合意 (ストックホルム合意)¹¹の履行を 求めつつ、引き続き、米国を始めとする関係国 と緊密に連携し、一日も早い全ての拉致被害者 の帰国を実現すべく、全力を尽くしていく。

ア 北朝鮮の核・ミサイル問題

(ア) 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる最近の 動向

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、 全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミ サイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的 な廃棄を依然として行っていない。

4月、朝鮮人民革命軍の創建90周年を祝う 閲兵式が行われ、演説において金正恩国務委員 長は、「我が国家が保有した核武力を最大の急 速なスピードで一層強化し発展させるための措 置を引き続き講じていく」と述べたと報じられ た。同閲兵式では、「最新型戦術ミサイル縦隊」、 「超大型放射砲縦隊」、「戦略ミサイル縦隊」、 「大陸間弾道ミサイル『火星17』型」などが登 場したと報じられた。9月、最高人民会議第 14期第7回会議が開催され、法令「朝鮮民主 主義人民共和国核武力政策について」が討議・ 採択された。同会議において金正恩国務委員長 は、「我々の核に関して」、「不退の線を引いた こと | に「核武力政策の法化が持つ重大な意義 がある」と述べ、また、「いかなる困難な環境 に直面しようとも」、「絶対に核を放棄すること はできない」と言及したほか、「核戦闘態勢を 各方面から強化」し、「先端戦略・戦術兵器体 系の実戦配備事業を不断に推し進めていく」旨 述べたと報じられた。

2022年、北朝鮮は前例のない頻度と態様で、 31回、少なくとも59発に及ぶ弾道ミサイルの 発射などを行った。1月5日及び11日には「極 超音速ミサイル」と称する弾道ミサイルを発射 した。また、14日には「平安北道鉄道機動ミ サイル連隊の検閲射撃訓練」として弾道ミサイ ルを、17日及び27日には「戦術誘導弾」と称 する弾道ミサイルを、25日には「長距離巡航

^{11 2014}年5月にストックホルムで開催された日朝政府間協議において、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全 面的な調査の実施を約束した。

ミサイル」を発射したことを発表した。30日 には、中距離弾道ミサイル (IRBM) 級弾道ミ サイル「火星12」とみられるミサイルを、2月 27日及び3月5日には、「偵察衛星」開発のた めの重要試験と称してICBM級弾道ミサイル を発射した。さらに、弾道ミサイルが正常に飛 翔しなかったと推定される3月16日の発射か らおよそ1週間後の24日には、新型とみられ るICBM級弾道ミサイルを発射した。同弾道 ミサイルは、飛翔距離約1,100キロメートル、 最高高度は6,000キロメートルを超え、北海道 の渡島半島の西方約150キロメートルの日本 のEEZ内に落下したものと推定される。北朝 鮮による挑発行動などを受けて、日本政府は4 月1日に更なる対北朝鮮措置を実施し、資産凍 結等の対象となる4団体9個人を追加指定した。

その後、北朝鮮は、5月4日に弾道ミサイル を、7日には潜水艦発射弾道ミサイル (SLBM) を、12日には弾道ミサイル3発を、25日には ICBM級弾道ミサイルと弾道ミサイルを相次い で発射した。27日、ICBM級を含む一連の弾 道ミサイル発射を受け、米国は、制裁強化の内 容を含む新たな国連安保理決議案を提案し、中 国・ロシア以外の安保理理事国13か国の賛同 を得たが、両国の拒否権行使により否決され た。一方、その後6月8日及び10日に行われ た国連総会においては、多くの加盟国から北朝 鮮の核・ミサイル活動や安保理決議違反に非難 の声が上げられた。この間の6月5日にも、北 朝鮮は、複数の地点から、8発の弾道ミサイル を発射した。

また、8月17日に巡航ミサイルを、9月25 日、28日、29日と短期間で立て続けに弾道ミ サイルを発射した。10月には、1日、4日、6 日、9日、14日に弾道ミサイルを発射し、う ち4日の弾道ミサイルは、日本上空を通過した。 日本政府は10月18日、更なる対北朝鮮措置と して、北朝鮮の核・ミサイル開発に関与した5 団体を資産凍結等の対象として追加指定した。

11月には、2日、3日、9日、18日に、ICBM

級の可能性があるものを含め弾道ミサイルを発 射した。18日のICBM級弾道ミサイルは、飛 翔距離約1.000キロメートル、最高高度約 6,000キロメートル程度で、北海道の渡島大島 の西方約200キロメートルの日本のEEZ内に 着弾したと推定される。日本政府は12月2日、 更なる対北朝鮮措置として、北朝鮮の核・ミサ イル開発などに関与した3団体1個人を資産凍 結等の対象として追加指定した。

12月18日には、「偵察衛星」開発のための 最終段階の重要試験と称して弾道ミサイル2発 を、その5日後の23日にも、弾道ミサイルを 発射した。さらに、31日及び2023年1月1日 には、「超大型放射砲」と称する弾道ミサイル を発射した。

これまでの対北朝鮮措置により、日本政府 は、合計で137団体・121個人を資産凍結等 の措置の対象に指定している。

北朝鮮の核活動について、5月、米国国務省 は、北朝鮮が同月中にも北東部豊渓里で核実験 の準備を完了する可能性があるとの分析を明ら かにした。また、同月、韓国の国家情報院が、 北朝鮮が7回目の核実験の準備を全て終え、実 施のタイミングを見計らっている段階であると 明らかにしたと報じられた。6月、米国国務省 も、北朝鮮が核実験の準備を終えたとの見方を 示した。9月の国際原子力機関(IAEA)事務 局長報告は、豊渓里近郊の核実験場で、北朝鮮 が第3坑道を再開放し、いくつかの新しい支援 施設を建設した兆候があると指摘した。

(イ) 日本の取組及び国際社会との連携

北朝鮮による度重なる弾道ミサイルなどの発 射は、日本のみならず、国際社会に対する深刻 な挑戦であり、全く受け入れられない。北朝鮮 による全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の 弾道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不 可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致結束し て、安保理決議を完全に履行することが重要で ある。日本は、これらの点を、各国首脳・外相

との会談などにおいて確認してきている。

日米韓3か国の連携は北朝鮮への対応を超え て地域の平和と安定にとっても不可欠であると の認識の下、3か国の間では、首脳会合、外相 会合、次官協議、そして六者会合首席代表者会 合などの開催を通じ、重層的に協力を進めてき ている。首脳レベルでは、6月29日には、 NATO首脳会合の機会にマドリード(スペイ ン)において約4年9か月ぶりに日米韓首脳会 合が開催された。また、11月13日には、 ASEAN関連首脳会合の機会にプノンペン(カ ンボジア) において日米韓首脳会合が開催さ れ、3首脳は、北朝鮮による前例のない頻度と 態様での挑発行為が続き、更なる挑発も想定さ れる中、日米、日韓、日米韓での連携はますま す重要であるとの認識を共有し、また、北朝鮮 の完全な非核化に向けて、毅然とした対応を 行っていくことで一致した。同会合後には、 「インド太平洋における三か国パートナーシッ プに関するプノンペン声明」が発出された。同 月18日には、同日の北朝鮮によるICBM級弾 道ミサイル発射を受けて、APEC首脳会議の機 会にバンコク(タイ)において同首脳会議に出 席している日本、米国、韓国、オーストラリ ア、カナダ、ニュージーランドの首脳級による 緊急会合が開催され、同弾道ミサイル発射を最 も強い言葉で非難し、断じて容認できないとの 点で一致した。また、外相レベルでは、2月 12日にはホノルル (米国)、及び7月7日には G20外務大臣会合の機会にバリ(インドネシ ア) において、日米韓外相会合が開催された。 9月22日には、国連総会の機会にニューヨー ク (米国) において日米韓外相会合が開催さ れ、3外相は、核実験を始め、北朝鮮による更 なる挑発行為への対応や北朝鮮の完全な非核化 に向けた今後の対応についてすり合わせを行っ たほか、日米韓3か国による連携を重層的に進 めていくことで一致した。会合後には、日米韓 外相共同声明が発出された。11月21日には、 同月18日の北朝鮮によるICBM級弾道ミサイ ル発射を受けて、北朝鮮による大陸間弾道ミサ イル発射に関するG7外相声明が発出された。

また、日本は、海上保安庁による哨戒活動及 び自衛隊による警戒監視活動の一環として、安 保理決議違反が疑われる船舶の情報収集を行っ ている。安保理決議で禁止されている北朝鮮船 舶との「瀬取り」¹²を実施しているなど、違反 が強く疑われる行動が確認された場合には、国 連安保理北朝鮮制裁委員会などへの通報、関係 国への関心表明、対外公表などの措置を採って きている。「瀬取り」を含む違法な海上活動に 対して、米国に加え、カナダ、オーストラリア 及びフランスが、国連軍地位協定に基づき、在 日米軍施設・区域を使用し、航空機による警戒 監視活動を行った。また、米国海軍の多数の艦 艇、フランス海軍フリゲート「ヴァンデミエー ル」、オーストラリア海軍フリゲート「パラ マッタ」及び「アランタ」、カナダ海軍フリ ゲート「バンクーバー」、英国海軍哨戒艦「テ イマー」が、東シナ海を含む日本周辺海域にお いて、警戒監視活動を行った。このように、安 保理決議の完全な履行及び実効性の確保のた め、関係国の間での情報共有及び調整が行われ ていることは、多国間の連携を一層深めるとい う観点から、意義あるものと考えている。

イ 拉致問題・日朝関係

(ア) 拉致問題に関する基本姿勢

現在、日本政府が認定している日本人拉致事 案は、12件17人であり、そのうち12人がい まだ帰国していない。北朝鮮は、12人のうち、 8人は死亡し、4人は入境を確認できないと主 張しているが、そのような主張について納得の いく説明がなされていない以上、日本として は、安否不明の拉致被害者は全て生存している との前提で、問題解決に向けて取り組んでい

¹² ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対 する又は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

る。北朝鮮による拉致は、日本の主権や国民の 生命と安全に関わる重大な問題であると同時 に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普 遍的問題である。また、拉致問題は、時間的制 約のある人道問題である。拉致被害者のみなら ず、その御家族も御高齢となる中ではあるが、 「決して諦めない」との思いを胸にこの問題の 解決に向けた取組を続けている。日本は、拉致 問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあ り得ないとの基本認識の下、その解決を最重要 課題と位置付け、拉致被害者としての認定の有 無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全の確 保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実 行犯の引渡しを北朝鮮側に対し強く要求してい る。2023年1月には、岸田総理大臣が施政方 針演説で、「最重要課題である拉致問題は深刻 な人道問題であり、その解決は、一刻の猶予も 許されない。全ての拉致被害者の一日も早い帰 国を実現すべく、あらゆるチャンスを逃すこと なく、全力で果断に取り組む。私自身、条件を 付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であ る。」と表明した。

(イ) 日本の取組

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月 の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を受 け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を 発表したことに対し、北朝鮮は全ての日本人拉 致被害者に関する包括的調査を全面中止し、特 別調査委員会を解体すると一方的に宣言した。 日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホ ルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が 同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者 を帰国させるべきことについて、強く要求した。

(ウ)日朝関係

2018年2月、平 昌 冬季オリンピック競技 大会開会式の際の文在寅韓国大統領主催レセプ ション会場において、安倍総理大臣から金永南 北朝鮮最高人民会議常任委員長に対して、拉致 問題、核・ミサイル問題を取り上げ、日本側の 考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国 を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。ま た、同年9月、河野外務大臣は国連本部におい て、李容浩北朝鮮外相と会談を行った。2022 年9月、岸田総理大臣は第77回国連総会にお ける一般討論演説において、「私自身、条件を 付けずに金正恩委員長と直接向き合う決意であ る。」と改めて表明した。

(エ) 国際社会との連携

拉致問題の解決のためには、日本が主体的に 北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろ ん、拉致問題解決の重要性について諸外国から の理解と支持を得ることが不可欠である。日本 は、各国首脳・外相との会談、G7サミット、 日米豪印首脳会合、日中韓サミット、日米韓首 脳会合、ASEAN関連首脳会議、国連関係会合 を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を 捉え、拉致問題を提起している。米国について は、トランプ大統領が、安倍総理大臣からの要 請を受け、2018年6月の米朝首脳会談におい て金正恩国務委員長に対して拉致問題を取り上 げた。2019年2月の第2回米朝首脳会談では、 トランプ大統領から金正恩国務委員長に対して 初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問 題を提起し、拉致問題についての安倍総理大臣 の考え方を明確に伝えたほか、その後の少人数 夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣 な議論が行われた。また、2022年1月22日の 日米首脳テレビ会談及び5月23日の日米首脳 会談において、岸田総理大臣からバイデン大統 領に対して、拉致問題の即時解決に向けた全面 的な理解と協力を改めて求め、バイデン大統領 から、一層の支持を得た。5月の訪日の際には、 バイデン大統領は、拉致被害者の御家族と面会 し、拉致被害者を思う御家族の方々の心情や、 拉致問題の一刻も早い解決に向けた米国の支援 を求める発言にじっくりと真剣に耳を傾け、御 家族の方々を励まし、勇気付けた。さらに、

10月4日の日米首脳テレビ会談、11月13日 の日米首脳会談、2023年1月13日の日米首脳 会談において、岸田総理大臣からバイデン大統 領に対して、拉致問題の解決に向けた米国の引 き続きの理解と協力を求め、バイデン大統領か ら、全面的な支持を得た。中国についても、 2019年6月の日中首脳会談において、習近平 国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係 に関する日本の立場、安倍総理大臣の考えを金 正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その 上で、習近平国家主席から、拉致問題を含め、 日朝関係改善への強い支持を得た。また、 2022年11月17日の日中首脳会談においても、 岸田総理大臣から習近平国家主席に対して拉致 問題の即時解決に向けた理解と支持を求め、両 首脳は引き続き緊密に連携していくことを確認 した。韓国も、2018年4月の南北首脳会談を 始めとする累次の機会において、北朝鮮に対し て拉致問題を提起しており、2019年12月の 日韓首脳会談においても、文在寅大統領から、 拉致問題の重要性についての日本側の立場に理 解を示した上で、韓国として北朝鮮に対し拉致 問題を繰り返し取り上げているとの発言があっ た。また、2022年10月6日の日韓首脳電話会 談、11月13日の日韓首脳会談においても、岸 田総理大臣から拉致問題の解決に向けた韓国の 引き続きの理解と協力を求め、尹錫悦大統領 から改めて支持を得た。4月には国連人権理事 会において、また12月には国連総会本会議に おいて、EUが提出し、日本が共同提案国と なった北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択さ れた。さらに、12月には、安保理非公式協議 において北朝鮮の人権状況について協議が行わ れ、協議後、日本を含む有志国は、拉致問題の 解決、特に拉致被害者の即時帰国を要求すると の内容を含む共同ステートメントを発出した。 日本は、今後とも、米国を始めとする関係国と 緊密に連携、協力しつつ、拉致問題の即時解決 に向けて全力を尽くしていく。

ウ 北朝鮮の対外関係など

(ア) 米朝関係

2018年から2019年にかけて、米朝間では2 回の首脳会談及び板門店での米朝首脳の面会が 行われ、2019年10月にストックホルム(ス ウェーデン) において米朝実務者協議が行われ たが、その後、米朝間の対話に具体的な進展は 見られていない。

バイデン大統領は、2021年4月に対北朝鮮 政策レビューを通じ、朝鮮半島の完全な非核化 が引き続き目標であることや、日本を含む同盟 国の安全確保のための取組を強化すると明らか にした。2022年10月には、米国は、新たな 「国家安全保障戦略 (NSS)」を公表し、朝鮮 半島の完全な非核化に向けて持続的な外交を追 求し、また、北朝鮮の大量破壊兵器及びミサイ ルの脅威に直面する中で拡大抑止を強化するこ とを示した。11月の日米韓首脳会合では、北 朝鮮が挑発行為を継続する中、日米韓の協力の 重要性はますます重要になっているとし、会合 後に発出された「インド太平洋における三か国 パートナーシップに関するプノンペン声明」で バイデン大統領は、日本及び韓国の防衛への米 国のコミットメントは強固であり、核を含むあ らゆる種類の能力によって裏打ちされているこ とを改めて表明した。同時に、米国は、様々な 機会において、米国は北朝鮮に対して敵対的な 意図を抱いておらず、北朝鮮側と前提条件なし に会う用意があると発信してきている。

一方、金正恩国務委員長は、9月の最高人民 会議第14期第7回会議において行った演説の 中で、米国の「対朝鮮敵視政策により、我が人 民に強いる苦痛の時間が長くなるのに正比例し て我々の絶対的力は引き続き加速的に強化され ており、彼らが直面することになる安保上の脅 威も正比例して増大している」、「絶対に先んじ て核放棄、非核化ということはなく、そのため のいかなる交渉も、その工程で互いに交換する 取引物もない」、「核武力はすなわち祖国と人民 の運命であり永遠の尊厳だ」と述べたと報じら

れた。また、9月25日から10月9日まで朝鮮 人民軍戦術核運用部隊の軍事訓練を指示し、 10月10日には、「敵は軍事的威嚇を加えてく る中でも依然として引き続き対話と交渉を云々 しているが、我が方は敵と対話する内容もな く、またその必要性も感じない。」と述べたと 報じられた。

さらに、金正恩国務委員長は、12月26日か ら31日まで開催された党中央委員会第8期第 6回拡大総会において、米国は、日本と韓国と の「三角共助」を推進し、「『アジア版NATO』 のような新たな軍事ブロックを形成することに 没頭している」とした上で、軍事力強化の必要 性を強調し、「戦術核兵器の大量生産」や、「核 弾頭保有量を幾何級数的に増やす」必要がある 旨述べたと報じられた。

米国は、北朝鮮による弾道ミサイル発射を含 めた一連の挑発行為への対応として、2022年 に入り、1月、3月、4月、5月、8月、10月、 11月、12月にそれぞれ個人や団体を北朝鮮に 対する制裁対象に追加する措置を決定した。

(イ) 南北関係

5月、韓国で「南北関係の正常化」を掲げる 尹錫悦政権が発足した。尹錫悦大統領は、大統 領就任演説において、「北朝鮮が核開発を中断 し、実質的な非核化に切り替えるなら、国際社 会と協力して北朝鮮経済と北朝鮮住民の生活を 画期的に改善できる大胆な計画を準備」すると 述べた。8月の光復節演説では、実質的な非核 化を条件とした「大胆な構想」を提案し、北朝 鮮に対する大規模な食糧供給プログラム、発電 と送配電インフラ支援、国際交易のための港湾 と空港の現代化プロジェクト、北朝鮮の農業生 産性向上のための技術支援プログラム、病院と 医療インフラの現代化支援、国際投資及び金融 支援プログラムの実施に言及した。これに対し、 北朝鮮は、同月、金与正党中央委員会副部長談 話を発表し、韓国による「大胆な構想」は、 「実現とかけ離れた愚かさの極地」としつつ、 李明博政権時の対北朝鮮政策である「『非核・ 開放3000』の焼き直しに過ぎない」と評した。

10月、北朝鮮は、米韓の軍事訓練などを口 実として、度重なる弾道ミサイルの発射に加え、 多連装ロケットによる砲撃や軍用機による示威 活動などの挑発行動を実施した。韓国は、北朝 鮮が2018年の南北首脳会談時に採択された 「歴史的な『板門店宣言』¹³履行のための軍事分 野合意書」14で定められた軍事演習中止区域へ の砲撃を繰り返し実施したことを同合意書違反 として批判した。また、同月、韓国政府は、一 連の北朝鮮のミサイル発射などを理由として、 約5年ぶりに北朝鮮に対する制裁対象の追加措 置を実施した。11月に北朝鮮が多数のミサイ ルなどを発射した際には、弾道ミサイル1発が 南北分断後初めて北方限界線(NLL)以南の韓 国領海近くに着弾し、韓国は同行為を強く糾弾 した。また、11月の北朝鮮によるICBM級弾 道ミサイル発射を受け、12月、韓国は北朝鮮 に対する更なる制裁対象の追加措置を実施した。 12月末には、北朝鮮の無人機が韓国領空を侵 犯し、うち1機はソウルにまで飛来した。

(ウ) 中朝関係・露朝関係

2020年以降、新型コロナの感染拡大などの 影響もあり、中朝・露朝間において従前のよう な要人往来は見られなかったが、中朝間では、 両「国」の建「国」記念日などの際、金正恩国 務委員長と習近平国家主席との間で祝電の交換 が行われたほか、8月には、朝鮮労働党中央委 員会が、中国共産党中央委員会宛の連帯書簡の 中で、中国の台湾政策への全面的な支持を表明

^{13 2018}年4月28日に文在寅大統領と金正恩国務委員長との間の南北首脳会談で署名された「朝鮮半島の平和と繁栄、統一のための板門店 宣言文」。金正恩国務委員長による北朝鮮の非核化に向けた意思が文書上で確認された。

^{14 2018}年9月の南北首脳会談の結果採択され、本合意書に基づき軍事境界線一帯における各種軍事演習の中止、軍事境界線上における飛行 禁止区域の設定、非武装地帯内の監視哨戒所の一部撤収といった措置がとられた。

した。露朝間では、両「国」の記念日などに際 する祝電の送付に加え、北朝鮮が、2022年7 月にウクライナ東部の「ドネツク人民共和国」・ 「ルハンスク人民共和国」の「独立」を「承認」 したと報じられ、また、10月にはロシアによ るウクライナー部地域の「編入」と称する行為 を支持する旨の談話を発出するなど、ウクライ ナ侵略に関するロシアの立場を擁護するような 動きがみられた。

北朝鮮の対外貿易(南北交易を除く。)の約 9割を占める中朝間の貿易は、新型コロナの世 界的な感染拡大を受けた往来の制限のため、感 染拡大前と比較して規模が大幅に縮小した。1 月に中国・丹東と北朝鮮・新義州を結ぶ鉄道通 関地の貨物列車の運行再開が発表されたもの の、4月に再び同運行の一時停止が発表された。 その後9月に、中国外交部報道官は、友好的な 協議を経て、同運行の再開が決定されたと述べ た。結果として、2022年の中朝貿易額は前年 を大きく上回ったが、新型コロナ以前の水準を 回復するには至っていない。

(エ) その他

2022年、日本海沿岸では、北朝鮮からのも のと見られる漂流・漂着木造船などが計49件 確認されており(2021年は18件)、日本政府 として、関連の動向について重大な関心を持っ て情報収集・分析に努めている。また、2020 年9月には、日本海の大和堆西方の日本のEEZ において北朝鮮公船が確認されており、外務省 は、このような事案が発生した際には、北朝鮮 に対して日本の立場を申し入れてきている。引 き続き、関係省庁の緊密な連携の下、適切に対 応していく。

工 内政・経済

(ア)内政

北朝鮮は、2021年1月に、約5年ぶりに朝 鮮労働党の最高指導機関である第8回党大会を 開催し、金正恩国務委員長が、「人民大衆第一 主義政治」を強調しつつ、過去5年間の成果・ 反省及び今後の課題に係る活動総括報告を行 い、核・ミサイル開発の継続、米朝関係を始め とする対外関係、南北関係などについて言及し たと報じられた。同年12月の党中央委員会第 8期第4回全員会議(総会)では、「人民大衆 第一主義政治」の理念の下、経済、非常防疫事 業、「国家」防衛力の強化などを2022年の主 な課題とすることを決定した。

新型コロナの世界的な流行の中、北朝鮮は、 「国」境を「鉄桶のように閉鎖」(2020年8月) したとして、これまで新型コロナの発生は報じ られてこなかったが、5月、「オミクロン変異 ウイルス」の確認と「国家」防疫事業の「最大 非常防疫体系」への移行が報じられ、最も多い 時では、1日に40万人近い「新規発熱者」が 発生したと報じられた。

6月に開催された党中央委員会第8期第5回 拡大総会で、金正恩国務委員長は、「重大保健 危機」まで重なった状況は「未曾有の厳酷な辛 苦の時期」であるとしながらも、経済政策の執 行状況は頑強に推進していると評価し、「国家」 防衛力強化にも引き続き注力するとした。この ほか、党中央委員会政治局員の選出や崔善姫氏 の外相任命などの人事も報じられた。

8月に入ると「新規発熱者」も報じられなく なり、金正恩国務委員長は、全「国」非常防疫 総括会議において「最大非常防疫戦」での勝利 宣言を行った。

9月には、最高人民会議第14期第7回会議 が開催された。2021年に続き金正恩国務委員 長が施政演説を行い、「国家と人民の安全を守 り抜いた」として新型コロナ対策の成功に改め て言及し、また自負すべき成果として、農業や 建設といった課題の推進を挙げ、経済発展と人 民の福利増進のための土台が整いつつあるとし た。さらに、新型コロナと共にインフルエンザ ウイルスにも備えるため、ワクチン接種を責任 を持って実施し、11月に入ってからは全住民 がマスクを着用することを勧告すべきとしたと

報じられた。

12月末には、党中央委員会第8期第6回拡 大総会が開催され、金正恩国務委員長は、 2022年を「決して無意味ではない時間」で あったと評価し、2023年を「人民生活の改善 において鍵となる目標を達成する年」と規定し たと報じられた。また、国際関係が「新冷戦」 体系へと転換し、多極化が進展しているとの認 識の下、「強対強、正面勝負という対敵闘争の 原則」といった対外事業の原則を確認した。

同拡大総会期間中に実施された「超大型放射 砲」贈呈式では、金正恩国務委員長が演説を行 い、防衛力を強化する上での軍需工業部門関係 者の貢献を称えたと報じられた。

(イ) 経済

2021年1月の第8回党大会において、金正 恩国務委員長は、制裁、自然災害、世界的な保 健危機による困難に言及しつつ、自力更生及び 自給自足を核心とした新たな「国家経済発展5 か年計画」(2021年から2025年)を提示した と報じられた。

特に、一連の国連安保理決議や各国の対北朝 鮮制裁に加え、自然災害も重なり、2022年の 北朝鮮の経済状況は依然として厳しい可能性が ある。金正恩国務委員長自身も「今、我々の前 に作り出された経済的難関は厳しい」と認めて いる(9月の最高人民会議第14期第7回会議 での施政方針演説)。

北朝鮮最大の対外貿易相手国である中国との 間では、2020年2月以降、新型コロナの世界 的な感染拡大を受け、貿易額が大幅に減少して いた。2022年の中朝貿易額は前年を大きく上 回ったが、新型コロナ以前の水準を回復するに は至っていない。

オ その他の問題

北朝鮮からの脱北者は、滞在国当局の取締り や北朝鮮への強制送還などを逃れるため潜伏生 活を送っている。日本政府としては、こうした 脱北者の保護や支援について、北朝鮮人権侵害 対処法の趣旨を踏まえ、人道上の配慮、関係者 の安全、脱北者の滞在国との関係などを総合的 に勘案しつつ対応している。なお、日本国内に 受け入れた脱北者については、関係省庁間の緊 密な連携の下、定着支援のための施策を推進し ている。

(2) 韓国

ア 韓国情勢

(ア)内政

3月9日、大統領選挙の投開票が実施され、 当時最大野党であった「国民の力」から出馬し た尹錫悦前検察総長が、李在明「共に民主党」 候補らを破り当選した。5月10日、尹前検察総 長は第20代韓国大統領に就任し、就任演説に おいて、自由を始めとする普遍的な価値と国際 規範の重要性を強調するとともに、国際社会で 責任と役割を果たす国を作ることを表明した。

6月1日、全国同時地方選挙及び国会議員補 欠選挙の投開票が実施された。与党「国民の 力」は、広域自治体首長選挙において17選挙 区のうち12選挙区で勝利し、国会議員補欠選 挙において7選挙区のうち5選挙区で勝利した。 一方、国会においては、最大野党「共に民主 党」が単独過半数を占める、いわゆる「ねじ れ」の状態が続く中、与野党は、尹政権の外 交・国防政策、北朝鮮軍による韓国公務員射殺 事件をめぐる文在寅前政権の対応、李在明「共 に民主党」代表及びその周辺をめぐる捜査、 2023年度予算案などをめぐって激しく対立し た。

10月29日、ソウル市内の梨泰院において、 ハロウィンに際して集まった市民が将棋倒しに なる雑踏事故が起こり、この事故により、日本 人2人を含む159人もの死者が発生した。この 事案をめぐっては、事故発生時の警察や行政の 対応に不備があったとの批判が高まり、警察幹 部の逮捕などの動きにつながった。

(イ) 外政

5月、「南北関係の正常化」を掲げる尹政権 の発足により、韓国の対北朝鮮政策は大きく転 換した。尹大統領は8月15日の光復節演説に おいて、北朝鮮の実質的な非核化を条件に、 様々な経済支援を行うとする「大胆な構想」を 提案した。しかし、北朝鮮は同提案を拒否し、 様々な軍事的挑発を継続している(南北関係に ついては59ページ(イ)参照)。

対米関係については、尹大統領就任式から間 もない5月にバイデン大統領が訪韓し、尹大統 領との間で初めての米韓首脳会談が行われ、米 韓首脳共同声明が発表された。同共同声明で は、北朝鮮がもたらす「脅威」が増大している との認識が示され、拡大抑止の再確認、米韓合 同軍事演習の範囲・規模の拡大や戦略アセット の展開などが盛り込まれたほか、ルールに基づ く国際秩序や経済安全保障の重要性が強調され た。4月には米韓連合指揮所訓練が実施された。 また、8月には野外機動訓練を含む米韓連合演 習が実施されるとともに、同演習を通じて戦時 作戦統制権の転換に向けた評価が行われた。

中国との関係では、5月の大統領就任式に王 岐山中国国家副主席が出席し、その後、8月に 朴振外交部長官が青島(中国)を訪問して王毅 中国外交部長との間で外相会談を行った。11 月のインドネシアでのG20サミットの機会に、 尹大統領は習近平中国国家主席と初めての首 脳会談を実施し、韓国側は、両国関係を相互尊 重と互恵、共同利益に基づいて更に成熟して発 展させていくことで意見が一致したとの事後発 表を行った。

また、尹大統領は、大統領選挙の公約で「自 由・平和・繁栄に寄与するグローバル中枢国家 (Global Pivotal State)」を作ることを掲げて おり、政権発足後、朴外交部長官は、同構想を 実現させるため、韓国の「インド太平洋戦略」 を策定すると表明した。11月の韓・ASEAN 首脳会議に際し、尹大統領は、韓国の「インド 太平洋戦略」の概要を発表し、ASEANを始め

とする主要国との連帯と協力を通じ、自由・平 和・繁栄の3大ビジョンに基づき、包摂・信 頼・互恵の3大協力原則の下、同戦略を実施し ていくと述べた。その後、12月末には、韓国 政府は同戦略の全文を発表した。

(ウ) 経済

2022年、韓国のGDP成長率は、2.6%と、 前年の4.0%から低下した。総輸出額は、前年 比6.1%増の約6.839億米ドルで過去最高額を 記録したが、総輸入額は、世界的なエネル ギー・原材料価格の高騰により前年比18.9% 増の約7,312億米ドルとなったため、貿易収支 は14年ぶりに赤字へ転じ、貿易赤字額は過去 最大の約472億米ドル(韓国産業通商資源部 統計)となった。

尹錫悦政権は、5月の発足時、経済政策の方 向性として、「民間中心の力強い経済」、「体質 改善で飛躍する経済」、「未来に備える経済」及 び「共に進む幸福の経済」を掲げ、四つの方向 性を主軸として経済政策を進めていくとした。 脱原発政策の廃棄及び不動産市場を正常化する ため、7月に「新政権のエネルギー政策の方向 性 |、8月には「国民住居安定実現策 | を発表 した。また、半導体戦略に関しては、7月に 「半導体超強大国の実現戦略」を発表した。

なお、韓国では近年急速に少子高齢化が進ん でおり、2022年の合計特殊出生率は過去最低 の0.78人を記録し、少子化問題が深刻化して いる。

イ 日韓関係

(ア) 二国間関係一般

韓国は国際社会における様々な課題への対応 に協力していくべき重要な隣国である。日韓両 国は、1965年の国交正常化の際に締結された 日韓基本条約、日韓請求権・経済協力協定その 他関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係 を築いてきた。しかしその一方で、日韓間で は、ここ数年にわたり、旧朝鮮半島出身労働者 問題を始めとして、2015年の慰安婦問題に関 する日韓合意の趣旨・精神に反する動き、竹島 問題などにおいて、日本側にとって受け入れら れない状況が継続してきた。ルールに基づく国 際秩序が脅かされている現下の国際情勢におい て、日韓、日米韓の戦略的連携を推進していく ことの重要性は言うをまたず、そのためにも懸 案を解決して日韓関係を健全な関係に戻し、更 に発展させていく必要がある。

このような認識の下、2022年には、韓国に おける新政権の成立を受け、日韓間で要人の接 触が活発に行われた。3月、岸田総理大臣は、 第20代韓国大統領への当選を果たした尹錫悦 候補と電話会談を行い、当選の祝意を伝え、日 韓関係改善に向け協力していくとの考えで一致 した。これを受け、4月に次期政権の代表団 (韓日政策協議代表団) が訪日して林外務大臣 と意見交換を行った。5月には、林外務大臣が 尹大統領就任式に総理特使として出席、6月に はNATO首脳会合が行われたマドリードにお いて、日韓首脳が、日米韓首脳会合やNATO アジア太平洋パートナー (AP4) 首脳会合な どの場で初めて顔を合わせた。

7月、朴外交部長官が、二国間訪問としては 4年7か月ぶりに訪日し、林外務大臣は、同長 官との間で、旧朝鮮半島出身労働者問題を含め 日韓関係全般について幅広く率直な意見交換を 行った。また、尹大統領は、8月15日や就任 100日目に当たる8月17日の演説などにおい て、日韓関係改善に向けた強い意思を表明し、 日本政府としてもこれを歓迎した。9月には、 国連総会の機会を捉え、ニューヨークで日韓首 脳による懇談が行われた。両首脳は、現下の戦 略環境において日韓は互いに協力すべき重要な 隣国であり、日韓、日米韓協力を推進していく 重要性や懸案の解決に向けて現在行われている 外交当局間の協議を加速化するよう指示するこ とで一致した。さらに、11月のASEAN関連 首脳会議に際して、岸田総理大臣は、尹大統領 との間で日韓首脳会談を約3年ぶりに実施した。



日韓首脳会談 (11月13日、カンボジア・プノンペン 写真提供:内閣広報室)

両首脳は、北朝鮮問題や「自由で開かれたイン ド太平洋 (FOIP) | の実現に関して連携して いくことを確認するとともに、旧朝鮮半島出身 労働者問題について、9月のニューヨークでの 両首脳の指示を受けて外交当局間の協議が加速 していることを踏まえ、懸案の早期解決を図る ことで改めて一致した。その後、外相間を始め とする外交当局間の緊密な意思疎通を経て、 2023年3月6日、韓国政府は旧朝鮮半島出身 労働者問題に関する自らの立場を発表した。同 日、日本政府は、2018年の大法院判決により 非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関 係に戻すためのものとしてこれを評価するとの 立場を表明した。

さらに、2022年は、度重なる北朝鮮の弾道 ミサイル発射などを受けて日韓外相間の電話会 談も随時行われたほか、累次の機会における日 韓次官間・局長間の協議を通じて、日韓両政府 間の緊密な意思疎通が継続した。

竹島周辺での韓国側による海洋調査活動や軍 事演習は、2022年も実施され、日本は強く抗 議を行った。引き続き、日本の一貫した立場に 基づき適切に対応していく。

(イ)旧朝鮮半島出身労働者問題

1965年の日韓国交正常化の中核である日韓 請求権・経済協力協定は、日本から韓国に対し て、無償3億米ドル、有償2億米ドルの経済協 力を約束する(第1条)とともに、「両締約国

及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及 び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求 権に関する問題が(中略)完全かつ最終的に解 決されたこと」、また、そのような請求権につ いて「いかなる主張もすることができない」(第 2条)ことを定めている。

しかしながら、2018年10月30日及び11月29日、韓国大法院(最高裁)は、第二次世界大戦中に日本企業で労働していたとされる韓国人に対する損害賠償の支払を当該日本企業に命じる判決を確定させた。

これらの大法院判決及び関連する司法手続は、日韓請求権・経済協力協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れられない。

日本政府としては、この問題を日韓請求権・経済協力協定上の紛争解決手続に従って解決するため、2019年1月に同協定第3条1に基づく協議を韓国政府に対し要請したが、韓国政府はこれに応じなかった。また、同年5月には、同協定第3条2に基づく仲裁への付託を韓国政府に対し通告し、これに応じるよう要請したが、韓国政府は同協定に規定された仲裁手続に係る義務を履行せず、その結果、仲裁委員会は設置できなかった¹⁵。

この間も原告側の申請に基づき、韓国の裁判所は、2021年9月27日及び12月30日の日本企業資産に対する売却命令(特別現金化命令)の決定を含め、日本企業の資産の差押え及び現金化に向けた手続を着々と進めてきている。日本政府は、韓国側に対し、仮に日本企業の差押資産の現金化に至ることになれば日韓関係にとって深刻な状況を招くので、避けなければな

らないことを繰り返し強く指摘し、韓国側が、 国際法違反の状態を是正することを含め、日本 側にとって受入れ可能な解決策を早期に示すよ う強く求めてきている。

2022年5月の尹錫悦政権発足以降、この問 題について、両国の外交当局間で緊密な意思疎 通を行ってきている。7月に訪日した朴外交部 長官は、現金化が行われる前に、望ましい解決 策が出るよう努力すると述べ、両外相は、この 問題の早期解決で一致した。11月の日韓首脳会 談において、両首脳は、9月のニューヨークで の首脳間の懇談に際する両首脳の指示を受けて 外交当局間の協議が加速していることを踏まえ、 懸案の早期解決を図ることで改めて一致した。 その後、外相間を始めとする外交当局間の緊密 な意思疎通を経て、2023年3月6日、韓国政府 は旧朝鮮半島出身労働者問題に関する自らの立 場を発表した。これを受け、同日、林外務大臣 は日本政府の立場を表明し、韓国政府により発 表された措置を、2018年の大法院判決により 非常に厳しい状態にあった日韓関係を健全な関 係に戻すためのものとして評価する、今回の発 表を契機とし、措置の実施とともに、日韓の政 治・経済・文化などの分野における交流が力強 く拡大していくことを期待すると述べた16。



日韓首脳会談(2023年3月16日、東京 写真提供:内閣広報室)



¹⁵ 資料編:旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料 参照

^{16 2023}年3月16日、17日の尹大統領の訪日については、外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page1_001529.html

旧朝鮮半島出身労働者問題に関する外務省 ホームページの掲載箇所はこちら

https://www.mofa.go.jp/ mofaj/a_o/na/ kr/page4_004516.html



(ウ) 慰安婦問題

慰安婦問題は、1990年代以降、日韓間で大 きな外交問題となってきたが、日本はこれに真 摯に取り組んできた。日韓間の財産及び請求権 の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協 定で「完全かつ最終的に」解決済みであるが、 その上で、元慰安婦の方々の現実的な救済を図 るとの観点から、1995年、日本国民と日本政 府が協力してアジア女性基金を設立し、韓国を 含むアジア各国などの元慰安婦の方々に対し、 医療・福祉支援事業及び「償い金」の支給を行 うとともに、歴代総理大臣からの「おわびの手 紙」を届けるなど、最大限の努力をしてきた。

さらに、日韓両国は、多大なる外交努力の末 に、2015年12月の日韓外相会談における合意 によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的 な解決」を確認した。また、同外相会談の直後 に、日韓両首脳間においても、この合意を両首 脳が責任を持って実施すること、また、今後、 様々な問題に対し、この合意の精神に基づき対 応することを確認し、韓国政府としての確約を 取り付けた。この合意については、潘基文国連 事務総長を始め、米国政府を含む国際社会も歓 迎している。この合意に基づき、2016年8月、 日本政府は韓国政府が設立した「和解・癒やし 財団 に対し、10億円の支出を行った。この 基金から、2022年12月末日までの間に、合意 時点で御存命の方々47人のうち35人に対し、 また、お亡くなりになっていた方々199人のう ち64人の御遺族に対し、資金が支給されてお り、多くの元慰安婦の方々の評価を得ている。

しかしながら、2016年12月、韓国の市民 団体により、在釜山日本国総領事館に面する歩 道に慰安婦像¹⁷が設置された。その後、2017 年5月に新たに文在寅政権が発足し、外交部長 官直属の「慰安婦合意検討タスクフォース」に よる検討結果を受け、2018年1月9日には、 康京和外交部長官が、(1) 日本に対し再協議 は要求しない、(2)被害者の意思をしっかり と反映しなかった2015年の合意では真の問題 解決とならないなどとする韓国政府の立場を発 表した。2018年7月、韓国女性家族部は、日 本政府の拠出金10億円を「全額充当」するた め予備費を編成し、「両性平等基金」に拠出す ると発表した。また、2018年11月には、女 性家族部は、「和解・癒やし財団」の解散を推 進すると発表し、その後解散の手続を進めてい る。韓国政府は、文在寅大統領を含め、「合意 を破棄しない」、「日本側に再交渉を要求しな い」ことを対外的に繰り返し明らかにしてきて いるものの、財団の解散に向けた動きは、日韓 合意に照らして問題であり、日本として到底受 け入れられるものではない。

さらに、2021年1月8日、元慰安婦などが 日本国政府に対して提起した訴訟において、韓 国ソウル中央地方裁判所が、国際法上の主権免 除の原則の適用を否定し、日本国政府に対し、 原告への損害賠償の支払などを命じる判決を出 し、同月23日、同判決が確定した¹⁸。なお、同 年4月21日、類似の慰安婦訴訟において、ソ ウル中央地方裁判所は、国際法上の主権免除の 原則を踏まえ、原告の訴えを却下したが、同年 5月6日、原告が控訴した。日本としては、国 際法上の主権免除の原則から、日本政府が韓国 の裁判権に服することは認められず、本件訴訟 は却下されなければならないとの立場を累次に わたり表明してきている。上述のとおり、慰安 婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題

¹⁷ 分かりやすさの観点から、便宜上、「慰安婦像」との呼称を用いるが、この呼称は、これらの像に係る元慰安婦についての描写が正しいと の認識を示すものでは決してない。

¹⁸ 資料編:慰安婦問題 参考資料 参照

は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で 「完全かつ最終的に解決」されており、また、 2015年12月の日韓外相会談における合意に よって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な 解決」が確認されている。したがって、同判決 は、国際法及び日韓両国間の合意に明らかに反 するものであり、極めて遺憾であり、断じて受 け入れることはできない。日本としては、韓国 に対し、国家として自らの責任で直ちに国際法 違反の状態を是正するために適切な措置を講ず ることを強く求めてきている。

日韓合意は国と国との約束であり、これを守ることは国家間の関係の基本である。日韓合意の着実な実施は、日本はもとより、国際社会に対する責務でもある。日本は、上述のとおり、日韓合意の下で約束した措置を全て実施してきている。韓国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国側による合意の実施を注視している状況である。日本政府としては、引き続き、韓国側に日韓合意の着実な実施を強く求めていく方針に変わりはない(国際社会における慰安婦問題の取扱いについては37ページ参照)。

慰安婦問題についての日本の取組に関する外 務省ホームページの掲載箇所はこちら:

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



(工) 竹島問題

日韓間には竹島の領有権をめぐる問題があるが、竹島は歴史的事実に照らしても国際法上も明らかに日本固有の領土である。韓国は、警備隊を常駐させるなど、国際法上何ら根拠がないまま、竹島を不法占拠し続けてきている。日本は、竹島問題に関し、様々な媒体で日本の立場を対外的に周知するとともに19、韓国国会議員などの竹島上陸、韓国による竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査などについては、韓国に対し、その都度強く抗議を行ってきている20。2022年は竹島やその周辺での軍事訓練や海洋調査が行われ、これらにつき、日本政府として、日本の立場に鑑み受け入れられないとして強く抗議を行った。

竹島問題の平和的手段による解決を図るため、1954年、1962年及び2012年に韓国政府に対し国際司法裁判所への付託などを提案してきているが、韓国政府はこの提案を全て拒否している。日本は、竹島問題に関し、国際法に則り、平和的に解決するため、今後も粘り強い外交努力を行っていく方針である。

(オ) 韓国向け輸出管理運用の見直し

韓国政府は、2019年9月11日、日本が韓国への半導体材料3品目(フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素)の輸出に係る措置の運用を見直し、個別に輸出許可を求める制度としたこと²¹は世界貿易機関(WTO)協定に違反するとして、WTO紛争解決手続の下で二国間協議を要請した。同年11月22日、韓国政府は日韓秘密軍事情報保護協定(GSOMIA)の終了

^{19 2008}年2月、外務省は「竹島 竹島問題を理解するための10のポイント」と題するパンフレットを作成。現在、日本語、英語、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、ロシア語、中国語及びイタリア語の11 言語版が外務省ホームページで閲覧可能。また、2013年10月以降、外務省ホームページにおいて、竹島に関する動画やフライヤーを公開し、現在は上記11言語での閲覧が可能になっている。加えて、竹島問題を啓発するスマートフォンアプリをダウンロード配布するといった取組を行っている。外務省ホームページ掲載箇所はこちら:https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/index.html



^{20 5}月、7月及び8月に竹島周辺の日本の領海及びEEZ内において韓国海洋調査船による活動を確認した。さらに、7月及び12月、韓国軍が竹島に関する軍事訓練を実施した。日本は、直ちに、竹島の領有権に関する日本の立場に照らし受け入れられず、極めて遺憾であることを韓国政府に伝え、厳重に抗議した。

²¹ 2019年7月1日、経済産業省は、(1) 韓国に関する輸出管理上のカテゴリーの見直し(韓国を「グループA」から除外した。そのための 改正政令は同年8月28日施行)及び(2) フッ化ポリイミド、レジスト、フッ化水素の3品目の個別輸出許可への切り替えを発表した。

通告の効力停止を発表し、その際、二国間の輸 出管理政策対話が正常に行われる間、WTO紛 争解決手続を中断すると表明し、2019年12 月及び2020年3月には、輸出管理政策対話が 実施された。日韓の輸出管理当局間では対話と 意思疎通を通じて懸案を解決することで一致し ていた中で、韓国政府は、2020年6月18日、 WTO紛争解決手続を再開させ、同年7月29 日、WTO紛争解決機関において紛争処理小委 員会 (パネル) 設置が決定された。

(カ) 交流・往来

両国間の往来者数は2018年に約1.049万人 を記録したが、2020年初旬以降、新型コロナに 係る水際対策の強化により大幅に減少し、2021 年は約3万人にとどまった。2022年には両国に おける査証免除措置が再開され、また、羽田一 金浦線を始めとする日韓航空路線の運航が再開 したことを受け、旅行件数が増加し、2022年の 両国間の往来者数は約131万人に増加した。

日韓両政府は、日韓関係が難しい状況である からこそ、日韓間の交流が重要である点につい て一致している。日本では若年層を中心に 「K-POP」や関連のコンテンツが広く受け入れ られており、韓国のドラマや映画は世代を問わ ず幅広い人気を集めている。また、日韓間の最 大の草の根交流行事である「日韓交流おまつ り」は、2022年はソウルで3年ぶりに対面形 式で開催された(東京ではオンライン開催)。 日本政府は、「対日理解促進交流プログラム (JENESYS2022)」の実施を通じ、青少年を中 心とした相互理解の促進、未来に向けた友好・ 協力関係の構築に努めてきており、2020年度 及び2021年度のオンライン交流を経て、 2022年の交流事業は対面形式での交流事業を 一部再開した。

(キ) その他の問題

日韓両国は、2016年11月、安全保障分野 における日韓間の協力と連携を強化し、地域の 平和と安定に寄与するため、GSOMIAを締結 し、同協定は、それ以降2017年及び2018年 に自動的に延長されてきた。しかし、韓国政府 は、2019年8月22日、日本による輸出管理の 運用見直し(上記(オ)参照)と関連付け、 GSOMIAの終了の決定を発表し、翌23日、終 了通告がなされた。その後、日韓間でのやり取 りを経て、同年11月22日、韓国政府は8月 23日の終了通告の効力を停止することを発表 した。日本政府としては、現下の地域の安全保 障環境を踏まえれば、同協定が引き続き安定的 に運用されていくことが重要であるとの考えに 変わりはない。

日本海は、国際的に確立した唯一の呼称であ り、国連や米国を始めとする主要国政府も日本 海の呼称を正式に使用している。韓国などが日 本海の呼称に異議を唱え始めたのは1992年か らである。また、それ以降、韓国などは国連地 名専門家グループ (UNGEGN) 会議²²や国際 水路機関(IHO)を始めとする国際機関の場 などにおいても日本海の呼称に異議を唱えてき たが、この主張に根拠はなく、日本はその都度 断固反論を行ってきている²³。

また、盗難被害に遭い、現在も韓国にある文 化財²⁴については、早期に日本に返還されるよ う韓国政府に対して強く求めてきており、引き

^{24 2012}年に長崎県対馬市で盗難され韓国に搬出された後、韓国政府が回収し保管している「観世音菩薩坐像」について、所有権を主張する 韓国の寺院が韓国政府に対して引渡しを求める訴訟を大田地方裁判所に提起し、2017年1月、同裁判所は原告(韓国寺院)勝訴の第一審判決を 出した。これに対し、被告である韓国政府は控訴し、2023年2月、大田高等裁判所は一審判決を取り消し、原告の請求を棄却する判決を出した が、原告側は上告した。当該文化財はいまだ韓国政府が保管しており日本に返還されていない(2023年2月末時点)。



²² 各国の地名や地理空間情報などの専門家らが、地名に関する用語の定義や地名の表記方法などについて技術的観点 から議論を行う国連の会議。2017年、これまで5年ごとに開催されていた国連地名標準化会議と2年ごとに開催されてい た国連地名専門家グループが統合され、国連地名専門家グループ(UNGEGN)会議となった。

²³ 日本海呼称問題に関する外務省ホームページの掲載箇所はこちら: https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nihonkai_k/index.html

続き、韓国側に適切な対応を求めていく。

そのほか、在サハリン「韓国人」への対応²⁵、 在韓被爆者問題への対応²⁶、在韓ハンセン病療 養所入所者への対応²⁷など多岐にわたる分野で、 人道的観点から、日本は可能な限りの支援、施 策を進めてきている。

ウ日韓経済関係

2022年の日韓間の貿易総額は、約11兆 5,200億円であり、韓国にとって日本は第4位、 日本にとって韓国は第5位の貿易相手国・地域 である。なお、韓国の対日貿易赤字は、前年比 19.7%増の約2兆6,900億円(財務省貿易統 計)となった。また、日本からの対韓直接投資 額は約15.3億米ドル(前年比26.3%増)(韓国 産業通商資源部統計)で、日本は韓国への第4 位(ケイマン諸島を順位から除く。)の投資 国・地域である。

また、2020年11月、日本及び韓国を含む15か国は、日韓間での初めての経済連携協定(EPA)ともなる地域的な包括的経済連携(RCEP)協定に署名した。2021年12月3日、韓国は同協定の批准書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託し、韓国については同協定が2022年2月1日に発効した。

韓国政府による日本産食品に対する輸入規制 については、様々な機会を捉えて韓国側に対し て早期の規制撤廃を働きかけている。



東南アジア

(1) インドネシア

インドネシアは、世界第4位の人口(約2億7,000万人)を有する東南アジア地域の大国であり、マラッカ海峡などのシーレーン上の要衝に位置し、東南アジア諸国連合(ASEAN)において主導的な役割を担うほか、ASEAN唯一のG20メンバー国として、地域・国際社会の諸課題においてもイニシアティブを発揮している。

2019年10月に発足したジョコ大統領の第2 期政権は、国会の議席の約82%を与党が占め る安定政権として、(1) インフラ開発、(2) 人材開発、(3) 投資促進、(4) 官僚改革、(5) 適切な国家予算の執行を優先課題として取り組 んでいる。新型コロナの影響により、近年一貫 して5%前後を維持してきた経済成長率は、 2020年にマイナス成長を記録したものの、 2021年は3.6%のプラス成長を回復した。日本は、戦略的パートナーとして、ジョコ第2期政権の優先課題であるインフラ整備や人材育成の分野における協力を積極的に進めている。

日本・インドネシア間では、4月に岸田総理 大臣が総理大臣就任後、初めてインドネシアを 訪問し、7月にはジョコ大統領が訪日し、対面 での首脳会談を行ったほか、11月にはG20バ リ・サミットの機会に首脳会談を行った。7月 の首脳会談では、東京電力福島第一原子力発電 所の事故後にインドネシアが導入した日本産食 品への輸入規制措置に関し、ジョコ大統領から 日本産食品に対する輸入規制を全て撤廃したと の発言があり、規制が完全に撤廃されることと なった。また、岸田総理大臣はジョコ大統領と 首脳電話会談(3月、10月)も行った。林外

²⁵ 第二次世界大戦終戦前、様々な経緯で南樺太に渡り、終戦後、ソ連による事実上の支配の下、韓国への引揚げの機会が与えられないまま、 長期間にわたり、サハリンに残留することを余儀なくされた朝鮮半島出身者に対し、日本政府は、一時帰国支援、サハリン再訪問支援などを行ってきている。

²⁶ 第二次世界大戦時に広島又は長崎に在住して原爆に被爆した後、日本国外に居住している方々に対する支援の問題。これまで日本は、被 爆者援護法に基づく手当や被爆者健康手帳などに関連する支援を行ってきている。

^{27 2006}年2月、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が改正され、第二次世界大戦終戦前に日本が設置した 日本国外のハンセン病療養所の元入所者も国内療養所の元入所者と同様に補償金の支給対象となった。また、2019年11月、「ハンセン病元患者 家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、元入所者の家族も補償対象となった。



日・インドネシア首脳会談 (4月29日、インドネシア・ボゴール 写真提供:内閣広報室)

務大臣はルトノ外相との間で2度(2月、11 月)電話会談を行ったほか、7月に対面での会 談を行った。2022年はインドネシアがG20議 長国として重要な役割を果たし、2023年には ASEAN議長国となることも踏まえ、これらの 首脳会談や外相会談では、二国間関係の強化の ほか、地域及び国際社会の諸課題に対する両国 の連携について緊密に意見交換を行った。

(2) カンボジア

カンボジアは、メコン地域に位置し、地域の 連結性と格差是正の鍵を握る国である。過去 20年間平均7%の成長を続けており、新型コロ ナの影響により2020年はマイナス成長となっ たが、2021年は3.0%のプラス成長に転じた。

日本は、1992年に初めて本格的に国連平和 維持活動 (PKO) へ要員を派遣するなど、カ ンボジアの和平と復興・開発に協力してきた。 また、近年の日系企業のカンボジア進出を受け て、経済面での関係も拡大している。

3月の日・カンボジア首脳会談で、岸田総理 大臣とフン・セン首相は共同声明を発出し、両 国間協力の方向性を示し、また地域・国際場裡 において協力していくことを確認した。また、 11月の首脳会談では、両首脳は、両国間協力 の進展を踏まえ、2023年の日・カンボジア外 交関係樹立70周年の機会に両国関係を「包括 的戦略的パートナーシップ」に格上げすること で一致した。

内政面では、2017年に最大野党・救国党が

解党され、翌年の国民議会総選挙で与党・人民 党が全議席を独占した。2022年6月の村・地 区評議会選挙には17政党が参加し、与党が約 8割の議席を獲得した。日本は、カンボジアの 民主的発展を後押しするための取組として、法 整備支援や政府と市民社会の間の対話促進事業 を実施してきている。

日本が長年支援しているクメール・ルージュ 裁判は、11月、第2-02事案(元国家元首が被 告)上訴審の判決により、司法プロセスが完結 した。

(3) シンガポール

シンガポールは、ASEANで最も経済が発展 している国家であり、全方位外交の下、米国や 中国を含む主要国と良好な関係を維持している。

国内では、リー・シェンロン首相率いる人民 行動党 (PAP) が、2020年の総選挙で90%以 上の議席数を占め、安定した内政を基盤とし て、迅速な新型コロナ対策や経済対策、ポス ト・コロナの成長を見据えた政策の推進など、 新型コロナ対策と経済の両立を図っている。4 月、PAPは、ローレンス・ウォン財務相を次 期首相候補に選出した。

日本・シンガポール間では、6月に岸田総理 大臣が、10月に林外務大臣がシンガポールを 訪問し、5月及び9月にリー・シェンロン首相 が、5月にビビアン・バラクリシュナン外相が 訪日したことをもって、首脳間及び外相間にお ける相互往来を実現した。こうした機会に首脳 会談・外相会談を行い、二国間関係の更なる強 化や地域及び国際社会の諸課題について意見交 換を実施した。6月の岸田総理大臣のシンガ ポール訪問時には、日・シンガポール防衛装備 品・技術移転協定の交渉開始が発表された。

両国は1997年に署名した「21世紀のため の日本・シンガポール・パートナーシップ・プ ログラム(JSPP21)」を通じて、開発途上国に 対して共同で技術協力を行っており、これまで に約400の研修を実施し、ASEAN諸国などか

ら約7,300人が参加している(2022年12月末 時点)。また、日本文化情報の発信拠点として シンガポールに2009年に開所された「ジャパ ン・クリエイティブ・センター (JCC)」では、 感染症対策をとりつつ各種の発信やイベントを 開催した。

(4) タイ

タイは、1967年の「バンコク宣言」により 誕生したASEANの原加盟国の一つであり、ま た、メコン地域の中心に位置し、地政学的に重 要な国である。6,000社近い日本企業が進出し、 約8万人の在留邦人が暮らすタイは、自動車産 業を始めとする日本企業にとっての一大生産拠 点であり、今日では地球規模でのサプライ チェーンの一角として日本経済に欠くことので きない存在となっている。

2022年は日・タイ修好135周年の節目の年 であった。2012年に両国の「戦略的パート ナーシップ」が構築されて以来、両国は幅広い 分野で二国間関係を深化させてきた。2022年 はハイレベルでの交流が活発に行われ、5月に 岸田総理大臣がタイを訪問し、プラユット首相 と会談を行い、日・タイ防衛装備品・技術移転 協定に署名した。また同月に同首相が訪日した 際にも岸田総理大臣と会談を行った。11月に はAPEC閣僚会合でタイを訪問した林外務大 臣がドーン副首相兼外相との間で会談を行い、 両国の今後5か年の経済分野での協力の方向性

を定めた「日タイ戦略的経済連携5か年計画| に署名した。このような両国関係の更なる拡大 を踏まえて、11月に岸田総理大臣はプラユッ ト首相と会談を行い、両国の関係を「包括的戦 略的パートナーシップ」に格上げすることで一 致した。

新型コロナ拡大による水際措置の規制のた め、2020年、2021年には海外観光客数の減 少などにより経済が落ち込みを見せたが、 2022年に入り段階的な入国規制の緩和に伴い、 観光客数は着実に回復し、GDPの水準は、 2022年第2四半期(4月から6月)には新型 コロナ流行前の約99%まで回復した。

(5) 東ティモール

東ティモールは、インド太平洋の要衝、オー ストラリアとインドネシア間の重要なシーレー ンに位置する、21世紀最初の独立国家(2002 年)である。2022年に独立20周年を迎えた 同国は、国際社会の支援を得つつ平和と安定を 実現し、民主主義に基づく国造りを実践してき た。3月及び4月には大統領選挙が実施され、 ラモス=ホルタ大統領が選出された。経済は天 然資源(石油や天然ガス)への依存度が高く、 国家の最優先課題として産業多角化に取り組ん でいる。外交面では、ASEAN加盟やWTO加 盟に向けて、引き続き関係国と調整を行ってお り、11月、ASEANは東ティモールのASEAN 加盟について原則合意に至った。



岸田総理大臣のタイ訪問時の歓迎式典の様子 (5月2日、タイ・バンコク 写真提供:内閣広報室)



_____ 総理特使として、ラモス=ホルタ次期大統領を表敬する三宅外務大臣政 務官 (5月18日、東ティモール・ディリ)

日本は、東ティモールの独立と同時に外交関 係を開設し、2022年には日・東ティモール外 交関係開設20周年を迎えた。2022年は対面で の外交も活発に行われ、5月に三宅伸吾外務大 臣政務官が総理特使として東ティモールを訪問 し、ラモス=ホルタ大統領の大統領就任式に出 席し、ラモス=ホルタ大統領、ルアク首相、マ グノ外務・協力相などとの表敬・会談を行った。 また、8月及び9月に林外務大臣は、マグノ外 務・協力相と外相会談を行い、二国間関係や地 域及び国際社会の諸課題について意見交換を 行った。日本は、独立以前の1999年から東 ティモールに対する支援を継続しており、良好 な関係を維持している。2022年には、2021年 の洪水・土砂崩れにより被害を受けたインフラ の復旧支援や若手行政官の育成支援などを行っ た。また、日本が有償資金協力で支援した国道 1号線が開通し、8月には開通式が行われた。

(6) フィリピン

フィリピンは、日本のシーレーン上にあり、 戦略的利益を共有する海洋国家である。フィリ ピン経済は、新型コロナの影響で、2020年に はマイナス成長となったものの、2021年には プラス5.6%のV字回復を果たし、今後は年率 6.5%から8%の成長と2024年までの中進国入 りを目指している。6月に就任したマルコス大 統領は、史上最多得票率で圧勝し、農業開発、 観光業振興、教育改革、デジタル変革、積極的 なインフラ整備、エネルギー安全保障などを通 じた経済発展と貧困削減を目指している。ま た、ミンダナオ和平については、新型コロナの 影響でモロ・イスラム解放戦線(MILF)の退 役・武装解除に遅れが見られるものの、改正バ ンサモロ基本法に基づき、2025年の自治政府 樹立を目指したプロセスが継続している。

日・フィリピン間では、4月の第1回外務・ 防衛閣僚会合([2+2])のための外相及び国 防相の訪日を皮切りに新型コロナの影響で途絶 えていた要人往来が再開し、11年目を迎える戦



総理特使として、マルコス大統領を表敬する林外務大臣 (6月30日、フィリピン・マニラ)

略的パートナーシップの更なる強化が進められ ている。マルコス政権との関係では、5月に岸 田総理大臣がマルコス次期大統領と電話会談を 行い、6月の同大統領就任式には林外務大臣が 総理大臣特使として出席し、同大統領を表敬し た。それ以降も、9月に首脳会談、7月及び8月 に外相電話会談が実施され、二国間協力の強化 や地域情勢などについて活発な議論が行われた。 9月の故安倍晋三国葬儀には、ドゥテルテ副大 統領が参列した。また、経済面では、2月及び 11月、経済協力インフラ合同委員会の第12回 及び第13回会合が開催され、フィリピンの中 進国入りとインフラ政策「ビルド・ベター・モ ア」を強力に後押しするための議論が行われた。 加えて、3月にミンダナオ和平プロセスの退役・ 武装解除に係る日本人要員の派遣が開始され、 4月に日本が策定支援したスービック湾地域開 発マスタープランが公表された。

(7) ブルネイ

ブルネイは、豊富な天然資源を背景に、高い 経済水準と充実した社会福祉を実現し、政治 的、経済的に安定した国である。立憲君主制で あり立法評議会があるものの、国王が首相、財 務・経済相、国防相及び外相を兼任しており、 国王の権限は非常に強い。東南アジアの中心に 位置し、南シナ海のクレイマント国の一つであ り、ASEANの一体性、統合強化を柱とするバ ランス外交を行っている。

2020年に1.1%の経済成長率を記録したも のの、新型コロナの影響により、2021年の経 済成長率はマイナスを記録した。ブルネイの経 済は、原油価格の上昇及び中国との合弁企業に よる石油精製事業に支えられているが、エネル ギー資源への過度の依存から脱却するため経済 の多角化を目指している。

日・ブルネイ両国は、1984年に外交関係を 開設し、様々な分野で良好な関係を発展させて おり、2022年は、8月に林外務大臣がエルワ ン第二外相と外相会談を実施し、二国間協力や 地域及び国際社会の諸課題について意見交換を 行った。また、2019年の即位礼正殿の儀には ボルキア国王が参列したほか、2022年9月の 故安倍晋三国葬儀には、マスナ王女(外務省無 任所大使) が参列するなど良好な皇室・王室関 係を築いている。ブルネイは日本へのエネル ギー資源の安定供給の面からも重要で、ブルネ イの液化天然ガス (LNG) 輸出総量の約7割 が日本向けとなっており、同国産LNGは日本 のLNG総輸入量の約5%を占めている。

(8) ベトナム

ベトナムは、南シナ海のシーレーンに面し、 中国と長い国境線を有する地政学的に重要な国 である。また、東南アジア第3位の人口を有し、 中間所得層が急増していることから、有望な市 場でもある。現在、インフレ抑制などのマクロ 経済安定化、インフラ整備や投資環境改善を通 じた外資誘致を通じ、安定的な経済成長の実現 に取り組んでいる。新型コロナ拡大による厳し いロックダウンなどにより、2020年から2021 年の経済成長率は2%台まで落ち込んだが、 ウィズ・コロナ政策への転換により、2022年 の経済成長率は8.02%を達成した。

日本とベトナムは、「アジアにおける平和と 繁栄のための広範な戦略的パートナーシップ」 の下で、様々な分野で協力を進展させている。 5月には岸田総理大臣がベトナムを訪問し日越 首脳会談を行った。同会談において両首脳は



日・ベトナム首脳会談 (5月1日、ベトナム・ハノイ 写真提供:内閣広報室)

(ア) ベトナム軍へのサイバーセキュリティ能 力構築支援といった安全保障分野における協力 の推進、(イ) サプライチェーン多元化、デジ タルトランスフォーメーション、技術革新を含 む経済分野の協力、(ウ) 技能実習生送出に関 するプラットフォーム構築、(エ) 防災能力向 上のための地球観測衛星打ち上げ支援などにお ける協力の推進について確認した。また、9月 にはフック国家主席、マイ越日友好議員連盟会 長が訪日するなど、両国のハイレベル間のやり 取りが活発に行われている。技能実習生を中心 に在日ベトナム人の数も増加しており、2011 年の約4万人から2021年12月末には約43万 人を超え、国別在留外国人数で中国に次いで2 番目に多い数字となっている。また、2022年 8月には日・ベトナム刑事共助条約が発効し、 今後、より充実した刑事共助を実施できるよう になることが期待される。

(9) マレーシア

マレーシアは、マレー半島の「半島マレーシ ア」とボルネオ島の「東マレーシア」から成 る、インド洋と太平洋の結節点に位置し、南シ ナ海とマラッカ海峡に面した地政学的に重要な 国である。また、13州及び3連邦直轄地から 成る連邦国家で、ブミプトラ(土着の民族を含 むマレー系)(70%)、華人系(22%)、インド 系(7%)などから構成される多民族国家であ る。



東方政策40周年記念の公式ロゴマーク

2021年8月に発足したイスマイル・サブリ 政権は、内政の安定化を図りつつ、ポスト・コ ロナの経済回復に注力してきたが、2022年11 月に総選挙が行われた結果、アンワル新政権が 発足した。

日本とマレーシアの間では、2022年が外交 関係開設60周年及びマレーシアの東方政策40 周年である機会を捉え、3月、安倍晋三元総理 大臣が総理特使として訪問した。また、5月に イスマイル・サブリ首相を筆頭に、サイフディ ン外相を始めとする5閣僚が訪日、10月には 林外務大臣が訪問して二国間関係の強化のほ か、地域及び国際社会の諸課題に対する両国の 連携について意見交換を行った。

人材育成分野では、マハティール首相が 1982年に開始した日・マレーシア間の友好関 係の基盤である東方政策により、これまでに2 万6,000人以上のマレーシア人が日本で留学及 び研修した。2022年には同政策の40周年を 記念する多数の行事が開催され、同政策が時代 の要請に効果的に応えられるよう発展していく ための議論や取組が行われた。また、2011年 9月に開校したマレーシア日本国際工科院 (MIIIT) をASEANにおける日本型工学教育 の拠点とするための協力が進められているほ か、筑波大学のマレーシアにおける分校設置に

向けた協議が行われており、実現すれば日本の 大学が設置する初の海外分校となる。経済面に おいても、マレーシアへの進出日系企業数は約 1.600社に上るなど、引き続き緊密な関係にあ る。

(10) ミャンマー

2021年2月1日のミャンマー国軍によるクー デター以降、ミャンマー治安当局の武力による 鎮圧などにより多くの市民が死亡しており、一 部地域では少数民族武装組織、国民防衛隊 (PDF) などとミャンマー国軍との衝突も断続 的に発生している。また、政治面では、民主化 活動家を含むミャンマー国民の死刑執行(7 月)、アウン・サン・スー・チー氏に対する有 罪判決(計33年の刑期)、経済面では外貨強制 兌換措置(4月)による混乱など情勢は悪化の 一途をたどっている。クーデターから1年を迎 えた2022年2月1日、日本政府は、ミャン マーで今なお事態の改善に向けた動きが見られ ないことに懸念を表明し、改めてミャンマー国 軍に対して、暴力の即時停止、被拘束者の解 放、民主的な政治体制の早期回復について、具 体的な行動を取るよう強く求める外務大臣談話 を発出した。さらに、上記の死刑執行の際に も、今回の国軍の行いは、日本が一貫して求め てきた「被拘束者の解放」に大きく逆行する動 きであるなどとして深刻に憂慮を表明する外務 大臣談話を発出したことに加え、有志国との共 同声明、G7外相声明も発出した。また、日本 は、事態の打開に向けて、特にASEANの「5 つのコンセンサス | ²⁸ を具体的成果につなげる ことが重要との考えの下、国際社会と連携し、 議長国カンボジアを始めとするASEANの取組 を最大限後押ししてきた。

国連の場では、情勢などに関する人権理事会 決議(4月、7月)でコンセンサスに参加し、

^{28 2021}年4月24日に開催されたASEANリーダーズ・ミーティングで発表されたもの。(1)暴力の即時停止、(2)全ての当事者による建 設的対話の開始、(3) ASEAN議長特使の対話プロセスへの仲介、(4) ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセンター)を通じた人道支援 の提供、(5) ASEAN議長特使のミャンマー訪問及び全ての当事者との会合の実施、の五つの内容から成る。

4月の決議では共同提案国に参加したほか、11 月の国連総会第3委員会決議でも共同提案国入 りするなど、国際社会と連携した対応をとって きている。

人道支援に関して、1月30日、ミャンマー国 連人道問題調整事務所(OCHA)は、ミャン マーの人口5,400万人のうち1,440万人が人道 支援を必要としており、そのうち緊急性の高い 620万人に対する支援を目標とする2022年度 の国連人道対応計画を発表した。これを受けて、 日本政府は、2月8日、国際機関やASEAN事 務局を通じて、困窮するミャンマー国民に対 し、食料、生活物資、医療資材などを提供する ため、合計約1,850万米ドルの人道支援を発表 したほか、4月1日には、南東部や北西部を中 心に国内避難民に対する支援として合計830 万米ドルの緊急無償資金協力を発表した。この ように日本政府は、悪化の一途をたどるミャン マーの人道状況の改善のため、2021年2月1 日のクーデター以降、これまでに国際機関や ASEAN防災人道支援調整センター(AHAセ ンター)などを通して合計4,700万ドル以上の 人道支援を実施している。日本は、今後も、困 難に直面しているミャンマーの人々に寄り添う ため、引き続き人道支援を積極的に実施してい く。

(11) ラオス

ラオスは、メコン地域の全ての国と国境を有 し、メコン連結性の鍵を握る内陸国である。 2022年、内政面では、第11回人民革命党大 会及び第9回国民議会議員選挙から1年が経ち、 サルムサイ外相の副首相兼外相への昇格や閣僚 の交代などの変化が見られたほか、12月には パンカム首相が健康上の問題を理由に引退し、

ソーンサイ副首相が新首相に就任した。経済面 では、新型コロナの影響により2020年に0.5% に落ち込んだ経済成長率は2021年には2.5% まで回復したが、2022年は国際情勢の影響に よる急激なインフレや燃料不足・価格高騰など が大きな足枷となり、国民生活にも影響を及ぼ した。経済・財政問題に関する国家アジェンダ の実施を含め政府の最重要課題である財政安定 化への取組が引き続き求められる。

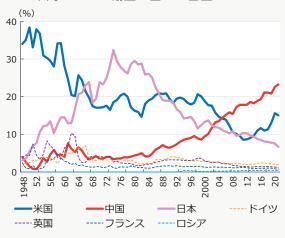
日・ラオス間では、4月にパンカム首相が訪 日し首脳会談が、8月にはプノンペン(カンボ ジア)で日・ラオス外相会談がそれぞれ行われ た。両会談では、2023年の日・ASEAN友好 協力50周年及び2025年の日・ラオス外交関 係樹立70周年を見据え、両国の「戦略的パー トナーシップ」を一層拡大していくことが確認 された。

また、7月には法務省、外務省、厚生労働省 及び警察庁とラオス労働・社会福祉省との間 で、在留資格「特定技能」に関する協力覚書が 交換された。さらに、8月には、両国間協力の 象徴的なプロジェクトである「ナムグム第一発 電所拡張計画」の引渡式が行われ、ラオス国章 にも描かれる同発電所への長きにわたる日本の 貢献を印象付けた。両国における水際対策の緩 和を受け、9月以降、ラオスからソーンサイ副 首相、シーサイ党中央組織委員長、ダオヴォ ン・エネルギー鉱業相及びカムチェン計画投資 相が相次いで訪日、日本からは、12月に武井 俊輔外務副大臣がラオスを訪問するなど往来が 活発に行われた。そのほか、ラオス投資促進セ ミナーの開催や双方のビジネスミッションの派 遣を通じて両国間の貿易・投資促進への気運が 高まった。

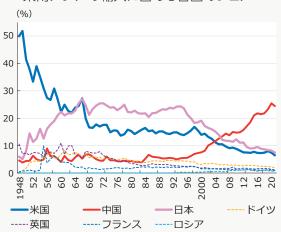
経済データで見る東南アジアと日米中などの関係¹

- ・貿易:2001年以降、中国との貿易が飛躍的に増大。2000年代半ばには米中逆転が起きている。近 年はベトナムを中心に米国向け輸出が再び増加している。一方、日本のシェアはかつて首位であった 時期もあるが、長期的に低下傾向が続いている。2021年ではこの地域の輸出に占めるシェアにおい て日本は第3位、輸入では第2位²。
- ・投資:米国のシェアが最大でありこれは主にシンガポールへの投資によるもの。日本のシェアは近年 やや低下傾向にあるがタイやフィリピン向けを中心にプレゼンスを維持している。近年は中国のシェ アが増加しているほか、域内の高所得国であるシンガポールから周辺国への投資も大きい。
- ・金融:近年対中債務が増えている国もあるが、地域全体としては日本のプレゼンスが非常に大きく最 大の二国間債権国。

東南アジアの輸出に占める各国のシェア

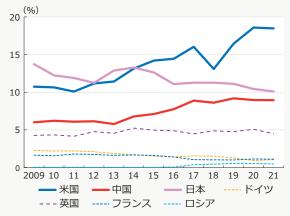


東南アジアの輸入に占める各国のシェア



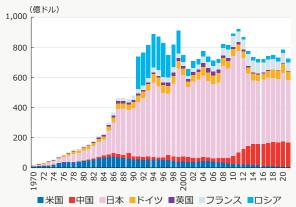
- (注1) IMF (DOTS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

東南アジアへの直接投資残高に占める各国のシェア



- (注1) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成
- (注2) シンガポールだけで域内の直接投資残高の約7割を占める。

東南アジアの二国間対外債務



- (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 本データに関する留意事項について 179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位

南アジア

(1) インド 29

インドは、アジアとアフリカをつなぐインド 洋のシーレーン上の中央に位置するなど、地政 学的に極めて重要な国である。また、世界第2 位の人口、巨大な中間所得層を抱え、アジア第 3位の経済規模を有している。近年インドは 「メイク・イン・インディア」 などの様々な経 済イニシアティブを進め、着実な経済成長を実 現してきている。新型コロナの感染拡大によっ て経済は大幅に縮小したが、新たに「自立した インド」を掲げて製造業振興を通じた経済回復 を目指しており、2021年には実質GDPが新 型コロナ感染拡大前の水準にまで回復した。ま た、外交面では「アクト・イースト」政策の 下、インド太平洋地域における具体的協力を推 進する積極的外交を展開し、グローバル・パ ワーとしてますます国際場裡での影響力を増し ている。

日本とインドは、民主主義や法の支配などの 基本的価値や原則、また戦略的利益を共有する アジアの二大民主主義国であり、「日印特別戦 略的グローバル・パートナーシップ」の下、経 済、安全保障、人的交流など、幅広い協力を深 化させてきた。日印関係は世界で最も可能性を 秘めた二国間関係であり、既存の国際秩序の不 確実性が高まる中、その重要性は増している。 また、インドは「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を実現する上で重要なパートナーで あり、日米豪印といった多国間での連携も着実 に進展している。太平洋を臨む日本と、インド 洋の中心に位置するインドが二国間及び多国間 の連携を深めていくことは、インド太平洋の平 和と繁栄に大いに貢献する。インド太平洋地域



第2回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)(9月8日、東京)

の経済秩序の構築においてもインドは不可欠な プレーヤーであり、その意味でも地域的な包括 的経済連携(RCEP)協定への将来的な復帰が 期待される。

日印外交関係樹立70周年を迎えた2022年 には、首脳会談を始めとするハイレベルの意見 交換を継続的に行った。2月にオーストラリア で開催された日米豪印外相会合の際には日印外 相会談を行った。3月には岸田総理大臣が総理 就任後初の二国間訪問先としてインドを訪問 し、モディ首相との首脳会談において日印間の 首脳年次相互訪問を再び軌道に乗せることで一 致し、FOIPの実現に向けた取組を日印や日米 豪印などで一層推進していく重要性を確認し た。5月の日米豪印首脳会合や9月の故安倍晋 三国葬儀の機会に行われた日印首脳会談では、 「日印特別戦略的グローバル・パートナーシッ プ|を発展させていくことで一致した。9月に は第2回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)及 び第14回日印外相間戦略対話を行い、いかな る地域においても力による一方的な現状変更は 認められず、国際法に基づき紛争の平和的解決



^{29 2023}年3月の岸田総理大臣のインド訪問については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page1_001534.html

を求める必要があることを改めて確認した。さ らに、日印間では多くの実務レベルでの協議が 実施されており、6月にはインド高速鉄道に関 する合同委員会及び日印サイバー協議が実施さ れた。

(2) パキスタン

パキスタンは、アジアと中東を結ぶ要衝にあ り、その政治的安定と経済発展は地域の安定と 成長に不可欠である。2億人を超える人口のう ち30歳以下の若年人口が約65%を占めており、 経済的な潜在性は高いが、2022年は6月中旬 から9月にかけて降った大雨によりシンド州を 中心とするパキスタン各地で洪水被害が発生 し、甚大な人的・物的損害が生じ、回復基調に あった経済も大打撃を受けた。

外交面では、インドとは2019年8月のイン ド政府によるジャンム・カシミール州の特別な 地位を認める憲法370条の廃止措置以降、緊 張状態が継続している。中国とは「全天候型戦 略的協力パートナーシップ」の下、中国の進め る「一帯一路」の重要な構成要素とされる中 国・パキスタン経済回廊(CPEC)建設に向け て幅広い分野で関係が強化されている。内政面 では、4月にカーン首相が下院における不信任 案可決により辞職し、その後の指名選挙を経て シャリフ首相が新たに就任した。

日本とは、2022年に外交関係樹立70周年 を迎えたことを受け、4月に岸田総理大臣と シャリフ首相が祝賀メッセージを発出した。8 月には本田太郎外務大臣政務官がパキスタンを 訪問したほか、ASEAN関連外相会議の機会に 林外務大臣とブットー外相との間で外相会談が 行われた。9月には国連総会の機会に岸田総理 大臣がシャリフ首相と首脳会談を行い、二国間 関係を更に強化していくことで一致した。ま た、9月には官民合同経済対話が行われ、二国 間の貿易促進や投資環境の改善の方途について 意見交換が行われた。

日本はこれまでパキスタンに対し、保健、

水・衛生、防災などの分野で無償資金協力を 行っているほか、今般の洪水被害対策支援とし て、テント及びプラスチックシートの緊急援助 物資の提供に加え、国際機関を通じて700万 米ドルの緊急無償資金協力を決定し、実施し た。また、洪水被害により人道状況や治安状況 の不安定化が深刻化する状況を踏まえて、同国 の安定を確保するため国際機関(世界保健機関 (WHO)、国連児童基金(UNICEF)、国連世 界食糧計画 (WFP)、国連食糧農業機関 (FAO) 等)への拠出などを通じ、保健・医療、水・衛 生、食料・栄養、種・肥料などの分野において 約3.898万米ドルの緊急支援を実施した。さら に、2023年1月には秋本真利外務大臣政務官 がジュネーブで行われたパキスタン洪水被害に 関する支援国会合に出席し、2023年以降も、 国内手続を前提に、追加支援として、防災、保 健・医療、農業分野を含め約7,700万米ドル規 模の支援を行っていくことを表明した。

(3) バングラデシュ

イスラム教徒が国民の約9割を占めるバング ラデシュはベンガル湾に位置する民主主義国家 であり、インドとASEANの交差点としてその 地政学的重要性は高い。外交面では、2017年 8月以降、ミャンマー・ラカイン州の治安悪化 を受けて、同州から新たに70万人以上の避難 民がバングラデシュに流入した(2022年12 月末時点)。避難民の帰還はいまだ実現してお らず、避難の長期化によりホストコミュニティ の負担増大や現地の治安悪化が懸念されてい る。経済面では着実な成長を遂げており、 2021年の経済成長率は6.9%であった。人口 は約1億6,600万人に上り、質の高い労働力が 豊富な生産拠点や高いインフラ整備需要を備え た潜在的な市場として注目されており、日系企 業数は2005年の61社から2021年には324社 に増加している。しかし、電力の安定した供給 やインフラの整備が外国企業からの投資促進に 向けた課題となっている。

2022年に日本とバングラデシュは外交関係 樹立50周年を迎え、2月に岸田総理大臣とハ シナ首相が祝賀のビデオメッセージを発出し た。また、モメン外相は4月と9月に訪日して 林外務大臣と外相会談を行い、9月の訪日では 故安倍晋三国葬儀に参列した。7月には本田外 務大臣政務官が、11月には武井外務副大臣が バングラデシュを訪問した。

(4) スリランカ

スリランカはインド洋のシーレーン上の要衝 に位置し、その地政学的及び経済的重要性が注 目されている伝統的な親日国である。内政面で は、2019年以降の大規模減税を含む大幅な政 策変更や新型コロナ感染拡大による国内経済の 停滯などを受け、対内・対外政府債務が増大し た。国際収支と財政収支の赤字を背景とした深 刻な外貨不足に起因する燃料・食料・医薬品な どの物資不足や長時間の停電、記録的インフレ などの経済危機が国民の反発を招き、3月以降 ゴタバヤ・ラージャパクサ大統領の退陣を求め るデモが頻発した。7月9日、同大統領退陣を 求める大規模抗議活動が発生し、一部参加者が 大統領官邸、大統領府、首相官邸を占拠した事 態を受け、同大統領は同月13日に国外に脱出、 翌14日に辞任した。その後、21日にウィクラ マシンハ首相が新大統領に就任した。

4月12日、スリランカ財務省は国際通貨基 金 (IMF) による経済調整プログラムに沿った 債務再編が行われるまでの間、対外債務の支払 を一時的に停止する措置を発表した。5月18日 には、7.800万米ドル相当の長期外貨建て国債 の利払いの猶予期限を迎え、同国初のソブリン 債のデフォルトに陥った。スリランカ政府は、 IMFとの協議の結果、9月1日、48か月間を期 間とする29億米ドル相当の拡大信用供与措置 (EFF) についてスタッフレベル合意に達し、 足下のインフレ対策や必需品の確保などに加 え、歳出入改革、2023年予算の編成、国有企 業改革、債務再編など、同合意のIMF理事会

承認に向けた取組を進めている。2022年は8% から9%台のマイナス成長が見込まれる中、同 国は一連の政策見直しを通じた経済の安定性・ 持続可能性の回復に向けて取り組んでいる。

経済危機によるスリランカ国内の人道状況の 悪化を受け、日本は国際機関と連携しつつ、同 国に対し医薬品と食料などを提供する総額650 万米ドルの人道支援を含む総額2,270万米ドル の無償支援を実施した。

両国は、2022年に外交関係樹立70周年を 迎え、両国内で関連の行事が開催されたほか、 8月のASEAN 関連外相会議の際には林外務大 臣とサブリー外相による外相会談、9月の故安 倍晋三国葬儀の際には岸田総理大臣とウィクラ マシンハ大統領による首脳会談及び林外務大臣 によるウィクラマシンハ大統領表敬、10月に は林外務大臣とサブリー外相による外相電話会 談が行われた。

(5) ネパール

ネパールは、中国・インド両大国に挟まれた 内陸国として南アジアにおける地政学的な重要 性を有している。内政面では、11月に実施さ れた連邦下院選挙の結果を受け、12月にダハ ル首相が新たに就任した。

日本はネパールにとって長年の主要援助国で あり、両国は登山などの民間交流を通じた伝統 的な友好関係を築いている。

2008年に王政から連邦民主制へ移行したネ パールに対し、日本はこれまで専門家派遣を通 じて法制度整備やメディアの能力強化を支援す るなど、民主化定着・ガバナンス強化に向けた 支援を継続している。11月には武井外務副大 臣を団長とする選挙監視団がネパールを訪問 し、下院選挙の投票所・開票所の視察を行い、 選挙が自由で透明かつ公正な形で実施されてい る模様を確認し、各選挙責任者から投票所・開 票所の運営状況や今後の改善点などについての 聴取、選挙委員長との会談などを行った。

日本とネパールは2022年に留学生交流120

周年を迎え、両国で様々な交流イベントが開催 された。

(6) ブータン

ブータンは国民総幸福量(GNH)を国家運 営の指針とし、第12次5か年計画(2018年7 月から2023年6月)の優先課題である貧困削 減、医療・教育の質向上、男女平等、環境や文 化・伝統の保護、マクロ経済安定などに取り組 んでいる。

ブータンは伝統的な親日国であり、日本とは 皇室・王室間の交流も深い。9月には故安倍晋 三国葬儀に参列するためワンチュク王女殿下が 訪日し、岸田総理大臣との会談が行われ、岸田 総理大臣から、農業分野を始め二国間関係を幅



ワンチュク・ブータン国王陛下を表敬する武井外務副 大臣(11月22日、ブータン・ティンプー)

広く強化していきたいと述べた。また、11月 には武井外務副大臣がブータンを訪問した。

(7) モルディブ

インド洋の戦略的要衝に位置するモルディブ は、日本にとってFOIPを実現する上で重要な パートナーである。モルディブは、GDPの約 3割を占める漁業と観光業を中心に経済成長を 実現しており、一人当たりのGDPは南アジア 地域で最も高い水準に達している。新型コロナ の感染拡大により観光業が打撃を受けたが、欧 米諸国からの観光客数が回復したこともあり、 現在はコロナ前の水準に戻りつつある(2022 年12月時点)。ソーリフ大統領は、就任以来、 インドを始めとする地域の国々との連携を強化 し、相互利益を望む全ての国との関係を強化す る方針の下で対外政策を進めている。

日本との関係では、2022年に外交関係樹立 55周年を迎え、11月に林外務大臣とシャーヒ ド外相が祝賀メッセージを発出した。また、5 月には国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 第78回総会に出席した三宅外務大 臣政務官がシャーヒド外相と会談した。9月に は林外務大臣とシャーヒド外相による外相電話 会談に加え、故安倍晋三国葬儀の機会に外相会 談を実施し、FOIPの実現に向けて一層緊密に 協力することで一致した。また、12月には武 井外務副大臣がモルディブを訪問した。

コラム

2022年 日本・南西アジア交流年

皆さんは、南西アジアと聞いて何をイメージしますか。カレーでしょうか?もちろんカレーはこの地域の代表的な料理ですが、それだけではありません。「南西アジア」の7か国であるバングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカは、古代文明や豊かな自然・文化に恵まれた個性に富んだ国々であり、日本との関係も実は深く長いのをご存じでしょうか。

南西アジア各国は、日本と古くから友好関係を築いてきた親日国です。2022年、日本はそれぞれの国との間で記念の節目^(注)を迎えることから、同地域との交流を更に深めるため、2022年を「日本・南

西アジア交流年」と名付け、日本と南西アジア各地で様々な関連行事を開催しました。

1月に行われたキックオフイベントでは、本田太郎外務大臣政務官が南西アジア各国の駐日大使などを招いて、「書き初め会」を開催しました。参加者は、日本・南西アジア交流年の始まりを祝し、また、日本と各国との友好関係が更に深まることを祈念し、交流年への思いを書き初めで表現しました。本田外務大臣政務官は「交友知香」と書き、南西アジアの国々の芳醇なスパイスの香りや、書き初めをしている最中に漂う日本の伝統的な墨の香りを通じて、友好が深まることを祈念すると述べました。

10月には、東京・下北沢で行われた日本最大級のカレーフェスティバルに参加し、日本と南西アジア共通の食文化であるカレーを通して、日本と各国について情報発信をし、交流の促進を図りました。

また、この交流年の期間中、日本と南西アジア各国の様々な団体から申請のあった催しを周年事業として認定し、公式ロゴを使用してもらい、記念の年を盛り上げました。

さらに公式Twitterアカウント「外務省員 ミナミ・アジア子」を通じて、多くの方に南西アジアを身近に感じてもらえるよう、各国の日本大使館が行うイベントの様子、南西アジアの珍しい情報、同地域に関わる外務省職員こぼれ話などをお届けし、およそ3,000人のフォロワーの方に親しんでいただきました。

悠久の昔から今に続く日本と南西アジアの交わりは、 2022年の交流年を通じて、更に絆を深め、良きパートナー として次のステップへと歩み始めました。



キックオフイベント「書き初め会」で披露された各国駐日大使などによる交流年への思い(1月27日、東京)



カレーフェスティバルのメインロードに設置された交流 年のバナー(10月、東京)



日本・南西アジア交流年公式ロゴ 平和と友情の象徴であるハトが折り紙で表現されたこの ロゴマークには、日本と南西アジア諸国の友好関係の 更なる発展への願いが込められています。

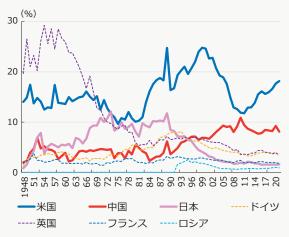
(注) 2022年の南西アジア各国との具体的周年

- ・日本・バングラデシュ外交関係樹立50周年
- ・日本・ブータンJOCV派遣取極締結35周年
- ・日本・インド外交関係樹立70周年
- ・日本・モルディブ外交関係樹立55周年
- ・日本・ネパール留学生交流120周年
- ・日本・パキスタン外交関係樹立70周年
- ・日本・スリランカ外交関係樹立70周年

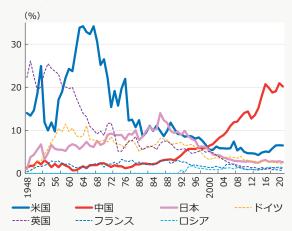
経済データで見る南アジアと日米中などの関係 '

- ・貿易:近年、輸出先としては米国が首位。米国のシェアは2000年頃から低下していたが、2010年 代に入りインドからの輸出が増加し米国のシェアは再び上昇している。一方、輸入面では近年中国の シェアが増大。2021年ではこの地域の輸出に占めるシェアにおいて日本は第19位、輸入では第11 位2。
- ・投資:インドへの直接投資残高だけで域内全体の約9割を占め、インド向けの投資が大きい米英の シェアが大きく、日本も一定のシェアを有する。なお、インドへの投資国はモーリシャスが首位と なっている。中国はパキスタン、スリランカ、ネパール向けで存在感があり、また、ネパール、ブー タンでは地域大国であるインドからの投資が多い。
- ・金融:2010年代に入りパキスタン、バングラデシュ、スリランカなどで対中債務が増加し、2021 年時点で中国が最大の二国間債権国になっている。日本は中国に次いで第2位。

南アジアの輸出に占める各国のシェア

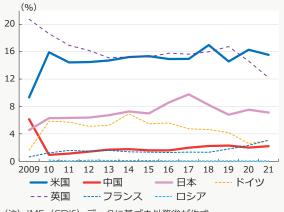


南アジアの輸入に占める各国のシェア



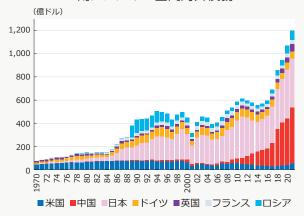
- (注1) IMF (DOTS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

南アジアへの直接投資残高に占める各国のシェア



(注) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成

南アジアの二国間対外債務



- (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 本データに関する留意事項について 179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位



大洋州

オーストラリア

ア概要・総論

オーストラリア政府は2017年11月に発表 した外交白書において、今後10年のオースト ラリア外交の指針として、開かれ、包摂的で、 繁栄したインド太平洋地域の推進、保護主義へ の対抗、国際ルールの推進・保護などを掲げ、 日本を始めとするパートナーとの協力強化を打 ち出した。2022年5月に、モリソン首相(保 守連合) からアルバニージー首相(労働党) に 交代した後も、基本的にこの外交方針は引き継 がれている。

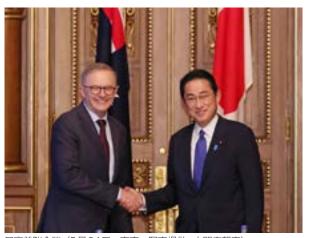
地域が様々な課題に直面する中、基本的価値 と戦略的利益を共有する日本とオーストラリア の「特別な戦略的パートナーシップ」の重要性 はこれまで以上に高まっている。インド太平洋 地域における、法の支配に基づく自由で開かれ た国際秩序の維持・強化に向けた両国の戦略的 ビジョンは広い範囲で一致しており、首脳の年 次相互訪問や外相間の緊密な関係を基盤とし、 国際社会の安定と繁栄に向けて、あらゆる分野 での重層的な協力・連携を一層深化させてい る。さらに、日米豪、日米豪印といった多国間 での連携及びパートナーシップも着実に強化さ れている。

両国は、環太平洋パートナーシップに関する 包括的及び先進的な協定(CPTPP)や地域的 な包括的経済連携(RCEP)協定を始めとする 自由貿易体制の推進に関してリーダーシップを 発揮している。日本にとってオーストラリアは 第5の貿易パートナー、オーストラリアにとっ て日本は第2の貿易パートナーであり、両国は、 発効後8年目を迎えた日豪経済連携協定 (EPA)、 2018年末に発効したCPTPP、2022年1月に 発効したRCEP協定に基づき、相互補完的な 経済関係を更に発展させている。

1月の日豪首脳テレビ会談では、岸田総理大

臣とモリソン首相は日豪円滑化協定の署名を歓 迎し、岸田総理大臣から、オーストラリアとの 安全保障協力は、日本が各国との安全保障協力 を強化する際のモデルであり続けるとの認識を 示した。両首脳は、安全保障・防衛協力、地域 情勢、同盟国・同志国との連携、軍縮・不拡散、 経済について意見交換し、日豪関係の更なる強 化、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」 の実現に向けた両国のコミットメントを一層具 体化させていくことで一致した。5月の日豪首 脳会談では、岸田総理大臣と就任直後のアルバ ニージー首相が(1)安全保障・防衛分野と経 済分野の協力の深化、(2) インド太平洋地域 の平和と繁栄に貢献するための日米豪印を含む 同盟国・同志国との更なる連携、(3) 気候変 動などのグローバルな課題についての協力の三 つの柱を基礎として、緊密に連携していくこと を確認した。また、安倍元総理大臣の死去を受 け、7月には日豪首脳電話会談を行い、9月の 国葬時には、安倍元総理大臣と日本に対する敬 意を示すために、現職のアルバニージー首相と 元首相3人(ハワード元首相、アボット元首相 及びターンブル元首相)から成る代表団が訪日 し、岸田総理大臣と会談を行った。10月には、 岸田総理大臣がオーストラリア・パースを訪問 し、アルバニージー首相と日豪首脳会談を行っ た。両首脳は、安保・防衛協力、FOIP、資 源・エネルギー分野を中心に協力が深まってい ることに鑑み、両国の「特別な戦略的パート ナーシップ」が新たな次元に入ったとの認識で 一致した。

外相間では、2月に対面で、4月には電話で 林外務大臣がペイン外相と外相会談を行い、日 豪関係の更なる強化を確認した。5月には、林 外務大臣がウォン新外相と懇談し、FOIPの実 現や両国の「特別な戦略的パートナーシップ」 の強化に向けて、緊密に連携していきたいと述



日豪首脳会談(5月24日、東京 写真提供:内閣広報室)

べた。7月には林外務大臣とウォン外相との間 で外相会談を実施し、林外務大臣からインド太 平洋地域の安全保障環境が一層厳しくなる中 で、緊密に連携していきたいと述べた。さら に、12月には第10回日豪外務・防衛閣僚協議 (「2+2」)の機会に、ウォン外相と外相会談を 実施し、林外務大臣から両国はインド太平洋地 域における同志国連携の中核となり、両国の 「特別な戦略的パートナーシップ」は新たな次 元に入っていると述べた。

日豪両国は、このような頻繁なハイレベルで の対話を通じて意思疎通を図り、以下に述べる ような様々な分野において同志国連携の中核と して貢献してきている。

イ 安全保障分野での協力

インド太平洋地域の平和と繁栄の確保に向 け、日本とオーストラリアは引き続き安全保障 分野の協力を着実に強化・拡大させている。

1月の日豪首脳テレビ会談においては、日豪 円滑化協定に署名した。本協定は、日豪の一方 の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行 う際の手続及び同部隊の地位などを定める協定 であり、両国部隊間の協力活動の実施を円滑に し、両国間の安全保障・防衛協力を更に促進 し、日豪両国によるインド太平洋地域の平和と 安定への一層の貢献を可能にするものである。 10月の日豪首脳会談では、首脳間で新たな安 全保障協力に関する日豪共同宣言に署名した。

同宣言には、共同訓練などを通じた相互運用性 の向上、防衛装備・技術協力、サイバー、宇宙 領域といった新領域の協力が含まれるほか、戦 略的評価をすり合わせながら、地域の安全保障 上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態に関して 協議するとのほかに例を見ない緊密な関係を反 映した内容も含まれている。12月には、第10 回日豪「2+2」が開催され、10月の首脳会談 から時を置かず、その成果を閣僚間でフォロー アップした。4大臣は、首脳間の共通の認識を 踏まえ、地域・国際情勢を議論し、双方の戦略 的な評価が極めて近いことを確認し、「安全保 障協力に関する日豪共同宣言」を踏まえて早急 に実施すべき二国間協力を決定した。外交面で は、太平洋島嶼国における協力や経済安全保 障、サイバー、宇宙分野での協力、防衛面で は、より強化された相互運用性の構築を含めた 様々な協力を進めることについて、それぞれ確 認した。

ウ経済関係

2018年12月に発効したCPTPPの交渉を日 本とオーストラリアが主導したことに示される ように、両国はRCEP協定を含む地域の自由 貿易体制の推進について緊密に連携し、リー ダーシップを発揮している。日本とオーストラ リアの間では、日本が主に自動車などの工業品 をオーストラリアに輸出し、また、オーストラ リアが主に石炭や天然ガスなどのエネルギー資 源や牛肉などの農産物を日本に輸出するという 相互補完的な経済関係が、長年にわたり着実に 発展してきている。近年では、水素関連の取組 などの新しい協力も進んでいる。

工 文化・人的交流

オーストラリアには約41.5万人に上る日本 語学習者(世界第4位)や100を超える姉妹都 市など、長年培われた親日的な土壌が存在す る。新型コロナの感染拡大による往来の制限が 実施されるまで、青少年を含む人的交流事業で あるJENESYS(対日理解促進交流プログラム) 及び新コロンボ計画による日豪間の相互理解の 促進、若手政治家交流など、両国関係の基盤強 化のための各種取組が行われてきた。また、日 豪ワーキングホリデー制度についても、引き続 きその適切かつ着実な運用に取り組んでいる。

オ 国際社会における協力

両国は、国際社会の平和と安定に積極的に貢 献するため、幅広い分野での協力を強化してき ている。特に、海洋安全保障、北朝鮮の核・ミ サイル開発といったインド太平洋地域が直面す る諸課題に関する協力を深めてきている。オー ストラリアは、日本周辺海域における警戒監視 活動にフリゲート 「パラマッタ」を6月下旬に、 フリゲート「アランタ」を10月下旬にそれぞ れ派遣し、国連安保理決議により禁止されてい る北朝鮮船籍船舶の「瀬取り」を含む違法な海 上活動に対して、2018年以降7度目及び8度 目の艦艇による警戒監視活動を行った。また、 オーストラリアは、2月下旬から3月下旬の間、 在日米軍嘉手納飛行場を使用して、2018年以 降10度目となる航空機による警戒監視活動を 行った。

(2) ニュージーランド

ア概要・総論

日本とニュージーランドは、民主主義、市場 経済などの基本的価値を共有し、長年良好な関係を維持している。近年、「戦略的協力パートナーシップ」の下、経済、安全保障・防衛協力、人物交流を含む二国間協力の強化に加え、地域や国際社会の課題についても協力関係を強化している。

イ ハイレベル協議

地域情勢が複雑に推移する中、アジア太平洋 地域に位置し、基本的価値を共有するニュー ジーランドと緊密な意見交換を行ってきてい る。4月には、岸田総理大臣が、両国の外交関 係樹立70周年の2022年に、外遊再開後最初の訪問先の一つとして訪日したアーダーン首相と日・ニュージーランド首脳会談を実施した。両首脳は、二国間関係や国際場裡における連携について議論し、FOIPの実現に向け、日本とニュージーランドの「戦略的協力パートナーシップ」を更に強化していくことで一致した。9月には、国連総会の機会に、日・ニュージーランド首脳間の懇談を実施し、地域情勢やCPTPPについて、両国で引き続き協力することを確認した。

ウ経済関係

両国は、相互補完的な経済関係を有しており、CPTPPやRCEP協定の着実な実施や、RCEP協定やWTO改革、インド太平洋経済枠組み(IPEF)など自由貿易体制の推進について緊密に連携している。7月には、高級事務レベルで経済協議を実施し、両国の経済状況についての情報共有を行ったほか、二国間の貿易・投資関係や、環境及び再生エネルギー分野での協力、CPTPPを含む国際経済枠組みにおける密接な連携など幅広い分野について有意義な意見交換が行われた。また、4月の日・ニュージーランド首脳会談では、水素関連の脱炭素化に向けた協力や宇宙協力などの経済分野における協力を更に進めていくことを確認した。

工 文化・人的交流

日・ニュージーランド間の青少年などの人的 交流は、人的交流事業であるJENESYSを通じ、 2022年までの累計で1,100人が参加しており、 外国青年招致事業「JETプログラム」について は、2022年までに3,300名以上が参加(年平 均換算で約100名)するなど活発な交流が続 けられている。また、44の姉妹都市関係によ り長年培われた人的交流の土壌があり、青少年 間の相互理解促進を目的とした姉妹都市間の交 流が両国の水際措置の緩和を受け、再開しつつ ある。

オ 国際社会における協力

両国は、国連の場を含む国際場裡で国際社会 の平和と安定のために緊密に協力している。例 えば、EAS、ASEAN地域フォーラム (ARF)、 APEC、太平洋・島サミット (PALM) などの 地域協力枠組みにおける協力や、太平洋島嶼国 地域における連携を強化するなど、地域の安定 と発展のために積極的な役割を果たしている。

(3) 太平洋島嶼国 30

ア概要・総論

太平洋島嶼国は、日本と太平洋によって結ば れ、歴史的なつながりも深く、国際場裡での協 力や水産資源・天然資源の供給においても重要 なパートナーである。また、太平洋の中心に位 置することから、FOIPの要としてもその重要 性が高まっている。日本の対太平洋島嶼国外交 における重要政策の一つとして、日本は、 1997年から3年に一度、太平洋・島サミット (PALM) を開催してきており、2021年7月に テレビ会議方式で第9回太平洋・島サミット (PALM9) を開催した。PALM9で発表した日 本と太平洋島嶼国との間の協力を更に強化する 政策である「太平洋のキズナ政策」の下、(ア) 新型コロナへの対応と回復、(イ)法の支配に 基づく持続可能な海洋、(ウ)気候変動・防災、 (エ) 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化、 及び(オ)人的交流・人材育成の五つの重点分 野を中心に太平洋島嶼国との一層の関係強化に 取り組んでいる。また、2022年1月のトンガ における火山噴火及び津波被害に関し、国際緊 急援助隊(自衛隊部隊)により迅速に緊急援助 物資を供与し、緊急無償資金協力を実施したほ か、7月にキリバス、10月にツバルに、干ば つ被害に対する緊急援助物資を供与した。

イ ブルーパシフィックにおけるパートナー(PBP) 6月23日、24日に米国・ワシントンD.C.で 実施された同志国(日本、オーストラリア、 ニュージーランド、米国、英国) の高級実務者 会合で、太平洋地域の繁栄、強靱性及び安全を 支える同志国間の協力枠組み(「ブルーパシ フィックにおけるパートナー (PBP)」) の立上 げで一致し、太平洋島嶼国のニーズを踏まえ て、情報共有を含む様々な連携を行っていくこ とを確認した。9月には、米国・ニューヨーク において、初の外相会合を実施し、林外務大臣 のほか、オーストラリア、ニュージーランド、 英国、米国の外相など、また、バイニマラマ・ フィジー首相兼外相(太平洋諸島フォーラム (PIF) 議長) を始めとする太平洋島嶼国・地 域の代表が出席した。会合では、共同声明を採 択し、PBP側から太平洋島嶼国との緊密な対 話を進めつつ協力を行うことを強調し、太平洋 島嶼国・地域代表からは、歓迎の意と今後の具 体的な協力についての期待が表明された。

ウ 要人との会談など

4月、岸田総理大臣が「第4回アジア・太平 洋水サミット」に際し訪日中のナタノ・ツバル 首相との首脳会談を行った。また、上杉謙太郎 外務大臣政務官がソロモン諸島を訪問し、ソガ バレ・ソロモン諸島首相及びマネレ同外相を表 敬した。上杉外務大臣政務官からソガバレ首相 に岸田総理大臣のメッセージを伝え、中国とソ ロモンとの間の安全保障協力協定について懸念 していると述べた。

5月には、林外務大臣が日本の外務大臣とし て3年ぶりにフィジー及びパラオを訪問し、両 国で首相や大統領への表敬を行い、フィジーで はプナPIF事務局長との会談、パラオでは日・ パラオ外相会談を実施した。

また、8月には、核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議出席のため米国を訪問中の岸田総 理大臣が、バイニマラマ・フィジー首相と短時 間の懇談を行った。

³⁰ 太平洋島嶼国:バラオ、ミクロネシア、マーシャル諸島、ナウル、キリバス、ツバル、サモア、クック諸島、ニウエ、トンガ、フィジー、 バヌアツ、ソロモン諸島、パプアニューギニア



日・パラオ首脳会談 (9月9日、東京 写真提供:内閣広報室)

9月には、岸田総理大臣が、大統領就任後初 めて訪日したウィップス・パラオ大統領と日・ パラオ首脳会談及びワーキングランチを行っ た。

さらに、岸田総理大臣は、9月27日に行わ れた故安倍晋三国葬儀に参列するため訪日した マラペ・パプアニューギニア首相と会談した。 これらの会談などを通じて、日本は、「太平

洋のキズナ政策」の下、引き続き太平洋島嶼国 を力強く支援していくことを改めて伝え、国際 情勢や地域情勢についても意見交換を行い、引 き続き緊密に連携していくことを確認した。

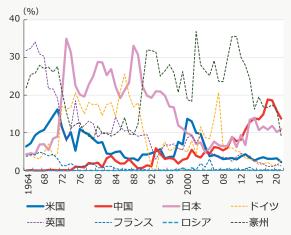
■ 人的交流・人材育成

PALM9では、人的交流・人材育成を重点5 分野の一つとして位置付け、2021年から 2024年までの3年間で様々なレベルや分野で 5.500人以上の積極的な人的交流・人材育成を 実施していくと発表した。その一環として、日 本は、JENESYSを通じた大学生などとの人的 交流や、2016年度から太平洋島嶼国の若手行 政官などを対象とした太平洋島嶼国リーダー教 育支援プログラム (Pacific-LEADS) を実施 しており、現在はSDGs グローバルリーダー・ プログラムとして、島嶼国の若手行政官や民間 人材などを日本国内の大学・大学院で受け入れ ている。

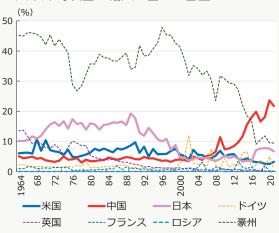
経済データで見る太平洋島嶼国と日米中などの関係

- ・貿易:90年代までは日本や地域大国であるオーストラリア(豪州)との貿易が主であったが近年は 輸出入共に中国のシェアが拡大し豪州を抜いて首位になった(特に輸入面で顕著)。2021年ではこ の地域の輸出に占めるシェアにおいて日本は第2位、輸入では第5位²。
- ・投資:地域大国である豪州のシェアが4割を占めるなど非常に大きい(フィジーの規模が大きく、豪 州はフィジー向け投資で首位であるため大きくなっている)。その他の国からの直接投資残高のシェ アは10%に満たない。
- ・金融:二国間の対外債務では中国の存在が非常に大きく、域内対中債務の約6割がパプアニューギニ アの債務である。2021年では日本は中国、豪州に次ぐ第3位の二国間債権国。

太平洋島嶼国の輸出に占める各国のシェア

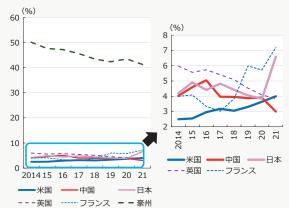


太平洋島嶼国の輸入に占める各国のシェア



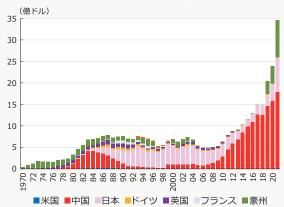
- (注1) IMF (DOTS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

太平洋島嶼国への直接投資残高に占める各国のシェア



(注1) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成

太平洋島嶼国の二国間対外債務



- (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 本データに関する留意事項について 179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位



地域協力·地域間協力

世界の成長センターであるインド太平洋地域 において、法の支配に基づく自由で開かれた秩 序を実現することにより、地域全体、ひいては 世界の平和と繁栄を確保していくことが重要で ある。こうした観点から、日本は、日米同盟を 基軸としながら、オーストラリア、インド、 ASEAN、欧州などの同志国とも連携し、日・ ASEAN、日・メコン協力、ASEAN+3(日中 韓)、東アジア首脳会議 (EAS)、ASEAN地域 フォーラム (ARF)、アジア太平洋経済協力 (APEC) などの多様な地域協力枠組みを通じ、 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実 現に向けた取組を戦略的に推進してきている。 特に、2019年にASEANが採択した「インド太 平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP)] 31 は、FOIPと法の支配や自由、開放性など本質 的な原則を共有しており、日本としては、 ASEANの中心性と一体性を尊重しつつ、 AOIPに対する国際社会の支持を一層広げ、 AOIPの掲げる原則に資する具体的な日・ ASEAN協力を実施し、「インド太平洋国家 | としてインド太平洋地域全体の安定と繁栄に寄 与する考えである。

(1) 東南アジア諸国連合(ASEAN) 情勢全般

広大なインド太平洋の中心に位置する ASEANは、FOIP実現の要である。2015年 11月のASEAN関連首脳会議では、「政治・安 全保障」、「経済」及び「社会・文化」の三つの 共同体によって構成されるASEAN共同体が同 年内に設立されることが宣言され(ASEAN共 同体設立に関するクアラルンプール宣言)、加 えてASEAN共同体の2016年から2025年ま での10年間の方向性を示す「ASEAN2025: Forging Ahead Together (共に前進する)」 が採択された。2019年6月には、AOIPが採 択された。

ASEANが地域協力の中心として重要な役割を担っている東アジア地域では、ASEAN+3(日中韓)、EAS、ARFなどASEANを中心に多層的な地域協力枠組みが機能しており、政治・安全保障・経済を含む広範な協力関係が構築されている。

経済面では、ASEANは、ASEAN自由貿易地域(AFTA)を締結し、また、日本、中国、韓国、インドなどとEPAやFTAを締結するなど、ASEANを中心とした自由貿易圏の広がりを見せている。2020年11月に日本やASEAN10か国を含む15か国によって署名されたRCEP協定は、2022年1月1日に発効した。日本は、参加国と緊密に連携しながら、本協定の完全な履行の確保に取り組むと同時に、署名を見送ったインドの本協定への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役割を果たす考えである。

(2) 南シナ海問題

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、国際社会の正当な関心事項であり、 資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、 南シナ海を利用するステークホルダー (利害関係者)である日本にとっても、重要な関心事項 である。

中国は、係争地形の一層の軍事化(197ページ 第3章第1節3(4)参照)を進めるなど、 法の支配や開放性に逆行した一方的な現状変更 の試みや地域の緊張を高める行動を継続・強化

³¹ AOIP: ASEAN Outlook on the Indo-Pacific

²⁰¹⁹年6月、ASEAN首脳会議において採択された。インド太平洋地域におけるASEAN中心性の強化に加え、開放性、透明性、包摂性、ルールに基づく枠組み、グッドガバナンス、主権の尊重、不干渉、既存の協力枠組みとの補完性、平等、相互尊重、相互信頼、互恵、国連憲章及び国連海洋法条約その他の関連する国連条約を含む国際法の尊重といった原則を基礎として、海洋協力、連結性、SDGs及び経済等の分野での協力の推進を掲げている。

している。中国はまた、比中仲裁判断32を受け 入れないとの立場を変えておらず、国連海洋法 条約 (UNCLOS) と整合的でない海洋権益に 関する主張を続けている。

中国によるこうした一方的な現状変更やその 既成事実化の試み、地域の緊張を高める行動に 対し、日本を含む国際社会は深刻な懸念を表明 している。日本としても、力や威圧による一方 的な現状変更の試みに強く反対し、また、海に おける法の支配の三原則(234ページ第3章 第1節6(2)参照)を貫徹すべきとの立場か ら、南シナ海をめぐる問題の全ての当事者が UNCLOSを始めとする国際法に基づく紛争の 平和的解決に向け努力することの重要性を一貫 して強調している。また、中国による南シナ海 における基線に関する主張がUNCLOSの関連 規定に基づいていないこと、比中仲裁判断で領 海や領空を有しない低潮高地と判断された海洋 地形の周辺海空域も含め、航行と上空飛行の自 由が守られることが重要であること、中国が主 張する「歴史的権利」は国際法上の根拠が明ら かではなく、比中仲裁判断では中国が主張する 「九段線」に基づく「歴史的権利」がUNCLOS に反すると判示され、明確に否定されたことな ども指摘してきている。比中仲裁判断から5年 の節目に当たる2021年に続き、2022年7月 にも外務大臣談話を発出し、国際法に従った紛 争の平和的解決の原則や法の支配の重要性を始 めとする日本の立場を改めて表明した。

2018年には、中国とASEANの間で南シナ 海行動規範 (COC)33の交渉が開始された。日 本としては、COCが実効的かつ実質的で UNCLOSに合致し、南シナ海を利用する全て のステークホルダーの正当な権利と利益を尊重 するものとなるべきであり、そのような取組が 現場の非軍事化、そして平和で開かれた南シナ 海の実現につながることが重要であると主張し てきている。

(3) 日・ASEAN 関係

FOIP実現の要であるASEANがより安定し 繁栄することは、地域全体の安定と繁栄にとっ て極めて重要である。日本は、2013年の日・ ASEAN友好協力40周年を記念する特別首脳 会議で採択された「日・ASEAN友好協力に関 するビジョン・ステートメント」を着実に実施 しつつ、ASEAN共同体設立以降も「ASEAN 共同体ビジョン2025」に基づくASEANの更 なる統合努力を全面的に支援してきている。さ らに2020年に採択した「AOIP協力について の第23回日・ASEAN首脳会議共同声明」を 指針として、海洋協力、連結性、国連持続可能 な開発目標 (SDGs)、経済等という AOIPの優 先協力分野に沿って具体的な協力を積み上げて きている。同声明は、AOIPに関してASEAN が域外国との間で採択した初の共同声明であっ たが、それに続く形でASEANとほかの対話国 との間で同様の共同声明が採択されている。そ して、日本とASEANは、2023年に友好協力 50周年を迎える。50周年に向けて、一般公募 で集まった多数の応募作品の中から選ばれた公 式ロゴマークとキャッチフレーズ「輝ける友情 輝ける機会 (Golden Friendship, Golden Opportunities)」を2022年8月の日・ ASEAN外相会議において共同で発表した。ま た、11月の日・ASEAN首脳会議では、多く の国々からの支持を受け、2023年の12月を 目処に東京で特別首脳会議を開催することで一 致した。この会議において、日・ASEAN関係 の新たなビジョンを打ち出す考えである。

^{32 2013}年1月、フィリピン政府は、南シナ海をめぐる同国と中国との間の紛争に関し、国連海洋法条約(UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea) に基づく仲裁手続を開始した。比中仲裁判断は、2016年7月12日に、同手続において組織された仲裁 裁判所が示した最終的な判断のこと。日本は、同日に外務大臣談話を発出し、「国連海洋法条約の規定に基づき、仲裁判断は最終的であり紛争当 事国を法的に拘束するので、当事国は今回の仲裁判断に従う必要があり、これによって、今後、南シナ海における紛争の平和的解決につながって いくことを強く期待する」との立場を表明してきている。

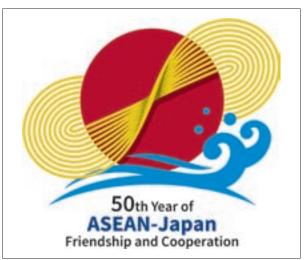
³³ COC: Code of Conduct in the South China Sea

8月の日・ASEAN外相会議では林外務大臣 から、さらに11月の日・ASEAN首脳会議で は岸田総理大臣から、それぞれ日本がASEAN 中心性・一体性を一貫して強く支持しているこ とを改めて表明の上、AOIPに沿った具体的な 協力を進めていることを紹介した。特に首脳会 議に際してはAOIP協力に関する進展をまとめ た報告書(プログレス・レポート)を公表し、 2020年の共同声明以来、具体的な協力案件が 計89件に上っていることを紹介した。新型コ ロナからの経済回復については、日本のASEAN 包括的復興枠組への支援の一環として、総額 2.950億円の財政支援円借款を供与しているこ とを紹介し、これからも持続可能な成長を支援 していく意向を表明した。さらに、日本の専門 家の派遣を含め、ASEAN 感染症対策センター34 を引き続き支援していく意向を表明した。

岸田総理大臣はまた、2023年の日本ASEAN友好協力50周年に向け、(ア)海上交通安全などの海洋協力、(イ)質の高いインフラ投資などの連結性支援、(ウ)ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を始めとした保健、気候変動対策、防災、(エ)サプライチェーン強靱化、デジタル技術、食料安全保障の強化といった幅広い経済分野での協力を強化していくと述べ、さらに日本の知見・経験を最大限いかして、「アジア・ゼロエミッション共同体構想」を実現していきたいと述べた。

これに対し、ASEAN各国からは、新型コロナからの回復の支援を始めとする上述のような各種取組や、ASEAN感染症対策センターの設立支援などについて、高い評価と謝意が表明された。さらに日本のAOIP協力についての高い評価とともに、引き続きの緊密な協力への強い期待が表明された。

また、岸田総理大臣は、地域・国際情勢につ



日本ASEAN友好協力50周年のロゴマークキャッチフレーズは「輝ける友情 輝ける機会」



第25回日・ASEAN首脳会議 (11月12日、カンボジア・プノンペン 写真提供:内閣広報室)

いても、日本とASEANは多くの点で考えを共 有しているとした上で、ミャンマー、ロシアに よるウクライナ侵略、東シナ海・南シナ海、北 朝鮮などについて取り上げ、日本の立場を明確 に述べた。

これに対し、ASEANの複数の国から、南シナ海における航行・上空飛行の自由の重要性、 国連海洋法条約を始めとする国際法の尊重の重要性などについて発言があった。また、北朝鮮による弾道ミサイル発射による緊張に懸念が表明され、朝鮮半島の非核化及び安保理決議の遵守の重要性や、拉致問題の即時解決への支持が表明された。

³⁴ ASEAN感染症対策センター: the ASEAN Centre for Public Health Emergencies and Emerging Diseases (ACPHEED)

(4) 日・メコン首脳会議(参加国:カンボジア、

ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム及び日本)

メコン地域(カンボジア、ラオス、ミャン マー、タイ及びベトナム)は、インド太平洋の 中核であり、力強い経済成長と将来性が見込ま れる、日本の戦略的パートナーである。メコン 地域の平和と繁栄は、ASEAN域内の格差是正 や地域統合にも資するものであり、日本を含む アジア全体にとって極めて重要である。その観 点から、2009年以降、日・メコン首脳会議を 毎年開催してきた。2021年及び2022年は、 新型コロナやミャンマー情勢などの事情により 延期され、開催に至らなかったが、日本は引き 続き、日・メコン協力を着実に実施し、地域へ のコミットメントを堅持する考えである。今後 も日本は、メコン地域諸国にとって信頼のおけ るパートナーとして、同地域の繁栄及び発展に 貢献していく。

(5) ASEAN+3 (参加国: ASEAN 10 か国+日本、 中国、韓国)

ASEAN+3は、1997年のアジア通貨危機を 契機として、ASEANに日中韓の3か国が加わ る形で発足し、金融や食料安全保障などの分野 を中心に発展してきた。現在では、金融、農 業・食料、教育、文化、観光、保健、エネル ギー、環境など24の協力分野が存在し、 「ASEAN+3協力作業計画(2018-2022)」の 下、各分野で更なる協力が進展した。

8月に開催されたASEAN+3外相会議では、 新しい「ASEAN+3協力作業計画(2023-2027) | が採択され、林外務大臣から、ASEAN +3における日本の積極的な貢献の例として、 新型コロナ対策支援、食料安全保障、地域金融 協力、海洋協力の取組を紹介した上で、日本は ASEANの一体性・中心性を支持し、AOIPに 沿った協力を重視していると述べた。また、中



第23回ASEAN+3 (日中韓) 外相会議 (8月4日、カンボジア・プノンペン)

国から台湾情勢に関する立場の主張があり、林 外務大臣から、台湾をめぐる問題が対話により 平和的に解決されることを期待すると述べた。

11月に開催された第25回ASEAN+3首脳 会議では、ASEAN+3協力について、岸田総 理大臣から、2023年からの新たな「ASEAN+3 協力作業計画」に基づき、デジタル経済や強靭 な農業といった新たな分野を含めた取組を着実 に進める意向を表明した上で、ASEAN+3の 枠組みでも、AOIPの四つの優先分野に沿って 以下のような具体的協力を進めていくと述べ た。その内容は、(ア)海洋協力について、船 舶の通航を支援する管制官の育成、海洋プラス チックごみ対策の計画策定や海洋モニタリング の支援、(イ)連結性について、質の高いイン フラ投資の促進、情報通信技術・法制度整備・ 人的交流の活発化といったソフト連結性の支 援、(ウ) SDGsの達成に向けた、ASEAN+3 緊急米備蓄やASEAN食料安全保障情報システ ム、ASEAN感染症対策センターの早期稼働、 バランスの取れた脱炭素化、2030年に向けた ASEANの気候変動戦略行動計画の策定への支 援の実施、(エ)経済・金融について、イノ ベーションやスタートアップへの投資、サプラ イチェーンの強靭化、チェンマイ・イニシア ティブ³⁵の更なる機能強化や、金融デジタル化

^{35 1997}年から98年のアジア通貨危機を受けて、2000年5月の第2回ASEAN+3財務大臣会談(タイ・チェンマイ)で、東アジア域内に おける通貨危機の再発防止を目的として合意された枠組み。金融危機の地域的な連鎖と拡大を防ぐため、外貨支払に支障をきたした国に対し、通 貨スワップ(交換)により短期の米ドル資金を現地通貨を対価として融通するもの

の影響や自然災害リスクに対する財務強靭性の 向上に係るイニシアティブへの貢献、などと なっている。

地域・国際情勢に関しては、岸田総理大臣か ら、ウクライナ情勢、北朝鮮、ミャンマー情勢 について、日本の立場を明確に述べた。また、 拉致問題の即時解決に向けて、各国に引き続き 理解と協力を求め、最後に、この地域におい て、力ではなく、法の支配に基づく自由で開か れた国際秩序を維持・強化していくため、 ASEAN+3の下での協力を深化していくと述 べた。

(6)東アジア首脳会議(EAS)

(参加国:ASEAN 10か国+日本、中国、 韓国、オーストラリア、ニュージーランド、 インド、米国及びロシア)

EASは、地域及び国際社会の重要な問題に ついて首脳間で率直に対話を行い、首脳主導で 政治・安全保障・経済上の具体的協力を進展さ せることを目的として、2005年に発足した地 域のプレミア (主要な)・フォーラムである。 また、EASには多くの民主主義国が参加して おり、域内における民主主義や法の支配などの 基本的価値や原則の共有や貿易・投資などに関 する国際的な規範の強化に貢献することが期待 されている。

8月に開催されたEAS参加国外相会議では、 林外務大臣は、ロシアによるウクライナ侵略を 厳しく非難したほか、中国の弾道ミサイルが日 本の排他的経済水域(EEZ)を含む日本近海に 着弾したことを強く非難し、台湾海峡の平和と 安定の重要性を指摘した。また、拉致問題を含 む北朝鮮情勢、東シナ海及び南シナ海情勢、香 港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況、 ミャンマー情勢について日本の立場を明確に述 べた。

11月に開催された第17回EASでは、地域 協力について、岸田総理大臣から、日本は ASEAN中心性・一体性を一貫して支持してお



第17回東アジア首脳会議 (EAS) (11月13日、カンボジア・プノンペン 写真提供:内閣広報室)

り、AOIPの優先分野に沿った協力の実施を重 視していることを改めて説明した。

地域・国際情勢について、岸田総理大臣か ら、ロシアによるウクライナ侵略は、国際法に 違反する行為であり、力による一方的な現状変 更の試みは世界中のどこであっても決して認め られないことや、ロシアの核兵器による威嚇は 断じて受け入れられず、ましてや使用はあって はならないことを強調した。ほかの参加国から も、ロシアによるウクライナ侵略を非難する発 言があった。

また、岸田総理大臣は、東シナ海では、中国 による日本の主権を侵害する活動が継続・強化 されており、南シナ海でも軍事化や威圧的な活 動など、地域の緊張を高める行為が依然続いて いると指摘した。2022年8月のEEZを含む日 本近海への弾道ミサイル着弾に言及した上で、 台湾海峡の平和と安定も、地域の安全保障に直 結する重要な問題であると述べた。さらに、香 港情勢及び新疆ウイグル自治区の人権状況につ いて、深刻な懸念を表明した。加えて、地域に おける経済的威圧への強い反対を改めて表明し た。ほかの参加国からも、南シナ海における航 行・上空飛行の自由の重要性、国連海洋法条約 を始めとする国際法に沿った紛争の平和的解決 の重要性などについて発言があったほか、台湾 海峡の平和と安定の重要性を強調する発言が あった。また、香港情勢や新疆ウイグル自治区 などの人権状況に対する懸念の表明や、経済的 威圧についての言及もあった。

北朝鮮については、岸田総理大臣から、極め て高い頻度で弾道ミサイルを発射しており、こ れらは、国際社会に対する明白かつ深刻な挑戦 であり、到底看過できないと述べた上で、北朝 鮮の全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾 道ミサイルの完全な、検証可能な、かつ、不可 逆的な廃棄の実現に向けて、国際社会が一体と なり、国連安保理決議を完全に履行することが 不可欠であると指摘した。また、拉致問題の即 時解決に向け、引き続きの理解と協力を求め た。ほかの参加国からも、北朝鮮による極めて 高い頻度での弾道ミサイル発射への懸念が表明 され、朝鮮半島の非核化及び国連安保理決議の 完全な履行の重要性や拉致問題の早期解決の支 持に言及があった。

ミャンマー情勢について、岸田総理大臣は、 悪化するミャンマー情勢への深刻な憂慮を表明 し、「5つのコンセンサス」の実施に向けた ASEANの努力を最大限後押ししていくと述べ た上で、引き続きの人道支援に向け、暴力の即 時停止と安全で阻害されない人道アクセスを強 く求めた。ほかの参加国からも、ミャンマー情 勢への深刻な懸念が表明され、「5つのコンセ ンサス」の履行の重要性が強調された。

(7) 日中韓協力

日中韓協力は、地理的な近接性と歴史的な深 いつながりを有している日中韓3か国間の交流 や相互理解を促進するという観点から引き続き 重要である。また、世界経済で大きな役割を果 たし、東アジア地域の繁栄を牽引する原動力で ある日中韓3か国が、協力して国際社会の様々 な課題に取り組むことには大きな潜在性があ

新型コロナの状況も注視しつつ、様々な分野 で実務的な協力を継続・促進するため、8月に 第13回日中韓文化大臣会合、12月に第23回 日中韓三カ国環境大臣会合や第15回日中韓三

36 APEC : Asia-Pacific Economic Cooperation

37 SAARC : South Asian Association for Regional Cooperation

国保健大臣会合などがオンライン形式で開催さ れ、3か国の閣僚間で意見交換を実施し、それ ぞれ共同文書を発出した。また、10月には第 15回日中韓文化コンテンツ産業フォーラムが 韓国において対面形式で開催されるなど、実務 家レベルの協議も実施された。

(8) アジア太平洋経済協力(APEC)

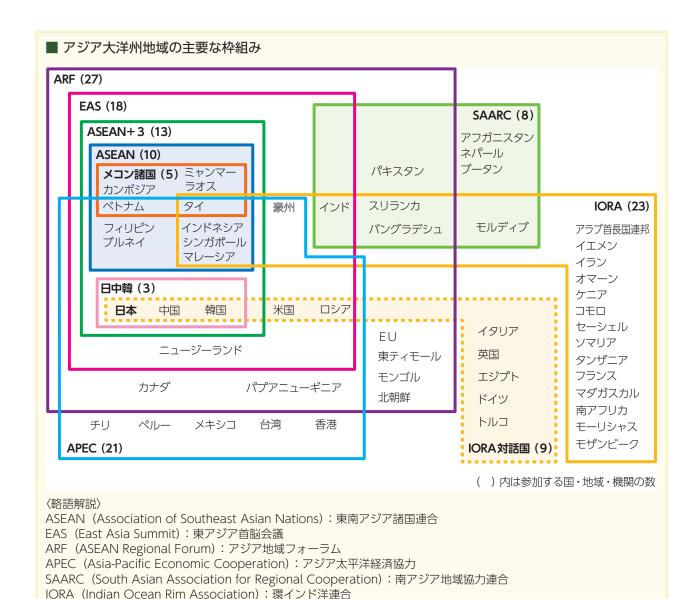
(285ページ 第3章第3節3(3)参照)

APEC³⁶は、アジア大洋州地域にある21の 国・地域 (エコノミー) で構成されており、各 エコノミーの自主的な意思によって、地域経済 統合と域内協力の推進を図っている。「世界の 成長センター」と位置付けられるアジア太平洋 地域の経済面における協力と信頼関係を強化し ていくことは、日本の一層の発展を目指す上で 極めて重要である。

11月にバンコク(タイ)で4年ぶりに対面 開催されたAPEC首脳会議では、首脳宣言に 加え、新型コロナ後のAPEC地域の持続可能 な成長に関する取組を記した文書「バイオ・循 環型・グリーン (BCG) 経済に関するバンコ ク目標」が採択された。首脳会議に出席した岸 田総理大臣は、新しい資本主義の実現を目指す ことで、日本経済を新たな成長軌道に乗せ、ア ジア太平洋の包摂的で持続可能な成長に貢献し ていく決意を表明した。

(9) 南アジア地域協力連合(SAARC)

SAARC³⁷は、南アジア諸国民の福祉の増進、 経済社会開発及び文化面での協力、協調などを 目的として、1985年に正式発足した。2022 年現在、加盟国はインド、パキスタン、バング ラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、 モルディブ、アフガニスタンの8か国、オブ ザーバーは日本を含む9か国・機関で、首脳会 議や閣僚理事会(外相会合)などを通じ、経 済、社会、文化などの分野を中心に、比較的穏



やかな地域協力の枠組みとして協力を行ってき ている。日本は、SAARCとの間の青少年交流 の一環として、2022年末までに3.615人を招 へいしている。

(10) 環インド洋連合(IORA)

IORA³⁸は、環インド洋地域における経済面 での協力推進を主な目的とした地域機構であ

り、日本は1999年から対話パートナー国とし て参加している。11月に開催された第22回 IORA閣僚会合には武井外務副大臣が出席し、 FOIPの実現に向けた取組の一環として、IORA 加盟国に対する海上保安能力の強化や気候変動 対策に関する日本のこれまでの支援を紹介し、 透明で公正な開発金融の重要性などについて説 明した。

³⁸ IORA: Indian Ocean Rim Association

第3節 北米

概観

〈基本的価値や原則を共有する北米地域との連 携の重要性〉

ロシアによるウクライナ侵略、北朝鮮による これまでにない頻度と態様で繰り返される弾道 ミサイル発射や、東シナ海・南シナ海における 力を背景とした一方的な現状変更の試みの継 続・強化などにより、地域及び国際社会の安全 保障環境は急速に厳しさを増しており、2022 年は、国際社会が歴史的な大きな転換点に置か れる1年となった。国際秩序が挑戦に晒され、 大きく揺らいでいる今ほど、同盟国・同志国と の連携が求められている時はない。

米国は日本にとって唯一の同盟国である。強 固な日米同盟は、日本の外交及び安全保障の基 軸であり、インド太平洋地域の平和と安定の礎 である。また、G7のメンバーであり、普遍的 価値を共有するインド太平洋地域の重要なパー トナーであるカナダとの協力も不可欠である。

〈米国とカナダの外交戦略〉

厳しさを増す国際情勢を踏まえ、2022年は 米国とカナダの外交戦略にも変化が生じた年と なった。米国は2月にインド太平洋戦略、10 月には国家安全保障戦略を発表した。インド太 平洋戦略では米国は自らをインド太平洋国家と 位置付け、インド太平洋への長期的立場とコ ミットメントを強化することへの決心を述べた 上で、「自由で開かれた、つながりのある、繁 栄した、安全で強靭なインド太平洋」を実現す ることを約束した。さらに、10月には、バイ デン政権下では初となる国家安全保障戦略が発 表された。ここでは、国際社会が直面する戦略 的な競争などに対し、米国がリーダーシップを

とりながら、日本を含む同盟国・同志国と連携 しつつ対応していく考えが示された。さらに、 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の推 進が明記され、尖閣諸島を含む日本防衛への揺 るぎないコミットメントが再確認された。

カナダもまた、11月に初めてとなるインド 太平洋戦略を発表した。同戦略は、今後10年 間にわたり、インド太平洋地域へのカナダの関 与を深めるための包括的なロードマップとの位 置付けで、「同地域の自由で開かれた、かつ持 続可能で包括的な秩序を強化すること」を戦略 の基本とする。カナダが従来重視していた分野 に加え、カナダが同地域への関与を強めている ことを象徴する動きであった。

〈日本の対北米外交〉

こうした背景の中、2022年は日本と米国及 びカナダとの関係が一層深化した年となった。 ポスト・コロナに向けて様々な分野で人的交流 が再開の兆しを見せる中、2022年に日米間で は首脳間で8回(うちテレビ会談1回、電話会 談2回)、外相間で13回(うち電話会談6回) 会談を行うなど、ハイレベルで頻繁な政策のす り合わせが行われた。特に、首脳間では1月の テレビ会談や、5月のバイデン大統領訪日時の 会談、外相間では7月の林外務大臣訪米時の会 談など、首脳間、外相間の深い信頼関係の下 で、日米同盟はますます強固なものとなってお り、両国は、ウクライナや北朝鮮、中国などの 地域情勢や新型コロナウイルス感染症(以下 「新型コロナ」という。)、気候変動、核軍縮・ 不拡散などの地球規模課題への対応において緊 密に連携している。

特に、5月のバイデン大統領訪日の際には、 首脳会談の成果として日米首脳共同声明「自由 で開かれた国際秩序の強化」を発出した。この 声明は、現下の国際情勢やインド太平洋地域の 戦略的重要性を踏まえた、法の支配に基づく自 由で開かれた国際秩序の維持・発展を目指す日 米の共同戦略を示したものであり、この首脳会 談で示された方向性に基づき、7月の林外務大 臣の訪米や、故安倍晋三国葬儀への参列のため のハリス副大統領の訪日を始め、政治・安全保 障、経済、人的交流を含めたあらゆる分野で日 米同盟は強化された。

また、日・カナダ間では、2022年、首脳間 で3回(うち電話会談2回)、外相間で4回会談 が行われた。厳しい安全保障環境の中、両国の 協力は地域の平和と繁栄のために不可欠であり、 10月には林外務大臣と外務省賓客として訪日 したジョリー外相との間で「自由で開かれたイ ンド太平洋 (FOIP) に資する日加アクション プラン」を発表した。同アクションプランは、 日本及びカナダが共有する優先協力6分野にお ける具体的な取組をまとめたものであり、 FOIP実現に向けて今後、日・カナダ協力を具 体的に進める上での羅針盤となるものである。



米国

(1) 米国情勢

ア政治

2022年の米国内政では、11月の中間選挙の 趨勢を占う観点から、バイデン政権が新型コロ ナ対策や経済回復のための各種施策を着実に進 め、国政を安定的に運営できるかという点に注 目が集まった。また、米国国民の分断や党派対 立が進行しているとの見方が多い中、バイデン 大統領が国民の融和に向けた取組を進められる かも注目された。

1月の米国における1日の新型コロナ感染者 数は100万人を超え、1月19日のバイデン大 統領就任1周年時の記者会見では、新型コロナ 対策の成果を強調しつつ、新型コロナで打撃を 受けた経済の回復やインフレへの対応が急務と して、「ビルド・バック・ベター」法案への支 持を訴えた。バイデン大統領には、社会保障や 気候変動対策などを含む大型歳出法案である同 法案の検討を進めつつ、並行して2022年歳出 法案の成立に向けても、民主・共和両党及び民 主党内をまとめる指導力の発揮が求められた。 一方、郵便投票の拡大など、投票権を守るため 議会上院で審議された「投票権法案」は、民主 党内に反対する議員もあって否決された。同法

案は、2020年大統領選挙でトランプ前大統領 が自身の敗北を認めず選挙制度を否定したこと に端を発し、共和党が自党の勢力が強い州を中 心に投票制度の厳格化などの州法改正を進める 動きに対抗してバイデン政権が主導したもので あったが、民主党内の調整がいかに困難である かを明らかにする結果となった。

2月にロシアがウクライナに対する侵略を開 始したことを受け、米国はロシアに対していち 早く大規模な経済制裁を科し、軍事面での圧力 をかける一方、2022年度予算で136億ドルの 新規ウクライナ支援を決め、同志国の結束強化 に努めた。3月1日、バイデン大統領は連邦議 会で一般教書演説を行い、ウクライナ情勢では プーチン大統領を強く非難しつつ他国との連携 を強調した。また、経済問題については、投資 や雇用の増加を強調しつつ、インフレ対策を最 優先課題として掲げた。なお、同演説では駐米 ウクライナ大使が大統領夫人の横で傍聴し、出 席議員の喝采を受ける一幕も見られた。ウクラ イナに対しては、5月に400億ドルの追加支援 を決め、支援の継続を国内外に強調した。

内政においては銃規制をめぐる動きも注目さ れた。5月、ニューヨーク州バッファローの食 料品店とテキサス州ユバルディの小学校で、い ずれも18歳の少年が起こした銃乱射事件を受 け、銃規制を訴える世論が高まり、全米各地で デモが発生した。バイデン大統領は連邦議会に 行動を呼びかけ、6月には上院・下院の超党派 により28年ぶりの大規模な銃規制法案が可決 された。バイデン大統領は法案署名に際し、 「やるべきことはまだ多く、決してあきらめな い」との声明を発表し、更なる対応の必要性を 強調した。一方、同月、連邦最高裁判所が自宅 外で拳銃を隠して携帯することを制限する ニューヨーク州の銃規制法を違憲と判断し、こ れに対してバイデン大統領は「深く失望する」 との声明を発表した。

2022年は人工妊娠中絶の是非をめぐる議論 が高まった年でもあった。6月、連邦最高裁判 所は、妊娠中絶を制限するミシシッピ州法の合 憲性をめぐる裁判で、女性の妊娠中絶を憲法上 の権利と認めた1973年の「ロー対ウェイド判 決」を覆す判決を下した。中絶賛成派(女性の 選択権を尊重する「プロ・チョイス」)は同判 決に強く反発し、全米各地で抗議行動を実施し た一方で、中絶反対派(胎児の生命を尊重する 「プロ・ライフ」) は同判断を祝う集会を行うな ど、国内の分断が顕在化した。なお、連邦最高 裁判所の判事の構成は、トランプ前大統領が在 任時に保守派とされる3人の判事を指名した影 響もあり、バイデン大統領が指名したリベラル 派のジャクソン氏が4月に議会上院で承認され はしたものの、判事の構成は全体として保守寄 りとされている。

経済面においては、新型コロナ後の各種経済 対策が効果を見せ始めていたことに加え、需要 回復に続くサプライチェーンの混乱などの要因 もあってインフレが進んでいたが、ウクライナ 情勢に起因する世界的なエネルギー・食料価格 の高騰でインフレに更なる拍車がかかった。6 月にはレギュラーガソリンの価格が1ガロン当 たり5ドルを超える価格で推移し、バイデン政 権は米国が保有している石油戦略備蓄を市場に

放出することで価格高騰に対応したが、インフ レへの不満などから2021年の就任当初50%台 だったバイデン大統領の支持率は、2022年に 入り40%台前半まで低下し、7月には40%を 下回るようになった。インフレは米国国民の家 計に深刻な影響を与えており、中間選挙では大 きな争点となることが予想された。こうした状 況を受け、バイデン大統領は自ら議会調整に尽 力し、8月には中国との競争を念頭に国内の産 業競争力を強化する目的で議論が続けられてき た「半導体の国内生産を支援する半導体・科学 法」や、前述の「ビルド・バック・ベター」法 案を基に支出規模を縮小した「インフレ削減 法」を成立させた。これらの経済政策に対して 米国国民は好意的に反応し、それまで下降傾向 にあったバイデン大統領の支持率は反転するこ とになった。

一方、共和党では、トランプ前大統領の動向 が11月の中間選挙及び2024年の大統領選挙 の成功の鍵を握っているとされた。2020年の 大統領選挙で不正があったとしてトランプ前大 統領の支持者らが2021年1月に連邦議会議事 堂を襲撃したが、トランプ前大統領がこれを扇 動したとして、民主党主導により設置された下 院特別委員会が事案の真相を究明するため様々 な調査を行い、2022年6月からは公開公聴会 が行われて多数のトランプ政権元幹部などが証 言を行った。8月にはトランプ前大統領が大統 領退任時にホワイトハウスから文書を違法に持 ち出し、公文書の秘匿・隠蔽などを行ったとし て、FBI(連邦捜査局)がフロリダ州の私邸 マー・ラ・ラゴの邸宅を捜査した。同前大統領 は、本件捜索は自身の2024年大統領選への出 馬の阻止を企む急進左派による攻撃だと主張 し、その政策スタンスも含めて多くの共和党支 持者に引き続き支持された。同前大統領は、そ の人気を背景に、自身に批判的な議員を政治集 会の場で非難したり、中間選挙の共和党予備選 で自らが支持する候補者を支援したりするな ど、政治的な活動を強化した。

11月8日、インフレ、人工妊娠中絶、治安 と銃規制、トランプ前大統領をめぐる選挙不正 に係る議論といった様々な問題が取り沙汰され る中、中間選挙が行われた。歴史的に政権1期 目の大統領の政党は中間選挙で厳しい結果とな る例が多く、また米国全土で深刻なインフレに 直面していたこともあり、選挙直前には上院・ 下院共に共和党が圧勝する「赤い波」(赤は共 和党のシンボルカラー)が起きると予想されて いたが、下院では共和党は435議席中222議 席獲得による僅差での過半数獲得にとどまり、 上院では民主党が51議席を獲得して多数派を 維持した。州知事選では、民主党が2州増やし、 改選された36州について民主党・共和党がそ れぞれ18州ずつ獲得する結果となった。全体 として選挙前に予想された「赤い波」は起きな かったとの見方が一般的であり、前述の人工妊 娠中絶禁止への反発や、2020年大統領選挙の 否定派に対する拒否反応が、事前の予想以上に 若年層、女性、無党派層や一部共和党支持者に 拡大したことが、その要因と見られている。特 に上院選で事前に接戦が予想された4州(アリ ゾナ州、ジョージア州、ネバダ州、ペンシルバ ニア州) では民主党に投票した若年層の割合が 高く、民主党が善戦したとの見方が強い。実 際、これら4州で、トランプ前大統領の支持を 受けていた共和党候補は全敗となり、同前大統 領の人気に陰りが見られる結果となった。

中間選挙の結果、民主党は上院では多数派を維持したものの、下院では共和党に過半数を奪われ、2023年には政権・上院と下院が「ねじれ議会」で議論を戦わせることになった。これにより、バイデン大統領は政策実現のため、大統領令を最大限活用することになるとの見方もある。選挙翌週の11月15日にはトランプ前大統領が2024年大統領選挙への立候補を表明するなど、早くも大統領選挙に向けた動きが始まっている。一方で、前述の選挙結果を受け、同前大統領の影響力の低下が指摘されており、共和党ではフロリダ州知事選挙で大勝したデサ

ンティス州知事の動きに注目が集まる中、大統領選に向けた動きは今後一層活発化していくと思われる。2023年の「ねじれ議会」の下でのバイデン政権の舵取りや、2024年の大統領選挙を見据えた両党の今後の動向が注目される。

イ 経済

(ア) 経済の現状

2022年は、バイデン政権にとって、根強いインフレと金融引締めに伴う景気後退の懸念など、経済面の課題に対応する1年となった。2021年に引き続き、新型コロナ流行下で生じた世界的なサプライチェーンの混乱や人手不足に起因する供給不足により、インフレが加速した。2022年後半にかけて徐々に伸びが鈍化したものの、一時、米国の消費者物価指数(CPI)は約40年ぶりに前年同月比率9%台(2022年6月、9.1%)の上昇を記録した。根強いインフレは、米国国民の日常生活を脅かすこととなり、2022年11月に実施された中間選挙においても有権者の一番の関心事項となった。

実質GDPについては、2021年は前年比5.7%と約40年ぶりの水準となったが、2022年は1月から3月、4月から6月ともにマイナス成長となったが、7月から9月には前期比年率3.2%とプラスに転じ、GDPの7割を占める個人消費についても2.3%と上昇した。

雇用においては、失業率は年間を通じ安定して3%台で推移、雇用者数も着実に増加したものの、労働参加率(生産年齢人口(16歳以上の人口)に占める労働力人口(就業者+失業者)の割合)は62.2%(2022年10月時点)と新型コロナ流行前の63.4%(2022年2月時点)と比較して依然として回復途上にあり、労働需要が安定する一方、労働供給の不足に伴う労働市場のひっ追が課題となった。

(イ) 経済政策

バイデン政権は2021年、新型コロナ経済対策としての「米国救済計画法」やインフラ分野

への投資に特化した「インフラ投資・雇用法」 といった大型財政法を成立させたものの、共和 党だけでなく民主党内からも反発があり、気候 変動対策や人的投資を盛り込んだ法案の成立は 頓挫していた。しかし、党内で継続して調整を 行った結果、2021年に発表された「ビルド・ バック・ベター法案」から歳出規模を縮小する ことで合意し、2022年8月16日に、気候変動 対策に重きを置いた「インフレ削減法」が成立 した。

「インフレ削減法」は、クリーンエネルギー 導入に伴う税額控除などの気候変動対策への 3.910億ドルの投資を含む、計4.990億ドルの 歳出を含む一方、大企業への15%の最低法人 税率導入、政府に対する製薬会社との処方箋薬 価の交渉権付与、自社株買いに対する1%課税 といった歳出以上の歳入を盛り込むことで、イ ンフレの抑制に寄与することが目指されてい る。半導体業界への資金援助を伴う法案につい ても合意が達成され、8月9日に「半導体及び 科学法」が成立した。半導体産業に充当する予 算として527億ドルが計上された本法律を受 け、米国内外の多数の企業が米国での半導体製 造工場の建設といった投資計画を表明した。

金融政策においては、2021年から続く高イ ンフレを正常化するため、連邦公開市場委員会 (FOMC) は2022年3月の会合における0.25% の金利引上げを皮切りに、以降毎会合0.5%な いし0.75%の大幅な利上げを決定した。5月に は、連邦準備制度理事会 (FRB) の保有資産 を縮小する量的引締めも決定しており、一層金 融引締めを強めている。

(2) 日米政治関係

2022年1月から2023年1月末までに、日米 は首脳間で9回(うち電話会談2回、テレビ会 談1回)、外相間で14回(うち電話会談6回) 会談を行うなど、ポスト・コロナに向けて要人 往来が本格的に再開する中、ハイレベルで頻繁 な政策のすり合わせを継続して行った。首脳 間、外相間の深い信頼関係の下、日米同盟はか つてなく強固なものとなっており、両国は中国 や北朝鮮、ウクライナなどの地域情勢や新型コ ロナ、気候変動、核軍縮・不拡散などの地球規 模課題への対応などにおいて緊密に連携してい る。

1月6日、林外務大臣は、ブリンケン国務長 官と日米外相電話会談を行った。両外相は、日 米同盟の強化及びFOIPの実現に向けて、日米 で連携していくことを再確認した。また、両外 相は、在日米軍の新型コロナ感染状況や、北朝 鮮やロシア・ウクライナなどの地域情勢につい て意見交換を行った。

1月21日、岸田総理大臣は、バイデン大統 領と日米首脳テレビ会談を行った。両首脳は、 FOIPの実現に向け、強固な日米同盟の下、日 米両国が緊密に連携し、オーストラリア、イン ド、ASEAN、欧州などの同志国との協力を深 化させることで一致した。また、両首脳は、中 国、北朝鮮、ロシア・ウクライナなどの地域情 勢について意見交換を行った。さらに、両首脳 は、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す 中、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化する ことで一致した。岸田総理大臣から、新たに国 家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力 整備計画を策定し、日本の防衛力を抜本的に強 化する決意を表明し、バイデン大統領は、これ に支持を表明した。また、極めて重要な防衛分 野における投資を今後も持続させることの重要 性を強調した。そして、岸田総理大臣は、「新 しい資本主義」の考え方を説明し、持続可能で 包摂的な経済社会の実現のための新しい政策イ ニシアティブについて議論を深めていくことで 一致した。両首脳は、閣僚級の日米経済政策協 議委員会(経済版「2+2」)の立上げに合意 し、「日米競争力・強靭性(コア)パートナー シップ」などに基づき、日米間の経済協力及び 相互交流を拡大・深化させていくことで一致し た。そのほか、両首脳は、「核兵器のない世界」 に向けて共に取り組んでいくことを確認し、核

兵器不拡散条約(NPT)に関する日米共同声 明が同日に発出されたことの意義を強調した。

2月2日、林外務大臣は、ブリンケン国務長 官と日米外相電話会談を行った。両外相は、北 朝鮮の核・ミサイル活動について意見交換を行 い、一層厳しさを増す地域の安全保障環境に鑑 み、日米同盟の抑止力・対処力の強化が不可欠 であり、引き続き日米で緊密に連携していくこ とで一致した。また、両外相は、ロシア・ウク ライナ情勢についても意見交換を行った。

2月11日、日米豪印外相会合出席のためオー ストラリアを訪問した林外務大臣は、ブリンケ ン国務長官と日米外相会談を行った。両外相は、 FOIPの実現に向け、引き続き日米で緊密に連 携し、オーストラリア、インド、ASEAN、欧 州などの同志国との協力を深化させていくこと で一致した。また、両外相は、中国、北朝鮮、 ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意 見交換を行い、その上で、一層厳しさを増す地 域の安全保障環境に鑑み、日米同盟の抑止力・ 対処力の強化が不可欠であり、引き続き日米で 緊密に連携していくことで一致した。さらに、 両外相は、岸田総理大臣とバイデン大統領がそ れぞれ推進する「新しい資本主義」と「より良 い回復」について意見交換を行い、今後、経済 版「2+2」も活用しながら、双方の経済政策 について議論を深めていくことで一致した。ま た、林外務大臣から、米国のTPP復帰を促した。

2月26日、林外務大臣は、ブリンケン国務 長官と日米外相電話会談を行った。両外相は、 ロシア・ウクライナ情勢について意見交換を行 い、引き続き日米、そしてG7を始めとする国 際社会と緊密に連携していくことで一致した。 その上で、両外相は、日米同盟の抑止力・対処 力の強化が不可欠である点を改めて確認し、 FOIPの実現に向け、引き続き日米で緊密に連 携していくことで一致した。

3月24日、G7首脳会合に出席するためベル ギーを訪問した岸田総理大臣は、バイデン大統 領と懇談を行った。両首脳はロシア・ウクライ

ナ情勢について意見交換を行い、また、北朝鮮 の核・ミサイル活動を非難し、北朝鮮への対応 において、引き続き日米で緊密に連携していく ことを確認した。さらに、両首脳は、日米同盟 の一層の強化について引き続き議論していくこ とで一致した。

同24日、北朝鮮による弾道ミサイル発射を 受け、林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日 米外相電話会談を行い、北朝鮮の核・ミサイル 活動について意見交換を行った。両外相は、ロ シアによるウクライナ侵略への対応に国際社会 が注力している中、北朝鮮に挑発的な行動を進 める機会の窓が開いたと誤信させてはならない という点で一致し、このように一層厳しさを増 す地域の安全保障環境に鑑み、日米同盟の抑止 力・対処力の強化が不可欠であり、引き続き日 米で緊密に連携していくことを再確認した。

4月7日、NATO外相会合及びG7外相会合 出席のためベルギーを訪問した林外務大臣は、 ブリンケン国務長官と日米外相会談を行った。 両外相は、ロシア・ウクライナ、中国、北朝鮮 などの国際情勢について意見交換を行った。ま た、両外相は、一層厳しさを増す地域の安全保 障環境に鑑み、日米同盟の抑止力・対処力の強 化が不可欠であり、日米で、政治、安全保障、 経済のあらゆる面において、地域へのコミット メントを強化していくことを確認した。さら に、両外相は、エネルギーの安定供給確保につ いて意見交換を行った。

5月22日から24日まで、バイデン大統領が、 大統領就任後初めて訪日し、岸田総理大臣と日 米首脳会談を行った。両首脳は、ロシアによる ウクライナ侵略が国際秩序の根幹を揺るがす 中、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序 を断固として守り抜く必要性を改めて確認し た。その上で、両首脳は、インド太平洋地域こ そがグローバルな平和、安全及び繁栄にとって 極めて重要であるとの認識の下、FOIPの実現 に向け、日米が国際社会を主導し、引き続き同 志国と緊密に連携していくことで一致した。ま





日米首脳会談(5月23日、東京 写真提供:内閣広報室)

た、両首脳は、ロシア・ウクライナや北朝鮮な どの地域情勢について意見交換を行った。中国 をめぐる諸課題への対応に当たっては、引き続 き日米で緊密に連携していくことで一致し、さ らに、両首脳は、台湾に関する両国の基本的な 立場に変更はないことを確認し、台湾海峡の平 和と安定の重要性を強調し、両岸問題の平和的 解決を促した。バイデン大統領からは、日本の 防衛へのコミットメントが改めて表明され、両 首脳は、今後も拡大抑止が揺るぎないものであ り続けることを確保するため、閣僚レベルも含 め、日米間で一層緊密な意思疎通を行っていく ことで一致した。さらに、両首脳は、地域の経 済秩序への米国の関与がますます重要となって いるとの認識を共有した上で、バイデン大統領 から、インド太平洋経済枠組み (IPEF) の立 上げを表明し、岸田総理大臣から、IPEFとそ の立上げに係るバイデン大統領のリーダーシッ プを評価し、日本として参加・協力することを 述べつつ、戦略的な観点から、米国のTPP復 帰を促した。その上で、両首脳は、日米両国の 競争力・強靱性の強化のため、「日米競争力・ 強靱性(コア)パートナーシップ」の下、がん 研究や宇宙などの分野において引き続き協力し ていくこと、また、経済安全保障の確保に向け た協力を強化していくことで一致した。また、 両首脳は、エネルギー・食料問題や国連の改革 と強化、核軍縮・不拡散、国際保健や気候変動 などといった地球規模課題についても意見交換

を行った。そのほか、両首脳は、ポスト・コロ ナに向けて各種交流事業を再開させ、重層的な 人的交流を促進していくことで一致した。そし て、両首脳は、会談の成果として、日米首脳共 同声明「自由で開かれた国際秩序の強化」を発 出した。

同月23日、同じく訪日したブリンケン国務 長官と林外務大臣との間で日米外相会談が行わ れた。両外相は、ロシア・ウクライナ、中国、 北朝鮮などの国際情勢について意見交換を行 い、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す 中、日米同盟の抑止力・対処力を早急に強化し ていくことで一致した。また、両外相は、経済 版「2+2」について意見交換を行い、7月の 実施に向け、具体的な議論を加速化させること で一致した。

5月25日、日米・米韓首脳会談や日米豪印 首脳会合が開催された直後の北朝鮮による弾道 ミサイルの発射を受け、林外務大臣はブリンケ ン国務長官と日米外相電話会談を行った。両外 相は、北朝鮮の核・ミサイル活動について意見 交換を行った。

6月27日、G7エルマウ・サミットに出席す るためドイツを訪問した岸田総理大臣は、バイ デン大統領と日米首脳会談を行った。両首脳は、 日米同盟の更なる強化及びFOIPの実現に向け、 引き続き緊密に連携していくことを確認した。 また、両首脳は、経済版「2+2」やロシア・ ウクライナ情勢について意見交換を行った。

コラム

夕食会に込められた思い ―バイデン米国大統領の訪日―

5月、ジョセフ・バイデン米国大統領が訪日し、日米首脳会談などが行われました。米国大統領の訪 日は2019年5月のトランプ大統領以来3年振り。バイデン大統領にとっては大統領就任後初めての訪 日です。

バイデン大統領を迎えるに当たり、外務省担当者は、首脳会談において最大限の成果が得られるよう注 力したのはもちろんのことですが、同時に、いかにバイデン大統領にとって思い出深い訪問とすることが できるか、検討しました。日米の両首脳が親密な時間を過ごし、個人的な信頼関係を築き、バイデン大統 領にとって今回の訪日が良い思い出になること、それは強固な日米関係を築いていく上で非常に重要です。

迎賓館での日米首脳会談の後に、美しい日本庭園で有名な歴史ある施設に場を移して開かれた非公式 夕食会は、まさに両首脳が親睦を深める絶好の機会でした。

夕食会に先立ち、岸田裕子総理大臣夫人は、バイデン大 統領への歓迎の意を伝えるため、手ずからしつらえた薄茶 席を設けました。床の間には「千里同風」(遠く離れた土地 であっても同じ風が吹き、調和が取れていること)と書か れた掛け軸を飾り、カルミア(バイデン大統領の出身地で あるペンシルバニア州の州花)、もみじ(岸田総理大臣の 出身地である広島県の県花)、笹ゆり(「百合」には両国の 思いが合いますように、という意味が込められています。) を始めとする野花を入れた花入れを置きました。また、バ イデン大統領のお茶碗には平和な世にのみ姿を現すと言わ れ、縁起が良いとされる鳳凰の柄を選びました。お抹茶を



岸田総理大臣夫人によるお点前 (5月、東京 写真提供: 内閣広報室)

味わうバイデン大統領に、おもてなしの心は十分に伝わったように見受けられました。

その後の夕食会には、バイデン大統領の好みを調べつつ、吟味を重ねた料理を用意しました。メ ニューは伝統的な和食に洋食の要素を取り入れた特別料理。実は、デザートだけは、初めから決まって いました。バイデン大統領の大好物、ジェラートです。

ただし、ジェラートといってもただのジェラートではありません。実は、バイデン大統領は東日本大 震災の直後の2011年8月に訪日し、被災した宮城県名取市を訪れていました。当時副大統領だったバ イデン大統領は、仙台空港で被災地の復興の努力を称え、米国の日本に寄り添う姿勢を述べる思いやり のこもったスピーチを行い、自ら仮設住宅に足を運び、住民の方々と直接交流しました。

今回外務省は、この名取市からジェラートを取り寄せたのです。警備上の観点から事前に詳細を伝え ることはできず、店側に伝えられたのは日程と個数だけでしたが、突然連絡を受けたジェラート店はで きる限りできたてのジェラートを届けてくれました。その温かなおもてなしの心が、バイデン大統領に しっかり届いたのでしょう。バイデン大統領はジェラートを最後の一匙まで味わわれました。

食事を交えながら、日米関係のみならず、自身の生い立ちや政治家としての歩み、家族のことに至る まで、打ち解けて語り合った両首脳。日米の絆が、より一層深まった夜となりました。

7月9日、安倍元総理大臣の逝去を受け、岸田 総理大臣はバイデン大統領と日米首脳電話会談 を行った。バイデン大統領から、安倍元総理大 臣の逝去に対する弔意が表明され、その上で自 分は総理、そして日本国民と共にあるとの発言 があった。これに対し、岸田総理大臣から、バ

イデン大統領の発言に謝意を述べた上で、民主 主義の根幹である選挙が行われている中で起き たこのような卑劣な蛮行を決して許すことはで きない、自分は現職の総理大臣として暴力に屈 せず民主主義を守り抜く、そして日米同盟を新 たな高みへと導いた安倍元総理大臣の遺志を継

いで日米同盟の更なる強化に努めたいと述べた。

7月11日には、東南アジアを歴訪中であっ たブリンケン国務長官が急遽訪日し、岸田総理 大臣を表敬した。ブリンケン国務長官から、安 倍元総理大臣の逝去に対する哀悼の意が示され た。また、安倍元総理大臣は揺るぎない日米同 盟の擁護者であり、またFOIPという先見性あ るビジョンを掲げ、米国を始め同志国との連携 強化に多大な功績を残されたと述べた。これに 対し、岸田総理大臣から、米側の温かい気持ち に深謝した上で、日米同盟を大いに進化させた 安倍元総理大臣の遺志を継いで、日米同盟の更 なる強化に努めたいと改めて述べた。

7月28日から31日にかけて、林外務大臣は ワシントンD.C.を訪問し、経済版「2+2」に 出席した。また、ブリンケン国務長官と日米外 相会談を行った。両外相は、日米間の安全保 障・防衛協力を拡大・深化させ、日米同盟の抑 止力・対処力を一層強化していくことを再確認 した。その上で、両外相は、日米拡大抑止協議 の実施を歓迎し、米国による拡大抑止の信頼 性・強靱性を引き続き確保する観点から、今後 とも様々なレベルで緊密な意思疎通を続けてい くことで一致した。また、両外相は、在日米軍 再編やロシア・ウクライナ、中国、北朝鮮など の地域情勢について意見交換を行った。さら に、両外相は、インド太平洋地域の経済秩序に 対する米国の関与がますます重要となっている との認識を共有した上で、林外務大臣から、 IPEFへの支持と併せて米国の早期の TPP 復帰 を改めて促した。

8月4日、ASEAN関連外相会議のためカン ボジアを訪問した林外務大臣は、ブリンケン国 務長官との間で立ち話を行った。両外相は、ペ ローシ下院議長訪台後に発生した中国による弾 道ミサイル発射を強く非難し、地域の平和と安 定のため、引き続き日米で緊密に連携していく ことを確認した。

9月21日、国連総会出席のためニューヨー クを訪問した岸田総理大臣は、バイデン大統領

と懇談を行った。両首脳は、地域の安全保障環 境が一層厳しさを増す中、引き続き日米同盟の 強化を図っていくことを改めて確認した。ま た、両首脳は、安保理改革やグローバルファン ドについて意見交換を行った。

故安倍晋三国葬儀に際しては、米国からはハ リス副大統領を団長とする代表団が葬儀に参列 するため訪日し、9月26日、岸田総理大臣は、 ハリス副大統領による表敬を受けた。ハリス副 大統領から、安倍元総理大臣の逝去に対する哀 悼の意が改めて示された。これに対し、岸田総 理大臣から、国葬儀への参列を含め、ハリス副 大統領の弔意に対する謝意を表明した。その上 で、両者は、日米同盟の更なる強化やFOIPの 実現に向け、引き続き日米で緊密に連携してい くことで一致した。また、両者は、ロシア・ウ クライナ、中国、北朝鮮などの地域情勢につい て意見交換を行ったほか、IPEFや宇宙分野、 安保理改革、G7広島サミットといった様々な 分野でも日米間で協力、連携していくことで一 致した。

10月4日、1週間で4回という例を見ない頻 度での発射に続き、北朝鮮がおよそ5年ぶりに 日本上空を通過する弾道ミサイル発射を行った ことを受け、岸田総理大臣とバイデン大統領 が、林外務大臣とブリンケン国務長官がそれぞ れ電話会談を行った。両電話会談において、北 朝鮮の行動を強く非難し、国連安保理決議に 従った北朝鮮の完全な非核化に向け、安保理に



ハリス米国副大統領による岸田総理大臣表敬(9月26日、東京 写真 提供:内閣広報室)*首相官邸ホームページを加工して作成

おける更なる対応などについて、引き続き日 米、日米韓で緊密に連携していくことが確認さ れた。

11月3日、2日及び3日の北朝鮮による一連 の弾道ミサイル発射を受け、G7外相会合出席 のためドイツ・ミュンスターを訪問中の林外務 大臣は、ブリンケン国務長官と立ち話を行っ た。両外相は、北朝鮮の行動を強く非難し、 核・ミサイル活動について意見交換を行った。

翌4日には、林外務大臣はブリンケン国務長 官と日米外相会談を行った。林外務大臣から、 米国の「国家安全保障戦略」では、FOIPの推 進が明記され、尖閣諸島を含む日本防衛に対す る米国の揺るぎないコミットメントが再確認さ れており、高く評価すると述べたのに対し、ブ リンケン国務長官から、自由で開かれた国際秩 序を守り抜くべく、同盟国及びパートナーと引 き続き緊密に連携していきたいと述べた。ま た、両外相は中国、北朝鮮、ロシア・ウクライ ナなどの地域情勢について意見交換を行った。

11月13日、ASEAN関連首脳会議出席のた めカンボジア・プノンペンを訪問した岸田総理 大臣はバイデン大統領と日米首脳会談を行っ た。両首脳は、強固な日米関係が地域及び国際 社会の平和と安定に果たすべき役割は大きいと の認識を共有し、日米同盟の抑止力・対処力の 一層の強化を図った。さらに、FOIPの実現に 向けた取組を推進し、地域及び国際社会の平和 と繁栄を確保するため日米で協働していくこと



日米外相会談(11月4日、ドイツ・ミュンヘン)

で一致した。また、両首脳は、中国や北朝鮮、 ロシア・ウクライナなどの地域情勢について意 見交換を行ったほか、日本の防衛力の強化や地 域の経済秩序について議論した。

2023年1月11日、日米安全保障協議委員会 (「2+2」)出席のためワシントンD.C.を訪問し た林外務大臣は、ブリンケン国務長官と日米外 相会談を行った。両外相は、本会談に先立ち開 催された日米「2+2」でのやり取りも踏まえつ つ、日本の防衛力強化を米国の能力のより効果 的な発揮にもつなげ、日米同盟総体としての抑 止力・対処力を一層強化していくことを改めて 確認した。また、両外相は中国をめぐる諸課題 への対応や、G7広島サミット及びG7外相会 合の成功に向けて、引き続き日米で緊密に連携 していくことを確認した。

1月13日、ワシントンD.C.を訪問した岸田 総理大臣はバイデン大統領と日米首脳会談を 行った。両首脳は、日米両国が近年で最も厳し く複雑な安全保障環境に直面している中、 2022年に発表した日米両国の国家安全保障戦 略が軌を一にしていることを歓迎し、日米両国 の戦略を実施するに当たって相乗効果を生み出 すようにすることを含め、日米同盟の抑止力・ 対処力を一層強化していくとの決意を新たにし た。その上で、両首脳は、安全保障分野での日 米協力に関する具体的協議を更に深化させるよ う指示した。両首脳は、地域情勢についても意 見交換を行い、中国をめぐる諸課題への対応に 当たり、引き続き日米で緊密に連携していくこ とで一致し、また、台湾海峡の平和と安定の重 要性を強調し、両岸問題の平和的解決を促し た。そのほか、北朝鮮やロシア・ウクライナに ついても意見交換を行った。また、岸田総理大 臣は、G7広島サミットでは、法の支配に基づ く国際秩序を守り抜くというG7のビジョンや 決意を示していく、また、インド太平洋につい てもしっかり議論したいとの考えを説明し、両 首脳はG7広島サミットの成功に向けて、引き 続き日米で緊密に連携していくことを改めて確





日米首脳会談(2023年1月13日、米国・ワシントンD.C. 写真提供:内閣広報室)

認した。さらに、岸田総理大臣から、FOIPの 実現に向けた取組を強化していく考えであると 述べたのに対し、バイデン大統領から、米国の 地域に対する揺るぎないコミットメントが改め て表明され、両首脳は、日米でFOIP実現に向 けた取組を推進していくことで一致した。会談 を受けて両首脳は、自由で開かれたインド太平 洋と平和で繁栄した世界という共通のビジョン に根ざし、法の支配を含む共通の価値や原則に 導かれた、前例のない日米協力を改めて確認 し、日米共同声明を発出した。

(3) 日米経済関係

日米経済関係は、安全保障、人的交流と並ん で日米同盟を支える3要素の一つである。例え ば、日本は、米国内の直接投資残高で3年連続 世界最大の対米投資国(2021年は7,210億米 ドル)であり、2020年には約93万人の雇用 を創出した(英国に次ぎ2位)。このような活 発な投資や雇用創出を通じた重層的な関係強化 に加え、2022年には、対面外交の復活に後押 しされ、経済分野における協力の拡大・深化に 向けて新たな枠組みが始動するなど、日米経済 関係が更なる発展を遂げる1年となった。

2021年4月に立ち上がった「日米競争力・ 強靭性(コア)パートナーシップ」について は、発足から約1年後の2022年5月、バイデ ン大統領訪日の機会に(1)競争力・イノベー ション、(2) 新型コロナ対策・グローバルへ ルス・健康安全保障(ヘルスセキュリティ)、 (3) 気候変動、クリーンエネルギー、グリー ン成長・復興の柱の下、61項目にわたる進捗 を示すファクトシートを発出した。

また、1月に立ち上がった日米経済政策協議 委員会(経済版「2+2」)は、5月に次官級協 議を開催し、日米を取り巻く戦略的環境に関す る認識を共有しつつ、経済安全保障の確保、イ ンド太平洋地域を含む国際社会のルールに基づ く経済秩序の強化などについて議論した。7月 には、4閣僚が対面で経済版「2+2」初会合 を開催し、(1) ルールに基づく経済秩序を通 じた平和と繁栄の実現、(2)経済的威圧と不 公正で不透明な貸付慣行への対抗、(3)重要・ 新興技術と重要インフラの促進と保護、(4) サプライチェーンの強靭性の強化について議論 を行った。さらに、具体的な行動計画を含む共 同声明を発出し、インド太平洋地域を含む国際 社会に対し、強固かつ時代の要請に柔軟に対応 できる日米同盟の姿を示した。

通商分野では、2021年11月に立ち上がっ た「日米通商協力枠組み」において、インド太 平洋地域における日米協力の強化やグローバル アジェンダに関する日米協力などについて議論 した。2022年3月には第1回会合、8月には 第2回会合が実施され、第三国の貿易慣行、デ ジタル、環境、労働、貿易円滑化、マルチ協力 などに関する日米協力について議論が行われ た。

また、2021年3月18日に日米貿易協定に定 める米国産牛肉に関するセーフガード措置が発



経済版「2+2」(7月29日、米国・ワシントンD.C.)

動されたことを受け、3月25日、同協定に関 連して作成された交換公文上の義務に従い、同 措置の適用の条件を修正するための協議が開始 された。2022年6月2日、合意内容に基づい た日米貿易協定改正議定書がワシントンD.C.に おいて冨田駐米大使とタイ米国通商代表との間 で署名され、2023年1月1日に発効した。

さらに、日米は、インド太平洋地域の持続可 能で包摂的な経済成長を目指し、地域のパート ナーと共に幅広い分野での連携を強化している。 5月23日、インド太平洋経済枠組み (IPEF) 立上げに関する首脳級会合が東京で実施され、 岸田総理大臣はバイデン大統領と共に対面で出 席した。9月にロサンゼルスで行われた閣僚級 会合では、IPEFメンバー14か国は貿易、サプ ライチェーン、クリーン経済、公正な経済の4 分野に関して議論を行い、交渉対象を示した閣 僚声明が採択された。日本は、自由で開かれた 経済秩序の維持・強化という戦略的な観点か ら、引き続きIPEFの具体化に貢献していく。

IPEFで焦点が当てられた分野においても、 引き続き二国間の緊密な協力が行われている。 例えば、デジタル分野では、信頼性のある情報 通信インフラの普及拡大や5Gなどの革新的技 術に関し、様々な枠組みを通じて協力強化が図 られている。8月に実施された第4回日米グ ローバル・デジタル連結性パートナーシップ



2 JUCEP: Japan-U.S. Clean Energy Partnership



(5月23日、東京 写真提供: 内閣広報室)

(GDCP)¹専門家レベル作業部会や、2023年2 月に実施された第13回インターネットエコノ ミーに関する日米政策協力対話では、Open RAN、5G、スマートシティ、「信頼性のある 自由なデータ流通 (DFFT)」、AI、サイバーセ キュリティなどに関し、政府関係者や民間事業 者の間で意見交換が行われた。

また、インフラ分野では、米国運輸省及びカ リフォルニア州との連携の下、8月に第5回日 米インフラフォーラムが開催され、日米の両政 府及び民間企業が脱炭素やデジタル分野におけ る取組を紹介した。

エネルギー分野では、2021年4月に日米首 脳間で立ち上げた日米クリーンエネルギーパー トナーシップ (JUCEP)²に基づき、インド太 平洋地域の脱炭素化やクリーンで安価かつ安全 なエネルギー源への移行に向けた支援について 議論を継続している。

連邦政府と並んで、特色豊かな各州とも緊密 な関係を築くことは、より身近なレベルでの日 米経済関係の深化につながる。2022年には、 3年ぶりに中西部会合同会議、南東部会合同会 議、日米財界人会議が米国で対面開催されたほ か、経済・貿易ミッションを率いて、ノースダ コタ州、メリーランド州及びネブラスカ州の知 事、シアトル市長やヒューストン市長などが訪 日した。また、カリフォルニア州、ワシントン 州、メリーランド州の各政府との間で、経済及

び貿易関係に関する協力覚書を更新した。さら に、11月にはオレゴン州との間で運転免許試 験の一部相互免除に関する覚書を作成した³。

さらには、日米経済関係の土台を草の根レベ ルから強化するため、政府一丸となって対日理 解促進にも取り組んでいる。2017年の「グラ スルーツからの日米関係強化に関する政府タス クフォース」の立上げ以降、各地域の特徴や日 本への関心の高さに応じたテイラーメイドの関 係構築に努めてきた。一例として、日米がん共 同研究の推進や防災分野のノウハウの共有など のイベントやウェビナーを実施した。また、デ ジタル田園都市国家構想など日本の政策や日本 企業の技術を紹介する各種セミナー、ネット ワーキングやビジネスマッチングイベントの開 催など、様々な取組が各省庁、機関の協力の下 で実施されている。今後も、日米経済関係の更 なる飛躍に向けて、政府間の取組だけでなく、 一人一人に訴えかける草の根レベルまで、様々 な取組をオールジャパンで実施していく。

カナダ

(1) カナダ情勢

2021年9月の連邦下院総選挙の結果、トル ドー首相率いる与党自由党や最大野党の保守党 を含むいずれの政党も解散前とおおむね同議席 を獲得し、トルドー首相が少数政権(比較第一 党)を維持した状況であったが、3月、与党自 由党は新民主党(NDP)との間で2025年6月 までの閣外協力協定を締結し、少数政権ながら も安定した政権基盤を確保することに成功し た。一方、野党保守党では、9月、オトゥール 前党首の不信任に伴う党首選が行われ、ハー パー前首相の系譜を継ぐポリエーヴ議員が決定 的な勝利を収め、経済政策を中心に自由党政権 を追及していく構えを見せている。

カナダ経済は、2021年10月から12月の力 強いGDP成長率 (6.7%) の勢いを維持しつ つ、2022年も9月までの実質GDP成長率は年 率プラス3%前後で推移し堅調である。11月 のカナダ財務省の経済ステートメントによれ ば、2022年における実質GDP成長率はプラ ス3.2%、失業率は過去最低に近い5.4%、新 型コロナ流行前よりも多い40万人の新規雇用 を創出している。

一方、ウクライナ情勢に起因する世界的な原

油及び食料価格の高騰やサプライチェーンの断 絶による恒常的な超過需要が起こっており、 2021年には1%から4%台後半で推移していた 消費者物価指数(CPI)は、2022年に入り5% 台から8%台にまで上昇した。この状況を踏ま えて、カナダ中央銀行は7回政策金利を引上げ た。引き続きインフレ動向が注目される。

外交面では、11月末、カナダ政府は同国に とって初の「インド太平洋戦略」を発表した。 カナダ・米国関係、国連、NATO、G7、G20、 米州機構など、カナダが従来重視していた分野 に加え、カナダがインド太平洋地域への関与を 強めていることを象徴する動きであった。同戦 略は、同地域でのカナダ軍のプレゼンス強化な どを含む安全保障、サプライチェーンの強靱化 や「環太平洋パートナーシップに関する包括的 及び先進的な協定(CPTPP)」のハイスタン ダードの維持などを含む経済・貿易、人的交 流、気候変動、外交強化の五つの戦略目標を掲 げている。ウクライナ情勢への対応では、カナ ダは世界第2位のウクライナ系移民を抱え、ウ クライナと緊密なつながりもあることから、対 露制裁やウクライナ支援を積極的に実施した。

対外経済関係では、1月には台湾との投資協

³ 現地邦人の運転免許取得の負担軽減を図り、各州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する覚書の作成が進められている。メリーランド州、 ワシントン州、ハワイ州、バージニア州、オハイオ州、インディアナ州の6州とは署名済

定に向けた予備協議の開始合意を、また3月に は英国との包括的な二国間自由貿易協定(FTA) に向けた交渉開始合意を表明した。

(2) 日・カナダ関係

2022年1月から2023年1月まで、日・カナ ダ間では首脳会談が4回(うち2回電話会談)、 外相会談が4回実施された。

6月、G7エルマウ・サミットに出席するた めドイツを訪問した岸田総理大臣はトルドー首 相と会談し、両首脳はロシアによるウクライナ 侵略への対応を始めとして、両国が緊密に連携 してきていることを歓迎したほか、FOIPの実 現に向け具体的で力強い連携を進めていくこ と、またCPTPPについても緊密に連携してい くことで一致した。また2023年のG7広島サ ミットの成功に向けて緊密に協力していくこと でも一致した。

10月、林外務大臣は、外務省賓客として訪 日したジョリー外相と、FOIPの実現に向け、 「自由で開かれたインド太平洋に資する日加ア クションプラン」を発表した。同アクションプ ランは、日本及びカナダが共有する優先協力6 分野⁴における具体的な取組をまとめたもので、 情報保護協定の正式交渉開始やエネルギー協力 が盛り込まれている。上述のカナダの「インド 太平洋戦略」でも、日本との優先6分野での協 力の実施が明記され、一層の日加協力が謳われ ている。

2023年1月、日本の総理大臣として約4年 ぶりにオタワを訪問した岸田総理大臣は、トル ドー首相と会談を行った。岸田総理大臣から日 本の新たな国家安全保障戦略、G7広島サミッ トに向けた連携について述べ全面的な支持を得 たほか、「日加アクションプラン」の着実な実 施を通じたFOIP実現に向けた連携を確認した。



日加首脳会談 (2023年1月12日、カナダ・オタワ 写真提供:内閣広報室)



日加外相会談及びワーキングディナー(10月11日、東京)

また、地域情勢、エネルギー・食料などの経済 分野、CPTPPや経済安全保障分野において連 携していくことで一致した。

両国間の貿易は、2020年には新型コロナの 影響で減少したものの、2021年に続いて 2022年も回復傾向が見られた。日・カナダ間 で初の経済連携協定となるCPTPP協定の発効 から4年を迎え、貿易投資関係の更なる深化が 見られた。12月には第32回日・カナダ次官級 経済協議(JEC)をオンライン形式にて開催し、 CPTPPやWTOを含む最近の国際経済情勢や FOIPの実現を含む日加協力に関する意見交換 に加えて、エネルギー、インフラなど六つの優 先協力分野⁵につき議論を行った。

⁴ 優先協力6分野:(1) 法の支配、(2) 平和維持活動、平和構築及び人道支援·災害救援、(3) 健康安全保障及び新型コロナ感染症への対応、(4) エネルギー安全保障、(5) 自由貿易の促進及び貿易協定の実施、(6) 環境及び気候変動

⁵ 優先協力分野: (1) エネルギー、(2) インフラ、(3) 科学技術協力とイノベーション、(4) 観光・青年交流、(5) ビジネス環境の改善・投資促 進、(6) 農業など

特 集

沖縄復帰50周年

「国民の皆さん、沖縄は、本日祖国に復帰いたしました。」―1972年5月15日、沖縄復帰記念式典 の壇上に立った佐藤栄作総理大臣は日本武道館に集まった人々を前に、沖縄の本土復帰を宣言しまし た。先の大戦において熾烈な地上戦の舞台となった沖縄は、連合国による日本の占領が終了してもな お、戦後27年間にもわたり米国の施政下に置かれました。沖縄の本土復帰は、このような苦難の歴史 を乗り越え、沖縄の人々のひたむきな努力と日米両国の友好と信頼に基づき、沖縄県民そして国民全体 の悲願として成し遂げられました。

沖縄復帰50周年に当たる2022年は、政府を始め様々な団体が記念事業を行ったほか、国会におい ても本土復帰50周年に関する決議案が採択されるなど、沖縄のこれまでの歩みや現状、将来の可能性 について、多くの人が改めて考える1年になりました。

本土復帰からちょうど50年の節目となった5月15日、 沖縄復帰50周年記念式典が挙行されました。沖縄・東京の 2会場での式典の同時開催は50年前と変わらないものの、 新型コロナウイルス感染症の影響もあり、両会場がオンラ インでつながれ、天皇皇后両陛下にもオンラインで御臨席 を賜るという令和の時代を反映する形での開催となりまし た。また、式典にはバイデン米国大統領から、「日米関係は 戦場での敵同士から共通の目的で結ばれた同盟国へと変貌 を遂げ、今では最も緊密な同盟国となりました。沖縄の返 還は、日米関係の1ページが終わりを告げ、新たな関係が 始まったことを意味しました。」との、沖縄返還を礎に築き



沖縄復帰50周年記念式典での岸田総理大臣祝辞 (5月15日、沖縄 写真提供:内閣広報室)

上げられた現在の強固な日米関係を賞賛するメッセージが寄せられました。

岸田総理大臣がこの沖縄復帰50周年記念式典における祝辞において、「沖縄の歩んだ歴史に改めて思 いを致し、沖縄県民のひたむきな努力に深甚なる敬意を表したいと思います。」と述べたように、これ までの沖縄の発展は、沖縄県民のたゆまぬ努力の賜であることはいうまでもありません。加えて、沖縄 は、東アジアの中心に位置する地理的特性と、豊かな自然環境や温暖な風土に恵まれて、国際色豊かな 独自の文化が花開き、これまで発展してきた地域です。琉球王国の時代から続く歴史の中で育まれてき た文化や伝統は、世界中の観光客を虜にしてやまず、沖縄は今後も国際的な交流拠点として発展し続け る大きな可能性を秘めています。

外務省は、沖縄の国際化に貢献するため、様々な取組を行っています。沖縄の特産品の海外展開につ いては、内閣府、内閣官房、国税庁、農林水産省、日本貿易振興機構(IETRO)などと共に実施してい る「琉球泡盛海外輸出プロジェクト」の中で、在外公館を通じて泡盛の魅力を海外に発信しています。 また、沖縄の高校生・大学生を米国に派遣する「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the U.S.) プログラムを実施してきています。このプログラムは、国際社会でも 活躍する、沖縄の未来を担う人材育成を目的とし、日米関係の更なる発展につなげたいとの願いが込め られています。さらに、2022年には、「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」を沖 縄県で初めて実施しました。これは、在日米軍施設・区域が所在する地域において、地元の日本人の中 高生と在日米軍関係者の子女である米国人の中高生が、文化・教育交流を通じて相互理解を深める機会 を提供するものです(189ページ コラム参照)。米国としても、沖縄復帰50周年記念式典でエマニュ エル駐日米国大使が発表したように、沖縄の高校生を対象とした英語学習奨学金プログラムを設立する など、沖縄と米国との絆の強化に努めています。このような沖縄と米国との人的交流の促進を通じた人 材育成は、沖縄を含む日本と米国との間の絆を一層揺るぎないものにするものと期待されます。

第4節 中南米

概観

(1) 中南米情勢

中南米諸国の多くは、自由、民主主義、法の 支配、人権などの基本的価値や原則を日本と共 有している。同地域は、約6億6,000万人の人 口と、約5.5兆米ドルの域内総生産を抱えてお り、大きな経済的潜在力を有している。また、 脱炭素化のために重要な鉱物資源やエネルギー、 食料資源を豊富に有し、日本を含む国際社会の サプライチェーン強靱化や経済安全保障の観点 からも重要性が増している。

2020年の新型コロナ感染症(以下「新型コ ロナ」という。) により深刻な影響を受けた中 南米経済は、その後GDP成長率がプラスに転 じ、2022年も回復傾向を維持している。また、 政治面においては、おおむね安定した秩序が維 持され、多くの国で平和裡に民主的な選挙が実 施された。

一方、新型コロナやロシアによるウクライナ 侵略に伴う世界的な物価上昇などにより、貧富 の格差などの社会問題が浮き彫りとなってい る。また、ベネズエラでは政権側と野党側の対 話が11月に再開したものの、同国の政治経済 社会情勢の悪化により避難民として周辺国に流 出したベネズエラ人は2022年9月時点で710 万人を超え、引き続き地域的課題となってい る。

また、中南米地域には、世界の日系人の約6 割を占める約230万人から成る日系社会が存 在している。日系社会は100年以上に及ぶ現 地社会への貢献を通じ、中南米地域における伝 統的な親日感情を醸成してきた。一方、移住開 始から100年以上を経て、日系社会の世代交 代が進み、若い世代を含め日本とのつながりを

今後どう深めていくかが課題となっている。

(2) 日本の対中南米外交

日本の対中南米外交は、安倍総理大臣が 2014年に提唱した「3つのJuntos!! (共に)」 (「共に発展」、「共に主導」、「共に啓発」) の指 導理念の下で展開されてきた。2018年12月 には、同理念の成果を地域全体として総括し、 次なる協力の指針として日・中南米「連結性強 化」構想を安倍総理大臣が発表した。日本は本 構想も踏まえつつ、中南米諸国との協力関係の 深化を目指してきた。

2022年当初は新型コロナの影響により物理 的な人の往来が制限されたものの、その後徐々 に対面での外交活動を再開し、「自由で開かれ たインド太平洋 (FOIP)」や法の支配に基づ く自由で開かれた国際秩序の維持・強化のため の連携、国際場裡における協力、新型コロナ対 策を始めとする地球規模課題への対応、経済関 係の強化などについて意見交換を行った。岸田 総理大臣は、G7、G20、APEC首脳会合、国 連総会などの多国間会合の機会を捉え、中南米

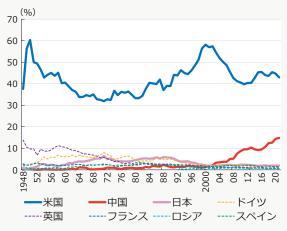


日・キューバ首脳会談(9月28日、東京 写真提供:内閣広報室)

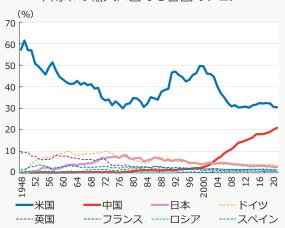
経済データで見る中南米地域と日米中などの関係し

- ・貿易:米国が最大のシェアを維持しているが、近年、中国がシェアを拡大している。中国へはブラジル、 チリ、ペルーなどから輸出が増加。中国からの輸入はメキシコ、ブラジルなど幅広い国で増加している。 2021年ではこの地域の輸出に占めるシェアにおいて日本は第7位、輸入では第5位2。
- ・投資:米国はメキシコ、ブラジルを始め多くの国で首位であり最大のシェアを誇る。スペインもメキ シコやブラジルを始めとして上位に入っておりこの地域で存在感を発揮している。日本はメキシコや ブラジルを中心に若干のシェアを有する。中国からの投資残高は貿易に比べて大幅に小さく域内シェ ア1%に満たない。
- ・金融:日米欧に加えて2010年代から対中債務が増加し、米国に次ぐ規模に。2021年では日本は第7 位の二国間債権国。

中南米の輸出に占める各国のシェア

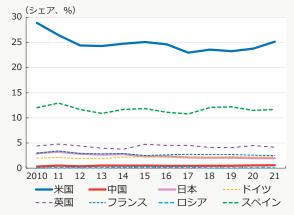


中南米の輸入に占める各国のシェア



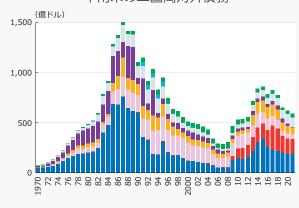
- (注1) IMF (DOT) データに基づき外務省が作成
- (注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

中南米への直接投資残高に占める各国のシェア



(注) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成

中南米の二国間対外債務



- ■米国 ■中国 ■日本 ■ドイツ ■英国 ■フランス ■ロシア ■スペイン
 - (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
 - (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 本データに関する留意事項について 179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位

各国要人と会談を行った。また、9月には日・ キューバ首脳会談、10月には日・ウルグアイ 首脳会談をそれぞれ実施した。また、林外務大 臣は、6か国との間でテレビ・電話外相会談を 実施したほか、延べ11か国と対面で二国間会 談を行った。さらに、日本から外務省や関係省 庁の大臣・副大臣・大臣政務官が中南米諸国を 訪問した。10月には、武井俊輔外務副大臣が アルゼンチンで開催された国連ラテンアメリ カ・カリブ経済委員会 (ECLAC)¹総会に出席 し、共に成長するパートナーとしての日本と中 南米諸国との協力を強調するスピーチを行った。 さらに、サラサール=キリナックスECLAC事 務局長を始め、グアテマラ、コスタリカ、パナ マ、ホンジュラス、ハイチ、バハマ、アルゼン チン、エクアドル、パラグアイの外相などと会 談を行った。2023年1月には、林外務大臣が 外務大臣就任後初の中南米訪問を実施し、メキ シコ、エクアドル、ブラジル及びアルゼンチン を訪れ、各国要人などと会談を行った。

経済分野においては、日系企業の中南米地域 拠点が2011年の約2倍に達するなど、サプラ イチェーンの結び付きが強化されており、日本 は、メキシコ、ペルー、チリが参加する「環太 平洋パートナーシップに関する包括的及び先進 的な協定(CPTPP)」などを通じ、中南米諸国 と共に自由貿易の推進に取り組んでいる。

開発協力の分野においては、経済成長を遂げ



日・パナマ外相会談 (9月26日、東京)

た一部の中南米地域では、経済協力開発機構 (OECD) 開発援助委員会のODA受取国リス トからの「卒業国」、又は「卒業」を控えた 国々により南南協力が進められており、日本は これらの国々との間の三角協力を推進してい る。また、中南米地域は、新型コロナの被害が 深刻であることに加え、医療体制が脆弱である 国も少なくないことを踏まえ、日本は同地域と 新型コロナ対策においても協力している。 2022年は国連児童基金 (UNICEF) を通じた 1,000万ドルのコールドチェーンの整備などの 支援をエクアドル、エルサルバドル、コロンビ ア、ドミニカ共和国、ベリーズ、ボリビア、ホ ンジュラスに対して実施した。さらに、新型コ ロナの影響を受けている中南米の日系社会に対 しても支援を実施している。

¹ ECLAC: Economic Commission for Latin America and the Caribbean

地域機構

中南米地域にはラテンアメリカ・カリブ諸国 共同体 (CELAC)²、米州機構 (OAS)³のほか、 以下のような地域枠組みが存在し、様々な課題 について政策調整を行っている。また、36か 国から成るアジア中南米協力フォーラム (FEALAC)⁴もあり、2月には「防災・減災と 科学技術の活用 | をテーマにFEALAC諸国の 若手行政官30人をオンラインで招へいしたほ か、9月には5人の各国若手行政官を日本に招 へいし、「脱炭素化と科学技術の活用」につい て意見交換を行った。

(1) 太平洋同盟

チリ、コロンビア、メキシコ及びペルーから 成る太平洋同盟は、現在エクアドル、コスタリ カ及びホンジュラスとの間で正式加盟に向けた 交渉を行っている。また、1月にコロンビアで 開催された太平洋同盟首脳会合で、シンガポー ルの準加盟に向けた署名を行った。さらに、 オーストラリアやカナダ、ニュージーランド、 韓国の準加盟国入りに向けて交渉中である。

日本は、太平洋同盟のオブザーバー国であ り、基本的価値を共有するグループとして、連 携を重視している。11月にメキシコシティで 開催された太平洋同盟関連会合では、林外務大 臣がビデオメッセージで参加し、防災分野など における太平洋同盟との具体的な協力推進につ いて発信した。

(2) 南米南部共同市場

(メルコスール:MERCOSUR)⁵

メルコスールは、アルゼンチン、ブラジル、 パラグアイ、ウルグアイから成る関税同盟であ り、1995年1月から域内関税は一部の品目を 除き原則として撤廃されている。2019年には、 EU、欧州自由貿易連合(EFTA)との自由貿 易協定 (FTA)、2022年には、シンガポール とのFTAについて交渉妥結し、韓国、カナダ などとも交渉中である。なお、ベネズエラ⁶は 加盟停止中、ボリビアは準加盟国⁷である。

(3) カリブ共同体 (カリコム: CARICOM)⁸

カリコムは、カリブ地域の14か国による経 済統合や外交政策の調整などを目的に設立さ れ、国際場裡で協調行動を取ることで存在感を 示している。カリコム諸国は比較的所得水準が 高い国が多い一方、毎年のようにハリケーンに よる甚大な被害を受けるなど、自然災害の脅威 にさらされているほか、人口・経済規模の小さ さから生じる小島嶼国特有の脆弱性を抱えてい る。ハイチでは政情不安が続き、2021年の大 統領暗殺に続き、武装集団(ギャング)による 石油製品の流通妨害などもあり燃料不足や生活 インフラの麻痺が深刻化するなど、国内の混乱 が続いている。

日本は、対カリコム協力の3本柱(小島嶼国 特有の脆弱性克服を含む持続的発展に向けた協 力、交流と友好の絆の拡大と深化、国際社会の 諸課題の解決に向けた協力)に基づいた外交を 展開しており、所得水準の高い国に対しても各

² CELAC: Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños (Community of Latin American and Caribbean States)

³ OAS: Organization of American States

⁴ FEALAC: Forum for East Asia-Latin America Cooperation

⁵ MERCOSUR : Mercado Común del Sur (Southern Common Market)

^{6 2021}年12月時点加盟資格停止中

^{7 2012}年12月加盟議定書に署名し、ブラジルの議会承認待ち

⁸ CARICOM: Caribbean Community (加盟国: アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、グレナダ、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ ネービス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ、ハイチ、バハマ、バルバドス、ベリーズ)



日・スリナム外相会談(9月21日、米国・ニューヨーク)

国の開発ニーズや負担能力に応じて必要な協力 を行っている。例えば、2月には、水産業や観 光業に深刻な影響を与えているサルガッサム海 藻の被害対策として、カリコムに加盟する5か 国に対する無償資金協力に署名した。

日本との関係では、外交関係樹立40周年を 迎えたベリーズ及びアンティグア・バーブーダ



(10月4日、アンティグア・バーブーダ)

に、上杉謙太郎外務大臣政務官と秋本真利外務 大臣政務官がそれぞれ訪問したほか、上杉政務 官はトリニダード・トバゴも訪問、秋本政務官 はジャマイカも訪問した。また、9月の国連総 会において、カリコム議長国のスリナムと外相 会談を実施するなど、二国間及びカリコムとの 関係強化のための意見交換を行った。

中南米各国

(1) メキシコ

2018年12月に就任したロペス・オブラドー ル大統領は、政権発足以来、自由貿易を継続し ながら、汚職撲滅、格差是正、治安改善などの 内政を重視した政策を推進してきている。新型 コロナの感染拡大時に移動や経済活動の制限を 最小限に抑えたことにより、比較的早期に経済 回復に転じたことから2022年に入っても引き 続き国民からの高い支持率を維持している。

日本との関係では、近年経済関係が強化さ れ、メキシコには中南米地域で最多の約1,300 社の日系企業が進出している。2月には、日・ メキシコ経済連携協定に基づき設置された第 12回ビジネス環境整備委員会を開催し、ビジ ネス環境に係る課題や問題意識について議論・ 意見交換を行ったほか、5月には、小田原潔外 務副大臣がメキシコを訪問し、日本人メキシコ 移住125周年記念式典及び全メキシコ日系人 大会開会式に出席し、また、メキシコ政府関係 者との間で、両国の政治・経済関係の強化、ウ クライナ情勢を含む国際社会における諸課題で の協力などについて議論を行い、緊密に連携す ることを確認した。

9月には、故安倍晋三国葬儀参列のために訪 日したエブラル外相との間で外相会談を実施 し、メキシコとの戦略的連携の一層の強化を確



日・メキシコ外相会談(9月26日、東京)

コラム

半世紀続く伝統の架け橋

-日墨戦略的グローバル・パートナーシップ研修計画─-

半世紀にわたり日本とメキシコの橋渡しをしている研修プログラムが存在していることを御存じです か。その研修プログラムとは、日本とメキシコの間で実施している「日墨戦略的グローバル・パート ナーシップ研修計画」です。様々な国との人的交流がある中で、この研修計画は50年以上の間、日本 とメキシコの結び付きを支え続けるユニークなプログラムです。

この研修計画は、両国で相互に研修生を派遣し合い、言葉や文化など幅広い分野で知識を得ることに とどまらず、人的交流の実現を目的として、当時のエチェベリア・メキシコ大統領が発案したもので す。日本政府もこれに呼応する形で、1971年、両国政府間で現在の研修計画の前身となる「日墨研修 生・学生等交流計画 | が発足しました。以来、同計画は草の根レベルで互いの国に対する関心や交流を 促すだけでなく、友好の象徴的事業として実施され、これまで49回の派遣を通じて、双方合わせて 4,800人を超える日本人とメキシコ人が研修に参加しています。

学生、公務員、団体関係者、姉妹都市在住者など多様なバックグラウンドを有する参加者たちの関心 は、語学の習得から政治経済、歴史、文化、工学、公衆衛生、IT、教育まで幅広い分野に及びます。 それぞれの専門分野にとどまらず、様々なことを学び、研修生同士で協力し合い、地元の人々との関係 を築いていくことで、研修生たちは代々、互いの文化への理解を深めながら、交流を続けています。研 修中はそれぞれの国の代表者として、そして帰国後は親墨家、親日家、さらにはあらゆる分野における 応援団または牽引役として、日・メキシコ関係の強化に大いに貢献しています。

また、語学を習得することで、活躍の場は日本とメキシコだけでなく、同じくスペイン語が公用語で ある中南米の国々へと広がりを見せています。元研修生の多くは、研修を通じて得た語学力や専門知 識、海外経験をいかして、様々な業界において第一線で活躍しています。

この計画は、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症の蔓延により、実施を見合わせていまし たが、2022年度は約3年ぶりに派遣を再開しました。そして、2023年度は開始から数えて50回目の 派遣を迎えます。今後も伝統あるこの研修プログラムをより多くの人々が経験し、研修生の活躍により 日本とメキシコや中南米各国との交流が一層活発となり、日本とメキシコが基本的価値を共有するパー トナーとして更に強固で緊密な関係を築くことが期待されます。



日本の研究室で学ぶメキシコ人研修生



メキシコ国立自治大学キャンパスで記念写真を撮る 日本人研修生

認したほか、安保理改革を始め国連全体の機能 強化を含め、国際場裡における緊密な連携を確 認した。また、ビジネス環境の整備、法的安定 性の重要性、CPTPPのハイスタンダードの維 持を確認し、メキシコが議長国を務める太平洋 同盟と日本の間で協力を進めることで一致した。

米国との関係では、米国主催の6月の米州首 脳会議で一部の国が招待されていないことを批 判し大統領は欠席した一方、7月には米国との 間で首脳会談が行われ経済や国境・移民問題、 気候変動などについて協議した。9月及び10月 には、メキシコ・米国ハイレベル経済対話及び 治安対話(閣僚レベル)がそれぞれ開催され、 2023年1月には、第10回北米首脳会合が開催 された。また、メキシコ政府は国内で関心が高 いエネルギー・発電分野において、電力産業法 を改正した。また、国家の権限を強化する憲法 改正を試みたが、議会で否決された。一方、米 国及びカナダはこれらの政策が米国・カナダの 民間企業を不当に害しUSMCA(米国・メキ シコ・カナダ)協定に違反しているとして、同 協定に基づいてメキシコと協議を実施している。

(2) 中米 (エルサルバドル、グアテマラ、 コスタリカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、 パナマ、ベリーズ、ホンジュラス)

7月のホンジュラス外相訪日の際に外相会談 を実施したほか、9月には故安倍晋三国葬儀参 列のため訪日した各国要人との間で、日・エル サルバドル外相会談、日・パナマ外相会談、



日・ホンジュラス外相会談(7月4日、東京)

日・ホンジュラス外相会談が行われた。また、 11月にはコスタリカ外相及び貿易相の訪日の際、 外相会談を実施した。これらの会談を通じ、伝 統的に友好関係にある中米各国との間で、法の 支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・ 強化のための連携や新型コロナ対策など国際社 会が直面する課題への対応について意見交換を 行った。

また、1月のホンジュラス大統領就任式には 宇都隆史特派大使 (参議院議員)、5月のコス タリカ大統領就任式には西村康稔特派大使(衆 議院議員)がそれぞれ出席した。6月には上杉 外務大臣政務官がベリーズを訪問し、政府要人 との会談を実施したほか、無償資金協力による 医療機材引渡式へ出席した。また、8月にはコ スタリカがCPTPPへの加入申請を提出した。 さらに、10月のホンジュラスにおける長期の 降雨被害、グアテマラにおけるハリケーン・フ リア及び11月のベリーズにおけるハリケー



日・エルサルバドル外相会談(9月26日、東京)



日・コスタリカ外相会談(11月8日、東京)

ン・リサなどの被害に対し、日本は両国に緊急 支援物資の供与を行った。

(3) キューバ

新型コロナの世界的拡大を受け、主要産業の 観光業を始め国内経済は引き続き打撃を受け、 国民生活は厳しさを増した。米国との関係では、 6月の第9回米州首脳会議にはニカラグア及び ベネズエラと共に招待を受けなかった一方、5 月に入国制限措置の一部緩和の発表があった。 9月には故安倍晋三国葬儀参列のために訪日し たマレーロ首相との間で日・キューバ首脳会談 を実施し、二国間関係及び国際場裡における取 組や地域情勢について議論した。また、10月 のハリケーン・イアン被害に対し、日本は緊急 援助物資の供与を行った。

(4) ブラジル

ボルソナーロ大統領は、新型コロナ対策をめ ぐって批判を受けつつも、就任以来掲げる経済 重視の姿勢を変えず、税制改革法案の審議や民 営化などの改革を進めてきた。10月には大統 領選挙が実施され、ルーラ元大統領がボルソ ナーロ大統領を決選投票で破り、2023年1月 に新大統領に就任することとなった。

日本との関係では、1月に同国で発生した洪 水被害に対し、日本は緊急援助物資の供与を 行った。5月には、小田原外務副大臣がブラジ ルを訪問し、ウクライナ情勢、地域情勢、経済



日・ブラジル外相会談 (9月22日、米国・ニューヨーク)

安全保障などについて政府関係者との間で意見 交換を行い、国際場裡における両国間の戦略的 連携を一層推進していくことを確認した。ま た、9月に国連総会の機会に林外務大臣がフラ ンサ外相との間で会談を行い、法の支配の徹底 が重要となる中、2023年に共に安保理非常任 理事国を務める日本とブラジルが、安保理改革 を含む国連全体の機能強化に関し連携していく ことを確認したほか、日・ブラジル経済関係に は大きなポテンシャルがあり、5Gや脱炭素に 向けた取組について議論していくことで一致し た。さらに、7月に日伯戦略的経済パートナー シップ賢人会議、9月に日本ブラジル経済合同 委員会、領事当局間協議及び科学技術協力合同 委員会が開催されるなど、両国間での対話が再 活性化されている。

(5) アルゼンチン

フェルナンデス政権は、懸案の対外債務編成 において、3月に国際通貨基金 (IMF) との新 プログラムを成立させ当面の資金繰りに目処を つけたほか、10月にはパリクラブと延滞債務 再編に合意した。引き続き輸出振興による外貨 収入及び投資増大が課題であり、国民が実感で きる経済成長の実現が重要となっている。

日本との関係では、6月のG7サミットの際 に首脳立ち話を実施し、日系社会などを通じた 二国間関係強化の重要性について確認し、基本 的価値を共有する「戦略的パートナー」として



日・アルゼンチン外相会談 (7月7日、インドネシア・バリ)

緊密に連携していくことで一致した。7月には G20外相会合の際に外相会談を実施し、二国 間関係を一層強化するため、様々な分野で緊密 に協力していくことで一致したほか、ロシアに よるウクライナ侵略、東アジア情勢などについ て連携していくことを確認した。10月には、 武井外務副大臣がアルゼンチンを訪問し、カ フィエロ外相を表敬した。11月には、外相電 話会談及びG20サミットの際の首脳立ち話を 実施し、二国間関係の強化及び国際場裡での協 力を確認した。

(6) ペルー

2021年7月に発足したカスティージョ政権 は、社会主義経済政策、制憲議会の招集(憲法 改正)、新型コロナ対策、政治的安定の回復な どを掲げていたが、首相を始めとする閣僚の交 代が相次ぎ、12月には大統領が罷免され、ボ ルアルテ副大統領が大統領に就任した。

日本との関係では、11月のAPEC閣僚会議 の際に外相立ち話を実施し、2023年が外交関 係樹立150周年であることを踏まえ、強い絆 で支えられた二国間関係の重要性を確認した。 また、今後の更なる関係強化に向けて外相間で も緊密に連携していくことで一致した。

(7) チリ

3月、左派のボリッチ候補が大統領に就任し た。ボリッチ政権は、格差縮小を目指し、富裕 層への課税強化、鉱業ロイヤルティ導入などの 税制改革、国民皆保険制度創設、リチウム国営 企業の創設などに取り組む方針を表明している。 外交面では、人権、ジェンダー、環境、多国間 主義、中南米やアジア太平洋との関係を重視す る姿勢を打ち出している。CPTPPについては、 12月、発効のための国内手続を完了した。

制憲議会が1年かけて作成した新憲法案は、 9月に国民投票が実施され不承認となったが、 新たに新憲法制定プロセスが開始されることに なった。



日・チリ首脳会談(11月17日、タイ・バンコク 写真提供:内閣広報室)

日本との関係では、2022年に日・チリ外交 関係樹立125周年を迎えた。2月には、林外務 大臣がウレホラ次期外相とテレビ会談を行っ た。3月のボリッチ大統領就任式に小田原外務 副大臣が特派大使として出席したほか、三宅伸 吾外務大臣政務官が5月にアマウダ外務省国際 経済関係次官、6月にフエンテス外務次官と会 談を行った。9月には国連総会で外相会談、11 月にはAPEC首脳会議の際に首脳会談が行わ れ、基本的価値を共有する重要な戦略的パート ナーとして、国際社会の諸課題への対応を含め 両国関係を深化させていくことを確認した。

(8) ウルグアイ

2020年3月に発足したラカジェ・ポウ政権 は、高いワクチン接種率の達成などにより、就 任当初から高い支持率を維持している。経済政 策では、自由貿易主義を堅持し、市場の拡大・ 解放を重視しており、12月にはCPTPPへの 加入申請を提出した。対外政策では、民主主 義、法の支配、人権擁護の価値に基づく外交を 展開している。

日本との関係では、2月に外相テレビ会談が 行われ、2021年に両国が外交関係樹立100周 年を迎えたことを踏まえ、2022年は新たな 100年の幕開けの年に当たり、二国間関係の一 層の強化のために協力することで一致した。

10月には、実務訪問賓客としてラカジェ・ ポウ大統領が訪日し、首脳会談を行った。両首



日・ウルグアイ首脳会談(10月28日、東京 写真提供: 内閣広報室)

脳は、二国間経済関係を中心に議論する合同委 員会の立上げや、デジタル分野における官民協 力を促進することで一致したほか、ワーキング ホリデー制度の開始を歓迎した。両首脳は、ウ クライナ情勢や東アジア情勢への連携について も確認した。さらに、両首脳は、次の100年 に向けた二国間関係強化のための共同声明を発 出した。林外務大臣は、ラカジェ・ポウ大統領 に同行したブスティージョ外相と外相会談を行 い、一層連携を強化していくことで一致した。

(9) パラグアイ

2018年8月に発足したアブド・ベニテス政 権は、自由で開放的な経済政策を引き続き推進 し、貧困対策、治安・麻薬対策、汚職対策を重 要課題として取り組んでいる。

日本との関係では、10月にECLAC総会出 席のためアルゼンチンを訪問した武井外務副大 臣がアリオラ外相と会談し、法の支配に基づく 自由で開かれた国際秩序の維持・強化や地域情 勢において引き続き緊密に連携していくことで 一致した。

(10) コロンビア

6月の大統領選挙決選投票で勝利したペトロ 候補が8月に大統領に就任した。ペトロ政権は、 2016年の和平合意9の履行に参加しない武装勢 力も含めた「全面和平」の実現、税制改革、ベ



日・コロンビア外相会談 (9月21日、米国・ニューヨーク)

ネズエラとの関係正常化などに向けた取組を進 めている。

日本との関係では、ペトロ大統領就任式に山 口俊一総理特使(衆議院議員)が出席し、同大 統領と会談し、引き続き二国間関係を強化して いくことを確認した。9月には、新政権発足後 初めての日・コロンビア外相会談が国連総会の 際に行われたほか、故安倍晋三国葬儀参列のた めアルコセル大統領夫人が訪日し、岸田総理夫 人との懇談が行われた。また、9月には日・コ ロンビア租税条約が発効した。

(11) ベネズエラ

2018年5月に実施された大統領選挙の正当 性に疑義がある中、2019年1月にマドゥーロ 大統領の就任式が実施された。2020年12月、 主要野党不在のままベネズエラ国会議員選挙が 実施され、マドゥーロ政権側が勝利を宣言した が、主要野党を含むベネズエラ国内及び国際社 会は、選挙が正当性を欠くとして反発した。日 本もベネズエラにおける自由で公正な選挙の早 期実施による民主主義の回復を求めている。

2021年8月から、ノルウェーの仲介の下、メ キシコで与野党対話が開始されたものの、同年 10月に一時中断し、2022年11月に再開された。

国内の経済・社会情勢及び人道状況の悪化に よりベネズエラ国民が避難民として引き続き周

サントス大統領(当時)は半世紀以上に及ぶ国内紛争を終結させるため、2012年にコロンビア最大のゲリラ組織であるコロンビア革命軍 (FARC) との間で和平交渉を開始。2016年、和平合意を発表

辺国に流入し、その受入れが地域的課題となっ ている。日本は、避難民を含むベネズエラ国民 及び周辺国に対する支援を実施している。

(12) ボリビア

2020年11月に発足したアルセ政権は、新型 コロナ対策や司法改革に注力している。また、 経済面では公共事業への投資に力を入れており、 特にエネルギー、リチウム及びバイオディーゼ ルプラント建設を始めとする輸入代替産業の強 化を目指している。一方、汚職対策や各種社会 問題に対する対応、2025年に予定されている 公正な総選挙の実施などが課題となっている。

(13) エクアドル

2021年5月に発足したラッソ政権は、米国、 EUなど西側諸国及びIMFなど国際金融機関と の関係強化を図るほか、自由貿易促進と海外投 資誘致を通した経済活性化を目指している。

一 方、与党である機会創造党は12議席(一院制 全137議席) に過ぎず、連立や連携もままな らず、円滑な議会運営が引き続き課題となって いる。

日本との関係では、6月に外相テレビ会談、 また、10月にECLAC総会出席のためアルゼ ンチンを訪問した武井外務副大臣がオルギン外 相と会談を実施し、二国間関係の一層の進展を 図り、国際場裡において緊密に連携して対処す ることで一致した。

(14) 日系社会との連携

日系社会は、中南米諸国の親日感情の基礎を 築いてきたが、移住開始から100年以上を経 て世代交代が進んでおり、若い世代を含め日本 とのつながりを今後どう深めていくかが課題と なっている。そうした中、日本は、若手日系人 の訪日招へいに加え、各国の若手日系人による イベント開催を支援し、若手日系人同士のネッ トワーク作りを後押しするなど、日系社会との 連携強化に向けた施策を実施している。

3月にはこれまでの外務省被招へい者による OB会(外務省研修生OB会ラテンアメリカ会 合)及びブラジル日本青年会議所(ICI Brasil-Japao) との共催により中南米若手日系人国際 会議がオンライン開催され、上杉外務大臣政務 官がビデオメッセージを発出した。10月には 中南米4か国から次世代日系人指導者7人が訪 日し、木原誠二内閣官房副長官への表敬などを 行った。また、同月にはOB会がパラグアイで 開催され、秋本外務大臣政務官がメッセージを 寄せるなど、国を越えた日系社会の連携にも力 を入れている。12月には、中南米の日系社会 と連携した「新しい資本主義」の実現のための 事業への支援のための費用をIICAにより助成 するため、補正予算で6.4億円を計上しており、 日本の持続可能な経済発展と親日派育成に資す ることを目指している。

第5節 灰 州

概観

〈基本的価値や原則を共有する欧州との連携の 重要性〉

欧州連合 (EU)¹及び欧州各国は、日本にと り、自由、民主主義、法の支配及び人権などの 基本的価値や原則を共有する重要なパートナー である。ロシアによるウクライナ侵略を始めと して、既存の国際秩序が脅かされ、地政学的な 競争が激化する中、また、新型コロナウイルス 感染症(以下「新型コロナ」という。)対策や 気候変動対策などの地球規模課題への対応にお いて、国際的な協調が求められる中、EU及び 欧州各国との連携の重要性は一層増している。

欧州各国は、EUを含む枠組みを通じて外 交・安全保障、経済、財政などの幅広い分野で 共通政策を採り、国際社会の規範形成過程にお いて重要な役割を果たしている。また、言語、 歴史、文化・芸術活動、有力メディアやシンク タンクなどを活用した発信力により、国際世論 に対して影響力を有している。欧州との連携 は、国際社会における日本の存在感や発信力を 高める上で重要である。

〈ロシアによるウクライナ侵略と欧州〉

2022年2月に始まったロシアによるウクラ イナ侵略を受け、対露制裁及びウクライナ支援 が欧州にとって最も重要な課題の一つとなった。 EU及びNATOの加盟国は一致してロシアを強 く非難し、金融制裁、個人・団体の渡航禁止、 輸出入の制限などの厳しい対露制裁を矢継ぎ早 に発動した。また、ウクライナへの限りない連 帯を表明し、軍事、人道から財政に至るまで国 際的な支援を主導する姿勢を示し、これを随時 実施している。また、東欧諸国を中心にウクラ イナ避難民が大量に流入したことを受け、直接 の影響を受けるウクライナ周辺国への支援も実 施されたほか、ポーランド、チェコ、スロベニ アの首相によるキーウ訪問(3月)を皮切りに、 欧州の首脳レベルによる連帯表明が相次いだ。

欧州各国は、これまでそれぞれエネルギーや 経済面を中心にロシアとの深い相互依存関係に あったが、ドイツにおける完工済みのロシア産 天然ガスパイプライン「ノルドストリーム2」 の認可手続停止の決定など、欧州各国はエネル ギーのロシア依存を低下させる方向へと舵を 切ったほか、多くの欧州企業がロシアビジネス からの撤退を表明した。

EU・NATO加盟各国は紛争の直接の当事者 とならないよう注意深く行動しつつ、戦力でロシ アに劣るウクライナへの軍事支援を継続的に実 施してきている。そのような中には、対戦車ミサ イルや多連装式ロケットランチャーなどの現代的 な装備も含まれた。2023年1月末には、ドイツ が主力戦車「レオパルト2」供与の方針を決定す るなど、更なる支援強化への動きがみられる。

〈重層的できめ細やかな対欧州外交〉

欧州では、ロシアによるウクライナ侵略への対 応の中で、自由、民主主義、法の支配及び人権 といった基本的価値や原則、また、法の支配・国 際法の遵守などの重要性が一層認識される一方、 欧州各国の多様性を踏まえ、各国の事情も踏ま えた、きめ細かなアプローチが求められる。日本

¹ EU: European Union

は、強く結束した欧州を支持するとともに、重層 的かつきめ細やかな対欧州外交を実施している。 2022年は、新型コロナの制約はありつつも要人 往来が活発化し、テレビ会議や電話会談も活用 することで欧州各国との緊密な連携を確認した。

特に、ミュンヘン安全保障会議(2月)や NATO外相会合(4月)及び同首脳会合(6 月)、ドイツ議長下で開催されたG7エルマウ・ サミット(6月)やG7外務大臣会合(5月及 び11月)などへの岸田総理大臣及び林外務大 臣の対面出席の機会を捉え、欧州各国との首脳 会談や外相会談を行い、ウクライナ情勢への対 応における連携の確認、「自由で開かれたイン ド太平洋 (FOIP)」の実現や気候変動、新型 コロナ対応などのグローバルな課題に関する協 力や東アジア情勢に関する意見交換などを実施 した。また、複雑化する国際情勢を受けて、 2022年は欧州各国との安全保障・防衛協力が 更に深化した年でもあった。1月にはオンライ ンで第6回日仏外務・防衛閣僚会合([2+2]) の実施、5月には日英部隊間協力円滑化協定 (RAA) の大枠合意、9月にはユーロファイ ターを含むドイツ軍用機の訪日、11月には第 2回日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)の実施、 12月にはスウェーデンとの防衛装備品・技術 移転協定への署名及び日本・英国・イタリア3 か国による次期戦闘機の共同開発への合意、そ して2023年1月には岸田総理大臣による欧州 訪問の際、日英RAAの署名や日伊関係の「戦

略的パートナー」への格上げ、日伊間の外務・ 防衛当局間協議の立上げなどが実現した。

岸田総理大臣は、2022年の1年間で、ポー ランド(3月)、スイス(4月)、イタリア、バチ カン、英国及びフィンランド(5月)、スペイン 及びスウェーデン(6月)アイルランド(7月)、 英国(9月)並びにリトアニア及びルクセンブ ルク(10月)の首脳との間で対面で会談を実施 するなど、欧州各国との具体的な連携を確認し た。バルト三国との間では、10月に3年ぶりと なる第3回日・バルト協力対話を開催し、V4² との間では、5月に東京において、対面では4 年ぶりとなる第11回「V4+日本」政策対話を 開催した。西バルカン諸国3との間では、3月に 西バルカン各国からの参加者を得た「西バルカ ン地域内での寛容と相互尊重の文化の促進」に 係る地域間会合を開催したほか、北マケドニア、 アルバニア、コソボ、セルビアといった国々と 首脳・閣僚級で会談を行った。

さらに、欧州から青年を招へいする人的・知 的交流事業「MIRAI」や、講師派遣、欧州の シンクタンクとの連携といった対外発信事業を 実施し、日本やアジアに関する正しい姿の発信 や相互理解などを促進している。オンライン形 式での交流を活用して、欧州各国・機関や有識 者との間で、政治、安全保障、経済、ビジネス、 科学技術、教育、文化、芸術など幅広い分野で、 情報共有や意見交換を行い、欧州との関係強化 に取り組んでいる。



欧州地域情勢

(1) 欧州連合(EU)

EUは、総人口約4億4,700万人を擁し、27加 盟国から成る政治・経済統合体であり、日本と基 本的価値・原則を共有し、日本が地球規模の諸 課題に取り組む上で重要なパートナーである。

〈EUの動き〉

EUにとって2022年は、ロシアのウクライナ 侵略への対応に追われる年となった。2021年 12月、ロシア・ウクライナ国境におけるロシア 軍増強による緊張の高まりを受け、EUは対露

² V4:スロバキア、チェコ、ポーランド、ハンガリー。詳細については「その他の欧州地域」136ページを参照

³ 西バルカン諸国:アルバニア、北マケドニア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロ

制裁を含む対応の協議を開始した。2月22日、 対露制裁に関するEU非公式外相会合が開催さ れ、対露制裁パッケージが全会一致で承認され た。EUは、2014年のロシアによるクリミア併 合から対露経済制裁を実施し、ウクライナ東部 紛争をめぐる和平合意であるミンスク合意の履 行が不十分であることを理由に制裁を継続して いたが、2月23日のロシアによる「ドネツク人 民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」の 「独立国家」としての承認及び24日のウクライ ナ侵略開始を受け、2月以降、複数回にわたり 制裁を実施、12月には第9次制裁パッケージを 発表した。この結果、EUは、経済制裁、個人・ 団体への資産凍結・渡航制限、外交上の措置、 経済関係の制限、メディアへの制限など、これ までで最も大規模かつ広範囲な対露制裁を実施 している。また、ウクライナ支援として、EU は、EU加盟国分とあわせて総額197億ユーロ (うちEUによる支援は約124億ユーロ)のマク 口財政支援をマクロ金融支援、予算支援、緊急 支援、危機対応・人道支援などの形式で実施し ているほか⁴、2023年分として最大総額180億 ユーロ規模のマクロ財政支援パッケージを承認 し、2023年1月に拠出を開始した。さらに、 EUによる初の軍事支援として、2023年1月ま でに欧州平和ファシリティ5に総額36億ユーロ の拠出を決定した。EUは、ウクライナとの連 帯を掲げ、ポーランド1か国でも100万人以上 のウクライナ避難民を受け入れていることを始 めとして、EU域内で相当数のウクライナ避難 民を受け入れ、支援を行っている。また、2月 にゼレンスキー・ウクライナ大統領がEU加盟 申請を行ったのに対し、6月にウクライナにEU 加盟候補国の地位を付与するなど、異例の早さ で、加盟交渉開始に向けた協議が行われている。 多層的な欧州の枠組み構築の観点からは、10 月、EU加盟国と非加盟国の中間ステージを設 定するという構想の下、第1回欧州政治共同体 首脳会合が開催された。2022年後半のEU議 長国であるチェコにおいて開催された同会合に は、EU加盟国、ウクライナを含む加盟候補国、 EUから離脱した英国などEU近隣国44か国が 招待され、今後、開催地をEU加盟国、非加盟 国で持ち回り定期開催することが決定された。

〈日・EU関係〉

日本とEUは、2019年2月に発効した日・ EU経済連携協定(EPA)及び暫定的に適用が 開始された日・EU戦略的パートナーシップ協 定(SPA)の下で、協力を強化している。

2022年5月に、岸田総理大臣は、ミシェル 欧州理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧 州委員長と日・EU定期首脳協議を行った。3年 ぶりの対面で東京において開催された定期首脳 協議では、ロシアによるウクライナ侵略及び東 アジア情勢、北朝鮮情勢を中心とした国際・地 域情勢、FOIP、経済安全保障、エネルギー、 食料安全保障といったグローバルな課題、日・ EU関係について意見交換を行い、幅広い分野 での日・EUの連携・協力で一致した。さらに 共同声明を発表し、「日・EUデジタルパート ナーシップ」の立上げを決定した。また、3月 のベルギー・ブリュッセルにおけるG7首脳会 合、6月のドイツ・エルマウにおけるG7首脳 会合の機会に、岸田総理大臣は、ミシェル欧州 理事会議長及びフォン・デア・ライエン欧州委 員長とそれぞれ首脳会合を行い、11月には、 インドネシア・バリにおけるG20首脳会合の 機会にフォン・デア・ライエン欧州委員長と首 脳会談を行った。9月の故安倍晋三国葬儀には、 ミシェル欧州理事会議長が参列のため訪日し、 この機会にも岸田総理大臣との首脳会合が行わ

.....



^{4 2022}年12月16日時点

⁵ 欧州平和ファシリティ: 2021年3月に創設された、EUの共通外交・安全保障政策の下で軍事又は防衛活動への資金提供 を可能にし、紛争予防、平和構築、国際安全保障強化に対するEUの能力を高めることを目的とする制度。EUの通常予算 枠外で実施

https://www.consilium.europa.eu/en/policies/european-peace-facility/

れた。

林外務大臣は、2月、2022年前半のEU議長 国であるフランスとEUが共催する「インド太 平洋閣僚会合」にオンラインで出席し、インド 太平洋地域の厳しい安全保障環境に言及し、同 志国、パートナーとの連携強化が重要であると のスピーチを行った。林外務大臣はまた、2月 のドイツにおけるミュンヘン安全保障会議、4 月のベルギー・ブリュッセルにおけるNATO外 相会合、11月のドイツ・ミュンスターにおける G7外相会合の機会に、ボレルEU外務・安全保 障政策上級代表と日・EU外相会談を行った。

また、EUは3月に今後10年間の安全保障・ 防衛政策における戦略的指針である「戦略的コ ンパス」を発表し、日本を含む同志国及び戦略 的パートナーとのパートナーシップを一層推進 していくことを明記した。日本とEUは、日・ EU定期首脳協議において首脳間で確認したと おり、今後、サイバーセキュリティ、偽情報へ の対応、海洋安全保障及び危機管理といった分 野における実質的な協力の拡大を目指していく。

EUは、米国・中国に次ぐ経済規模を有し、 日本の輸入相手の第2位、輸出相手の第3位、 対日直接投資残高の第1位の位置を占めるなど、 経済面でも日本にとって重要なパートナーであ る。2019年に発効した日EU・EPAを基盤と して日・EUの経済関係は一層深化しており、 これまで同協定に基づく合同委員会(直近では 2022年3月開催)や専門委員会・作業部会を 通じて協定の効果的な実施及び運用を確保して きている。10月には、「データの自由な流通に 関する規定 | を日EU・EPAに含めることにつ いての正式交渉を開始した。また、同月には、 日・EUハイレベル経済対話を開催し、経済安 全保障を含むグローバルな経済的諸課題につい て、日・EUがより一層連携していくことを確 認した。今後も日・EU経済関係の更なる発展 を目指し、日EU・EPAの着実な実施や日・ EU間での幅広い協力を行っていく。

さらに、日・EU間の航空関係の安定的な発

展に向けた基盤を整備するための二国間航空協 定に関する日・EU協定について、4月6日に 行われた第4回政府間交渉において実質合意に 至った。日・EU間の航空分野の協力を一層強 化するものである。

(2) 英国

7月のジョンソン首相の辞意表明を受け、同 月から9月にかけて、保守党党首選挙が行われ、 前政権で外務・英連邦・開発相兼女性・平等担 当相を務めたトラス氏が新首相に就任した。し かしトラス首相は、大規模減税など経済政策を 発端とする市場の混乱を受け、10月に辞意を表 明。同月、ジョンソン政権で財相を務めたスナ ク氏が首相に就任し、経済の安定を最優先に掲 げつつ、保健システム強化、より良い教育、英 国の全ての地域の「底上げ」や、EU離脱によ り利益を得る経済など、2019年の総選挙時に保 守党が掲げた公約を果たす取組を推進している。

9月、エリザベス2世女王陛下の崩御を受け、 チャールズ3世国王陛下が即位した。

日英の政府間では、首脳・外相を始め様々な レベルで対話が活発に行われた。岸田総理大臣 は、ジョンソン首相との間で、2月及び7月の 電話会談に加え、3月及び6月のG7首脳会合 の際に会談したほか、5月には英国を訪問し会 談を行った。トラス首相とは、9月の国連総会 の際に会談し、スナク首相とは、11月に電話 会談、同月のG20バリ・サミットの際に立ち 話、2023年1月に会談を行った。林外務大臣



日英部隊間協力円滑化協定署名式 (2023年1月11日、英国・ロンドン 写真提供:内閣広報室)

は、トラス外務・英連邦・開発相兼女性・平等 担当相と4月に電話会談を、2月及び5月のG7 外相会合の際に会談を行い、クレバリー外務・ 英連邦・開発相とは、9月に電話会談を実施し、 同月の国連総会で立ち話を行った。また、同月 の故安倍晋三国葬儀及び11月のG7外相会合 の際にも会談した。

それぞれの機会に、かつてないほど緊密な日 英関係を一層深化させていくことを確認した。 また、ロシアによるウクライナ侵略に対する G7の結束した対応や、東アジアを含む地域情 勢について緊密に意思疎通を行った。

2023年1月の岸田総理大臣とスナク首相の 首脳会談では、英国がインド太平洋地域への 「傾斜」を表明する中で、FOIPの実現に向け て二国間協力を引き続き推進していくことを確 認し、G7広島サミット、安全保障、地域情勢 などについて意見交換を行った。

安全保障分野においては、12月に日本・英 国・イタリア3か国による次期戦闘機共同開発 協力について発表し、2023年1月の日英首脳 会談において日英部隊間協力円滑化協定の署名 に至るなど、両国間の協力が新たな高みに引き 上げられた。

(3) フランス

マクロン大統領は、新型コロナ及びウクライ ナ情勢への対応により、現職大統領としては高 い支持率を保って4月の大統領選挙に臨んだ。 2017年の大統領選挙と同じ顔合わせとなった 決選投票(第2回投票)では、極右政党とされ る国民連合のル・ペン候補との得票差は縮まっ たもののマクロン大統領が再選された。一方、 6月の国民議会選挙では、与党連合の獲得議席 は過半数を下回った。

外政面では、2022年前半にEU議長国を務 め、2月、EUとの共催でインド太平洋閣僚会 合を開催(林外務大臣がオンライン形式で参 加) するなど、引き続き欧州のインド太平洋へ の関与を牽引する役割を果たした。ウクライナ



マクロン大統領による出迎えを受ける岸田総理大臣 (2023年1月9日、フランス・パリ 写真提供:内閣広報室)

情勢について、フランスは対露制裁とウクライ ナ支援を実施した。マクロン大統領は6月には キーウを訪問し、また、プーチン大統領とも累 次にわたり電話会談を行った。

日仏関係については、首脳・外相を始め様々 なレベルで対話が行われた。1月、第6回日仏 外務・防衛閣僚会合([2+2])をオンライン 形式で開催し、インド太平洋地域における各種 協力などを確認する共同声明を発出した。3月、 岸田総理大臣はマクロン大統領と電話会談を実 施し、ウクライナ侵略を受け、ロシアを厳しく 非難した。5月、林外務大臣はG7外相会合の 機会にル・ドリアン欧州・外務相と会談し、 様々な枠組みを通じて日仏間の具体的な協力を 進めていくことで一致した。6月、岸田総理大 臣は、マクロン大統領と電話会談を行い、ま た、林外務大臣は新任のコロンナ欧州・外務相 と電話会談を行い、フランス新政権との連携を 確認した。また、同月、岸田総理大臣は、G7 エルマウ・サミットの際にマクロン大統領と対 面で会談し、7月には電話会談を実施した。林 外務大臣は、コロンナ欧州・外務相との間で、 8月に電話会談を行い、11月のG7外相会合の 機会には対面で会談を実施した。会談におい て、両外相はウクライナ情勢についてG7が結 束して対応する必要性を確認した。

2023年1月1日、インド太平洋地域におけ る地政学上の要衝であるフランス領ニューカレ ドニアに在ヌメア領事事務所を開設した。岸田

総理大臣は同月、フランスを訪問し、マクロン 大統領との首脳会談・夕食会において、新しい 日仏ロードマップの作成を目指すことで一致し たほか、G7広島サミット、安全保障協力、地 域情勢などについて意見交換を行った。

(4) ドイツ

社会民主党 (SPD)、緑の党、自由民主党 (FDP) による三党連立(いわゆる「信号連 立1)政権は、2月24日のロシアによるウクラ イナ侵略以降、その対応に集中的に取り組ん だ。2月27日、ショルツ首相 (SPD) は連邦 軍の強化のための1,000億ユーロの特別基金の 設置と今後、国防費をGDP比2%に増大する 方針を表明し、また、その後、紛争地域である ウクライナに対して殺傷性のある武器を供与す るなど、従来の外交・安全保障政策から大幅な 方針転換を行った。また、原子力発電所廃止政 策に基づき、2022年末に稼働を停止する予定 だった残り3基の原子力発電所について、 2023年4月15日までの稼働の延長を決定した。 加えて、2022年のG7議長国として、例年に ない頻度でG7首脳・外相会合を開催し、G7 の連携強化に貢献したほか、10月にはベルリ ンでの「ウクライナ復興・再建・近代化に関す る国際専門家会合」を欧州委員会と共催するな ど、ウクライナ対応において積極的な役割を果 たした。一方、国内では、武器供与を含むウク ライナ支援に関する慎重な姿勢が批判され、ま た、食料品、エネルギー価格の高騰を受けた国 民生活への不安の高まりを背景に、2022年秋 以降、世論調査における与党三党を合わせた支 持率が半数に満たない状況が続いており、今後 の政権運営の行方が注目される。

日本との関係では、2022年にドイツが議長 国を務めたG7プロセスに加え、ドイツ側要人 の相次ぐ訪日により、ハイレベルの緊密な交流 がかつてない頻度で行われた。日本からは、2 月、5月及び11月のG7外相会合の機会に、林 外務大臣がドイツを訪問したほか、岸田総理大 臣も6月のG7エルマウ・サミットのために同 国を訪問し、また、11月のG20バリ・サミッ トの機会にショルツ首相と首脳会談を実施し た。ドイツからも、4月にショルツ首相、7月 にベアボック外相、11月にシュタインマイヤー 大統領が訪日し、FOIPの実現やウクライナ情 勢への対応などにおいて引き続き緊密に連携す ることを確認するなど、基本的価値を共有する 重要なパートナーとしての日独関係が一段と強 化された。また、9月のユーロファイターを含 むドイツ軍用機の訪日や11月の第2回日独外 務・防衛閣僚会合(「2+2」)の実施など、安全 保障分野でも連携を深めた。

(5) イタリア

7月、ウクライナ情勢の影響を受けた国内経 済支援策をめぐり、連立与党の一角を担う「五 つ星運動 (M5S)」が、同支援策に関する政令 案の一部に反対し、議会での投票を欠席した。 連立与党が一党でも欠けるならば政権は存続し 得ないとの立場であったドラギ首相は、これを 受け、マッタレッラ大統領に辞表を提出した。 マッタレッラ大統領はドラギ首相に議会で状況 を報告するよう求め、信任投票が実施された が、M5Sに加えて「同盟」及び「フォルツァ・ イタリア (FI)」を含む主要連立与党3党が投 票に参加しなかったことから、ドラギ首相は再 度辞表を提出し、マッタレッラ大統領は上下両 院の解散及び選挙の実施を決定した。



9月、上下両院議員選挙が実施され、「イタ リアの同胞(FdI) を第一党とする「中道右派 連合」が過半数の議席を獲得した。マッタレッ ラ大統領は、上下両院議長及び各政党代表者と の協議の後、FdIのメローニ党首を首班指名し、 同党首がこれを受諾したことを受けて、10月、 イタリア史上初めての女性首相が誕生した。

日本との関係では、岸田総理大臣が5月にイ タリアを訪問し、ドラギ首相との会談で、ウク ライナ情勢を始めとする国際情勢に関し、G7 を始めとする国際社会が結束していくことを改 めて確認した。岸田総理大臣は、9月、故安倍 晋三国葬儀に参列するため訪日したレンツィ元 首相と会談した。また、11月、メローニ首相 に就任の祝意を伝えるため電話会談を実施した。 林外務大臣は、11月のG7外相会合の際に新任 のタヤーニ外務・国際協力相と会談を実施した。

安全保障分野では、12月、日本・イタリア・ 英国3か国による次期戦闘機共同開発協力を発 表した。2023年1月の岸田総理大臣とメロー 二首相との首脳会談では、日伊関係の「戦略的 パートナーシップ」への格上げ、外務・防衛当 局間協議の立上げに一致したほか、日伊映画共 同製作協定交渉の大筋合意を歓迎した。

(6) スペイン

2020年1月に発足した第2期サンチェス政 権は、少数連立与党が閣外の各党との協力の下 で政権運営を行っており、資源・エネルギー価 格の高騰の影響下を受けた経済の運営が重要課 題となっている。

日本との関係では、2018年に両国の首脳間 で合意した戦略的パートナーシップの下、連携 を強化している。6月には、マドリードで開催 されたNATO首脳会合に出席した岸田総理大 臣が、サンチェス首相との間で会談を実施し、 再生可能エネルギー、デジタルなどの分野での 企業間協力やウクライナやインド太平洋を含む 地域情勢について意見交換した。6月にはバリ でのG20外相会合の機会に、林外務大臣がア



(6月29日、スペイン・マドリード 写真提供:内閣広報室)

ルバレス外務・EU・協力相と会談を行った。 10月には京都で第22回日本・スペイン・シン ポジウムが開催されたほか、日・スペイン次官 級政務協議も実施されるなど、官民双方におけ る協力が進展した。

(7) ポーランド

与党「法と正義 (PiS)」を中核とする連立政 権は、好調な経済と手厚い福祉政策を背景に比 較的安定した政権運営を継続している。ロシア によるウクライナ侵略を受け隣国ウクライナを積 極的に支援し、ロシアによるウクライナ侵略以降 は、積極的にウクライナ避難民を受け入れている。

日本との関係では、ロシアのウクライナ侵略 を受け、2月に外相電話会談、3月に首脳電話会 談及び首脳会談を実施するなど、二国間の接触 が維持されてきている。4月には林外務大臣が総 理特使としてポーランドを訪問し、ラウ外相との 外相会談において、自由で開かれた国際秩序を 守るため、戦略的パートナーとして、引き続き 緊密に連携していくことで一致した。また、林 外務大臣は、ドゥダ大統領及びモラヴィエツキ 首相へ表敬し、ロシアによるウクライナ侵略は、 国際秩序全体の根幹を揺るがす深刻な事態であ ると述べ、志を同じくする民主主義国が一致・ 結束して毅然と対露制裁を継続することが重要 であるとの認識で一致した。また、避難民の受 入れ施設を視察し、日本への避難を希望する20 人の避難民とともに政府専用機で帰国した。

(8) ウクライナ6(参考:13ページ 特集「ロシ アによるウクライナ侵略と日本の対応し

2022年に入り、ウクライナ国境周辺におけ るロシア軍増強を受けて、情勢が一層緊迫化す る中、日本は、2月15日に日・ウクライナ首 脳電話会談、同17日に日露首脳電話会談を行い、 同19日に行われたG7外相会合を含め、国際 社会と共に緊張緩和に向けた努力を継続した。

同24日、プーチン・ロシア大統領は「特別軍 事作戦 | の開始を発表し、ロシアによるウクライ ナ侵略が開始された。同日、日本は、最も強い言 葉でこれを非難する外務大臣談話を発出した。ま た、同25日には日・ウクライナ外相電話会談、同 28日には首脳電話会談を実施し、更なる対露制 裁措置及び対ウクライナ支援を実施することを伝 達した。また、ロシアによるウクライナ国内の原 子力発電所への攻撃を受け、3月4日にも首脳電 話会談を実施し、岸田総理大臣から、東京電力福 島第一原子力発電所事故を経験した日本としてロ シアの蛮行は断じて認められないと述べた。

両国の政府間のみならず議会間でも緊密な連 携が図られ、3月24日、日本の国会においてゼ レンスキー・ウクライナ大統領がオンライン形 式で演説を行った。また、3月31日、日本政府 としてウクライナとの一層の連帯を示すため、 ウクライナの首都の呼称をウクライナ語による 読み方に基づく「キーウ」に変更することとし、 首都以外の地名についてもウクライナ語による 読み方に基づく呼称に変更することを発表した。

4月2日、総理特使としてポーランドを訪問し ていた林外務大臣は、クレーバ・ウクライナ外 相と対面での外相会談を実施したほか、同4日、 キーウ近郊の地域において、ロシアによって無 辜の民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が 繰り広げられていたことが明らかになったことを 受け、これを非難する外務大臣談話を発出した。 また、同26日には首脳電話会談を実施し、ウク

ライナ側の要請を踏まえた更なる支援を伝達し た。5月13日、G7外相会合(ドイツ・ヴァイセ ンハウス)の機会に、対面での外相会談を再度 実施し、G7を始め国際社会が結束して強力な対 露制裁を続けていくことの重要性を両国間で確 認した。また、6月のG7エルマウ・サミットな ど、G7を始めとする国際社会と緊密に連携し、 情勢を踏まえた各種対応につき調整を継続した。

7月22日、国連・トルコ・ウクライナ・ロシ アの4者の間で、黒海を通じたウクライナから の穀物輸出の再開に合意したことを受け、これ を歓迎する外務大臣談話を発表した。さらに、 翌23日のロシアによるオデーサ港への攻撃を強 く非難する外務大臣談話を発出した。また、8 月23日にはウクライナ主催による第2回クリミ ア・プラットフォーム首脳会合⁷が開催され、岸 田総理大臣からビデオ・メッセージを発出した。

国連総会ハイレベル・ウィークに際しては、9月 22日に岸田総理大臣がシュミハリ首相と対面での 首脳会談を行い、また、同30日の電話首脳会談 においては、岸田総理大臣から、ウクライナの一 部地域における「住民投票」と称する行為及びロ シアによるこれらの地域の「編入」と称する行為 に関し、決して認められてはならず強く非難する と述べ、同日に同旨の外務大臣談話が発出された。

また、10月5日には、3月に一時閉鎖してい たキーウの在ウクライナ日本国大使館を十分な 安全対策を講じた上で再開し、それ以降、情報 収集やウクライナ政府を始めとする各国との連 絡・調整などを積極的に行ってきている。

ロシアによるウクライナ侵略は、力による一 方的な現状変更の試みであり、欧州のみならず アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす暴挙、 かつ、明白な国際法違反であり、断じて許容で きるものではない。日本は国際秩序を守り抜く ため、ウクライナと連帯し、G7を始めとする 国際社会と結束して行動していく。

^{7 2014}年にロシアに違法に「併合」されたクリミアをめぐる諸問題解決を目的に、2020年にウクライナがイニシアティブ を発表し、2021年8月に第1回首脳会合(ウクライナ・キーウ)を開催した。



^{6 2023}年3月の岸田総理大臣のウクライナ訪問については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/c_see/page1_001548.html

欧州地域機関との協力及びアジア欧州会合(ASEM)

(1) 北大西洋条約機構(NATO)との協力

NATO⁸は加盟30か国の集団防衛を目的と する組織であり、欧米の加盟30か国の防衛の ほか、治安維持活動、テロ対策など、加盟国の 領土及び国民の安全保障上の直接の脅威となり 得る域外の危機管理や、域外国・機関との協力 による協調的安全保障に取り組んでいる。

2月からのロシアによるウクライナ侵略によ り、中立政策を掲げていたフィンランドとス ウェーデンがNATO加盟申請を行うなど、欧 州の安全保障環境は変化している。また、既存 の国際秩序が重大な挑戦を受けている中、欧州 とインド太平洋の安全保障は不可分であるとの 認識の下、NATOによるインド太平洋地域へ の関心が高まり、日・NATO間協力が一層重 要性になっている(130ページ 特集参照)。

このような状況において、4月に開催された NATO外相会合には、林外務大臣が日本の外 務大臣として史上初めて出席し、力による一方 的な現状変更はどの地域においても許されず、 FOIPの実現のため、NATOと日本を含むア ジア太平洋のパートナーとの連携を強化してい きたいと述べた。

また、6月に開催されたNATO首脳会合では、 岸田総理大臣が日本の総理大臣として史上初め て出席し、岸田総理大臣から、NATOのインド 太平洋地域への関与拡大を歓迎し、サイバー、 新興技術、海洋安全保障といった分野での協力 を進展していきたいと発言した。同首脳会合で 採択されたNATOの新たな戦略概念において は、インド太平洋は欧州・大西洋の安全保障に 直接影響し得る地域であり、NATOとして、地 域横断的な挑戦や共通の安全保障上の関心に応 えるため対話を強化することが明記された。

2023年1月には、6年ぶりにストルテンベ ルグNATO事務総長が訪日し、岸田総理大臣 との間で共同声明を発出し、現下の安全保障環 境を踏まえて日・NATO協力を更なる高みに 引き上げていくことを確認した。また、林外務 大臣との会談では、インド太平洋地域の情勢に ついて意見交換を行い、日・NATO間で緊密 に連携することで一致した。

日本とNATOは、国別パートナーシップ協 力計画 (IPCP) (2014年策定、2018年5月及 び2020年6月に改訂)に基づき具体的な協力 を進めてきており、NATOのサイバー演習へ の参加や、NATO本部への女性自衛官の派遣、 「平和のためのパートナーシップ (PfP) 信託 基金」などへの拠出を通じた貢献などを行って きているが、6月の岸田総理大臣とストルテン ベルグNATO事務総長の会談においては、 IPCPを新時代にふさわしいものにアップグ レードし新たな協力文書の早期合意に向けて作 業を加速することが確認された。

(2) 欧州安全保障協力機構(OSCE) との協力

OSCE⁹は、欧州、中央アジア・コーカサス、 北米地域の57か国が加盟し、包括的アプロー チにより紛争予防、危機管理、紛争後の復興・ 再建などを通じて、加盟国間の相違を橋渡し し、信頼醸成を行う地域安全保障機構である。 日本は、1992年以降、「協力のためのアジア・ パートナー」としてOSCEと協力しており、 アフガニスタン及び中央アジア諸国の国境管理 強化によるテロ防止や税関職員の能力強化、選 挙監視及び女性の社会進出支援プロジェクトな



⁸ NATO: North Atlantic Treaty Organization 詳細については外務省ホームページ参照

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/index.html 9 OSCE: Organization for Security and Cooperation in Europe

特 集

飛躍的に重要性の高まる日・NATO関係

2022年は日本と北大西洋条約機構(NATO)との関係の重要性が飛躍的に高まる歴史的な年となり ました。

2月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は欧州とインド太平洋の安全保障を切り離して考える ことができないことを改めて示しました。

NATOは日本が重視する自由や民主主義といった基本的 価値を共有し、法の支配に基づく国際秩序を守ろうとする 同志国の集まりです。こうした国際情勢であるからこそ、 NATOとの協力は大変重要です。4月にベルギーで開催さ れたNATO外相会合には、林外務大臣が招待を受け、日 本の外務大臣として史上初めて出席しました。林外務大臣 はそのスピーチの中で、法の支配に基づく国際秩序を確立 するため、「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実 現に向けて、NATOとの連携を強化していきたいと述べ、 NATO及びその加盟国などから強い賛同を得ました。



NATO外相会合でストルテンベルグNATO事務総長 と握手を交わす林外務大臣(4月7日、ベルギー・ブ リュッセル)

6月にスペインで開催されたNATO首脳会合には、岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出 席しました。岸田総理大臣は、スピーチの中で力による一方的な現状変更の試みに対して、国際社会が 結束することの重要性に触れた上で、NATOのインド太平洋地域への関与拡大や、サイバー、新興技 術、海洋安全保障といった分野での協力を進展していきたいと述べ、地理的に離れている日本と



NATO首脳会合パートナー国セッションに出席した岸田 総理大臣(6月29日、スペイン・マドリード 写真提 供:内閣広報室)

NATOが更に結束することの重要性について発言しまし た。また、この首脳会合で約12年ぶりに更新された NATOの戦略概念において、インド太平洋地域との協力 が初めて明記されました。NATO自身が、北大西洋・欧 州の安全保障を確保する上でインド太平洋地域との協力が 重要であると認識している表れと見られます。岸田総理大 臣の出席に加え、NATO自身の考えが大きく変わったこ とからも、6月のNATO首脳会合は歴史的な会合であった と言えます。

さらに2023年1月には、6年ぶりにストルテンベルグNATO事務総長が訪日し、岸田総理大臣との 間で共同声明を発出し、現下の安全保障環境を踏まえて日・NATO協力を更なる高みに引き上げてい くことを確認しました。具体的には、サイバーなどでの協力を一層進展させること、さらに、安全保障

の含む範囲が広がる中、重要・新興技術、宇宙、偽情報な どの分野でも今後協力していく重要性を再確認しました。 また、林外務大臣との会談では、インド太平洋地域の情勢 について意見交換を行い、日・NATO間で緊密に連携する ことで一致しました。

日本は、FOIPの実現、さらには法の支配に基づく国際秩 序の維持・強化のため、国際情勢においてその重要性が飛 躍的に高まっている日・NATO関係を強化していきます。



ストルテンベルグNATO事務総長訪日の際に握手を交 わす岸田総理大臣(2023年1月、東京 写真提供: 内閣広報室)

どへの支援を行っている。また、2月のロシア によるウクライナ侵略以前から、OSCEはウ クライナの状況改善のため重要な役割を果たし ており、日本はOSCE特別監視団 (SMM) に 財政支援及び専門家の派遣を行ってきた(専門 家は2015年8月から断続的に派遣、2022年2 月に派遣終了)。

2022年は日本とOSCEのパートナーシップ 30年の節目であり、7月には日・OSCEパー トナーシップ30周年を記念したアジア・パー トナー・グループ会合が開催された。同会合に は鈴木貴子外務副大臣がビデオ・メッセージを 投稿し、国際社会が歴史的な岐路に立つ状況に おいて、国際社会が連携して対処することの重 要性について触れつつ、日本は引き続き平和構 築の実現に取り組んでいくと述べた。さらに、 日本は、OSCEの外相理事会に毎年出席して きており、12月にポーランドで開催された同 理事会には武井俊輔外務副大臣が参加した。同 理事会において武井副大臣は、日・OSCEパー トナーシップ30周年を節目にウクライナを含 むOSCE地域に対する日本の貢献を発信し、 引き続きOSCEとの協力を継続すると述べた。

(3) 欧州評議会(CoE)との協力

CoE¹⁰は、民主主義、人権、法の支配の分野 での国際基準の策定に重要な役割を果たす、欧 州46か国が加盟する国際機関である。1996 年に加盟したロシアは、ウクライナ侵略を受け て3月16日に除名された。日本は、1996年以 来アジア唯一のオブザーバー国として専門的知 見の提供及び会合開催協力により貢献してお り、5月にはCoEが作成したサイバー犯罪条 約第二追加議定書に署名した。さらに、世界初 のAI条約の起草を目指す「AIに関する委員会 (CAI)」の総会に参加したほか、11月の「世 界民主主義フォーラム」で政策発信を行った。

また、ペイチノビッチ=ブリッチ事務局長が 12月に訪日し、国際女性会議WAW! 2022 に 参加した。

(4) アジア欧州会合(ASEM)における協力

ASEM¹¹は、アジアと欧州との対話と協力を 深める唯一のフォーラムとして、1996年に設 立され、51か国・2機関を参加メンバーとし て首脳会合、外相会合を始めとする各種閣僚会 合及び各種セミナーの開催などを通じて、(1) 政治、(2)経済及び(3)文化・社会その他を 3本柱として活動している。

ASEMにおける唯一の常設機関であるアジア 欧州財団 (ASEF)¹²はシンガポールにあり、柱の 一つである社会・文化分野の活動を担っている。

日本はASEFの感染症対策のための医療用個 人防護具(PPE)及び抗ウイルス剤などの備蓄 事業を支援し、ASEM参加国への備蓄物資の 緊急輸送や、緊急対応能力構築のためのワーク ショップ及び公衆衛生ネットワーク事業の実施 に協力しており、9月にはASEFの備蓄物資が モンゴルに提供されたほか、10月には英国で 公衆衛生の危機におけるリスクコミュニケー ションに関するハイレベル会合が開催された。 また、日本の拠出金によるASEFの新型コロナ など感染症の感染拡大防止のための支援事業の 下、世界保健機関(WHO)を通じて、ウクラ イナ及びウクライナ避難民を受け入れている周 辺国(ASEM参加国のポーランド、ルーマニ ア、ハンガリー、スロバキア、チェコ及び非 ASEM参加国モルドバ)に対し、感染症対策 のための医薬品、医療用個人防護具及び医療機 器などを提供した。

また、ASEFとの共催によるクラスルーム・ ネットワーク会議(9月から12月)のオンラ イン形式での実施、ASEFへの拠出金の支出な どを通じて、ASEMの活動に貢献した。

¹⁰ CoE: Council of Europe 11 ASEM: Asia-Europe Meeting 12 ASEF: Asia-Europe Foundation

特 集

欧州諸国との安全保障・防衛協力

国際社会は今、パワーバランスの歴史的変化と地政学的競争の激化に直面しています。一部の国家 が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存の国際秩序を修正しようとする動きを見せている中で、基本 的価値や原則を紐帯として結び付く日本と欧州諸国が、地理的な距離を超えて、安全保障・防衛協力 を推進していくことが重要となっています。

2021年には、フランスの練習艦隊「ジャンヌ・ダルク」、英国の空母「クイーン・エリザベス」を 中心とする空母打撃群、ドイツのフリゲート「バイエルン」が日本に寄港し、二国間及び多国間の共同 訓練が実施されるなど、インド太平洋における日本と欧州諸国の具体的な協力が進展しました。

2022年2月、ロシアによるウクライナへの侵略の開始は、国際社会に大きな衝撃を与えました。戦 後の国際法秩序の中心にある武力不行使原則に、国連安保理常任理事国の一角を占めるロシアが明白な 形で違反したことは、法の支配に基づく国際秩序への信頼を根底から揺るがすものとなりました。

力による一方的な現状変更の試みを前にして、日本及び欧州各国は、欧州とインド太平洋の安全保障 は不可分であることを改めて強く認識するに至り、安全保障協力を一層強化する方向へと進みました。 4月、林外務大臣が日本の外務大臣として初めて北大西洋条約機構(NATO)外相会合に、6月には岸 田総理大臣が日本の総理大臣として史上初めてNATO首脳会合に出席し、NATO及びパートナー国・ 機関とグローバルな安全保障認識を共有し、具体的な協力を進めていくことで一致しました。10月、 リトアニアとの間で戦略的パートナーシップに関する共同声明を発出して安全保障政策対話を立ち上 げ、11月には第2回日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)を開催し、自衛隊とドイツ連邦軍の具体的な 協力の方向性について確認しました。12月、スウェーデンとの間で防衛装備品・技術移転協定に署名 し、また、日本・英国・イタリアの3か国で次期戦闘機の共同開発を進めていくことに合意しました。 この共同開発は、高度な防衛力及び技術的優位を加速させ、防衛協力、科学技術協力、統合されたサプ ライチェーンを強化させ、防衛産業基盤を一層強化する意義を持つものです。

日本政府が12月に発表した国家安全保障戦略においても、同盟国・同志国間のネットワークを重層 的に構築し、またそれを拡大し、抑止力を強化していくために、欧州諸国、NATO、EUなどとの安全 保障上の協力を強化していく方針が改めて示されました。

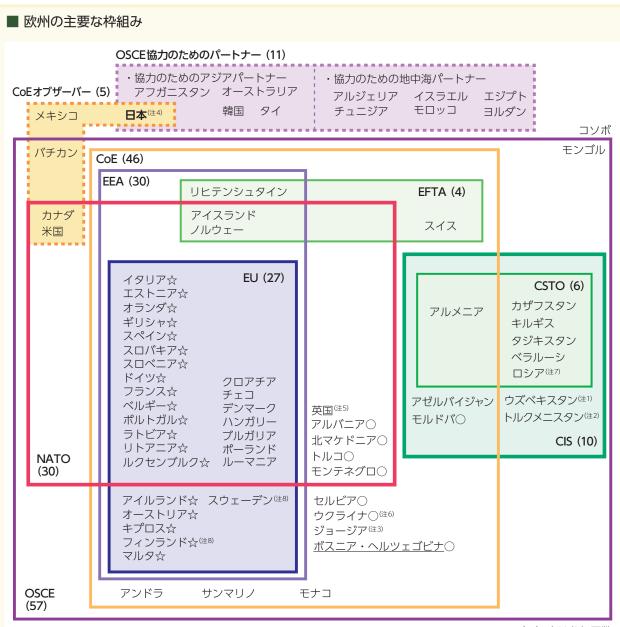
2023年1月、岸田総理大臣はフランス、イタリア及び英国を訪問し、各国首脳と会談を行いました。 英国との間では、自衛隊と英国軍との間の共同訓練や災害救助などの協力活動を円滑にする日英部隊間 協力円滑化協定(RAA)に署名しました。RAAは、より頻繁に、より大規模・複雑な協力活動を実施 することに資する新たな法的基盤となるものです。また、日仏首脳会談では、両国のアセットの往来や 日仏共同訓練など、実質的な協力が進展していることを歓迎し、両国の連携を深めていくことで一致し ました。さらに、イタリアとの間では、日伊関係を「戦略的パートナー」に格上げすることで一致した



日英部隊間協力円滑化協定署名式で握手を交わす岸田 総理大臣とスナク英国首相(2023年1月11日、英国・ ロンドン 写真提供:内閣広報室)

ほか、外務・防衛当局間の協議を立ち上げ、安全保障分野 での連携を更に推進することを確認しました。同月末には 6年ぶりに訪日したストルテンベルグNATO事務総長と岸 田総理大臣との間で共同声明を発出し、日・NATO関係の 強化を新たな高みに引き上げていくことで一致しました。

今後も、基本的価値を共有するパートナーとして、自由 で開かれた安定的な国際秩序を維持・拡大するために、日 本は、欧州諸国との安全保障・防衛協力を一層強化してい きます。



()内は参加国数

〈凡例〉

- ○:EU加盟候補国(8)
- ☆:ユーロ参加国 (19)
- NATO加盟のための行動計画(MAP)参加国(1)
- 注1 ウズベキスタンは2012年にCSTOの活動への参加停止を決定
- 注2 トルクメニスタンは2005年からCIS準加盟国
- 注3 ジョージアは2008年8月にCISからの脱退を表明。2009年8月に正式に脱退
- 注4 日本はNATOのパートナー国
- 注5 英国は2020年1月31日にEUを離脱
- 注6 ウクライナは2018年4月CIS脱退に関する大統領令に署名
- 注7 ロシアは2022年3月を以てCoEから除名。
- 注8 スウェーデン及びフィンランドは2022年5月にNATOに加盟申請

〈略語解説〉

- CoE (Council of Europe): 欧州評議会 (46)
- CIS (Commonwealth of Independent States):独立国家共同体 (10)
- CSTO (Collective Security Treaty Organization):集団安全保障条約機構(6)
- EEA (European Economic Area): 欧州経済領域 (30)
- EFTA (European Free Trade Association): 欧州自由貿易連合 (4)
- EU (European Union):欧州連合 (27)
- NATO (North Atlantic Treaty Organization): 北大西洋条約機構 (30)
- OSCE (Organization for Security and Co-operation in Europe): 欧州安全保障協力機構 (57)

■ その他の欧州地域

【北欧諸国】

- アイスランド: 12月、岸田総理大臣は国際女性会議WAW! 2022において基調講演を行うため訪日したヨハネソン大統領 と会談し、北極分野や海洋生物資源の持続的な利用などに関して引き続き協力することを確認した。
- スウェーデン: 6月、NATO首脳会合出席のためスペインを訪問した岸田総理大臣は、アンデション首相と会談し、基本的 価値を共有するパートナーであるスウェーデンとの関係を一層強化することを確認した。12月、日・スウェーデン防衛装 備品・技術移転協定の署名及び外相電話会談が実施された。
- デンマーク: 4月、鈴木貴子外務副大臣は、訪日したラナ・フェロー諸島自治政府外相と会談を行い、日本政府とフェロー 諸島自治政府との間の協力覚書に署名した。
- ノルウェー: 林外務大臣は、3月にヴィットフェルト外相とテレビ会談を、また9月に故安倍晋三国葬儀参列のため訪日した 同外相と会談を行い、二国間関係の一層の発展のために協力の可能性を探っていくことで一致した。
- フィンランド:5月、岸田総理大臣は、訪日したマリン首相と会談を行い、二国間関係及び地域情勢に関し意見交換をし、 ワーキング・ホリデー協定に署名を行った。9月、林外務大臣は、故安倍晋三国葬儀参列のため訪日したハーヴィスト外 相と会談を行った。

【ベネルクス三国】

- オランダ:2月、林外務大臣は、フックストラ副首相兼外相と電話会談を実施した。さらに、7月及び11月、同副首相兼外 相と会談を行い、FOIPの実現に向けた連携強化などを確認した。11月、3年ぶりとなる日本・オランダ平和交流事業を 実施した。
- ベルギー: 12月、アストリッド王女殿下が経済ミッションを率いて訪日し、岸田総理大臣は、同王女殿下と会談を行った。 林外務大臣は、4月にウィルメス外相と会談し、9月には新任のラビブ外相と電話及び対面で会談を実施した。12月にも 同外相と会談し、FOIPの実現や地域情勢について連携していくことを確認した。
- ルクセンブルク: ベッテル首相は、9月の故安倍晋三国葬儀参列に続き、10月にも訪日した。岸田総理大臣は、同首相と 会談を行い、FOIPの実現や地域情勢について連携していくことを確認した。

【バルト三国】

- エストニア: 9月、岸田総理大臣は、故安倍晋三国葬儀参列のため訪日したラタス国会議長と会談を行った。10月、吉川 ゆうみ外務大臣政務官がエストニアを訪問し、レインサル外相を表敬した。また、第3回日・バルト協力対話に出席し、 日本とバルト三国との協力を引き続き推進することで一致した。
- ラトビア: 10月、吉川外務大臣政務官は、ラトビアを訪問し、リンケービッチ外相と会談を行い、日・NATO間の連携や二 国間経済関係の強化で一致した。また、エスクロンス内相との間でワーキング・ホリデー協定の署名を行った。
- **リトアニア**:6月、鈴木外務副大臣は訪日したランズベルギス外相と会談を行った。8月、林外務大臣は、ランズベルギス 外相と電話会談を行った。10月、岸田総理大臣は訪日したシモニーテ首相と会談し、両首脳は日・リトアニア戦略的パー トナーシップに関する共同声明を発出した。12月、林外務大臣は、日・リトアニア友好100周年の機会に、ランズベル ギス外相との間で100周年を祝賀する書簡の交換を行った。

アイルランド: 7月、岸田総理大臣は、訪日したマーティン首相と会談を行い、グリーンやデジタル分野における経済関係 や人的交流の活性化など、二国間関係を更に発展させていくことで一致し、両首脳は首脳共同声明を発出した。

アンドラ: 2023年1月、内閣改造が実施され、ウバック・フォン外相は留任となった。

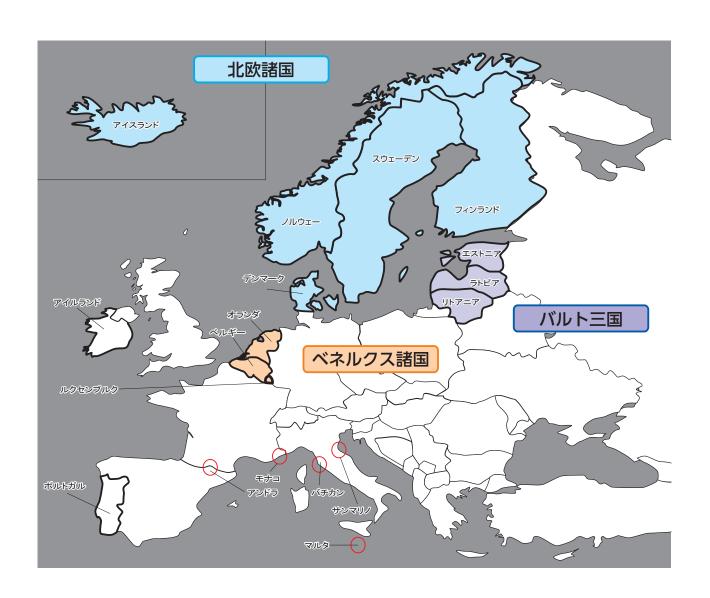
サンマリノ: サンマリノの国家元首として、4月にミーナ執政とロンデッリ執政が就任し、10月にベルティ執政とチャヴァッタ 執政が就任した。

バチカン:5月、岸田総理大臣はバチカンを訪問し、ローマ教皇フランシスコ台下に謁見し、パロリン国務長官と会談を行っ た。日・バチカン外交関係樹立80周年の節目に当たり、二国間関係の強化に加え、「核兵器のない世界」に向けた努力 を含め人類共通の諸課題に対応するため協力することで一致した。

ポルトガル: 6月、鈴木外務副大臣は、訪日したアンドレ副外務・国際協力担当相と会談した。7月、三宅伸吾外務大臣政 務官が第2回国連海洋会議出席のためポルトガルを訪問し、同副外務・国際協力担当相と会談した。

マルタ:9月、林外務大臣は、国連総会の際にボージュ外務・欧州・貿易相と会談し、2023年から安保理非常任理事国を 務める国同士、幅広い分野で協力を強化していくことで一致した。また同月、同外務・欧州・貿易相は故安倍晋三国葬 儀参列のため訪日した。2023年度には、在マルタ兼勤駐在官事務所を新設する予定であり、同事務所の設置により、日 マルタ間の一層緊密な関係の構築及び連携の推進に向けた環境が整備されることとなる。

モナコ:9月、ガメルダンジェ駐日大使が着任し、吉川外務大臣政務官を表敬した。



[V4]

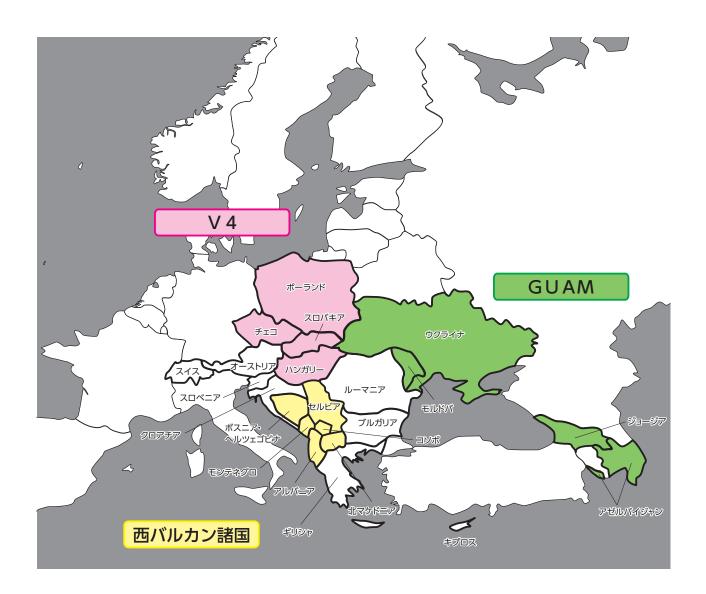
日本とV4各国(スロバキア、チェコ、ポーランド、ハンガリー)との二国間関係は長い歴史があり、伝統的に良好であ る。ウクライナの近隣国であり自由、民主主義、法の支配や人権といった基本的価値や原則を共有するV4との連携は重要。 5月に第11回「V4+日本」政策対話を開催し、幅広い分野での連携強化を確認した。

スロバキア (7月からV4議長国):7月にスイスで鈴木外務副大臣とブロツコヴァー外務・欧州問題副相との会談を行い、 ウクライナ避難民支援や復興に関する枠組み作り、地域情勢において更なる連携を確認した。

チェコ:7月にスイスで鈴木外務副大臣がコザーク第一外務副相との会談し、9月の国連総会ハイレベル・ウィークの機会に 林外務大臣がリパフスキー外相と会談を実施した。そのほか、同月のスコペチェク下院副議長の故安倍晋三国葬儀出席、 11月のコザーク第一外務副相訪日など、2022年後半にEU議長国を務めたチェコと対面外交が活発化した。

ポーランド: ※127ページ 第5節欧州2(7) ポーランド参照

ハンガリー: 12月にグヤーシュ・ハンガリー首相府長官が訪日し、松野博一内閣官房長官及び林外務大臣と会談を実施した。 ウクライナ情勢をめぐる対応や中国、北朝鮮などの地域情勢について意見交換を行い、法の支配に基づく国際秩序を維 持していくことの重要性を確認した。



【西バルカン諸国】

西バルカン地域では、セルビア・コソボ間の緊張関係など、民族間の対立が依然として残っているものの、各国はEU加 盟に向けた改革に取り組むなど、全体として、安定と発展に向けて進展した。 「西バルカン協力イニシアティブ」 (注) の一環で、 西バルカン諸国政府により設立された西バルカン基金との協力事業として、3月に西バルカン各国からの参加者を得た「西 バルカン地域内での寛容と相互尊重の文化の促進」に係る地域間会合を開催したほか、西バルカン地域青年協力機構との 協力事業として、平和構築をテーマとするオンライン青年交流を実施した。

また、同イニシアティブの下、活発なハイレベルの対話が実現した。5月には、林外務大臣は、オスマニ・北マケドニア 外相訪日時に会談を、9月には、国連総会ハイレベル・ウィークの機会にジャチカ・アルバニア欧州・外相と会談を実施し た。9月の故安倍晋三国葬儀に参列のため訪日したクルティ・コソボ首相及びブルナビッチ・セルビア首相が訪日し、岸田 総理大臣は、両首相とそれぞれ会談を実施した。

(注) 2018年1月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてセルビアを訪問し、EU加盟を目指す西バルカン諸国(アルバニア、北マケドニア、 コンボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロ)との協力を進める「西バルカン協力イニシアティブ」を発表し、青年交流、 経済交流などの分野で西バルカン地域全体との協力を促進した。

スロベニア: 2022年に外交関係樹立30周年を迎え、3月には、岸田総理大臣とヤンシャ首相、及び林外務大臣とロガル 外相との間で外交関係樹立を祝賀する記念書簡を交換したほか、林外務大臣とロガル外相との間で外相電話会談を実施 した。

ルーマニア: 2月に林外務大臣は、ドイツでのG7外相会合の際にアウレスク外相と会談を実施したほか、9月には、岸田総 理大臣が故安倍晋三国葬儀に参列のため訪日したチウカ首相と首脳会談を実施した。

ブルガリア:日本の総理大臣による史上初のブルガリア訪問が実現した2018年以降、二国間協力は「西バルカン協力イニ シアティブ」の下で新たな分野へと拡大しており、防災や中小企業振興などの分野でブルガリアとの協力による対西バル カン支援を推進している。

クロアチア: 2023年の外交関係樹立30周年に向けて、経済分野を含む二国間関係の一層の進展が期待される中、11月 には、日・クロアチア航空協定が実質合意に至った。

オーストリア:9月、社会保障協定締結に向けた当局間協議が政府間協議に格上げされたほか、12月には「将来の課題の ための日・オーストリア委員会」第24回会合が対面形式としては3年ぶりに開催された。

スイス:4月、カシス大統領兼外相が訪日し、岸田総理大臣が首脳会談を、林外務大臣が外相会談を実施した。また、10 月には在福岡スイス名誉領事館が新設されたほか、11月には日・スイス租税条約改正議定書が発効した。

<u>ギリシャ</u>: 4月にデンディアス外相が訪日し、林外務大臣と会談を実施した。

キプロス:2022年、日・キプロスは外交関係樹立60周年を迎えた。故安倍晋三国葬儀にはデミトリウ国会議長が参列し た。日・キプロス政務協議も行われ、様々なレベルでの交流が活性化した。

モルドバ: 9月、故安倍晋三国葬儀のためガブリリツァ首相が訪日、また、12月に国際女性会議WAW! 2022参加のため サンドゥ大統領が訪日し、それぞれ岸田総理大臣との間で首脳会談を行った。

欧州への統合に向けて進むモルドバ

旧ソ連の国の一つであるモルドバは、東の国境をウクライナに、西 の国境を北大西洋条約機構(NATO)及びEU加盟国であるルーマニ アに接した国です。ソ連時代に公用語であったロシア語も広く通じま すが、歴史的にはルーマニアとのつながりが強く、国語はルーマニア 語です。旧ソ連の崩壊とともに独立国となりましたが、1989年の独 立以来、世論は親ロシア派と親EU派との間で分断されてきました。 2020年まで大統領を務めたドドン大統領は親ロシア派でしたが、同 年11月に行われた大統領選挙で、親EU・反汚職を掲げたサンドゥ候 補が勝利し、続いて行われた2021年7月の総選挙ではサンドゥ大統 領が立ち上げた「行動と連帯」党が単独過半数を獲得しました。

サンドゥ大統領は2019年に首相を務めていましたが、親EU派の 政党も一枚岩ではなく、その時は在任期間僅か5か月で退陣したた め、大統領選挙及び総選挙の結果は、サンドゥ大統領が率いる親EU 派にとって悲願の達成ともいえるものでした。



日・モルドバ首脳会談 (12月3日、東京 写真提供:內閣広報室)

しかしながら、その後、サンドゥ大統領らは苦難に見舞われます。まずは新型コロナの影響による財 政への負担増がありました。2022年2月に始まったロシアによる隣国ウクライナへの侵略で、それま で重要な収入源だったロシアへの出稼ぎ労働や、ロシア、ウクライナ市場への輸出が減少しました。ま た、モルドバは天然ガス輸入のほぼ100%をロシアに依存しています。ロシアとのガス契約は交渉難航 の末に妥結したものの、ガス料金は9月時点で前年同期比6倍以上となっており、供給量も減少してい ます。モルドバの主要な発電所は、ロシア軍が駐留しモルドバ政府の実効支配が及ばないトランスニス トリア地域にあり、同発電所からの電力供給も低減しています。さらに、人口の2割を超えるウクライ ナ避難民が大量に流入し、その結果、ロシアによるウクライナ侵略後、インフレ率は前年同期比30% を超えることになったのです。

このように、国内が困難に直面する中でも、モルドバ政府は欧州統合路線を堅持し、国際社会は同国 への支援を次々と表明しています。日本も、ウクライナに加え、モルドバを含む周辺国に対し、ジャパ ン・プラットフォーム(JPF)を通じた日本のNGOによるものを含め、各種緊急人道支援を表明しま した。モルドバに調査団を派遣し、各国の緊急医療チーム間の活動の調整や医療データ管理の支援、保 健医療分野などのニーズの把握を行いました。その後、調査団の報告を踏まえて、避難民の流入による 医療システムへの負担を軽減するため、10億円を限度とする医療分野の無償資金供与を決定しました。 また、モルドバへの連帯を示すため、日本は、首都の呼称をロシア語に基づく「キシニョフ」から、 ルーマニア語に基づく「キシナウ」に変更しました。

同国は2021年3月にウクライナに次いでEU加盟を申請、6月にウクライナと共に加盟候補国のス



日本政府の避難民支援の一環としてWHOを通じた 医療機材の引渡し式(11月1日、モルドバ・キシナウ)

テータスを得ています。しかし、EU加盟への道のりは平 坦ではなく、実際の加盟までには10年以上を要している 国もあります。

ウクライナに隣接し、歴史に翻弄されるモルドバは、現 在、民主主義、平和といった基本的価値に基づいて、EU 加盟への道を歩み始めました。日本は責任ある国際社会の 一員として、ロシアによるウクライナ侵略の影響を顕著な 形で受けているモルドバへの支援に関与していくことが求 められています。

第6節 ロシア・ベラルーシと中央アジア・コーカサス

概観

ロシアによるウクライナ侵略という暴挙に対 し、国際社会は即座に対応した。

侵略直後から、世界各地で抗議デモが行わ れ、3月2日に行われた国連総会緊急特別会合 ではロシア軍の即時・完全・無条件の撤退など を要求する決議案が141か国の賛成多数で採 択された。G7・EU諸国を中心に、矢継ぎ早 に厳しい対露制裁が実施され、ウクライナに対 する支援も段階的に強化された。さらに、これ までロシア産エネルギー資源を多く輸入してい た欧州は、ロシア依存からの脱却を進めるな ど、ロシアとの経済関係を急速に収縮させてい る。また、ロシアに進出していた諸外国の企業 は、相次いで事業停止や撤退を発表した。 G7・EU諸国を中心とした国々とロシアとの 直行便は停止され、ロシアとの人的往来が減少 した。このように、ロシアによるウクライナへ の侵略を受け、G7・EU諸国とロシアとの関 係は大きな転換点を迎えている。

こうした状況を受け、ロシアは、G7・EU 諸国を始めとする制裁を課した国々に対する対 決姿勢を示す一方、友好的な関係にある中国、 インド、トルコ、中央アジア・コーカサス諸国 (ウクライナ支持を表明しているジョージアを 除く。) などを始め、対露制裁措置を講じてい ない国々との関係維持・強化に比重を移してい

ベラルーシについては、ロシアによるウクラ

イナ侵略において、自国領域の使用を通じてロ シアの侵略行為を支援したことから、G7・EU 諸国を中心に、国際社会はベラルーシを強く非 難し、ルカシェンコ大統領を始めとする個人、 団体への制裁措置や輸出管理措置などのベラ ルーシに対する制裁を導入した。また、ベラ ルーシ上空を飛行していた民間航空機の強制着 陸に関し、国際民間航空機関 (ICAO) 総会に おいてベラルーシ政府の行為を非難する決議が 採択された。

中央アジア・コーカサス諸国については、地 政学的及び経済的にロシアと密接な関係にある 中で、ロシアによるウクライナ侵略に対し、中 立的な立場を維持する姿勢を示している(ジョー ジアを除く。)。また、エネルギーを始めとする 貿易品目の輸送路やロシアへの出稼ぎ労働者か らの送金などへの影響が生じており対応に苦慮 している。

こうした状況を受け、中央アジア・コーカサ ス諸国に対する国際社会の注目が集まってお り、11月のG7ミュンスター外相会合でも中 央アジアが議題となったほか、日本、米国、 EU、韓国などが中央アジア5か国との間の首 脳級・閣僚級会合を開催した。また、中国の習 近平国家主席は約2年ぶりの外遊先として中央 アジアを訪問した。ロシアは10月に初の中央 アジア・ロシア首脳会合を開催するなど、求心 力の維持に向けて活発な外交を展開している。

ロシア・ベラルーシ

(1) ロシア情勢

ア ロシア内政

2月にロシアがウクライナに対する「特別軍 事作戦」開始を発表した当初、ロシア国内にお いても、様々な形で反戦の動きが見られた。ロ シア各地において小規模ながら抗議活動が行わ れ、ジャーナリスト、企業関係者、学術関係 者、議員などによる反戦の発信や署名活動が一 部で見られた。一方、政権側は、言論・報道の 自由に対する規制の一層の強化などにより反戦 の動きを強力に押さえ込み、国内の独立系報道 機関、ロシアで活動していた海外のNGO、シ ンクタンクなどの中には、ロシア国内での活動 の停止を余儀なくされ、海外へ出国する動きも 見られた。

ウクライナ軍によって被占領地域の一部奪還 が進んだ9月、ロシアのプーチン大統領は部分 的動員令を公表し、当局の発表によれば30万 人規模の動員を行った。これを契機に、ロシア 各地で再び反戦活動が盛り上がると同時に、動 員を逃れるために、何十万人とも言われる人々 の国外脱出が相次いだ。また、和平交渉の開始 を支持する声の高まりも見られた。その後、こ うした国内での動きは下火になった。

9月下旬、ウクライナ国内のドネツク、ルハ ンスク、ザポリッジャ及びヘルソンにおいてロ シアへの「編入」に関する「住民投票」と称す る行為が実施され、その結果を口実として、ロ シアはこれらの地域を違法に「併合」した。

こうした中で、国内では戦時経済への移行を うかがわせるような状況も看取される。軍需品 に係る契約拒否の禁止などを定めた「軍事作 戦」遂行のための特別経済措置が導入されたほ か、戦況や社会のニーズへの迅速な対応に責任 を持つ政府附属調整評議会が設置され、ミシュ スチン首相が議長を務めている。

プーチン大統領の支持率は、ウクライナ侵略

以降、それまでの60%台から70から80%台 となった。部分的動員令の際にわずかな支持率 の低下は見られたものの、引き続き高い水準を 維持している。

1 ロシア外政

ロシアによるウクライナ侵略を受けて、G7 やEUなどがウクライナに対する軍事分野を含 む各種支援や対露制裁措置を次々と発表する 中、ロシアは欧米との対立姿勢を強めている。

2021年秋にウクライナ国境周辺地域におけ るロシア軍の増強が報じられて以降、米国は緊 張緩和に向けてロシアと対話を続けてきたが、 ウクライナ侵略以降の米露間のハイレベルでの 対話は極めて限定的となった。また、2023年 2月、プーチン大統領は、年次教書演説におい て、米露間の新戦略兵器削減条約(新START) の履行停止を発表した。

ロシアでの欧州企業の事業停止・撤退、ロシ ア産エネルギーへの依存度低下、大使館・総領 事館職員の相互追放など、EUとの政治・経済 関係は冷却化の一途にある。露独間、露仏間で は首脳レベルを含め最低限のコンタクト自体は 維持されているものの、対話は平行線をたど り、欧州とロシアとの実務分野の協力も大幅に 縮小している。

一方、ロシアは、ウクライナ侵略に関する独 自のナラティブを展開し、中国、インド、トル コ、中央アジア・コーカサス諸国(ジョージア を除く。)を始め、対露制裁措置を講じていな い国々との関係の維持・深化に努めているが、 各国のウクライナ侵略に対する立場は一様では ない。

中国については、2月の中露首脳会談の際に 発出された共同声明においては、「両国の友好 に止まるところはなく、協力に禁じられた分野 はない」と述べられている。ロシアによるウク

ライナ侵略開始以降、中国はロシアを非難する ことはなく、「一方的な」制裁には反対といっ た立場を示しており、侵略から1年に当たる 2023年2月24日に中国外交部が発表した「ウ クライナ危機の政治的解決に関する中国の立 場」と題する12項目から成る文書にも同様の 記述がある。中露間では首脳・外相レベルの緊 密なコンタクトが強化されており、ロシアによ るウクライナ侵略後も、日本周辺における共同 航行や共同飛行といった軍事分野での連携が強 化されている。また、ロシアからの原油や液化 天然ガス (LNG) の輸入拡大を始め、貿易額 は拡大傾向にある。

ロシアと伝統的に良好な関係を維持している インドは、ロシアへの直接的な非難は行ってい ないが、9月に行われた露印首脳会談で、モ ディ首相はプーチン大統領に対し、「今は戦争 の時代ではない」と発言し、戦闘行為の早期停 止及び対話・外交の必要性を公の場で主張し た。一方、インドはロシアから原油や肥料の輸 入量を拡大させており、ロシアとの経済関係維 持を重視している姿勢がうかがえる。

ロシア、ウクライナのいずれとも良好な関係 を維持するトルコは、ロシアによるウクライナ 侵略関連の国連総会決議に賛成し、ロシアの行 動を非難している。同時に、ロシアとハイレベ ルで対話を継続しており、ロシア・ウクライナ 間の交渉仲介や、国連と共に黒海穀物イニシア ティブを仲介役として取りまとめるなど、ロシ アによるウクライナ侵略をめぐる情勢に関与し 続けている。

ロシアは、ベラルーシや中央アジア・コーカ サス諸国などを重視し、これらへの関与も引き 続き継続している。2022年には初めて、中央 アジア・ロシア首脳会合がカザフスタンで開催 された。ロシアによるウクライナ侵略関連の国 連総会決議に対しては、中央アジア・コーカサ ス諸国は一部を除き欠席又は棄権しており、多 くの国は対外的に立場を明確にすることを避け ている。

プーチン大統領は、ウクライナ侵略直後にロ シア軍抑止力部隊を特別戦闘当直態勢に移行さ せたほか、ロシアからは様々な発信を通じて核 による威嚇がなされており、核兵器が使用され る可能性が懸念される状況が続いている。

インド太平洋地域においては、9月のロシア 軍戦略指揮・参謀部演習「ヴォストーク2022」 で、中国軍が初めて陸・海・空の3軍種を一度 にロシア軍の演習に参加させた。また、ロシア 軍が、日本周辺で中国軍の爆撃機との共同飛行 や艦艇の共同航行を実施するなど、中国との軍 事的な連携を強化する動きがみられる。中露両 国の軍が日本周辺において頻度を上げて共同行 動を継続していることについて、日本の安全保 障の観点から、重大な懸念を持って注視してい く必要がある。

ウロシア経済

1月から3月のGDP成長率はプラス3.5%で あったが、対露制裁などの影響を受けて、4月 から6月はマイナス4.1%、7月から9月はマイ ナス3.7%に落ち込んだ。また、2022年予算 は国防費の歳出増などの影響もあり、予想され た財政黒字から赤字に転落した。2023年以降 の予算でも国防費などの大幅な増額が想定され ている。

ウクライナ侵略後、ロシア中央銀行は政策金 利の大幅引上げを含む幅広い金融措置を講じ て、対露制裁の影響緩和に努めた。侵略直後に は大幅な通貨安になったが、時間の経過ととも に表面上は通貨価値が回復したほか、インフレ 率は5月初めをピークに、その後は下降傾向を たどった。

一方、外国企業の事業停止・撤退は消費行動 に加えて生産にも制約を課した。さらに、対露 制裁の影響を受けて半導体などハイテク分野の 輸入が減少し、サプライチェーンに混乱が生じ たことで、自動車や航空業界などで生産活動に 影響を与えた。これに対し、ロシアは代替品の 内製化を試みることで対処しようとしている。

ロシアは、地下資源開発ライセンスを外国企 業からロシア法人に強制的に移転させるなどの 措置を採り、さらに、一部の国に対してガス供 給を制限するなど、エネルギー分野で様々な 「対抗措置」をとった。

(2) 日露関係

ア日露関係総論

ロシアによるウクライナ侵略直前の2月17 日に実施した日露首脳電話会談では、岸田総理 大臣からプーチン大統領に対し、ウクライナ情 勢について重大な懸念を持って注視している、 力による一方的な現状変更ではなく、外交交渉 により関係国にとって受け入れられる解決方法 を追求すべきであると働きかけた。

同月24日に始まったロシアによるウクライ ナ侵略は、日露関係にも深刻な影響を及ぼすこ ととなった。この侵略を受け、日本は厳しい対 露制裁措置を実施してきている(詳細は特集 「ロシアによるウクライナ侵略と日本の対応」 16ページを参照)。5月には、ロシア国民に対 する日本の個人制裁に関連し、ロシア政府は、 岸田総理大臣、林外務大臣を含む計63人の日 本国民のロシアへの入国を無期限で禁止するこ とを発表し、7月には同様に衆議院議員384人 のロシアへの無期限入国禁止を発表した。

また、日本は4月、ウクライナ情勢を踏まえ、 総合的に判断した結果、8人の駐日ロシア大使 館の外交官及びロシア通商代表部職員の国外退 去を求めた。これを受け、同月、ロシア側は、 在ロシア日本国大使館員8人の国外退去を要求 した。日本は、軍事的手段に訴え今回の事態を 招いたのはロシア側であり、日露関係をこのよ うな状態に追いやった責任は全面的にロシア側 にあるにもかかわらず、ロシア側がこれらの措 置を採ったことは断じて受け入れられないと、 ロシア側に抗議した。

文化・人的交流の分野では、1月に「日露地

域・姉妹都市交流年(日露地域交流年)」の開 会式を札幌において開催した。その後ロシアに よるウクライナ侵略を受け、当面の間、政府レ ベルでの日露間の文化・人的交流を基本的に見 送っている。

4月には、北海道知床半島沖で観光船「KAZU I」海難事故が発生した。国後島及びサハリン 島で発見された3体の御遺体について、ロシア 側との間で、事故の行方不明者とのDNA情報 の一致を確認の上、日本側への早期の引渡しに 向け調整を行った結果、9月に引渡しが実現し た。

9月には、在ウラジオストク日本国総領事館 員が違法な情報収集活動を行ったとしてロシア 当局に拘束され、「ペルソナ・ノン・グラータ (好ましからざる人物)」の通告を受けて国外退 去を求められる事案が発生した。同館員が違法 な活動を行った事実は全くなく、ロシア側が 行った拘束や威圧的な取調べなどの行為は領事 関係に関するウィーン条約及び日ソ領事条約の 明白かつ重大な違反であり、決して受け入れら れないことから、日本政府として厳重に抗議を 行い、また、ロシア側に対して正式な謝罪と再 発防止を求めた。さらに、10月には、ロシア 側の措置に対する相応の措置として、日本は、 在札幌ロシア総領事館の領事1人に対して「ペ ルソナ・ノン・グラータ」を通告し、国外退去 を求めた。

漁業分野では、6月、ロシア政府は北方四島 周辺水域操業枠組協定1についてサハリン州政 府との協力事業を理由に一方的に履行停止を発 表したものの、その後の調整により9月から操 業が開始された。しかしながらロシア側がこの 協定に基づく2023年分操業の交渉には応じて いない状況が続いている。政府としては、ロシ アによるウクライナ侵略以降も、ほかの日露間 の漁業協定を含め、日本の漁業活動に係る権益 の維持・確保のため協議を行ってきている。

¹ 北方四島周辺水域における日本海船の操業に関する協定

✓ 北方領土と平和条約締結交渉

日露関係にとって最大の懸案は北方領土問題 である。北方領土は日本が主権を有する島々で あり、日本固有の領土であるが、現在ロシアに 不法占拠されている。戦後77年を経過した今 も未解決のままとなっており、日本政府として、 領土問題を解決して平和条約を締結するとの方 針の下、これまで粘り強く交渉を進めてきた²。

しかしながら、3月、ロシア政府は、ロシア によるウクライナ侵略に関連して日本が行った 措置を踏まえ、平和条約交渉を継続しない、自 由訪問及び四島交流を中止する、北方四島にお ける共同経済活動に関する対話から離脱するな どの措置を発表した。また、9月、ロシア政府 は、自由訪問及び四島交流に係る合意の効力を 停止するとの政府令を発表した。

現下の事態は全てロシアによるウクライナ侵 略に起因して発生しているものであり、それに も関わらず日本側に責任を転嫁しようとするロ シア側の対応は極めて不当であり、断じて受け 入れられない。政府として、ロシア側に強く抗 議し、即時に侵略を停止し、部隊を撤収するよ う強く求めてきている。

ロシアによるウクライナ侵略によって日露関 係は厳しい状況にあり、今この時点では、平和 条約交渉の展望について述べる状況にないが、 政府としては、領土問題を解決し、平和条約を 締結するとの方針を堅持していく考えである。 また、現状では、四島交流等事業³を行う状況 にはなく、新型コロナをめぐる状況により実施 できなかった2020年、2021年に引き続き、 2022年も事業は実施できなかった。北方墓参 を始めとした事業の再開は、今後の日露関係の 中でも最優先事項の一つである。政府として一 日も早く本件事業が再開できるような状況とな ることを強く期待しており、引き続き、適切に 対応していく。

なお、北方四島でのロシアの軍事演習を含む 軍備強化に向けた動きに対しては、領土問題に 関する日本の立場と相容れないとしてロシア側 に対して抗議している。

ウ日露経済関係

2022年1月から12月までの日露間の貿易額 は、対前年比で6.2%の増加となった(同期間 の貿易額全体は、約2兆5,637億円(出典:財 務省貿易統計))。日本の対露制裁措置により日 本からロシアへの輸出額が減少した一方、世界 的な資源価格の高騰や円安の影響などによりロ シアから日本への輸入額は増加したためとみら れる。

ロシアによるウクライナ侵略の前の2月15 日、貿易経済に関する日露政府間委員会共同議 長間会合(オンライン形式)が行われ、林外務 大臣はレシェトニコフ経済発展相に対して、ウ クライナ情勢を重大な懸念を持って注視してお り、主権・領土一体性の原則の下、緊張を緩和 し、外交的解決の追求を求めるとの日本の立場 を伝えた上で、経済関係や交流に係る日露協力 の現状について議論を行った。

しかしながら、同月、ロシアはウクライナへ の侵略を開始し、経済分野を含め二国間関係を 従来どおりとすることは困難な状況となった。 このため、2016年に提案された8項目から成 る「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新 のための協力プラン」を含む、ロシアとの経済 協力に関する政府事業は、当面見合わせること を基本としている。

また、日本は、国際秩序の根幹を揺るがす暴 挙には高い代償が伴うことを示すため、G7を 始めとする国際社会と連携し、ロシアの個人・ 団体などに対する制裁、銀行の資産凍結などの 金融分野での制裁、輸出入禁止措置などの厳し い対露制裁を迅速に実施している。エネルギー



² 北方領土問題に関する日本政府の立場については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo.html

³ 北方墓参、自由訪問、四島交流訪問・受入れ(患者受入れ、専門家交流含む。)を指す。

分野については、G7首脳声明に基づき、石 油・石炭を含め、ロシアのエネルギーへの依存 をフェーズアウトすることとしているが、ロシ アにおける石油・天然ガス開発事業「サハリン 1]、「サハリン2」については、日本のエネル ギー安全保障上重要なプロジェクトであり、権 益を維持する方針である。

(3) ベラルーシ情勢

2021年末以降、ウクライナ国境周辺地域に おいてロシア軍の増強などによりますます緊張 が高まる中で、ベラルーシは、2月10日、ロ シアとの合同軍事演習を開始し、同月24日に 開始されたロシアによるウクライナ侵略では、 自国領域の使用を通じてロシアの侵略行為を支 援した。日本は、ロシアによる侵略に対するべ ラルーシの明白な関与に鑑み、ベラルーシを強 く非難し、ルカシェンコ大統領を始めとする個 人、団体への制裁措置や輸出管理措置などのべ ラルーシに対する制裁を導入した。さらにその 後も、ロシア軍の国内での駐留を認め、共同で の軍事演習などを実施している。

2月に憲法改正に関する国民投票が実施され、 ベラルーシを非核化地域、中立国家とすること を目指すとした規定の削除、大統領の3選禁止 規定の復活、大統領候補の資格厳格化などの修 正案が賛成多数で採択された。

2021年5月に発生したベラルーシ上空を飛 行していた民間航空機の強制着陸に関し、 2022年7月にICAO理事会がベラルーシによ る国際民間航空条約(シカゴ条約)違反があっ たとする決定を採択し、10月、ICAO総会に おいて同決定が承認され、ベラルーシ政府の行 為を非難する決議が採択された。

2022年のノーベル平和賞は、自国の市民社 会を代表し、長年にわたり、権力を批判し市民 の基本的権利を保護する権利を推進してきたな どの理由により、ロシア、ウクライナの人権関 連団体とともに、ベラルーシの人権団体「ヴャ スナ(春)」の創設者であるアレシ・ビャリャ ツキ氏が受賞した。

チハノフスカヤ氏を始めとしたベラルーシ反 体制派は、ベラルーシ周辺国を拠点として国際 社会に対する支援の訴えを継続し、8月にはリ トアニアに集結して会合を開催し、合憲性と秩 序の回復、独裁政権から民主政権への移行の確 保、公正で自由な選挙実施のための条件の創設 などを目的とした「統一移行内閣」の創設を表 明した。



中央アジア・コーカサス諸国

(1) 総論

中央アジア・コーカサス諸国は、東アジア、 南アジア、中東、欧州、ロシアを結ぶ地政学的 な要衝に位置し、石油、天然ガス、ウラン、レ アメタルなどの豊富な天然資源を有する。ま た、中央アジア・コーカサス諸国を含む地域全 体の安定は、テロとの闘い、麻薬対策といった 国際社会が直面する重要課題に取り組んでいく 上でも高い重要性を有する。日本はハイレベル の対話などを通じてこれら諸国との二国間関係 を強化し、「中央アジア+日本」対話の枠組み

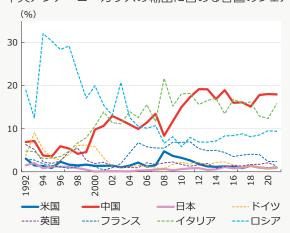
などを活用した地域協力促進のための取組を続 けている。

2022年は日本と中央アジア・コーカサス諸 国の外交関係樹立30周年であり、岸田総理大 臣と林外務大臣による各国首脳・外相との間で 祝辞を交換したほか、ハイレベルでの二国間交 流など関係強化に向けた取組を積極的に実施し た(149ページ コラム参照)。また、ロシア によるウクライナ侵略を受けて、ロシアを経由 せずコーカサス地域経由で中央アジアと欧州を 結ぶ輸送路である「カスピ海ルート」の重要性

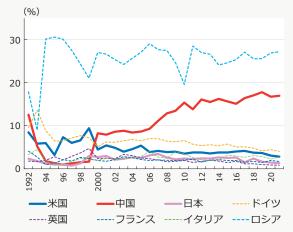
経済データで見る中央アジア・コーカサス地域と日米中などの関係[「]

- ・貿易:輸出先としては中国が最大であるが、イタリア向け(カザフスタンやアゼルバイジャンからの 資源輸出) やロシア向けも大きい。輸入面ではロシアが依然として中国を上回っている(カザフスタ ン、ウズベキスタン、アゼルバイジャンとの貿易額が大きい。)。2021年ではこの地域の輸出に占め るシェアにおいて日本は第25位、輸入では第16位2。
- ・投資:域内シェアで約7割を占めるカザフスタン向けで第2位となっている米国のプレゼンスが大き い (カザフスタン向け首位はオランダ)。フランス、英国、中国がこれに次ぐ規模。また、ロシアは キルギス、アルメニア、タジキスタンへの主な投資国であるなど、旧ソ連圏で一定の存在感を示して いる。日本はカザフスタン向けのほかは目立たず、米英や中露の規模を下回っている。
- ・金融:二国間の対外債務としては中国が首位であるが、近年減少傾向。トルクメニスタン、ウズベキ スタンを中心に債権を有する日本は2021年時点で第2位。

中央アジア・コーカサスの輸出に占める各国のシェア

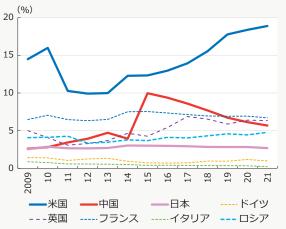


中央アジア・コーカサスの輸入に占める各国のシェア



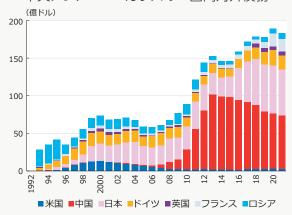
- (注1) IMF (DOT) データに基づき外務省が作成
- (注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

中央アジア・コーカサスへの直接投資残高に占める各国のシェア



(注) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成

中央アジア・コーカサスの二国間対外債務



- (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 本データに関する留意事項について 179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位

が高まったことを受け、外務省は、関係省庁・ 機関や日本企業と共に調査団を組成してカザフ スタン及びアゼルバイジャンで同ルートに関す る調査を実施した。

中央アジア・コーカサス諸国は、ウクライナ 侵略関連の国連総会決議に対しては、一部を除 き欠席又は棄権しており、多くの国は対外的に 立場を明確にすることを避けている。ウズベキ スタンは一貫して、「客観的で中立的な立場」 であることを対外的に説明している。カザフス タンは、6月にトカエフ大統領がサンクトペテ ルブルク経済フォーラムの席上、プーチン・ロ シア大統領を前に「ドネツク人民共和国」と 「ルハンスク人民共和国」の承認を否定してい る。タジキスタンは、ロシアによるウクライナ 侵略について特に対外的なコメントを行ってい ないが、10月に開催された中央アジア・ロシ ア首脳会合において、ラフモン・タジキスタン 大統領がロシアのプーチン大統領に対して、中 央アジアに旧ソ連のような政策が今も行われて おり、尊重されることを望むと発言したことは 注目を集めた。

(2) 中央アジア諸国

中央アジア諸国は、自由で開かれた国際秩序 を維持・強化するパートナーであり、日本は、 中央アジアの平和と安定に寄与することを目的 とした外交を推進している。

要人往来も活発に行われ、4月には「中央ア



「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合(12月24日、東京)

ジア+日本|対話・第8回外相会合がオンライ ンで開催され、ロシアによるウクライナ侵略を 含む地域情勢などに関する意見交換が行われた ほか、林外務大臣がカザフスタン及びウズベキ スタンを訪問した。12月には中央アジア5か 国の外相が初めてそろって訪日し、「中央アジ ア+日本」対話・第9回外相会合が10年ぶり に東京で開催された。外相会合では、中央アジ アの持続可能な発展の達成に向け、「人への投 資」、「成長の質」に重点を置いた新たな発展モ デルを確立し推進していくことを決定し、「カ スピ海ルート」についても意見交換を行った。 また、ロシアによるウクライナ侵略やアフガニ スタン情勢を踏まえた対応についても率直な意 見交換を行った。

中央アジア諸国の間では、7月に第4回中央 アジア諸国首脳協議会合が実施され、11月に はウズベキスタン・キルギス間で国境画定に合 意されるなど、引き続き域内協力の前進が見ら れた一方で、キルギスとタジキスタンの国境付 近では、9月に軍事衝突が発生した。同月内に 停戦合意がなされたが、キルギス側では一時的 に約14万人の国内避難民が発生した。キルギ ス国内の人道状況の悪化を受け、日本政府は国 連世界食糧計画 (WFP)、国連難民高等弁務官 事務所(UNHCR)を通じて100万ドルの緊 急無償資金協力の実施を決定した。

ウズベキスタンでは、ミルジヨーエフ大統領 が改革路線を引き続き進めている。日本との関 係では、4月のウムルザーコフ・ウズベキスタ ン副首相兼投資・対外貿易相の訪日や、林外務 大臣のウズベキスタン訪問、6月の岸田総理大 臣とミルジョーエフ大統領との電話会談、12 月の外相会談などハイレベルでの政治対話を活 発に実施した。林外務大臣は12月の「中央ア ジア+日本」対話・第9回外相会合に際して訪 日したノロフ外相と会談し、労働分野や環境・ 気候変動分野、人材育成分野における協力、地 域情勢などについて意見交換を行った。

カザフスタンでは、1月にアルマティを中心

に全国で騒乱が生じたが、カザフスタンの要請 によりロシア主導の集団安全保障条約機構 (CSTO) 平和維持部隊が派遣され、事態は沈 静化した。カザフスタン政府は、本件騒乱をマ シモフ前国家保安委員会議長らによるクーデ ター未遂としている。この騒乱を機に、ナザル バエフ初代大統領が安全保障会議議長から退任 し、トカエフ大統領による大規模な国内改革の 取組が強化された。6月には憲法改正の国民投 票を実施、9月には首都名がヌルスルタンから アスタナに再変更、11月には前倒し大統領選 挙によりトカエフ大統領が再任された。日本と の間では、4月に林外務大臣がカザフスタンを 訪問し、トカエフ大統領及びトレウベルディ副 首相兼外相と会談を行った。林外務大臣は、9 月、12月にも同国と外相会談行い、エネルギー や脱炭素分野での協力、地域情勢などについて 意見交換を行った。

キルギスとの関係では、林外務大臣は、9月 及び12月にクルバエフ・キルギス外相と会談 を行った。12月の会談では、両外相は2023 年から2025年までの両国外務省間の協力プロ グラムに署名を行い、二国間関係をより一層推 進し、対話を活性化することで一致した。ま た、クルバエフ外相から、10月に日本が行っ た緊急無償資金協力を含むこれまでの支援に対 して謝意が表明された。

タジキスタンとの関係では、12月にサイー ド第一副首相とムフリッディン外相がそれぞれ 訪日した。林外務大臣はムフリッディン外相と の会談で、2023年から2025年までの両国外 務省間の協力に関するプログラムに署名を行 い、人材育成やインフラ整備などを始めとする 二国間の協力や地域情勢に関して緊密に連携し ていくことを確認した。

トルクメニスタンでは、3月にグルバング ルィ・ベルディムハメドフ大統領の長男のセル ダル・ベルディムハメドフが新大統領に選出さ れた。日本との間では、4月には岸田総理大臣 とベルディムハメドフ大統領との電話会談、9

月に岸田総理大臣とベルディムハメドフ人民評 議会議長(前大統領)との会談が行われた。 12月には、林外務大臣がメレドフ副首相兼外 相と会談し、脱炭素分野を含む経済関係を強化 し、教育や文化の分野でも協力を強化していく ことで一致した。

また、近年、中央アジア諸国及び周辺国の間 では、地域協力の推進に向けた動きが活発化し ている。2022年には、ユーラシア経済同盟 (EAEU) 首脳会合(12月)、独立国家共同体 (CIS) 首脳評議会 (10月)、上海協力機構 (SCO) 首脳会合 (9月)、集団安全保障条約機 構(CSTO) 首脳会合(11月)、テュルク諸国 機構(11月)など、中央アジア諸国の首脳が 出席する会合が行われた。

さらに、中央アジア5か国に1か国が加わる 形式の首脳・外相会合も活発に行われている。 2022年には、日本、米国、EU、中国、ロシ ア、韓国がこの形式で中央アジア5か国との間 でそれぞれ外相会合を行い、EU、中国、イン ド、ロシアは首脳会合を行った。

(3) コーカサス諸国

コーカサス地域は、アジア、欧州、中東をつ なぐゲートウェイ (玄関口) としての潜在性と 国際社会の平和・安定に直結する地政学的重要 性を有している。一方、ジョージアでは南オセ チア及びアブハジアをめぐる問題、アゼルバイ ジャンとアルメニアとの間ではナゴルノ・カラ バフをめぐる問題などが依然として存在する。 日本は、2018年に(ア)国造りを担う人づく り支援(人材育成)及び(イ)魅力あるコーカ サス造りの支援(インフラ支援及びビジネス環 境整備)の2本柱から成る「コーカサス・イニ シアティブ」を発表し、これに沿った外交を展 開している。

ナゴルノ・カラバフ問題に関して、日本は、 OSCEミンスク・グループを始めとする対話 を通じ、国際法の諸原則に基づき、両国間の紛 争に関連する残された問題が平和的に解決され

ることを期待するとの立場をとっている。 2022年には、2020年11月のロシア、アゼル バイジャン、アルメニア3か国首脳共同声明に よる停戦合意を基礎として、米国、EU、ロシ アなどの仲介による対話の動きがみられた一 方、9月には同合意以降最大規模の武力衝突が 国境地帯で発生し、12月には、ナゴルノ・カ ラバフ地域とアルメニアをつなぐ唯一の交通路 であるラチン回廊において、アゼルバイジャン 側の環境団体を名乗る団体がデモを展開し、こ れに対してアルメニア側が、回廊が封鎖され人 道危機が生じていると訴える事態となった。

アゼルバイジャンとの関係では、日本は、 12月に、ソ連崩壊後に承継されている現行の 租税条約を全面的に改正する新たな条約に署名 した。この条約により、両国間の投資・経済交 流が一層促進されることが期待される。

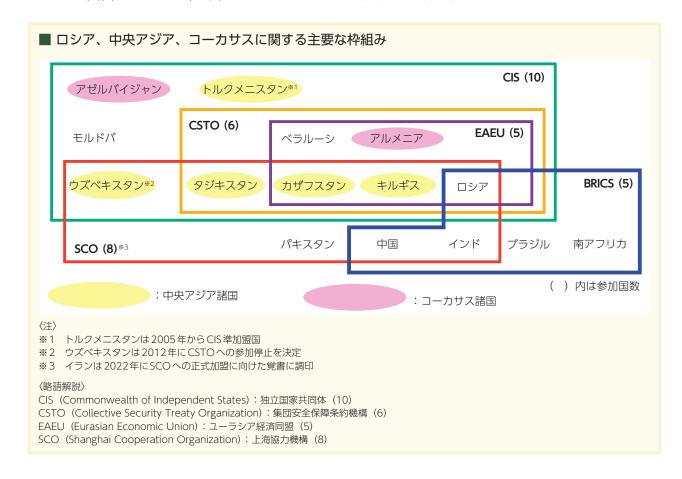
アルメニアとの関係では、9月にニューヨー クで林外務大臣がミルゾヤン外相との会談を行 い、地域情勢などについて意見を交わした。ア ルメニア国内では2022年1月にサルキシャン



日・ジョージア外相会談(12月15日、東京)

大統領が任期満了前に辞任し、3月の国民議会 での大統領選挙でハチャトゥリャン大統領が選 出された。

ジョージアとの関係では、林外務大臣が、 12月に訪日したダルチアシヴィリ外相と外相 会談を行った。両外相は、「カスピ海ルート」 を念頭に置いた地域の連結性強化や、9月に署 名した二国間クレジット制度(ICM)の協力 覚書に基づく脱炭素分野での協力など、二国間 関係を一層強化していくことで一致した。



コラム

日本と中央アジア・コーカサス諸国との 外交関係樹立30周年

中央アジア・コーカサス諸国は、広大なユーラシア大陸のほぼ中央部に位置し、古くはヨーロッパと アジアを結ぶシルクロードの拠点として繁栄しました。19世紀にロシアに併合されましたが、1991年 のソ連解体を経て独立し、日本は1992年9月までにこれら8か国を国家として承認し、外交関係を開 設しています。独立以降、30年にわたって日本と中央アジア・コーカサス諸国は様々な分野において 交流を発展させてきました。

日本と中央アジア・コーカサス諸国の外交関係樹立日

	国名	外交関係樹立日			
中央アジア	ウズベキスタン	1992年1月26日			
	カザフスタン	1992年1月26日			
	キルギス	1992年1月26日	ロシア		and the same of th
	タジキスタン	1992年2月 2日	Russia	中央アジア Central Asia	
	トルクメニスタン	1992年4月22日	1		77.9 † Astana
コーカサス	アゼルバイジャン	1992年9月 7日	300	The same	カザフスタン Kazakhstan
	アルメニア	1992年9月 7日	1		KaZaKiiStan
Z	ジョージア	1992年8月 3日	1		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
		無海 Black Sea ジョージア Georgia Turkey Yerevan エレベ アルメニア Armenia	アゼルバイジャン Azerbaijan Baku バクー	アラル海 Aral Sea Ashgabat アシガバット	Bishkek ビシュケケ しまた ksyk-kul キルギス Kyrgyz Republic Tashkent タジナント ウズベキスタン Uzbekistan Dushanbe トラットン Tajikistan トルケメニスタン Turkmenistan アフガニスタン Alghanistan アフガニスタン Alghanistan

中央アジアの安定と発展には、地域共通の課題解決に向けた地域協力が不可欠であり、その協力を促 していくため、日本は2004年に「中央アジア+日本」対話を立ち上げました。現在では、ほかの主要 国も、このような日本と同様の対話の枠組みを設けていますが、「中央アジア+日本」対話はこれらの 先駆け的存在です。2015年には、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて中央アジア5か国を、 2018年には河野太郎外務大臣がコーカサス3か国を訪問し、様々な分野での交流が深化しました。ま た、2015年には在アルメニア日本国大使館が開館し、8か国全てに日本大使館が置かれました。

外交関係樹立30周年となる2022年には、12月にダルチアシヴィリ・ジョージア外相が、「中央アジ ア+日本」対話・第9回外相会合へ参加するために中央アジア5か国の外相が初めてそろって訪日する など、ハイレベルの要人往来を含む活発な交流が行われました。また、岸田総理大臣と中央アジア・ コーカサス各国の首脳、林外務大臣と各国の外相との間で、それぞれの外交関係樹立30周年記念日を 祝うとともに、両国関係の更なる発展に努めることを確認する書簡を各国と交換しました。

中央アジア5か国との間では、中央アジアを舞台にした 漫画『乙嫁語り』などで著名な漫画家の森薫氏による「中 央アジア+日本」対話のイメージキャラクターを使用した 日・中央アジア5か国外交関係樹立30周年の公式ロゴマー クが製作されました。また、政治、経済、観光、文化など 様々な分野において、地方自治体や民間企業などが主催す る記念事業が盛んに行われました。中央アジア5か国では 「和太鼓グループ彩」による公演、ウズベキスタンでは盆 栽のワークショップや「日本食・食品サンプル展」、カザ フスタンでは「日本文化デー」を開催するなど、日本文化 の発信も積極的に行われました。

コーカサス諸国との間では、アゼルバイジャン、ジョー ジアとの間でそれぞれ外交関係樹立30周年を記念するロゴ マークが作成されたほか、中村天平氏のピアノコンサート など様々な記念事業が実施されました。アルメニアでは第 15回日本映画祭が4都市で開催されました。



日・中央アジア5か国外交関係樹立30周年 公式ロゴマーク



「和太鼓グループ彩」によるコンサート (11月20日、トルクメニスタン・アシガバット)



中村天平氏によるピアノリサイタル (7月18日、アゼルバイジャン・バクー)



日・アゼルバイジャン友好年 2022ロゴマーク



日・ジョージア外交関係開設 30周年ロゴマーク

第7節 中東と北アフリカ

概観

中東・北アフリカ地域(以下「中東地域」と いう。)は、欧州、サブサハラ・アフリカ、中 央アジア及び南アジアの結節点という地政学上 の要衝に位置する。世界の石油埋蔵量の約5割、 天然ガス埋蔵量の約4割を占め、世界のエネル ギーの供給地としても重要であることに加え、 高い人口増加率も背景に、湾岸諸国を中心に経 済の多角化や脱炭素化を進めており、市場とし ても高い潜在性を有している。また、2月24 日のロシアによるウクライナ侵略を受け、エネ ルギー価格が高騰し、エネルギー市場の安定化 に向けた湾岸産油・産ガス国の役割に関心が集 まった。

同時に中東地域は、歴史的に様々な紛争や対 立が存在し、今も多くの不安定要因・課題を抱 えている。近年は、イランをめぐり地域の緊張 が高まっていることに加え、2011年に始まっ た「アラブの春」以降の政治的混乱も各地で継 続している。シリアにおける内戦も終息せず多 くの難民・国内避難民が生まれ、周辺国を含む 地域全体の安定に大きな影響を及ぼしている。 イエメンにおいても、イエメン政府、ホーシー 派などの当事者間で4月に全土での一時的な停 戦が実現したものの、10月にはこれが失効し、 厳しい治安、人道状況が継続している。また、 「イラクとレバントのイスラム国 (ISIL)」のよ うな暴力的過激主義の拡散リスクも今なお各地 に残存している。さらに、アフガニスタンで は、2021年8月のタリバーンによるカブール 制圧以降、深刻な人道状況の更なる悪化が懸念 されている。

一方、2020年以降、一部の国・地域では関 係改善に向けた情勢の変化が見られている。 2020年、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレー ン、スーダン及びモロッコがイスラエルと国交 正常化に合意したほか、2021年には2017年 以降継続してきたカタール断交問題¹が解消し た。2022年にはトルコがイスラエルと4年ぶ りに外交関係を正常化したほか、米国の仲介に よりイスラエル・レバノン間の海洋境界の画定 が行われるなど、地域の安定化に資する動きも 見られる。

2021年1月に成立した米国のバイデン政権 は、前政権下で離脱したイラン核合意への復帰 に向けてイランと協議を行う姿勢を表明し、中 東和平に関してはパレスチナとの関係改善に取 り組むなど、その諸政策が中東地域に及ぼす影 響が引き続き注目される。2022年7月には、 就任後初となる中東訪問として、バイデン大統 領はイスラエル、パレスチナ、サウジアラビア を歴訪した。また、中国も中東地域との関係強 化を進めており、12月には習近平国家主席が、 2016年以来となる中東訪問としてサウジアラ ビアを訪問し、中国・サウジアラビア首脳会談 のほか、初となる中国・GCC(湾岸協力理事 会) 首脳会合及び中国・アラブ・サミットを実 施した。

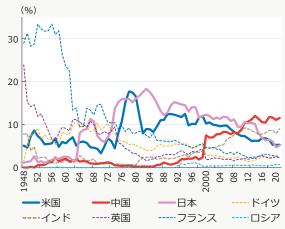
日本は、原油の9割以上を中東地域から輸入 しており、日本の平和と繁栄のためにも、中東 地域の平和と安定を促進し、中東地域諸国との 良好な関係を維持、強化していくことが、極め て重要である。こうした観点から、日本は、近

²⁰¹⁷年6月、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、エジプトなどは、これら関係国によりテロ組織に指定されているムスリム同胞 団へのカタールによる支援などを理由に、カタールとの外交関係断絶を発表した。

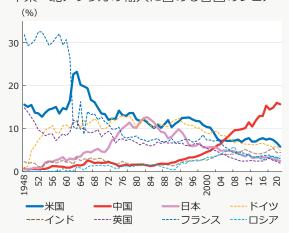
経済データで見る中東・北アフリカと日米中などの関係し

- ・貿易:輸出入両面で中国が首位となっている。日米は長期的にシェアが低下している。輸出先として の日本は2010年代に中国に抜かれるまでは首位であった(日本へは主にサウジアラビア、アラブ首 長国連邦(UAE)などから輸出。中国はサウジアラビア、UAEに加えイラク、トルコとの貿易も大 きい。)。また、この地域では欧米諸国に加えてインドも一定のプレゼンスを有する。2021年ではこ の地域の輸出に占めるシェアにおいて日本は第3位、輸入では第10位2。
- ・投資:イスラエル、サウジアラビア、トルコの3か国で域内の直接投資残高の大部分を占め、このう ち最大の受入国であるイスラエル向け投資で首位となる米国のプレゼンスが大きい。欧州も一定の シェアを有する。これに対し、日中のシェアは限定的。
- ・金融:欧州や日本を中心に様々な国への債務が存在し近年は対中債務も増加傾向にある。2021年で は日本は第2位の二国間債権国。

中東・北アフリカの輸出に占める各国のシェア

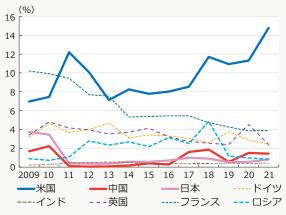


中東・北アフリカの輸入に占める各国のシェア



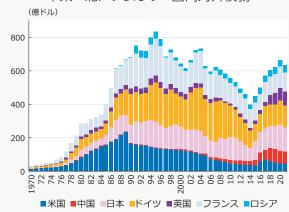
- (注1) IMF (DOT) データに基づき外務省が作成
- (注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

中東・北アフリカへの直接投資残高に占める各国のシェア



(注) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成

中東・北アフリカの二国間対外債務



- (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 本データに関する留意事項について179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位

年、経済、政治・安全保障、文化・人的交流を 含めた幅広い分野で、中東地域諸国との関係強 化に努めている。林外務大臣は3月にはトルコ、 アラブ首長国連邦、8月には第8回アフリカ開 発会議 (TICAD 8) に出席するためチュニジ アを訪問し、また、9月には、国連総会や故安 倍晋三国葬儀の機会を捉え、岸田総理大臣と林 外務大臣が各国との間で会談を行い、地域の安 定に向けた緊密な連携を確認した。加えて、ウ クライナ情勢を受けてエネルギー市場が不安定 化する中、湾岸諸国に対しては、電話会談も含 め、国際原油市場の安定化に向けたハイレベル での働きかけを繰り返し行った。

また、ロシアによるウクライナ侵略後、主食 である穀物消費の多くをロシア・ウクライナか らの輸入に依存する中東地域は、小麦の輸入価 格上昇など大きな影響を受けており、日本は関 係国とも連携しながら、これらの地域に対して

様々な支援を行っている。例えば、7月にはウ クライナ情勢により食料危機に直面している中 東・アフリカ諸国などに対して合計約2億ドル の食料安全保障分野への支援の実施を決定し た。こうしたロシアによる侵略によって影響を 受けた国々に対する日本の支援や、特に脆弱な 地域における人間の安全保障の理念に基づく対 応の重要性について、国際会議の場で政務レベ ルからも発信している。

2023年に入ってからは、2月にトルコ南東 部を震源とする大規模な地震が発生し、トルコ 及びシリアにおいて甚大な被害が生じた。これ に対し日本は、現地のニーズを踏まえて必要な 支援を迅速に行うという考えの下、国際緊急援 助隊(救助チームや医療チームなど)の派遣、 自衛隊機による医療チーム資機材の輸送、緊急 援助物資の供与、緊急無償資金協力の実施を含 む様々な支援策を実施している。

中東地域情勢

(1) アフガニスタン

中東、中央アジア、南アジアの連結点に位置 し、歴史的に様々な宗教、文化、民族が交錯し てきたアフガニスタンは、地政学的に重要な国 である。

アフガニスタンでは、タリバーンが2021年 8月に首都カブールを制圧し、翌月に「暫定政 権」の樹立が発表されたが、民族・宗教的包摂 性の欠如が指摘されている。また、女子中等・ 高等教育の停止を始め、女性・女児の権利の大 幅な制限が報告されており、国際社会は深刻な 懸念を表明している。さらには、ISIL系組織 により、教育機関、モスク、外交団などを標的 としたテロが各地で発生するなど、治安情勢の 悪化も懸念されている。

こうした中、日本は、包摂的な政治体制の構 築、女性・少数派を含む全てのアフガニスタン 人の権利の尊重、テロとの決別などの国際社会 の懸念について、タリバーン幹部に対し、直接 の働きかけを継続している。

国連の発表によると、アフガニスタンにおい ては、人口の約3分の2が人道支援を必要とし ており、近年の干ばつや洪水、地震を始めとす る自然災害も重なり、深刻な経済停滞と食料不 足が問題となっている。こうした危機的状況を 踏まえ、日本は、ほかのドナー国(援助国)と も連携しつつ、タリバーンによるカブール制圧 以降も国際機関などを経由し人道支援やベー シック・ヒューマン・ニーズ(人間としての基 本的な生活を営む上で最低限必要なもの)に応 える支援を継続してきた。2022年も、6月に 発生した東部における大規模な地震被害に対し て緊急援助物資の供与及び300万ドルの緊急 無償資金協力を実施したほか、12月には、食 料、保健、水・衛生、農業などの人道ニーズな どを支援するため、令和4年度補正予算におい

て約9,800万ドルの追加的支援を決定した。こ れにより、2021年8月以降の日本による支援 額は約3億3,900万ドル規模となった。

日本は、引き続きアフガニスタンの人々に寄 り添う支援を行い、アフガニスタンを取り巻く 地域の安定の確保に貢献していく考えである。

(2) 中東和平

ア 中東和平をめぐる動き

2014年4月にイスラエル・パレスチナ間の 交渉が頓挫して以降、中東和平プロセスの停滞 は継続している。バイデン米政権発足後、当事 者間の協力再開の動きが一時見られ、ハイレベ ルでの接触など前向きな動きもあったが、 2022年3月以降は、エルサレムを含め、イス ラエル及びパレスチナにおいて暴力行為や衝突 が断続的に発生し、多数の死傷者が出る等足元 の治安情勢が悪化するなど、不安定な緊張状態 が継続している。ガザ地区では、8月1日のイ スラエルによるパレスチナ武装勢力幹部の拘束 を契機に緊張が高まり、同月5日以降、イスラ エル国防軍(IDF)とパレスチナ武装勢力の間 で攻撃の応酬に発展、エジプトの仲介による停 戦までの3日間で、パレスチナ側で43人死亡、 300人が負傷する事態となった。

1 日本の取組

日本は、国際社会と連携しながら、イスラエ ル及びパレスチナが平和的に共存する「二国家 解決」の実現に向けて、関係者との政治対話、 当事者間の信頼醸成、パレスチナ人への経済的 支援の3本柱を通じて積極的に貢献している。

日本独自の取組としては、日本、パレスチ ナ、イスラエル、ヨルダンの地域協力により、 パレスチナの経済的自立を中長期的に促す「平 和と繁栄の回廊」構想を推進している。2022 年末時点において、旗艦事業のジェリコ農産加 工団地(JAIP)ではパレスチナ民間企業14社 が操業し、約200人の雇用を創出している。 また、「パレスチナ開発のための東アジア協力 促進会合(CEAPAD)」を通じて東アジア諸国 のリソースや経済発展の知見を動員し、パレス チナの国造りを支援している。

(3) イスラエル

高度な先端技術開発やイノベーションに優れ ているイスラエルは、日本の経済にとって重要 な存在であると同時に、中東地域の安定にとっ ても重要な国となっている。

イスラエルでは、ヤミナ党のベネット党首率 いる連立政権内での対立が深まり、離反議員が 続出するなど、政権運営に行き詰まった。べ ネット首相は、6月に国会の解散法案を成立さ せ、11月1日の総選挙実施を決めて退陣、政 権発足時に合意されていた首相輪番制の下、ラ ピード首相代理兼外相が首相に就任した。 2019年4月以来、約3年半で5度目となる11 月の総選挙では、連立与党ブロックとネタニヤ フ前首相率いる右派ブロックが争い、後者が過 半数となる64議席を獲得、ネタニヤフ前首相 が組閣指名を受け、12月に右派政党を含む新 政権が発足した。

日本との関係では、2022年は外交関係樹立 70周年に当たり多くの行事が日本とイスラエ ルで行われ、8月にはガンツ副首相兼国防相、 9月にはラズヴォゾフ観光相が訪日した。11 月には「あり得べき日・イスラエル経済連携協 定(EPA)に関する共同研究」の立上げが発 表された。



林外務大臣とガンツ・イスラエル副首相兼国防相との会談 (8月30日、東京)

(4) パレスチナ

パレスチナは、1993年のオスロ合意などに 基づき、1995年からパレスチナ自治政府(PA) が西岸及びガザで自治を開始し、2005年1月 の大統領選挙でアッバース首相が大統領に就任 した。しかし、その後、アッバース大統領率い るファタハと、ハマスとの間の関係が悪化し、 ハマスが武力でガザを掌握した。2017年10 月にはエジプトの仲介により、ガザにおけるパ レスチナ自治政府への権限移譲が原則合意さ れ、また2022年10月にはアルジェリアの仲 介で、パレスチナ立法評議会選挙の1年以内の 実施などを掲げる、パレスチナ諸派間の和解文 書である「アルジェ宣言」が署名されたが、そ の具体的な履行の見通しはついておらず、依然 として西岸をファタハが、ガザをハマスが支配 する分裂状態が継続している。

日本との関係では、9月にハムダッラー前首 相が、アッバース大統領の名代として故安倍晋 三国葬儀に参列し、岸田総理大臣と意見交換を 行った。



岸田総理大臣とハムダッラー・パレスチナ前首相との会談 (9月28日、東京 写真提供:内閣広報室)

(5) イラン

イランは、約8.500万人の人口と豊富な天然 資源を誇るシーア派の地域大国であり、日本と は90年以上にわたり伝統的な友好関係を発展 させてきている。

近年では、新型コロナウイルス感染症(以下 「新型コロナ」という。) ワクチンの供与を含む 医療・保健、環境、防災、領事などの分野での 二国間協力が行われている。

イランの核問題をめぐっては、イランは、米 国のトランプ前政権によるイラン核合意(包括 的共同作業計画 (JCPOA)) からの離脱とその 後の米国による対イラン制裁の再開により、核 合意で得られるはずの経済的利益が得られてい ないとして、2019年7月以降、核合意上のコ ミットメントを段階的に停止する対抗措置を 取ってきており、2022年末現在、60%までの 濃縮ウランの製造を行っている。また、イラン は、国際原子力機関(IAEA)による抜き打ち 査察を可能にしていた追加議定書の履行停止な ども行っている。

バイデン米国政権は、イランによる核合意の 厳格な遵守を条件として、米国も核合意に復帰 する用意があると発表しており、2021年4月 以降、米国及びイラン双方による核合意への復 帰に向けた協議が、欧州連合(EU)などの仲 介によりウィーンで断続的に行われてきたが、 交渉は難航しており、米国及びイランによる核 合意上のコミットメント遵守への復帰は実現し ていない。

このような中、2022年3月には、イランは イスラエルによるイランへの攻撃の拠点がイラ ク北部にあると主張し、イラク北部エルビル市 に向けてミサイル攻撃を実施した。5月には、 テヘラン市におけるイラン革命ガード大佐の殺 害事案や、同市郊外のイラン国防軍需省研究施 設における事故が相次いで発生した。さらに、 同月、イランは、ペルシャ湾の入り口に位置す るホルムズ海峡において、ギリシャ船籍の石油 タンカー2隻が違反行為を行ったと主張し、こ れらの船舶を掌捕した。また、9月以降、イラ ンによるイラク北部へのロケットなどによる攻 撃が断続的に発生した。10月には、イラン南 部シーラーズ市内のシーア派聖廟でISILによ るテロ事件も発生した。このように、イランを めぐる情勢は高い緊張状態が継続している。

一方、2021年4月以降、外交関係を断絶し ているイランとサウジアラビアが協議を実施し

ており、2022年4月にも、イラク・バグダッ ドにおいて5回目となる両国間の協議が実施さ れた。また、イランとカタール、オマーン、 UAEなど近隣諸国との間でも協議が行われて いる。

イラン国内では、9月には、ヒジャブ(髪を 隠すために被るスカーフ)の乱れを理由に、警 察に逮捕されたマフサー・アミーニ女史が死亡 したことに端を発する抗議活動が発生し、デモ 隊と治安部隊との衝突が継続した。これを受け て、平和的な抗議活動に対する実力行使を控え ることをイラン政府に求めるG7外相声明や人 権理事会共同声明などが発出された。また、 11月に実施された人権理事会特別会合におい て、イランの人権状況悪化を調査する事実調査 ミッションの設置を決定する決議が採択され、 12月にも、国連経済社会理事会において、イ ランを「国連女性の地位委員会 (CSW)」か ら除名する決議が採択された。

ロシアによるウクライナ侵略をめぐっては、 イランによるロシアへの無人航空機(ドロー ン)の提供について、国際社会からの非難が高 まった。その後、イランは、ウクライナ侵略開 始前にロシアに対してドローンを供与したこと を明らかにした。

日本は、米国と同盟関係にあると同時にイラ ンと長年良好な関係を維持してきた。2月には、 林外務大臣とアブドラヒアン外相との電話会談 及び岸田総理大臣とライースィ大統領との電話 会談を実施した。さらに、9月には、岸田総理 大臣が、訪問中のニューヨーク(米国)におい て、ライースィ大統領との間で初めてとなる対 面での会談を実施するなど、あらゆる機会を捉 えて、イランに対し、イランに関わる諸課題に ついて懸念事項を直接伝達するなど、中東地域 における緊張緩和と情勢の安定化に向けた独自

の外交努力を行ってきている。

(6) トルコ

トルコは、地政学上重要な地域大国であり、 北大西洋条約機構 (NATO) 加盟国として地 域の安全保障において重要な役割を果たしてお り、欧米、ロシア、中東、アジア、アフリカへ の多角的な外交を積極的に展開している。ま た、1890年のエルトゥールル号事件²に代表さ れるように、伝統的な親日国である。

2018年の議院内閣制から実権型大統領制へ の移行後、エルドアン大統領は、新型コロナ対 策において強いリーダーシップを発揮し、支持 率を一時回復させた。しかし、以前から芳しく ない経済指数は改善せず、インフレが加速する 中、政策金利を繰り返し引き下げたことでリラ は市場最安値を更新し続けた。インフレの加速 は、同大統領を支持してきた保守的な労働者や 中低所得層の生活を圧迫しており、2023年に 建国100周年と大統領選・議会選挙を控える 中、エルドアン大統領の支持率は低迷してい る。

外交面においては、引き続き、これまで関係 の悪化が懸念されていた域内諸国との対話再開 と関係の再構築が進められた。エルドアン大統 領は2月にアラブ首長国連邦(UAE)を9年ぶ りに、4月にサウジアラビアを5年ぶりに、10 月にアルメニアを13年ぶりに訪問し、首脳会 談を行った。8月に外相会談を行ったイスラエ ルとは、4年ぶりに互いに大使を任国へ派遣し た。また、ロシアによるウクライナ侵略をめ ぐっては、両国との良好な関係をいかした積極 的な仲介外交を展開しており、黒海を通じたウ クライナからの穀物輸出再開の実現に大きく貢 献した。

日本との関係では、林外務大臣が3月にトル



² エルトゥールル号事件の詳細については、外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/da/page22_001052.html



日・トルコ首脳会談 (9月20日、米国・ニューヨーク 写真提供:内閣広報室)

コを訪問し、チャヴシュオール外相と会談を 行った。9月に行われた故安倍晋三国葬儀には チャヴシュオール外相が参列し、外相会談が行 われた。首脳レベルでは、9月の国連総会の際 に岸田総理大臣がエルドアン大統領と首脳会談 を実施した。

(7) イラク

イラクは、2003年のイラク戦争後、2005 年に新憲法を制定し、民主的な選挙を経て成立 した政府が国家運営を担っている。

外交面では、イラン、サウジアラビア、トル コといった地域大国の間に位置し、近隣諸国と の関係強化やバランス外交を志向している。特 にサウジアラビアとイランの仲介に努めてお り、4月にはバグダッドで第5回サウジアラビ ア・イラン協議を開催し、6月にはカーズィ ミー首相が両国を歴訪した。

内政面では、2021年10月の第5回国民議会 選挙で最多議席を獲得したサドル派(シーア 派) が新政府形成を目指していたものの、主要 な政治連合勢力であるシーア派調整フレーム ワーク (SCF) と対立し、新政府が発足でき ず、混乱状態が継続していた。6月にはサドル 派議員が総辞職し、8月にサドル師が政界引退 を発表すると、10月に国民議会はラシード大 統領を選出し、同大統領が指名したスーダー ニー首相候補による内閣が承認され、国民議会 選挙から1年余りを経て新政府が発足した。



円借款「ハルサ火力発電所改修計画」の完工式典で挨拶する髙木外務 大臣政務官(11月3日、イラク・バスラ)

日本は2003年以降、一貫して対イラク支援 を継続しており、新政府発足直後の11月には、 髙木啓外務大臣政務官が首都バクダッド及び南 部のバスラ県を訪問し、イラク新政府にとって 初の外国賓客として、スーダーニー首相及び主 要3閣僚(ダーウド貿易相、ファーデル電力相、 アブドゥルガニー第二副首相兼石油相)と会談 した。髙木政務官は、バグダッド国際見本市に 出席したほか、日本の対イラク支援の象徴的な 円借款案件である「ハルサ火力発電所改修計 画」及び「バスラ上水道整備計画」の完工式典 に出席し、「バスラ製油所改良計画」の視察を 行った。

治安情勢については、8月に新政府形成をめ ぐる混乱からバグダッドのインターナショナル ゾーン内で武力衝突が発生したほか、イラク北 部のクルディスタン地域 (KR) に対する攻撃 が問題となっている。トルコ軍がKRのクル ディスタン労働者党 (PKK) に対し、地上戦 を含む軍事作戦を継続しているほか、イラン革 命ガードは、KRのイラン・クルディスタン民 主党(KDPI)に対し、ミサイル及びドローン による攻撃を実施した。

(8) ヨルダン

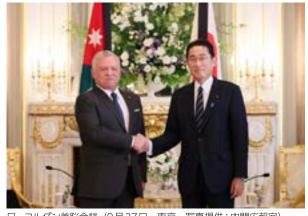
ヨルダンは、混乱が続く中東地域において比 較的安定を維持しており、アブドッラー2世国 王のリーダーシップの下で行われている過激主 義対策、多数のシリア・パレスチナ難民の受入 れ、中東和平への積極的な関与など、ヨルダン が地域の平和と安定のために果たしている役割 は、国際的にも高く評価されている。

日本との関係では、両国の皇室及び王室は伝 統的に友好な関係にあり、9月には故安倍晋三 国葬儀に伴いアブドッラー2世国王が訪日した。

首脳レベルでは、1月に岸田総理大臣が同国 王と首脳電話会談を実施し、戦略的パートナー シップの下、協力関係を今後更に発展させるこ とを確認した。9月には故安倍晋三国葬儀で訪 日した同国王と首脳会談を実施し、中東和平を 含む地域情勢について協議し、地域の長期的な 安定に向けて、緊密に連携していくことを確認 した。

外相レベルでは、9月にニューヨークで林外 務大臣がサファディ副首相兼外相と外相会談を 行い、「二国家解決」に基づく中東和平実現及 び難民支援の重要性を共有した。また、第3回 外相間戦略対話の実施及び日本・エジプト・ヨ ルダン三者協議など二国間関係及び各種の協力 枠組みを更に発展させていくことで一致した。

加えて、12月には防衛省による令和4年度 統合展開・行動訓練を初めてヨルダンで行い、 同月に第4回外務・防衛当局間協議を開催する など、安全保障面でも協力を積み重ねてきてい る。また、同月、日本は開発政策借款1億ドル を拠出し、経済・財政的支援を行っている。



日・ヨルダン首脳会談(9月27日、東京 写真提供:内閣広報室)

(9) 湾岸諸国とイエメン

湾岸諸国は、日本にとってエネルギー安全保 障などの観点から重要なパートナーである。特 に2022年は、ロシアのウクライナ侵略などを 受けエネルギー価格が高騰し、国際エネルギー 市場の安定化に向けた湾岸産油・産ガス国の役 割が重要となった。一方、湾岸諸国は、近年、 石油依存からの脱却や産業多角化などを重要課 題として社会経済改革に取り組んでおり、日本 としても、こうした改革は中東地域の長期的な 安定と繁栄に資するとの観点の下、その実現に 向けて協力、支援を行ってきている。包括的な 二国間協力の枠組みとして、サウジアラビアと の「日・サウジ・ビジョン2030」や、アラブ 首長国連邦(UAE)との「包括的・戦略的パー トナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」など が設置され、これらの下で幅広い分野の協力を 進めている。

サウジアラビアにおいては、2016年に策定 された「サウジ・ビジョン2030」の下で、産 業多角化 (国内産業育成)、人材育成、公共投 資基金(PIF)を通じた積極的な投資、観光地 やインフラ開発などに加え、観光査証の発給開 始、女性の社会参画の推進、娯楽産業の振興な ど、包括的な社会経済改革が進められている。 同国のこうした改革努力を後押しするため、日 本は、岸田総理大臣とムハンマド・サウジアラ ビア皇太子兼首相の間での2月、3月及び9月 の3回の電話会談、林外務大臣とファイサル・ サウジアラビア外相の間での3回の会談(2月 は電話、7月及び9月は対面)を通じて、国際 原油市場の安定化に向けた連携を確認した。ま た、「日・サウジ・ビジョン2030」の枠組み の下での様々な分野での協力を一層推進し、両 国の戦略的パートナーシップを強化させること を確認した。

外交関係樹立50周年を迎えたUAE (160 ページ コラム参照)とは、3月の林外務大臣 のUAE訪問、6月及び9月のジャーベル産業・ 先端技術相兼日本担当特使の訪日など、活発な

要人往来が行われたほか、岸田総理大臣もムハ ンマド大統領(5月に大統領就任)との間で3 月及び9月の2回にわたって電話会談を行い、 両国間の戦略的パートナーシップの一層の強化 や国際原油市場の安定化に向けた連携を確認し た。5月にはハリーファ大統領の逝去に伴い、 甘利明総理特使がUAEを弔問した。9月には、 林外務大臣とジャーベル産業・先端技術相兼日 本担当特使の間で、「包括的・戦略的パートナー シップ・イニシアティブ (CSPI) の実施に関 する共同宣言」に署名したほか、防衛装備品・ 技術移転協定の実質合意、11月からのUAEの 一般旅券所持者を対象とした査証免除措置の導 入など、両国間の協力が大きく進展した。

同じく外交関係樹立50周年を迎えたオマー ンとバーレーンには、6月に本田太郎外務大臣 政務官が訪問し、外相などと会談したほか、 バーレーンとの間で投資協定に署名した。バー レーンとの間では、2回の首脳会談(4月は電 話、9月は対面)及び9月の外相会談に加え、 9月の日・バーレーン外務省間政策協議、外 交・公用旅券所持者の査証免除措置の早期導入 に向けた調整などを通じて、政治、経済・ビジ ネス分野での協力が進展した。オマーンとの間 でも、外務大臣レベルでの電話会談や、9月の 故安倍晋三国葬儀へのマアシャニー・オマーン 宮内省顧問の参列などの機会を活用し、二国間 関係の更なる強化を確認した(160ページ コ ラム参照)。

カタールとは、岸田総理大臣がタミーム・カ タール首長と4月及び9月の2回にわたって電 話会談を行い、世界最大級の産ガス国であるカ タールと国際エネルギー市場の安定化に向けて 緊密に連携することを確認した。また、11月 から12月にかけて、中東初となるFIFAワー ルドカップがカタールで開催され、日本代表 チームも参加した。

クウェートとは、8月に本田外務大臣政務官 が同国を訪問したほか、林外務大臣とアフマ ド・クウェート外相が2回の会談(4月は電話、 9月は対面)を行った。また、12月には岸田 総理大臣がミシュアル・クウェート皇太子との 間で電話会談を行い、国際原油市場の安定化に 向けて緊密に連携することを確認した。

イエメンの安定は、中東地域全体の平和と安 定のみならず、日本のエネルギー安全保障に直 結するシーレーンの安全確保の観点からも重要 である。イエメンでは、イエメン正統政府及び アラブ連合軍と、ホーシー派との間での衝突が 継続していたが、グランドバーグ国連事務総長 特使を始めとした国際社会による仲介により、 4月に6年ぶりに全土での停戦が実現した。10 月に停戦が失効したものの、ホーシー派による 越境攻撃は2022年末まで発生していない。一 方、紛争長期化により、イエメンは「世界最悪 の人道危機」とされる深刻な状況に直面し、ウ クライナ情勢を受けた穀物価格の高騰及び原油 価格上昇に起因する輸送費用の高騰などにより 飢餓発生リスクが一層増大している。日本は 2015年以降、主要ドナー国として国際機関な どと連携し、イエメンに対し、合計約4億ドル の人道支援を実施してきているほか、5月には 停戦を支えるため、国連世界食糧計画 (WFP) を通じた1.000万ドルの緊急無償資金協力(食 料支援)を決定し実施した。

(10) シリア

ア情勢の推移

2011年3月に始まったシリア危機は、発生 から11年が経過するも、なお情勢の安定化及 び危機の政治的解決に向けた見通しは立ってお らず、2019年に国連の仲介により設立され政 権側及び反体制派側が一堂に会する「憲法委員 会」の下での議論も平行線をたどっている。シ リア政府は4月には大規模な恩赦令を発出し、 国民和解に向けた措置を見せるものの、具体的 な成果は未知数のままである。一方、シリア国 内で人道支援を必要とする人々の規模は2022 年末時点で1,460万人(前年比120万増)に 上り、国内避難民の数も690万人(同20万人

コラム

外交関係樹立50周年を迎えて

2022年はアラブ首長国連邦(UAE)、オマーン、バーレーンと、それぞれ外交関係樹立50周年の節目を迎 えたことを記念し、日本及び各国で様々な取組、交流活動が行われました。

●日・アラブ首長国連邦(UAE)外交関係樹立50周年

日本とUAEの関係は、公式な外交関係を樹立する1972年5月以前(UAEは1971年12月に建 国) に遡ります。1960年代後半からの日本企業によるアブダビでの石油開発への参入、1970年の 大阪万博へのアブダビ首長国の参加など、UAE建国以前から活発な交流が行われていました。そ れから50年が経ち、現在では、エネルギー分野にとどまらず、様々な分野で両国の協力が進んでい



ます。また、UAEには、4,000人以上の在留邦人と300社以上の日系企業が進出しており、中東・アフリカ地域 で最大の邦人コミュニティが形成されています。

2021年10月から2022年3月まで、ドバイにおいて中東地域初となる国際博覧会が開催されました。来場者 数は2,400万人を超え、日本パビリオンにも多数の来場者がありました。閉幕式には、若宮健嗣国際博覧会担 当大臣が出席し、次回の大阪・関西万博に向けて万博旗を引き継ぎ、UAEから日本へバトンが渡されました。

両国間では、2018年4月に発表した「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI)」に基づ き協力を進めてきましたが、2022年9月、林外務大臣とジャーベル産業・先端技術相兼日本担当特使の間で、 「CSPIの実施に関する共同宣言(CSPI枠組文書) | への署名が行われました。これによって今後、エネルギー 分野にとどまらず、再生可能エネルギー、インフラ、環境、科学技術、教育、宇宙、防衛などの幅広い分野で



CSPI枠組文書署名式で、署名した共同宣言を掲げ -ベルUAE産業・先端技術相 兼日本担当特使(9月28日、東京)

両国の協力関係が一層強化されることが期待されています。このほか にも、9月の故安倍晋三国葬儀へのハーリド・アブダビ執行評議会委 員兼執行事務局長 (ムハンマド大統領長男) の参列など、両国間の活 発な要人往来や会談を通じ、外交関係樹立50周年の機会を捉え、二国 間関係強化のため引き続き緊密に連携していくことを確認しました。

また、11月1日から、UAEの一般旅券所持者を対象として、事前 の登録を不要とする新たな査証免除措置が開始されました。これによ り、UAEから日本への観光客の更なる増加、ビジネス面での利便性の 向上などにつながることが期待されています。

●日・オマーン外交関係樹立50周年

オマーンは、アラビア海とオマーン海に挟まれ、ペルシャ湾に通じるホルムズ海峡を自国の領 海内に擁し、古くから海洋国家として発展してきました。アデン湾やインド洋にもアクセスでき る地政学的にも優れた要衝であり、石油・天然ガスの輸入のみならず、「自由で開かれたインド太 平洋 (FOIP)」というビジョンを実現する上で重要な国です。



日本とオマーンは、1972年に公式な外交関係を樹立しました。その後の50年間、日本企業によるオマーン の石油・液化天然ガス (LNG) 権益への参画を始めとして、両国はエネルギー分野を中心に、様々な分野で関 係を強化してきました。2014年に安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めてオマーンを訪問した際には、



駐日オマーン大使館主催のオマーン・山梨宝飾展にご臨席された承子女王殿下、ブサイディ在京オ マーン大使夫妻、長崎幸太郎山梨県知事(写真提供:在京オマーン大使館)

「日本国とオマーン国との間の安定と繁栄に向けた包括的パートナー シップの強化に関する共同声明」を発出するなど、両国の関係は一層 深化しています。

節目の年となった2022年は、4月の林外務大臣とバドル外相の電話 会談のほか、5月には旭日大綬章叙勲に伴う親授式出席のためアラウィ 元外相が、9月には故安倍晋三国葬儀へ参列するためにマアシャニー 宮内省顧問一行がそれぞれ訪日するなど、両国の絆を確認する1年と もなりました。

●日・バーレーン外交関係樹立50周年

バーレーンは、ペルシャ湾・アラビア湾に浮かぶ日本の佐渡島ほどの小さな島国です。紀元前 三千年紀にはディルムン文明の中心地として、また、古代より真珠の産地として栄えてきました。



日本とバーレーンの関係は、公式な外交関係を樹立する1972年以前に遡ります。1932年に湾 岸諸国で初めての油田がバーレーンで発見されると、1934年にはバーレーン産原油が初めての

輸出先として日本に輸出されました。このように日本とバーレーンは古くから強い結び付きがあり、エネル ギー、政治、経済、ビジネス、安全保障などの幅広い分野で良好な関係を築いてきました。

加えて、2月には、バーレーンとUAEが共同開発した人工衛星「ライト1号」が、日本の宇宙航空研究開発 機構(JAXA)の協力により、国際宇宙ステーションの実験棟「きぼう」から放出され、地球軌道への投入に成 功するなど、新たな分野での二国間協力も進んでいます。また、バーレーンでは日本車を筆頭に日本の技術や製 品に対する日本のプレゼンスが高く、近年では、若年層に日本のアニメやマンガの人気が高まっているほか、富



岸田総理大臣とサルマン皇太子兼首相との会談 (9月28日、東京 写真提供:内閣広報室)

裕層においては、新婚旅行先として日本の人気も広がっています。

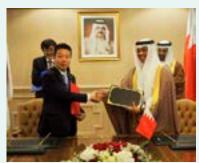
2022年は両国の要人往来も活発に行われ、4月には、岸田総理大臣 がサルマン皇太子兼首相と電話会談を行い、9月には、6年ぶりとなる 日・バーレーン外務省間政策協議が東京で開催され、バーレーンから アブドッラー政務担当外務次官が訪日しました。また、同月末の故安 倍晋三国葬儀に際しては、サルマン皇太子兼首相及びザヤーニ外相が 参列し、その後の会談では、外交関係樹立50周年の機会も捉え、両国 関係をより一層強化していくことで一致しました。

●本田外務大臣政務官のオマーン及びバーレーン訪問

外交関係樹立50周年を祝し、本田外務大臣政務官が6月にオマーン 及びバーレーンを訪問しました。

オマーンでは、バドル外相、ウーフィー・エネルギー・鉱物資源相 らオマーン側閣僚と会談を実施し、クリーン・エネルギーなどを含む 次の50年に向けた二国間協力について意見交換を行い、引き続き協力 深化に向けて連携していくことで一致しました。

バーレーンでも、ザヤーニ外相やサルマン財務・国家経済相と会談 を行ったほか、同財務・国家経済相の立ち会いの下、日・バーレーン 投資協定への署名を行いました。バーレーンとは、2008年に「日・ バーレーン・ビジネス友好協会」、2012年に「日本・バーレーン経済



サルマン財務・国家経済相の立ち会いの下、日 バーレーン投資協定に署名したフムード財務・国家 経済省財務担当次官と本田外務大臣政務官

交流協会」が設置されるなど、様々なレベルでの経済交流が続いており、今後、同協定の発効により、投資環 境の整備が一層促進され、両国の経済関係が更に緊密化することが期待されます。

●文化面での活動

UAEでは伝統工芸品「尾張七宝」に関するセミナー、バーレーンでは日本の和太鼓の講演が開催され、オ マーンでも、11月に陸上自衛隊西部方面音楽隊などによる自衛隊音楽隊初の中東公演(オマーン軍楽祭に参加) が、首都マスカットのロイヤル・オペラハウスで実施されました。



オマーン軍楽祭へ参加した陸上自衛隊西部方面音 楽隊などの演奏(11月、オマーン・マスカット 写真提供:防衛省陸上自衛隊西部方面音楽隊)

日本においても、UAEとの記念事業としてアラブ地域の伝統楽器で ある「ウード」によるコンサートが開催されました。また、駐日オ マーン大使館が主催したオマーン・山梨宝飾展が承子女王殿下のご臨 席の下で開催されたほか、同大使館におけるナショナルデー・レセプ ションに山田賢司外務副大臣及び髙木啓外務大臣政務官を始め、多く のゲストが参加するなど、官民問わず、活発な交流が実施されました。 加えて、考古学分野における日・バーレーン両国の協力関係を発信す るシンポジウムが開催されるなど、文化・学術分野での交流も更に盛 り上げる機会となりました。

増)に達するなど、危機発生以降、人道支援 ニーズが最も高い状況にあるとされている。な おシリア周辺国に退避した難民の本国帰還の進 展も低調なままとされている。

対外関係では、アサド政権を支持するロシア やイランとの協力関係は維持されている一方、 2021年に見られたアラブ諸国との関係改善の 動きは2022年においては低調となり、11月 に開催されたアラブ連盟首脳サミットではシリ アの復帰は協議対象とならなかった。なお、欧 米諸国は、アサド政権による化学兵器使用や人 権蹂躙行為などを理由に、シリア政府との関 係再開には依然として慎重な姿勢を維持してい

軍事・治安面では、首都ダマスカスの治安は 総じて維持されている一方、シリア国内の刑務 所へのISILによる襲撃事案(1月)やISIL指 導者などの死亡が複数回発表されるなど、テロ 勢力の活動と掃討作戦が継続している。特に北 部においては、11月にイスタンブールで発生 した爆発事案の報復措置として、トルコがクル ド人武装組織拠点への空爆を強化し、大規模な 地上作戦の実施を示唆している。また、シリア における親イラン勢力などの活動を警戒するイ スラエルは、ダマスカス空港を始めとするシリ ア国内への空爆を断続的に行っている。

1 日本の取組

日本は、一貫して、シリア危機の軍事的解決 はあり得ず、政治的解決が不可欠であると同時 に、人道状況の改善に向けて継続的な支援を行

うことが重要との立場をとっている。5月に開 催された「シリア及び地域の将来の支援に関す る第6回ブリュッセル会合」には本田外務大臣 政務官が出席し、対シリア人道支援における日 本の揺るぎない決意を表明した。日本は、シリ ア情勢が悪化した2012年以降、総額約33億 ドルの人道支援をシリア及び周辺国に対して実 施してきている。

(11) レバノン

レバノンは、引き続き経済危機など様々な課 題に直面する中、議会選挙が5月15日に大きな 混乱なく予定どおり実施され、また10月には イスラエルとの間の海洋境界が画定され国連事 務局に登録されるなど前向きな進展も見られた。

一方、政治勢力間の対立などにより議会選挙 後の新内閣が成立していないことに加え、10 月末で任期切れとなったアウン大統領の後任を 選出する議会での協議も妥結に至らず、大統領 不在という政治空白が生まれている。この政治 的混乱は、レバノンにおける経済や人道状況の 更なる悪化に拍車をかけている(10月には30 年ぶりにコレラの国内感染が確認された。)。通 貨価値の下落とそれに伴う物価高騰、また停電 や燃料不足の継続に市民の不満は蓄積してお り、銀行への襲撃事案などが度々発生する事態 に発展した。

日本は、人道状況が悪化するレバノンを支援 するため、2012年以降、合計2億5,680万ド ル以上の支援を行っている。また3月には両国 間で技術協力協定の署名が行われた。

北アフリカ地域情勢 (エジプト、リビア、チュニジア、アルジェリア、モロッコ)

(1) エジプト

アフリカ大陸の北東に位置し、地中海を隔て て欧州に接するエジプトは、中東・北アフリカ 地域の安定に重要な役割を有する地域大国であ

る。経済面では、新型コロナの影響(観光収入 減少など)を受けつつも、国内総生産(GDP) はプラス成長を維持していたが、ウクライナ情 勢の悪化に伴う世界的な食料・資源価格高騰な



日・エジプト首脳テレビ会談 (8月27日、東京 写真提供: 内閣広報室)

どの影響を受け、12月には国際通貨基金 (IMF) から30億ドル、46か月間の拡大信用供与措置 (EFF) による支援を受けることとなった。

日本との関係は引き続き良好で、2016年の エルシーシ大統領訪日以降、日本式教育の導 入、エジプト・日本科学技術大学(E-JUST) 支援強化や、大エジプト博物館(GEM)建設 計画、カイロ地下鉄4号線建設計画などの協力 案件が進んでいる。3月のアフリカ開発会議 (TICAD) 閣僚会合での日・エジプト外相テ レビ会談、8月のTICAD 8での日・エジプト 首脳テレビ会談に続き、9月には国連総会の際 に日・エジプト外相会談を実施し、国際情勢に ついて協議した。また、二国間関係の更なる強 化を確認した。また、9月の故安倍晋三国葬儀 には大統領特使としてエルワジール運輸相が参 列し、松野博一内閣官房長官を表敬した。11 月にシャルム・エル・シェイクで開催され、エ ジプトが議長国を務めた国連気候変動枠組条約 第27回締約国会議(COP27)には、西村明 宏環境大臣が出席した。

2019年4月から派遣されているシナイ半島 駐留多国籍部隊・監視団 (MFO) の自衛官2 人についても、6月に第4次要員が派遣され、 引き続き地域の平和と安定に向けた貢献を行っ ている。

(2) リビア

リビアは、アフリカ1位の原油埋蔵量を誇る エネルギー大国であるが、2011年のカダフィ 政権崩壊後、東西に政治勢力が並立する不安定 な状況が続いている。2019年4月には、東部 の実力者であるハフタル「リビア国軍」(LNA) 総司令官がトリポリへの進軍を指示し武力衝突 に発展した。2020年5月以降、トルコの支援 を受けた国民統一政府(GNA)側が反撃に転 じた後、中部沿岸都市シルテと内陸都市ジュフ ラを結ぶラインで双方の勢力が均衡し、10月 に両勢力間が恒久的停戦合意に署名して以降、 東西両勢力間の武力衝突事案は大幅に減少して いる。

政治面では、2020年11月に国連主導でリ ビア人の代表75人が参加した政治対話フォー ラムがチュニスで開催され、2021年12月24 日の独立記念日に大統領選挙を含む一連の選挙 を行うことについて基本的合意が成立し、暫定 国民統一政府(GNU)が発足したが、選挙関 連法の制定に至らず、同年12月22日には選挙 の延期が発表された。2022年3月には東部に 拠点を置く議会が新内閣を承認したことで、再 び東西に政治勢力が並立する状態となった。

日本との関係では、8月のTICAD 8の際、岸 田総理大臣とメンフィ首脳評議会議長の間で首 脳テレビ会談を実施した。

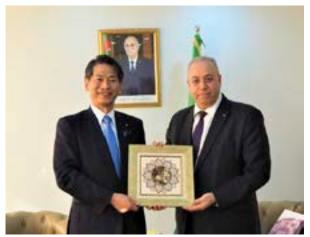
(3) マグレブ諸国

マグレブ地域は、欧州・中東・アフリカの結 節点に位置する地理的優位性や豊富な若年労働 力などによる高い潜在性から、アフリカにおい て経済面で高い重要性を有している。一方、新 型コロナやウクライナ情勢の影響もあり、アル ジェリア、モロッコ及びチュニジアでは貧困層 の拡大、地域格差や高失業率、食料価格高騰の 影響などの克服が課題となっている。加えて、 リビアやサヘル地域からの武器や不法移民の侵 入による治安面への影響が懸念されている。

2021年7月以降、サイード大統領によって 政治改革が進められているチュニジアでは、 2022年7月、憲法改正の是非を問う国民投票 が実施され、8月に新憲法が施行された。9月



総理特使として、サイード・チュニジア大統領を表敬する林外務大臣 (8月26日、チュニジア・チュニス)



ザグダール産業相と会談後に記念撮影する山田外務副大臣 (12月18日、アルジェリア・アルジェ)

には新選挙法が発表され、12月及び2023年1 月に国民代表議会選挙が平穏裏に実施された。

日本との関係では、8月にチュニジアの首都 チュニスでTICAD 8が開催され、林外務大臣 が総理大臣特使としてチュニジアを訪問し、サ イード大統領への表敬及びジェランディ外相と の会談を行った。また、岸田総理大臣がサイー ド大統領と首脳テレビ会談を行い、二国間協力 関係をより強化するために引き続き緊密に連携 していくことを確認した。

アルジェリアでは、2019年4月、長期政権 への反発から抗議デモが長期化したのを受け、 ブーテフリカ大統領が退陣し、同年12月には 大統領選挙を経てテブン元首相が大統領に就任 した。同大統領は「新しいアルジェリア」の実 現に向けた政治改革の一環として、憲法改正、 国民議会(下院)選挙などを実施し、2021年



アハヌーシュ・モロッコ首相と握手を交わす岸田総理大臣 (9月28日、東京 写真提供: 内閣広報室)

7月、ベンアブドゥルラフマーン首相を任命し 新内閣を発足させた。

2022年は日・アルジェリア外交関係樹立60 周年に当たり(165ページ、コラム参照)、新 型コロナの流行下でも現地で様々な文化行事な どが実施された。12月には、その集大成とし て、山田賢司外務副大臣が約4年ぶりの政務レ ベルの訪問としてアルジェリアを訪問し、ザグ ダール産業相、アルカブエネルギー鉱業相を始 めとする政府要人との会談などを実施した。

モロッコでは、2021年9月の衆議院議員選 挙を受け発足したアハヌーシュ・独立国民連合 (RNI) 党首率いる連立内閣が、保健・教育・ 社会保障・税制改革に加え、モハメッド6世国 王が提唱する「新しい発展モデル」の実施に注 力している。中でも、ロシアによるウクライナ 侵略に端を発する食料・エネルギー価格の上昇 や、水不足が深刻な課題となっており、2月に は特別対策案が発表された。

日本との関係では、林外務大臣が9月にブリ タ外相と外相テレビ会談を行った。また、同 月、岸田総理大臣が故安倍晋三国葬儀に参列す るために訪日したアハヌーシュ首相と首脳会談 を行い、幅広い分野における両国の協力関係を 一層強化していくことを確認した。また、12 月には、山田外務副大臣がモロッコを訪問し、 ブリタ外相、ジャズリ首相付投資・公用政策統 合・評価担当特命相との会談などを実施した。

コラム

日・アルジェリア国交樹立60周年

アルジェリアといえば、日本の歌謡曲「カスバの女」での「ここは地の果てアルジェリア」という歌 詞をご存じの方も多いかもしれません。日本からは遠い北アフリカの国ですが、アフリカ大陸第1位の 面積を誇り、ローマ時代の遺跡やフランス領時代の建物、アラブ建築が存在し、広大なサハラ砂漠と都 市が広がる地中海沿岸地域のコントラストが印象的な、風光明媚な国です。

アルジェリア独立運動の際には、独立の旗振り役であった民族解放戦線(FLN)が極東事務所を東 京に設けており、日本とは、1962年の独立前から関係のある国です。2022年はアルジェリア独立か ら60周年を迎えるのと同時に、日・アルジェリア国交樹立から60周年となる記念すべき年です。

これを祝して、6月29日、アルジェにおいて、琴演奏家のみやざきみえこさんによる記念コンサー トが開催され、アルジェリア政府関係者、企業関係者、ジャーナリストなどに来場いただきました。ま た、10月初旬には日本を名誉招待国とする第14回アルジェ国際マンガフェスティバル(FIBDA)が 開催され、この機会に尺八奏者のクレアシオン桂さんと津軽三味線奏者の澤田春吟(シルヴァン・ディ オニ) さんが、アルジェリアの楽団とも一緒に演奏を行うコンサートを開催し、多くの人がその美しい 音色に聞き入りました。さらにFIBDAには日本の大学教授や漫画家が招待され、講演やマンガのワー クショップを通じて、現地のマンガファンの方々と交流を深めました。さらに、11月には、アルジェ リア合気道連盟に対する支援を含め、草の根・人間の安全保障無償資金協力が2件、草の根文化無償資 金協力1件が実施されました。

外交関係樹立60周年を迎えた両国は、政治、経済、文化など、あらゆる分野で関係を築いてきてい ます。今後も更に両国の関係を深めていく考えです。なお、在アルジェリア日本国大使館の公式 facebook (注) は定期的に更新していますので、是非ご覧ください。



みやざきみえこさんによる琴の演奏 (6月29日、アルジェリア・アルジェ)



草の根文化無償資金協力の署名式にはアルジェリア全 土から約1,300人の合気道家が参加し、合気道、剣道、 居合道の代表者による演武が行われました。 (11月18日、アルジェリア・アルジェ)

(注) Ambassade du Japon en Algérie のサイト: https://www.facebook.com/ambjpalger/



第8節 アフリカ

概観

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁 し、世界の成長の原動力となり得る高い潜在性 と豊富な天然資源により国際社会の関心を集め ている。同時に、アフリカにおいては、紛争や 政治的混乱、テロ、新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) などが平和と安 定を脅かし、持続可能な成長を阻害しており、 依然として深刻な貧困を含む開発課題を抱えて いる。

新型コロナは、2022年においても、アフリ カの経済・社会に引き続き影響を及ぼしている が、1日の新規感染者数はピーク時の28万人 以上(2021年12月時点)から5,000人以下ま で減少し(2022年12月時点)、アフリカ全体 におけるワクチン接種率は2021年同時期の 11%から25% (2022年12月時点) まで増加 するなど、進展も見られた。

2022年も、アフリカの複数の地域において、 不安定な政治・治安情勢が見られる年となっ た。サヘル地域においては、2020年のマリ、 2021年のギニアに続き、2022年にはブルキ ナファソにおいて武力による政権奪取が2度発 生した。大湖地域においては、コンゴ民主共和 国とルワンダとの間での緊張が高まりを見せて いる。「アフリカの角」地域においては、エチ オピア政府とティグライ人民解放戦線 (TPLF) との間の紛争が継続していたが、11月に和平 合意が発表され、その着実な履行が望まれてい る。

また、2022年2月に始まったロシアのウク ライナ侵略がアフリカの政治・社会情勢に与え る影響も甚大である。アフリカは、気候変動、 新型コロナ、紛争などにより食糧不足に直面し

ていたが、ウクライナ情勢は食料及び燃料の価 格高騰を更に悪化させ、約3.5億人に深刻な食 料危機をもたらしている。

8月にチュニジアで開催した第8回アフリカ 開発会議(TICAD 8)では、これらのアフリ カが抱える課題を念頭に、日本がアフリカと 「共に成長するパートナー」として、アフリカ 自身が目指す強靱なアフリカを実現するための 方策について議論を行った。TICAD 8には、 20人の首脳級を含むアフリカ48か国に加え、 日本・アフリカ連合 (AU) 友好議員連盟、国 際機関、民間企業、市民社会などが参加し、 「経済」、「社会」、「平和と安定」の三つの柱の 下、アフリカの開発に関する議論を行った (167ページ 特集参照)。また、「人」に着目し た日本らしいアプローチの下、「人への投資」 や「成長の質」を重視し、今後3年間で官民総 額300億ドル規模の資金を投入していくこと を表明した。一つ目の柱の「経済」では、新型 コロナやウクライナ情勢を受け、深刻な影響を 受けるアフリカの経済・社会に対し、民間投資 の促進、公正で透明な開発金融の確保、グリー ン経済の促進、食料安全保障の強化を通じ、強 靱なアフリカ経済の実現に向け、貢献していく と発表した。また、不公正・不透明な開発金融 により、アフリカの開発が妨げられてはならな いとの認識で一致した。

二つ目の「社会」では、アフリカの成長を堅 実なものとする上でも、質の高い生活環境を整 えることが必須であり、保健、教育、環境に重 点的に取り組んでいくと発表した。また、新型 コロナなどの感染症対策や気候変動など、人類 共通の課題に対して、国際社会が連帯して立ち

向かう必要性を改めてアフリカ諸国と共有した。

三つ目の「平和と安定」では、司法・行政分 野の制度構築・ガバナンス強化を通じた法の支 配の推進や、憲法秩序への回復・民主主義の定 着に向けたアフリカ自身の取組を力強く後押し する考えを発表し、行政サービス改善に向けた 取組を含むコミュニティ基盤強化への貢献も表 明した。

TICADフォローアップを念頭に、10月に は、山田賢司外務副大臣がダカール(セネガ ル)で行われた「第8回アフリカの平和と安全 に関するダカール国際フォーラム」に出席し た。また、12月には、サル・セネガル大統領 が実務訪問賓客として訪日した。

特 集

第8回アフリカ開発会議(TICAD 8)

8月27日から28日までの2日間、第8回アフリカ開発会 議(TICAD 8)(注)をチュニジアの首都チュニスで開催しま した。会議には、岸田総理大臣及び林外務大臣のほか、首 脳級20人を含むアフリカ48か国の代表などが参加しまし た。岸田総理大臣はオンラインやビデオメッセージ形式で 全てのセッションにおいて発言し、林外務大臣は、総理大 臣特使として対面で全てのセッションに参加しました。

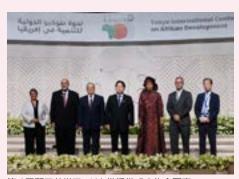
TICAD 8では、「経済」、「社会」、「平和と安定」の三つ の柱の下でそれぞれ全体会合を開催したほか、ビジネス



TICAD 8の開会式でスピーチを行う岸田総理大臣 (8月27日、チュニジア・チュニス)

フォーラム及び第4回野口英世アフリカ賞授賞式を実施しました(三つの全体会合については166ペー ジ 1. 概観参照)。

ビジネスフォーラムでは、日本企業、アフリカ企業からそれぞれ約100人、アフリカ経済閣僚、開 発金融機関、日本の公的機関などからの参加者も合わせ約300人が参加し、日本とアフリカとのビジ ネス関係強化を議論しました。



第4回野口英世アフリカ賞授賞式の集合写真 (8月28日、チュニジア・チュニス)

第4回野口英世アフリカ賞授賞式においては、医学研究 分野では、HIV/AIDSや新型コロナウイルス感染症などの 感染症対策・治療に貢献した南アフリカのカリム博士夫妻 が、医療活動分野では、寄生虫感染症撲滅に貢献した米国 の「ギニア虫症撲滅プログラム」が、それぞれ受賞しまし

日本は、TICAD 8において、今後3年間で官民合わせ て総額300億ドル規模の資金を投入し、グリーン成長、ス タートアップ支援を含む投資促進、開発金融、保健・公衆

衛生、人材育成、地域の安定化、食料危機対応・農業生産支援などの取組を行うことを表明しました (日本の取組については、254ページ 第3章第2節1(5) キ参照)。参加したアフリカ各国からは、日 本のアフリカ開発への変わらぬコミットメントへの謝意が示されました。

TICAD 8の成果文書として、日・アフリカの首脳間で「チュニス宣言」を採択し、幅広い分野にお ける今後の日・アフリカ協力について一致しました。ウクライナ情勢に対しても深刻な懸念を表明する とともに、国連憲章を含む国際法及び全ての国の主権と領土の一体性の尊重の原則の下での協働、国際 法による紛争の平和的解決の追求を強調しています。

今回のTICAD 8において、岸田総理大臣は、サイード・チュニジア大統領、サル・セネガル大統領 (アフリカ連合(AU)議長)、ファキ・アフリカ連合委員会(AUC)委員長(共催者)など、計10の 国・国際機関の代表と、また、林外務大臣は、8人の首脳級を含む計21か国の代表と二国間会談を実 施し、アフリカ諸国が抱える課題やアフリカを取り巻く複雑な国際情勢について議論を行いました。ロ シアによるウクライナ侵略については、アフリカ諸国に対し、国際秩序の根幹を揺るがすものであり、 国際社会で一致して対応していく必要があることを強調し、日本として、アフリカの食料安全保障強化 に力強く取り組むことを伝達し、具体的支援を打ち出しました。また、開発金融については、透明で公 正な開発金融の重要性について伝達し、問題意識の更なる共有を図り、透明・公正な開発金融のため共 に取り組んでいくことを確認しました。

TICAD 8の2日間の議論においては、日・アフリカの関 係者の間で様々な分野について、活発かつ双方向の議論を 行い、今後のアフリカ開発の方針を打ち出すことができま した。次回のTICAD 9は2025年に日本で行われます。 TICAD 8で得られた推進力をいかし、今後の対アフリカ外 交を一層推進していきます。



閉会式で議事進行を行う林外務大臣 (8月28日、チュニジア・チュニス)

(注) TICAD: Tokyo International Conference on African Development

東部アフリカ地域

(1) ウガンダ

ウガンダは、ムセベニ大統領による長期政権 の下、安定した内政を背景とした経済成長を維 持し、東部アフリカの主要国として地域の安定 に貢献している。同国北部に滞在する南スーダ ン難民も含め、難民の受入れも積極的に行って いる。3月のTICAD閣僚会談及び8月の TICAD 8で外相会合を実施し、アフリカの食 料安全保障などについて議論を行った。

(2) エチオピア

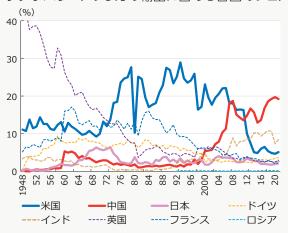
エチオピアは、アフリカ連合(AU)の本部 が所在し、アフリカ政治において重要な位置を 占めている。経済面では、アフリカ第2位の人 口(1.1億人)を有し、2004年から2019年ま で10%前後の高い成長率を記録した(2020年 は6%)。

2020年10月から北部エチオピアにおいて連 邦政府とティグライ人民解放戦線 (TPLF) の 間で武力衝突が続いていたが、2022年11月に

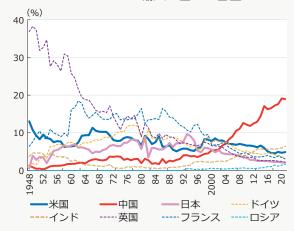
経済データで見るサブサハラ・アフリカ地域と日米中などの関係し

- ・貿易:輸出先としてかつては米国が大きなシェアを占めていたが、近年中国のシェアが首位に。アン ゴラやナイジェリアなどの資源国からの米国向け輸出が減少し、中国が新たな輸出先として存在感を 増している。輸入面では中国は南アフリカやナイジェリアなど地域大国との取引が大きい。2021年 ではこの地域の輸出に占めるシェアにおいて日本は第10位、輸入では第11位2。
- ・投資:域内シェア最大のモーリシャス向け直接投資で首位となる米国と、旧宗主国として、南アフリ カ、ナイジェリア、タンザニア、ウガンダ、ガーナなどで目立つ英国のシェアが拮抗。中国はニ ジェールやザンビアで存在感があるが地域全体では米英には及ばない。インドもモーリシャスなどで 一定のプレゼンスを有する。
- ・金融:かつては特定の国への偏りはなく、様々な国への債務が存在していたが、2010年代に入りア ンゴラなどで対中債務が急増。2021年では日本は第5位の二国間債権国。

サブサハラ・アフリカの輸出に占める各国のシェア



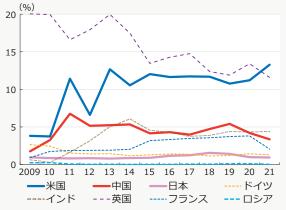
サブサハラ・アフリカの輸入に占める各国のシェア



(注1) IMF (DOT) データに基づき外務省が作成

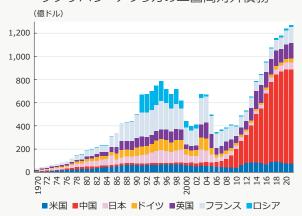
(注2) 中国は、中国本土、香港、マカオの合計。過去の数値についてはデータの欠損などによりグラフが振れている箇所あり。

サブサハラ・アフリカへの直接投資残高に占める各国のシェア



(注) IMF (CDIS) データに基づき外務省が作成

サブサハラ・アフリカの二国間対外債務



- (注1) 世界銀行 (IDS) データに基づき外務省が作成
- (注2) 公的部門、民間部門(公的保証が付与された民間債務)の二 国間対外債務の合計
- 1 本データに関する留意事項について179ページ参照
- 本グラフでは日米中など一部の国のみ表示しているが、文中の順位はデータが入手可能な全ての国・地域(当該地域の国・地域を含む。)に おける順位

AUなどの仲介により政府とTPLFの間で和平 合意が署名された。今後は全ての当事者が合意 を誠実に履行することが重要であり、日本は「ア フリカの角」担当大使の活動も通じて、同志国 と協力しつつ和平合意の実現を後押ししていく。

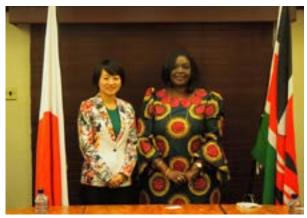
(3) エリトリア

エリトリアは、インド洋とスエズ運河・欧州 を結ぶ国際航路である紅海沿岸に位置する国で ある。鉱物・水産・観光資源に恵まれているが、 国際的に孤立している。エチオピア北部情勢を 含め地域の安定にエリトリアの果たす役割は重 要である。日本は、1月、在エリトリア兼勤駐在 官事務所を開設し、8月のTICAD 8の際に実施 された日・エリトリア外相会談において、地域 の平和と安定のための協力について働きかけた。

(4) ケニア

ケニアは、地域経済の中心を担っており、エ チオピア、ソマリア、コンゴ民主共和国の紛争 の解決にも尽力するなど、東アフリカの安定勢 力として地域の平和と安定のための重要なパー トナーであり、日本も「アフリカの角」担当大 使を通じて協力している。大統領選挙の結果、 9月に新たにウィリアム・ルト大統領が就任し た。日本から、牧原秀樹衆議院議員が総理特使 として大統領就任式に参加した。

日本は、3月、同国との首脳会談でウクライ ナ情勢について緊密に連携して対処していくこ とを確認した。経済・ビジネス面では、5月に



オマモ外相と会談する鈴木外務副大臣(5月3日 ケニア・ナイロビ)

日・アフリカ官民経済フォーラムをケニアで実 施し、外務省から鈴木貴子外務副大臣が参加し て関係強化に尽力した。さらに、8月の TICAD 8及び11月のG7外相会合に際して外 相会談を実施し、アフリカにおける食料安全保 障などについて議論を行い、両国関係の一層の 発展に取り組んでいくことで一致した。

(5) コモロ連合

コモロ連合は、日本と同じ海洋国として「自 由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」を支持 しているパートナーである。2023年2月から AU議長国を務めている。

8月にはTICAD 8の機会に日・コモロ首脳 会談を行い、開発金融の透明性・公正性の重要 性について確認した。9月の故安倍晋三国葬儀 にもアザリ大統領とドイヒール外相が参列し、 同国との首脳会談が実現した。

(6) ジブチ

ジブチは、インド洋を挟んでヨーロッパとア ジア諸国を結ぶ国際安全保障上の要衝に位置し ており、FOIPを実現する上で重要なパート ナーである。世界貿易の大動脈に面し、地域の 物流ハブを目指している。日本は、2011年か ら海賊対処行動のための自衛隊の拠点を設置し ている。在外邦人などの保護・輸送など、この 地域における運用基盤の強化などのため連携し ていくほか、「アフリカの角」担当大使を通じ て今後一層関与を深めていく。8月には、 TICAD 8の機会にアブドゥルカデル首相との 間で首脳会談が行われ、海賊対策を含む地域の 安定について議論を行った。

(7) スーダン

スーダンは、サブサハラ・アフリカ第2位の 国土面積を持ち、原油、鉱物資源、ナイル川か らの水資源や肥沃な耕地に恵まれている。同国 は潜在的な経済発展の可能性を秘めているが、 独立以来、合計約40年に及ぶ長い内戦によっ て発展が妨げられてきた。

2019年4月にバシール政権が崩壊し、同年 8月には新暫定政府が発足、2020年10月には スーダン革命戦線との和平協定が署名された。 しかし、2021年10月25日に国軍による軍事 的政権奪取が発生。日本は同志国と共に早期の 民政移管の実現を求めている。

(8) セーシェル

セーシェルは、インド洋の安全保障及び経済 的に重要なシーレーン上に位置する、FOIPの 実現のために重要なパートナーであり、観光・ 水産資源に恵まれた島嶼国である。8月の TICAD 8にはラムカラワン大統領が参加し、 林外務大臣との間で会談を行い、アフリカの食 糧安全保障の強化などについて議論を行った。 日本は、2023年度には現地に日本大使館を新 設する予定である。

(9) ソマリア

ソマリアは、2022年5月、大統領選挙の結 果、ハッサン大統領が就任し、平和裡に政権移 行が完了した。干ばつや洪水などの人道危機の 発生、アル・シャバーブによる活動が継続して いる中で、日本は同大統領による平和の定着に 向けた取組を支援している。8月、林外務大臣 とTICAD 8に参加したバレ首相の会談で、今 後の更なる協力を確認した。11月には、国連 世界食糧計画 (WFP) を通じウクライナ産小 麦をソマリアに輸送・配布するため、政府は 1,400万ドルの緊急無償資金協力を決定した。

(10) タンザニア

タンザニアは、安定した内政運営と経済成長 に支えられた東アフリカ交易の要衝であり、 2021年4月に就任したサミア大統領の下、投 資・ビジネス機会の拡大が期待されている。

8月のTICAD 8及び9月の故安倍晋三国葬儀 の際に実施されたマジャリワ首相との会談でも、 更なる経済関係の発展に向けた協力を確認した。

(11) ブルンジ

ブルンジは、アフリカ大陸中央部に位置する内 陸国であり、2020年5月に就任したンダイシミ 工大統領の下、近隣諸国との善隣友好、西側諸 国との経済協力を重視した現実的全方位外交を 展開している。林外務大臣は、8月のTICAD 8 に参加したンダイシミエ大統領、9月に故安倍晋 三国葬儀に参列したシンギロ外相と会談し、地 域の平和と安定について議論を行った。

(12) マダガスカル

マダガスカルは、アフリカ東南部沖に位置す る島国で、ニッケル・コバルト地金の一貫生産 事業を日本企業が運営するなど、鉱物資源供給 先としても日本にとって重要な国である。

8月には、林外務大臣とTICAD 8に参加し たラジョリナ大統領が会談し、アフリカの食糧 安全保障の強化や経済の脆弱性について議論を 行った。

(13) 南スーダン

南スーダンは、2013年12月の衝突以降混 乱が続いたが、2018年9月には再活性化され た衝突解決合意が署名された。

日本は、2022年5月に完成したナイル架橋 などの事業を通じて南スーダンの平和と安定に 向けた取組を支援しており、8月のTICAD 8 に参加したアブデルバギ副大統領との首脳会談 でも岸田総理大臣から同国の国造りを引き続き 支援していくと表明した。

(14) モーリシャス

モーリシャスは、広大な排他的経済水域 (EEZ) を抱える、日本と同じ海洋国であり、 FOIP実現のためのパートナーである。2020年 に発生した貨物船ワカシオ油流出事故への対応 における協力を通じ、日本とモーリシャスの関 係は一層緊密化している。8月のTICAD 8に 際し実施された外相会談で、両国は「二国間ビ ジネス環境改善委員会 | の立上げなどを通じて、

経済関係を発展させていくことを確認した。

(15) ルワンダ

ルワンダではカガメ大統領の下、経済開発及 び国民融和に向けた努力が続けられている。近 年、特に情報通信技術分野において急速な発展 が見られ、スタートアップを含む日本企業の進 出も増加しているほか、宇宙分野でも協力など が進んでいる。

日本側の経済的関心も踏まえ、5月には鈴木 外務副大臣がルワンダを訪問し、ビルタ外務・ 国際協力相と会談したほか、11月のG20サ

ミットに際し実施された首脳会談でも二国間関 係を一層深化させていくことを確認した。



日・ルワンダ首脳会談 (11月14日、インドネシア・バリ 写真提供:内閣広報室)

南部アフリカ地域

(1) アンゴラ

アンゴラでは、民主主義が定着しつつあり、 安定した政治基盤を背景として、地域の安定に 重要な役割を果たしている。アフリカ屈指の産 油国で、ダイヤモンドなどの鉱物資源にも富む ほか、漁業及び農業分野などでも高いポテン シャルを有する。ロウレンソ大統領は、経済の 多角化・安定化を目指し、ビジネス環境の改善 に積極的に取り組んでおり、9月の再選時には、 日本から櫻田義孝衆議院議員が総理特使として 就任式に出席した。3月のTICAD閣僚会合の 際に実施した日・アンゴラ外相会談では、ウク ライナ情勢による食料価格の高騰やサプライ チェーンへの影響について議論した。

(2) エスワティニ

エスワティニは、国王であるムスワティ3世 の下、アフリカ唯一の絶対君主制を維持してい る。2018年に国名を「スワジランド王国」か ら「エスワティニ王国」に変更した。アフリカ で唯一台湾との外交関係を有する国である。

8月、林外務大臣は、TICAD 8に参加した ムスワティ3世国王と会談を行い、9月の故安 倍晋三国葬儀にはマスク副首相が参列するな



林外務大臣によるムスワティ3世・エスワティニ国王表敬 (8月27日、チュニジア・チュニス)

ど、ハイレベルの政治交流が活性化している。

(3) ザンビア

豊富な鉱物資源を有するザンビアは、近年で は鉱物依存のモノカルチャー(単一産品)経済 から脱却するため、経済の多角化を目指してい る。2020年11月、ユーロ建て国債の利払い 不履行により新型コロナ流行後アフリカ初のデ フォルトに陥り、2021年、民主的な政権交代 を経て誕生したヒチレマ政権の下、経済再建を 最優先課題とし、国際協調による債務再編に取 り組んでおり、日本も同志国と共に支援してい る。2022年8月には国際通貨基金 (IMF) 理

事会で支援プログラムが承認された。同月、林 外務大臣はTICAD 8に参加したムソコトワネ 財務・国家計画相と会談し、債務健全化につい て議論を行った。

(4) ジンバブエ

ジンバブエは、11世紀から15世紀にかけて、 大規模な石造建築物群「グレート・ジンバブエ 遺跡 | を残した歴代の王国が栄えた内陸国であ り、日本は1980年の独立以来外交関係を有す る。欧米からは特定企業・個人の資産凍結や渡 航禁止などの制裁措置を受けており、経済の運 営に課題を抱えている。9月に行われた故安倍 晋三国葬儀には、モハディ・ジンバブエ・アフ リカ民族同盟愛国戦線(与党)副党首が参列 し、岸田総理大臣を表敬した。

(5) ナミビア

ナミビアは、豊富な海洋・鉱物資源を有して おり、南部アフリカ地域の大西洋側の物流ハブ として、資源開発やエネルギー分野における貿 易・投資の拡大が見込まれる。貧困・格差問 題、高失業率、腐敗防止、社会インフラ整備不 足などの課題を抱えているが、1990年の独立 以降、安定した政治状況にあり、南部アフリカ 地域協力にも積極的である。

(6) ボツワナ

ボツワナは、独立以来、政情が安定的に推移 するグッド・ガバナンス(良い統治)国であ り、ダイヤモンドなど鉱物資源に富む。2013 年にアフリカで初めて地上デジタル放送日本方 式 (ISDB-T方式) を採用し、2022年には日 本方式の導入国で初めて地上デジタル放送への 完全移行を達成した。近年ではダイヤモンド依 存型経済からの脱却を目指し、産業の多角化と 貧困削減に力を入れている。

(7) マラウイ

マラウイは1964年の独立以来、比較的安定

した内政を維持しており、現在はチャクウェラ 大統領の下、周辺諸国との友好外交に努めてい る。財政再建や農業の生産性向上、一次農産品 依存の経済体質が課題となっている。

(8) 南アフリカ

アフリカの経済大国である南アフリカは、ビ ジネス展開の拠点として、日本を含む外国企業 から引き続き関心を集めており、アフリカ唯一 のG20メンバーとして国際場裡でも存在感を 示している。今後、エネルギーや鉱物資源をめ ぐる協力の深化も期待されている。日本は、6 月のG7サミットの際に同国と首脳会談を実施 したほか、7月のG20外相会合や、10月に東 京で9年ぶりに開催された日・南アフリカ・ パートナーシップ・フォーラムにおいて、外相 会談を実施し、二国間関係や国際情勢について 議論を重ねた。9月に行われた故安倍晋三国葬 儀にもシスル観光相が参列するなど、2022年 はハイレベルの政治交流が活性化した。

(9) モザンビーク

モザンビークは、南東部アフリカの玄関口と してFOIPを西側から望む要衝である。ニュシ 大統領の下、政治的な安定が確保され、石炭や 天然ガスといった豊かな天然資源を背景に、外 国資本による開発が進展している。日本企業も 同国北部における液化天然ガス(LNG)開発 事業に参画しているが、周辺地域における武装 集団による襲撃事件を背景とした治安の悪化に より、現在事業が中断されており、再開に向け、 日本としても同志国と協力している。2023年 からは日本と共に国連安保理非常任理事国を務 めている。

同国のエネルギー安全保障上の重要性も念頭 に、日本として、避難民に対する食糧支援など の人道支援や、地域住民の経済的自立のための 開発支援を行ってきている。6月には、小田原 潔外務副大臣が訪問中のニューヨークでマカモ 外務協力相と会談した。

(10) レソト

国土の大部分が山岳高地の内陸国であるレソ トは、自然資源を活用して建設されたカツェダ ムのダム湖でニジマスの養殖が行われ、日本へ の主要な輸出品となっている。10月に国民議 会選挙が平穏かつ円滑に実施され、マテカネ新 首相が就任している。

日本は、8月のTICAD 8の際に外相会談を 実施したほか、岸田総理大臣が、9月の故安倍 晋三国葬儀に参列したマジョロ首相と首脳会談 を実施し、日本からの投資促進を通じた二国間 関係の更なる発展に向け議論を行った。



中部アフリカ地域

(1) ガボン

ガボンでは内戦や戦争が生じておらず、同国 の政治情勢は安定している。アリ・ボンゴ大統 領は、石油依存の経済からの脱却を目指し、木 材加工分野などの強化を含め、経済の多角化に 取り組んでいる。

5月にはニューヨークで、小田原外務副大臣と アダモ外相との間で会談を実施、また、8月の TICAD 8において、林外務大臣とアダモ外相と の間で外相会談を、9月、故安倍晋三国葬儀に 際してオスカ・ラポンダ首相が来日し、岸田総 理大臣と首脳会談を行った。日本は、保健分野 や環境保全分野を中心に協力を実施している。

(2) カメルーン

カメルーンでは、長期政権を築いたビヤ大統 領の下、独立分離派と治安部隊の衝突が続く英 語圏問題や、極北州で活動を展開しているイス ラム過激派組織の問題に取り組んでいる。2月 に、日本は同国と、無償資金協力「チャド湖流 域地域の安定化に向けたインフラ整備計画 (UNDP連携) に関する書簡の交換、7月に は国連世界食糧計画(WFP)を通じた食糧援 助に関する書簡の交換を行った。8月の TICAD 8にはンベラ・ンベラ外相が参加し、 林外務大臣と外相会談を行った。

(3) コンゴ民主共和国

チセケディ大統領就任4年目を迎えたコンゴ 民主共和国は、IMFとの協力の下、財政改革

や汚職の撲滅などに取り組んでいる。また、 2022年は中部アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS) の議長を務めたほか、東アフリカ 共同体(EAC)に加盟するなど、地域へのコ ミットメントを重視している。

世界有数の天然資源を産出する東部地域で は、武装勢力の活動が活発化しており、国連 PKOの支援も得つつ、国際社会や地域の仲介 プロセスが進行している。

8月には、岸田総理大臣とサマ・ルコンデ首 相が首脳会談を行い、平和の定着のための制度 構築・人材育成支援を通じて東部地域の安定化 に向けた取組を後押しすること、さらに、気候 変動対策や鉱物資源分野の協力を推進していく ことなどを確認した。これを踏まえ、11月、 無償資金協力「経済社会開発計画(気候変動対 策関連機材)」に関する書簡及び「地域警察活 動強化計画(IOM連携)」に関する書簡の交換 を行い、同国の取組を支援している。

(4) コンゴ共和国

3期目を務めるサス・ンゲソ大統領の下、行 政システム改革、経済・金融ガバナンスの向 上、社会福祉基盤の整備に重点を置いた国内政 策を推進、「パートナーの多様化」を外交政策 とし、近年では、中部アフリカの安定勢力とし て存在感を増している。

TICAD 8にはガコソ外務・仏語圏・在外自 国民相が参加し、林外務大臣と外相会談を行っ たほか、日本は経済基盤の整備やWFPを通じ た食糧援助などを通じて同国の発展を支援して いる。

(5) サントメ・プリンシペ

サントメ・プリンシペでは、9月に国民議会 選挙が行われた結果、野党が勝利し、11月に は第四次トロヴォアダ内閣が発足、4年ぶりの 政権交代となった。

日本は近年ほぼ毎年食糧援助を実施してお り、2022年は8月に食糧援助に係る無償資金 協力に関する書簡の交換が行われた。食糧援助 の見返り資金は、上記選挙の実施支援も含め、 同国の経済社会開発のために活用されている。 要人往来やビジネス交流は少ない一方、日本が 実施している食糧援助や水産分野での支援は広 く認識・評価されており、良好な親日感情が醸 成されている。

(6) 赤道ギニア

赤道ギニアは、オビアン・ンゲマ大統領の長 期政権の下、豊富な石油資源を基盤とした経済 開発が進められている。11月20日に大統領選 挙が実施され、オビアン・ンゲマ大統領が再選 した。

2022年には、日本は国際連合開発計画 (UNDP) と連携し、2021年3月に発生した バタ市で発生した大規模な爆発事故で損壊した 廃棄物処理施設の改修を支援した。

(7) チャド

チャドでは、10月にマハマト・イドリス・ デビー・イトゥノ軍事移行評議会議長が暫定大 統領に就任し、民政移行期間の最大2年間の延 長を決定した。日本は同国の食料安全保障を改 善し、開発課題の解決に寄与するため、7月に WFPを通じた食糧援助に関する書簡の交換を 実施した。

(8) 中央アフリカ

中央アフリカは、民主化に向けた取組を続 けており、2022年3月には、トゥアデラ大 統領が政府関係者及び市民社会を交えた対話 を開催した。治安維持のため、11月には国 連中央アフリカ多面的統合安定化ミッション (MINUSCA) のマンデート延長が決定された。 また、長引く紛争の結果、多くの国民が人道援 助を必要とする中、7月にはWFPを通じた食 糧援助に関する書簡の交換が行われた。

西部アフリカ地域

(1) ガーナ

2017年に発足し、2021年から2期目を務め るアクフォ=アド政権は、「援助を超えるガー ナ| 構想を掲げ、投資促進や産業の多角化を進 めているほか、債務状況を含む国内経済の立て 直しに力を入れている。

日本がODAを通じ長年にわたり支援してき た、両国の友好・協力の象徴とも言える野口記 念医学研究所は、同国内の新型コロナ対策の拠 点として中心的な役割を果たした。日本は、5 月には、無償資金協力「ノーザン州における保 健医療体制改善計画 | に関する書簡の署名を行

うなど、保健分野で更なる具体的な案件が進ん でいる。2022年には、3月のTICAD閣僚会 合、8月のTICAD 8、11月のG7外相会合の 際に、3回の日・ガーナ外相会談を実施した。

(2) カーボベルデ

カーボベルデにおいては民主主義が定着して おり、アフリカ諸国の中でも高い政治的安定を 誇っている。7月には食糧援助に関する書簡の 交換を行うなど、日本はODAを通じ、カーボ ベルデの経済開発への協力を行っている。8月 には、林外務大臣が、TICAD 8に出席したコ

レイア・エ・シルヴァ首相と会談を実施した。

(3) ガンビア

ガンビアでは、2017年にバロウ大統領が就 任して以降、民主主義や法の支配などの基本的 価値と原則に基づく改革が推進されている。 2021年には大統領選挙、2022年には国民議 会選挙が平和裡に実施された。一方、農業依存 型の脆弱な経済構造及び深刻な貧困などの社会 課題を抱えている。9月の故安倍晋三国葬儀に ママドゥ・タンガラ外相が参加し、山田外務副 大臣と会談を行った

(4) ギニア

ギニアでは、2021年9月に発生したギニア 国軍の一部兵士による権力掌握事案を経て暫定 政府(ドゥンブヤ暫定大統領)が発足し、2024 年末を期限として民政移管が進行中である。

ギニアは豊富な水資源と肥沃な土地を有し、 農業や水産業の開発潜在力は高く、ボーキサイ ト、鉄などを産出する鉱物資源大国である。日 本はギニアと長年にわたり友好関係を築いてい る。

(5) ギニアビサウ

ギニアビサウは、水産資源や鉱物資源などに 恵まれた豊かな土地をいかし、貧困と政情不安 からの脱却を目指している。9月にはWFPと 連携して食糧援助に関する書簡の交換を行っ た。また、11月には無償資金協力「汚職防止 及び平和の定着のための行政における透明性及 び説明責任促進計画 (UNDP連携) に関する 書簡の交換を行った。

(6) コートジボワール

コートジボワールでは、ウワタラ大統領によ る「国家開発計画」の下での経済構造改革や国 家連帯などの取組を後押しするため、日本は5 月に2件の円借款(「ターボ・コスー・ブアケ電 力網強化計画 | 及び「新型コロナウイルス感染



林外務大臣とアシ・コートジボワール首相とのワーキング・ランチ (8月27日 チュニジア・チュニス)

症危機対応緊急支援借款」) に関する書簡の交 換を実施した。8月、TICAD 8の際のアシ首 相とのワーキング・ランチにおいて、林外務大 臣は同国及び周辺国の安定にとって重要な北部 地域の開発を後押ししたいと述べ、9月には同 地域の農業生産性の向上を図るための無償資金 協力「経済社会開発計画」に関する書簡の交換 を、12月には、同国全体の強靱な農業基盤の 構築を図るための円借款に関する書簡の交換を 実施した。投資促進・活性化の努力なども通じ て、両国関係は一層発展している。

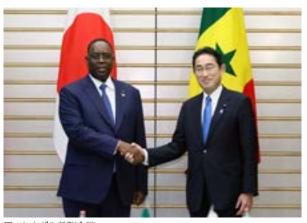
(7) シエラレオネ

シエラレオネでは、選挙を経て2018年4月 に発足したビオ政権が、安定的かつ平和で開か れた多元的な民主主義を構築することに焦点を 当て、雇用創出、質の高い教育などを優先分野 として継続的に取り組んでいる。

日本は、同国に対して、保健、人材育成、農 業や基礎インフラ整備などの分野で開発協力を 実施している。12月に無償資金協力「フリー タウン半島に沿った配電網拡張計画」に関する 書簡の交換を実施した。8月のTICAD 8には フランシス外務・国際協力相が出席し、林外務 大臣と外相会談を行った。

(8) セネガル

セネガルは、2022年のAU議長国として、 国際場裡における諸課題へのアフリカの対応を



日・セネガル首脳会談 (12月19日、東京 写真提供:内閣広報室)

主導する役割を果たした。また、西部アフリカ の安定勢力として、同地域の平和と安定に向け て積極的に取り組んだ。

8月に開催されたTICAD 8において、林外 務大臣(総理特使)は、サル大統領チュニジア のサイード大統領と共に共同議長を務めた。 10月の第8回アフリカの平和と安全に関する ダカール国際フォーラムには、山田外務副大臣 が出席し、アフリカの平和と安定を後押しする 日本の取組を紹介しつつ、アフリカが、新型コ ロナやロシアによるウクライナ侵略が影響を及 ぼしている食料危機などの外生的ショックに立 ち向かうための国際連携の強化を呼びかけた。

12月には、サル大統領が実務訪問賓客とし て公式訪日し、岸田総理大臣と3度目となる首 脳会談を行った。両国首脳は、日・セネガル共 同声明を発表し、両国が戦略的に重要なパート ナーとして、二国間及び国際場裡において協力 を強化していくことを確認した。

(9) トーゴ

日本はトーゴの食料安全保障の改善及び開発 課題の解決のため、8月にトーゴに対する食糧 援助に関する書簡の交換を実施した。9月、 ニャシンベ大統領が故安倍晋三国葬儀に参列し た際に首脳会談が行われ、両首脳は、更なる二 国間関係の強化に向けた期待を表明したほか、 国際情勢について意見交換し、TICAD 8の フォローアップを通じて両国関係を深めていく

ことで一致した。

(10) ナイジェリア

5月に就任7周年を迎えたブハリ大統領は、 治安、法整備、インフラ、経済、産業などの広 い分野における課題に取り組んできた。治安面 では、10月までにテロリストとその家族約8 万人が投降したといわれており、ナイジェリア 政府は、元テロリストの社会復帰支援にも取り 組んでいる。ギニア湾のナイジェリア沿岸にお ける海賊・武装強盗対策も課題の一つで、6月 には海洋安全保障の強化などに向けた日本の無 償資金協力に関する書簡の交換が行われた。

サブサハラ・アフリカ最大級の天然ガス埋蔵 量を有するナイジェリアは、二酸化炭素排出量 ゼロに向けたエネルギー転換において、天然ガ スを重要エネルギーと位置付けて開発に取り組 んでいる。

(11) ニジェール

ニジェールは、マリ及びブルキナファソとの 国境地帯を中心に高まるテロの脅威に直面しな がらも、国際社会と連携し、テロ対策と開発課 題の克服に堅実に取り組んでいる。

8月のTICAD 8にはハスミ・マスドゥ国務 相兼外務・協力相が出席した。その際に行われ た外相会談では、林外務大臣から、アフリカの 食料安全保障の強化に引き続き貢献していくこ とを表明し、9月に食糧援助に関する書簡の交 換が行われた。さらに、11月には、中等教育 へのアクセス及び学習環境の改善や女子就学の 促進・継続を目的とした無償資金協力に関する 書簡の交換が行われるなど、着実に協力関係が 深化している。

(12) ブルキナファソ

ブルキナファソでは、北部のマリ及びニ ジェールとの国境地帯を中心にテロが頻発し、 治安が回復していない状況が続いており、多数 の死傷者と国内避難民が発生している。人道状 況が極端に悪化する中、国内の不満が高まり、 2022年1月及び9月にブルキナファソ国軍の 一部兵士が権力を掌握する事案が発生した。

日本は、無償資金協力「中央地方及び中央西 部地方における中学校及び技術教育職業訓練中 学校建設計画(UNICEF連携)」を通じてブル キナファソの教育の質の向上に寄与した。また、 WFPと連携して食糧援助を実施し、同国の食 料安全保障の改善に取り組んでいる。

(13) ベナン

日本と国際連合児童基金(UNICEF)は9月 に無償資金協力「アフリカにおける感染症対策 のためのデジタルヘルス・システム支援計画」 を署名し、ベナンを含むアフリカ7か国の保健 施設などに対するシステムの強化・効率化を図 る支援を決定した。8月にチュニジアで開催さ れたTICAD 8にはアベノンシ外相が出席し、 9月の故安倍晋三国葬儀にはワダニ経済・財務 大臣が参列した。

(14) マリ

2020年8月及び2021年5月に発生したマリ 国軍の一部兵士による権力掌握事案を経て、暫 定政府(ゴイタ暫定大統領)が発足し、2024 年3月末を期限として民政移管が進行している。 北部及び東部を中心にテロや襲撃が頻発するな ど治安の悪化が深刻である。サヘル地域全体の 平和と安定の礎であるマリの平和と安定の確保 は国際社会においても喫緊の課題となっている。

日本は、国連開発計画(UNDP)を通じて 国際標準に合致した透明性及び信頼性の高い選 挙の実施に必要な機材を供与することを決定

し、マリの民政移管への取組を後押ししてい る。10月には山田外務副大臣がジョップ外務・ 国際協力相と会談し、民政移管に関する支援と ともにマリが直面している経済社会開発上の課 題の解決に向けて引き続き協力を行っていくと 表明した。11月には、食糧援助及び無償資金 協力「経済社会開発計画」に関する書簡の交換 が行われた。

(15) リベリア

1989年に勃発した内戦と2014年に隣国か ら拡大したエボラ出血熱により、甚大な人道被 害が発生したリベリアでは、ウェア大統領が貧 困対策に力を入れている。インフラ、教育、保 健なども優先課題であり、日本は2016年、首 都モンロビアの幹線道路拡充・改修を支援した。 同道路は日・リベリアの友好の証として、2019 年に「ジャパン・フリーウェイ」に改称され た。2022年7月には、食糧援助に係る無償資 金協力に関する書簡の交換を行った。8月の TICAD 8にはデー=マックスウェル・サー・ ケマヤ外相が参加し、外相会談を行った。

(16) モーリタニア

モーリタニアは、治安の不安定化が進むサヘ ル地域にあって、2011年以降テロが発生して おらず、比較的安定した政権運営を続けている ものの、2021年以来の天候不順や世界情勢に 起因する食糧不足は深刻な状況にあり、日本は 同国に対し食糧援助などの支援を行っている。 また、水産訓練センター施設の整備など、モー リタニアへの水産分野での技術支援・無償資金 協力を行うなど協力関係を深めている。

「経済データで見る各地域と日米中などの関係」に関する留意事項

1. 各データ共通

本資料は国際機関のデータを使用して貿易・投資・金融の側面から作成したものであり、各国・地域の プレゼンスはこのほかにも様々な観点から総合的に考察される必要がある。また、今回使用した各統計に ついては以下の点に留意する必要がある。

貿易データ(出典:IMF Direction of Trade Statistics:DOTS)は通関ベースの貿易統計であり、加 工貿易型の国は貿易総額が膨らみやすいとの指摘もある。財・サービスの付加価値がどの国で加わったか を考慮した付加価値貿易の概念にも留意する必要がある。

直接投資データ(出典:IMF(Coordinated Direct Investment Survey:CDIS))は各国・地域の「任 意の報告」に基づくものであり、包括的なものではなく、各国・地域発表の数値とも規模が異なることに 留意が必要である。

対外債務データ(出典:世界銀行(International Debt Statistics:IDS))については、分かりやすさ の観点から二国間の対外債務のみ表示しているが、これは全体の一部でしかなく、世界銀行、アジア開発 銀行(ADB)など国際機関、そのほかの債権者への債務が大きい点に留意する必要がある(全ての地域に おいて債権者として最大のシェアを占めるのはOther Multiple Lendersというカテゴリー)。また、金融 資本市場の発展に伴い、債券発行などによる資金調達も大きくなると考えられる(実際に債券保有者 (Bondholders) のシェアも大きい)。なお、無償援助が多い国は本資料では目立たなくなる点にも留意が 必要である。

2. 指標・地域ごとの対象国・地域

本資料では、以下(1)から(7)の地域における日米中などの経済データを集計したが、統計によって 入手可能な国のデータに限りがあり、全ての国・地域が含まれているわけではない。各統計において集計 対象とした国・地域は以下のとおり。

・貿易(輸出、輸入):139か国・地域

・投資(直接投資残高):74か国・地域

・金融(対外債務残高):108か国・地域

(1) 東南アジア

貿易:ASEAN10か国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベト ナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)及び東ティモール(計11か国)

投資:インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー (計8か国)

金融:インドネシア、カンボジア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、東ティモール(計 8か国)

(2) 南アジア

貿易:インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ(計7か国)

投資:インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン(計6か国)

金融:インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ(計7か国)

(3) 太平洋島嶼国

貿易:キリバス、サモア、ソロモン諸島、ツバル、トンガ、ナウル、バヌアツ、パプアニューギニア、パ ラオ、フィジー、マーシャル、ミクロネシア(計12か国)

投資:サモア、ソロモン、パラオ、フィジー(計4か国)

金融:サモア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー(計6か国)

(4) 中南米

- 貿易:アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、 キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビン セント及びグレナディーン諸島、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダー ド・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズ エラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ(計32か国)
- 投資:アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、スリナム、チリ、トリニ ダード・トバゴ、パナマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、 ホンジュラス、メキシコ(計17か国)
- 金融:アルゼンチン、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コ ロンビア、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、ドミニカ国、 ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、パラグアイ、ブラジル、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホ ンジュラス、メキシコ(計22か国)

(5) 中央アジア・コーカサス

- 貿易:アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキ スタン、トルクメニスタン (計8か国)
- 投資:アゼルバイジャン、アルメニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキスタン(計6か国)
- 金融:アゼルバイジャン、アルメニア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、ジョージア、タジキ スタン、トルクメニスタン(計8か国)

(6) 中東・北アフリカ

- 貿易:アフガニスタン、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オ マーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバ ノン、エジプト、リビア、チュニジア、モロッコ(計20か国)
- 投資:アルジェリア、イスラエル、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバ ノン、モロッコ(計9か国)
- 金融:アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、シリア、トルコ、ヨルダン、レバノ ン、エジプト、チュニジア、モロッコ(計12か国)

(7) サブサハラ・アフリカ

- 貿易:アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、 カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和 国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、 スーダン、セーシェル、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、 トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、 マダガスカル、マラウイ、マリ、南アフリカ、南スーダン、モザンビーク、モーリシャス、モーリ タニア、リベリア、ルワンダ、レソト(計49か国)
- 投資:ウガンダ、エスワティニ、ガーナ、カーボベルデ、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、ザ ンビア、セーシェル、セネガル、タンザニア、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブ ルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マリ、南アフリカ、モザンビーク、モーリシャ ス、ルワンダ(計24か国)
- 金融:アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、ガーナ、カーボベルデ、ガボン、 カメルーン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和 国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ、 スーダン、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ナイジェリア、ニ ジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、南ア フリカ、モザンビーク、モーリシャス、モーリタニア、リベリア、ルワンダ、レソト(計 45 か国)

第3章

国益と世界全体の 利益を増進する外交

第一節	日本と国際社会の平和と安定に向けた取組	182
第2節	日本の国際協力 (開発協力と地球規模課題への取組)	245
第3節	経済外交	273
第4節	日本への理解と信頼の促進に向けた取組	298

Chapter 3

日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

安全保障に関する取組

(1) 日本を取り巻く安全保障環境

現在、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障 環境に直面している。日本の周辺では、核・ミ サイル戦力を含む軍備増強が急速に進展してい る。軍事力の更なる強化や軍事活動の活発化の 傾向が顕著となっており、力による一方的な現 状変更の試みもこれまで以上に見られる。また、 国際社会では、インド太平洋地域を中心に歴史 的なパワーバランスの変化が生じる中、一部の 国家が、独自の歴史観・価値観に基づき、既存 の国際秩序の修正を図ろうとする動きを見せて いる。2月には、ロシアによるウクライナ侵略 が発生した。また、海洋においては、既存の国 際秩序とは相容れない主張に基づいて自国の権 利を一方的に主張し、又は行動する事例が見ら れ、これにより、国連海洋法条約(UNCLOS) を始めとする国際法における日本の権利が不当 に侵害される状況が生じている。

このような中、領域をめぐるグレーゾーン事 態、民間の重要インフラなどへの国境を越えた サイバー攻撃、偽情報の拡散等を通じた情報戦 などが恒常的に生起し、有事と平時の境目がま すます曖昧になってきている。また、安全保障 の対象は、経済、技術など、これまで非軍事的 とされてきた分野にまで拡大し、軍事と非軍事 の分野の境目も曖昧になっている。さらに、大 量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロへ の対応は、引き続き国際社会にとっての重大な 課題である。こういった動きを踏まえ、様々な 分野における安全保障政策に係る取組の強化が 必要となっている。

12月、日本は新たな「国家安全保障戦略」 とともに、これを踏まえた「国家防衛戦略|及

び「防衛力整備計画」を決定した。「国家安全 保障戦略」においては、安全保障に係る様々な 施策(反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的な 強化、総合的な防衛体制の強化、防衛装備移転 三原則や運用指針などの見直しの検討、能動的 サイバー防御の導入、海上保安能力の大幅な強 化と体制の拡充、経済安全保障政策の促進な ど)が打ち出される中、安全保障に関わる総合 的な国力の主な要素の一つとして、まず外交力 が掲げられた。今後、同戦略に基づき、危機を 未然に防ぎ、平和で安定した国際環境を能動的 に創出するために力強い外交を展開していく (183ページ 特集参照)。

(2)「平和安全法制」の施行及び法制に基づく 取組

日本を取り巻く安全保障環境の変化に対応 し、国民の命と平和な暮らしを守るためには、 力強い外交を推進し、安定し、かつ、見通しが つきやすい国際環境を創出していくことが重要 である。その上で、あらゆる事態に対し切れ目 のない対応を可能とし、また、国際協調主義に 基づき国際社会の平和と安定にこれまで以上に 積極的に貢献することが重要であり、そのため の「平和安全法制」が、2016年3月に施行さ れた。

平和安全法制の施行後、米国を始めとする関 係国との間で様々な協力が行われており、日米 同盟はかつてないほど強固になり、日本は地域 や国際社会の平和と安定に一層寄与するように なった。例えば、米軍に対しては2017年から 2021年末までの間、弾道ミサイルの警戒を含 む情報収集・警戒監視活動や共同訓練の機会

特 集

新たな「国家安全保障戦略」などの策定

12月16日、国家安全保障会議及び閣議において、新たな「国家安全保障戦略」と共に、これを踏ま えた「国家防衛戦略 | 及び「防衛力整備計画 | が決定されました。

2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は国際秩序の根幹を揺るがしています。そうした中で、 日本は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれています。国際社会は歴史の岐路に立っており、法 の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化することの重要性がより一層高まっている中で、 今般の「国家安全保障戦略」は策定されました。

この戦略は、戦後の日本の安全保障政策を実践面から大きく転換するものです。この戦略においては、 今後取り組む代表的な施策として、(1)「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」のビジョンの下での外 交の展開、(2) 反撃能力の保有を含む防衛力の抜本的な強化、(3) 防衛力の抜本的強化を補完し、それ と不可分一体のものとして、研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、日本及び同志国の抑止 力向上などを目的とする国際協力といった取組を政府横断的に推進する総合的な防衛体制の強化、(4) 安全保障上意義が高い防衛装備移転などを円滑に行うための防衛装備移転三原則や運用指針などの見直 しの検討、(5)能動的サイバー防御の導入とサイバー安全保障政策を一元的に総合調整する新組織の設 置、(6)海上保安能力の大幅な強化と体制の拡充、(7)経済安全保障政策の促進などが掲げられました。

特に、同戦略は、日本の安全保障に関わる総合的な国力の主な要素の一つとして、最初に外交力を掲 げています。日本の長年にわたる国際社会の平和と安定、繁栄のための外交活動や経済活動の実績を糧 に、大幅に強化される外交の実施体制の下、危機を未然に防ぎ、日本周辺国・地域との外交、領土問題 を含む諸懸案の解決に向けた取組を強化し、平和で安定した国際環境を能動的に創出するために力強い 外交を展開していきます。

具体的には、日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全保障のみならず、インド太平洋地 域を含む国際社会の平和と安定の実現に不可欠な役割を果たすとの考えの下、日米の戦略レベルで連携を 図り、米国と共に、外交、防衛、経済などのあらゆる分野において、多層的な取組を推進していきます。

また、日米同盟を基軸としつつ、日米豪印(クアッド)などの取組を通じて、同志国との協力を深化 し、FOIPの実現に向けた取組を更に進めていきます。そして、経済的にも発展し、国際社会における 影響力が高まっている途上国などへの外交的な関与を更に強化します。そのことにより、できるだけ多 くの国と共に、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を強化していきます。FOIPというビジョン の下、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させ、国際社会の共存共栄を実現する上で政府開発援助 (ODA) は非常に重要な役割を果たします。このため、ODAを戦略的に活用しつつ、拡充していきます。

さらに、同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築して、それを拡大し、抑止力を強化しま す。そのために、日米韓、日米豪などの枠組みを活用しつつ、オーストラリア、インド、韓国、欧州諸 国、東南アジア諸国連合(ASEAN)諸国、カナダ、北大西洋条約機構(NATO)、欧州連合(EU)な どとの安全保障上の協力を強化していきます。

加えて、同志国との安全保障上の協力を深化させるために、開発途上国の経済社会開発などを目的と したODAとは別に、同志国の安全保障上の能力・抑止力の向上を目的として、同志国に対し、装備 品・物資の提供やインフラの整備などを行う軍などが裨益者となる新たな協力の枠組みを設けます。

このような取組を進める上で、戦後の日本の平和国家としての在り方はいささかも変わりありませ ん。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を堅持するとの基本 方針は変わりません。他国の犠牲の上にではなく、他の国と共に繁栄していきたいという日本の外交政 策の在り方も不変であり、世界的に最も成熟し安定した先進民主主義国の一つとして、国際社会が目指 すべき範を示していきます。

に、計79回の警護を実施した。2021年11月 には、共同訓練の機会に、オーストラリア軍に 対して初めてとなる同様の警護も行われた。さ らに、国連平和維持活動 (PKO) などの国際 的な平和協力活動への協力についても活動が拡 充された。

このように、平和安全法制の施行以来、米国 のみならず様々な国との協力が深化している。 今後も、国民の命や平和な暮らしを守り抜くた め、外務省としても、各国との相互協力の更な る進展に資する外交関係の維持・発展に努めて いく考えである。

(3) 領土保全

領土保全は、政府にとって基本的な責務であ る。日本の領土・領空・領海を断固として守り 抜くとの方針は不変であり、引き続き毅然とし てかつ冷静に対応するとの考えの下、政府関係 機関が緊密に協力し、いかなる不法行為に対し ても切れ目のない十分な対応を確保するための 取組を推進している。同時に、在外公館の人脈 や知見をいかしつつ、領土保全に関する日本の 主張を積極的に国際社会に発信している。

日米安全保障(安保)体制

(1) 日米安保総論

日本を取り巻く安全保障環境がこれまで以上 に急速に厳しさを増している中、日米安保体制 を強化し、日米同盟の抑止力・対処力を向上さ せていくことは、日本の平和と安全のみなら ず、インド太平洋地域の平和と安定にとって不 可欠である。日米両国は、日米防衛協力のため の指針 (ガイドライン) 及び平和安全法制の下 で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化して おり、ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安 全保障などの幅広い分野における協力を拡大・ 強化している。同時に、これらの取組を進めつ つ、普天間飛行場の移設や在沖縄米海兵隊約 9,000人のグアムなどへの国外移転を始めとす る在日米軍再編についても、沖縄を始めとする 地元の負担を軽減するため、日米で緊密に連携 して取り組んできている。

(2) 日米安保各論

ア 日米安保・防衛協力の概観

2015年に策定された日米防衛協力のための 指針(ガイドライン)は、日米両国の防衛協力 について、一般的な大枠及び政策的な方向性を 見直し、更新したものである。同ガイドライン

の下で設置された同盟調整メカニズム (ACM) などを通じて、日米両国は緊密な情報共有及び 共通情勢認識の構築を行い、平時から緊急事態 まで「切れ目のない」対応と取組を重ねてきて いる。バイデン政権は発足直後から現在まで、 日米同盟を重視する姿勢を鮮明にしている。

1月、日米「2+2」が初めてテレビ会議形 式で開催され、日本側からは、林外務大臣及び 岸信夫防衛大臣が、米国側からは、ブリンケン 国務長官及びオースティン国防長官がそれぞれ 出席した。日米同盟をいかに進化させ、現在、 そして将来の挑戦に効果的に対処し続けるかに ついて率直かつ重要な議論を行うことができ、 大きく以下の3点の成果があった。第一に、 「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」への コミットメントを確認し、ルールに基づく秩序 を損なう中国の取組や北朝鮮の核・ミサイル活 動を含め、変化する地域の戦略環境に関する 突っ込んだ議論を行い、認識をすり合わせた。 第二に、日米同盟の抑止力・対処力を抜本的に 強化するための具体的な議論を進めることを確 認した。さらに、宇宙・サイバー分野や新興技 術を含め、日米同盟の優位性を将来にわたって 維持するために投資を行っていくことにつき一





日米「2+2」(2023年1月、米国・ワシントンD.C.)

致した。第三に、日米同盟の抑止力を維持しつ つ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を図る観 点から、在日米軍再編を着実に推進することや 適時の情報共有といった連携の重要性について 一致した。

2023年1月には、日米両国の戦略文書発表 後のタイミングを捉え、米国ワシントンD.C.で [2+2] が行われ、日本側からは、林外務大臣 及び浜田靖一防衛大臣が、米国側からは、ブリ ンケン国務長官及びオースティン国防長官がそ れぞれ出席した。それぞれの国家安全保障戦略 及び国家防衛戦略の公表を歓迎し、両国のビ ジョン、優先事項及び目標がかつてないほど整 合していることを確認した。また、大きく以下 3点の成果があった。第一に、最大の戦略的挑 戦である、自らの利益のために国際秩序を作り 変えることを目指す中国の外交政策に基づく行 動や北朝鮮の前例のない数の弾道ミサイル発 射、ロシアによるウクライナ侵略などの地域の 戦略環境に関する認識について丁寧なすり合わ せを行った。第二に、一層厳しさを増す安全保 障環境における日米同盟の抑止力・対処力強化 に向けた今後の取組を確認した。米国による日 本を含むインド太平洋地域における戦力態勢を 最適化するとの決意を歓迎し、在日米軍再編計 画の再調整を含め、日本における米国の戦力態 勢を一層最適化するための方策について緊密な

協議を継続することを決定した。また、拡大抑 止 を議題の一つとして閣僚レベルで時間を割 いて突っ込んだ議論を行い、米国の核を含むあ らゆる種類の能力に裏打ちされた、日本防衛に 対する米国の力強いコミットメントを再確認し た。さらに、宇宙への、宇宙からの又は宇宙に おける攻撃が、一定の場合には、日米安全保障 条約第5条の発動につながることがあり得るこ とを確認した。第三に、沖縄を始めとする地元 の負担軽減を図ることの重要性について改めて 確認し、林外務大臣から、地元への影響に最大 限配慮した安全な運用、早期の通報を含む事 件・事故での適切な対応、環境問題などについ ても米国側に改めて要請した。その上で、同月 に行われた日米首脳会談では、バイデン大統領 から、日本の防衛に対する揺るぎないコミット メントが改めて表明された。また、両首脳は、 日米両国の国家安全保障戦略が軌を一にしてい ることを歓迎し、日米両国の戦略を実施するに 当たって相乗効果を生み出すようにすることを 含め、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化し ていくとの決意を新たにした。さらに、「2+ 2」でのやり取りも踏まえつつ、安全保障分野 での日米協力に関する具体的協議を更に深化さ せるよう指示した。

また、2022年も米国国防当局高官との人的 往来が継続的に行われた。8月にケンドール米

¹ ある国が有する抑止力をその同盟国などにも提供すること

国空軍長官、9月にバーガー米国海兵隊総司令 官、フリン米国太平洋陸軍司令官、10月にア クイリノ米国インド太平洋軍司令官、12月に はジャーニー米国太平洋海兵隊司令官が相次い で訪日した。また4月、林外務大臣は、米国側 からの招待を受け、エマニュエル駐日米国大使 とともに米空母「エイブラハム・リンカーン」 を視察した。加えて、6月には米国で、11月 には東京で日米拡大抑止協議を実施した。本協 議は2010年に設立され、日米安全保障・防衛 協力の一つとして、地域の安全保障情勢、日米 同盟の防衛態勢、核及びミサイル防衛政策並び に軍備管理について意見交換した上で、日米同 盟の中核にある拡大抑止を維持し、強化する方 策について率直な議論を行い、相互理解を深め る場として機能している。本協議の一部とし て、協議参加者は、6月にはオハイオ級潜水艦 「メリーランド」を、11月には日米共同統合演 習「キーン・ソード23」を視察した。このよ うな多層的な取組を通じ、米国との間で安全保 障・防衛協力を引き続き推進し、同盟の抑止 力・対処力を一層強化していく。

イ ミサイル防衛

日本は、2006年以降実施している能力向上 型迎撃ミサイル(SM-3ブロックIIA)の日米 共同開発及び共同生産の着実な実施を始め、米 国との協力を継続的に行いつつ、弾道ミサイル 防衛(BMD)システムの着実な整備に努めて おり、いかなる事態においても日本に対する弾 道ミサイルの脅威から国民の生命・財産を守る ため、万全の態勢をとっている。また、極超音 速兵器を含む新たな経空脅威への効果的な対処 を図るための取組も進めており、2023年1月 の日米「2+2」においては、極超音速技術に 対抗するための共同分析の進展を踏まえ、先進 素材及び極超音速環境での試験を含む重要な要 素に関する共同研究を開始することや、将来の インターセプターの共同開発の可能性について 議論を開始することで一致した。

ウ サイバー

2023年1月の日米 [2+2] では、更に高度 化・常続化するサイバー脅威に対抗するため、 協力を強化することで一致した。日米両国は、 政府横断的な取組の必要性を踏まえ、日米サイ バー対話などの枠組みを通じ両国の関係者が幅 広い分野における日米協力について議論し、日 本のサイバーセキュリティ戦略や米国のサイ バー政策も踏まえつつ、両国間の政策面での協 調や体制及び能力の強化、インシデント情報の 交換などを推進し、サイバーに関する協力を引 き続き行っている。

工宇宙

2023年1月の日米「2+2」では、宇宙関連 能力に係る協力の深化にコミットするととも に、宇宙への、宇宙からの又は宇宙における攻 撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると 考え、一定の場合には、当該攻撃が、日米安全 保障条約第5条の発動につながることがあり得 ることを確認した。また、同月の日米首脳会談 では、宇宙分野での日米協力を一層推進してい くことで一致した。日米両国は、宇宙領域把握 情報などの相互提供、ホステッド・ペイロード (人工衛星へのミッション機器の相乗り)協力 など、安全保障分野での宇宙協力を引き続き進 めている。

才 情報保全

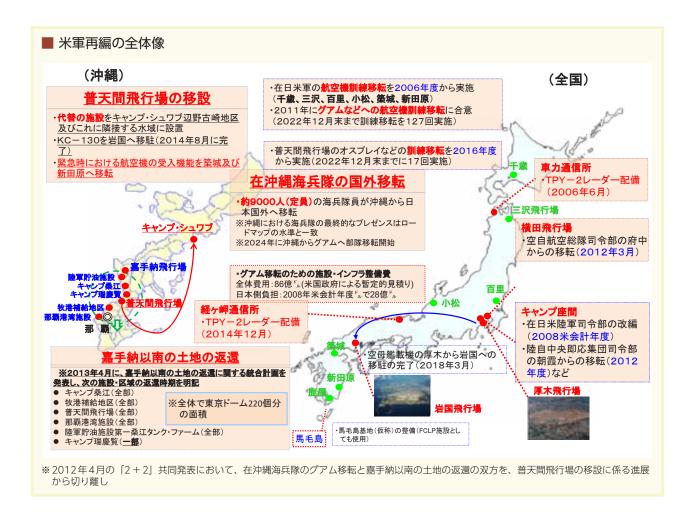
情報保全は、同盟関係における協力を進める 上で決定的に重要な役割を果たすものである。 こうした観点から、5月の日米首脳会談や 2023年1月の日米「2+2」でもその重要性が 確認されたように、日米両国は、情報保全に係 る協力を強化するため、引き続き協議を行って いる。

(3) 在日米軍再編

政府は、上記のような取組を進めながら、普 天間飛行場の辺野古移設を含む在日米軍再編を 着実に進め、沖縄を始めとする地元の負担軽減に引き続き全力で取り組んでいく。

2022年1月の日米「2+2」共同発表におい ても、このような在日米軍再編について、二国 間の取組を加速化させる重要性を確認した。 2023年1月の「2+2」では、日本の南西諸島 の防衛のためのものを含め、向上された運用構 想及び強化された能力に基づいて同盟の戦力態 勢を最適化する必要性を確認した。また、日本 における米軍の前方態勢が、同盟の抑止力及び 対処力を強化するため、強化された情報収集・ 警戒監視・偵察能力、対艦能力及び輸送力を備 えた、より多面的な能力を有し、より強靱性が あり、そして、より機動的な戦力を配置するこ とで向上されるべきであることを確認し、 2012年4月の日米「2+2」で調整された再編 の実施のための日米ロードマップは再調整さ れ、第3海兵師団司令部及び第12海兵連隊は 沖縄に残留し、第12海兵連隊は2025年まで に第12海兵沿岸連隊に改編されることを確認した。この取組は、地元の負担に最大限配慮した上で、2012年の再編計画の基本的な原則を維持しつつ進められる。また、日米双方は、沖縄における移設先施設の建設及び土地返還並びに2024年に開始される米海兵隊要員の沖縄からグアムへの移転を含む、米軍再編に係る二国間の取組を加速化させる重要性を確認した。

特に、沖縄における土地返還の取組については、2017年12月の北部訓練場の過半(約4,000ヘクタール)の引渡し以降も、2013年4月の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づいて各種返還案件が進められ、2020年3月のキャンプ瑞慶覧の施設技術部地区の一部返還により、統合計画の中で「速やかに返還」とされている全ての区域の返還が実現した。また、2020年12月には普天間飛行場の佐真下ゲート付近の土地の返還が行われたほか、2021年5月には牧港補給地区



(国道58号線沿いの土地)のランドリー工場地区の返還が実現した。沖縄の本土復帰から50周年の節目となった2022年5月には、キャンプ瑞慶覧のロウワー・プラザ住宅地区について、返還に先立って、緑地公園として地元住民などの利用を可能にすることに日米間で合意した。2023年度中の利用開始に向けて必要な準備を進めている。

(4)「同盟強靱化予算(在日米軍駐留経費負担)」 (HNS)²

日本は、日本を取り巻く安全保障環境が一層 厳しさを増す中、在日米軍の効果的な活動を確 保するため、日米地位協定で定められた範囲内 で、提供施設の整備 (FIP) 費などを負担して いる。このほか、日米地位協定の特則を定める 特別協定を締結した上で在日米軍従業員の労務 費、光熱水料等及び訓練移転費を負担してきた。 1月7日に署名、4月1日に発効した新たな特別協定においては、これらに加え、在日米軍の 即応性の確保のみならず、自衛隊と米軍の相互 運用性の向上にも資する訓練資機材の調達に関 連する経費を負担することとなった。日本政府 は、日米地位協定及び新たな特別協定に基づき、 2022年度から2026年度まで、在日米軍駐留 経費 (HNS)を負担することとなっている。

なお、新たな特別協定に関する協議において、 日本側の経費を用いて日米同盟を一層強化する 基盤を構築することで一致したことを受け、日 本側としては「在日米軍駐留経費負担」の通称 を「同盟強靱化予算」とすることとした。

新たな特別協定の対象期間(2022年4月1日から2027年3月31日)における「同盟強靱化予算」は年平均で約2,110億円となる。

(5) 在日米軍の駐留に関する諸問題

日米安保体制の円滑かつ効果的な運用とその 要である在日米軍の安定的な駐留の確保のため

には、在日米軍の活動に伴う周辺の住民への負 担を軽減し、米軍の駐留に関する住民の理解と 支持を得ることが重要である。日本政府は 2015年の環境補足協定や、2017年の軍属補 足協定の着実な実施を含め、米軍関係者による 事件・事故の防止・対応、米軍機による騒音の 軽減、在日米軍の施設・区域における環境問題 などの具体的な問題について、地元の要望を踏 まえ、改善に向けて最大限の努力を払ってきて いる。例えば、9月に厚木飛行場で、大雨によ り有機フッ素化合物の一種であるPFOSなどを 含む泡消火薬剤が放出され、当該薬剤を含む水 の流出が発生した際には、環境補足協定に基づ く立入りを行い、現場の確認などを実施した。 また新型コロナウイルス感染症(以下「新型コ ロナ」という。) などの感染症を含む保健・衛 生上の課題については、1月28日、日米合同 委員会の下に設置されていた検疫部会を改組し、 これを格上げする形で、日米双方の保健当局も 参加する「検疫・保健分科委員会」を新たに設 立し、日米間で緊密に連携している。引き続き、 感染防止対策の徹底及び地元の不安解消に向け て、日米間の連携をより一層強化していく。

沖縄の高校生・大学生が同盟国・米国のありのままの姿や国際社会における日本の役割を目の当たりにする機会を設け、日米の相互理解の増進を図ることを目的とする「アメリカで沖縄の未来を考える」(TOFU: Think of Okinawa's Future in the United States)プログラムについては、新型コロナの影響により、2021年度も3月に東京派遣プログラム3の形で実施した。また、2020年度から、米国防省教育部(DoDEA)と共催している、日米の中高生が文化・教育交流を行う「日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト」についても、2022年度には規模を拡大して実施している(189ページコラム参照)。

² HNS: Host Nation Support

³ 沖縄から参加者を東京に招へいし、日米関係に携わる実務者や国際社会で活躍する有識者などへの面会(オンライン含む。)及び各種視察を実施した。

コラム

日米交流の促進・相互理解の増進のためのプロジェクト

外務省は、2020年から米国防省教育部(DoDEA)との共催で、在日米軍施設・区域が所在する地 域において、地元の中高生と米軍人の子女との交流プログラムを実施しています。このプログラムは、 日米の中高生が文化・教育交流を通じて相互理解を深めるとともに、国際社会で活躍する人材を育成す ることを目的とするものです。

2022年は岩国飛行場(山口県)、キャンプ桑江(沖縄県)、佐世保海軍施設(長崎県)、三沢飛行場 (青森県)及びキャンプ座間(神奈川県)で事業を実施しました。このコラムでは、沖縄県のキャンプ 桑江で実施されたプログラムに参加した日米両生徒の感想を紹介します。

●レスター中学校 ユイナ・ポープさん

今回このプログラムに参加することができ、嬉しく思います。参加学生間では、会話での意思疎通に はあまり苦労しなかったものの、今回のプログラムを通じて、言語だけが乗り越えなければいけない壁 ではないことを実感しました。今回の経験を通じて、これまでに気が付かなかった小さな文化の違いを 学ぶことができました。初めのうちはコミュニケーションの取り方がまるで壁を隔てたように感じまし たが、同じグループの仲間たちと一緒に時間を過ごすうちに、私たちは友達になれるのだということに 気が付きました。今回のプログラム自体は短い時間でしたが、今回得た経験は、これからもずっと私の 物の見方に影響を与え続けると思います。

● 琉球大学教育学部附属中学校 知念沓幸さん

私は、10月1日、2日にこのプログラムに参加し、基地内のレスター中学校の生徒たちと交流をして きました。交流会では、お互いの文化の特徴を知るために、日米の中学生を混ぜた四つのグループで、 各国の特徴を演じたミニ劇やご当地キャラクター作りをしました。ミニ劇の中の一つに、日本のトイレ に入ったとき、ボタンが沢山ありすぎてどれが流すボタンか分からなくて困ったという演技を見て驚き ました。また校内見学では、図書室が私たちの学校の4倍くらいの大きさもあり、様々な形のリラック スできるソファーが多くあったり、3Dプリンターで物創りができる部屋や演劇の部屋があったりなど、 日本の学校とは大きく違うことを感じました。日本にもアメリカにもそれぞれに良いところが多くある と感じました。今回のことをきっかけに今後も日本とアメリカの生徒同士の交流を増やし、お互いの文 化の良いところを取り入れて理解し合える交流会ができたらいいと思いました。



学生と交流する吉川ゆうみ外務大臣政務官と松川正則 宜野湾市長(10月2日、沖縄県宜野湾市)



グループプレゼンテーションを行う学生たち (10月2日、沖縄県宜野湾市)

(6) 朝鮮国連軍と在日米軍

1950年6月の朝鮮戦争の勃発に伴い、同月 の国連安保理決議第83号の勧告に基づき、同 年7月に朝鮮国連軍が創設された。1953年7 月の休戦協定成立を経た後、1957年7月に朝 鮮国連軍司令部が韓国・ソウルに移されたこと に伴い、日本に朝鮮国連軍後方司令部が設立さ れた。現在、同後方司令部は、横田飛行場に設 置され、司令官始め軍人4人の常駐ポストが存 在しているほか、9か国の駐在武官が朝鮮国連 軍連絡将校として在京各国大使館に常駐してい る。朝鮮国連軍は、日本との国連軍地位協定第 5条に基づき、朝鮮国連軍に対して兵たん上の 援助を与えるため必要な最小限度の在日米軍施 設・区域を使用できる。現在、朝鮮国連軍に は、キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海 軍施設、横田飛行場、嘉手納飛行場、普天間飛 行場及びホワイトビーチ地区の7か所の使用が 認められている。

2019年7月には、合同会議が日本政府と国 連軍との間で開催され、朝鮮半島情勢について 議論し、日本における国連軍に係る事件・事故 発生時における通報手続に合意した。引き続き 国連軍と緊密に連携していく。

グローバルな安全保障

(1) 地域安全保障

国際社会では、インド太平洋地域を中心に、 歴史的なパワーバランスの変化が生じている。 この地域に安全保障上の課題が多く存在する中 で、同盟国・同志国などと連携していく必要が あり、特に、日米同盟の抑止力・対処力を一層 強化することはこれまで以上に重要である。ま た、日本自身の防衛力も抜本的に強化してい く。同時に、各国との二国間及び多国間の安全 保障協力の強化に積極的に取り組むことで、地 域における安全保障環境を日本にとって望まし いものとしていく取組を続けている。

ASEANは、地政学的要衝に位置しており、 日本にとって重要なシーレーンに面している。 ASEANの安定と繁栄は、東アジア地域のみな らず国際社会の安定と繁栄にとっても極めて重 要である。4月、フィリピンとの外務・防衛閣 僚会合(「2+2」)を立ち上げ、第1回会合で は、自衛隊とフィリピン国の間の訓練などの強 化・円滑化のため、相互訪問や物品・役務の相 互提供を円滑にするための枠組みの検討を開始 することで一致した。また、5月にはタイと防 衛装備品・技術移転協定に署名し、具体的な装 備移転の実現に向けて両国間の協議を加速化し

ている。そして、6月にはシンガポールとの間 で防衛装備品・技術移転協定の交渉開始で一致 した。また、海洋における法の支配を確保する ため、日本は、フィリピン、マレーシア、ベト ナム、インドネシアなどの海上保安機関を対象 として法執行能力向上のための支援を継続して 実施している。5月には、日米の海上保安機関 が連携して第三国の機関の訓練を実施する「サ ファイア」の第1回目の取組が、フィリピン沿 岸警備隊を対象に行われた。

インドとは、3月の岸田総理大臣のインド訪 問、5月の日米豪印首脳会合、9月の故安倍晋 三国葬儀の機会に3度の首脳会談を行い、「日 印特別戦略的グローバル・パートナーシップ」 を更に発展させていくことを確認した。また、 9月には第2回日印外務・防衛閣僚会合(「2+ 2」)を開催し、両国間の安保・防衛分野にお ける協力の飛躍的拡大を確認した上で、今後も 二国間・多国間の共同訓練を重層的に実施して いくことなどで一致した。実務レベルでは、6 月に第4回日インド・サイバー協議を開催し、 両国のサイバー政策やサイバー分野での協力な どについて意見交換を行った。

オーストラリアとは、1月に実施した日豪首



[2+2] (12月9日、東京)

脳テレビ会談の際に、自衛隊とオーストラリア 国防軍との間の共同訓練や災害援助活動などの 協力活動を円滑にする、日豪円滑化協定に署名 した。10月には岸田総理大臣がパースを訪問 し、首脳会談において両国の「特別な戦略的 パートナーシップ」が新たな次元に入ったとの 認識で一致し、また、新たな「安全保障協力に 関する日豪共同宣言」に署名した。両首脳は、 同宣言が日豪安全保障・防衛協力の今後10年 の方向性を示す羅針盤であり、これに従い、自 衛隊とオーストラリア国防軍との間の協力も含 め、安全保障・防衛協力を一層強化していくこ とで一致した。また、12月には第10回日豪外 務・防衛閣僚協議([2+2]) を実施し、10月 の首脳会談から時を置かずその成果を閣僚間で フォローアップした。4大臣は、「安全保障協 力に関する日豪共同宣言」を踏まえて早急に実 施すべき二国間協力を特定し、今後、安全保障 面において、これらの日豪協力、日米豪協力な どに向けた重層的な同志国連携を共に進めてい くことを確認した。「瀬取り |⁴については、オー ストラリア軍の艦艇が6月中旬及び10月下旬 から、航空機が2月下旬に警戒監視活動を行っ た。

「グローバルな戦略的パートナー」である英 国とは、自衛隊と英国軍との間の共同訓練や災 害援助活動などの協力活動を円滑にする日英部 隊間協力円滑化協定について、5月に行われた 日英首脳会談で大枠合意を確認した後、2023 年1月には、日英首脳会談の機会に岸田総理大 臣とスナク首相の間で署名を行い、安全保障・ 防衛協力を一層深化させることで一致した。 2022年12月には、日本・英国・イタリア3か 国による次期戦闘機 (GCAP) の共同開発に ついて決定・公表し、本協力が今後数十年にわ たって世界の安全、安定、繁栄の礎となること を期待するとの認識で一致した。「瀬取り」に ついては、英国軍の艦艇が1月中旬、2月上旬、 2月下旬及び9月下旬に警戒監視活動を行った。

「特別なパートナー」であるフランスとも、 1月に第6回日仏外務・防衛閣僚会合(「2+ 2」) を実施し、インド太平洋での協力を一段 と高いレベルに引き上げ、地域情勢や国際社会 の諸課題への対応における連携を更に促進して いくことで一致した。3月にはフリゲート 「ヴァンデミエール」、10月には哨戒機「Falcon 2000」が東シナ海を含む日本周辺海域に派遣 され、北朝鮮籍船舶の「瀬取り」を含む違法な 海上活動に対して警戒監視活動を実施した。 2023年1月の日仏首脳会談では、両首脳は、 両国のアセットの往来や日仏共同訓練など、実 質的な協力が進展していることを歓迎し、両国 の連携を深めていくことで一致した。

ドイツとは、9月にドイツ空軍総監及びドイ ツ空軍機が訪日し、国内初となる日独共同訓練 を行ったほか、11月には日独外務・防衛閣僚 会合(「2+2」)を行い、経済安全保障を含む日 独安全保障・防衛協力の深化に向けた具体的取 組を推進していくことで一致した。

イタリアとは、5月の首脳会談において、海 上自衛隊とイタリア海軍のアデン湾における共 同訓練やイタリア空軍による航空自衛隊パイ ロットの育成など日伊安全保障協力の進展を歓 迎したほか、イタリアがEUのインド太平洋戦 略に基づいてインド太平洋に関する文書を策定

ここでの「瀬取り」は、2017年9月に採択された国連安保理決議第2375号が国連加盟国に関与などを禁止している、北朝鮮籍船舶に対する又 は北朝鮮籍船舶からの洋上での船舶間の物資の積替えのこと

したことを評価した。また、2023年1月の日 伊首脳会談では、日伊関係を「戦略的パート ナー」に格上げすることで一致したほか、外 務・防衛当局間の協議を立ち上げ、安全保障分 野での連携を更に推進することで一致した。

EUは、3月に今後10年間の戦略的指針であ る「戦略的コンパス」を発表し、日本を含む同 志国及び戦略的パートナーとの更なるパート ナーシップを推進していくことを明記した。5 月の日・EU定期首脳協議では、インド太平洋 における協力強化とともに、サイバーセキュリ ティ、偽情報への対応、海洋安全保障及び危機 管理といった分野における実質的な協力の拡大 を目指すことで一致した。NATOとは、日本 の総理大臣による史上初めての出席となった NATO首脳会合に際して行われた6月の岸田 総理大臣とストルテンベルグ事務総長との会談 において、欧州とインド太平洋の安全保障は切 り離せないとの認識の下、日・NATO間での 協力をこれまで以上に深めていくことが重要で あるとの認識で一致した。

カナダとは、10月の外相会談において、「自 由で開かれたインド太平洋に資する日加アク ションプラン | を発表し、今後、両国が具体的 で力強い協力・連携を更に進めていくことで一 致した。同アクションプランには、カナダが 2018年から積極的に取り組んでいる「瀬取り」 など北朝鮮関連の国連安保理決議違反への対応 などでの協力や、日加物品役務相互提供協定 (ACSA) の最大限の活用、エネルギー安全保



ストルテンベルグNATO事務総長と会談する岸田総理大臣 (6月29日、スペイン・マドリード 写真提供:内閣広報室)

障に関する協力などが盛り込まれている。3月 には、第5回日加次官級「2+2」、12月には第 12回日加外務・防衛当局間協議が開催された。 カナダ軍との共同訓練については、2017年以 降毎年実施している日加共同訓練「KAEDEX」 を9月に実施したほか、複数の多国間共同訓練 を実施した。「瀬取り」については、カナダ軍 の艦艇が9月中旬から、航空機が4月下旬から 約1か月間、及び10月上旬から約1か月間、 警戒監視活動を行った。

中国との間には、独自の主張に基づく日本固 有の領土である尖閣諸島周辺海域での領海侵 入、透明性を欠いた軍事力の急速な強化や日本 周辺海空域における中国軍の活動の活発化な ど、様々な懸案が存在している。引き続き首脳 会談や外相会談などのハイレベルの機会を活用 して、主張すべきはしっかりと主張し、懸案を 一つ一つ解決し、また中国側の具体的行動を強 く求めるなど冷静かつ毅然と対応していく。中 国の軍事動向は日本にとって深刻な懸念事項で あることから、日中安保対話などの安全保障分 野の対話や交流のチャネルの重層的な構築に努 めており、政策面での意思疎通を図り、また、 日本の懸念を伝達し、国防政策や軍事力に係る 透明性の向上や日本を含む地域と安全保障環境 に資する具体的な行動の改善を働きかけてい る。2018年に運用開始された日中防衛当局間 の海空連絡メカニズムは、相互理解及び相互信 頼の増進や不測の衝突の回避を目的としてお り、11月の日中首脳会談において両首脳は、 その下でのホットラインの早期運用開始で一致 した。

韓国とは、北朝鮮の非核化に向け、日韓、日 米韓で連携していくことが重要であるとの認識 の下、日韓首脳会談(11月)、日韓首脳間の懇 談(9月)、日韓首脳電話会談(10月)、日韓 外相会談(2月、7月、8月、9月、11月)、日 韓外相電話会談(2月、3月、5月、10月)、 日米韓首脳会合(6月、11月)や日米韓外相 会合(2月、7月、9月)などを行い、日韓・

日米韓で緊密に連携していくことを確認してい る。特に、3年ぶりに実施した日韓首脳会談で は、両首脳間で、北朝鮮問題や自由で開かれた インド太平洋の実現に向けて連携していくこと を確認した。また、6月の日米韓防衛相会合を 踏まえ、3か国による共同訓練など(8月、9 月、10月)を実施し、地域の安全保障上の課 題に対応するための更なる3か国協力を推進し ている。

中東地域の平和と安定は、日本を含む国際社 会の平和と繁栄にとって極めて重要である。ま た、世界における主要なエネルギーの供給源で あり、日本の原油輸入の約9割を依存する同地 域において、日本関係船舶の航行の安全を確保 することは非常に重要である。2019年12月 には、中東地域における平和と安定及び日本関 係船舶の安全確保のため、日本独自の取組とし て、(1) 中東の緊張緩和と情勢の安定化に向 けた更なる外交努力、(2) 関係業界との綿密 な情報共有を始めとする航行安全対策の徹底及 び(3)情報収集態勢強化のための自衛隊の艦 艇及び航空機の活用について閣議決定し、 2020年1月から中東の海域における情報収集 活動を継続して実施している。

これらに加え、日本は、東アジア首脳会議 (EAS)、ASEAN地域フォーラム (ARF)、拡 大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) など、 地域における多国間の枠組みに積極的に参加・ 貢献し、地域の安全保障面での協力強化に取り 組んでいる。この中でもARFは、政治・安全 保障問題に関する対話と協力を通じたインド太 平洋地域の安全保障環境の向上を目的とし、北 朝鮮やEUといった多様な主体が参加する重要 な安全保障対話の枠組みである。また、各種取 組を通じた信頼醸成に重点を置いている観点か らも重要なフォーラムであり、8月には、29 回目となるARF閣僚会合が開催され、新型コ ロナへの対応のほか、ウクライナ、台湾、東シ ナ海・南シナ海、北朝鮮、ミャンマーなどの地 域・国際情勢を中心に率直な意見交換を行っ

た。また、日本は、これまで海上安全保障、不 拡散・軍縮、テロ・国境を越える犯罪対策、災 害救援及びICTセキュリティの全ての会期間 会合(ISM)において共同議長国を務めるな ど、積極的に貢献している。

さらに、日本は、安全保障政策の発信や意見 交換の場として、政府間協議(トラック1)の みならず政府関係者と民間有識者双方が出席す る枠組み(トラック1.5)も活用するなど、日 本の安全保障政策に対する各国の理解促進を図 り、地域における協力促進や信頼醸成に取り組 んでいる。

(2) 経済安全保障

ア 経済安全保障を取り巻く動向

近年、安全保障と経済を横断する領域で様々 な課題が顕在化しており、安全保障の裾野が急 速に拡大している。例えば、窃取され又は流出 した先端的な民生技術が他国において軍事転用 されるおそれ、外国政府の影響を受けたサプラ イヤーが情報通信など重要インフラ事業の安定 的な運用を害するおそれ、重要な物資の他国依 存に起因する供給途絶のおそれ、サプライ チェーン上の優位性や自国マーケットの購買力 を梃子として政治的目的を達しようとする経済 的威圧を受けるおそれなどが生じている。

これらを含む経済的手段を通じた様々な脅威 が生じていることを踏まえ、日本の平和と安全 や経済的な繁栄などの国益を経済上の措置を講 じ確保すること、すなわち経済安全保障の重要 性が高まっている。5月には、サプライチェー ンの強靭化、基幹インフラの安全性・信頼性確 保、先端的な重要技術についての官民技術協 力、特許の非公開化の四つを柱とする経済安全 保障推進法が成立するなど、日本でも取組が加 速している。

イ 各国の最近の取組状況

経済安全保障を推進する取組は、ほかの主要 国でも近年急速に進展している。

米国は、これまでも2019年度国防授権法な どに見られるように、技術の優位性の維持やサ プライチェーンリスクへの対応の観点からの規 制・振興措置を率先して導入・運用してきてい る。そうした中、2022年8月、米国内での半 導体製造に関する投資に対して、企業に直接的 な資金援助や税額控除を与えることを規定する 「半導体及び科学(CHIPSプラス)法」を成立 させた。10月には、国家安全保障戦略を発表 し、競争上の優位性を維持・強化するため、重 要分野への投資拡大や重要インフラ・サプライ チェーンの安全性確保などを通じた産業・イノ ベーション基盤の強化に加え、サイバー空間で の悪意ある活動に対する強靱性強化、知的財産 窃取や強制技術移転を含め技術的優位性を毀損 する試みへの対応強化などを続ける方針を掲げ た。また、11月、米国連邦通信委員会は、安 全保障上の脅威となり得る通信機器について、 米国内への輸入や販売に関する認証を禁止する 行政命令を発表した。

EUは、重要技術や重要物資などの供給途絶 リスクへの強靱性を高めることを「戦略的自律 性」という概念の下で推進している。欧州委員 会は2月に「欧州半導体法案」を発表し、域内 での最先端半導体の研究開発や、設計から生産 までのサプライチェーン確立、2030年まで次 世代半導体の域内生産の世界シェアを20%以 上にすることを目標に定めた。また、9月には、 「欧州重要原材料法案」策定を表明し、戦略的 に重要な原材料の域内生産能力強化や戦略的備 蓄などのため、新たに欧州主権基金を創設し、 支援を強化する方針を示した。さらに同月、ロ シアによるウクライナ侵略等に端を発するエネ ルギー危機などの教訓から、将来起こり得る同 様の危機に備えて、戦略物資をEU単一市場内 で確保し、それらの自由な移動を担保すること を目的とした、「単一市場緊急措置規則案」を 公表した。また、2023年1月、域外国政府の 補助金を受けた企業のEU域内市場での活動に つき、補助金による市場歪曲的な効果が疑われ

る場合には、欧州委員会が審査などをすること を可能にする「外国補助金規則案」が発効し た。なお、欧州委員会は2021年12月、EU加 盟国に対する経済的威圧を行う第三国に対し、 協議などによっても中止に至らない場合、最終 的な手段として対抗措置を発動するための手続 や基準などを規定する「反威圧措置 (ACI) 規 則案」を発表し、現在審議が継続されている (2023年1月時点)。

オーストラリアは、これまでも、自国が保護 すべき技術の特定などを推進する方針を示す 「サイバー・重要技術国際関与戦略」の策定 (2021年4月)、機微な国家安全保障に係る土 地・事業への投資審査制度の厳格化(2021年 1月)、安全保障上のゲームチェンジャー技術 に2016年から10年間で約600億円投資を行 う「次世代テクノロジー基金」の設置など、国 家の強靭性の確保や、資産・インフラなどの防 護を国益として位置付け、具体的な取組を進め てきている。また、2021年12月には、重要 インフラ強靱化のため、重要インフラに当たる 部門やその義務を拡大し、サイバーセキュリ ティ・インシデント(事案)が発生した際の政 府支援・介入措置について定めた重要インフラ 保安法の改正法が発効した。

カナダでは、10月、バッテリーや電気自動 車、重要鉱物などのサプライチェーン強靭化に 向けた取組の一環として、重要鉱物分野におい て外国国営企業による重要取引を原則不許可と する方針を示した。12月、所定の事業分野へ の投資実施に際して新たな申請要件を設けるな どの規定を含む投資法改正案が議会に上程され た。

ウ 経済安全保障の推進に向けた外交上の取組

経済安全保障の推進において、外交が果たす 役割は大きい。日本は、同盟国・同志国との連 携の更なる強化、現行のルールを踏まえた対 応、新たな課題をめぐるルール形成などについ て、国際社会と協力しながら、この分野での外

交を展開している。

同盟国・同志国との連携の更なる強化に関し ては、日米経済政策協議委員会(経済版「2+ 2」) や日米豪印の連携、G7などの多国間の枠 組みを活用し、東南アジア諸国との連携を強化 するなど、共通認識の醸成や政策協調などに向 け、同志国との協力の拡大・深化を図ってきて いる。

現行のルールを踏まえた対応の検討について は、他国による不公正な貿易政策や慣行に対 し、WTO協定・EPA・投資関連協定等の現 行のルールの整合性の観点などから、同志国と 連携し、是正の働きかけを行ってきている。ま た、同志国の取組も参考にしつつ、経済安全保 障上の措置と通商ルールとの関係に関しての情 報収集・分析などを行い、自国の経済安全保障 上の政策的ニーズが適切に満たされるよう努力 してきている。

新しい課題をめぐるルール形成に関しては、 データ分野、5G(第5世代移動通信システム) を含む重要・新興技術、経済的威圧など、既存 の国際約束が十分に対応しきれておらず、更な る国際的ルールの形成が必要とされる分野にお いては、同志国と連携しつつ引き続き国際的な 議論をリードしていく。

工 同盟国・同志国との連携

とりわけ、同盟国・同志国との連携について は、2022年には著しい進展が見られた。まず、 米国との間では、7月の日米経済版「2+2」 において、経済的威圧及び不公正・不透明な貸 付慣行など、経済的影響力の行使による各国の 主権と国際秩序への挑戦への対応について議論 した。日本側からは、経済的威圧について、 2023年のG7広島サミットに向けて議論を深 めていくことを提起している。また、同会合で はオープンRAN⁵の5G国際市場におけるシェ ア増加や関連インフラの普及拡大などの分野で の日米連携、同志国連携の推進で一致した。さ らに、ルールに基づく多角的な自由貿易体制を 基本とし、同志国とも協力してより強靭なサプ ライチェーンを構築する必要性について一致 し、バッテリー・重要鉱物といった分野でのサ プライチェーン強靭化に関する協力についても 議論した。

また、5月に東京で開催された日米豪印首脳 会合では、重要・新興技術分野において、5G などの相互運用性及び安全性の推進、半導体を 含むサプライチェーンの日米豪印間の補完的な 強みの活用、国際電気通信連合(ITU)の電気 通信標準化部門などの国際標準化機関における 協力強化、技術動向の調査における協力強化な どについて、引き続き連携していくことで一致 した。また、「重要技術サプライチェーンに関 する原則の共通声明」を発表したほか、当局間 で「5Gサプライヤー多様化及びオープンRAN に関する新たな協力覚書」に署名した。

5月及び11月に開催されたG7外相会合、6 月に開催されたG7サミットにおいても、経済 安全保障における協力を確認してきている。特 に、5月のG7外相会合の際には、G7外相コ ミュニケとしては初めて経済安全保障について 明記した。また、エルマウ・サミットでは、G7 首脳コミュニケとして初めて経済安全保障につ いて明記し、経済的威圧への対応について協力 を深めることを確認した。また、11月のG7 外相声明では、G7及びその他の国々において、 経済安全保障上の課題に関するものを含め、 G7の連携及び協力を引き続き強化し、経済的 威圧行為に立ち向かうことが確認された。

さらに、東南アジア諸国との関係では、3月 の日・カンボジア首脳共同声明で、両首脳が経 済的威圧に対する懸念を表明した上で、経済的 威圧などの新たな課題に対抗するため、国際経 済秩序を強化することの重要性を強調した。さ らに同会合では、安全で、開放的で、透明性の

⁵ 複数のベンダーを組み合わせてオーブンな形で構築することが可能な無線アクセスネットワークのこと。サブライチェーンリスクの回避にもつな げられるメリットがある。

ある5G及びビヨンド5G(いわゆる6G)通信 網の展開を進めることの重要性、及び、5Gを 含む情報通信インフラの長期的な安全性、信頼 性、強靭性を確保するために、開放性や多様性 の原則の重要性を確認した。また、4月の日・ フィリピン外務・防衛閣僚会合(「2+2」)共 同声明においても、政治的目的を達成するため の経済的威圧に対する懸念と強い反対を表明 し、国際法に基づく経済秩序の重要性、経済的 威圧に対処するための緊密な連携の重要性を強 調した。

オ 経済的威圧への対応

また、上記ウに述べた新たな課題の中でも、 グローバリゼーションの進展を背景として、国 家間の経済的相互依存関係が深化する中、特定 の国との経済的結び付きを利用して政治的目的 を達成するために、濫用的、恣意的若しくは不 透明な形で措置を講じ、又はそのように措置を 講じると脅したりする経済的威圧がとりわけ問 題となっている。このような経済的威圧は、自 由で開かれたルールに基づく国際秩序に挑戦す るものである。

12月に日本政府が新たに策定した新たな「国 家安全保障戦略」でも、経済的威圧について同 盟国・同志国などとの連携を図りつつ、効果的 な取組を進めていく方針が示された。既存の国 際約束が十分に対応しきれていない分野の一つ として、同盟国・同志国と連携しつつ、戦略的 に国際世論を喚起しながら、国際社会としての 共通認識を醸成していくことが重要である。

力外務省の役割

グローバルな安全保障環境の変化により、安 全保障の観点も踏まえながら、ルールに基づく 国際経済秩序の維持・強化を図っていく必要性 が増大している。外務省は、安全保障政策や対 外経済関係、国際法を所管する省庁であり、引 き続き経済安全保障に関する外交上の取組を牽 引し、ひいては国際秩序の維持・強化に積極的 に取り組んでいく。

(3) サイバー

今日、国境を越えるサイバー空間は、世界各 国のあらゆる活動に不可欠な社会基盤となり、 全国民が参画する「公共空間」としてその重要 性及び公共性がますます高まっているが、一方 で、自由なアクセスやその活用を妨げるリスク が深刻化している。特に、相対的に露見するリ スクが低く、攻撃者側が優位にあるサイバー攻 撃の脅威は急速に高まっている。サイバー攻撃 による重要インフラの機能停止や破壊、他国の 選挙への干渉、身代金の要求、機微情報の窃取 などは、国家を背景とした形でも平素から行わ れている。そして、軍事目的遂行のために軍事 的な手段と非軍事的な手段を組み合わせるハイ ブリッド戦が、今後更に洗練された形で実施さ れる可能性が高い。

外務省は、このような認識の下、自由、公正 かつ安全なサイバー空間を実現するために、 「法の支配の推進」、「サイバー攻撃抑止のため の取組」、「信頼醸成措置の推進」、「能力構築支 援」といった外交的取組を推進している。

法の支配の推進のための取組として、サイ バー空間においても法の支配を確立することは 国家間の関係を安定させる上で重要である。日 本は、サイバー空間を利用した行為に対しても 既存の国際法が適用されるとの立場から、 2021年から2025年までを会期とする国連全 加盟国が参加するオープン・エンド作業部会 (OEWG) において積極的に議論に参加して いる。

サイバー攻撃抑止のための取組として、各国 がサイバー攻撃主体に対する非難や懸念を公に 表明する「パブリック・アトリビューション」 を行ってきている。日本は、2017年にはワナ

クライ事案⁶の背後における北朝鮮の関与につ いて、2018年には中国を拠点とするAPT10 といわれるグループが長期にわたる攻撃を行っ たことについて、2021年7月には中国政府を 背景に持つAPT40や中国人民解放軍61419部 隊を背景に持つTickというサイバー攻撃グ ループが関与した可能性が高いサイバー攻撃に ついて、外務報道官談話を発出し、同盟国・同 志国と連携し、これらの行動を断固非難した。 また、上述した法の支配の推進はサイバー攻撃 抑止の上でも重要である。国際場裡における議 論などを通じ、サイバー攻撃が国家に帰属しな い場合でも、サイバー攻撃が自国の領域から行 われた場合には、一定の条件下で国家責任が認 められるような国際社会のルール形成及び運用 を目指す必要がある。

信頼醸成措置の推進として、サイバー空間の 匿名性・隠密性の高さに起因する意図しない国 家間の緊張の高まりや事態の悪化を防ぐには、 国家間の相互理解の深化と信頼醸成が必要であ ることを踏まえ、これまで14の国・地域とサイ バー協議などを行っており、2022年6月には インド、同年7月にはフランスと協議を行った。 また、地域的な取組も重視しており、例えば、 ASEAN、米国、EUなどが参加するASEAN 地域フォーラム (ARF) では、今後取り組むべ き信頼醸成措置などについて議論を行っている。

能力構築支援に関しては、サイバー空間の ボーダーレスな性質に鑑みれば、他国及び地域 の能力を向上させることが世界全体の安全を守 ることにつながるとの考えから、インド太平洋 地域の中核となるASEANを中心に、外務省を 含む関係省庁が能力構築支援や国際機関を通じ た取組を行っている。具体的には、日・ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター (AJCCBC) への日・ASEAN 統合基金 (JAIF) による拠出、無償資金協力によるサイバーセ キュリティ関連機材の供与、IICA課題別研 修・国別研修の実施や、世界銀行による「サイ バーセキュリティ・マルチドナー信託基金 | へ の拠出などが挙げられる。5月に開催した日米 豪印首脳会合では「日米豪印サイバーセキュリ ティ・パートナーシップ」を立ち上げ、インド 太平洋地域において能力構築支援を始めとした 具体的な取組を進めていくことを確認した。

12月、日本は新たな「国家安全保障戦略」 を発表し、その中で、サイバー空間の安全かつ 安定した利用、特に国や重要インフラ等の安全 などを確保するために、サイバー安全保障分野 での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上さ せるとし、能動的サイバー防御の導入とサイ バー安全保障政策を一元的に総合調整する新組 織の設置を掲げた。また、同戦略では、経済安 全保障、安全保障関連の技術力の向上など、サ イバー安全保障の強化に資する他の政策との連 携強化、さらに、同盟国・同志国などと連携し た形での情報収集・分析の強化、攻撃者の特定 とその公表、国際的な枠組み・ルールの形成な どのために引き続き取り組むこととしている。

同戦略を踏まえつつ、今後も自由、公正かつ 安全なサイバー空間の実現に貢献していく。

(4) 海洋

日本は、四方を海に囲まれて広大な排他的経 済水域 (EEZ) と長い海岸線に恵まれ、海上貿 易と海洋資源の開発を通じて経済発展を遂げ、 「自由で開かれ安定した海洋 | を追求してきた 海洋国家である。力ではなく、航行及び上空飛 行の自由を始めとする法の支配に基づく海洋秩 序に支えられた「自由で開かれ安定した海洋| は、日本だけではなく国際社会全体の平和と繁 栄に不可欠であり、これを維持・発展させてい くために、日本は、海上交通の安全確保や海洋 安全保障協力の取組を推進してきている。こう した取組は、日本の経済的存立の基盤となる海 洋権益を確保していくためにも重要である。

⁴ 北朝鮮の関与があったとされる悪意のあるプログラム。2017年5月に150か国以上で30万台以上のコンピュータが感染し、身代金が要求された。

特に、日本は、重要なシーレーンが位置する インド太平洋地域の海洋秩序を強化することに より、地域に安定と繁栄をもたらすべく、「自 由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」の実現 に向けた取組を進めている。

ア海洋の秩序

(ア) 基本的な考え方

海洋をめぐっては、海洋権益の確保や安全保 障の観点から各国の利害が衝突する事例が増え ている。特に、アジアの海では、国家間の摩擦 によって緊張が高まる事例が増えており、国際 社会も重大な関心を持って注視している。安倍 総理大臣は、2014年の第13回アジア安全保 障会議(シャングリラ・ダイアローグ)(シン ガポール)において、「海における法の支配の 三原則」(234ページ6(2)参照)を徹底して いく必要があるとの認識を表明した。

日本は、G7や東アジア首脳会議(EAS)及 びASEAN地域フォーラム (ARF) を含む ASEAN関連の枠組み⁷などにおいて、法の支 配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の重 要性、海洋安全保障に関する日本の考え方、国 際的な協力の重要性などについて積極的に発信 している。2021年10月に行われたEASにおい て、岸田総理大臣は、開放性、透明性、包摂性、 法の支配といった価値や原則を掲げる「インド 太平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」 を高く評価していると述べ、FOIPと本質的原 則を共有するAOIPへの全面的な支持を改めて 強調し、各国にも支持を呼びかけた。また、 2022年11月に行われた日・ASEAN首脳会議 で岸田総理大臣は、日本とASEANが2020年 にAOIP協力に関する日・ASEAN首脳共同声 明を採択して以降、海洋協力を含むAOIPの四 つの重点分野⁸においてAOIPの諸原則に資する 具体的協力を着実に進めていることを紹介した。

(イ) 国連海洋法条約

海洋法に関する国際連合条約(国連海洋法条 約:UNCLOS)は、「海の憲法」とも呼ばれ、 法の支配に基づく海洋秩序の根幹を成す条約で ある。同条約を根幹とした海洋秩序は、日本の 海洋権益を確保し、国際社会全体における海洋 に係る活動の円滑な実施の礎となるものであ る。このため、日本は、同条約の更なる普遍化 と適切な実施の確保のために、締約国会合を含 む関連国際機関での議論や海洋法秩序の安定に 向けた知的発信に積極的に貢献している(234 ページ 6 (2) 参照)。

(ウ) 日本の海洋主権に対する挑戦 (東シナ海を めぐる情勢) (47ページ第2章第2節2(1) イ(エ)参照)

東シナ海では、尖閣諸島周辺海域において、 中国海警船舶による領海侵入事案が2022年も 相次いでおり、接続水域内の航行は、過去最多 の336日を更新した。さらに、中国海警船舶 が領海に侵入し、日本漁船に近づこうとする事 案も繰り返し発生しており、また12月には領 海侵入時間が過去最長の72時間45分となる事 案が発生するなど、情勢は厳しさを増してい る。また、中国軍艦艇・航空機による活動も拡 大・活発化している。さらに、排他的経済水域 (EEZ) 及び大陸棚の境界画定がいまだ行われ ていない海域では、中国による一方的な資源開 発が継続している。加えて、近年、東シナ海を 始めとする日本周辺海域において中国による日 本の同意を得ない調査活動も確認されている。

このように東シナ海における中国の一方的な 現状変更の試みが継続していることを踏まえ、 日本としては周辺海空域における動向を高い関 心を持って注視するとともに、主張すべきは主 張しつつ、引き続き、冷静かつ毅然と対応して いく。同時に、東シナ海の平和と安定のため、

⁷ ASEAN10か国に加え、様々な国・地域・機関が参加する地域協力枠組み。EASやARFのほかに、ASEAN+3(日中韓)、アジア欧州会合 (ASEM) などが挙げられる。

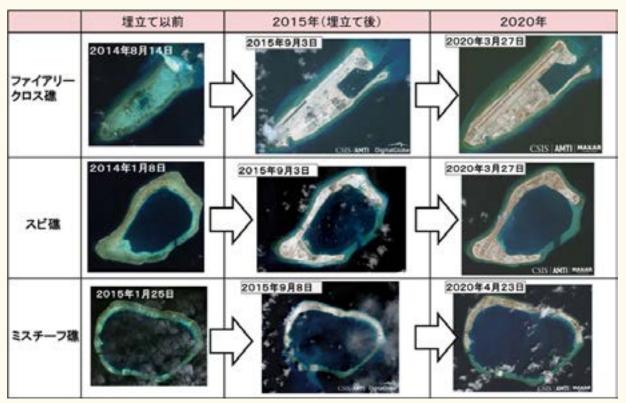
海洋協力、連結性、持続可能な開発目標、経済等の4分野

■ 沖縄県石垣市魚釣島



写真:内閣官房領土・主権対策企画調整室

■ 中国による南シナ海における大規模かつ急速な拠点構築



出典:CSIS Asia Maritime Transparency Initiative/Digital Globe

米国を始めとする関係国との連携を進めていく。

(工) 地域の海洋秩序に対する挑戦(南シナ海 をめぐる問題)(88ページ第2章第2節7 (2) 参照)

南シナ海では、中国は、係争地形の一層の軍 事化など、法の支配や開放性とは逆行する一方 的な現状変更やその既成事実化の試み、地域の 緊張を高める行動を継続・強化しており、日本 を含む国際社会は深刻な懸念を表明している。 日本は、力や威圧による一方的な現状変更の試 みに強く反対するとともに、南シナ海における 法の支配の貫徹を支持し、航行及び上空飛行の 自由並びにシーレーンの安全確保を重視してき ている。また、南シナ海をめぐる問題の全ての 当事者が、UNCLOSを始めとする国際法に基 づく紛争の平和的解決に向け努力することの重 要性を一貫して強調してきている。

南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定 に直結し、国際社会の正当な関心事項であり、 資源やエネルギーの多くを海上輸送に依存し、 南シナ海を利用するステークホルダーである日 本にとっても、重要な関心事項である。法の支 配に基づく「自由で開かれ安定した海洋」の維 持・発展に向け、国際社会の連携が重要であ る。この観点から、日本は、米国の「航行の自 由」9作戦を支持する立場をとっている。

イ 海上交通の安全確保

日本は、アジアやアフリカでの海賊対策など の取組や各国との緊密な連携・協力を通じて、 航行及び上空飛行の自由や海上交通の安全確保 に積極的に貢献している。

(ア) アジアにおける海賊対策

国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) によれば、東南アジア海域における海賊などの 事案の発生件数は、2020年は62件、2021年 は56件、2022年は58件となっている。

日本は、アジアの海賊などの事案対策におけ る地域協力の促進のため、アジア海賊対策地域 協力協定(ReCAAP)の策定を主導し、同協 定は2006年に発効した。各締約国は、シンガ ポールに設置された情報共有センター (ReCAAP-ISC) を通じて、マラッカ・シンガ ポール海峡などにおける海賊などの事案に関す る情報共有及び協力を進めており、日本はこれ まで事務局長(2022年3月退任)や事務局長 補の派遣及び財政的貢献により ReCAAP-ISC の活動を支援してきている。加えて、日本は、 アジアにおける海上法執行能力や監視能力の向 上を支援する取組を進めており、国際的にも高 く評価されている。

(イ) ソマリア沖・アデン湾における海賊対策

IMBによれば、ソマリア沖・アデン湾での 海賊・武装強盗事案の発生件数は、ピーク時の 2011年(237件)以降、減少傾向にあり、2019 年及び2020年には0件、2021年には1件(未 遂)、2022年には0件と低い水準で推移してい る。各国海軍などによる海上取締活動、各国商 船による自衛措置の実施などの取組が行われて いるが、海賊を生み出す根本的原因はいまだ解 決しておらず、また、この海域では、依然とし て海賊行為を行う意図と能力を維持する主体が 存在している状況である。

日本は、2009年からソマリア沖・アデン湾 に海上自衛隊の護衛艦(海上保安官が同乗)及 びP-3C哨戒機を派遣し、海賊対処行動を実施 している。また、日本は、この海域の海賊を生 み出す根本的原因の解決に向けて、ソマリアや 周辺国の海上保安能力の向上やソマリアの安定 に向けた支援といった多層的な取組を行ってい る。

⁹ 米国政府は、「航行の自由」作戦は航行及び上空飛行の自由その他の適法な海洋利用の権利を侵害し得る過剰な主張に対抗する活動であると説明 している。「航行の自由」作戦の一例として、2021年9月8日、米海軍のミサイル駆逐艦「ベンフォールド」が南沙(スプラトリー)諸島の周 辺を航行した。

日本は、国際海事機関 (IMO) の設置した 基金にこれまで1.553万米ドルを拠出し、イエ メン、ケニアやタンザニアへの情報共有セン ターの設置や、ジブチ地域訓練センター (DRTC)¹⁰の建設を支援した。海賊訴追能力向 上支援のための国際信託基金には450万米ド ルを拠出し、ソマリアやその周辺国を支援して いる。また、ジブチ沿岸警備隊に対しては、 2015年に巡視艇2隻を供与し、2021年には巡 視艇2隻の建造と浮桟橋の整備に関する支援を 決定したほか、派遣海賊対処行動水上部隊との 共同訓練やJICAの技術協力を通じて海上保安 能力向上のための支援を継続的に実施してい る。さらに、ソマリアの安定に向けて、日本 は、2007年以降、基礎的社会サービス回復支 援、警察支援などによる治安維持能力の向上、 職業訓練による国内産業の活性化の支援のた め、総額5億米ドル強を拠出している。

(ウ) ギニア湾における海賊対策

IMBによれば、ギニア湾における海賊・武 装強盗事案の発生件数は、2019年は64件、 2020年は84件と近年高い水準で推移してい たが、2021年は35件、2022年は19件と減 少した。これに加え、近年、事案が発生する海 域が西部アフリカ沿岸から中部アフリカ沿岸へ と変化しつつある。引き続き沿岸国の海上法執 行能力の強化が課題とされるが、財政上の制約 から実施は限定的となっている。日本は、国連 開発計画(UNDP)やJICAによる研修を通じ た沿岸国の能力構築支援を行っているほか、ギ ニア湾における海上犯罪対策の協力調整メカニ ズムである [G7++ギニア湾フレンズ・グ ループ」11の会合への参加を通じ、国際社会に おける議論に関与してきている。

ウ 海洋安全保障に関する協力

(ア) 能力構築支援

日本は、外務省、防衛省・自衛隊及び海上保 安庁などが連携し、海洋安全保障に関する各国 の能力構築のために切れ目のない支援を行って いる。

外務省は、二国間のODAを活用した巡視船 などの機材の供与、人材育成を通じ、開発途上 国の法執行機関などの能力構築支援を行ってい る。また、近年一層増加傾向にある多様な海上 犯罪に対処するため、国連薬物・犯罪事務所 (UNODC) のグローバル海上犯罪プログラム (GMCP: Global Maritime Crime Programme) が実施する海上法執行能力強化プロジェクトを 支援してきており、海上保安庁とも連携しつ つ、対象国の海上犯罪対策に係る訓練コースの 開発や、同訓練・ワークショップの実施を行っ ている。

防衛省・自衛隊では、これまでにミャン マー12、タイ、マレーシア、ベトナム、インド ネシア、フィリピン、スリランカ及びブルネイ に対し、海洋安全保障に関する能力構築支援を 実施し、これにより、日本と戦略的利害を共有 するパートナーとの協力関係を強化している。

海上保安庁では、インド太平洋沿岸国の海上 保安機関に対する能力構築支援のため、専門的 な知識や高度な技術を有する海上保安官や能力 構築支援専従部門である海上保安庁モバイル コーポレーションチームを各国の海上保安機関 に派遣しているほか、各国の海上保安機関の職 員を日本に招へいし、研修を実施している。ま た、海上保安政策に関する修士レベルの教育を 行う「海上保安政策プログラム」を開講し、ア ジア諸国の海上保安機関職員を受け入れ、高度 な実務的・応用的知識、国際法・国際関係につ いての知識・事例研究、分析・提案能力、国際 コミュニケーション能力を有する人材を育成し

¹⁰ DRTC: Djibouti Regional Training Centre

¹¹ G7+プラス+プラスギニア湾フレンズ・グループ:G7に加え、非G7諸国(+)、さらに国際機関(+)などが参加

¹² 現在は支援停止中(2022年12月時点)

ている。

こうした能力構築支援を実施するに当たって は、米国、オーストラリア、インド、英国、フ ランスを始めとする同志国とも緊密に連携を 行っている。

(イ) 海洋状況把握

海洋に関連する多様な情報を集約・共有し、 海洋の状況を効果的かつ効率的に把握すること は、「自由で開かれ安定した海洋」の実現のた めに不可欠である。日本は、こうした海洋状況 把握(MDA)の取組において、日米豪印での 協力を含め同志国などとの国際的な連携を重視 してきている。

近年、インド太平洋地域では、航行の安全に 関わる事象や船舶情報などの海洋に関連する情 報を集約・分析・共有するための情報共有セン ターの設置が進んでいる。日本は、シンガポー ルに所在する ReCAAP-ISC に事務局長(2022) 年3月退任)及び事務局長補を派遣してきてい るほか、シンガポール海軍が設置した情報融合 センター(IFC)やインド海軍が設置したイン ド洋地域情報融合センター (IFC-IOR) に連絡 官を派遣している。なお、日印間では、2018 年10月の日印首脳会談の際に署名された海軍 種間実施取決めに基づき、当局間で情報交換が 行われている。

また、日本は、ARF海洋安全保障会期間会合 の公式行事として、過去2回「MDAの国際連 携に関するARFワークショップ」を開催した。

(5) 宇宙

近年、宇宙利用の多様化や宇宙活動国の増加 に伴って宇宙空間の混雑化が進んでおり、ま た、衛星破壊実験や人工衛星同士の衝突などに よりスペースデブリが増加するなど、宇宙空間 の持続的かつ安定的な利用に対するリスクが増 大している。

日本は、こうした状況に対応するため、宇宙 状況把握 (SSA) や宇宙システムの機能保証の 強化などに取り組んでおり、また、国際的な ルール作りや国際宇宙協力を実施している。

ア 宇宙空間における法の支配の実現

国際社会では、宇宙活動に関する国際的な ルール作りが様々な形で活発に議論されてお り、日本も宇宙空間における法の支配の実現に 向け積極的に関与している。

民生宇宙活動に関する国際的なルール作りに 関しては、国連総会の下に設置された常設委員 会である国連宇宙空間平和利用委員会(COPUOS) が重要な役割を果たしている。

COPUOSには、包括的な議論を行う本委員 会以外に、宇宙活動に係る諸問題について科学 技術的側面から検討を行う科学技術小委員会と 宇宙活動により生ずる法律問題を議論する法律 小委員会が設けられている。

2月に開催された科学技術小委員会において は、スペースデブリやリモートセンシングなど の個別のテーマに加え、宇宙活動の長期持続可 能性についても活発な議論が行われた。

3月から4月に開催された法律小委員会にお いては、宇宙空間の定義や静止軌道への衝平な アクセスに関する問題に加え、近年関心が高 まっている宇宙交通管理 (STM) や宇宙資源 に関する議論が行われた。特に、宇宙資源につ いては、2021年、法律小委員会(議長:青木 節子慶應義塾大学大学院教授)の下に新たに設 置された宇宙資源に関するワーキンググループ において、宇宙資源をめぐる国際的なルールの 在り方について、集中的な議論が行われた。

宇宙空間における軍備競争の防止 (PAROS) については、日本や英国などが共同で提案し、 「宇宙空間における責任ある行動」に関する決 議で設置されたオープン・エンド作業部会(設 置期間は2022年から2023年まで)第1回会 合が5月に、第2回会合が9月に開催され、宇 宙空間において適用される国際法や宇宙空間に おける責任ある行動又は無責任な行動について 活発な議論が行われた。

4月、ハリス米国副大統領は、破壊的な直接 上昇型ミサイルによる衛星破壊実験を米国政府 は実施しないと表明した。これを受け、日本政 府は外務報道官談話を発出し、米国の発表を歓 迎し、支持することを表明した。その上で、日 本政府としても、責任ある行動に関する規範の 形成に向けた国際場裡での議論を積極的に推進 していく考えから、9月、上述のオープン・エ ンド作業部会において米国と同旨の決定を行っ たことを表明した。

米国の宣言については、米国や日本を含む同 志国が共同で国連総会第1委員会に、本件を推 進する決議を提出し、11月の国連総会本会議 において、154か国の賛成を得て採択された。

このほか日本は、宇宙空間における法の支配 に貢献するため、途上国に対する国内宇宙関連 法令の整備・運用に係る能力構築支援を行って いる。具体的には2021年5月に国連宇宙部の 「宇宙新興国のための宇宙法プロジェクト」へ の協力を発表し、アジア太平洋地域の宇宙新興 国に対する国内宇宙関連法令の整備及び運用の 支援を行っている。

イ 各国との宇宙対話・協議

日本は、米国を始めとする主要な宇宙活動国 やアジア太平洋地域諸国を中心に、宇宙分野に おける対話・協議などを推進している(米国と の関係については186ページエ参照)。

特に、米国、フランス、EU、インドとの間 では、二国間の宇宙対話を定期的に実施し、双 方の宇宙政策に関する情報交換のほか、安全保 障分野での協力や機関間協力など、様々な意見 交換を実施している。

また日米豪印の枠組みでは、2021年9月の 日米豪印首脳会談において、宇宙分野に関する ワーキンググループを設置し、宇宙分野での協 力を進めていくことで一致した。2022年5月 の日米豪印首脳会談において、4か国の衛星 データ資源へのリンクを集めた「日米豪印衛星 データポータル」を公開し、また、豪雨に対応 するための宇宙能力の活用や宇宙の持続可能な 利用のための取組を通じて、地域諸国に支援を 提供していくことを表明した。

多国間会合としては、11月に文部科学省及 び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA) がベトナム科学技術院との共催によ り、「第28回アジア・太平洋地域宇宙機関会議 (APRSAF)」を開催し、宇宙産業の拡大や、 今後の持続可能な宇宙活動の推進、社会課題へ の貢献について議論した。

ウ 国際宇宙探査・国際宇宙ステーション (ISS)

平和的目的のための宇宙空間の探査及び利用 の進歩は、全人類の共同の利益であり、外交的 にも重要な意義を持つものである。

日本は、2019年、米国提案による国際宇宙 探査計画「アルテミス計画」への参画を決定し た。2020年には、日米を含む8か国が、アル テミス計画を念頭に、宇宙活動を促進する安全 で透明性の高い環境を作り出すための諸原則に 対する政治的コミットメントを示す「アルテミ ス合意」に署名した。その後、アルテミス合意 は署名国を増やし、2022年7月には21か国と なった。

また、日米両政府は、アルテミス計画の一環 である月周回有人拠点「ゲートウェイ」のため の協力に関する了解覚書 (MOU) を2020年 に締結した。2022年11月には、文部科学省 と米国宇宙航空局(NASA)との間で、「ゲー トウェイ」協力の詳細を規定した実施取決めに 署名した。

さらに、日米両政府は、宇宙の探査及び利用 を始めとする日米宇宙協力を一層円滑にするた めの新たな法的枠組みである「日・米宇宙協力 に関する枠組協定」の交渉を進め、2023年1 月に署名した。

国際宇宙ステーション(ISS)については、 1月、NASAが米国としてISSの運用期間を 2030年まで延長することを発表した。日本も 11月、他国・機関に先駆けて運用延長への参

加を表明した。

ISSにおいて日本は、宇宙分野における能力構築支援などを目的として、日本実験棟「きぼう」を活用した実験機会及び超小型衛星の放出機会を宇宙新興国に対して提供している。2022年8月には、モルドバ共和国初の人工衛星である超小型衛星が放出された。また同月、JAXAと九州工業大学、東京大学空間情報科学研究センター、チュニジア側機関の共催で「アフリカー日本CubeSat協力ワークショップ」が開催され、日本が支援した超小型衛星を通して得た能力や課題についてアフリカ7か国¹³から報告がなされ、衛星技術の蓄積と社会課題解決のための衛星データ利用について議論された。

■ 宇宙技術を活用した地球規模課題への対応

近年、地球規模課題の解決において、宇宙技術に対する期待が高まる中、日本は、国際的に優位性を持つ宇宙技術を活用した国際協力を推進し、SDGsの達成などに向けて貢献している。

例えば、8月に公表された気候変動に関する 政府間パネル (IPCC) 第6次評価報告書 (AR6) WG1報告書(自然科学的根拠)では、 日本の人工衛星を活用した科学論文が多数引用 され、日本の地球観測衛星データが活用される など、継続的に日本の知見やデータを国際社会 に提供している。また、パリ協定の長期目標の 達成に向けた世界全体の進捗状況を5年ごとに 評価するプロセスであるグローバルストックテ イク(GST)に向けた有用な情報として、日 本が世界最長の観測実績を有する宇宙からの温 室効果ガスの観測成果や、世界78か国の熱帯 林を監視する「JICA-JAXA熱帯林早期警戒シ ステム (JJ-FAST)」などの宇宙技術の活用例 を国連気候変動枠組み条約(UNFCCC)に提 供した。

また日本は、世界の降水状況を観測する衛星 を複数活用した「衛星全球降水マップ (GSMaP)」 を無償で提供しており、世界141の国や地域において、降水状況の把握や防災管理、農業などの多岐にわたる分野で利用されている。さらに、日本は、アジア太平洋地域の災害管理のため、災害発生時に衛星観測情報を無償提供する「センチネルアジア」の立上げを主導し、同プロジェクトは、これまでに36か国・地域、400回以上の緊急観測要請に対応している。防災関係者を対象にワークショップを開催し、アジア諸国における災害時の衛星データ利活用に係る能力向上にも貢献している。

さらに、新型コロナの世界規模での感染拡大を受けて、JAXA、NASA、欧州宇宙機関(ESA)の3機関で協力し、流行前後の地球環境や経済活動などの状況把握(大都市の二酸化炭素濃度の変化、空港の駐機場や駐車場の変化など)を実施し、解析結果を特設サイトで公開している。

(6) 平和維持・平和構築

国際社会では依然として、民族・宗教・歴史の違いなどを含む様々な要因、また、貧困や格差などの影響によって地域・国内紛争が発生し、近年、特にその長期化が課題となっている。このため、国連PKOの派遣などによる紛争後の平和維持に加え、紛争の予防や再発防止、紛争後の国家の国造りと持続的な平和の定着のため、開発の基礎を築くことを念頭に置いた平和構築の取組が国際社会全体の課題となっている。

2022年に発生したロシアによるウクライナ 侵略は、食料・エネルギー価格の高騰による深 刻な人道危機を招くなど、世界の経済・社会、 安定に大きな負の影響をもたらしている。ま た、近年では、気候変動が平和と安定に及ぼす 影響についても懸念されている。このように国 際社会の課題が複雑化・多様化する中、平和構 築の取組はますます重要になっている。

¹³ アフリカ7か国:ケニア、モーリシャス、ナイジェリア、エジプト、チュニジア、ウガンダ、ジンバブエ

ア 現場における取組

(ア) 国連平和維持活動(国連PKO) など

2022年12月末時点で、12の国連PKOミッ ションが中東・アフリカ地域を中心に活動して おり、停戦監視、政治プロセスの促進、文民の 保護など幅広い任務を行っている。ミッション に従事する軍事・警察・文民要員の総数は8万 人を超える。任務の複雑化・大規模化とそれに 伴う人員、装備・機材、財源などの不足を受け、 国連などの場で、国連PKOのより効果的・効 率的な実施に関する議論が行われている。

また、国連は、PKOミッションに加え、文 民主体の特別政治ミッション(SPM)を設立 し、紛争の平和的解決、紛争後の平和構築、紛 争予防といった多様な役割を付与している。

日本は、「国際連合平和維持活動等に対する 協力に関する法律 | (PKO法) に基づき、1992 年以来、30年にわたり計29の国連PKOミッ ションなどに延べ1万2,500人以上の要員を派 遣してきた。最近では、国連南スーダン共和国 ミッション(UNMISS)に対し、2011年から 司令部要員を、2012年から施設部隊を派遣し た。施設部隊は、南スーダンの首都ジュバ及び その周辺において、道路などのインフラ整備、 避難民への給水活動や敷地造成などの支援を実 施し、2017年5月に活動を終了した。UNMISS 司令部においては2022年12月末時点で4人の 自衛官が活動し、南スーダンの平和と安定に向 けた協力を行っている。また、日本は、2019 年4月から、エジプトのシナイ半島に駐留する 多国籍部隊・監視団 (MFO) に司令部要員と して2人の自衛官を派遣し、中東の平和と安定 に資する活動を行っている。日本は、今後も、 これまでのPKO活動などの実績の上に立ち、 日本の強みをいかした能力構築支援の強化、部 隊及び個人派遣などを通じて、国際平和協力分 野において積極的に貢献していく。

(イ) 平和構築に向けた ODA などによる協力

長期化する紛争及び多様化する人道危機への 対応においては、人道支援と開発協力に加え、 平時から包摂的な社会を実現するための平和構 築及び紛争再発防止が重要である。中長期的な 観点に立って強靱な国造りや社会安定化のため の支援を行い、自立的発展を後押しすること で、危機の根本原因に対処する必要性が一層高 まっている。日本は、こうした「人道と開発と 平和の連携 | の考え方から平和構築支援を進め ており、開発協力大綱においても平和構築を重 点課題の一つとして位置付けている。最近の主 な案件は次のとおり。

a 中東

日本は、中東の平和と安定のための包括的支 援を実施しており、食糧援助や難民支援などを 実施しているほか、国造りを担う人材の育成を 支援している。シリアからは、シリア危機に よって就学機会を奪われた若者に教育の機会を 提供するため、2022年には12人を留学生と して受け入れた。また、パレスチナでは、難民 人口が増大する一方、難民キャンプのインフラ 劣化や失業・貧困などの生活環境の悪化が深刻 化している。そのような中、日本はパレスチナ の難民キャンプにおいて、「キャンプ改善計画 (CIP)」の実施や教育施設への支援を通じて、 難民の生活環境の改善を図り、人間の安全保障 に基づく民生の安定と向上に貢献した。

b アフリカ

日本は、2022年の第8回アフリカ開発会議 (TICAD 8) において、アフリカの人々が安心 して暮らせるように、各国と共に、平和で安定 したアフリカの実現に向け取り組む考えを示 し、「アフリカの角」¹⁴地域の安定、民主主義の 定着に向け、新たに「アフリカの角」担当大使 を任命することを表明した。アフリカのオー

^{14「}アフリカの角(Horn of Africa)」とは、アフリカ大陸の北東部のインド洋と紅海に向かって「角」のように突き出た地域の呼称で、エ チオピア、エリトリア、ジブチ、ソマリア、ケニアの各国が含まれる地域のこと

ナーシップを尊重しつつ、人間の安全保障及び 平和と安定を阻害する根本原因にアプローチす る「アフリカの平和と安定に向けた新たなアプローチ(NAPSA)」の下、民主主義の定着及 び法の支配の推進、紛争予防・平和構築、コ ミュニティの基盤強化に向けた支援などを通し て、アフリカ主導の取組を後押ししている。

例えば、日本は、フランス語圏アフリカ諸国に対し、2014年から刑事司法研修を行い、捜査機関及び司法機関の能力強化を通じたサヘル地域の安定化を支援してきた。また、アフリカ諸国に対し、頻発するテロや越境犯罪などに対する治安維持能力の向上のための治安対策機材供与や、地雷除去支援も進めている。また、2022年11月には、国連平和構築委員会(PBC)の国別会合の対象国であるギニアビサウに対し、UNDPと協力して、汚職防止及び平和の定着に向けた行政における透明性及び責任説明促進のための支援を行うことを決定した。

南スーダンでは、UNMISSへの司令部要員派遣に加え、2018年に署名された「南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意 (R-ARCSS)」¹⁵を受け、東アフリカの地域機関である政府間開発機構 (IGAD)¹⁶などによる和平合意の履行や停戦監視の実施を支援している。さらに、日本は、2008年から2022年までにUNDP経由で、アフリカ諸国が運営するPKO訓練センターのうち計14か国のセンターに総額約6,380万米ドルを拠出し、アフリカの平和維持活動能力の向上に寄与している。

1 国連における取組

平和構築の取組の必要性に関する国際社会の 認識が高まった結果、2006年、紛争解決から 復旧・社会復帰・復興まで一貫した支援に関す

る助言を行うことを目的とするPBCが、安保 理及び総会の諮問機関として設立された。 PBCは「国別会合」の対象国¹⁷を始めとする 国・地域における平和構築の在り方に関する議 論に加え、女性・平和・安全保障(WPS)や 治安部門改革(SSR)などのテーマに関する議 論も行っており、近年は安保理や総会への助言 機能を果たす機会が増える傾向にある。日本は PBC設立時から一貫して、PBCの中核である 「組織委員会」のメンバーを務めており、制度 構築・人材育成に取り組む重要性や、関係する アクター(安保理、総会、PBC等の国連機関、 ドナー国、地域的機関、世銀・IMF等の国際 金融機関、民間セクター等)の間での連携強化 の必要性を発信するなど、積極的に貢献してき ている。

また、日本は、2006年に設立された国連平和構築基金 (PBF)¹⁸に、2022年12月末まで総額6,130万米ドルを拠出し、主要ドナー国として積極的に貢献してきている。

日本は、2023年1月から2年間の安保理の 任期でも平和構築を優先課題の一つとして取り 組むこととしており、2022年11月にスペハー 国連平和構築支援担当事務次長補が訪日した際 にも、林外務大臣から平和構築に一層貢献する ことを伝達したほか、2023年1月には、安保 理の議長として平和構築に関する公開討論を主 催した。

ウ人材育成

(ア) 平和構築・開発におけるグローバル人材 育成事業

紛争後の平和構築では、高い能力と専門性を 備えた文民専門家の役割が拡大する一方、担い 手の数は十分ではなく、人材の育成が大きな課

^{15 「}南スーダンにおける衝突の解決に関する再活性化された合意」 R-ARCSS: Revitalized Agreement on the Resolution of the Conflict in South Sudan IGADが、2015年に発出された「南スーダンにおける衝突の解決に関する合意」の履行が停滞気味であったため、南スーダン関係者を集めて停戦の遵守などの履行スケジュールなどに合意したもの

¹⁶ IGAD : Inter Governmental Authority on Development

¹⁷ ギニアビサウ、中央アフリカ、リベリア、ブルンジの4か国

^{18 2006}年10月に設立された基金。アフリカを始めとする地域で、地域紛争や内戦の終結後の再発防止や、紛争の予防のための支援を実施。 具体的には、和平プロセス・政治対話への支援、経済活性化、国家の制度構築、女性・若者の国造りへの参加支援などを実施している。

題となっている。日本は、現場で活躍できる文 民専門家を育成する人材育成事業を実施してき ており、2022年末までに育成した人材は900 人を超える。事業修了生はアジアやアフリカ地 域などの平和構築・開発の現場で活躍してお り、諸外国や国連などから高い評価を得てい る。また、これまでに若手人材向けの研修コー ス(以下初級コース)を修了した約190人の うち80人近くが国際機関の正規職員を務める など、この事業は平和構築・開発分野の国際機 関における日本人のキャリア形成とプレゼンス 強化にも大きく貢献している。2022年には、 初級コース及び平和構築・開発分野での経験を 持つ中堅層の実務家を対象とする研修コースを 実施した(208ページ コラム参照)。

(イ) 各国平和維持要員の訓練

日本は、国連PKOに参加する各国の平和維持 要員の能力向上を支援してきている。2015年か ら、国連、支援国、要員派遣国の三者が互いに 協力し、国連PKOに派遣される要員に必要な 訓練や装備品の提供を行うことでPKO要員の 能力向上という喫緊の課題に対処するための革 新的な協力の枠組みである国連三角パートナー シップ・プログラム (Triangular Partnership Programme: TPP) に資金を拠出し、自衛隊 員等を教官として派遣するなど協力を行ってい る。これまで、国連PKOへ施設部隊を派遣す る意思を表明したアフリカの8か国312人の要 員に対し、重機操作の訓練を実施してきた。本 プログラムの対象地域は、2018年からアジア 及び同周辺地域にも拡大され、ベトナムに続き 2022年8月にはインドネシアで初めて、イン ドネシアの工兵要員20人に対する訓練を実施 した。さらに、2019年10月から、国連PKO において深刻な問題となっている医療分野でも 救命訓練を開始し、また、2021年からは国連 PKOミッションに遠隔医療を導入するための 支援を開始した。2022年6月には、野外衛生 救護補助員コース第2回試行訓練をウガンダで

実施し、日本からは自衛隊医官1人を派遣した。 重機操作及び医療分野で教官として派遣した自 衛官などは延べ298人に上る。なお、本プロ グラムとは別に、アジア・アフリカ諸国の PKO訓練センターに対する講師などの人材派 遣や財政支援も行っている。

(7) 治安上の脅威に対する取組

良好な治安を確保し、国民の生命などを守る ことは、様々な社会経済活動の前提であり、国 の基本的な責務である。科学技術の進展、新型 コロナのまん延といった社会情勢の変化もあい まって急速に複雑化、深刻化している国際的な テロや組織犯罪といった治安上の脅威に効果的 に対処するためには、国際社会全体が協力して 取り組むことが不可欠である。

ア テロ及び暴力的過激主義対策

2019年末以降、新型コロナの感染拡大の影 響が、国内の政治、経済、社会のみならず、国 際政治経済秩序、さらには人々の行動、意識、 価値観にまで波及し、テロを取り巻く環境にも 大きく影響を与えた。テロリストは、ガバナン スの脆弱化、貧困、人種・民族問題の顕在化に よる社会的分断など、新型コロナの流行を受け た社会の新たな状況にも適応しつつ、アジアを 含む各地域でテロ活動を継続している。さらに は、世界的に人々の情報通信技術への依存が高 まったことで、インターネット・SNSを使っ たテロリストによる過激思想の拡散、さらに は、テロ資金獲得といったサイバー空間におけ るテロにつながり得る違法行為が増加し、これ らに対する包括的な対応が緊急の課題となって いる。

日本は、2016年のG7伊勢志摩サミットで 取りまとめた、「テロ及び暴力的過激主義対策 に関するG7行動計画 | に則り、これまで、テ 口対策能力構築の取組として、国際刑事警察機 構(インターポール)のデータベース活用促進 やテロ資金対策を実施しているほか、テロの根 コラム

平和構築・開発における グローバル人材育成事業に参加して

国連世界食糧計画(WFP)フィリピン事務所プログラム・ポリシー担当官 (人道・開発・平和のネクサス)国連ボランティア 高尾涼子

外務省委託「平和構築・開発におけるグローバル人材育 成事業」の「プライマリー・コース」研修員の高尾です。 同コースの海外派遣制度を通じ、世界最大の人道支援機関 であり、2020年にノーベル平和賞を受賞した国連世界食 糧計画 (WFP)^(注1) のフィリピン事務所で、国連ボラン ティアとして勤務しています。

フィリピンといえば、日本企業が多く進出しており、セ ブ島やボラカイ島など観光地の印象が強いかもしれません。 一方、ミンダナオ島では、40年以上にわたり武力衝突が続



WFP職員に対する紛争配慮研修(筆者スクリーン右) (写真提供: WFP/Maria Roxanne Nicola)

いてきました。2014年に「モロ・イスラム解放戦線(MILF)(注2)」との間で締結された包括的な和平 合意の結果、バンサモロ暫定自治政府が成立し、WFPを始めとする国連機関や各国ドナーが、完全な る自治政府の樹立と平和の定着を目指して様々な支援活動に取り組んでいます。

WFPフィリピン事務所は、バンサモロ・ムスリム・ミンダナオ暫定自治地域(BARMM)(注3)にお ける平和構築をあらゆる切り口から支援しています。現地調査などによる詳細な紛争要因分析を基に事 業を形成するほか、WFPの各事業による平和構築への貢献度を測定する指標を試験的に導入するなど して、実施中の事業の有効性や適切性を確認しています。指標の一つに「紛争配慮(プロジェクトを実 施することにより紛争要因を助長していないか配慮すること)」があり、私は講師としてBARMM内を 拠点に活動するWFP職員に対し紛争配慮研修を実施し、土地問題や部族間の対立といった紛争要因と の向き合い方を指導しながら、共同して緊張状態の緩和策を検討し取りまとめました。現在は、WFP を代表してBARMM政府職員に対しても紛争配慮に関する能力強化研修を実施しており、支援対象者 に元MILF戦闘員を含めたり、異なる部族同士の共同活動を促したりすることで、WFPの取組が紛争 を助長させることなく、平和構築を加速できるよう助言しています。

また、同事務所は食料安全保障の観点からBARMMの平和構築と開発を支援しています。日本政府 の無償資金協力により、WFPは食糧援助を行っているほか、小規模農家及び漁民の生計向上を支援す る国際機関連携無償資金協力の実施を進めています。WFPの調査によれば、BARMMにおける紛争要 因の一つに生計手段の不足が指摘されており、そこから生じる住民の不満が次の紛争へと繋がる危険が あります。このような状況を回避するため、小規模農家や漁民の生産物を市場まで繋げるバリュー チェーンの構築を目指し、BARMM政府機関と課題や必要な支援策を議論しているほか、WFPが独自 開発したオンライン上で生産者と買手が農業組合を通じ売買できるデジタルアプリ「Farm2Go」の導 入を進めています。このアプリを通じて、小規模農家向けの持続可能なビジネス活動を支援していま す。Farm2Goの更なる性能向上のため、私は、WFP本部や同アプリを先行導入している他事務所か ら知見の共有や技術支援を依頼したり、現地のITコンサルタントの雇用及び予算確保を指導したりす るなど事業計画・運営全般に携わっています。

WFPは「arms to farms」への転換(農業を通じた元戦 闘員の社会復帰支援)を掲げ、包括的な紛争要因分析の下、 元戦闘員の社会統合と生計向上及び分断したコミュニティ 間の緊張緩和に取り組んでおり、紛争影響下にある BARMMの平和と開発に貢献できることに大きな喜びとや りがいを感じています。



生計向上支援を受ける元MILF 戦闘員(写真提供: WFP/Maria Roxanne Nicola)

(注1) WFP: World Food Programme

(注2) MILF: Moro Islamic Liberation Front

(注3) BARMM: Bangsamoro Autonomous Region in Muslim Mindanao

本原因である暴力的過激主義を防止するため、 対話などを通じた穏健な社会の促進や教育を通 じた取組の実施、また、刑務所における更生支 援のための取組を含む法執行機関の能力構築支 援を実施してきた。

新型コロナの流行を受けたテロを取り巻く環 境の変化により一層重要性を増したテロ及び暴 力的過激主義対策を着実に推進するために、国 連薬物・犯罪事務所 (UNODC)、インター ポール、UNDPなどの国際機関を通じ、各機 関の強みをいかしたプロジェクトを実施してい る。

また、過去17年間にわたり継続して行って いる取組として、インドネシアなどからイスラ ム学校の教師を招へいし、宗教間対話、日本の 文化や教育の現場の視察などを行う交流事業が ある。2020年、2021年と新型コロナにより 実施を見送ってきたが、2022年から同事業を 再開した。異なる価値を受け入れる寛容な社 会・穏健主義拡大への貢献のため、今後も継続 して実施していく。

このほか、二国間・三国間テロ対策協議、日 米豪印テロ対策机上演習などを通じて、テロ情 勢に関する情報交換や連携の強化などを確認し つつ、実践的な協力を強化してきている。

日本政府はこれまで、関係国や関係機関と協

力してテロ対策を推進している。また、テロ対 策の要諦は情報収集であるとの認識に基づき、 2015年12月、国際テロ情報収集ユニット (CTU-J) を設置し、政府一体となった情報収 集を官邸の司令塔の下に行ってきている。シリ アで拘束されていた邦人が2018年10月に無 事解放されたことは、CTU-Jを中心に関係国 にも協力を依頼し、また、情報網を駆使して対 応に努めた結果であった。2019年4月のスリ ランカにおける連続爆破テロに際しては、発生 後、直ちにCTU-Jの審議官らを現地に派遣し、 情報収集に当たった。海外における邦人の安全 確保という重要な責務を全うするため、引き続 きCTU-Jを通じた情報収集を更に強化し、テ 口対策及び海外における邦人の安全確保に万全 を期していく。

▲ 刑事司法分野の取組

国連の犯罪防止刑事司法会議(通称「コング レス」)及び犯罪防止刑事司法委員会(いずれ も事務局はUNODC) は犯罪防止及び刑事司 法分野における国際社会の政策形成を担ってい る。2021年3月に京都で開催された第14回コ ングレス(京都コングレス)では、全体テーマ 「2030アジェンダの達成に向けた犯罪防止、 刑事司法及び法の支配の推進しの下、国際社会 が犯罪防止・刑事司法の分野で中長期的に取り 組むべき内容をまとめた政治宣言(京都宣言) が採択されたが、その後も、日本は、リーダー シップを発揮し、UNODCなどと協力しつつ、 (1) アジア太平洋地域において刑事実務家が情 報共有や意見交換をするプラットフォームとし ての「アジア太平洋刑事司法フォーラム」の定 期開催、(2) 若者(ユース) たちが自ら議論し、 その声を政策に取り入れていくことを目指す「法 遵守の文化のためのグローバルユースフォーラ ム」の定期開催、(3) 国際社会による再犯防止 の取組を推進するための国連準則の策定への取 組を進めている。また、国連犯罪防止刑事司法 委員会において京都宣言をフォローアップする 決議案を提出し、UNODCが行う京都宣言の テーマ別討論をサポートするなど、京都宣言の フォローアップを積極的に行っている。

また、UNODC及びインターポールへの資金 拠出や日・ASEAN統合基金(JAIF)からの資 金拠出を通じて、東南アジア諸国の検察その他 刑事司法機能の強化、刑務所運営の強化及びサ イバー犯罪対策に係る能力強化を支援している。

日本は、テロを含む国際的な組織犯罪を一層 効果的に防止し、これと戦うための協力を促進 する国際的な法的枠組みを創設する国際組織犯 罪防止条約(UNTOC)の締約国として、同 条約に基づく捜査共助や条約の履行状況を審査 する取組による国際協力を推進している。

ウ腐敗対策

持続的な発展や法の支配を危うくする要因と して指摘される腐敗への対処に関する国際的な 関心が高まる中で、日本は、贈収賄、公務員に よる財産の横領などの腐敗行為に対処するため の措置や国際協力を規定した国連腐敗防止条約 (UNCAC) の締約国として、同条約の効果的 履行や腐敗の防止・撲滅のための国際協力の強 化に向けた議論に積極的に参加している。9月 には、同条約の犯罪化及び法執行(第3章)並 びに国際協力(第4章)の規定について日本の

実施状況に関する審査が行われ、ブータン及び リビアからの審査員の来日を受け入れた。ま た、G20の枠組みで開催される腐敗対策作業 部会の活動にも積極的に参加し、監査の役割の 強化を含めた腐敗対策の諸分野に関する政治文 書の策定に貢献した。そのほか、国連アジア極 東犯罪防止研修所(UNAFEI)を通じて汚職 防止刑事司法支援研修を実施し、開発途上国の 刑事司法関係職員の能力構築に貢献している。

OECD贈賄作業部会は外国公務員贈賄防止 条約の各締約国による履行状況の検証を通じ て、外国公務員贈賄の防止に取り組んでおり、 日本も積極的に参加している。

■ マネー・ローンダリング (資金洗浄)・テロ資 金供与対策

マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策 については、国際的な枠組みである金融活動作 業部会(FATF)が、各国が実施すべき国際基 準を策定し、その履行状況について相互審査を 行っている。また、近年、FATFは、大量破壊 兵器の拡散につながる資金供与の防止対策にも 取り組んでおり、北朝鮮による不正な金融活動 の根絶を求めるFATF声明を発出している。

日本は、設立時からのメンバー国として、こ れらの議論に積極的に参加している。なお、 2021年6月のFATF全体会合において第4次 対日相互審査報告書が採択され、同年8月末に 公表された。この報告書で指摘された改善事項 について、日本は着実に対応策を実行・準備し ている。

加えて、日本は、テロ資金供与防止条約の締 約国としてテロ資金対策を行っているほか、国 連安保理決議第1373号に基づき、また国連安 保理タリバーン制裁委員会及び同ISIL及びアル・ カーイダ制裁委員会の指定を受け、テロリスト などの資産凍結の措置を実施している。3月に は、ISIL及びアル・カーイダ制裁委員会が指 定した1団体を資産凍結措置の対象として追加 した。12月末時点では、合計397個人及び 119団体に対し資産凍結措置を実施している。

オ 人身取引対策・密入国対策

日本は、手口が一層巧妙化・潜在化する人身 取引犯罪に効果的に対処するため、「人身取引対 策行動計画2014」に基づき、国内体制を強化 し、また、開発途上国に対する支援にも積極的 に取り組んでいる。例えば、2022年も、JICA を通じ、日本を含むアジア各国の関係者の人身 取引対策(特に、予防、被害者保護・自立支 援)に関する取組の相互理解及びより効果的な 地域連携の促進を目的とする研修事業を引き続 き実施した。さらに、1月からIICAを通じた タイ政府に対する技術協力を実施しており、8 月にはメコン地域の人身取引対策関係者のネッ トワーク強化を目的とした人身取引対策のため のワークショップを開催した。国際機関との連 携としては、国際移住機関(IOM)への拠出

を通じて2022年も継続して、日本で保護され た外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国 支援及び帰国後に再被害に遭うことを防ぐため の社会復帰支援事業を行い、また、UNODC が実施する東南アジアや中東向けのプロジェク トにも拠出し、法執行当局に対する研修を始め とする対応能力強化支援を実施した。

日本は、人身取引議定書及び密入国議定書の 締約国として、人身取引や移民の密入国対策の ため、諸外国との連携を一層深化させている。

力 不正薬物対策

日本は、UNODCと協力して、合成薬物の 調査や分析、国境における薬物取締り能力強 化、薬物に代わる作物の生産などの支援などを 行い、世界各地に拡散する不正薬物の対策に取 り組んでいる。



軍縮・不拡散・原子力の平和的利用

(1) 核軍縮

日本は、唯一の戦争被爆国として、「核兵器 のない世界」の実現に向け国際社会の取組を リードしていく責務がある。

しかし、「核兵器のない世界」への道のりは 一層厳しくなっている。核兵器禁止条約を取り 巻く状況に見られるように、核軍縮の進め方を めぐっては、核兵器国と非核兵器国との間のみ ならず、核兵器の脅威にさらされている非核兵 器国とそうでない非核兵器国との間においても 立場の違いが見られる。また、5核兵器国¹⁹の 首脳が1月3日に発出した「核戦争の防止及び 軍拡競争の同避に関する共同声明 では、5核 兵器国として初めて、核戦争に勝者はなく、ま た、核戦争は決して戦われてはならないことが 確認されたにもかかわらず、2月24日に始まっ

たロシアによるウクライナ侵略の中では、ロシ アにより核兵器の威嚇が行われ、核兵器の実際 の使用すらも現実の問題として顕在化するなど、 核兵器の惨禍が再び繰り返されるのではないか との懸念が深刻化している。このような状況の 下、核軍縮を進めていくためには、様々な立場 の国々の間を橋渡ししながら、現実的かつ実践 的な取組を粘り強く進めていく必要がある。

日本は、「核兵器のない世界」の実現のため、 被爆地広島出身の岸田総理大臣のリーダーシッ プの下、「厳しい安全保障環境」という「現実」 を「核兵器のない世界」という「理想」に結び 付けるための現実的なロードマップの第一歩を 示すため、五つの行動を基礎とする「ヒロシ マ・アクション・プラン | を岸田総理大臣自ら 提唱したほか、「核兵器のない世界」に向けた

国際賢人会議、核兵器廃絶決議の国連総会への 提出、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI) などの同志国・有志国との協力・連携の取組や 個別の協議などを通じ、立場の異なる国々の橋 渡しに努めてきている。また、包括的核実験禁 止条約 (CTBT) の発効促進や核兵器用核分裂 性物質生産禁止条約 (FMCT) の交渉開始に 向けた働きかけ、軍縮・不拡散教育の推進、さ らには効果的な核軍縮検証の実現に向けた議 論・演習といった核兵器国も参加する現実的か つ実践的な取組なども積み重ねることを通じ、 核兵器不拡散条約 (NPT) 体制の維持・強化 を進めていく考えである。

なお、核兵器禁止条約は、「核兵器のない世界」 への出口とも言える重要な条約である。しかし、 現実を変えるためには、核兵器国の協力が必要 だが、同条約には核兵器国は1か国も参加して いない。そのため、同条約の署名・批准といっ た対応よりも、日本は、唯一の戦争被爆国とし て、核兵器国を関与させるよう努力していかな ければならず、そのためにも、まずは、「核兵器 のない世界」の実現に向けて、唯一の同盟国で ある米国との信頼関係を基礎としつつ、現実的 かつ実践的な取組を進めていく考えである。

ア 核兵器不拡散条約 (NPT)²⁰

日本は、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石 であるNPT体制の維持・強化を重視している。 NPTの目的の実現及び規定の遵守を確保する ために5年に1度開催される運用検討会議では、 1970年のNPT発効以来、その時々の国際情 勢を反映した議論が行われてきた。

第10回NPT運用検討会議は8月1日から

26日に米国ニューヨークの国連本部において 開催された(213ページ 特集参照)。

日本は同会議において意義ある成果が収めら れるよう、会議開催前から、日本単独の取組と して「核軍縮の実質的な進展のための賢人会 議」²¹や「核軍縮の実質的な進展のための1.5ト ラック会合」²²の開催、また日米二国間の取組 として、1月の「核兵器不拡散条約(NPT)に 関する日米共同声明」の発出、さらには、多国 間の取組としてのNPDIやストックホルム・イ ニシアティブ²³による作業文書の提出など、全 力を尽くしてきた。

8月に開催された同会議では、初日に岸田総 理大臣が日本の総理大臣として初めて出席して 一般討論演説を行い、「厳しい安全保障環境」 という「現実」を「核兵器のない世界」という 「理想」に結び付けるための現実的なロード マップの第一歩として、核リスク低減に取り組 みつつ、(1) 核兵器不使用の継続の重要性の 共有、(2) 透明性の向上、(3) 核兵器数の減 少傾向の維持、(4) 核兵器の不拡散及び原子 力の平和的利用、(5) 各国指導者などによる 被爆地訪問の促進、の五つの行動を基礎とする 「ヒロシマ・アクション・プラン」を提唱し、 会議において意義ある成果が収められるよう各 国に呼びかけた。

その後も、日本は、岸田総理大臣の指示を踏 まえ武井俊輔外務副大臣が同会議に出席し、成 果文書のコンセンサス採択²⁴に向けてスラウビ ネン同会議議長や各国代表団への働きかけを行 うなどできる限りの努力を続けてきた。

同会議では、最終的にウクライナをめぐる問 題を理由にロシア1か国のみが反対し、成果文

²⁰ NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons

²¹ 核軍縮の実質的な進展に資する提言を得ることを目的に、2017年に立ち上げられた会議。日本を含め、立場の異なる国々の有識者17名 で構成される。2019年7月までに計5回の会合を行い、具体的な成果物をNPT運用検討会議第2回準備委員会及び第3回準備委員会に提出し、 2019年10月にはこれまでの5回にわたる賢人会議の議論を総括する「議長レポート」を発出した。

^{22 「}核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」における議論の成果をフォローアップし更に発展させる目的で、核兵器国と非核兵器国の双方 を含む各国の政府関係者及び民間有識者の参加を得て、2020年に立ち上げられた会合

^{23 2019}年、スウェーデンが立ち上げた、核軍縮に関する問題意識を共有する非核兵器国16か国によるグループ「核軍縮とNPTに関する ストックホルム・イニシアティブ」のこと

²⁴ 票決によらず、反対意志の表明がないことをもって採択すること

書のコンセンサス採択に至らなかったが、締約 国間の真剣な議論を経て、ロシアを除く締約国 間で最終成果文書案が作成されたこと自体には 意義があるものと考えている。

会議の閉会後に発出した林外務大臣の談話で も明らかにしているとおり、日本としては、今 回の会議について、ロシア1か国の反対により 成果文書がコンセンサス採択に至らなかったこ とは極めて遺憾であるが、日本の考えや提案が 最終成果文書案の中に多く盛り込まれたことは

大きな成果であり、今後、国際社会が核軍縮に 向けた現実的な議論を進めていく上での土台の 一つとなるものと考えている。また、次回の運 用検討会議の会期(2026年)やそれに向けた 会議プロセス、さらには、日本がNPDIを通じ て従来から主張してきた運用プロセス強化のた めの作業部会の設置が合意されたのは、各国の NPTの維持・強化に向けた意思の表れであり、 日本として評価している。

特 集

「核兵器のない世界」へ 一第10回核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議—

第10回NPT運用検討会議は、2020年4月に開催が予定されていましたが、新型コロナウイルス感 染症の感染拡大のために開催が何度か延期され、結果的には2022年8月1日から26日まで、ニュー ヨーク(米国)の国連本部において開催されました。

NPTは、国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石であり、5年ごとに締約国による運用検討会議を開催 し、条約の運用状況を振り返り、今後の取組の方向性を決めています。前回の2015年運用検討会議で は、当時の岸田外務大臣が一般討論演説において、核戦力の透明性向上、あらゆる核兵器の削減及びそ のための将来的な核兵器削減交渉の多国間化、核兵器の非人道性についての認識を通じた国際社会の結 束、北朝鮮の核・ミサイル問題などの地域の不拡散問題への対応及び政治指導者や若者による被爆地訪 問の意義を訴えました。その後、鋭意交渉が行われたものの、最終的に、主に中東非大量破壊兵器地帯 の設置構想はからのでは係国間の溝が埋まらず、最終文書を採択することなく終了しました。

今回の会議は、従来からの核軍縮をめぐる国際社会の深い分断に加え、ロシアによるウクライナ侵略 などにより、更に厳しい状況での開催となりました。こうした状況から、会議開催当初は最終成果文書 を果たしてまとめることができるのか、見通しは決して明るいものではない中で、岸田総理大臣は強い 危機感を持って、日本の総理大臣として初めてNPT運用検討会議に出席し、一般討論演説を行いまし た。岸田総理大臣は、演説において、「核兵器のない世界」への道のりが更に厳しいものとなる中、 NPT 体制の維持・強化が国際社会全体にとっての利益であることを指摘し、その共通目的のために各 国が協力すべきであると訴え、また、各国と共にNPTの守護者としてNPTをしっかりと守り抜いて いくとの決意を表明しました。その上で、「厳しい安全保障環境」という「現実」を「核兵器のない世 界」という「理想」に結び付ける現実的なロードマップの第一歩として、「ヒロシマ・アクション・プ ラン」に取り組んでいくべきことを訴えました。これは、NPTに対する日本の強いコミットメントと 「核兵器のない世界」に向けた日本の決意を国際社会に示すこととなりました。同じく一般討論演説を 行ったブリンケン米国国務長官は「岸田総理大臣の出席は非常に力強いメッセージである。」と述べる など、日本の力強いコミットメントの表明は、会議を通して各国から高い評価を得ました。



NPT運用検討会議で一般討論演説を行う岸田総理大臣(8月1日、米国・ -ヨーク 写真提供:内閣広報室)

また、岸田総理大臣の指示を踏まえ、8月21 日から26日の会議最終日まで、武井外務副大 臣が同会議に出席し、最終成果文書案のコン センサス採択に向けて、最後の最後まで建設 的な対応を各国に呼びかけるなどしました。

最終的にはロシア1か国が最終成果文書案 に合意できないと表明し、コンセンサスは成 立しませんでした。しかし、岸田総理大臣が 表明した「ヒロシマ・アクション・プラン」 を始め、日本の主張には多くの国から支持・ 評価が得られ、日本が提出した軍縮・不拡散

教育共同ステートメントに過去最大となる88か国が賛同し、また、核兵器の不使用の継続の重要性や グローバルな核兵器数の減少傾向の維持の重要性など、日本の考えや提案が最終成果文書案の中に多く 盛り込まれました。このことは、日本として大きな成果であり、今後、国際社会が核軍縮に向けた現実 的な議論を進めていく上での土台の一つとなるものと考えます。また、次回の運用検討会議の会期やそ れに向けた会議プロセス、さらには、日本が軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)を通じて従来から 主張してきた運用プロセス強化のための作業部会の設置が合意されました。このことは、各国のNPT の維持・強化に向けた意思の表れです。

会議後も、日本は「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿って具体的取組を進めています。9月の国 連総会の際には、岸田総理大臣が共同議長を務め、包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ会合を初 めて首脳級で開催し、CTBTの普遍化と早期発効に向けた強いコミットメントを打ち出しました。10 月には、国連総会第一委員会に対し、「ヒロシマ・アクション・プラン」の内容を踏まえた核兵器廃絶 決議案を提出し、核兵器国である米国、英国及びフランスを含む多数の国々からの支持を得て採択され ました。また、12月には被爆地・広島において、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第1回会 合を開催し、オバマ元米国大統領を始めとする各国の現職・元職の政治リーダーの参加も得て、「核兵 器のない世界」に向けた率直かつ忌憚のない議論が行われました。

2023年の夏には、2026年開催予定の第11回NPT運用検討会議に向けた第1回準備委員会が開催さ れます。政府として、「ヒロシマ・アクション・プラン」に沿って、「核兵器のない世界」の実現に向け た、現実的かつ実践的な取組を一歩ずつ、粘り強く着実に更に進めていきます。

(注) 中東地域における核兵器などの大量破壊兵器のない地帯 (非大量破壊兵器地帯) の創設を目指す試み

▲ 「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議

岸田総理大臣は1月の施政方針演説で、核兵 器国と非核兵器国、さらには、核兵器禁止条約 の参加国と非参加国からの参加者が、それぞれ の国の立場を超えて知恵を出し合い、また、各 国の現職・元職の政治リーダーの関与も得て、

「核兵器のない世界」の実現に向けた具体的な 道筋について、自由闊達な議論を行う場として 国際賢人会議の立上げを表明した。

第1回会合は12月10日及び11日に広島にお いて開催され、白石隆座長(熊本県立大学理事 長)を含む日本人委員3名のほか、核兵器国、非



「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議 (12月10-11日、広島市 写真提供: 内閣広報室)

核兵器国などからの外国人委員10名の計13名 の委員、また、「開催地の有識者」として小泉 崇・広島平和センター理事長が対面参加した。

開会セッションでは、武井外務副大臣が歓迎 の辞を述べつつ岸田総理大臣の挨拶を代読し、 その後、政治リーダーとしてオバマ元米国大統 領、シュタインマイヤー・ドイツ大統領、アル バニージー・オーストラリア首相、グテーレス 国連事務総長、モゲリーニ欧州大学院大学学長 (前欧州連合 (EU) 外務·安全保障政策上級代 表兼欧州委員会副委員長)、エルバラダイ元国 際原子力機関(IAEA)事務局長、また、今次 会合への対面参加がかなわなかった委員である マルティ元インドネシア外相からのビデオメッ セージがそれぞれ紹介された。

10日及び11日の2日間にわたり、委員は四つ のセッションを通じ、核軍縮を取り巻く現下の 国際情勢や安全保障環境についての分析を行い、 核軍縮を進める上での課題、核軍縮分野で優先 的に取り組むべき事項や同会議の今後の議論の 進め方などについて自由闊達な議論を行った。

また、委員は被爆の実相についての認識を深 めるため、被爆者 (八幡照子氏) による被爆体 験講話に出席し、また、原爆死没者慰霊碑への 献花及び平和記念資料館視察を行った。

最後に閉会セッションで、岸田総理大臣は、 同会議において、厳しい「現実」を「理想」に 近づけていくための具体的な方策について更に 議論を深め、次回NPT運用検討会議も見据え 有益な成果を達成いただくことを期待している と述べた。

ウ 軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI)²⁵

2010年に日本とオーストラリアが主導して 立ち上げた地域横断的な非核兵器国のグループ であるNPDI (12か国で構成) は、現実的か つ実践的な提案を通じ、核兵器国と非核兵器国 の橋渡しの役割を果たし、核軍縮・不拡散分野 での国際社会の取組を主導している。8月に ニューヨークで開催された第11回NPDIハイ レベル会合には、岸田総理大臣が日本の総理大 臣として初めて出席し、会合後に共同声明が発 出された。同声明はロシアによるウクライナに 対する侵略や緊張を高める行動はNPT体制を 始めとするグローバルな軍縮・不拡散の取組を 著しく損ねるものであると強く非難しつつ、 NPDIとしてNPTの実施を強化するために必 要な、継続的かつハイレベルの政治的リーダー シップ及び外交上の対話の促進にコミットし続 けるとの決意を表明している。

また、NPDIとして、第9回NPT運用検討会 議プロセスに計19本、第10回NPT運用検討会 議プロセスに計18本の作業文書を提出するなど、 現実的かつ実践的な提案を通じてNPT運用検討 プロセスに積極的に貢献してきている。特に第 10回NPT運用検討会議に向けて、NPTの3本 柱である核軍縮、核不拡散及び原子力の平和的 利用について、最終成果文書に盛り込むべき要 素を提案する作業文書(「ランディングゾーン・ ペーパー」)を提出し、最終成果文書案には NPDIがこの作業文書で提案した要素が多く盛 り込まれた。最終的に同会議の成果文書はコン センサス採択には至らなかったが、NPDIがこ れまで提案してきたNPTの運用プロセス強化の ための作業部会の設置が全会一致で合意された。

■ 国連を通じた取組 (核兵器廃絶決議)

日本は、1994年以降、その時々の核軍縮に 関する課題を織り込みながら、日本が掲げる現 実的かつ具体的な核軍縮のアプローチを国際社 会に提示するため核兵器廃絶に向けた決議案を 国連総会に提出してきている。2022年の決議 案においては、8月のNPT運用検討会議の議 論を踏まえ、日本として、「核兵器のない世界」 を実現する上での現実的かつ実践的な取組の方 向性を示す必要があるとの認識の下、同会議で 岸田総理大臣が提唱した「ヒロシマ・アクショ ン・プラン」の内容を踏まえつつ、核兵器の不 使用の継続や透明性の向上、被爆の実相への理 解向上のための軍縮・不拡散教育の重要性など を国際社会に呼びかけることに焦点を当てた。 同決議案は、10月の国連総会第一委員会で139 か国、12月の国連総会本会議では147か国の 幅広い支持を得て採択された。賛成国には、核 兵器国である米国、英国及びフランスのほか、 NATO加盟諸国、オーストラリア、韓国など の米国の同盟国や、核兵器禁止条約推進国を含 む様々な立場の国々が含まれている。国連総会 には、日本の核兵器廃絶決議案のほかにも核軍 縮を包括的に扱う決議案が提出されているが、 日本の決議案はそれらの決議案と比較して最も 賛成国数が多く、例年国際社会の立場の異なる 国々から幅広く支持され続けてきている。

才包括的核実験禁止条約(CTBT)26

日本は、核兵器国と非核兵器国の双方が参加 する現実的な核軍縮措置としてCTBTの発効 促進を重視し、発効要件国を含む未署名国や未 批准国に対しCTBTへの署名・批准を働きか ける外交努力を継続している。

岸田総理大臣は、8月のNPT運用検討会議



CTBTフレンズ首脳級会合でスピーチする岸田総理大臣 (9月21日、米国・ニューヨーク 写真提供:内閣広報室)

の一般討論演説において、CTBTフレンズ会 合²⁷の初となる首脳級での開催を発表した。同 会合は9月の国連総会ハイレベルウィーク期間 中に開催され、岸田総理大臣が出席した。岸田 総理大臣は、会合冒頭に実施したステートメン トにおいて、8月のNPT運用検討会議の際に 提唱した「ヒロシマ・アクション・プラン」に 触れつつ、CTBTの発効は同プランを進めて いく上で重要な一歩であるとした上で、CTBT の普遍化及び早期発効並びに検証体制の強化の 重要性を訴えた。また、会合では、中満泉国連 事務次長兼軍縮担当上級代表、フロイド包括的 核実験禁止条約機関準備委員会(CTBTO)事 務局長、CTBTOユースグループ代表に加え、 CTBTフレンズのメンバー国からニーニスト・ フィンランド大統領などが、また、そのほかの 出席国からアザリ・コモロ大統領、パロリン・ バチカン国務長官、アーダーン・ニュージーラ ンド首相などがステートメントを実施し、共同 声明が採択された。

力 核兵器用核分裂性物質生產禁止条約²⁸

(FMCT:カットオフ条約)²⁹

FMCTの構想は、核兵器用の核分裂性物質 (高濃縮ウラン、プルトニウムなど) の生産そ

²⁶ CTBT: Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty

²⁷ CTBT発効促進の機運を維持・強化する観点から、2002年に日本、オーストラリア、オランダが立ち上げたグループ(メンバー国は日 本、オーストラリア、オランダ、カナダ、フィンランド、ドイツ)。これまでに計9回、外相会合を開催した。

²⁸ 核兵器その他の核爆発装置製造のための原料となる核分裂性物質(高濃縮ウラン、ブルトニウムなど)の生産を禁止することにより、核 兵器の数量増加を止めることを目的とする条約構想

²⁹ FMCT: Treaty Banning the Production of Fissile Material for Nuclear Weapons or other Nuclear Explosive Devices / Fissile Material Cut-off Treaty

のものを禁止することにより、新たな核兵器国 の出現を防ぎ、また、核兵器国による核兵器の 生産を制限するものであることから、軍縮・不 拡散双方の観点から大きな意義を有する。しか しながら、ジュネーブ軍縮会議 (CD) では長 年にわたり交渉開始の合意に至っていない。こ うした状況を受け、2016年に、第71回国連 総会でFMCTハイレベル専門家準備グループ の設置が決定され、日本は同グループでの議論 に積極的に参画している。同グループでは、第 1回会合(2017年8月)及び第2回会合(2018 年6月) における議論を経て、将来の条約の概 要について考え得るオプションや交渉において 考慮すべき事項を提示する内容を含む報告書が 採択され、同報告書は2018年の第73回国連 総会に提出された。また、上記の核兵器廃絶決 議においても、FMCTの交渉の即時開始や核 兵器国に対する核兵器用核分裂性物質 (FM) 生産モラトリアムの宣言又は維持の要請が盛り 込まれている。日本としては、引き続きFMCT の議論に積極的に貢献していく。

キ 軍縮・不拡散教育

日本は、唯一の戦争被爆国として、軍縮・不 拡散に関する教育を重視している。具体的に は、被爆証言の多言語化、国連軍縮フェロー シップ・プログラム³⁰を通じた各国若手外交官 などの広島及び長崎への招へい、海外での原爆 展の開催支援31、被爆体験証言を実施する被爆 者に対する「非核特使」の名称付与などを通 じ、被爆の実相を国内外に伝達するため積極的 に取り組んでいる。

岸田総理大臣は、8月のNPT運用検討会議 の一般討論演説において、国連に1.000万米ド ルを拠出して「ユース非核リーダー基金」を設 けることを表明した。これは核兵器国、非核兵 器国の双方を含む各国から若手政策決定者や研 究者などの未来のリーダーを日本に招き、被爆 の実相に触れてもらい、日本を含め、核廃絶に 向けた若い世代のグローバルなネットワークを 作ることを目的としている。また、日本は同会 議で、軍縮・不拡散教育の重要性について訴え る軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメン トを実施し、過去最高となる89か国・地域 (日本を含む。) の賛同を得た。

また、被爆者の高齢化が進む中で、広島及び 長崎の被爆の実相を世代や国境を越えて語り継 いでいくことが重要となっている。こうした観 点から、2013年から2022年までに国内外の 500人以上の若者に「ユース非核特使」の名称 を付与してきている。

ク 将来の軍備管理に向けた取組

核軍縮分野においては、これまで、NPTな どの多国間の枠組みを通じた取組に加えて、米 露二国間での軍備管理条約が締結されてきた。 2021年2月3日には、米露両国間で新戦略兵 器削減条約(新START)が延長された。同条 約は米露両国の核軍縮における重要な進展を示 すものであり、日本は同条約の延長を歓迎し た。しかし、2022年8月にはロシアは、全て のロシア関連施設を一時的に査察対象から除外 するとの声明を発出し、また、11月には同月 に予定されていた二国間協議委員会 (BCC) の延期を米国に通告した。2023年1月には米 国務省はロシアが新STARTを遵守していると は認定できないとする議会報告書を米国議会上 院に提出した。同年2月、プーチン大統領は、 年次教書演説において、新STARTの履行停止 を発表した。こうした動きの中で、岸田総理大 臣は2月24日のG7首脳テレビ会議において、 プーチン大統領が新STARTの履行を停止する と述べたことなどに言及し、「核兵器のない世 界 | の実現及び安全保障の確保の両面から、日

^{30 1983}年以来、軍縮専門家を育成するために国連が実施している。同プログラムの参加者を広島・長崎に招待しており、資料館の視察や被 爆者による被爆体験講話などを通じ、被爆の実相への理解促進に取り組んでいる。

³¹ 広島市や長崎市との協力の下、ニューヨーク (米国)、ジュネーブ (スイス) 及びウィーン (オーストリア) で常設原爆展が開設されている。

本としてロシアのこうした対応を深刻に懸念し ていると述べた。

また、核兵器をめぐる昨今の情勢を踏まえれ ば、米露を超えたより広範な国家、より広範な 兵器システムを含む新たな軍備管理枠組みを構 築していくことが重要である。その観点から、 日本は様々なレベルでこの問題について関係各 国に働きかけを行ってきている。例えば、2022 年1月21日に発出した「核兵器不拡散条約 (NPT) に関する日米共同声明 | や5月23日 に発出した日米首脳共同声明では、中国による 核能力の増強に留意し、中国に対し、核リスク を低減し、透明性を高め、核軍縮を進展させる アレンジメントに貢献するよう要請している。

また、上記の核兵器廃絶決議においても、軍 拡競争予防の効果的な措置に関する軍備管理対 話を開始する核兵器国の特別な責任につき再確 認することが盛り込まれている。

(2) 不拡散及び核セキュリティ

ア 不拡散に関する日本の取組

日本は、自国の安全を確保し、かつ国際社会 の平和と安全を維持するため、不拡散政策にも 力を入れている。不拡散政策の目標は、日本及 び国際社会にとって脅威となり得る兵器(核兵 器、生物・化学兵器といった大量破壊兵器及び それらを運ぶミサイル並びに通常兵器) やその 開発に用いられる関連物資・技術の拡散を防ぐ ことにある。今日の国際社会においては、新興 国の経済成長に伴い、それらの国における兵器 やその開発に転用可能な物資などの生産・供給 能力が増大し、また、流通形態の複雑化を始め これら物資などの調達手法が巧妙化している。 また、新技術の登場を背景として、民間の技術 が軍事転用される可能性が高まっており、脅威

となり得る兵器やその関連物資・技術の拡散リ スクが増大している。このような状況におい て、日本は、国際的な不拡散体制・ルールの維 持・強化、国内における不拡散措置の適切な実 施、各国との緊密な連携・能力構築支援を柱と して不拡散政策に取り組んでいる。

拡散を防ぐための主な手段には、(1) 保障 措置、(2)輸出管理、(3)拡散に対する安全 保障構想 (PSI)³²の三つがある。

保障措置とは、原子力が平和的利用から核兵 器その他の核爆発装置に転用されないことを担 保することを目的に、国際原子力機関 (IAEA)33 と国家との間で締結される保障措置協定に従っ て行われる検証活動である。日本はIAEAの指 定理事国34としてIAEAに対する支援を始め、 様々な取組を行っている。例えば、IAEAの保 障措置は国際的な核不拡散体制の中核的な措置 であるとの考えの下、各国の保障措置に対する 理解や実施能力を高め、より多くの国が追加議 定書 (AP)35を締結するよう、各国への働きか けを進めている。

12月には、アジア太平洋地域における保障 措置の強化を目指すアジア太平洋保障措置ネッ トワーク (APSN) の第13回年次会合がベト ナムで開催され、日本は、能力構築などを通じ た国際的な不拡散体制強化に向けた取組や国内 保障措置の実施状況に関して議論を主導するな ど、地域・国際的な保障措置強化の取組にも積 極的に参加している。

5月には、2020年2月に続き、グロッシー IAEA事務局長を外務省賓客として日本に招待 し、岸田総理大臣への表敬や林外務大臣との会 談などを通じて、北朝鮮、イランなどの不拡散 問題やIAEA保障措置の強化について、日本と IAEAとの間で一層協力していくことを確認し

³² PSI: Proliferation Security Initiative

³³ IAEA: International Atomic Energy Agency

³⁴ IAEA 理事会で指定される13か国。日本を含む高度な原子力技術を有する国が指定されている。

³⁵ NPT締約国である非核兵器国は、NPT第3条1項に基づきIAEAとの間で当該国の平和的な原子力活動に係る全ての核物質を対象とした 「包括的保障措置協定(CSA)」などを締結することを義務付けられているが、これに追加して、各国がIAEAとの間で締結する議定書。追加議定 書(AP)の締結により、IAEAに申告すべき原子力活動情報の範囲が拡大され、未申告の原子力核物質・原子力活動がないことを確認するため のより強化された権限がIAEAに与えられる。2022年12月時点で、140か国が締結している。

た。その際、日本は、IAEAを通じたウクライ ナ支援の取組として、機材調達やIAEA専門家 の派遣に対し、総額200万ユーロの支援を表 明した。

日本は、IAEA総会や理事会などにおいて、深 い知見と経験を有するグロッシーIAEA事務局 長を最大限支援しつつ、ほかの加盟国と協力し てIAEAの役割強化に引き続き取り組んでいる。

輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、兵 器やその関連物資・技術を入手し、拡散しよう とする者に対し、いわば供給サイドから規制を 行う上で有益な取組である。現在、国際社会に は四つの輸出管理の枠組み(国際輸出管理レ ジーム)があり、日本は、全てのレジームに発 足当時から参加し、国際的な連携を図りつつ、 厳格な輸出管理を実施している。具体的には、 核兵器に関して原子力供給国グループ (NSG)、 生物・化学兵器に関してオーストラリア・グ ループ (AG)、ミサイル 36 に関してミサイル技 術管理レジーム (MTCR)、通常兵器に関して ワッセナー・アレンジメント (WA) があり、 各レジームにおいて、兵器の開発に資する汎用 品・技術をそれぞれリスト化している。参加国 は、それらリストの掲載品目・技術について国 内法に基づき輸出管理を行うことで、大量破壊 兵器などの不拡散を担保している。国際輸出管 理レジームではこのほか、拡散懸念国などの動 向に関する情報交換や非参加国に対する輸出管 理強化の働きかけなども行われている。日本は



グロッシーIAEA事務局長による岸田総理大臣表敬 (5月20日、東京 写真提供:内閣広報室)

このような国際的なルール作り、ルールの運用 に積極的に関与しているほか、核不拡散分野に おける国際貢献の観点から、NSGの事務局の 役割を在ウィーン国際機関日本政府代表部が 担っている。

また、日本は、こうした国際輸出管理レジー ムを補完するものとして、拡散に対する安全保 障構想 (PSI)37 の活動にも積極的に参加してお り、2018年7月には、海上阻止訓練「Pacific Shield 18]³⁸を主催するなど、各国及び関係機 関の間の連携強化などに努めている。2022年 8月には米国主催訓練に参加した。

さらに、日本は、アジア諸国を中心に不拡散 体制への理解促進と地域的取組の強化を図るた め、毎年、アジア不拡散協議(ASTOP)³⁹やア ジア輸出管理セミナー40を開催している。

そのほかにも、非国家主体への大量破壊兵器 及びその運搬手段(ミサイル)の拡散防止を目 的として2004年に採択された国連安保理決議

³⁶ 弾道ミサイルに関しては、輸出管理体制のほかにも、その開発・配備の自制などを原則とする「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための ハーグ行動規範」(HCOC) があり、2022年12月時点で、143か国が参加している。

³⁷ 大量破壊兵器などの拡散阻止のため、各国が国際法・各国国内法の範囲内で共同して取り得る措置を実施・検討するための取組で、2003年 に発足。2022年12月時点で、107か国がPSIの活動に参加・協力している。2014年から、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、 シンガポール及び米国の6か国が、アジア太平洋ローテーション訓練として1年ごとに訓練を主催することで合意した。日本は、外務省、警察庁、 財務省、海上保安庁、防衛省・自衛隊などが連携し、これまで2004年、2007年及び2018年にPSI海上阻止訓練、2012年にPSI航空阻止訓 練、2010年にオペレーション専門家会合(OEG)をそれぞれ主催したほか、他国が主催する訓練及び関連会合にも積極的に参加している。

³⁸ 横須賀市、房総半島沖海空域及び伊豆半島沖空域において開催された同訓練には、日本、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、シ ンガポール及び米国がアセットや人員を参加させたほか、インド太平洋諸国などから19か国がオブザーバーを派遣した。

³⁹ 日本が主催し、ASEAN10か国、中国、インド、韓国、そしてアジア地域の安全保障に共通の利益を持つ米国、オーストラリア、ニュージー ランド、カナダ、フランス及びEUの局長級が一堂に会し、アジアにおける不拡散体制の強化に関する諸問題について議論を行う多国間協議で、 2003年に発足。直近では、2020年12月に第16回協議をオンラインで開催し、北朝鮮の核・ミサイル問題や輸出管理の強化について議論した。

⁴⁰ 日本が主催し、アジア諸国・地域の輸出管理当局関係者などが参加して、アジア地域における輸出管理強化に向けて意見・情報交換をす るセミナー。1993年から毎年東京で開催している。

第1540号⁴¹に関し、アジア諸国による同決議 の履行支援のため日本の拠出金が活用されるな ど、国際的な不拡散体制の維持・強化に貢献し ている。

イ 地域の不拡散問題

北朝鮮は、累次の国連安保理決議に従った、 全ての大量破壊兵器及びあらゆる射程の弾道ミ サイルの完全な、検証可能な、かつ、不可逆的 な廃棄を依然として行っていない。

北朝鮮は、2022年には、日本の上空を通過 するものや複数の大陸間弾道ミサイル (ICBM) 級弾道ミサイルを含め、前例のない頻度と態様 で、31回、少なくとも59発に及ぶ弾道ミサイ ルの発射などを行った。このような、事態を更 に悪化させる弾道ミサイル発射を含め、一連の 北朝鮮の行動は、日本の安全保障にとって重大 かつ差し迫った脅威であり、かつ、国際社会に 対する明白かつ深刻な挑戦であり、到底看過で きない。9月のIAEAの事務局長報告は、北朝 鮮の核活動は引き続き深刻な懸念を生じさせる ものであり、豊渓里近郊の核実験場における坑 道の復旧は深刻な問題であると指摘し、また、 北朝鮮の核計画の継続は国連安保理決議の明確 な違反であり非常に遺憾であると指摘した。さ らに、同月のIAEA総会では、同報告に基づい た決議をコンセンサスで採択し、北朝鮮の非核 化に向けたIAEA加盟国の結束した立場を示し た。日本も、8月のNPT運用検討会議や9月の IAEA総会など、機会をとらえて北朝鮮の核問 題への対処の重要性を国際社会に積極的に発信

した。こうした国際社会の取組にもかかわら ず、その後も北朝鮮は前例のない頻度と様態で 弾道ミサイルの発射を繰り返している。

北朝鮮による全ての大量破壊兵器及びあらゆ る射程の弾道ミサイルの完全な、検証可能な、 かつ、不可逆的な廃棄に向け、国際社会が一致 団結して、国連安保理決議を完全に履行するこ とが重要である。日本としては、引き続き、米 国、韓国を始めとする関係諸国や国連やIAEA などの国際機関と緊密に連携し、また、国連安 保理決議の完全な履行の観点から、アジア地域 を中心とした輸出管理能力の構築も進めてい く。NSGやMTCRなどの国際輸出管理レジー ムにおいても、北朝鮮の核・ミサイルに関する 議論に日本は積極的に貢献していく。

イランは2018年にトランプ前米政権が包括 的共同作業計画 (JCPOA) 42 から離脱して以降、 ICPOA上のコミットメントを低減する措置を 継続しており、2020年1月、JCPOA上のウ ラン濃縮活動におけるいかなる制約も取り払う ことを発表した。2021年に入ってからは1月 に20%の濃縮ウランの製造、2月に追加議定 書(AP)を含むJCPOA上の透明性措置の履 行停止、4月には60%の濃縮ウランの製造を 開始した。また、同年8月には20%までの濃 縮金属ウランの製造が確認された。

日本としては、国際的な不拡散体制の強化に 資するJCPOAを一貫して支持してきており、 米国及びイラン双方によるICPOAの復帰に向 けた関係国の取組を注視している。また、イラ ンがJCPOA上のコミットメントを継続的に低

〈イラン側の主な措置〉

- ●濃縮ウラン活動に係る制約
 - ・稼動遠心分離機を5,060機に限定
 - ・ウラン濃縮の上限は3.67%、貯蔵濃縮ウランは300kgに限定など
- ●アラク重水炉、再処理に係る制約
 - ・アラク重水炉は兵器級プルトニウムを製造しないよう再設計・改修し、使用済燃料は国外へ搬出
 - ・研究目的を含め再処理は行わず、再処理施設も建設しない

^{41 2004}年4月採択。全ての国に対し(1)大量破壊兵器開発などを試みるテロリストなどへの支援の自制、(2)テロリストなどによる大量 破壊兵器開発などを禁ずる法律の制定及び(3)大量破壊兵器拡散を防止する国内管理(防護措置、国境管理、輸出管理など)の実施を義務付け るとともに、国連安保理の下に国連安保理理事国から構成される「1540委員会」(国連安保理決議第1540号の履行状況の検討と国連安保理へ の報告が任務)を設置した。

⁴² イランの原子力活動に制約をかけつつ、それが平和的であることを確保し、また、これまでに課された制裁を解除していく手順を詳細に 明記したもの

減させていることを強く懸念し、イランに対 し、累次にわたり、ICPOAを損なう措置を控 え、JCPOA上のコミットメントに完全に戻る よう求めている。

こうしたJCPOAの履行や一連の保障措置問 題(イラン国内でIAEAに未申告の核物質が検 出された問題)を協議するため、グロッシー IAEA事務局長は、3月にイランを訪問し、両 者の間で、保障措置問題の解決に向け、6月の 理事会までに取るべき措置を定めた共同声明を 発出した。しかしながら、5月末に発出された IAEA事務局長報告では、イラン側からの技術 的な説明が不十分であることから、未解決のま まであることが明記された。こうした状況を踏 まえ、6月の理事会では、イランに対し、解決 に向けたIAEA事務局長の呼びかけに直ちに応 じるよう要請する内容の決議が採択された。さ らに11月の理事会でも、解決に向けてイラン が取るべき具体的な行動を決定し、事務局長に 対し、2023年3月までに本件に係る報告書の 発出を要請する内容の決議が採択された。日本 としては、これまでもイランに対するIAEAの 取組を支持してきており、引き続きイランに対 して、IAEAと完全に協力するよう強く求めて いく。日本は、NSGやMTCRなどの国際輸出 管理レジームにおけるイランの核・ミサイルに 関する議論にも貢献していく。

シリアは、2011年のIAEA理事会で未申告 の原子炉建設などがIAEA保障措置協定下の違 反を構成すると認定されており、日本としては この未解決の問題を解決するために、シリアが IAEAに対して完全に協力することを求めてい る。同国が追加議定書を署名・批准し、実施す ることが重要である。2022年8月に開催され たNPT運用検討会議においても、日本はシリ アによる保障措置協定不遵守に関する共同ス テートメントに参加した。同ステートメント は、シリア国内の原子力関連施設と北朝鮮国内 の施設の類似性を指摘するIAEAの評価に言及 している。

ウ 核セキュリティ

核物質やその他の放射性物質を使用したテロ 活動を防止するための「核セキュリティ」につ いては、国際的な協力が進展している。2007 年に核によるテロリズムの行為の防止に関する 国際条約、2015年に核物質の防護に関する条 約の改正がそれぞれ発効し、また、2010年か ら2016年の間に核セキュリティ・サミットが 4回開催された。2020年にIAEAが開催した 「核セキュリティに関する国際会議」では、日 本から政府代表として、若宮健嗣外務副大臣が 閣僚会合に出席し演説を行うなど日本も取組に 積極的に参加し、貢献してきている。

2022年3月、ウィーンにおいて、核物質の 防護に関する条約の改正後初となる、運用検討 締約国会議が開催され、条約の妥当性や実施状 況を確認した。日本は、今後も、人材育成及び 技術開発分野でIAEAをサポートし、国際的な 核セキュリティ強化に貢献していくことを表明 した。

2022年3月2日及び3日、ウィーンにおいて、 ロシアによるウクライナ侵略を受けた原子力安 全、核セキュリティ及び保障措置上の影響に関 するIAEA特別理事会が開催された。同理事会 においては、各国から、チョルノービリ原子力 発電所を始めとするウクライナ内の原子力関連 施設におけるロシアの攻撃などの行為につい て、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置 の観点から非難や懸念などが表明された。同理 事会で賛成多数で採択された決議は、ウクライ ナにおけるロシアの行為が原子力施設及び民間 人の安全に対して深刻で直接的な脅威をもたら していることに遺憾の意を表明し、ウクライナ が原子力施設の安全な操業を確保できるようロ シアに対してこのような全ての行為を即座に停 止するよう求めている。さらに9月及び11月 のIAEA理事会においても、決議が賛成多数で 採択された。これらの決議には、ロシアがウク ライナの原子力施設に対するあらゆる行為を即 座に停止するべきという理事会の求めに応じて

コラム

原子力技術と国際安全保障 ―IAEAの現場から― 国際原子力機関(IAEA)保障措置局実施B部 部長 桐生みはる

昨今、イランの核問題やウクライナ情勢などで、国際原子力機関(IAEA) (注1) の名前を報道で見かけ ることが多くなりました。世界情勢が原子力活動に及ぼす影響、IAEA が関与すべき国際安全保障上の 問題が増えている現状があるといえます。

IAEAは、原子力の平和的利用を促進し、同時に原子力が軍事的目的で利用されないことを確保する ことを目的に1957年に設立された機関です。グロッシー事務局長の指揮の下、IAEAは世界を取り巻 く安全保障問題や環境問題、開発などの諸問題に対して、その果たすべき役割を見極め、いち早く行動 に移しメンバー国に寄与しています。

イランの核問題については、2015年にイランと米国など6か国(注2)及び欧州連合の間でイランの原 子力活動に関する包括的共同作業計画 (JCPOA) (注3) が合意され、国連の安全保障理事会で決議が採択 されました。JCPOAはイランの原子力活動を大幅に制限することに対し経済制裁を解除するというも ので、IAEAはイランがその計画に沿った活動を行っているか検認するという重要な役割を果たしてい ました。しかし、米国のトランプ前政権によるJCPOAからの離脱とその後の米国による対イラン制裁 の再開を受けて、イランは、2019年5月からJCPOA上のコミットメントを段階的に停止する対抗措 置をとり始め、2021年2月には、抜き打ち査察を可能にしていた追加議定書の履行などを停止、現在、 IAEAの検認は当初の合意内容と比べて限られた範囲のみ実施されている状況です。また、IAEAは申 告されていない場所でウランの存在が検出されたことについてイランに説明を求めていますが、いまだ 解決されておらず、グロッシー事務局長は懸念を表明しています。



ザポリッジャ原発でのIAEAミッションチーム (9月、ウクライナ 写真提供:IAEA)

ロシアによるウクライナ侵略においては、原子力施設の 安全と核セキュリティ確保について、IAEAは早い段階か ら懸念を表明し、専門家を原子力施設に送り状況を評価さ せたり、必要な機器の供与など技術支援を行ったりしてい るほか、砲撃を受けているザポリッジャ原発には専門家グ ループを継続的に常駐させ、原子力安全や核セキュリティ に係る状況をリアルタイムでモニターし報告できる体制を とっています。事務局長が自らロシアとウクライナに赴き、 原子力安全・核セキュリティ保護区域 (nuclear safety and security protection zone) を設けることを働きかけ

続けています。そしてIAEA保障措置協定で定められた査察などの活動は紛争中においても続けており、 保障措置下にある核物質が平和目的のために使用され、また原子力施設が申告通りに使用されているこ とを確認し続けています。

北朝鮮の核開発問題、シリアの未申告の原子炉建設がIAEA保障措置協定の違反であるというIAEA の評価に関連した問題、原子力潜水艦の保有計画に対するIAEA保障措置の在り方など、国際社会を取 り巻く安全保障上の懸念や諸課題にもIAEAは重要な責務として取り組んでいます。

ほかにも、"Atoms4Climate^(注4)" プロジェクト、"Rays of Hope^(注5)" プロジェクト、"NUTEC Plastics^(注6)"プロジェクト、"ZODIAC^(注7)"プロジェクトなど幅広い分野で深刻な問題を抱えている メンバー国に寄与しています。

これらの活動には、物理、化学や原子力工学などの専門 性の高い技術的知識とそれぞれの分野での経験が必要です。 私は日本で国内の原子力施設の安全や保障措置を担当し、 その後、IAEAでは査察官としてイランの原子力活動の検 証などに従事し、現在は、100人近くのスタッフと共に 100か国以上の保障措置を担当しています。IAEAにおい ては、原子力安全や保障措置などの専門家が国際安全保障 の一翼を担っており、関連分野の専門的な知識・経験をい かす就労機会があることも知っていただけると幸いです。



部長就任後初めての部会議で課長たちと共に(IAEA 本部にて・筆者中央) (9月、オーストリア・ウィーン)

- (注1) International Atomic Energy Agency
- (注2) 英国、フランス、ドイツ、米国、中国、ロシア
- (注3) Joint Comprehensive Plan of Action
- (注4) 気候変動問題の解決に原子力技術が寄与できるということをテーマに活動
- (注5) がん治療を世界中全ての人にというコンセプトの下に放射線医療の機会が少ない地域をサポート
- (注6) プラスチック問題に立ち向かうため放射線の技術を利用したプラスチックのリサイクルや海洋モニタリングなどを実施
- (注7) コロナなどのウイルス、バクテリア、寄生虫、菌類などを由来とする疾患に対する準備と技術力強化をサポート

いないことへの重大な懸念を表明すること、ウ クライナ当局がザポリッジャ原子力発電所の安 全かつ確実な運転を確保するために同発電所の 完全な管理を回復することができるよう、ま た、IAEAが保障措置活動を完全かつ安全に行 うことができるよう、ロシアに対し求めるこ と、さらに、ザポリッジャ支援ミッションや同 原発におけるIAEA職員の継続的な駐在などを 通じた、ウクライナにおける原子力安全、核セ キュリティ及び保障措置への影響に対処するた めのIAEA事務局長などの取組を支持すること などが盛り込まれている。日本としても、原子 力施設の占拠を含むロシアによる侵略を強く非 難しており、ウクライナにおける原子力施設の 安全などの確保に向けたIAEAの取組を引き続 き後押ししていく。

(3) 原子力の平和的利用

ア多国間での取組

原子力の平和的利用は、核軍縮・不拡散と並 んでNPTの3本柱の一つであり、同条約で、不 拡散を進める締約国が平和的目的のために原子 力の研究、生産及び利用を発展させることは「奪 い得ない権利」とされている。国際的なエネル ギー需要の拡大などを背景に、原子力発電⁴³を 活用する又は活用を計画する国は多い。

一方、これら原子力発電に利用される核物 質、機材及び技術が軍事転用される可能性もあ り、また一国の事故が周辺諸国にも影響を与え 得る。したがって、原子力の平和的利用に当 たっては、(1) 保障措置、(2) 原子力安全(原 子力事故の防止に向けた安全性の確保など)及 び(3) 核セキュリティの [3S]⁴⁴の確保が重 要である。また、東京電力福島第一原子力発電 所(以下「東京電力福島第一原発」という。) 事故の当事国として、事故の経験と教訓を世界 と共有し、国際的な原子力安全の向上に貢献し ていくことは、日本の責務である。この観点か ら、2013年、IAEAは日本と協力し、福島県に 「IAEA緊急時対応能力研修センター(IAEA・ RANET・CBC)」を指定しており、2022年 12月までに26回、国内外の関係者を対象とし

⁴³ IAEAによると、2023年1月時点で、原子炉は世界中で423基が稼働中であり、56基が建設中(IAEAホームページ)

⁴⁴ 核不拡散の代表的な措置であるIAEAの保障措置(Safeguards)、原子力安全(Safety)及び核セキュリティ(Security)の頭文字を 取って「3S」と称されている。

て、緊急事態の準備及び対応の分野での能力強 化のための研修を実施した。

東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策、 除染・環境回復は、困難な作業の中に、世界の 技術や英知を結集し、原子力分野の専門機関で あるIAEAとの協力も得ながら、着実に進展し ている。2021年4月、日本政府はALPS処理 水⁴⁵の処分に関する基本方針を公表し、7月に は、日本政府とIAEAとの間で、ALPS処理水 の取扱いに係るIAEAとの協力の枠組みに関す る付託事項(TOR)が署名された。このTOR の下、IAEAがALPS処理水の安全性や規制面 についてのレビューを行う事業の実施に向け、 協力が進められている。また、2022年5月に はグロッシーIAEA事務局長が訪日し、東京電 力福島第一原発の視察を行い、「私たちIAEA は、処理水が太平洋に放出されるときに、それ が国際的な基準に完全に適合した形で実施さ れ、放出は環境にいかなる害も与えることはな いと確認できるでしょう」と発言した。さら に、IAEAが選定した国際専門家を含めた第三 者の立場による安全性と規制面のレビュー(評 価)を2月と3月に受け、IAEAはそれぞれに 対する報告書を4月と6月に公表した。11月 には2回目の安全性のレビューが行われ、同 IAEA事務局長は、レビュー後に「2022年2 月の最初のミッションでのタスクフォースの指 摘はしっかりと検討され、日本の計画の改訂に 反映されている。」と発言した。今後も、引き 続きIAEAのレビューが行われる予定である。

7月には、原子放射線の影響に関する国連科 学委員会 (UNSCEAR) のハース前議長及び メットカーフUNSCEAR事務局長一行が訪日 し、東京電力福島第一原発事故による放射線の レベル及び影響に関する報告書の改訂版として 2021年3月に公表した「UNSCEAR 2020年 /2021年報告書」について、日本政府や地元 住民、関係者などと意見交換を行った。なお、 同報告書内では「福島県民の健康被害で、事故 による放射線被ばくに直接帰因すると思われる ものは記録されていない。」と結論付けている。

国際社会の正しい理解と支援を得ながら事故 対応と復興を進めるとの観点から、日本政府 は、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策 の進捗、空間線量や海洋中の放射能濃度のモニ タリング結果、食品の安全といった事項につい て、IAEAを通じて包括的な報告を定期的に公 表しているほか、原則毎月1回の在京外交団を 始めとする関係団体及びIAEA向けの現状の通 報や、原発事故以来100回以上に上る在京外 交団などに対する説明会の開催(2022年は2 月、3月、5月、6月、7月、11月に実施)、在 外公館を通じた情報提供などを行っている。

日本政府は、今後も国際社会に対し、科学的 根拠に基づいた、透明性のある説明を丁寧に 行っていく方針であり、風評被害を助長しかね ない主張に対しては、引き続き高い透明性を 持って説明を行っていく。

原子力は、発電のみならず、保健・医療、食 糧・農業、環境、産業応用などの分野でも活用 されている。これら非発電分野での原子力の平 和的利用の促進と開発課題への貢献は、開発途 上国がNPT締約国の大半を占める中で重要性 が増してきている。IAEAも、開発途上国への 技術協力や持続可能な開発目標 (SDGs) の達 成への貢献に取り組んでいる。

そのような中、日本は、原子力科学技術に関 する研究、開発及び訓練のための地域協力協定 (RCA) に基づく協力を始めとする技術協力活 動や平和的利用イニシアティブ(PUI)などを 通じてIAEAの活動を積極的に支援している。 2021年度には海洋プラスチックごみ問題に対 処する事業へ、2022年度には放射線がん治療 の事業などへ拠出した。

⁴⁵ ALPS処理水とは、ALPS(多核種除去設備(Advanced Liquid Processing System)) などにより、トリチウム以外の放射性物質に ついて安全に関する規制基準値を確実に下回るまで浄化した水。さらにALPS処理水は、その後十分に希釈され、トリチウムを含む放射性物質 濃度について安全に関する規制基準値を大幅に下回るレベルにした上で、海洋放出されることが想定されている。

イ 二国間原子力協定

二国間原子力協定は、相手国との間で原子力 の平和的利用分野における協力を実現するため、 相手国との間で移転される原子力関連資機材な どの平和的利用及び核不拡散の法的な確保に必 要となる法的枠組みを定めるために締結するも のである。また、二国間協定の下で、原子力安 全の強化などに関する協力を促進することも可 能である。原子力協定の枠組みを設けるかどう かは、核不拡散の観点、相手国の原子力政策、 相手国の日本への信頼と期待、二国間関係など を総合的に勘案し、個別具体的に検討してきて いる。2022年10月時点で、日本は、発効順で、 カナダ、フランス、オーストラリア、中国、米 国、英国、欧州原子力共同体(EURATOM)、 カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロ シア、トルコ、アラブ首長国連邦及びインドの 14か国・1機関との間で二国間原子力協定を 締結している。

(4) 生物兵器・化学兵器

ア 生物兵器

生物兵器禁止条約 (BWC)46 は、生物兵器の 開発・生産・保有などを包括的に禁止する唯一 の多国間の法的枠組みである。条約遵守の検証 手段に関する規定や条約実施機関がなく、条約 をいかに強化するかが課題となっている。

2006年以降、履行支援ユニット(事務局機 能)の設置や、5年に一度開催される運用検討 会議の間における年2回の会期間会合の開催な どが決定され、BWC体制の強化に向けて取組 が進められてきた。

2022年11月28日から12月16日までジュ ネーブで開催された第9回運用検討会議におい て、BWC強化策を議論する作業部会の設置な どの内容を含む最終報告書がコンセンサスで採 択された。

1 化学兵器

化学兵器禁止条約 (CWC)47 は、化学兵器の 開発・生産・貯蔵・使用などを包括的に禁止し、 既存の化学兵器の全廃を定めている。条約の遵 守を検証制度(申告と査察)によって確保して おり、大量破壊兵器の軍縮・不拡散に関する国 際約束としては画期的な条約である。CWCの 実施機関として、ハーグ (オランダ) に化学兵 器禁止機関 (OPCW) 48 が設置されている。 OPCWは、シリアの化学兵器廃棄において、 国連と共に重要な役割を果たし、2013年には、 「化学兵器のない世界」を目指した広範な努力 が評価されノーベル平和賞を受賞した。

化学産業が発達し、化学工場の数が多い日本 は、OPCWの査察を数多く受け入れている。 そのほか、加盟国を増やすための施策、条約の 実効性を高めるための締約国による条約の国内 実施措置の強化など、OPCWに対して具体的 な協力を積極的に行っている。また、日本は、 CWCに基づき、中国国内で遺棄された旧日本 軍の化学兵器について、中国と協力しつつ、一 日も早い廃棄の完了を目指している。

(5) 通常兵器

通常兵器とは、一般に大量破壊兵器以外の武 器を意味し、地雷、戦車、大砲から、けん銃な どの小型武器まで多岐にわたる。実際の紛争で 使用され、文民の死傷にもつながる通常兵器の 問題は、安全保障に加え人道の観点からも深刻 であり、グテーレス国連事務総長が2018年に 発表した軍縮アジェンダにおいて、通常兵器分 野の軍縮は「人命を救う軍縮」として3本柱の 一つに位置付けられている。日本は、通常兵器 に関する国際的な基準・規範に基づく協力・支 援において、積極的な活動を行っている。

⁴⁶ BWC: Biological Weapons Convention 1975年3月発効。締約国数は184か国(2022年12月時点)

⁴⁷ CWC: Chemical Weapons Convention 1997年4月発効。締約国数は193か国(2022年12月時点)

⁴⁸ OPCW: Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons

ア 小型武器

小型武器は、実際に使用され多くの人命を 奪っていることから「事実上の大量破壊兵器」 とも称され、入手や操作が容易であるため拡散 が続き、紛争の長期化や激化、治安回復や復興 開発の阻害などの一因となっている。日本は、 1995年以来毎年、小型武器非合法取引決議案 を他国と共同で国連総会に提出し、同決議は毎 年採択されてきた。また、世界各地において武 器回収、廃棄、研修などの小型武器対策事業を 支援してきている。2019年には、グテーレス 国連事務総長の軍縮アジェンダに基づき設立さ れた小型武器対策メカニズムに対し、200万米 ドルを拠出し、2022年には、同基金を通じた 小型武器対策事業がカメルーン、ジャマイカ、 南スーダンにおいて開始された。

1 武器貿易条約 (ATT) 49

通常兵器の国際貿易を規制するための共通基 準を確立し、不正な取引などを防止することを 目的としたATTは、2014年12月に発効した。 日本は、条約の検討を開始する国連総会決議の 原共同提案国の1か国として、国連における議 論及び交渉を主導し、条約の成立に大いに貢献 した。また発効後も、締約国会議などでの議論 に積極的に参加し、2018年8月、アジア大洋 州から選出された初めての議長国として第4回 締約国会議を東京で開催するなど、引き続き貢 献している。さらに日本は、ATTの普遍化も 重視しており、特にアジア諸国に対し、ATT 加入に向け働きかけてきている。

ウ 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW) 50 CCWは、過度に傷害を与える又は無差別に

効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器

の使用を禁止又は制限するもので、手続事項な どを定めた枠組条約及び個別の通常兵器などに ついて規制する五つの附属議定書から構成され る。枠組条約は1983年に発効した。日本は、 枠組条約及び改正議定書Ⅱを含む議定書Ⅰから Ⅳを締結している。2017年からは、急速に進 歩する科学技術の軍事利用に対する国際社会の 懸念を背景として、CCWの枠組みで自律型致 死兵器システム (LAWS) に関する政府専門 家会合が開催されており、2019年には同会合 においてLAWSに関する指針11項目が作成さ れ、同年11月のCCW締約国会議において正 式承認された。日本はこうした国際的なルール 作りに関する議論に積極的かつ建設的に貢献し てきており、2022年3月の専門家会合におい て米国、英国、オーストラリア、カナダ、韓国 と共に「原則とグッドプラクティス」提案を共 同で提出した。他国からも多くの作業文書が提 出され、3月及び7月の政府専門家会合、11月 のCCW締約国会議において活発な議論が行 われた。

また、CCW などで議論されていた人口密集 地における爆発性兵器 (EWIPA) に関して、 2022年、アイルランド主導により有志国によ る政治宣言が取りまとめられた。11月に行わ れた採択式には、日本から吉川ゆうみ外務大臣 政務官が出席し、ステートメントを行うなどし た。

工 対人地雷

日本は、1998年の対人地雷禁止条約(オタ ワ条約)51締結以来、対人地雷の実効的な禁止 と被害国への地雷対策支援の強化を中心とした 同条約の包括的な取組を推進してきた。アジア 太平洋地域各国へのオタワ条約締結に向けた働

⁴⁹ 武器貿易条約(ATT:Arms Trade Treaty)の2022年12月時点の締約国は112か国・地域。日本は、署名が開放された日に署名を行 い、2014年5月、締約国となった。

⁵⁰ 特定通常兵器使用禁止・制限条約 (CCW: Convention on Certain Conventional Weapons) の2022年12月時点の締約国は126か

⁵¹ 対人地雷の使用・生産などを禁止するとともに、貯蔵地雷の廃棄、埋設地雷の除去などを義務付ける条約で、1999年3月に発効した。 2022年12月時点の締約国数は、日本を含め164か国・地域

きかけに加え、人道と開発と平和の連携の観点 から、国際社会において、地雷除去や被害者支 援などを通じた国際協力も着実に実施してきて いる。

11月にジュネーブで開催されたオタワ条約 第20回締約国会議において、日本は、これま での日本の地雷対策支援の取組及び実績を紹介 し、また、対人地雷のない世界を目指し、今後 とも積極的な役割を果たすとの姿勢を表明し た。また、同条約の「国際協力と支援の強化」 委員長として、地雷被害国への国際支援促進に 尽力した。

オ クラスター弾⁵²

クラスター弾がもたらす被害は、人道上の観 点から国際的に深刻に受け止められている。日 本は、被害者支援や不発弾処理といった対策を 実施⁵³している。また、クラスター弾に関する 条約(CCM)⁵⁴の締約国を拡大する取組も継続 しており、2022年8月に開催されたCCM第 10回締約国会議においても、これらの課題に 関する議論に参加し、日本の積極的な取組をア ピールした。

国際連合(国連)における取組

(1) 日本と国連との関係

国連は、現在、世界のほぼ全ての国(2022 年12月現在193か国)が加盟する国際機関で あり、紛争解決や平和構築、テロ対策、軍縮・ 不拡散、貧困・開発、人権、難民問題、環境・ 気候変動、防災、保健を含む多様な分野の諸課 題に取り組んでいる。

日本は、1956年に加盟して以来、普遍性と 専門性の両面を活用し、国連の3本柱である平 和と安全、開発、人権を始めとする様々な分野 において、多国間協力を通じた政策目的の実現 を図ってきた。国連安全保障理事会(安保理) の非常任理事国を加盟国中最も多く務めるなど して、国際社会の平和と安全の維持のため主要 な役割を果たしてきたのは、その重要な例であ る。こうした活動を支えるため、政府として国 連への財政拠出を行いつつ、組織面(マネージ メント)への関与を行ってきたほか、国連を舞 台として活躍する日本人職員を支援し、重要な ポストの獲得に努めている(315ページ 第4

章第1節2(1)参照)。国連を21世紀にふさ わしい効率的かつ効果的な組織としていくこと は喫緊の課題であるため、日本は引き続き安保 理を始めとする国連改革に積極的に取り組んで いる。

(2) 2022年の主要行事

9月、第77回国連総会ハイレベルウィーク が3年ぶりに完全な対面形式で開催され、岸田 総理大臣と林外務大臣が出席した。

岸田総理大臣は一般討論演説において、国連 の理念実現のための日本の決意として、(1)安 保理を含む国連の機能強化、(2) 国際社会にお ける法の支配を推進する国連の実現、(3)新た な時代における人間安全保障の理念に基づく取 組という三つの柱を表明し、これらの実現のた め、各国の声に真摯に耳を傾け、国連及び多国 間主義への日本の強いコミットメントを示して いく考えを述べた。

岸田総理大臣は、ほかにも三つの会合に出席

⁵² 一般的には、多量の子弾を入れた大型の容器が空中で開かれて子弾が広範囲に散布される仕組みの爆弾及び砲弾のことをいう。不発弾と なる確率が高いともいわれ、不慮の爆発によって一般市民を死傷させることなどが問題となっている。

⁵³ クラスター弾対策及び対人地雷対策に関する国際協力の具体的な取組については、開発協力白書を参照

⁵⁴ クラスター弾の使用・所持・製造などを禁止するとともに、貯蔵クラスター弾の廃棄、汚染地域におけるクラスター弾の除去などを義務 付ける条約で、2010年8月に発効した。締約国数は、日本を含め110か国・地域(2022年12月時点)

した。国連女性機関(UN Women)主催の 「HeForSheサミット」 ⁵⁵では、「HeForSheチャ ンピオン」として、「女性の経済的自立」が 「新しい資本主義」の中核であり、全ての女性 が自ら選んだ道を歩んでいくことが重要と述べ た。包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ 首脳級 (ハイレベル) 会合では、CTBTの普 逼化及び早期発効、検証体制の強化の重要性を 訴えた。また、バイデン米国大統領主催のグ ローバルファンド56第7次増資会合に出席し、 グローバルファンドによる保健システムの強化 が将来のパンデミックへの備えやユニバーサ ル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成に貢 献するとし、国際社会が一丸となって取組を加 速させる必要があると述べ、今後3年間で最大 10.8億ドルの拠出を行うことを表明した。

岸田総理大臣は、同機会に各国首脳との間 で、首脳会談を6回、懇談を5回行い、ロシア によるウクライナ侵略への対応など国際場裡に おける様々な課題及び二国間関係について意見 交換を精力的に行った。

また、ニューヨーク滞在中、日本食文化発信 レセプションに出席したほか、ニューヨーク証 券取引所(NYSE)でのスピーチを通して、日 本の経済・財政政策について有識者や企業関係 者に対して直接説明し、日本の魅力を積極的に 発信し、日本への投資を呼びかけた。加えて、 NYSE幹部及び米国企業幹部と意見交換を行 い、東京証券取引所とNYSEの協力覚書 (MOU)締結に立ち会った。

林外務大臣は、G7外相会合、国連安保理改 革に関するG4外相会合、日米韓外相会合など 計8回の多国間会合に出席し、15回のバイ会 談を行ったほか、首脳会談に2回同席するなど、 積極的な外交を展開した。各国との会談などで



国連総会議場で一般討論演説を行う岸田総理大臣 (9月20日、米国・ニューヨーク 写真提供:内閣広報室)

は、岸田総理大臣の一般討論演説を踏まえ、安 保理改革を含め国連全体の機能を強化し、国連 への信頼回復を図ることや法の支配を徹底する ことを中心に議論した。さらに、ウクライナや 中国・北朝鮮などの地域情勢に関する連携を確 認し、食料・エネルギー安全保障、UHCなど に関する日本の立場を国際社会に発信した。

また、林外務大臣はクールシ国連総会議長と 会談し、総会の機能強化と総会議長のリーダー シップを後押ししていくと述べた。

8月には、グテーレス国連事務総長が来日し、 広島において平和記念式典に出席したほか、岸 田総理大臣と会談を行った。岸田総理大臣は、 日本は唯一の戦争被爆国として「核兵器のない 世界」の実現に向け国際社会の取組をリードし ていくと述べ、双方は「核兵器のない世界」に 向けて引き続き緊密に連携していくことで一致 した。岸田総理大臣は、同月のNPT運用検討 会議の機会でもグテーレス国連事務総長と会談 を行っている。

2月以降のロシアによるウクライナ侵略と安 保理における2度のロシアの拒否権行使を受け、 2023年2月までに6回の国連総会緊急特別会

^{55「}HeForSheサミット」とは、ジェンダー平等の実現に向けた取組への男性の関心・関与を高めることを目的に、UN Womenが実施する 「HeForSheキャンペーン」の一環として、政府や民間企業、教育機関、非営利団体の男性リーダー及び関係者が参加するイベント。「HeForShe チャンピオン」とは、同キャンペーンで選出された各界の男性リーダーのこと

⁵⁶ グローバルファンドとは、2000年のG8九州・沖縄サミットにおいて感染症対策が初めて主要議題となったことを契機に、2002年に設 立された官民連携パートナーシップ。開発途上国における三大感染症(エイズ、結核、マラリア)対策及び保健システム強化に対する資金協力を 行い、SDGs達成に向けた取組に貢献している。感染症対策支援の主要機関である。日本は歴代5位となる累積約43億米ドル(2022年時点) の貢献を行っている。



広島平和記念資料館において、芳名帳へ記帳を行う岸田総理大臣と グテーレス国連事務総長(8月6日、広島市 写真提供:内閣広報室)

合が開催され、いずれの会合でも総会決議が採 択された(25ページ特集「ロシアによるウク ライナ侵略と日本の対応」参照)。日本はこれ ら決議の共同提案国になり、ロシアに対し、国 際社会の圧倒的な声に耳を傾け、決議を実施す るよう発言した。

(3) 国連安全保障理事会(国連安保理)、 国連安保理改革

ア 国連安全保障理事会

国連安保理は、国連の中で、国際の平和と安 全の維持に主要な責任を有する機関であり、5 か国の常任理事国と、国連加盟国により選出さ れる10か国の非常任理事国(任期2年)から 構成される。日本は6月に行われた安保理非常 任理事国選挙で当選を果たし、2023年1月か ら2年間、加盟国中最多となる12回目の非常 任理事国を務める。2023年1月の議長月の際 には、林外務大臣がニューヨークを訪問し、議 長として法の支配に関する閣僚級公開討論を開 催した。また、平和構築に関する常駐代表級の 会合も主催した。国連安保理で扱われる議題 は、紛争の平和的解決への取組、大量破壊兵器 の拡散やテロへの対処から、平和構築、女性・ 平和・安全保障など幅広い分野に及んでおり、 近年は気候変動や食料安全保障などの新しい テーマも徐々に取り上げられている。PKOや 国連特別政治ミッション (SPM) の活動内容 を定める権限も持つ。



安保理非常任理事国選挙に出席する小田原潔外務副大臣 一当選の瞬間 (写真左) (6月9日、米国・ニューヨーク)

常任理事国であるロシアによるウクライナ侵 略や安保理決議への度重なる違反を繰り返し、 日本、地域、国際社会の平和と安全を脅かす北 朝鮮の核・ミサイル活動に対し、安保理が有効 に機能できていない現状にある中、日本は2年 間の理事国任期を通じ、各国との緊密な意思疎 通と対話により、安保理がその本来の役割を果 たすよう協力しつつ、法の支配に基づく国際秩 序の維持・強化を目指していく。また、中東・ アフリカなどの地域情勢、気候変動など地球規 模課題に対する対応についても積極的に議論に 貢献していく考えである。これまでの任期で貢 献してきたように、安保理の効率性・透明性向 上といった安保理の手続の改善にも引き続き取 り組んでいく。

1 国連安保理改革

国連発足後75年以上が経ち、国際社会の構 図の大きな変化に伴い、国連の機能が多様化し た現在でも、国連安保理の構成は、ほとんど変 化していない。2月のロシアによるウクライナ 侵略の事態に対し、安保理ではこれを非難する 決議案が投票に付されたが、ロシアの拒否権行 使により採択されず、安保理で協調した対応が とれなかった。このことは、安保理が現在の国 際社会が求める機能を十分に果たしていないこ とを如実に示した。国際社会では、国連安保理 改革を早期に実現し、その正統性、実効性及び 代表性を向上させるべきとの認識が共有されて いる。

日本は、国連を通じて世界の平和と安全の実 現により一層積極的な役割を果たすことができ るよう、常任・非常任議席双方の拡大を通じた 国連安保理改革の早期実現と日本の常任理事国 入りを目指し、各国への働きかけを行ってきて いる。

ウ 国連安保理改革をめぐる最近の動き

国連では、2009年から総会の下で国連安保 理改革に関する政府間交渉が行われている。 2022年は、2月から5月にかけて5回の会合 が実施された。6月下旬、第76回会期の作業 を第77回会期に引き継ぐ決定が、2021年に 引き続き「安保理改革の議論に新しい命を吹き 込む との内容を含む形で、国連総会でコンセ ンサスにて採択された。10月、クールシ第77 回国連総会議長は、2021年より1か月程度早 く、政府間交渉の共同議長にクウェートとスロ バキアの国連常駐代表を任命した。新たな体制 の下、今後の議論の進展が注目される。

日本は、国連安保理改革の推進のために協力 するグループであるG4(日本、インド、ドイ ツ及びブラジル)の一員としての取組も重視し ている。林外務大臣は、9月の国連総会ハイレ ベルウィークの際に行われたG4外相会合に出 席した。G4外相会合では、ロシアによるウク ライナ侵略などにより、国連が中核的役割を 担って形成されてきた国際秩序の根本が動揺し ているという問題意識の下、安保理改革をめぐ る現状認識を共有し、今後の方向性について議 論した。林外務大臣より、国連への信頼を回復 する観点から、安保理に対する不満と期待が入 り混じる国も多いことも念頭に、安保理改革を 国連全体の機能強化の文脈に位置付け、総会や 事務総長の役割強化などの取組と共に改革の機 運を高めていくことを提起した。G4外相は、 安保理改革実現に向け、政府間交渉における文 言ベースでの交渉開始に向けて総会議長と緊密



会談前のG4外相 (9月22日、米国・ニューヨーク)



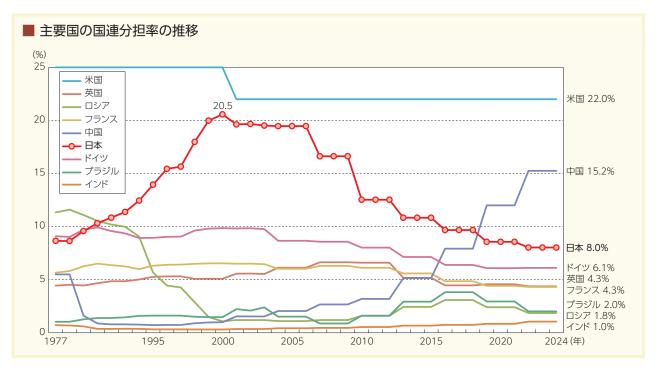
_____ 国連安保理改革に関するG4外相会合(9月22日、米国・ニューヨ・

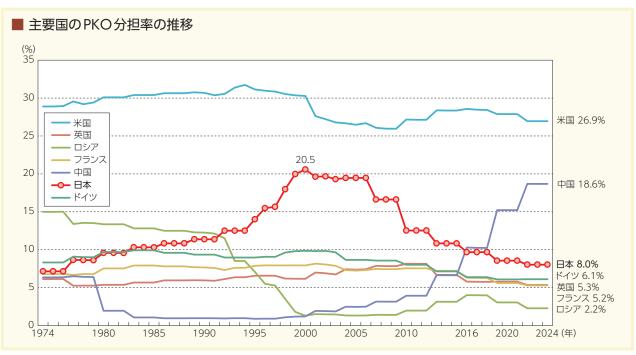
に協力し、アフリカや米国などの関係国との連 携に向けた方途を議論し、早期に具体的成果を 目指すことで一致した。12月14日には、山田 賢司外務副大臣が、安保理改革を含む多国間主 義改革に関する安保理公開討論に出席し、安保 理改革は可能であることを訴え、モメンタム向 上に努めた。日本は引き続き、改革推進派諸国 と緊密に連携し、国連安保理改革の実現に向け たプロセスに前向きに関与していく。

(4) 国連の組織面(マネージメント)

ア マネージメント

グテーレス国連事務総長は、平和への取組及 び開発と共に国連のマネージメント改革を優先 課題として位置付け、事務局機能の効率化・効 果向上に引き続き取り組んでいる。また、 2021年に「我々のコモンアジェンダ」報告書 を発出し、国連を新たな時代に適応させるため の具体策を提案し、提言実現のために加盟国な





どで議論が実施されている。日本は、改革の目 的を支持し、国連が一層効率的・効果的に任務 を果たすよう求めてきている。

イ予算

国連の予算は、一般的な活動経費である通常 予算(1月から12月までの1か年予算。2020 年から2022年まで試験的に導入された。)と、

PKO活動に関するPKO予算(7月から翌年6 月までの1か年予算)で構成されている。

通常予算については、2022年12月、国連 総会において、2023年予算として約34億米 ドルの予算が承認された。また、PKO予算に ついては、2022年6月に2022年から2023年 度の予算が承認され、予算総額は約64.5億米 ドル(前年度最終予算比約1.2%増)となった。

国連の活動を支える予算は、各加盟国に支払 が義務付けられている分担金と各加盟国が政策 的な必要に応じて拠出する任意拠出金から構成 されている。このうち、分担金については、日 本は、米国、中国に次ぐ第3位の分担金負担国 として、2022年通常予算分担金として約2億 3,076万米ドル、2022/23年PKO分担金とし て約5億1,833万米ドルを負担しており、主要 拠出国の立場から、国連が予算をより一層効率 的かつ効果的に活用するよう働きかけを行って きている。なお、分担金の算出根拠となる分担 率は加盟国の財政負担能力に応じて3年ごとに 改定されており、2021年末に改定された日本

の分担率は、米国、中国に次ぐ8.033% (2022 年-2024年)となった。

また、国連の行財政を支える主な機関とし て、国連行財政問題諮問委員会(ACABQ)及 び分担金委員会がある。二つの委員会は個人資 格の委員から構成される総会付属の常設委員会 であり、ACABQは国連の行財政問題全般に ついて審査し、総会に勧告を行う一方、分担金 委員会は、総会における通常予算分担率の決定 に先立ち、全加盟国の分担率案を作成し総会に 勧告する重要な役割を担っている。日本はこれ らの委員会に継続的に委員を輩出している。

国際社会における法の支配

「法の支配」とは、一般に、全ての権力に対 する法の優越を認める考え方であり、国内にお いて公正で公平な社会に不可欠な基礎であると 同時に、国際社会の平和と安定に資するもので あり、友好的で平等な国家間関係から成る国際 秩序の基盤となっている。国際社会において は、法の支配の下、力による支配を許さず、全 ての国が国際法を誠実に遵守しなければなら ず、力又は威圧による一方的な現状変更の試み は決して認められてはならない。日本は、法の 支配の強化を外交政策の柱の一つとして推進 し、様々な分野におけるルール作りとその適切 な実施に尽力している。

(1) 日本の外交における法の支配の強化

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、 法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の重 要性を各国と確認しているほか、様々な分野に おけるルール形成に積極的に参画することで、 新たな国際法秩序の形成・発展に貢献してい る。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を 促進するため、国際司法機関の機能強化に人材 面・財政面からも積極的に協力しているほか、

法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など 法の支配に関する国際協力にも積極的に取り組 んでいる。

ロシアによるウクライナ侵略により国際秩序 の根幹が揺るがされる中、法の支配を強化する ことは一層重要性を増している。9月に行われ た国連総会での一般討論演説の中で、岸田総理 大臣は、1970年に国連総会で採択された「国 際連合憲章による諸国間の友好関係及び協力に ついての国際法の諸原則に関する宣言」(友好関 係原則宣言)も踏まえ、三つの基本原則、すな わち、(1)「力による支配」を脱却し国際法の誠 実な遵守を通じた「法の支配」を目指すこと、 (2) 特に、力や威圧による領域の現状変更の試 みは決して認めないこと、(3) 国連憲章の原則 の重大な違反に対抗するために協力することの 重要性を強調し、国際社会における法の支配を 促進する国連の実現に向けた決意を表明した。

ア紛争の平和的解決

日本は、国際法の誠実な遵守に努めつつ、国 際司法機関を通じた紛争の平和的解決を促進す るため、国連の主要な司法機関である国際司法

裁判所 (ICI)⁵⁷の強制管轄権を受諾⁵⁸している ほか、人材面・財政面の協力を含め、国際社会 における法の支配の確立に向けた建設的な協力 を行っている。例えば、日本は国際刑事裁判所 (ICC)⁵⁹、常設仲裁裁判所 (PCA)⁶⁰への最大の 財政貢献国 (PCAについては、2022年12月 末時点)であり、人材面では、2022年現在、 ICJの岩澤雄司裁判官(2018年から現職)、国 際海洋法裁判所 (ITLOS)⁶¹の柳井俊二裁判官 (2005年から現職)、ICCの赤根智子裁判官 (2018年3月から現職)などを輩出し、国際裁 判所の実効性と普遍性の向上に努めている (235ページ コラム参照)。また、将来的に国 際裁判で活躍する人材の育成のために、「国際 裁判機関等インターンシップ支援事業」を通じ て、国際裁判機関などでインターンシップを行 う日本人を積極的に支援している。

同時に、国際裁判に臨む体制を一層強化する ため、国際裁判手続に関する知見の増進を図り、 主要な国際裁判で活躍する国内外の法律家や法 律事務所との関係強化などを通じて国際裁判に 強い組織作りに取り組んでいる。経済分野にお いても、近年、世界貿易機関 (WTO)62協定、 経済連携協定 (EPA)63 及び投資協定に基づく 紛争解決の重要性が高まっている中でWTO協 定などに基づく紛争の処理に当たり、関係各省 庁や外部専門家(国内外の法律事務所・学者な ど)とも緊密に連携しながら、書面作成、証拠 の取扱い、口頭弁論などの訟務対応を行ってい るほか、判例・学説の分析や紛争予防業務など の取組も進めており、紛争処理を戦略的かつ効 果的に行うための体制を強化している。

イ 国際的なルール形成

国際社会が直面する課題に対応する国際的な ルール形成は、法の支配の強化のための重要な 取組の一つである。日本は、各国との共通目 的の実現に向けた法的基盤を作るための二国 間や多数国間条約の締結を積極的に進めてい るほか、国連などにおける分野横断的な取組 に自らの理念や主張を反映する形で国際法の 発展を実現するため、ルール形成の構想段階 からイニシアティブを発揮している。具体的 には、国連国際法委員会 (ILC)⁶⁴や国連総会 第6委員会での国際公法分野の法典化作業、ま た、ハーグ国際私法会議 (HCCH)⁶⁵、国連国際 商取引法委員会 (UNCITRAL)66、私法統一国 際協会 (UNIDROIT) 67 などでの国際私法分野 の条約やモデル法の作成作業など、各種の国際 的枠組みにおけるルール形成プロセスに積極 的に関与してきている。ILCでは、村瀬信也委 員(任期は2009年から2022年まで。上智大 学名誉教授)が「大気の保護」の議題の特別報 告者として、大気環境の保護に関するガイドラ イン草案の採択に導くなど、ILCにおける審議 への参加を通じて長きにわたり国際法の発展に 貢献した。2023年からは、浅田正彦同志社大 学教授・京都大学名誉教授がILC委員を務め る(任期は2023年から2027年まで)。また、 HCCH、UNCITRAL及びUNIDROITでは、 各種会合に政府代表を派遣し、積極的に議論を リードしている。例えば、UNIDROITにおい ては、神田秀樹理事(学習院大学教授)が「デ ジタル資産と私法」に関する作業部会の議長を 務め、デジタル金融をめぐる最先端の議論に貢

⁵⁷ ICJ: International Court of Justice

⁵⁸ ICJ規程第36条2に基づき、同一の義務を受諾する他の国に対する関係において、ICJの管轄権を当然にかつ特別の合意なしに義務的に 受け入れることを宣言すること。現在、日本を含めて73か国が宣言しているにとどまる(2023年2月末時点)。

⁵⁹ ICC: International Criminal Court

⁶⁰ PCA: Permanent Court of Arbitration

⁶¹ ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea

⁶² WTO: World Trade Organization

⁶³ EPA: Economic Partnership Agreement

⁶⁴ ILC: International Law Commission

⁶⁵ HCCH: Hague Conference on Private International Law / Conférence de La Haye de droit

⁶⁶ UNCITRAL: United Nations Commission on International Trade Law

⁶⁷ UNIDROIT: International Institute for the Unification of Private Law

献している。UNCITRALにおいても、構成国 拡大や紛争解決の分野におけるプロジェクトを 提案して実現させるなど、委員会設立以来の構 成国としてプレゼンスを発揮している。

ウ国内法整備その他

日本は、国際法遵守のために自らの国内法を 適切に整備するだけではなく、法の支配を更に 発展させるために、特にアジア諸国の法制度整 備支援や法の支配に関する国際協力にも積極的 に取り組んでいる。例えば、日本を含むアジア 諸国の学生に対し、紛争の平和的解決の重要性 などの啓発を行っており、また、次世代の国際 法人材の育成と交流を強化するとの観点から、 外務省と国際法学会の共催(協力:日本財団) で国際法模擬裁判「アジア・カップ」を開催し ている(2022年に第23回を開催)。これに加 え、国際法に関するアジア・アフリカ地域唯一 の政府間機関であるアジア・アフリカ法律諮問 委員会 (AALCO)68 に対して、議論に建設的 に参画し、人材面・財政面で協力している。

(2) 海洋分野における取組

海洋国家である日本にとって、法の支配に基 づく海洋秩序の維持及び強化は極めて重要な課 題である。そのため、日本は「海における法の 支配の三原則」((1) 国家は法に基づいて主張 をなすべきこと、(2) 主張を通すために力や威 圧を用いないこと及び(3)紛争解決には平和 的な事態の収拾を徹底すべきこと)を主張して きている。例えば、2021年10月の第16回東 アジア首脳会議 (EAS) で、岸田総理大臣は、 インド太平洋を自由で開かれた海とすることは、 我々の共通の利益であると指摘した。

海における法の支配の根幹となるのは、国連 海洋法条約 (UNCLOS)⁶⁹である。同条約は、

日本を含む167か国(日本が国家承認してい ない地域を含む。)及びEUが締結しており、 公海での航行・上空飛行の自由を始めとする海 洋に関する諸原則や、海洋の資源開発やその規 制などに関する国際法上の権利義務関係を包括 的に規定している。領海や排他的経済水域を含 む分野に関する同条約の規定は、慣習国際法と して確立していると広く受け入れられており、 また、海洋における活動は同条約の規定に従っ て行われるべきとの認識が国際社会で広く共有 されている。今後、一層複雑化し多岐にわたる 海洋の問題に対応していく上で、包括的な、か つ、普遍的な法的枠組みである同条約に基づく 海洋秩序を維持・強化していくことが重要であ る。

UNCLOSの目的を達成するため、UNCLOS に基づきいくつかの国際機関などが設置されて いる。海洋に関する紛争の平和的解決と、海洋 分野での法秩序の維持と発展のため、1996年 にITLOSが設置された。ITLOSは、特に近年、 海洋境界画定を含む幅広い分野の事例を扱って おり、その重要性は増している。日本はITLOS の役割を重視し、設立以来、日本人裁判官を2 人続けて輩出している(現在は柳井裁判官(任 期は2023年9月末まで))。大陸棚限界委員会 (CLCS)⁷⁰は、大陸棚延長制度の運用において 重要な役割を果たしている。日本は、CLCSの 設置以来、委員を輩出し続けているなど(現在 の委員は山崎俊嗣東京大学教授(任期は2028 年6月15日まで)、CLCSに対する人材面・財 政面での協力を継続している。また、深海底の 鉱物資源の管理を主な目的として設置された国 際海底機構 (ISA)⁷¹では、2022年に3回開催 された理事会において、深海底の鉱物資源の開 発に関する規則について審議が行われたほか、 関連の基準及びガイドラインの策定作業が行わ

⁶⁸ AALCO: Asian-African Legal Consultative Organization

⁶⁹ UNCLOS: United Nations Convention on the Law of the Sea

⁷⁰ CLCS: Commission on the Limits of the Continental Shelf

⁷¹ ISA: International Seabed Authority

コラム

海洋紛争の平和的解決と法の支配 元駐米国日本国大使、国際海洋法裁判所裁判官 柳井俊二

海をめぐる国家関係は、1982年に採択され、「海の憲法」とも呼ばれ る国連海洋法条約により規律されています。この条約は領海の幅を12 海里までとし、200海里の排他的経済水域(EEZ)を創設し、沿岸国に 広い大陸棚を認めるなど、国家の海洋領域を拡大しました。一方、国家 の領域を越える深海底とその鉱物資源は「人類の共同の財産」として国 際的に管理することとしました。この海洋法の下では、EEZや大陸棚 の境界画定、海洋資源、航海などに関する紛争の多発も予想されたた め、既存の国際司法裁判所及び仲裁裁判に加えて海洋法に特化した国際 海洋法裁判所(ITLOS^(注))がハンブルク(ドイツ)に設置されました。



私は2005年、故山本草二先生に続く2番目の日本人裁判官として

ITLOS裁判官に就任し、3年間の所長職を含め18年近く務めてきました。ITLOSは創設後約四半世紀 の間に31件の海洋紛争を扱い、国際紛争の平和的解決と海における法の支配に貢献し、また、その判 例を通じて海洋法の漸進的発達にも貢献しています。ITLOSは、深海底や漁業に関する海洋法の規定 の解釈を明確化する勧告的意見も出しています。ITLOSの判決が紛争当事国に特に歓迎された一例は、 バングラデシュ・ミャンマー間の海洋境界画定紛争です。両国の30年以上にわたる交渉は不調に終わ りましたが、ITLOSは約2年3か月で解決しました。

ITLOSの裁判官としての経験で、強く感じたことが二つあります。その一つは、21人の裁判官の間 にある連帯感、共通の目的意識です。事件の審理に当たり、当初色々な意見が出て収拾不能に見えます が、議論を進めるうち、多数意見が集約されてきます。これは、色々な意見はあっても、裁判官たちは 目前の紛争につき最善の解決をしようとする気持ちで一致しているからだと思います。

今一つ感じたことは、法律的な考え方や論理は共通だということです。21人の裁判官は、すべて別 の国の出身者で、それぞれの背景にある文化、言語、法体系などは異なっています。それにもかかわら ず、法律的な意見が論理的に明確である限り、お互いの意思疎通に全く支障がありません。

ITLOSなどをもっと活用して紛争を平和的に解決し、海における法の支配を確立することが国際社 会にとって大変重要な課題だと思います。



ITLOSにおける口頭弁論の様子(筆者上段左から2番目)

(注) ITLOS: International Tribunal for the Law of the Sea

れた。日本は自国の立場が同規則などに反映さ れるよう交渉に積極的に参画しており、また、 以前から、深海底技術に関する開発途上国の能 力構築を支援し、深海底の秩序作りを主導して きている。さらに、2018年以降、国家管轄権外 区域の海洋生物多様性(BBNI)の保全及び持 続可能な利用に関し、UNCLOSの下に新たな 国際約束を作成するための政府間会議が開催さ れており、2022年8月の第5回会合を含め、 日本は引き続き積極的に議論に参加している。

(3) 政治・安全保障分野における取組

日本の外交活動の法的基盤を強化するため、 政治・安全保障分野における国際約束の締結に 積極的に取り組んでいる。米国との間では、1 月に在日米軍駐留経費負担(「同盟強靱化予算」) に係る特別協定に署名し、同協定は国会の承認 を得て4月に発効した。また、一方の国の部隊 が他方の国を訪問して活動を行う際の手続及び 同部隊の地位等を定める円滑化協定については、 1月にオーストラリアとの間で署名し、2023 年1月に英国との間で署名した。さらに、移転 される防衛装備品や技術の取扱いについて定め る交換公文並びに防衛装備品及び技術移転協 定、関係国との間の安全保障に係る秘密情報の 共有の基盤となる情報保護協定などの更なる整 備を進めた。移転される防衛装備品などの取扱 いについて、3月8日にウクライナとの間で自 衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文 に署名(同日に発効)し、タイとの間で5月2 日に防衛装備品及び技術移転協定に署名(同日 に発効)した。原子力分野においては、国立研 究開発法人日本原子力研究開発機構が所有する 研究炉などで発生した使用済燃料の再処理をフ ランスにおいて実施することを可能とするた め、6月15日にフランスとの間で使用済燃料 の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関 する交換公文に署名(同日に発効)した。

(4) 経済・社会分野における取組

貿易・投資の自由化や人的交流の促進、日本 国民・企業の海外における活動の基盤整備など の観点から、諸外国との間で経済面での協力関 係を法的に規律する国際約束の締結・実施が引 き続き重要である。2022年も、各国・地域と の間で租税条約、投資協定、社会保障協定など の交渉及び署名・締結を行った。また、自由で 公正な経済圏を広げ、幅広い経済関係を強化す るため、経済連携協定(EPA)などの交渉に 積極的に取り組んだ。

環太平洋パートナーシップに関する包括的及 び先進的な協定 (CPTPP)⁷²について、英国の 加入に向けた交渉を加入作業部会の議長として 積極的に進めたほか、日EU・EPAについては、 10月に「データの自由な流通に関する規定」 を同協定に含めることについて正式交渉を開始 した。また、6月には、日本国とアメリカ合衆 国との間の貿易協定を改正する議定書(日米貿 易協定改正議定書) に署名し、2023年1月に 発効した。

さらに、日本国民・企業の生活・活動を守 り、促進するため、WTOの紛争処理制度の活 用を図り、既存の国際約束の適切な実施に取り 組んでいる。

国民生活と大きく関わる人権、環境、漁業、 海事、航空、保健、労働、郵便などの社会分野 でも、日本の立場が反映されるよう国際約束の 交渉に積極的に参画し、また、これを締結して いる。例えば、労働分野では、7月に強制労働 の廃止に関する条約(第百五号)を批准し、郵 便分野では、2018年及び2021年に万国郵便 連合 (UPU)⁷³で作成されたUPU憲章の追加 議定書などの関連文書を2022年6月に締結し た。

(5) 刑事分野における取組

ICCは、国際社会の関心事である最も重大

72 CPTPP: Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

73 UPU: Universal Postal Union

な犯罪を行った個人を国際法に基づいて訴追・ 処罰する世界初の常設国際刑事法廷である。日 本は、2007年10月の加盟以来、ICCの活動 を一貫して支持し、様々な協力を行っている。 財政面では、日本はICCへの最大の分担金拠 出国であり、2022年現在、分担金全体の約 15%を負担している。加えて、ICC加盟以来 継続して裁判官を輩出しており、2022年現在 は赤根前国際司法協力担当大使兼最高検察庁検 事が裁判官を務めている。予算財務委員会にお いても、播本幸子氏が委員を務めるなど、人材 面においても、ICCの活動に協力している。 ICCが国際刑事司法機関としての活動を本格 化させていることに伴い、ICCに対する協力 の確保や補完性の原則の確立、裁判手続の効率 性と実効性の確保が急務となっており、日本 は、締約国会議の作業部会などの場を通じて、

これらの課題に積極的に取り組んでいる。3月 には、ウクライナの事態に関するICCの捜査 への支持を明確にする観点から、日本は、アジ アで唯一の国として同事態をICCに付託した (25ページ特集「ロシアによるウクライナ侵略 と日本の対応」参照)。さらに、近年の国境を 越えた犯罪の増加を受け、他国との間で必要な 証拠の提供などの刑事分野の司法協力を一層確 実に行えるようにしている。具体的には、刑事 司法分野における国際協力を推進する法的枠組 みの整備のため、刑事共助条約(協定)⁷⁴、犯罪 人引渡条約⁷⁵及び受刑者移送条約⁷⁶の締結を進 めている。5月に国際協力に係る多国間の枠組 みであるサイバー犯罪に関する条約の第二追加 議定書に署名したほか、8月にベトナムとの間 で刑事共助条約が発効した。

現在、世界各地における人権状況への国際的 関心が高まっているが、人権の保護・促進は国 際社会の平和と安定の礎である。日本として は、人権は、普遍的な価値であり、達成方法や 文化に差異はあっても、人権擁護は全ての国の 基本的責務であると認識している。また、深刻 な人権侵害に対してはしっかり声を上げるとと もに、「対話」と「協力」を基本とし、民主化、 人権擁護に向けた努力を行っている国との間で は、二国間対話や協力を積み重ねて自主的な取 組を促すことが重要であると考えている。加え て、日本はこの分野において、アジアでの橋渡 しや社会的弱者の保護といった視点を掲げつ つ、二国間での対話や国連など多数国間の フォーラムへの積極的な参加、国連人権メカニ ズムとの建設的な対話も通じて、世界の人権状

況の改善に向けて取り組んでいる。

(1) 国連などにおける取組

ア 国連人権理事会

国連人権理事会は、1年を通じてジュネーブ で会合が開催され(年3回の定期会合、合計約 10週間)、人権や基本的自由の保護・促進に向 けて、審議・勧告などを行っている。5月及び 11月に、それぞれウクライナ及びイランの人 権状況に関する特別会合が開催され、両国の人 権状況の調査実施などを含む決議が採択され た。日本は、これまで、理事国を5期(直近で は、2019年10月の選挙で当選し、2020年1 月から2022年12月まで)務めている。

2月及び3月に開催された国連人権理事会第 49会期のハイレベル・セグメントでは、中谷

⁷⁴ 捜査、訴追その他の刑事手続について他国と行う協力の効率化や迅速化を可能とする法的枠組み

⁷⁵ 犯罪人の引渡しに関して包括的かつ詳細な規定を有し、犯罪の抑圧のための協力を一層実効あるものとする法的枠組み

⁷⁶ 相手国で服役している受刑者に本国において服役する機会を与え、社会復帰の促進に寄与する法的枠組み

元総理大臣補佐官(国際人権問題担当)がス テートメントを実施した。その中で、中谷総理 補佐官は、ロシアによるウクライナ侵略を最も 強い言葉で非難し、国際人道法を含めた国際法 上の義務の履行を強く求めた。また、日本とし て引き続き、アジアの国々を始めとする世界の 人権保護・促進に貢献していく決意を述べ、拉 致問題の早期解決の重要性を訴えた。さらに、 香港や新疆ウイグル自治区を始めとする中国 の情勢に深刻な懸念を表明し、中国の具体的行 動を求めた。また、「ビジネスと人権」、子ども に対する暴力撲滅、ハンセン病差別撤廃、先住 民族であるアイヌの人々の誇りが尊重される社 会の実現、女性の人権の保護推進といった分野 における日本の直近の取組を紹介した。同会期 では、EUが提出し、日本が共同提案国となっ た北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択された (採択は15年連続)。この決議は、拉致問題及 び全ての拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重 要性、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り 続けている多大な苦しみ、北朝鮮が何ら具体的 かつ前向きな行動をとっていないことへの深刻 な懸念、さらには、被害者の家族に対する被害 者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情報 の誠実な提供などに言及する内容となっている。

6月の第50会期においては、オランダが47 か国を代表して新疆ウイグル自治区を中心とす る中国の人権状況に懸念を示す共同ステートメ ントを読み上げ、日本はアジアから唯一これに 参加した。

▲ 国連総会第3委員会

国連総会第3委員会は、人権理事会と並ぶ国 連の主要な人権フォーラムであり、例年10月 から11月にかけて、社会開発、女性、児童、 人種差別、難民、犯罪防止、刑事司法など幅広 いテーマが議論されるほか、北朝鮮、シリア、 イランなどの国別人権状況に関する議論が行わ れている。第3委員会で採択された決議は、総 会本会議での採択を経て、国際社会の規範形成 に寄与している。

第77会期では、EUが提出し、日本が共同 提案国となった北朝鮮人権状況決議案が、11 月の第3委員会と12月の総会本会議において、 無投票で採択された (採択は18年連続)。同決 議は、深刻な人権侵害を伴う拉致問題及び全て の拉致被害者の即時帰国の緊急性及び重要性を 始めとしたこれまでの決議内容を重ねて言及 し、さらには、北朝鮮が被害者及びその家族の 声に真摯に耳を傾け、被害者の家族に対する被 害者の安否及び所在に関する正確かつ詳細な情 報の誠実な提供、関係者との建設的な対話を行 うよう強く要求する内容となっている。また、 同会期では、カナダが50か国を代表して新疆 ウイグル自治区を中心とする中国の人権状況、 特に新疆ウイグル自治区における人権侵害に深 刻な懸念を示す共同ステートメントを読み上 げ、日本はアジアから唯一これに参加した。

さらに日本は、シリア、イラン、ミャンマー などの国別人権状況や各種人権問題(社会開 発、児童の権利など)を含め、人権保護・促進 に向けた国際社会の議論に積極的に参加した。

ウ「ビジネスと人権」 に関する行動計画の 実施を通じた人権デュー・ディリジェンス (人権 DD) ⁷⁷ 導入推進

日本は、国連人権理事会において支持された 「ビジネスと人権に関する指導原則」の履行に 向けて2020年に政府が策定した「ビジネスと 人権 | に関する行動計画の下、企業活動におけ る人権尊重の促進に取り組んでいる。その一環 として、「ビジネスと人権」の普及のため、国 際会議への出席や外国政府との協議を通じて、 積極的に日本の取組発信や知見の共有に取り組 んでいる。また、企業における人権尊重の取組 を後押しするため、9月には業種横断的な人権

⁷⁷ 人権デュー・ディリジェンス:企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報提供を行うこと

デュー・ディリジェンスに関するガイドライン を政府として策定した。その直後には、中谷総 理補佐官がベトナム及びタイを訪問し、タイで 開催された国際機関主催の地域フォーラムへの 参加や、両国政府関係者及び現地関係機関との 対話を通じて、同ガイドライン策定を含む日本 の取組について発信を行った。さらに、日本企 業へのガイドラインの普及・啓発及び人権 デュー・ディリジェンス実施支援として、国際 機関への拠出を通じた支援事業や、海外セミ ナーの開催などに積極的に取り組んでいる。引 き続き、関係府省庁と連携しつつ、ステークホ ルダーと継続的に対話を行いながら、「行動計 画」の着実な実施に取り組んでいく。

(2) 国際人権法・国際人道法に関する取組 ア国際人権法

6月、ニューヨークの国連本部で開催された 第39回自由権規約締約国会合において、自由 権規約委員会委員選挙が行われ、日本が候補と して擁立した寺谷広司氏(東京大学大学院法学 政治学研究科教授)が当選を果たした。また、 日本が締結している人権諸条約のうち、障害者 権利条約及び自由権規約に関して、それぞれ8 月及び10月に国内における条約の実施状況に 関する定期的な政府報告審査が行われ、日本 は、各条約の委員会との間で建設的な対話を 行った。

イ 国際人道法

日本は、国内における国際人道法の履行強化 に向けて積極的に取り組んできた。11月には アジア太平洋国際人道法地域会合に参加した。 また、国際人道法の啓発の一環として、例年同 様、赤十字国際委員会 (ICRC) 主催の国際人 道法模擬裁判・ロールプレイ大会に、審査員役 として講師を派遣した。

(3) 難民問題への貢献

日本は、国際貢献や人道支援の観点から、 2010年度から2014年度まで第三国定住(難 民が、庇護を求めた国から新たに受入れに同意 した第三国に移り、定住すること)により、タ イに一時滯在しているミャンマー難民を受け入 れている。2015年度以降は、マレーシアに一 時滞在しているミャンマー難民を受け入れ、タ イからは相互扶助を前提に既に来日した第三国 定住難民の家族を呼び寄せることを可能とし た。

その後、難民を取り巻く国際情勢の大きな変 化や国際社会の動向を踏まえ、難民問題に関す る負担を国際社会において適正に分担するとの 観点から、日本は、2019年6月、新たな枠組 みでの第三国定住による難民の受入拡大を決定 した。具体的には2020年度から、難民の出身 国・地域を限定することなくアジア地域に滞在 する難民及び第三国定住により受け入れた難民 の親族を、年1回から2回、60人の枠内で受 け入れることとした。

2020年度は、国内外における新型コロナの 感染状況を踏まえて、難民の受入れが延期され たが、2022年3月に再開され、2010年度から 2022年末時点までに合計74世帯229人が来 日した。

来日した難民は生活のための語学習得や就職 支援サービスを受けるなど、6か月間の定住の ための研修を受ける。研修を終えた者は、それ ぞれの定住先地域で自立した生活を営んでい る。当初、首都圏の自治体を中心に定住を実施 してきたが、難民問題への全国的な理解を促進 することなどの観点から、2018年以降は、首 都圏以外の自治体での定住を積極的に進めてい る。

第三国定住による難民受入れは欧米諸国が中 心となって取り組んできたが、アジアで開始し たのは日本が初めてである。

ジェンダー平等・女性のエンパワーメント

新型コロナの拡大やロシアによるウクライナ 侵略による一層の世界経済の悪化は、女性の貧 困化のみならず、DV、人身取引、児童婚など ジェンダーに基づく暴力の増加をもたらしたほ か、紛争下においては紛争関連性的暴力など、 特に女性・女児に深刻な被害を及ぼし、既存の ジェンダー不平等を一層浮き彫りにした。この ため、ジェンダー平等の実現と女性のエンパ ワーメントの促進は国内外の平和と繁栄の最重 要課題の一つとして位置付ける必要があり、よ り平和で繁栄した社会を実現していく上で女 性・女児を様々な施策の中心に位置付けること が不可欠である。その意味で、あらゆる政策に ジェンダーの視点を取り入れる「ジェンダー主 流化」は、国際社会においてますます重要と なっている。また、紛争下の性的暴力を防止 し、女性の人権保護・救済促進に向けた国際的 な取組に積極的に貢献することは国際社会の一 員である日本にとっても重要である。こうした 中で、第5次男女共同参画基本計画にも明記し たとおり、日本は、今後も、女性に関する国際 会議の開催や、各国や国際機関などとの連携を 通じた開発途上国支援を強力に推進し、ジェン ダー平等の実現と女性のエンパワーメントの促 進に貢献していく。

(1) G7

6月に開催されたG7エルマウ・サミットの首 脳宣言では、フェミニスト開発・外交・貿易政 策の精神の下、全ての政策分野に一貫してジェ ンダー平等を主流化させることが言及された。 また、G7のコミットメントを継続的に監視する ため、教育、雇用・社会保障、起業、リーダー シップ、健康・福祉、開発協力基金の分野から 12の指標を選定し、G7及びEUの国内・域内 ジェンダー平等の進捗を図表化した「ジェン ダー・ギャップに関するG7ダッシュボード」

が承認された。開発に関しては二国間ODAに 占めるジェンダー関連取組の割合増加に向けた 努力がコミットされた。さらに、無償のケア労 働についての認識・削減・再分配について言及 されたほか、保育奨励基金への7,900万米ドル の支援が盛り込まれた。また、10月には3年ぶ りとなるG7男女共同参画担当大臣会合が開催 され、小倉將信女性活躍担当大臣・内閣府特命 担当大臣(男女共同参画)が出席した。

(2) G20

8月、G20インドネシア議長国下で、G20 では2回目となる女性活躍担当大臣会合がバリ で開催され、小倉女性活躍担当大臣・内閣府特 命担当大臣がオンラインで「デジタル分野にお けるジェンダー格差」のセッションに参加し た。11月のG20バリ・サミットで発出された バリ首脳宣言では、女性及び女児が新型コロナ のパンデミックやそのほかの危機によって不均 衡に影響を受け続ける中、包摂的な回復及び持 続可能な開発のための取組の中核に、ジェン ダー平等と女性の活躍を位置付けるというコ ミットメントを再確認した。

(3) 国際女性会議 WAW!

日本は、女性の活躍推進のための日本の取組 を国内外に発信し、女性をめぐる様々な課題に ついて、政治、経済、社会分野の第一線で活躍 する国内外のトップリーダーが議論する場とし て、2014年から国際女性会議WAW!を開催し ている。6回目となったWAW! 2022は、2019 年3月以降、約3年ぶりに開催され、初のハイ ブリッド形式 (対面とオンラインを組み合わせ た形式) で開催した。WAW! 2022では、「新 しい資本主義に向けたジェンダー主流化 (WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism)」をメインテーマに、





国際女性会議 WAW! 2022でスピーチするヨハネソン・アイスランド大統領(左)及びバフース国連女性機関(UN Women)事務局長(右) (12月3日、東京)



国際女性会議 WAW! 2022 での議論の様子(12月3日、東京)

若者や地方からの参加も得てジェンダー平等が 実現され、平和で繁栄した社会作りに向けた意 見交換が行われた(243ページ 特集参照)。

(4) 国際協力における開発途上国の女性支援

日本は、IICAや国際機関を通じ、教育支 援・人材育成のほか、開発途上国の女性の経済 的エンパワーメントやジェンダーに基づく暴力 の撤廃に向けた取組を行っている。

ア教育支援・人材育成

2021年7月に開催された世界教育サミット で、茂木外務大臣がビデオメッセージで、5年 間で15億米ドル以上の教育支援を表明、また 少なくとも750万人の途上国の女子に対する 質の高い教育及び人材育成の機会の提供の支援 を表明した。2022年9月に開催された第77回

国連総会において、岸田総理大臣は、人への投 資を重視しつつ人材育成や能力構築に力を入れ ること、また、教育チャンピオン⁷⁸に就任し、 国連変革教育サミットの成果も踏まえて人づく り協力を進めることを表明した。

イ JICA を通じた女性支援

女性の経済的エンパワーメントを推進するた め、パキスタンにおいて低所得層の女性家内労 働者の生活改善支援や、ベトナムにおいて女性 のニーズに応じた金融サービスなどの提供促進 支援を行った。また、女性の平和と安全の保障 を推進するため、メコン地域を対象に人身取引 対策に携わる関係組織の能力と連携強化を支援 し、さらに、南スーダンやパキスタンにおいて ジェンダーに基づく暴力の生存者の保護や自立 支援を行う協力及びジェンダーに基づく暴力の 撤廃をテーマとした研修を12か国から参加者 を得て実施した。

ウ 紛争下の性的暴力への対応

紛争の武器としての性的暴力は、看過できな い問題であり、加害者不処罰の終焉及び被害者 の支援が重要である。21世紀こそ女性の人権 侵害のない世界にするため、日本はこの分野に 積極的に取り組んでおり、紛争下の性的暴力担 当国連事務総長特別代表 (SRSG-SVC)⁷⁹事務

^{78 9}月、岸田総理大臣は、アントニオ・グテーレス国連事務総長の要請を受け、国際社会において教育を推進するリーダーの役割を担う初代 教育チャンピオンに就任した。

⁷⁹ SRSG-SVC: Special Representative of the Secretary-General on Sexual Violence in Conflict

所などの国際機関との連携、国際的な議論の場 への参加を重視している。

2022年、日本はSRSG-SVC事務所に対し、 約50万米ドルの財政支援を行い、コンゴ民主 主義共和国における紛争関連性的暴力を含む ジェンダーに基づく暴力の被害者に対して、新 型コロナ対策、法的支援などを行っている。ま た、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデ ニ・ムクウェゲ医師及びナディア・ムラド氏が 中心となって創設した紛争関連の性的暴力生存 者のためのグローバル基金 (GSF)⁸⁰に対し、 2022年に200万ユーロを追加拠出し、これま でに計600万ユーロを拠出した。また、日本 は理事会メンバーとして同基金の運営に積極的 に関与している。12月の国際女性会議WAW! 2022には、ムクウェゲ医師がオンラインで登 壇した。さらに、国際刑事裁判所(ICC)の被 害者信託基金にも引き続き拠出を行っており、 性的暴力対策にイヤーマーク(使途指定)し、 被害者保護対策にも取り組んでいる。このほ か、国連女性機関(UN Women)を通じた支 援も行っている。

(4) 国連における取組

ア 国連女性機関 (UN Women) との連携

日本は、2013年に約200万米ドルだった拠 出金を、2022年には約1,380万米ドルにまで 増額し、UN Womenとの連携を強化してい る。とりわけ、開発途上国の女性・女児に対 し、新型コロナからの予防のための啓発活動、 新型コロナ下における生計支援や起業支援など の経済的なエンパワーメント、また、ジェン ダーに基づく暴力の被害女性に対する支援など に取り組んでいる。このほか、紛争、自然災害 の影響を受けた女性、女児に対する生活必需品 の提供、雇用創出・職業訓練を通じた女性の経 済的エンパワーメント支援も実施している。9

月、岸田総理大臣は、ジェンダー平等の実現に 向けた取組への男性の関心・関与を高めるため のUN Womenのキャンペーン活動である HeForSheのチャンピオン(ジェンダー平等の 実現に向けた取組への男性の関心・関与を高め ることを目的にUN Womenが実施する 「HeForSheキャンペーン」で選出された各界 の男性リーダー)に就任した。

イ 女子差別撤廃委員会

日本は、1987年から継続して女子差別撤廃 委員会 (23人で構成 (個人資格)) (CEDAW) 81 に委員を輩出している。3月、ウェビナー「女 子差別撤廃条約を知っていますか?」を開催 し、秋月弘子女子差別撤廃委員会委員をモデ レーターに迎え、4か国の現役委員が女子差別 撤廃条約の内容及びその遵守の意義について講 演及び議論を実施した。

ウ 国連女性の地位委員会 (CSW) 82

3月に開催された第66回国連女性の地位委 員会(CSW66)は、新型コロナの感染拡大を 受け、対面とオンラインのハイブリット開催と なった。会議では、「気候変動、環境及び災害 リスク削減の政策・プログラムにおけるジェン ダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメ ントの達成」を優先テーマに議論が展開され た。日本からは、野田聖子女性活躍担当大臣・ 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)が、一般 討論、閣僚級円卓会合において、ビデオメッ セージ形式でステートメントを述べた。

■ 女性・平和・安全保障

(Women, Peace and Security: WPS)

日本は引き続き、第2次「女性・平和・安全 保障行動計画」(女性・平和・安全保障に関す る国連安保理決議第1325号及びその関連決議

⁸⁰ GSF: Global Survivors Fund (Global Fund for Survivors of Conflict-Related Sexual Violence)

⁸¹ CEDAW: Committee on the Elimination of Discrimination against Women

⁸² CSW: United Nations Commission on the Status of Women

の履行に向けた行動計画)に沿って、主にUN WomenやSRSG-SVC事務所などの国際機関 への拠出により中東、アフリカ、アジア地域の WPS分野に貢献しているほか、実施状況のモ ニタリング及び評価として報告書を策定してい る。日本国内では12月に開催したWAW!

2022の分科会の一つでWPSを取り上げ「女 性の平和・安全保障への参画 | と題し、紛争下 の性的暴力の防止や、PKOへの女性の参画、 また和平交渉など女性が平和構築へ参画するこ となどについて議論した。

特 集

国際女性会議 WAW! 2022 の開催

12月3日、日本政府主催の「国際女性会議WAW(ワウ)! 2022」が開催されました。約3年ぶりの開催となった WAW! 2022では、ハイブリット形式で全国22か所のサ テライト会場と東京会場をつなぐ新たな試みを行い、26か 国から119人が登壇するなど、国や地域・世代を超えた 人々の参加が実現しました。

新型コロナの拡大による影響や昨今の世界情勢により、 現在、国際社会においてジェンダー平等の重要性が再認識



開会挨拶を行う岸田総理大臣(12月3日、東京)

されています。そこで、WAW! 2022では、「WAW! for Mainstreaming Gender into a New Form of Capitalism (新しい資本主義に向けたジェンダー主流化)」をメインテーマに、男女の賃金格 差から、女性の平和・安全保障への参画、女性と防災まで、幅広く包括的に議論を行うため、10の分 科会と、地方や若者をテーマとした二つの特別セッションを設置しました。

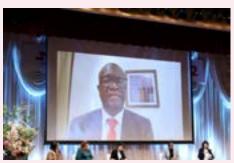
開会挨拶では、岸田総理大臣から、「新しい資本主義」の推進に向けた「ジェンダー主流化」の重要 性を強調し、WAW!での議論が、誰しもが生きがいを感じられる社会の実現のための契機となること を期待すると述べました。続いて、グドゥニ・ヨハネソン・アイスランド大統領及びシマ・サミ・バ フース国連女性機関(UN Women)事務局長が基調講演を行いました。ヨハネソン大統領からは、 ジェンダー・ギャップ指数^(注)第1位のアイスランドにおけるジェンダー平等に向けた取組や、男性の 関心や関与の拡大の重要性について、また、バフース事務局長からは、世界におけるジェンダー分野の 課題と共に、ジェンダー平等実現のための具体的方策についての提起がありました。



ハイレベル・ラウンドテーブル登壇者 (12月3日、東京)

ハイレベル・ラウンドテーブルでは、マイア・サン ドゥ・モルドバ大統領、バトムンフ・バトツェツェグ・モ ンゴル外相、マサゴス・ズルキフリ・シンガポール社会・ 家庭振興相、小倉將信女性活躍担当大臣、森まさこ内閣総 理大臣補佐官(女性活躍担当)、山田賢司外務副大臣らが 登壇し、「ジェンダー主流化 | を推進するための取組につ いて各国の知見が持ち寄られたほか、登壇者の多くから、 ジェンダー平等の実現は女性のみならず、社会全体にとっ て有益である点が指摘されました。

10の分科会及び二つの特別セッションでは、有識者、企 業家、次世代の担い手である若者など、様々な立場からの 意見が集まり、各分科会の若者世代が報告者となり、ク ロージング・セッションにおいて議論の内容を提言の形で 報告しました。例えば、意思決定プロセスへの女性の参画 について議論した分科会では、初等教育からの継続的かつ 意味のあるジェンダー教育をカリキュラムに導入すること について、また、女性と防災の関係を議論した分科会から は、平時から女性や女児の強靭性を強化することを防災対



分科会9「女性の平和・安全保障の参画」の様子 ノーベル平和賞受賞者のデニ・ムクウェゲ医師がオンラ イン登壇(12月3日、東京)

策の一環とすることなどの提言がありました。また、2018年ノーベル平和賞受賞者であるデニ・ムク ウェゲ医師がオンラインで参加した平和・安全保障への女性の参画に関する分科会では、平和・安全保 障政策及び外交政策におけるジェンダー主流化促進の必要性が強調されました。さらに、特別セッショ ン「若者たちの声を聴く:未来への提言」からは、若者の政治参画がしやすくなるような仕組み作りな どの提言がありました。

(注) ジェンダー・ギャップ指数:世界経済フォーラム(World Economic Forum:WEF)が毎年発表する各国における男女格差を測る指数 (Gender Gap Index: GGI)。この指数は、「経済」「教育」「健康」「政治」の四つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完 全平等を示す。

第2節

日本の国際協力 (開発協力と地球規模課題への取組)

2022年、ロシアによるウクライナ侵略が、 ウクライナ及びその周辺国のみならず、世界全 体に深刻な影響をもたらす中、日本はG7を始 めとする国際社会と緊密に連携しながら、国際 機関を通じた緊急人道支援など、ウクライナ支 援に取り組んだ(17ページ 特集「ロシアに よるウクライナ侵略と日本の対応」2-(2)参照)。

法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を 守り抜くため、日本の開発協力が果たす役割が これまで以上に意識された一年であった。

開発協力

(1) 開発協力大綱の改定

2022年9月、日本の開発協力政策の基本方 針を示す「開発協力大綱」について、2015年 の策定時からの国際情勢の大きな変化を踏まえ、 時代に即した形で開発協力の在り方をアップ デートし、一層効果的・戦略的に実施するため、 「開発協力大綱」の改定を行うことを発表した。 改定に向けた検討を進めるため、林外務大臣の 下、中西寛京都大学大学院法学研究科教授を座 長とする、計8人のメンバーから成る「開発協 力大綱の改定に関する有識者懇談会 | を設置し た。計4回の有識者懇談会を経て、12月、中西 座長から林外務大臣に対し、有識者懇談会の議 論をまとめた報告書が提出された。

報告書は今後の開発協力の方向性として、人 間の安全保障を基本理念として、「普遍的価値に 基づく国際秩序の維持」、「世界と共助・共創し、 共に発展・繁栄する環境作り」、「地球規模課題 に対する国際的取組の主導 | の3点を掲げるこ とを提案した。また、政府開発援助(ODA) の 戦略的活用の具体的提言として、(1) 同志国、 民間セクター、市民社会などの国内外のパート



「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会」報告書の林外務大臣への 提出(12月9日、東京)

ナーとの連携強化、(2) ODAの支援手法の柔 軟化、(3) オファー型支援の強化による日本 の強みをいかした開発協力の魅力向上などが盛 り込まれた。

有識者懇談会からの報告書を踏まえつつ、市 民社会、経済界など、幅広い関係者との意見交 換などを通じながら、2023年前半を自処に新 たな大綱を策定する予定である。

(2) 日本のODA支援

2021年の日本のODA 実績²については、「贈

² 日本のODAの主な形態としては、無償資金協力、債務救済、国際機関等経由及び技術協力である贈与、政府貸付等、 国際機関向け拠出・出資等



ODA: Official Development Assistance 日本の国際協力については、『開発協力白書 日本の国際協力』参照 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hakusyo.html

与相当額計上方式 | 3によると、対前年比8.4% 増の約176億3.410万ドルとなった。これは DACメンバーの中では、米国、ドイツに次い で第3位である。この計上方式での対国民総所 得(GNI) 比は0.34%となり、DACメンバー 中第12位となっている(出典:OECDデータ ベース (OECD.Stat) (2022年12月))。

(3) 2022年の開発協力

開発協力大綱を根幹としつつ、戦略的かつ効 果的な開発協力を推進するため、2022年、日 本は、以下アからオを中心に取り組んだ。

ア ウクライナ及び周辺国支援とグローバル・サウ ス支援

日本はこれまで、ウクライナ及びその周辺国な ど影響を受けた関係国に対し、財政、人道、食 料、復旧・復興の分野で、関連する予算と法律 の国会での成立を前提として2023年2月に表明 したウクライナ向けの約55億ドルの追加財政支 援を含め、総額約71億ドル規模の支援を表明し、 順次実施してきている。ロシアによるウクライナ 侵略開始当初から、ウクライナ避難民向けの医 療・保健、水・衛生、シェルター、食料、女性・ 子どもの保護などの人道支援を行い、財政支援 も迅速に実施してきた。また、ロシアによる攻撃 により多くのエネルギー・インフラ施設が破壊さ れ、各地で大規模な停電が発生していることを 受け、越冬支援として発電機やソーラー・ランタ ンなどの供与も順次実施している。途上国を始 めとするグローバル・サウスの国々では、ロシア によるウクライナ侵略の影響を受け食料不安・ 不足が深刻化し複合的な人道危機に曝されてお り、グローバルな食料安全保障への対応として 二国間及び国際機関や日本のNGO経由での食 料支援や生産能力強化支援などを行っている。

✓ 「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の実現

第二に、世界の活力の中核であるインド太平 洋地域及びビジョンを共有する幅広い国際社会 のパートナーと共に「自由で開かれたインド太 平洋 (FOIP)」を実現するため、引き続き、 ODAを戦略的に活用しながら具体的な取組を 進めている。この構想は、米国、オーストラリ ア、インドや、ASEAN (東南アジア諸国連合) 諸国などとも共有されており、ロシアによるウ クライナ侵略という国際秩序を揺るがす事態が 発生する中、その重要性は更に増している。

日本は従来、地域の連結性強化のための「質 の高いインフラ」整備、法制度整備支援、債務 持続可能性の確保のための公的債務・リスク管 理研修の実施や債務管理・マクロ経済政策分野 の能力強化、海上安全の確保のための海上法執 行機関の能力強化(巡視船艇や沿岸監視レー ダー機材の供与、人材育成など)を実施してお り、引き続きこれらを推進していく。

とりわけ、質の高いインフラの整備は、FOIP 実現に向けた重要な基礎であり、また、新型コ ロナの感染拡大からの復興に際しても特に必要 となる。この点、2019年のG20大阪サミット で承認された「質の高いインフラ投資に関する G20原則」に含まれる、開放性、透明性、ラ イフサイクルコストを考慮した経済性、債務持 続可能性などの諸要素を確保し、これらを国際 スタンダードとして引き続き普及・実施してい くことが重要である。6月のG7エルマウ・サ ミットでは、「グローバル・インフラ投資パー トナーシップ」(PGII: Partnership for Global Infrastructure and Investment) が立ち上 げられ、G7を始め各国と連携しながら質の高

^{3 「}贈与相当額計上方式」(Grant Equivalent System:GE方式) は、経済協力開発機構・開発援助委員会(OECD/DAC) が標準のODA計上方式として2018年の実績から導入したものであり、政府貸付等について、贈与に相当する額をODA 実績に計上するもの。贈与相当額は、支出額、利率、償還期間などの供与条件を定式に当てはめて算出され、供与条件が緩 やかであるほど額が大きくなる。以前のOECD/DACの標準であった純額方式(供与額を全額計上する一方、返済額はマ イナス計上)に比べ、日本の政府貸付等がより正確に評価される計上方式と言える。 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/100053766.pdf)



コラム

故郷を追われた人々に迫る過酷な冬に備えて ─UNHCRのウクライナ人道支援─

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)ウクライナ・ヴィンニツア 上席保護官 辻澤明子

2月24日、ロシア軍が侵略を開始して以降、ウクライナ は緊急事態となりました。12月時点で、欧州各国に避難し たウクライナ難民は780万人を超え、ウクライナ国内では 590万人以上が国内避難民となっています。

ウクライナ東部や南部で激しい戦闘が続く一方、インフ ラ、特に発電施設へのロシア軍によるミサイル攻撃に伴う 深刻な電力不足で、各地で緊急停電が実施され、市民生活 への影響が深刻化しています。冬の寒さがますます厳しく なり、大規模な停電の際に国内避難民や地元の人々が暖を 取れる施設の設置がウクライナ全土で進められています。



(ナ中部ヴィンニツアで日本からの緊急援助物資を 配布する筆者(中央)(写真提供: UNHCR/Anita Rudyk)

爆撃の恐怖にさらされながらの生活、停電、断水など、市民にとっては非常に困難な状況が続いてい ます。一人一人の命と尊厳を守るために、発電機や緊急援助物資などは重要であり、日本からの支援は とても感謝されています。

UNHCRのウクライナでの主な活動は、避難民の保護、緊急援助物資、現金給付、一時的避難施設 の支援です。ウクライナ当局と緊密に連携し、国内避難民や戦争の影響を受けた人々、故郷に帰還した 人々などを保護し支援するために、現場のニーズに応じた支援を提供し続けています。中でも防寒・越 冬支援はUNHCRの最優先事項であり、冬特有のニーズに対応するための現金支援、住宅の修理、保 温性の高い毛布、寝袋、魔法瓶、ヒーター、冬服などの物資を提供しています。

具体的には、UNHCRは現地のNGOパートナーと共に、法的支援や各種証明書を取得するための支 援、心理社会的支援、保護に関する情報提供、カウンセリングを提供し、現金支給のための登録を実施 するとともに、最も支援を必要としている人々や特別なニーズのある人々の保護を行う体制を強化して います。長引く避難生活やミサイル攻撃、電力不足などによる人々のメンタルヘルスへの影響が大変懸 念されており、継続的な心のケアやカウンセリング支援がより一層必要となってきています。UNHCR はNGOパートナーと連携して、心理的応急処置(Psychological First Aid)支援や子供たちの心を回 復させるレクリエーションなどを実施しています。

今後、難民や国内避難民が尊厳を持って自発的に故郷に戻る選択肢を確保するために、ウクライナ政府 は建物の修復と生活の再建を強化しており、UNHCRはそういった取組も支援しています。ミサイル攻撃 の被害を受けた家屋を補修するための資材や現金の提供、また避難施設の修理なども進められています。

UNHCRはこれからも、ウクライナ国内の各州や自治体、地元のコミュニティや国内のパートナー と連携して現場にとどまり、可能な限りの人道支援を続けていきます。そして同時に、復興や再建への 土台作りにも取り組んでいきます。





ウクライナ中部ヴィンニツアの避難施設などで子供たちに心理社会的支援活動を行っている様子 (写真提供:UNHCR/Anita Rudyk)

いインフラ投資促進のために取り組んでいる。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策

第三に、2022年は新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナ」という。) への対処に当た り、引き続き、医療体制が脆弱な開発途上国に 対するコールドチェーン (低温物流) の整備に 当たったほか、新型コロナの流行が急性期を過 ぎた後を見据え、途上国の経済社会の活性化と 人的往来の再開に必要なニーズに対応するため の支援を実施している。具体的には、ワクチン 接種データ管理、国境管理体制、感染症廃棄物 処理の三つの柱に焦点を当てた支援を、インド 太平洋地域を中心に最大1億ドル(約108億円) 規模で実施している。とりわけワクチンに関して は、6月にCOVAXワクチン・サミット (AMC) 増資首脳会合)⁴を共催し、共同議長として国際 社会の更なる連帯とコミットメントを呼びかけた 結果、資金調達目標を大きく超える額の確保を 達成した。さらに、開発途上国における経済活 動の維持・活性化に貢献するため、2020年度か ら2022年度までに最大7,000億円の緊急支援円 借款の供与を実施したところであり、これらの 支援はこれまで各国から高く評価されている。

引き続き、現下の新型コロナ危機を克服する ためのワクチン・治療薬・診断に関する支援を 行う。また、将来の健康危機に備えて開発途上 国の保健・医療システムを強化し、水・衛生分 野も含めた幅広い分野で健康安全保障のための 支援を行っていく。

■ 地球規模課題への取組

第四に、日本は、人間の安全保障の考え方の 下、新型コロナ対策や世界的な食料安全保障へ の対応を始め、持続可能な開発目標(SDGs)

の達成を含む地球規模課題の解決に向けた取組 を進めている。引き続き、人道支援を含む、保 健、食料、栄養、女性、教育、防災、水・衛 生、気候変動・地球環境問題などの分野におけ る開発協力を積極的に進めていく。これに際し ては、日本の国際協力NGOとの連携も活用し つつ、顔の見える開発協力を推進する。また、 人道危機が長期化・多様化する中、人道と開発 に加えて紛争の根本原因への対処を強化し、平 和の持続のための支援を行う「人道・開発・平 和の連携」の理念に基づいて、難民・避難民支 援を含む人道支援、貧困削減・経済社会開発、 平和構築・国造り支援を推進していく。

オ 日本経済を後押しする外交努力

第五に、開発途上国の発展を通じて日本経済 の活性化を図り、共に成長していくための取組 を推進している。2022年6月に決定された「新 しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」 及び「フォローアップ」でもODAや公的金融 を戦略的に活用していくことが求められている。

具体的には、日本の優れた技術を開発途上国 の開発に活用するため、官民連携型の公共事業 への無償資金協力などを通じ、日本企業の事業 権・運営権の獲得を推進し、さらに、貿易円滑 化や債務持続性の確保といった、質の高いイン フラ投資に資する技術協力を促進していく。ま た、中小企業を含む民間企業及び地方自治体の 海外展開のため、IICAの民間連携事業による 開発途上国の課題解決に貢献し得るビジネスモ デルの調査・実証や製品・機材などの認知度の 向上に係る支援を通じて継続的な需要創出を図 る。さらに、人材育成を通じて、ビジネス環境 整備を推進し、企業の海外展開や投資促進に貢 献していく。

⁴ COVAXワクチン・サミット: 2021年6月に日本がGavi (the Global Alliance for Vaccinesand Immunisation) と共催で、オンライン形 式で開催し、2021年末までに開発途上国の人口30%、18億回分のワクチンを確保するために必要となる資金(83億ドル)を大きく超える額 の確保に貢献。日本はCOVAXファシリティ(COVID-19 Vaccine Global Access Facility:新型コロナワクチンへの公平なアクセス確保の ための国際的な資金調達及び供給調整メカニズム)の開発途上国向け枠組み(Advance Market Commitment: AMCに対する合計10億ドル の財政貢献及びワクチン3,000万回分の供与を表明。2022年4月のサミットは、ドイツ、インドネシア、セネガル、ガーナ各政府とGaviの共 催で開催され、日本は最大5億ドルを追加で拠出することを表明。各国政府及び民間セクターから表明された追加の資金拠出は合計約48億ドル 相当(暫定値)と発表された。

(4) 国際協力事業関係者の安全対策

2022年、世界各国で新型コロナに対応した 水際措置・入国制限が大幅に緩和され、JICA 関係者の海外滞在者数は新型コロナ感染拡大前 の8割程度 (JICA海外協力隊を除く。) まで回 復した。国際協力事業関係者の海外渡航が再び 活発化する一方、その間に、世界は紛争・テロ 及び感染症など複合的な危機に直面し、安全に 対するリスクが高まっていると言える。

外務省及びIICAは、「国際協力事業安全対 策会議」最終報告(2016年8月)に基づく取 組も行いながら、国際協力事業に係る安全対策 を一層強化していく。

(5) 主な地域への取組

ア東・東南アジア

東・東南アジア地域の平和と安定及び繁栄 は、同地域と密接な関係にある日本にとって重 要である。日本はこれまで、開発協力を通じ、 同地域の経済成長や人間の安全保障を促進する ことで、貧困削減を含む様々な開発課題の解決 を後押しし、地域の発展に貢献してきた。

中でも、ASEANはFOIP実現の要であり、 日本は、ASEANが抱える課題の克服や統合の 一層の推進を支援している。また、域内の連結 性強化や産業基盤整備のための質の高いインフ ラ整備及び産業人材育成支援を重視している。

東・東南アジア地域は多くの日本企業が進出 し、在留邦人の数も多いことから新型コロナ対 策支援を集中的に行った。具体的には、保健・ 医療関連機材などの無償供与及び技術協力を通 じた保健・医療システム強化への支援を実施し ているほか、経済的影響を踏まえ、モンゴル及 び東南アジアに対して総額約3,200億円の財政 支援円借款を供与した。また、新型コロナを受 けたASEAN支援の一環として日本が全面的に 支援するASEAN感染症対策センターの稼働に 向けて、ASEAN各国の公衆衛生担当者に対す る研修も行っている。

さらに、自由で開かれた国際秩序を構築する



ベトナム海上警察の能力強化研修「講義(漂流予測)」 写真提供: JICA) (8月、ベトナム・フーコック



ベトナム海上警察の能力強化研修「講義(薬物操作概論)」 (8月、ベトナム・フーコック 写真提供: JICA)

ため、日本のシーレーン上に位置するフィリピ ンやベトナムなどに対し、巡視船や沿岸監視 レーダーを始めとする機材供与、専門家派遣や 研修による人材育成などを通じて海上法執行能 力向上支援を積極的に実施している。そのほか、 域内及び国内格差是正、防災、環境・気候変 動、エネルギー分野など、持続可能な社会の構 築のための支援についても着実に実施している。 2020年の日・ASEAN首脳会議で、「インド太 平洋に関するASEANアウトルック(AOIP)」 が「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」と 本質的な原則を共有していることが確認された ことも踏まえ、日本は、AOIPの重点分野であ る海洋協力、連結性、SDGs、経済等に沿った 日・ASEAN協力を引き続き強化していく考え である。2019年に署名された日・ASEAN技 術協力協定に基づき、2022年は、海洋ごみ対 策、サイバーセキュリティ、国際公法、刑事司 法などに関する研修を実施した。また、メコン 地域はインド太平洋地域の中核に位置してお り、日本は、日・メコン協力の枠組みを通じて、 引き続きメコン諸国の発展に貢献していく。

ミャンマーについては、2021年2月に発生 したクーデター以降の人道状況悪化を受けて、 国際機関やNGOを通じた、ミャンマー国民に 直接裨益する形で人道支援(食料、医療用品な ど)を実施してきている。

中国については、1979年に開始した対中 ODAは既に2018年度に新規案件の採択が終 了し、2022年3月には全ての事業が終了した。

イ 南西アジア

南西アジア地域は、東アジア地域と中東地域 を結ぶ海上交通の要衝として戦略的に重要であ る。また、インドを始め今後の経済成長や膨大 なインフラ需要が期待されるなど、大きな経済 的潜在力を有している。一方、同地域は、イン フラの未整備、貧困、自然災害などの課題を抱 えており、日本は、日本企業の投資環境整備や 人間の安全保障も念頭に、ODAを通じ、課題 の克服に向けた様々な支援を行っている。新型 コロナの世界的な流行は、社会的かつ経済的に 脆弱性を抱え医療体制が未整備である南西アジ ア地域にも大きな影響を及ぼした。日本は南西 アジア諸国の新型コロナ対策として、経済社会 再活性化と人的往来の再開に向け、国境管理体 制及び感染性廃棄物処理に焦点を当てた約 25.7億円の支援を4か国で実施している。加 えて、技術協力を通じた保健・医療システム強 化のための支援などを実施している。

南西アジアの中でも巨大な人口を抱えるイン ドに対し、日本は、連結性の強化と産業競争力 の強化に資する運輸を始めとする経済社会イン フラ整備の支援として、高速鉄道や複数の都市 における地下鉄建設、上下水道整備、インド北 東部における道路建設などの支援を実施してい る。これに加えて、持続的で包摂的な成長への 支援として、植林などを通じた森林セクターの 支援や、園芸作物の生産・販売促進などを通じ た農業セクターの支援、医療体制の強化のため の保健セクター支援などを実施している。バン グラデシュでは、「ベンガル湾産業成長地帯 (BIG-B) | 構想の下、バングラデシュ国内及び 地域の連結性向上やインフラ整備、投資環境の 改善に寄与する支援を行っている。また、同国 内では、2017年8月以降、ミャンマー・ラカ イン州から大規模な避難民が流入し、避難が長 期化していることにより、避難民キャンプでの 人道状況が悪化しており、周辺のホストコミュ ニティの生活環境にも深刻な影響が及んでい る。さらに、キャンプの人口過密などによりバ シャンチャール島に移住した避難民は、劣悪な 生活・衛生環境にさらされている。この状況を 受け、日本は、国際機関及びNGOを通じて、 水・衛生、保健・医療、食料安全保障、生計支 援などの分野で約30.6億円の支援を決定した。

そのほか、2022年4月に発生した経済危機 により人道状況が悪化しているスリランカにお いて、食料・栄養、肥料、保健・医療、水・衛 生などの分野における約34.1億円の支援を決 定した。また、6月中旬以降に発生した洪水被 害により人道状況が悪化しているパキスタンに 対して、JICAを通じた緊急援助物資(テント 及びプラスチックシート)の供与に続き、国際 機関を通じて、食料、シェルター・非食料援助



母子保健分野を中心とした医療機材整備を目的とした無償資金協力に係 る交換公文署名式(11月22日、ブータン・ティンプー)

物資(マット、毛布など)、保健・医療、水・ 衛生分野などに係る700万ドルの緊急無償資 金協力を行ったほか、現地ニーズを踏まえて保 健・医療、水・衛生、食料などの分野に係る 42.1億円の追加支援を決定した。加えて、洪 水被害を受け実施された災害後ニーズ調査 (PDNA)を踏まえ、効率的な堤防管理のため の能力向上プロジェクトに係る案件を採択した ほか、ジャパン・プラットフォーム $(IPF)^5$ を 通じた日本のNGOによる支援を実施した。

ウ太平洋島嶼国

太平洋島嶼国は、日本にとって太平洋で結ば れた「隣人」であるばかりでなく、歴史的に深 いつながりがある。また、これらの国は広大な 排他的経済水域(経済的な権利が及ぶ水域 (EEZ)) を持ち、日本にとって海上輸送の要と なる地域である。また、かつお・まぐろ遠洋漁 業にとって必要不可欠な漁場を提供している。 このため、太平洋島嶼国の安定と繁栄は、日本 にとって非常に重要である。

太平洋島嶼国は、経済が小規模であること、 領土が広い海域に点在していること、国際市場 への参入が困難なこと、自然災害の被害を受け やすいことなど、小島嶼国特有の共通課題を抱 えている。このような事情を踏まえ、日本は太 平洋島嶼国の良きパートナーとして、自立的・ 持続的な発展を後押しするための支援を実施し てきている。

特に、2021年7月にテレビ会議方式で開催さ れた第9回太平洋・島サミット (PALM9) にお いて、日本と太平洋島嶼国が、今後3年間、(a) 新型コロナへの対応と回復、(b) 法の支配に基 づく持続可能な海洋、(c) 気候変動・防災、(d) 持続可能で強靭な経済発展の基盤強化、(e)人 的交流・人材育成の五つの重点分野で協力して

.....

いくことが確認され、同サミットで採択された 「共同行動宣言」では、五つの重点分野における 具体的な取組として、日本がワクチンの供与・管 理・接種支援、医療施設の整備及び高度医療機 器の供与のほか、港湾・空港などの質の高いイ ンフラ整備を始め、違法・無報告・無規制(IUU) 漁業、防災、海洋プラスチックごみ対策にも資す る廃棄物管理、気候変動対策といった分野での 支援を実施していくことが盛り込まれた。

日本は、これら五つの重点分野に基づき、新 型コロナ対策として、コールドチェーン整備を 含む保健医療体制の強化、及び、国境開放を見 据えた国境管理能力の強化支援などを実施して いる。これに加えて、広大なEEZを有する大 洋州の海洋秩序を維持するための海上保安関連 機材の供与や再生可能エネルギー導入を促進す る送電系統の整備支援なども行っている。

さらに、日本は、6月、太平洋島嶼国への支 援を効果的かつ効率的に行うために各国のアプ ローチを調整するイニシアティブとして立ち上 げられた「ブルーパシフィックにおけるパート ナー (PBP: Partners in the Blue Pacific)」⁶ にも参画し、オーストラリア、ニュージーラン ド、英国、米国、ドイツ、カナダなどと共に、 太平洋地域とのパートナーシップとコミットメ ントの強化を確認している。特に日本は、気候 変動などにおいて、太平洋島嶼国による地域の 取組を支えていくこととしている。

2022年1月15日に発生した火山噴火及び津 波による被害を受けたトンガ王国に対して、人 道的観点及び同国との友好関係に鑑み、JICA を通じた緊急援助物資の供与に加え、その輸送 などのために国際緊急援助隊(自衛隊部隊)を 派遣した。さらに、約244万ドルの緊急無償 資金協力を実施してきている。

⁶ 太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシフィックにおけるパートナー」外相会合については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/shin4_000112.html



⁵ ジャパン・プラットフォーム (JPF):特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム (JPF)は、2000年8月に設立 されたNGO(特定非営利活動法人格取得は2001年5月)。海外での自然災害・難民発生などの際の日本のNGOによる迅 速で効果的な緊急人道支援活動を目的として、NGO、経済界、日本政府が共同して設立した。

工 中南米

中南米は、日本と長年にわたる友好関係を有 し、約230万人の日系人が在住するなど、歴 史的なつながりが深い。また、資源・食料の一 大供給地域であると同時に、約5.5兆ドル規模 の域内総生産を有する有望な新興市場である。 一方で、国内における所得格差の是正、自然災 害への対応、SDGs達成といった課題を抱える ため、日本は、各国の開発事情を勘案した上で、 様々な協力を行っている。

日本は中南米諸国の新型コロナ危機対応とし て、2021年のドミニカ共和国及びホンジュラ スへの総額約300億円の供与に続き、2022年 にはエクアドルに対し約230億円の緊急支援 借款を供与した。

また、ワクチン接種体制を構築する「ラス ト・ワン・マイル支援 として、国連児童基金 (UNICEF) を通じ、2021年に7か国へ約1.400 万ドル規模の供与を行ったのに続き、2022年 に新たに7か国に1.000万ドル規模のコールド チェーン整備支援を実施した。自然災害に対す る支援分野では、2022年は、洪水被災国のブ ラジル、熱帯暴風雨及びハリケーン被災国のホ ンジュラス、グアテマラ、キューバ、ベリーズ に対して、JICAを通じて緊急援助物資(テン ト、スリーピングパッド、毛布など)を供与し た。またハイチに対し国連開発計画 (UNDP) を通じ2021年の地震で被災した病院や警察署 の整備のための復興支援や、UNICEFや国連世 界食糧計画 (WFP) などを通じて2022年のコ レラの感染拡大に対する人道支援として300万 ドルの緊急無償資金協力を決定したほか、スリ ナムに対し洪水対策として排水ポンプ整備のた めの支援を決定した。

このほか、各国のニーズに応じた支援を行って おり、例えば、中米地域の物流機能の向上のた め、エルサルバドルに対しバイパス建設のための 約5.000万ドル規模の借款供与、ホンジュラスに 対し国道一号線の橋梁架け替えの無償供与を決 定した。また、水分野では、パラグアイに対し上



ラスト・ワン・マイル支援供与機材の引渡し式 (6月8日、グアテマラ・グアテマラシティ)

水道改善の無償供与、環境分野では、ペルーに 対し廃棄物処理・管理能力向上のための4,500 万ドル規模の借款供与を決定した。近年、中米 各国やベネズエラでは、周辺国や米国に流出す る移民・避難民が増加しており、日本は、中米に 対して移民発生の根本原因である貧困、治安、 災害などの分野における課題解決に資する様々 な支援を実施している。また、2022年には、国 際機関などを通じて、ベネズエラの水・衛生分 野の無償支援やコロンビア、エクアドル及びベネ ズエラ国内における避難民の保護、人道支援及 び社会経済的統合の支援を実施している。

オ 中央アジア・コーカサス

中央アジア・コーカサス地域は、ロシア、中 国、南アジア、中東及び欧州に囲まれており、 この地域の発展と安定は、日本を含むユーラシ ア地域全体の発展と安定にとっても重要であ る。日本は、アフガニスタンやイランなど近接 地域を含む広域的な視点も踏まえつつ、自由で 開かれた中央アジア・コーカサス地域がルール に基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な 発展を行うための国造りを支援している。

日本は中央アジア・コーカサス諸国の新型コ ロナ対策として、2020年度から引き続き8か国 に対し総額32億円の保健・医療関連機材など の供与を実施している。また、中央アジアの持 続可能な発展に向けて「人への投資」と「成長 の質」を重視し、人材育成奨学計画(IDS)に よるウズベキスタン、キルギス、タジキスタン



日本人材開発センターでの授業風景 (4月15日、ウズベキスタン・ブハラ 写真提供: JICA/渋谷敦志)

の若手行政官の能力向上やウズベキスタン、カ ザフスタン、キルギスの日本人材開発センター を通じたビジネス人材の育成を行っている。

あわせて、日本はアフガニスタンと国境を接 する中央アジア地域に対し、国境管理能力強化 や暴力的過激主義防止に関する支援も実施して いる。

カ 中東・北アフリカ

欧州、サブサハラ・アフリカ及びアジアの結 節点という地政学上の要衝に位置する中東・北 アフリカ地域の平和と安定の確保は、日本のエ ネルギー安全保障のみならず世界の平和と安定 のためにも重要である。こうした観点から日本 は、同地域の平和と安定に向けた支援を行って きている。

内戦の続くシリアに関しては、日本は困難に 直面する全てのシリアの人々に人道支援を提供 するとの支援方針の下、シリア及び周辺国に対 して2012年以降総額約33億ドルの支援を行っ てきている。5月には、3年ぶりに対面形式で 開催された欧州連合(EU)主催の「シリア及 び地域の将来の支援に関する第6回ブリュッセ ル会合 | に本田太郎外務大臣政務官が出席し、 2022年中にシリア及びその周辺国に対する支 援として少なくとも約9,000万ドルを拠出し、 引き続きシリアにおける人道状況の改善に向け て役割を果たしていくと述べた。さらに、将来 のシリア早期復興を担う人材を育成するため、

2017年以降、シリア人留学生123人を日本に 受け入れている。

パレスチナに関しては、日本は、パレスチナの 経済・社会の自立化を目的とし、日本、イスラエ ル、パレスチナ、ヨルダンの4者協力による「平 和と繁栄の回廊」構想の下、「ジェリコ農産加工 団地(JAIP)」の発展に取り組んでいる。4月以 降は、ガザ地区における新型コロナの流行や、洪 水被害などによって大きく悪化した人道状況を踏 まえ、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA) を通じた835万ドルの緊急無償資 金協力を実施した。また、パレスチナの食料安全 保障を改善し、開発課題の解決に寄与することな どを目的に、8月及び9月にUNRWA及びWFP を通じた300万ドル規模の食糧援助を実施した。

厳しい人道状況が継続するイエメンに対して は、日本は2015年以降、合計約4億ドル以上 の支援を実施してきた。3月の「イエメン人道 危機に関するハイレベル・プレッジング会合」 では、本田外務大臣政務官から、2022年中に 少なくとも総額約2.300万ドルの支援を行うこ とを決定し、日本は引き続きイエメンの平和と 安定に向け貢献していくと表明した。また、国 際機関と連携して、引き続き人道支援を実施し ており、2022年はアデン港の機能強化、JICA 研修を通じた人材育成、保健・医療、教育など の分野で協力を行った。

アフガニスタンでは、2021年8月のタリ バーンによるカブール制圧以降の深刻な人道危 機の状況を踏まえ、基本的人道ニーズへの支援 を含む保健・教育・食料分野などに関する人道 支援を国際機関などと連携しながら実施してい る。また、6月のアフガニスタン東部における 地震被害に対しては、国際機関と連携し、 IICAを通じた毛布などの緊急援助物資供与や 医療支援を行った。

中長期的な中東地域の安定化のためには人材 育成が不可欠である。一例として、エジプトで は技術協力「エジプト日本科学技術大学 (E-JUST) プロジェクトフェーズ3」を通じて、

対イエメンUNDP連携無償「アデン県及びハドラマウト県における紛争の影響を受けた小規模漁業家計の生計及び能力再建計画」 (4月22日、イエメン・アデン 写真提供:UNDP)

エジプト及び中東・アフリカ地域の産業及び科学技術人材の育成を支援している。また、円借款「エジプト・日本学校支援プログラム(エジプト・日本教育パートナーシップ)」を通じた学校運営支援、教員の能力向上支援も実施しており、2022年12月までに日本式教育のモデル校が51校開校した。

キ アフリカ

アフリカは、54か国に約14億人の人口を擁し、 世界の成長の原動力となり得る高い潜在性と豊 富な天然資源により、引き続き国際社会の注目 と期待を集めている。一方で、貧困、脆弱な保 健システム、テロ・暴力的過激主義の台頭など、 様々な課題にも直面している。こうした中、日本 は、アフリカ開発会議(TICAD)などを通じて、 長年にわたり、アフリカの発展に貢献してきた。 8月にチュニジアで開催されたTICAD 8では、 「人への投資」、「成長の質」を重視し、今後3年 間で、官民合わせて300億ドル規模の資金を投 入し、産業、保健・医療、教育、農業、司法・ 行政などの幅広い分野で30万人の人材育成、グ リーン成長、投資促進、開発金融、保健・公衆 衛生、地域の安定化、食料安全保障などに取り 組むことを表明した。日本は、アフリカと「共に 成長するパートナー」として、「人」に注目した 日本らしいアプローチで取組を推進し、アフリカ



コメ生産倍増に向け、マダガスカルの農民に対し脱穀の研修を実施(4月28日、マダガスカル・アナラマンガ 写真提供: JICA)

自身が目指す強靱なアフリカを実現していく。

こうした考えに基づきTICAD 8において、 経済、社会、平和と安定の三つの柱に沿って具 体的な取組を打ち出した。

経済分野では、各国のグリーン成長の支援 や、透明で公正な開発金融の実現に向けた支 援、連結性強化のための質の高いインフラ投資 の推進などを通じ、強靭で持続可能なアフリカ の実現を目指していくこと、また、「人への投 資」として、ABEイニシアティブ⁷などを通じ たアフリカにおけるビジネスの推進に貢献する 産業人材育成やスタートアップ・起業家支援に 取り組むことを表明した。さらに、世界的な食 料・肥料・エネルギー価格の高騰により、アフ リカにおける食料危機が深刻化していることを 受け、食糧援助などの短期的支援と、アフリカ 開発銀行 (AfDB) の緊急食糧生産ファシリ ティへの約3億ドルの協調融資や農業生産能力 向上などの中長期的支援の双方を通じて、引き 続きアフリカの食料安全保障強化に貢献してい くことを表明した。

社会分野では、ラスト・ワン・マイル支援など新型コロナ対策に引き続き取り組み、そのほかの感染症対策や医療人材育成、保健医療施設整備を通じ、ユニバーサル・ヘルス・カバレッ

⁷ アフリカの産業人材育成と日本企業のアフリカでのビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者に対し、日本の大学での修士号取得の機会や、日本企業などでのインターンシップ、日本語研修、ビジネス・スキル研修などのビジネス・プログラムを提供する取組



ー ウガンダに滞在する難民たちがホストコミュニティの住民と共に稲作技術 を学ぶ様子(8月、ウガンダ・アジュマニ 写真提供: JICA/久野武志)

ジ(UHC)8の達成に向けた取組を一層推進する ことを表明した。さらに、STEM教育⁹を含む質 の高い教育の900万人への提供や、400万人の 女子の教育アクセスの改善に取り組んでいく。

平和と安定分野では、「アフリカの平和と安 定に向けた新たなアプローチ (NAPSA)」の 下で(205ページ ア(イ)b参照)、警察官 への研修や国境管理支援といった法の支配の維 持・強化に向けた協力に加え、司法・行政分野 の制度構築・ガバナンス強化のための人材育成 や、治安確保に向けた支援などを行っている。 また、コミュニティ・レベルでの行政と住民が 協働する取組支援も行っており、アフリカ自身 が主導する平和と安定に向けた取組を後押しし ている。

(6) 適正かつ効果的なODA実施のための取組 ア 適正なODA 実施のための取組

ODAの実施では、各段階で外部の意見を聴 取し、その意見を踏まえた形で案件を形成する ことにより、透明性及び質の向上に努めてい る。ODA実施の事前調査開始前の段階では、 開発協力適正会議を公開の形で開催し、関係分 野に知見を有する独立した委員と意見交換を行 い事業の妥当性を確認している。さらに、事業 の実施後には、JICAは原則2億円以上の全て の事業について、事業の透明性を高める観点か ら、事後評価を実施している。JICAではその 結果を「ODA見える化サイト」で公表してお り(2022年12月21日時点で2.987件掲載)、 10億円以上の事業については第三者による事 後評価を行っている。また、外務省はODAの 管理改善と説明責任の確保を目的として、第三 者による政策レベルの評価(国別評価、課題・ スキーム別評価など)及び外務省が実施する無 償資金協力案件の事後評価を実施し、評価結果 から得られた教訓をその後のODAの政策立案 や事業実施にいかすように努め、その結果を外 務省ホームページ上で公表している。

また、環境・社会面に配慮した案件の実施の ため、IICAでは、環境社会配慮ガイドライン を定めている。この関連で、2022年、気候変 動の脅威に対する国際社会の対応などを踏ま え、同ガイドラインの改正を行った。

✓ 効果的なODA実施のための取組

ODAは、相手国のニーズや案件の規模に応 じて、無償資金協力、有償資金協力及び技術協 力という三つの枠組みにより実施されている が、限られた予算を効率的に活用し、高い開発 効果を実現するため、外務省は相手国の開発計 画や開発上の課題を総合的に検討して、国ごと にODAの重点分野や方針を定めた開発協力方 針を策定している。また、国別開発協力方針の 別紙として事業展開計画を策定しており、個別 のODA案件がどの重点分野につながっている かを一覧できるよう取りまとめている。これら の取組により、国ごとの開発協力の方針を明確 にし、各枠組みの垣根を越えたより戦略的な案 件の形成を実現している。

ウ ODAの国際的議論に関する取組

日本はODAに関する国際的な議論に積極的 に貢献している。経済協力開発機構・開発援助 委員会(OECD/DAC)ではODAを触媒とし た民間資金の動員の促進や、気候変動問題に関

すべての人が、効果的で良質な保健医療サービスを、負担可能な費用で受けられること

STEM教育:科学・技術・工学・数学分野での教育

する援助の在り方について議論が行われている。また、新興ドナーが行う途上国支援が、国際的な基準や慣行と整合する形で説明責任と透明性を持って行われるよう、OECD/DACとして相互学習の機会を設けるなどの働きかけを行っている。

I ODAへの理解促進のための取組

開発協力の実施に当たっては国民の理解と支 持が不可欠であり、このため外務省は効果的な 情報の発信を通じて国民の理解促進に努めてい る。外務省ホームページやODAツイッターなど のSNS、YouTube動画、メールマガジンなどを 通じて、幅広い層を対象に、分かりやすい政策 広報に取り組んでいる。具体的には、人気アニ メを起用した「鷹の爪団の 行け!ODAマン」 シリーズのほか、開発協力ドキュメンタリー動画 やテレビドラマなどを新たに制作した。さらに 31回目となる「グローバルフェスタJAPAN」を、 対面・オンライン配信を併用したハイブリッド形 式で開催、2日間で2万2.000人を超える来場・ 視聴者を得た。また、教育機関などで外務省員 が講義を行うODA出前講座も、2022年はオン ラインの活用を進めつつ、対面での実施も再開 し、積極的な開発協力への理解促進を図ってい る。海外に向けた広報としては、日本の開発協



テレビドラマ「ファーストステップ 世界をつなぐ 愛のしるし」公開中(2023年2月時点)





「海」に関わるODAの現場に密着したドキュメンタリー動画「Efforts for a free and open ocean 自由で開かれた海洋のための取組」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sanka/page22_001603.html#



力に関する現地での報道展開を目指してODA 現場での視察ツアーを実施した。更に英語や現

地語による広報資料の作成も行っている。

(2)

地球規模課題への取組

(1) 持続可能な開発のための2030アジェンダ

「持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)」は、2001年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs)¹⁰の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際開発目標である。

10 MDGs: Millennium Development Goals11 SDGs: Sustainable Development Goals

2030アジェンダは、先進国を含む国際社会 全体の開発目標として相互に密接に関連した 17の目標と169のターゲットから成る「持続 可能な開発目標 (SDGs)」¹¹を掲げている。

日本は、2030アジェンダ採択後、まず、 SDGs実施に向けた基盤整備として、総理大臣 を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長と し、また、ほかの全ての国務大臣を構成員とす

るSDGs推進本部を設置し、SDGs達成に向け た中長期的戦略を定めたSDGs実施指針を策定 し、日本が特に注力する八つの優先課題12を掲 げた。また、SDGs実施に向けた官民パートナー シップを重視するため、民間セクター、市民社 会、有識者、国際機関などの広範な関係者が集 まるSDGs推進円卓会議を開催し、SDGs推進 に向けた地方やビジネス界の取組、次世代・女 性のエンパワーメントの方策、国際社会との連 携強化などについて意見交換を行っている。

2016年に決定し2019年に改定されたSDGs 実施指針は、2023年に2度目の改定が行われ る見込みであり、同改定に向け、「SDGs推進 円卓会議 | の民間構成員による提言がまとめら れることとなった。同提言を広く関係者の意見 を踏まえたものとするため、7月及び10月に 「SDGs実施指針に関するパートナーシップ会 議2022」が開催され、12月のSDGs推進円卓 会議において議論がなされた。様々なステーク ホルダーの意見も踏まえ、SDGs実施指針改定 に向けた作業を進めていく。

ア人間の安全保障

人間の安全保障とは、個人の保護と能力強化 により、恐怖と欠乏からの自由、そして、一人 一人が幸福と尊厳を持って生存する権利を追求 するという考え方である。日本は、2015年に 決定した開発協力大綱でも日本の開発協力の根 本にある指導理念としてこれを位置付けてい る。国連においても関連する議論を主導し、日 本のイニシアティブにより1999年に国連に設 置された人間の安全保障基金に2021年末まで に累計約490億円を拠出し、国連機関による 人間の安全保障の普及と実践を支援してきた。 また、二国間協力においても草の根・人間の安 全保障無償資金協力などの支援を通じ、この概 念の普及と実践に努めてきた。「人間中心」や 「誰一人取り残さない」といった理念を掲げる SDGsも、人間の安全保障の考え方を中核に据 えている。2022年2月、UNDPが人間の安全 保障に関する特別報告書を公表した際、林外務 大臣がビデオメッセージを発出し、同特別報告 書の提言を踏まえ、人間の安全保障の実施と普 及を一層推進していくことを表明した。また、 9月の第77回国連総会一般討論演説において、 岸田総理大臣は、新たな時代における人間の安 全保障の理念に基づく取組の推進を掲げ、国連 と共に新たな時代の人間の安全保障の実現を進 めていく姿勢を明らかにした。

イ 防災分野の取組

毎年世界で2億人が被災し(犠牲者の9割が 開発途上国の市民)、自然災害による経済的損 失は、国連防災機関(UNDRR)の試算によれ ば、年平均約1.400億ドルに及ぶ。気候変動の 影響により災害の頻発化・激甚化が懸念される 中、防災の取組は、貧困撲滅と持続可能な開発 の実現にとって不可欠である。

日本は、幾多の災害の経験により蓄積された 防災・減災に関する知見をいかし、防災の様々 な分野で国際協力を積極的に推進している。 2015年3月に第3回国連防災世界会議を仙台 で開催し、同年から15年間の国際社会の防災 分野の取組を規定する「仙台防災枠組」の採択 を主導した。また、日本独自の貢献として「仙 台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015 年から2018年までの4年間で計40億ドルの 協力の実施や計4万人の人材育成を行うという 目標を発表した。これが達成されたことを踏ま え、2019年6月に「仙台防災協力イニシア ティブ・フェーズ2」を発表し、2019年から 2022年の間に洪水対策などを通じ少なくとも 500万人に対する支援を実施することなどを目 標として、引き続き防災協力を推進している。

¹² 八つの優先課題: (1) あらゆる人々の活躍の推進、(2) 国内外における健康・長寿の達成、(3) 成長市場の創出、地域活性化、科学技術 イノベーション、(4) 質の高いインフラと強靱な国土の整備、(5) 省・再生エネルギー、気候変動対策、循環型社会、(6) 生物多様性、森林、 海洋など、環境の保全、(7) 平和・安全・ガバナンス、(8) SDGs実施推進の体制・手段

さらに、日本が提案して2015年12月に第 70回国連総会で全会一致で制定された「世界 津波の日(11月5日)」に合わせ、日本では 2016年以降、世界各国の高校生を招へいし、 日本の津波の歴史や、震災復興、南海トラフ地 震への備えなどの実習を通じ、今後の課題や自 国での展開などの提案を行う「世界津波の日高 校生サミット」がこれまで5回実施されている。 2022年は、津波防災に対する意識向上を目的 とするハイブリッド形式(対面とオンラインを 併用した会議形式)のイベントをUNDRRと 共催したほか、アジア・大洋州の女性行政官な どを対象とした津波に関する研修の実施、学校 を対象とした津波避難訓練の実施などを支援し た。今後も災害で得た経験と教訓を世界と共有 し、各国の政策に防災の観点を導入する「防災 の主流化 | を引き続き推進する考えである。

ウ教育

教育分野では、2030アジェンダ採択に合わ せて日本が発表した「平和と成長のための学び の戦略」の下、世界各地で様々な教育支援を 行っている。2020年の年初以降、新型コロナ の感染拡大下での休校措置などにより、教育を 受ける機会が奪われる子供たちが世界各地で急 増したことも踏まえ、2021年7月の世界教育 サミットでは、2025年までの5年間で15億ド ルを超える教育分野への拠出に加え、750万人 の開発途上国の女子の教育及び人材育成のため の支援を約束した。

また、9月、グテーレス国連事務総長は、新 型コロナによる世界的な教育の危機からの回復 とSDG4(すべての人々への、包摂的かつ公正 な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促 進する)達成のためには教育改革が必要である として、国連教育変革サミット (TES) を開催 した。130か国の首脳・閣僚が参加し、日本か らは岸田総理大臣がビデオメッセージを発出し、 人への投資を中核に位置付けた人材育成や「持 続可能な開発のための教育 | (ESD) の推進など

を表明した。岸田総理大臣は、同サミットのモ メンタムを維持し、教育改革をグローバルに推 進する役割を担う教育チャンピオンに就任した。

工農業分野の取組

日本はこれまでG7やG20などの関係各国や 国際機関とも連携しながら、開発途上国などの 農業・農村開発を支援している。2020年以降、 新型コロナの感染拡大に伴う移動制限などを受 けて、国際機関などを経由した支援を通じて、 農産品などの流通の停滞による食料システムの 機能低下などに対処している。国際的な取組と して、6月のG7サミットにおいて岸田総理大 臣から食料安全保障分野への支援が表明され、 ウクライナ情勢の影響を受けて悪化した、グ ローバルな食料安全保障への対応として、食料 不足に直面する国々への生産能力強化支援など を実施している。さらに8月のTICAD 8にお いては、岸田総理大臣から中長期的な食料生産 能力の強化に向け、アフリカ開発銀行の緊急食 糧生産ファシリティへの約3億ドルの協調融資 や20万人の農業分野の人材育成を行っていく ことを発表した。

オ 水・衛生分野の取組

日本は、1990年代から継続して水・衛生分 野での最大の支援国の一つであり、日本の経 験・知見・技術をいかした質の高い支援を実施 しているほか、国際社会での議論にも積極的に 参加してきている。4月に開催された「第4回 アジア・太平洋水サミット」には、アジア太平 洋地域の30か国の首脳・閣僚級を始め、対面 及びオンライン参加合わせて約5,000人以上が 参加した。日本からは、岸田総理大臣らが参加 し、岸田総理大臣からは、水に関する社会課題 の解決に向けて「質の高いインフラ」整備など を通じて積極的に取り組んでいくことなどを内 容とする日本の貢献策「熊本水イニシアティ ブ」を発表した。

(2) 国際保健

日本は人間の安全保障を提唱し、それを「開 発協力大綱」の基礎とし国際保健を外交の柱の 一つに位置付けて世界の保健課題に取り組んで いる。

新型コロナは依然として地球上の全ての人々 に多岐にわたる影響を及ぼしている。その発生 直後から、日本は二国間及び国際機関経由で、 国際保健分野において総額約50億ドル規模の 開発途上国支援を実施してきている。とりわけ、 世界全体で新型コロナを収束させるためには、 あらゆる国・地域において、安全性、有効性、 品質が保証されたワクチンや、治療・診断薬へ の公平なアクセスの確保が重要との考えの下、 日本はCOVAXファシリティ¹³などの国際的 な枠組みと協調しつつ、各国・地域に対するワ クチン関連支援を実施してきた。

具体的には、2022年末までに32か国・地 域に対して約4.400万回分のワクチンを供与し たほか、ワクチンを接種現場まで届けるための 「ラスト・ワン・マイル支援」を重視し、コー ルド・チェーン体制の整備や医療従事者の接種 能力強化などを行った。2月には、岸田総理大 臣が、COVAXの構成機関の一つである感染 症流行対策イノベーション連合(CEPI)が行 うワクチンの開発・製造支援に対して、日本が 今後5年間で3億ドルの拠出を新たに行うこと を表明したほか、4月には、岸田総理大臣が COVAXワクチン・サミット2022において、 これまでに拠出済みのCOVAXに対する10億 ドルの貢献に追加して、最大5億ドルを拠出す ることを表明した。また、5月にはG7開発大 臣・保健大臣合同会合が開催され、外務省から は鈴木貴子外務副大臣が出席し、新型コロナか らのより良い回復に向けて、開発途上国の経済 社会の活性化と人的往来の再開が必要との観点 から、日本として、開発途上国のワクチン接種 データ管理、感染症対策を講じた国境管理体 制、感染症廃棄物処理の三つの柱を支援の焦点 として、インド太平洋地域を中心に最大1億ド ル規模で実施していくことを発表した。また米 国が主催し約30か国の閣僚が出席した「新型 コロナ対策 (グローバル行動計画) に関する外 相会合」が2022年2月から2023年2月にか け合計4回開催され、いずれも林外務大臣が出 席し、新型コロナの収束や将来のパンデミック に対する備えについて議論を主導した。

また新型コロナの世界的流行拡大は、国際保 健が人々の健康に直接関わるのみならず、経 済・社会・安全保障上の大きなリスクを包含す る国際社会の重要課題であることを浮き彫りに した。こうした認識の下、日本政府は2022年 5月に「グローバルヘルス戦略」を策定した。 同戦略では、グローバルヘルス・アーキテク チャー(GHA:国際保健の枠組み)の構築に 貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対 する予防、備え、対応 (PPR) を強化するこ と、また、人間の安全保障を具現化するため、 ポスト・コロナの新たな時代に求められる、よ り強靱、より公平、かつより持続可能なユニ バーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) を達 成することを目標として掲げている(261ペー ジ コラム参照)。

また、日本が5月に主催した日米豪印首脳会 合においても、岸田総理大臣は、4か国がより 良い健康安全保障の構築及びUHCの達成に向 けた取組を主導することを確認した。

GHA構築の具体的な取組として、日本は国 際場裡におけるルール作りにも積極的に貢献し ている。世界保健機関(WHO)の下で2022 年末までに計3回開催されている、パンデミッ クへの対応に関する法的文書(WHO CA+)

¹³ COVAXファシリティ (COVID-19 Vaccine Global Access Facility): 新型コロナワクチンへの開発途上国を含めた公平なアクセスの 確保のため、Gaviワクチンアライアンスを中心に、WHO、UNICEF(国連児童基金)、CEPI(感染症流行対策イノベーション連合)の協力の下 で運営されている資金調達及び供給調整メカニズム。ワクチンの購入量と市場の需要の保証を通じ規模の経済をいかして交渉し、迅速かつ手頃な 価格でワクチンを供給する仕組み

の政府間交渉会議において日本は副議長に選出 され、WHO加盟国としての立場に加え副議 長としても議論に貢献している。さらに、同時 並行で議論が行われている国際保健規則 (IHR) の改正の議論にも積極的に貢献している。

新型コロナによって後退した以前からの保健 課題に対応するため、より強靱、より公平、か つより持続可能なUHCの達成に向けた取組を 進めることも喫緊の課題である。この観点から 日本は、中核医療施設の整備・ネットワーク化 や医療分野の人材育成支援などを含め、開発途 上国の保健システム強化に資する支援を行って きた。8月のTICAD 8において、岸田総理大 臣は、エイズ・結核・マラリアの三大感染症対 策及び保健システム強化のため、グローバル ファンドに対して今後3年間で新たに最大 10.8億ドルを拠出することを表明した。また、 Gaviワクチンアライアンス¹⁴や二国間協力を 通じた開発途上国の予防接種率の向上への貢献 に加え、母子保健についても、国連人口基金 (UNFPA) や国際家族計画連盟 (IPPF)、世 界銀行などの国際機関などを通じた支援のほ か、主にアジアやアフリカ諸国に対して二国間 での支援を実施した。

また日本は、上下水道などの水・衛生インフ ラの整備や、人々の健康の基盤となる「栄養」 を、SDGs達成に必要不可欠かつ人間の安全保 障に関わる課題と捉え、取組を進めてきている。 2021年12月に「東京栄養サミット2021」を 開催し、「東京栄養宣言(グローバルな成長の ための栄養に関する東京コンパクト)」を発出 した。その際、岸田総理大臣が発表した3.000 億円以上の日本の栄養関連支援を含め、各国政 府を含むステークホルダーから270億ドル以 上の栄養関連の資金拠出が表明された。

さらに、G7及びG20においても、日本は国 際保健に関する議論を主導した。6月のG7エ ルマウ・サミットにおいて、岸田総理大臣は、 新型コロナワクチンに関連した日本の支援を紹 介し、今回のパンデミックがUHCの重要性を 浮き彫りにしたことを指摘した。また、11月 のG20バリ・サミットでは、グローバルヘル ス・アーキテクチャーの強化の必要性及びより 強靱、公平かつ持続可能なUHCの実現の重要 性について述べ、2023年に日本が主催する G7広島サミットにおいても、国際保健を重要 課題の一つと位置付けたいとの考えを示した。

(3) 労働・雇用

雇用を通じた所得の向上は、貧困層の人々の 生活水準を高めるために重要である。また、世 界的にサプライチェーンが拡大する中で、労働 環境の整備などを図り、国際的に「ディーセン ト・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)」 の実現に取り組んでいく必要がある。この ディーセント・ワークの実現は、2019年に創 設100周年を迎えた国際労働機関(ILO)で も、その活動の主目標に位置付けられている。

こうした中で、日本も労働分野での持続可能 な開発に向けた協力に取り組んでいる。2022 年には、ILOへの任意拠出金や国際的な労使団 体のネットワークへの支援を通じ、アジア太平 洋地域(東南アジア、南アジアなど)及びアフ リカ地域(マダガスカル)に対し、新型コロナ の感染拡大及び自然災害発生などに伴う緊急雇 用創出の支援や、労働法令や社会保険制度の整 備、労働安全衛生水準の向上のための開発協 力、サプライチェーンにおける企業の人権尊重 への取組の支援などを行った。



¹⁴ Gavi (the Global Alliance for Vaccines and Immunisation): 開発途上国における予防接種を支援する官民バートナーシップ。「Gaviワクチンアライアンス」とも呼ばれる。 https://www.gavi.org/our-alliance/about

コラム

グローバルヘルス・アーキテクチャー $(GHA)^{(t1)}$ の 構築・強化

グローバルヘルス・アーキテクチャー (GHA) とは、特にパンデミックなどの健康危機を始めとす る国際保健課題に取り組む際の国際社会としての全体的な仕組みや組織を指します。新型コロナの世界 的流行拡大は、ガバナンス(統治・統制)や資金面を含め、現在のGHAの脆弱性を明らかにしました。 具体的には、財務・保健当局を含む政府機関や関係する国際機関の間での連携不足、感染症の監視・報 告体制の脆弱性、各国の保健システムの脆弱性、開発途上国支援を含む感染症拡大時の大規模かつ迅速 な資金動員の限界、ワクチンなどの必要な医療資源の迅速な研究・開発や製造に係る困難、医療資源へ のアクセスの不公平性などの課題です。このため、新型コロナ収束のための努力と共に、将来のパンデ ミックへの予防・備え・対応 (PPR: Prevention, Preparedness and Response) の強化に向けた GHAの在り方について様々な枠組みで活発な議論が行われています。

こうした様々な状況の変化を踏まえ、日本政府は5月に「グローバルヘルス戦略」を策定しました。 より強靱、より公平、かつより持続可能なユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成すると の目標に加えて、GHAの構築に貢献し、パンデミックを含む公衆衛生危機に対するPPRを強化するこ とが目標として掲げられており、ガバナンス、資金、国際的な規範設定に係る取組などが現在進行して います。

健康危機の際のガバナンスに関しては、日本は、G7・G20を始めとする多国間枠組みを活用しつつ、 財務・保健当局の連携の強化や、首脳レベルで健康危機に関して議論する仕組みが不可欠として、その 在り方を議論しています。

また、資金面に関しては、世界銀行に、特に低・中所得国を支援対象としてPPRのための資金動員 を行う新たな基金(パンデミック基金)が11月に設立され、日本は合計5,000万米ドルの拠出を表明 しました。

規範設定に係る取組としては、国際保健機関(WHO)憲章第21条の下、国際交通に与える影響を最 小限に抑えつつ、疾病の国際的伝播を防止することを目的の一つに掲げている国際保健規則 (IHR) (注2) (2005年に改正)の改正と、パンデミックに関する新たな法的文書(WHO CA+)(は3)(以下、「パンデ ミック条約 という。)の作成に関して、加盟国間で議論が行われています。新型コロナの拡大におい ては先進国も含め世界中が甚大な影響を受けたことから、その教訓を踏まえ、世界各国の健康危機への PPR能力の構築・強化の必要性が認識されました。こうした中、2021年11月のWHO特別総会では、 パンデミック条約の起草と交渉を行うため、WHO全加盟国及び準加盟国に開かれた政府間交渉会議 を設置すること、パンデミック条約はIHRとの一貫性及び補完性を考慮すること、2024年5月の第77 回WHO総会でパンデミック条約をIHR改正案と共に採択できるよう作業を行うことなどが決定され ました。2022年に3回開催された政府間交渉会議では、パンデミック条約を法的拘束力を持つ文書と することが決定され、同条約に含まれるべき要素などについて議論が行われました。日本は政府間交渉 会議において副議長を務めており、議論に積極的に貢献しています。

- (注1) GHA: Global Health Architecture
- (注2) IHR: International Health Regulations
- (注3) WHO CA+とは、WHO convention, agreement or other international instrument on pandemic prevention, preparedness and responseの略称。現在、正式な日本語名称はないものの、便宜的にパンデミック条約と呼ばれている。

(4) 環境・気候変動

ア 地球環境問題

2030アジェンダにおいて環境分野の目標が 記載されるなど、地球環境問題への取組の重要 性が広く認識され、国際的な関心も更に高まっ ている。日本は、多数国間環境条約や環境問題 に関する国際機関などにおける交渉及び働きか けを通じ、自然環境の保全及び持続可能な開発 の実現に向けて積極的に取り組んでいる。ま た、生物多様性・化学物質汚染などに関わる環 境条約の資金メカニズムとして世界銀行に設置 されている地球環境ファシリティ(Global Environment Facility) へ、第2位のドナー国 として地球規模の環境問題に対応するプロジェ クトに貢献している。

(ア) 海洋環境の保全

海洋プラスチックごみ問題は、不法投棄や不 適正な廃棄物管理などにより生じ、海洋の生態 系、観光、漁業及び人の健康に悪影響を及ぼし かねない喫緊の課題として、近年その対応の重 要性が高まっている。2019年のG20大阪サ ミットにおいて打ち出した、2050年までに海 洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロ にまで削減することを目指す「大阪ブルー・ オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本 は、国連環境計画(UNEP)などの国際機関と も協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策 に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築 支援など、主にアジア地域における環境上適正 なプラスチック廃棄物管理・処理支援などを 行っている。10月、アンダーセンUNEP事務 局長が訪日し、林外務大臣を表敬し、地球問題 の解決のため連携していくことを確認した。ま た、大阪で開催された国連環境計画国際環境技 術センター (IETC) 設立30周年記念イベン トに武井俊輔外務副大臣がビデオメッセージを 発出した。

また、近年、海洋環境などにおけるプラス チック汚染対策のための新たな国際枠組み作り

に向けた機運が高まっており、2月から3月に 開催された第5回国連環境総会(第二部)にお いて「プラスチック汚染を終わらせる:法的拘 東力のある国際文書に向けて」と題した決議が 採択された。本決議を踏まえ、11月、海洋環 境などにおけるプラスチック汚染に関する法的 拘束力のある国際文書の策定に向けた第1回政 府間交渉委員会がプンタ・デル・エステ(ウル グアイ) で開催された。日本は今後も、本分野 において主導的な役割を果たしながら、実効的 かつ進歩的なルール形成を後押ししていく (263ページ 特集参照)。

海洋環境の保全、漁業、海洋資源の利用など について議論を行う「持続可能な海洋経済の構 築に向けたハイレベル・パネル」(海洋国家の首 脳で構成)で、9月21日、第4回首脳会合が 実施された。岸田総理大臣のメッセージが代読 され、日本政府として島嶼国や沿岸国などでの 海洋における行動を支援していると言及したほ か、SDG14(持続可能な開発のために海洋・ 海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。) の実現に向けた国際協力促進を目的に、日本の 優れた取組を「日本モデル」として発信してい くことを伝達した。また、6月27日から7月1 日、にリスボン(ポルトガル)において開催さ れた第2回国連海洋会議では、海洋の保全や持 続可能な利用を始めとするSDG14に関する議 論が行われ、務台俊介環境副大臣、三宅伸吾外 務大臣政務官が出席した(264ページ 特集参 照)。また、12月、トムソン国連海洋特使が訪 日し、木原誠二官房副長官及び武井外務副大臣 を表敬し、SDG14の実現に向け、引き続き連 携していくことを確認した。

(イ) 生物多様性の保全

生物多様性条約第15回締約国会議(COP15) 第二部が12月7日から19日までの間、モント リオール (カナダ) において開催された。締約 国・地域、関連機関、市民団体などから約1万 6,000人が事前登録し、9,472人が参加、日本

特 集

プラスチック汚染問題に関する条約設立に向けて

11月28日から12月2日にかけて、ウルグアイのプン タ・デル・エステで、プラスチック汚染対策に関する法的 拘束力のある国際文書(条約)の策定に向けた第1回政府 間交渉委員会が行われました。この会合には約150か国の 国連加盟国、関係国際機関、NGOを始めとする関係者約 2,300人が参加しました。

プラスチックの世界の生産量は過去50年で20倍にも膨 れ上がり、年間およそ800万トンが河川を通して海洋へと 流れ込んでいるという試算(出典: Jambeck, et al... 2015) があります。このままでは海洋に漂流するプラス



ウルグアイで開催された第1回政府間交渉委員会の

チックの量が、2050年には魚の総量を超えるとの試算(出典: The Ellen MacArthur Foundation. 2016) もなされています。

日本はこれまで、海洋プラスチックごみの問題を積極的に取り上げ、世界を牽引してきました。 2019年G20大阪サミットにおいては、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼ ロとすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提唱し、これまでに87の国・地域と 共有してきました。また、このビジョンの実現に向け、開発途上国の廃棄物管理に関する能力構築や インフラ整備などを行う「マリーン (MARINE)・イニシアティブ」を立ち上げ、研修などを通じて 約1万7,000人の人材育成を実施してきました。

プラスチック汚染のように、越境的かつ規模の大きな環境問題の解決に当たっては、多くの国の参加 が欠かせません。そのため日本は、プラスチック汚染対策に関する本条約を、プラスチックの大量消費 国・ごみの排出国を含むより多くの国が参画する、実効的かつ進歩的な枠組みとすべきであると強調し てきました。

プラスチックによる汚染対策は、プラスチックの製造から排出までのライフサイクル全体(製造、販 売・消費、廃棄物管理・排出)での対策が必要となります。日本は、第1回政府間交渉委員会において、 プラスチックによる汚染に対処する世界全体の共通目標を設定し、各国が状況を踏まえプラスチックの ライフサイクル全体の措置を講じる重要性を強調しました。また、プラスチック汚染対策を進めていく に当たっては、プラスチックの循環利用の促進も重要です。日本では、4月にプラスチック資源循環促 進法が施行され、リデュース・リユース・リサイクル・リニューアブル(「3R+Renewable」)を促進 することが明記されましたが、こうしたプラスチック資源の循環を国内及び国際社会全体で進めていく



ことで、高い有用性を持つプラスチックの役割を維持しつ つ、環境へ優しい経済への移行を推進していくことが重要 となります。

プラスチック汚染は、様々な環境問題に密接に関わる問 題です。同問題への対応は、気候変動問題対策や生物多様 性の保全にもつながります。日本は、プラスチック汚染問 題の解決に向けて世界を牽引することで、環境問題の横断 的な解決に貢献していきたいと考えています。

特 集

第2回国連海洋会議

─SDG14「海の豊かさを守ろう」達成に向けて─

海洋をめぐる課題は海洋国家である日本にとり、重要な 課題の一つです。国連では、持続可能な開発目標(SDGs) において、目標14「海の豊かさを守ろう」として海洋の保 全や持続可能な利用などを掲げています。このSDG14の実 施を推進していくための会議として6月27日から7月1日 にかけて、ポルトガル・リスボンで、第2回国連海洋会議 がポルトガル及びケニアの共同議長の下に開催されました。

この会議には国家元首・政府の長24人、その他ハイレベ ルの代表、2,000人以上の市民社会の参加者を含む、計



第2回国連海洋会議本会合の様子 (ポルトガル・リスボン)

6.000人以上が参加し、海洋と海洋資源の保全と持続的利用、海洋と海洋生態系の健康・生産性・強靱 性の改善に取り組む必要性とそのための方策について、5日間にわたって活発な議論が行われました。 各国は、この目的を実現するための自発的コミットメントを発表しました。コミットメントの内容は多 岐にわたり、例えば、海洋自然保護区の新規設定、気候変動対策、水資源管理、個体廃棄物管理、ブ ルーエコノミー経済計画の作成、沿岸浄化計画の発表などが含まれています。

本会議には日本を代表して、三宅伸吾外務大臣政務官が出席し、プレナリー会合(本会合)でスピー チを行いました。水産資源に深く依存する日本として、SDG14が掲げる水産資源の持続的利用や違 法・無報告・無規制(IUU)漁業対策の重要性を強調しつつ、2019年のG20大阪サミットで提唱し た、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年までにゼロとすることを目指す「大阪ブルー・ オーシャン・ビジョン」の下、島嶼国を含む開発途上国の廃棄物管理能力向上を支援していくことや、 プラスチック汚染対策に関する新しい国際枠組みの主導を始めとする日本の貢献について説明しまし た。さらに、海洋関連の自然災害対策などに関する日本の国内外での貢献について紹介し、今回の会議 に当たって計18件(約2.400万ドル)の自主的取組を登録したことを表明し、今後も国際社会と共に SDG14実現に向け協力していきたいと述べました。

プレナリー会合と並行して開催されたインタラクティブ・ダイアログ(双方向の議論)においては、 海洋に関する八つのテーマについての議論が行われ、三宅外務大臣政務官はこのうち、持続可能な漁業



第2回国連海洋会議の会場付近に展示さ れた海洋プラスチックごみのオブジェ (ポルトガル・リスボン)

に関するダイアログに出席してスピーチを行い、IUU漁業対策に関 する日本の国内外での取組及び開発途上国への支援などについて紹 介しました。また、会期中に開催された各種サイドイベントにも出 席し、海洋プラスチック汚染対策、海洋における生物多様性の保全、 IUU漁業対策を含む持続可能な漁業などに関する日本の国内外での 取組などを紹介し、海洋分野における日本の力強いコミットを示し ました。

本会議は、海洋環境の保全と海洋資源の持続的利用への取組に向 けた国際社会の協力を改めて確認する機会となりました。日本とし ても、SDG14の実現に向け、引き続き国際社会と連携し、積極的に 貢献していく考えです。

政府からは、外務省、農林水産省、経済産業省 及び環境省などから成る代表団が出席した。

同会合において、生物多様性に係る新たな世 界目標である「昆明・モントリオール生物多様 性枠組」が採択された(266ページ コラム参 照)。

12月15日から17日に開催されたハイレベ ルセグメントには、各国の首脳級及び閣僚級が 参加し、日本政府からは西村明宏環境大臣が出 席した。2050年までの長期目標「自然と共生 する世界」に向けた各国の取組が発信され、日 本からは西村環境大臣から地球環境ファシリ ティ(GEF)への6.38億ドルの拠出及び生物 多様性日本基金(JBF)への総額18億円規模 の支援に加え、2023年から2025年にかけて 生物多様性保全への支援として1,170億円のプ レッジを表明した。

近年、野生動植物の違法取引が深刻化し、国 際テロ組織の資金源の一つとなっているとし て、国際社会で注目されている。日本は、 2019年ウガンダ及びモザンビークにゾウ密猟 対策のための監視施設を供与したのに引き続 き、新型コロナウィルス感染症の流行下で建設 が遅れたものの、2022年にはザンビアにゾウ 密猟監視施設を提供した。また、2021年には ルワンダに、2022年にはボツワナに関連施設 の供与を決定するなど、この問題に真摯に取り 組んでいる。また、11月14日から25日まで パナマシティー (パナマ) で開催されたワシン トン条約第19回締約国会議に出席するなど国 際的な議論にも積極的に参加している。

日本は、持続可能な農業及び食料安全保障の ための、食料・農業植物遺伝資源の保全及び持 続可能な利用の促進に関する国際ルール作りに も貢献している。9月にニューデリー(インド) で開催された食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR) の第9回理事会において、日本は、 遺伝資源へのアクセス及び育種を始めとする遺 伝資源の利用を促進するため、多数国間の制度 (Multilateral System: MLS) の対象となる遺 伝資源の範囲拡大及びその機能改善の妥結に向 けて、議論に参画した。

また、8月、サックル国際熱帯木材機関 (ITTO) 事務局長が林外務大臣を表敬し、熱 帯林の合法的・持続可能な森林経営及び持続可 能な木材利用などに向け、引き続き連携してい くことを確認した。11月には、ITTO第58回 理事会がハイブリッド形式で開催され、2026 年に有効期限を迎えるITTOの設置根拠であ る国際熱帯木材協定 (ITTA) の今後の再交渉 もしくは延長に向けた検討が行われるなど、重 要な議論が行われた。また、11月には、特に 水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関す る条約(通称「ラムサール条約」)第14回締約 国会議 (COP14) が武漢 (中国) 及びジュ ネーブ (スイス) で開催され、第4次戦略計画 の見直しを含む合計21本の決議が採択された ほか、新潟県新潟市及び鹿児島県出水市が「ラ ムサール条約湿地自治体」として認証された。

(ウ) 化学物質・有害廃棄物の国際管理

11月、モントリオール(カナダ)で、「オゾ ン層を破壊する物質に関するモントリオール議 定書」第34回締約国会合が対面形式で開催さ れた。同会合では、議定書の効率的・効果的な 運用について締約国間で議論が行われた。

6月、ジュネーブ(スイス)で、「有害廃棄 物の国境を越える移動及びその処分の規制に関 するバーゼル条約」、「残留性有機汚染物質に関 するストックホルム条約」及び「国際貿易の対 象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤につ いての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関 するロッテルダム条約」の締約国会議が開催さ れ、主に2023年の活動計画及び各条約の信託 基金予算が承認され、一部附属書の改正も採択 された。

3月、「水銀に関する水俣条約」第4回締約 国会議の第二部がバリ (インドネシア) で開催 され、条約の有効性評価枠組みなどが決定され た。日本からは実施・遵守委員会委員が選出さ

コラム

_{こんめい}生物多様性に関する新たな世界目標 「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の採択

生物多様性は人類の生存を支え、様々な恵みをもたらす基 盤です。生物に国境はなく、一国だけで生物多様性を保全す ることは不可能である中、世界全体でこの問題に取り組むこ とが不可欠です。生物多様性保全の取組の重要性について 国際社会全体の認識が高まる中、12月にカナダのモントリ オールで、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15) が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標が採択され ました。新しい世界目標である「昆明・モントリオール生 物多様性枠組(Kunming-Montreal Global biodiversity



COP15会場(カナダ・モントリオール)

framework)」(は、2030年までの各国の生物多様性に関する取組の指針となるものです。

「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の前身である「愛知目標」は2010年、名古屋市で開催され た生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において採択されました。この「愛知目標」は、2050 年までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標(Mission) として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げた「生物多様 性戦略計画2011-2012」に含まれる20の個別目標のことを指します。「愛知目標」の採択から10年以 上が経過しましたが、残念ながらここで掲げた目標全てを達成することはできませんでした。

こうした中、「愛知目標」を引き継ぎつつ、2030年に向けた具体的目標を策定するため、各国がモ ントリオールに集まり、様々な議論・検討が行われました。連日の議論の結果、12月19日、2030年 までの目標を定める「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この新しい世界目標 では、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」が主要な目標の一つとして定めら れたほか、ビジネスにおける生物多様性の主流化などの目標が採択されました。

昆明・モントリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2030年ミッション

必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用する こと、そして遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、 人々と地球のために**自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させ** るための緊急の行動をとる

2050年ゴール

- ゴールA 保全
- ゴールB 持続可能な 利用
- ゴールC 遺伝資源への アクセスと利益配分 (ABS)
- ゴールD 実施手段

2030年ターゲット

- (1) 生物多様性への脅威を減らす
 - 1: 空間計画
 - 2: 自然再生
 - 3: 30by30
 - 4: 種・遺伝子の保全 5: 生物採取
 - 6: 外来種対策
 - 7: 汚鈎
- 8: 気候変動
- (2) 人々のニーズを満たす
 - 9: 野生種の利用
 - 10:農林漁業 11:自然の調整機能
 - 12:緑地親水空間
 - 13: 遺伝資源へのアクセ スと利益配分(ABS)

(3)ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: ビジネス
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金
- 19: 資金
- 20: 能力横築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス 22: 先住民、女性及び若者
- 23: ジェンダー

実施支援メカニズム及び実現条件/責任と透明性(レビューメカニズム)/広報・教育・啓発・取り込み

今後は、この新しい世界目標を確実に実施するため、各国が努力していくことが重要となります。日 本は、このような取組を後押しするため、COP15において西村明宏環境大臣から地球環境ファシリ ティ(GEF)への6.38億ドルの拠出及び生物多様性日本基金(JBF)への総額1,700万米ドル規模の 支援に加え、2023年から2025年にかけて生物多様性保全への支援として1,170億円のプレッジ(供 与の約束)を表明しました。日本として、COP10で掲げ、新たな世界目標にも引き継がれた2050年 ビジョンである「自然と共生する世界」を目指し、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の確実な 実施に引き続き貢献していきます。

(注) 2020年に中国・昆明で開催予定であった同会議は、新型コロナの影響により2021年10月に第一部がハイブリッド方式で中国・昆明で、 2022年12月に第二部がカナダ・モントリオールで開催されたこともあり、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」という名称となった

れており、会期間にも条約の実施を推進し、締 約国の規定の遵守状況を確認するなど、条約の 実施に積極的に貢献している。

イ 気候変動

(ア) 2050年カーボンニュートラル実現に向け た取組

2020年10月、日本は、2050年までに温室 効果ガス排出を実質ゼロとする、カーボン ニュートラルの実現を目指すことを宣言した。 2021年4月に開催された米国主催気候サミッ トにおいては、2050年カーボンニュートラル と整合的で野心的な目標として、2030年度に 温室効果ガスを2013年度から46%削減する ことを目指すこと、さらに50%の高みに向け 挑戦を続けることを表明し、2021年10月、 新たな削減目標を反映した「国が決定する貢献 (NDC)」及び2050年カーボンニュートラル 実現に向けた取組を反映した「パリ協定に基づ く成長戦略としての長期戦略 | を国連気候変動 枠組条約事務局に提出した。2022年2月以降 のロシアのウクライナ侵略を受け、エネルギー 安全保障の重要性が再認識される中でも、日本 は世界の2050年カーボンニュートラル実現に 向けて積極的に貢献していく。

(イ) 国連気候変動枠組条約とパリ協定

気候変動の原因である温室効果ガスの排出削

減には、世界全体での取組が不可欠であるが、 1997年の同条約第3回締約国会議(COP3) で採択された京都議定書は、先進国にのみ削減 義務を課す枠組みであった。2015年12月、 パリで開催されたCOP21では、先進国・途上 国の区別なく、温室効果ガス削減に向けて自国 の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取 組を実施することなどを規定した公平かつ実効 的な枠組みであるパリ協定が採択された。同協 定は2016年11月に発効し、日本を含む190 か国以上の国・機関が締結している(2022年 末時点)。

パリ協定の採択後は、2020年以降のパリ協 定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針に関 する交渉が開始され、2018年12月に開催さ れたCOP24において市場メカニズムを除いて 実施指針が採択された。2021年にグラスゴー (英国) で開催された COP26 では、COP24 及 びCOP25で採択に至らなかった市場メカニズ ムの実施指針が日本の提案がベースとなって採 択されるなど、パリ協定を着実に実施し、世界 全体で気候変動対策を推進する上で重要な進展 が見られた。

11月6日から20日にシャルム・エル・シェ イク(エジプト)で開催されたCOP27では、 COP26での成果を受けた「実施のCOP」と して、世界全体での気候変動対策の実施強化に 焦点が当たった。気候変動対策の各分野におけ

る取組の強化を求めるCOP27全体決定「シャ ルム・エル・シェイク実施計画 1、2030年ま での緩和の野心と実施を向上するための「緩和 作業計画」が採択されたほか、特に脆弱な国を 対象にロス&ダメージ(気候変動の悪影響に伴 う損失及び損害) への対処を支援する新たな資 金面での措置を講じること及びその一環として 基金を設置することが決定された。また、日本 政府からは西村環境大臣が出席し、技術的支援 などを包括的に提供し、最大限の効果を発揮さ せることを目的とした「ロス&ダメージ支援 パッケージ」を実施していくことを表明した。 加えて、期間中、質の高い炭素市場の構築を目 指し、日本の主導の下、60を超える国や機関 の参加表明を得て「パリ協定6条実施パート ナーシップ」を立ち上げた。

(ウ) 開発途上国支援に関する取組

開発途上国が十分な気候変動対策を実施でき るよう、日本を含む先進国は開発途上国に対し て、資金支援、能力構築(キャパシティ・ビル ディング)、技術移転といった様々な支援を実 施している。5月の日米豪印首脳会合において、 4か国はインド太平洋地域における防災、海運 における支援拡大や、クリーンエネルギーの協 力分野拡大で一致し、「日米豪印気候変動適応・ 緩和パッケージ(Q-CHAMP)」を立ち上げた。

2021年のG7コーンウォール・サミット及び COP26において、日本はこれまでの5年間で 官民合わせて総計最大約700億ドル規模の支 援、及びこれまでの倍となる約148億ドルの適 応分野への支援を表明した。こうした支援には、 開発途上国による気候変動対策を支援する多国 間基金である「緑の気候基金 (GCF)」¹⁵も重要 な役割を果たしている。日本は、初期拠出 (2015年から2018年)の15億ドルに加え、第 1次増資(2020年から2023年)においても最 大15億ドルの拠出を表明している。また、GCF 理事会メンバーとして、基金の運営や政策作り に積極的に参画している。GCFでは2022年 12月までに209件の支援案件が承認されてお り、これにより24億トンのCO2排出削減と約 6.7億人への裨益が見込まれている。

(エ) 二国間クレジット制度 (JCM)¹⁶

JCMは、パートナー国への優れた脱炭素技 術などの普及や対策の実施を通じ、パートナー 国での温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能 な発展に貢献する制度である。この貢献分は、 定量的に評価され、相当量のクレジット(排出 枠)を日本が獲得しつつ、日本とパートナー国 双方のNDC達成に貢献する。日本は、2021 年のCOP26での市場メカニズムの実施指針の 採択を受け、JCMをより一層国際的に拡大し ていく方針である。2022年6月に閣議決定さ れた「新しい資本主義のグランドデザイン及び 実行計画・フォローアップ」では、2025年を **自**処にパートナー国を世界全体で30か国程度 とすることを目指し、関係国との協議を加速し ていくこととしている。2022年には新たに8 か国とJCM協力覚書に署名し、同年末時点で 25か国とICMを構築している。世界全体で 230件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロ ジェクトを実施しており、11月時点で、3件 のクレジットの計算手法が承認され、5件の JCMプロジェクトが登録されたほか、モンゴ ルやバングラデシュのICMプロジェクトから クレジットが発行されるなど、成果を着実に上 げている。

(オ) 日本による気候変動と脆弱性リスクに関す る取組

国連やG7、その他開発途上国においても脆 弱性リスクへの関心が高まっており、特に気候 変動が安全保障に与える影響に対する関心が高 まっている。日本は、気候変動は紛争のリスク

¹⁵ GCF: Green Climate Fund

¹⁶ JCM: Joint Crediting Mechanism

を高める要因であり、人間の安全保障とも関連 するとし、これまでも様々な機会で積極的に議 論に参加してきたが、5月、日本は「気候と安 全保障フレンズグループ」¹⁷の正式メンバーと なったほか、11月にG7のイニシアティブで設 立された「気候、環境及び平和と安全保障イニ シアティブ」に参加している。また、気候変動 の脆弱性リスクに関する取組として、2018年 度から「アジア・大洋州における気候変動と脆 弱性に関する国際会議 | を開催しており、2022 年は気候変動が生物多様性に与える脅威をテー マに講演やパネルディスカッションを行った。

(カ) 気候変動を担う次世代との交流

世界の2050年ネット・ゼロを達成していく 上で、次世代を担う若者の役割は重要である。 特に近年の気候変動に対する関心の高まりを受 け、いわゆる「Z世代」18を中心とする若者に よる活動が活発となる中、このような若者の声 に耳を傾け、議論していくことは重要である。 こうした考えの下、COP26以降、外務省職員 が、出張授業や少人数での直接対話を実施し、 これまでに約5,500人の若者に対し、気候変動 対策に関する発信・議論を行ってきた。引き続 き関心が高い気候変動分野において、こうした 若者との意見交換や発信の場を設け、若者の意 見を政府の施策に反映していく。

(5) 北極・南極

ア北極

(ア) 北極をめぐる現状

地球温暖化による北極環境の急速な変化は、 北極圏の人々の生活や生態系に深刻で不可逆的 な影響を与えるおそれがある。一方、海氷の減

少に伴い利用可能な海域が拡大するとの見通し の下、北極海航路の利活用や資源開発を始めと する経済的な機会も広がりつつある。

北極圏に最大の領土を有するロシアは、2020 年に「2035年までの北極における国家政策の 基礎」及び「2035年までの北極圏の発展及び 国家安全保障の戦略 | を公表し、軍事施設の整 備、資源開発、北極海航路での貨物輸送量の拡 大を進めている。ロシアは2021年5月に北極評 議会 (AC)¹⁹の議長国に就任したものの、同国 によるウクライナ侵略に抗議するほかのACメ ンバー7か国がACへの参加を一時的に停止す る共同声明を発出したことを受け、2022年3月 以降、ACは全ての活動を休止している。

また、近年中国は、自らを「北極問題の重要 なステークホルダー」と位置付け、北極圏にお ける資源開発、航路の商業利用、ガバナンス形 成への参加、科学調査に積極的な姿勢を見せて

米国も、北極域における情勢の変化を踏まえ 関与を強める姿勢を示しており、2019年から 2021年にかけては、国防省・空軍・海軍・沿 岸警備隊が、安全保障面での情勢の変化に応じ それぞれ新たな北極戦略を発表した。10月にホ ワイトハウスが発表した新たな北極国家戦略も 安全保障を最重要の柱として位置付けている。

(イ) 日本の北極政策と国際的取組

日本は、2015年の「我が国の北極政策」に 基づき、研究開発、国際協力、持続的な利用を 3本柱に、北極をめぐる課題への対応における 主要なプレーヤーとして国際社会に貢献するこ とを目指している。

3月にACの活動が停止したことを受け、ト

¹⁷ 気候変動が世界の安全保障に与える影響などについて議論するため、2018年にニューヨークの各国国連代表部によって立ち上げられたグ

¹⁸ Z世代(Generation Z): 一般的に1990年代後半から2010年代前半に生まれた世代とされ、幼少期からインターネット、スマートフォン、 SNSなどの存在を前提とした暮らしをしており、「デジタルネイティブ」とも言われる。「X世代(Generation X)」、「Y世代(Generation Y)」 に続く世代

¹⁹ 北極圏に係る共通の課題(特に持続可能な開発、環境保護など)に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏8か国(カナダ、デン マーク、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、ロシア、スウェーデン及び米国)間の協力・調和・交流を促進することを目的に、1996年 に設立された政府間協議体 (軍事・安全保障事項は扱わない。)。日本は2013年にオブザーバー資格を取得した。

ラック2(民間有識者間の枠組み)の北極国際 会議の重要性が高まっている。4月の北極シン ポジウム (Arctic Encounter Symposium 米国・アンカレッジ)、5月の北極フロンティ ア (ノルウェー・トロムソ)、8月の北極サー クル・グリーンランド・フォーラム(グリーン ランド・ヌーク)、10月の北極サークル総会²⁰ (アイスランド・レイキャビク)には、日本政 府から北極担当大使が出席し、北極科学協力に 係る日本の考え方や貢献実績につき発信した。 また、2020年度から始まった北極域研究加速 プロジェクト(ArCSⅡ)では、米国、カナダ、 ロシア、ノルウェー、グリーンランド (デン マーク) などの研究・観測拠点を活用し、研究 や人材育成のための国際連携を行っているほ か、全てのAC作業部会に専門家を派遣してい る。また、第3回北極科学大臣会合(ASM3) において北極域の研究国際プラットフォームと しての運用を提案した北極域研究船について は、2021年度から建造に着手した。

イ 南極

(ア) 南極と日本

日本は1957年に開設した昭和基地を拠点に 南極観測事業を推進してきており、日本の高い 技術力をいかした観測調査を通じて地球環境保 全や科学技術の発展における国際貢献を行って いる。また、1959年に採択された南極条約の原 署名国として、南極の平和的利用に不可欠な南 極条約体制の維持・強化に努め、南極における 環境保護、国際協力の促進に貢献してきている。

(イ) 南極条約協議国会議と南極の環境保護

5月末から6月上旬にかけてハイブリッド形 式(対面とオンラインを併用した形式)で開催 された第44回南極条約協議国会議(ATCM44) では、南極地域における気候変動の問題及び南 極条約体制としての取組について議論が行われ た。

(ウ) 日本の南極地域観測

長期にわたり継続的に実施している基本的な 南極観測に加え、2022年度から2027年度ま での南極地域観測第10期6か年計画に基づき 研究観測を実施する。計画初年度となる第64 次南極地域観測隊は、南極域における氷床、海 洋大循環、大気大循環や超高層大気などの過去 と現在の変動の把握とその機構の解明を目的と して、各種研究観測を実施することを予定して いる。

科学技術外交

科学技術は、経済・社会の発展を支え、安 全・安心の確保においても重要な役割を果た す、平和と繁栄の基盤となる要素である。外務 省としても、日本の優れた科学技術をいかし、 日本と世界の科学技術の発展、科学技術を通じ た各国との関係増進、国際社会の平和と安定及 び地球規模課題の解決に貢献するための外交を 推進してきている。そのような「科学技術外 交」の一環として、外務大臣科学技術顧問の活

動を通じた取組に力を入れている。

外務省は、2015年9月、外務大臣科学技術 顧問制度を創設し、岸輝雄東京大学名誉教授を 初の外務大臣科学技術顧問に任命し、2020年 4月には、松本洋一郎東京大学名誉教授をその 後任の外務大臣科学技術顧問(外務省参与)に 任命した。また、顧問を補佐するため2019年 4月には狩野光伸岡山大学教授が最初の外務大 臣次席科学技術顧問に就任した。2022年4月

²⁰ グリムソン・アイスランド前大統領などにより2013年に設立。政府関係者、研究者、ビジネス関係者など、約2,000人が参加する国際 会議で、日本は第1回会合から北極担当大使などが参加している。

からは小谷元子東北大学理事・副学長が新たに 外務大臣次席科学技術顧問に就任している。松 本顧問及び小谷次席顧問は、日本の外交活動を 科学技術面で支え、各種外交政策の企画・立案 における科学技術・イノベーションの活用につ いて外務大臣及び関係部局に助言を行う役割を 担っている。

外務省は外務大臣科学技術顧問の下に科学技 術の各種分野における専門的な知見を集め、外 交政策の企画・立案過程に活用するための「科 学技術外交アドバイザリー・ネットワーク」を 構築しており、その一環として松本顧問を座 長、小谷次席顧問を副座長とし、さらに20人 の有識者から成る「科学技術外交推進会議」を 設置し、科学技術外交の体制・機能強化へ向 け、様々なテーマで議論を行っている。2022 年には、3月及び8月に同会議を開催し、6月 には科学技術外交を推進する上で必要となる日 本の科学技術力基盤の強化に向けた提言を取り まとめ、松本顧問及び小谷次席顧問から林外務 大臣に提出された。

また、松本顧問及び小谷次席顧問は、米国、 英国、スイスなどの各国政府の科学技術顧問ら と意見交換を行い、ネットワークの構築・強化 に努めている。両顧問は各国政府の科学技術顧 問が参加する「外務省科学技術顧問ネットワー ク (FMSTAN)」の会合で、地球規模課題解 決へ向けた科学技術の役割や、現在の地政学的 状況下での科学技術外交や科学的助言の在り方 などについて議論を深めた。

新型コロナの影響により一時停滞していた人 的往来も徐々に再開され、松本顧問は6月に米 国、10月に欧州ベルリン(ドイツ)、ジュネー ブ(スイス)を訪問し、各国の研究者や科学技 術政策関係者と、科学技術イノベーション政策 や科学技術外交の取組などについて意見交換を 行った。小谷次席顧問も7月にブリュッセル (ベルギー)を訪問し、欧州委員会研究イノ ベーション総局や欧州の科学技術関係機関の関 係者と意見交換を行ったほか、12月には南ア フリカでの「世界科学フォーラム 2022」に出 席し、日本の科学技術外交の取組などについて 紹介した。

松本顧問は、外務省内の知見向上のため科学 技術外交セミナーを定期的に開催している。同 顧問はまた主要科学技術先進国に所在する在外 公館の科学技術担当官らが出席する在外公館科 学技術担当官会議をオンラインで開催し、科学 技術外交における在外公館の更なる活用などに ついて議論した。

各国との科学技術協力では、日本は32の二 国間科学技術協力協定を締結しており、現在、 46か国及びEUとの間で適用され²¹、同協定に 基づき定期的に合同委員会を開催し政府間対話 を行っている。2022年は、イスラエル、カナ ダ、フランス、ブラジル、南アフリカ、ス ウェーデン、オーストラリアとそれぞれ合同委 員会を開催し、関係府省などの出席の下、様々 な分野における協力の現状や今後の方向性など を協議した。

多国間協力では、日本は、旧ソ連の大量破壊 兵器研究者の平和目的研究を支援する目的で設 立され、現在では化学、生物、放射性物質、核 などの幅広い分野における研究開発などを支援 する国際科学技術センター (ISTC) の理事国 として、中央アジア諸国を中心に支援を行って いるほか、核融合エネルギーの科学的・技術的 な実現可能性を実証する「ITER(イーター: 国際熱核融合実験炉)計画」などの活動に参画 している。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/technology/nikoku/framework.html 日ソ科学技術協力協定をカザフスタン、キルギス、ウズベキスタン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、 モルドバ、トルクメニスタン、タジキスタンが各々異なる年月日に承継。日チェコスロバキア科学技術協力取極を1993年 にチェコ及びスロバキアが各々承継。日・ユーゴスラビア科学技術協力協定をクロアチア、スロベニア、マケドニア(国名 は当時)、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロが各々異なる年月日に承継



²¹ 内訳については外務省ホームページ参照:

コラム

国力の基盤である科学技術力の強化に向けた 外交的な取組の重要性

外務大臣科学技術顧問(外務省参与) 松本洋一郎

気候変動、感染症や持続可能な開発目標(SDGs)といった地球 規模課題への取組や、経済安全保障をめぐる重要・新興技術分野で の国際的な競争・協調など、外交における科学技術の重要性は近年 ますます高まっています。科学技術外交をいかに戦略的かつ効果的 に展開していくかが、これまで以上に問われており、外務大臣科学 技術顧問として外交政策目標に科学的知見を提供し、また科学技術 を活用して日本の外交活動に厚みを持たせるため、日本を代表する 多様な有識者による科学技術外交推進会議を組織し、その推進に取 り組んでいます。

近年注目が高まっている経済安全保障を強化する上でも、卓越し た科学技術力を有することは重要です。例えば、希少金属は日本の 産業を支える高付加価値の部材、製品に必須の原材料であり、近年



需要が拡大していますが、産出地域の偏在性から地政学的資源リスクが高いことが知られています。し たがって、そのリサイクル技術や、部材、製品の代替技術を有することはサプライチェーンリスクを低 減させ、経済安全保障にも資することとなります。技術革新が著しい新興技術についても、技術的優越 性確保のための研究開発が必要なのはいうまでもありません。また、それらの技術は様々な科学的知見 と基礎・基盤技術の集積という側面があり、多様な科学研究、技術開発を通じて、常に科学技術の多様 なシーズ(技術革新やイノベーション創出の種となる科学的知見や技術、ノウハウなど)を確保してお くことが肝要です。

科学技術力の強化には、研究開発人材の育成が鍵となります。日本はこれまで科学技術力を強みとし てきましたが、最近様々な指標から科学技術力に関する国際的なプレゼンスの低下が懸念されていま す。科学技術外交推進会議では、日本の科学技術力の基盤強化へ向け、特に人材の育成、活用の観点で 必要となる取組を取りまとめ、提言として外務大臣に提出しました。国際的に通用する科学技術人材が 育ち、産学官のセクター間、そして国内外で循環し、ネットワーク化して活躍することが、日本の科学 技術力、そして科学技術外交の強化につながります。

科学技術力の強化は、国内のみで可能なものではなく、国際的な連携が必須となります。外務省が持 つ在外公館を中心に培われた各国現地でのネットワークは貴重な資産であり、科学技術分野での国際的 な頭脳循環とネットワーク強化に向け今後一層活用できるものと考えます。また日本が外交上重要視す る、自由で公正という価値観は科学技術においても重要です。学問の自由と研究の健全性・公正性(研 究インテグリティ)を確保しつつ、各国と戦略的に連携して共同研究、科学技術協力を進めること、そ のために必要な国内政策・外交政策を統一的に進め、科学技術外交の推進・強化に向けたエコシステム を構築していくことが求められています。

第3節 経済外交

経済外交の概観

国際社会においては、政治・経済・軍事の各 分野における国家間の競争が顕在化する中、パ ワーバランスの変化がより加速化・複雑化し、 既存の国際秩序をめぐる不確実性が高まってい る。新型コロナウイルス感染症(以下「新型コ ロナ」という。) は、経済活動の抑制を通じて 世界的に急速な景気の悪化をもたらした。その 後、新型コロナの影響の緩和に伴い、世界経済 全体としては緩やかな持ち直しの動きが見られ るものの、足元では需要回復やウクライナ情勢 の影響なども相まって、物価の高騰が進行して いる。先行きについても、金融資本市場の変動 を始め、新型コロナ対策で膨らんだ政府債務、 海運を始めとする物流コスト増、エネルギーや コモディティ価格の上昇などにより、依然とし て不透明感が漂っている。

こうした中、日本は、経済連携による貿易自 由化とルール作りの努力を継続した。2022年 1月には地域的な包括的経済連携(RCEP)¹協 定が発効した。多角的貿易体制の礎である世界 貿易機関 (WTO)²については、これまでに3 度にわたり延期されてきた第12回閣僚会議が 6月に開催され、約6年半ぶりとなる閣僚宣言 の採択に合意し、新型コロナ対応や漁業補助金 協定交渉を始めとする重要なテーマについて成 果を出すことに成功した。また、有志国の取組 である電子商取引交渉については、共同議長国 である日本、オーストラリア及びシンガポール が、世界的なデジタル貿易ルールの合意に向け て、引き続きコミットしていく意思を示す、共 同議長国閣僚声明を発出した。

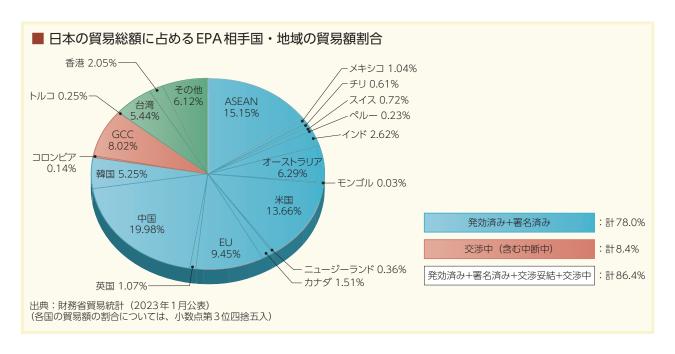
以上の認識も踏まえ、日本は、(1)経済連 携協定の推進や多角的貿易体制の維持・強化と いった、自由で開かれた国際経済システムを強 化するためのルール作りや国際機関における取 組、(2) 官民連携の推進による日本企業の海 外展開支援及び(3)資源外交とインバウンド の促進の三つの側面を軸に、外交の重点分野の 一つである経済外交の推進を加速するため取組 を進めてきた。

自由で開かれた国際経済システムを強化するためのルール作りの推進

(1) 経済連携の推進

近年、経済のグローバル化が進展する一方、 新型コロナの感染拡大により保護主義的な動き が一層顕著となり、さらにはロシアによるウク ライナ侵略を原因として世界経済全体が混乱に 見舞われている。そうした中で日本は、物品の 関税やサービス貿易の障壁などの削減・撤廃、 貿易・投資のルール作りなどを通じて海外の成 長市場の活力を取り込み、日本経済の基盤を強 化する経済連携協定 (EPA/FTA)3を重視し、 これを着実に推進してきている。2021年1月1 日には、日英包括的経済連携協定(日英EPA)

- 1 RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership
- 2 WTO: World Trade Organization
- 3 EPA: Economic Partnership Agreement, FTA: Free Trade Agreement



が発効し、2022年1月1日には、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、中国、オーストラリア及びニュージーランドについてRCEP協定が発効した。こうした取組の結果、日本の貿易のEPA/FTA比率(日本の貿易総額に占める発効済み・署名済みの経済連携協定相手国との貿易額の割合)は約78.0%に至った(出典:2023年財務省貿易統計)。

また、2023年1月には、米国産牛肉についての農産品セーフガードの適用の条件を修正するための日米貿易協定改正議定書が発効した。

日本は、引き続き、自らの平和と繁栄の基礎となる自由で公正な経済秩序を広げるため、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の高いレベルの維持や、RCEP協定の完全な履行の確保、その他の経済連携協定交渉などに積極的に取り組んでいく。

ア 多国間協定など

(ア) 環太平洋パートナーシップに関する包括的 及び先進的な協定(CPTPP)

CPTPPは、関税、サービス、投資、電子商取引、知的財産、国有企業など、幅広い分野で21世紀型の新たな経済統合ルールを構築する取組である。日本にとっても、日本企業が海外

市場で一層活躍する契機となり、日本の経済成 長に向けて大きな推進力となる重要な経済的意 義を有している。さらに、CPTPPを通じて、 自由、民主主義、基本的人権、法の支配といっ た基本的価値を共有する国々と共に自由で公正 な経済秩序を構築し、日本の安全保障やインド 太平洋地域の安定に大きく貢献し、地域及び世 界の平和と繁栄を確かなものにするという大き な戦略的意義を有している。日本、オーストラ リア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、 メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガ ポール、米国及びベトナムの12か国は、2016 年2月、環太平洋パートナーシップ (TPP12) 協定に署名したが、2017年に米国がTPP12協 定からの離脱を表明したことから、11か国で TPPを早期に実現するため、日本は精力的に議 論を主導した。2017年11月のTPP閣僚会合 で大筋合意に至り、2018年3月にCPTPPがチ リで署名された。協定の発効に必要な6か国 (メキシコ、日本、シンガポール、ニュージー ランド、カナダ、オーストラリア)が国内手続 を終え、同協定は2018年12月30日に発効し た。2019年1月にベトナムが、2021年9月に ペルーが、2022年11月にマレーシアが締約国 となり、同協定は9か国について発効した。

CPTPPの発効後、閣僚級を含めTPP委員会

が6回開催されている。2021年6月の第4回 TPP委員会では、同年2月に加入を正式に申請 した英国の加入手続の開始と英国の加入に関す る作業部会(AWG)の設置が決定され、同年 9月に同作業部会の会合が開始された。2022 年7月には東京で同作業部会の会合が開催され、 CPTPP参加国及び英国の間で、協定のハイス タンダードなルール及び市場アクセスを維持し つつ、加入プロセスが適切に進められるよう、 様々な課題について議論を深めた。英国の加入 手続の進展は、自由貿易を更に推進するとの世 界に向けた力強いメッセージであり、自由で公 正な21世紀型の貿易・投資ルールを広げてい くためにも重要となる。英国の加入手続が、 CPTPPの高いレベルを維持しつつ円滑に進む よう、日本が議長を務めるAWGにおいてしっ かりと議論していく。また、10月には第6回 TPP委員会がシンガポールで開催された。本会 合は、第1回会合以来、3年ぶりに対面かつ閣 僚級で開催され、パンデミックの影響を受けた サプライチェーンの強靱化といった地域におけ る重要な貿易事項に対処すること、不当な貿易 制限措置や経済的威圧に対抗することなどを確 認した。また、各小委員会の活動成果の報告や、 デジタル経済及びグリーン経済の分野における 協力の進展の報告がなされた。また、英国の加 入プロセスについて加入作業部会議長の日本か ら報告するなど、出席した閣僚間で活発な議論 が行われた。2021年9月16日に中国が、同月 22日に台湾が、同年12月17日にエクアドル が、2022年8月10日にコスタリカが、同年12 月1日にウルグアイが加入を正式に申請した。 日本は、加入申請を行ったエコノミーが市場ア クセス及びルールの面でCPTPPの高いレベル を完全に満たすことができるかどうかについて しっかりと見極めつつ、戦略的観点や国民の理 解も踏まえながら対応していく。

(イ) 日・EU経済連携協定(日EU・EPA)

EUは、日本にとって第三位の輸出相手(全

体の9.2%)かつ第二位の輸入相手(全体の 11.1%) であり、日・EUの経済規模はGDP (国内総生産)で合計22.1兆ドル、貿易総額で 14.6兆ドルに上る(いずれも2021年時点)。 2019年2月に発効した日EU・EPAは、世界 GDPの約4分の1、世界貿易の約3分の1を占 める自由な先進経済圏を構成するものであり、 日・EU間の貿易は新型コロナウイルスやロシ アのウクライナ侵略の影響を受けつつも、本協 定を基礎として堅調に推移している。

協定発効後は、その着実な実施を確保するた め、合同委員会及び12分野別の専門委員会な どを通じて継続的に議論を行っている。3月に 実施した合同委員会第3回会合では、協定の効 果的な運用のための議論を行い、経済分野の諸 課題に対する日・EU間協力について確認した。 また10月には「データの自由な流通に関する 規定」を本協定に含めることにつき正式交渉を 開始した。今後も本協定を基盤に日・EU経済 関係の更なる発展を目指していく。

(ウ) 日英包括的経済連携協定(日英EPA)

2021年1月に発効した日英EPAは、英国の EU離脱後の日系企業のビジネス継続性を確保 し、良好な日英関係を更に発展させるための重 要な基盤である。日EU・EPAを基礎とし全 24章で構成される日英EPAは、電子商取引や 金融サービスなどの分野で日EU・EPAより先 進的かつハイレベルなルールを規定するほか、 鉄道車両・自動車部品など一部品目で英国市場 へのアクセスを改善した。また、日本が結ぶ EPAで初めて、貿易により創出される機会や 利益への女性のアクセス促進のための日英協力 に関する章を設けている。現在は13分野別の 専門委員会・作業部会を通じて継続的に協定の 実施などに関する情報交換を行っている。2月 には合同委員会第1回会合を開催し、協定の運 用状況の確認や、デジタル貿易や気候変動など の分野での日英間の連携強化について確認し た。今後も日英経済関係の一層の深化を目指 し、緊密に協力していく。

(工) 日中韓FTA

日中韓FTAは、日本の主要な貿易相手国で ある中国及び韓国を相手とするFTAであり、 2013年3月に交渉を開始し、2022年12月ま でに計16回の交渉会合を行った。

(オ) 地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定

RCEP協定は、東南アジア諸国連合(ASEAN) 諸国と日本、オーストラリア、中国、韓国及び ニュージーランドの計15か国が参加する経済 連携協定である。RCEP協定参加国のGDPの 合計、参加国の貿易総額、人口はいずれも世界 全体の約3割を占める。この協定の発効により、 日本と世界の成長センターであるこの地域との つながりがこれまで以上に強固になり、日本の 経済成長に寄与することが期待される。2012 年11月に、プノンペン(カンボジア)で開催 されたASEAN関連首脳会合の際、RCEP交渉 立上げ式が開催されて以来、4回の首脳会議、 19回の閣僚会合及び31回の交渉会合が開催さ れるなど約8年の交渉を経て、2020年11月 15日の第4回RCEP首脳会議の機会に署名に 至った。インドは、交渉開始当初からの参加国 であったが、2019年11月の第3回首脳会議に おいて、以降の交渉への不参加を表明し、 RCEP協定への署名にも参加しなかった。しか しながら、RCEP協定署名の際、署名国は、同 協定がインドに対して開かれていることを明確 化する「インドのRCEPへの参加に係る閣僚 宣言 | を日本の発案により発出し、インドの将 来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー 参加容認などを定めた。インドがRCEP協定 に参加することは、経済的にも戦略的にも極め て重要であり、日本は、インドのRCEP協定 への将来の復帰に向けて、引き続き主導的な役 割を果たしていく。

RCEP協定は、2022年1月1日に発効し、4 月26日及び27日にオンライン形式で第1回合

同委員会が開催され、9月17日にシェムリアッ プ(カンボジア)で協定発効後初の閣僚会合が 開催された。日本としては、RCEP協定の完全 な履行の確保を通じ、自由で公正なルールに基 づく経済活動を地域に根付かせるべく、関係各 国と緊密に連携しながら取り組んでいく。

(カ) アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) 構想

2016年アジア太平洋経済協力(APEC)首 脳会議で採択された「FTAAPに関するリマ宣 言」では、(1) FTAAP は質が高く包括的で次 世代貿易・投資課題を組み込み、TPP11協定 やRCEP協定などを道筋として構築されるべ きこと、(2) その能力構築を支援する作業計 画に着手することなどを確認した。2022年に APEC議長を務めたタイは、「FTAAPアジェ ンダに関する作業計画 | を取りまとめ、2023 年のAPEC閣僚会議で、その実行の進捗を報 告することを求めた。

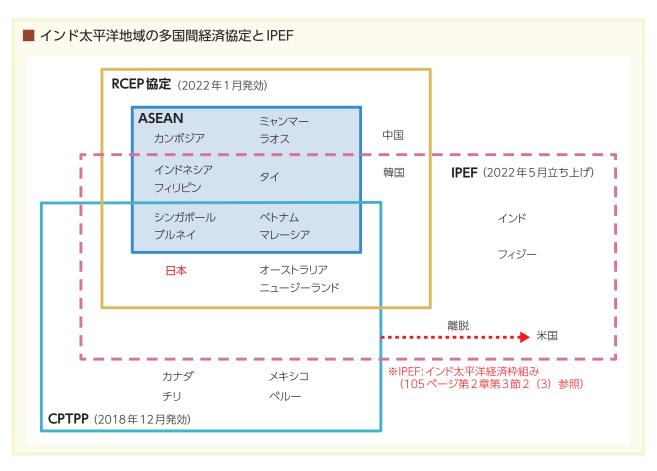
日本は2017年以降FTAやEPAにおける 「競争章」や投資政策に関する政策対話などを 行い、能力構築支援に継続的に取り組んでい る。またTPP11協定が2018年12月末に発効 したこと、RCEP協定が2022年1月に発効し たことは、質が高く包括的なFTAAPを実現す る観点からも重要な意義がある。

イ 二国間協定

(ア) 日・トルコEPA

トルコは、欧州、中東、中央アジア・コーカ サス地域、アフリカの結節点に位置する重要な 国であり、高い経済的潜在性を有し、周辺地域 への輸出のための生産拠点としても注目されて いる。トルコは、これまでに20以上の国・地 域とFTAを締結しており、日本としても、EPA 締結を通じて日本企業の競争条件を整備する必 要がある。

また、両国の経済界からも日・トルコEPA の早期締結に対する高い期待感が示されている ことから、2014年1月の日・トルコ首脳会談



において交渉開始に一致し、2022年12月末 までに17回の交渉会合が開催された。

(イ) 日・コロンビア EPA

豊富な資源を有し、高い経済成長を遂げてい るコロンビアとは、2012年12月からEPA交 渉を開始した。コロンビアは各国(米国、カナ ダ、EU、韓国など)とFTAを締結しているこ とから、日本も競争環境を整える必要性が高 まっているほか、EPA締結による二国間関係 の強化は、国際場裡における協力強化や太平洋 同盟(メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ) との協力促進にもつながることが期待されてお り、引き続き交渉を行っている。

ウ その他の発効済みの経済連携協定 (EPA)

発効済みのEPAには、協定の実施の在り方 について協議する合同委員会に関する規定や、 発効から一定期間を経た後に協定の見直しを行 う規定がある。また、発効済みのEPAの円滑 な実施のために、発効後も様々な協議が続けら

れている。

また、EPAに基づき、インドネシア、フィ リピン、及びベトナムから看護師・介護福祉士 候補者の受入れを実施しており、インドネシア (2008年開始)、フィリピン(2009年開始) 及びベトナム(2014年開始)の累計受入数は それぞれ3.633人(2022年度まで)、3.384人 (2022年度まで)及び1.696人(2022年度ま で)となっている。また、2021年度までの累 計国家試験合格者数は、看護師は573人、介 護福祉士は2,136人である。

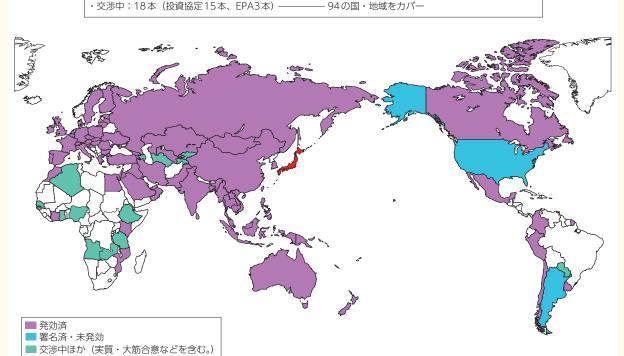
工 投資関連協定

投資関連協定(投資協定及び投資章を含む EPA/FTA) は、投資家やその投資財産の保護、 規制の透明性向上、投資機会の拡大、投資紛争 解決手続などについて共通のルールを設定する ことで、投資家の予見可能性を高め、投資活動 を促進するための重要な法的基盤である。海外 における日本企業の投資環境を整備するだけで なく、日本市場への海外投資の呼び込みにも寄

投資関連協定^(注)の交渉状況 (注)投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

・発効済:52本(投資協定35本、EPA17本) ・署名済・未発効:3本(投資協定2本、EPA1本)

80の国・地域をカバー 交渉中のものも発効する – 94の国・地域をカバー



投資協定

1 エジプト (1978) 2 スリランカ (1982)

3 中国(1989)

4 トルコ (1993) 5 香港(1997)

6 パキスタン (2002) 7 バングラデシュ (1999)

8 ロシア (2000) 9韓国 (2003) (目)

10 ベトナム (2004) (自) 11カンボジア (2008)^(自) 12 ラオス (2008) (自)

13 ウズベキスタン (2009) (ョ) 31 ヨルダン (2020) 14 ペルー (2009) ^(自)

15 パプアニューギニア (2014) 33 コートジボワール (2021) (9) 16 クウェート (2014) ^(自)

17 イラク (2014)

18 日中韓 (2014)

■発効済 (終了したものを除く。) (): 発効年 (自): [自由化型] 協定

19 ミャンマー (2014) ^(自) 20 モザンビーク (2014)^(自)

21 コロンビア (2015)^(自) 22 カザフスタン (2015)

23 ウクライナ (2015)

24 サウジアラビア (2017) 25 ウルグアイ (2017) (ョ)

26 イラン (2017) 27 オマーン (2017)

28 ケニア (2017) 29 イスラエル (2017) (自)

30 アルメニア (2019) ^(自)

32 アラブ首長国連邦 (2020)

34 ジョージア (2021) ^(自) 35 モロッコ (2022)

(注) 台湾との間では2011年に 日台民間投資取決め(自由化型)を作成。

投資章を含むEPA

1 シンガポール (2002) (自) 2 メキシコ (2005)^(自)

3 マレーシア (2006) ^(自) 4 チリ (2007)^(自) 5 タイ (2007)(自) 6 ブルネイ (2008)^(自)

7 インドネシア (2008) (自) 8 フィリピン (2008) ^(自)

9 スイス (2009) ^(自) 10 インド (2011) (自) 11 豪州 (2015) (自)

12 モンゴル (2016) ^(自)

13 TPP11協定(注1) (2018) (自) 14 EU (2019) (自)

15 ASEAN (2020^(注2)) ^(自) 16 英国 (2021) (自)

17 RCEP協定(注3) (2022) (自)

(注1) TPP11協定:環太平洋パートナーシップ に関する包括的及び先進的な協定

(注2) 改正議定書の発効年 (注3) RCEP協定:地域的な包括的経済連携協定

■交渉中 投資協定

1 アンゴラ 2 アルジェリア

3 カタール 4 ガーナ 5 タンザニア

6 トルクメニスタン 7 セネガル

8 キルギス

投資章を含む EPA/FTA

1 カナダ 2 日中韓

3トルコ

■署名済・未発効

・TPP協定^(注) (2016年2月署名、承認済) (EPA) ^(自)

・アルゼンチン (2018年12月署名、承認済)^(自)

・バーレーン協定 (2022年6月署名、未承認)

(注) TPP協定:環太平洋パートナーシップ協定

9 ナイジェリア

10 ザンビア

13 EU

11 エチオピア

14 パラグアイ

15 アゼルバイジャン

12 タジキスタン

与すると考えられることから、日本は投資関連 協定の締結に積極的に取り組んできている。

2022年には、日・モロッコ投資協定が発効 し(4月)、日・バーレーン投資協定に署名し た (6月)。2023年1月末時点で、発効済みの 投資関連協定が52本(投資協定35本、EPA17 本)、署名済み・未発効となっている投資関連 協定が3本(投資協定2本、EPA1本)あり、 これらを合わせると55本となり、80の国・地 域をカバーすることとなる。これらに現在交渉 中の投資関連協定を含めると、94の国・地域、 日本の対外直接投資額の約95%をカバーする こととなる4。

才 租税条約/社会保障協定

(ア) 租税条約

租税条約は、国境を越える経済活動に対する 国際的な二重課税の除去(例:配当などの投資 所得に対する源泉地国課税の減免)や脱税・租 税回避の防止を図ることを目的としており、二 国間の健全な投資・経済交流を促進するための 重要な法的基盤である。日本政府は、日本企業 の健全な海外展開を支援するため、これに必要 な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充に 努めている。

2022年には、モロッコとの租税条約(4月)、 コロンビアとの租税条約(9月)及びスイスと の租税条約の改正議定書(11月)が発効した。 さらに、5月にはアゼルバイジャンとの間で新 租税条約(全面改正)が、6月にはアルジェリ アとの間で租税条約が実質合意に至っている。 2022年12月時点で、日本は84本の租税条約 などを締結しており、151か国・地域との間で 適用されている。

(イ) 社会保障協定

社会保障協定は、社会保険料の二重負担や年 金保険料の掛け捨ての問題を解消することを目

的としている。海外に進出する日本企業や国民 の負担が軽減されることを通じて、相手国との 人的交流の円滑化や経済交流を含む二国間関係 の更なる緊密化に資することが期待される。 2022年12月時点で日本と社会保障協定を締 結又は署名している国は23か国である。

(2) 国際機関における取組

ア 世界貿易機関(WTO)

(ア) 第12回WTO閣僚会議 (MC12) の開催

6月12日から17日まで、ジュネーブにおい て第12回WTO閣僚会議 (MC12) が開催さ れた。本会議は、3度にわたる延期を経て4年 半ぶりに開催されたものであり、WTO閣僚会 議としては約6年半ぶりとなる閣僚宣言の採択 に合意するなどの成果を達成した。外務省から は、三宅伸吾外務大臣政務官が出席し、各国と 個別の会談を積極的に行い、合意に向けた意見 調整に貢献した。さらに、MC12の機会に開 催されたEU主催のウクライナとの連帯会合や 英国主催ウクライナ支援に向けた貿易面での取 組についての会合に参加し、ウクライナへの連 帯を表明し、ロシアの侵略を非難した。

MC12では、新型コロナ危機やロシアによる ウクライナ侵略に伴う食料供給問題といった、 現在国際社会が直面する課題に対し、WTOが 貿易機関として果たすべき役割を確認したほ か、将来の危機への対応や経済回復の過程にお ける貿易の果たす役割についての議論や、漁業 補助金などの分野についてのルール形成に向け た議論などが行われた。当初予定していた会期 を延長して深夜に及ぶ粘り強い議論が行われた 結果、閣僚宣言に加え、パンデミック対応、食 料不安への対応、輸出禁止・制限から世界食糧 計画 (WFP) による食料購入を除外、電子的 送信に対する関税不賦課モラトリアムの次回 WTO閣僚会議 (MC13) までの延長などの個 別分野の閣僚決定・宣言が採択された。さら

⁴ 財務省「直接投資残高地域別統計(資産)(全地域ベース)」(2021年末時点)

に、20年以上に及ぶ交渉を経て漁業補助金協 定交渉が妥結(281ページ 特集参照)するな ど、多くの成果を得ることができた。

有志国の取組である電子商取引交渉については、共同議長国である日本、オーストラリア及びシンガポールが、世界的なデジタル貿易ルールの合意に向けて、引き続きコミットしていく意思を示す、共同議長国閣僚声明を発出した。日本は、本交渉の共同議長国として、多くの参加国を包摂していく形で、高い水準のルールを形成するため、引き続き議論を主導していく。

(イ) オコンジョ=イウェアラWTO事務局長の 訪日

10月18日から20日、オコンジョ=イウェ アラWTO事務局長は、事務局長就任後初め て日本を訪問し、岸田総理大臣への表敬や林外 務大臣とのワーキング・ディナーなど政府要人 との会談のほか、与党や経団連幹部との意見交 換、日本国際問題研究所での講演など、日本の 政財界や学術関係者と幅広く交流した。政府要 人との会談ではオコンジョ事務局長から、日本 のこれまでのWTOへの貢献に謝意が示され ると共に、2023年にG7議長国となる日本へ の強い期待が示された。これに対し、岸田総理 大臣からは、オコンジョ事務局長のリーダー シップを支持しWTOでの議論に積極的に貢 献していくと述べた。また林外務大臣からは、 貿易を取り巻く国際環境が大きく変化する中 で、多角的貿易体制の中核であるWTOが時 代に即した機能を十分に発揮することが重要で あると述べ、オコンジョ事務局長との間で次回 WTO閣僚会議に向け緊密に連携していくこと で一致した。

オコンジョ事務局長は、2021年2月の事務 局長就任以来、日本を含む主要国を歴訪した。 さらに、各種国際会議に精力的に参加し、漁業補助金協定交渉やWTO改革などを始めとする、WTOが抱える課題について加盟国との連携を強力に推進してきた。2022年には、G7やG20を始めとする貿易関連の会合だけでなく、8月にチュニジアで開催された第8回アフリカ開発会議(TICAD 8)や、11月にエジプトで開催された国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)など貿易関連以外の国際会議にも参加し、グローバルな課題と国際貿易の関係などにつき、積極的な発信を行っている。

(ウ) 紛争処理

WTOの紛争解決手続⁵は、WTO加盟国間の経済紛争をルールに基づき解決するための制度であり、多角的貿易体制に安定性と予見可能性を与える柱として位置付けられている。2019年12月以降、第2審(最終審)に相当する上級委員会は審議に必要な委員数を確保できず「機能停止中」にあるが、紛争解決制度自体は引き続き加盟国に利用されている。2022年には8件の紛争が付託され、WTO設立以降の27年の間に、現在付託されている日本の当事国案件6件⁶を含む615件の案件が申し立てられている。

イ 経済協力開発機構 (OECD)

(ア)特徴

OECDは、経済・社会の広範な分野について 調査・分析を実施するほか、加盟国などに対し、 具体的な政策提言を行っている。また、約30 の委員会で行われる議論などを通じて、国際的 なスタンダードやルールを形成している。日本 は、1964年にOECDに加盟して以降、各種委 員会での議論や、財政・人的な貢献を通じて、 OECDの取組に積極的に関わってきている。

⁶ インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置、韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置、韓国による自国造船業に対する支援措置、インドによるICT製品に対する関税上の取扱い、日本の韓国向け輸出管理の運用見直し及び中国による日本製ステンレス製品に対するダンピング防止措置



⁵ 詳細については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ds/page24_000710.html

特 集

第12回世界貿易機関(WTO)閣僚会議

一漁業補助金協定に関するWTO協定改正議定書の採択―

6月にスイスのジュネーブで開催された第12回世界貿易機関(WTO)閣僚会議で、164の全加盟 国・地域のコンセンサス(意見の一致)を得て、新たに漁業補助金協定をWTO協定に追加するため の改正議定書が採択されました。

漁業補助金協定は、違法・無報告・無規制 (IUU: illegal, unreported and unregulated) 漁業な どへの補助金を禁止することで、海洋生物資源の持続可能な利用の実現を目指しています。これまで も、IUU漁業を効果的に抑止するには国際協力が必要との観点から、地域漁業管理機関(RFMO)や 国連食糧農業機関(FAO)において様々な取組が行われてきています。日本が2017年に加入した違法 漁業防止寄港国措置協定(PSMA)では、FAOの枠組みの下、寄港国による、IUU漁業を行う船舶に 対する入港拒否、港の使用の拒否などが定められています。これに対し、漁業補助金協定は、各国の交 付する漁業補助金について、IUU漁業につながる補助金の禁止、濫獲された資源の枯渇を助長する補 助金の原則禁止などを規定しています。

2015年に採択された国連の持続可能な開発目標(SDGs)では、IUU漁業につながる補助金の撤廃 が掲げられており、本協定の締結はこの目標の達成に寄与するものであるとともに、2017年に発効し たWTO貿易円滑化協定以降初めて、WTOの全加盟国・地域が参加・交渉して作成された新しい協 定となり、WTOのルール策定機能の健在を示したという点でも重要です。

WTO協定は、新しい協定については、加盟 国・地域の3分の2が受諾した時に、当該加盟 国・地域について効力が生じ、その後は、その 他の加盟国・地域について、それぞれによる受 諾の時に効力が生じることになっています。世 界的な漁業資源管理の促進や海洋生物資源の 持続可能な利用の実現に貢献することが期待さ れる本協定の早期発効が望まれます。



第12回WTO閣僚会議 (6月、スイス・ジュネーブ 写真提供:世界貿易機関)

(イ) 2022年OECD閣僚理事会

2022年の閣僚理事会は、6月9日及び10日、 議長国のイタリア、副議長国のメキシコ及びノ ルウェーの下、「我々が望む未来:次世代及び 持続可能な移行に向けたより良い政策」をテー マにパリ(フランス)で議論が行われた。日本 からは、山際大志郎経済財政政策担当大臣、三 宅外務大臣政務官などが対面で出席し、三宅政 務官から、ロシアによるウクライナ侵略は力に よる一方的な現状変更の試みであると厳しく非 難すると述べた上で、OECDが「共通の価値」 の下で結束して行動し続ける必要性を述べた。 また、OECDのルールやスタンダードを非加 盟国に普及していくことが重要で、特に、東南 アジア諸国の新規加盟を実現していくことが重 要であり、OECD東京センターが地域のハブ となることを期待すると発言した。

閣僚会合の最後には、ロシアによるウクライ ナ侵略、気候変動などの課題について各国の立 場や見解を踏まえた「閣僚声明」が採択され た。閣僚声明では、ロシアによるウクライナ侵 略への非難、経済的威圧への対抗、非加盟国に

よるOECDのスタンダードの遵守の促進、炭 素削減アプローチに関する包摂的フォーラム (IFCMA) の立上げ、サプライチェーンに関 する国際協力の強化、コーポレート・ガバナン ス及び責任ある企業行動 (RBC) の強化、ガ バメント・アクセスに関する原則策定や「信頼 性のある自由なデータ流通 (DFFT)」に関す る協力の継続なども盛り込まれた。

(ウ) 各分野での取組

OECDは、G20、G7、APECなど、ほかの 国際フォーラムとの連携を深めており、国際課 税制度の見直しの議論を主導するほか、「質の 高いインフラ投資に関するG20原則」の普及・ 実施や鉄鋼の過剰生産能力問題への対処、コー ポレート・ガバナンスに関する原則の改定、援 助協調などの取組を行っている。

(エ) 東南アジア地域へのアウトリーチ

OECDは、世界経済の成長センターとして の東南アジアの重要性の高まりを受け、東南ア ジア地域プログラム (SEARP) を通じた政策 対話などを行い、同地域との関係強化に取り組 んでいる。2月には、SEARP閣僚会合が韓国・ ソウルにおいてハイブリッド形式で開催され、 日本からは、林外務大臣がビデオメッセージを 発出した。10月にはハノイ(ベトナム)で開催 されたOECD東南アジア閣僚フォーラムに髙 木啓外務大臣政務官が対面で出席し、OECD と東南アジアとの橋渡し役として、日本は引き 続き、東南アジア各国の取組を支援していくと 述べた。日本は今後も、OECD東京センター を活用しながら、同地域からの将来的な加盟を 後押ししていく。

(オ) 財政的・人的貢献

2022年現在、日本は、OECDの本体予算 (分担金) の9.2% (米国 (19.9%) に次ぎ全 加盟国中第2位)を負担している。また日本は 代々事務次長(4ポストあり)の1ポストを輩 出しているほか(現在は武内良樹事務次長)、 事務局には2021年末時点で85人の邦人職員 が勤務している。

(3) 知的財産の保護

知的財産保護の強化は、技術革新の促進、ひ いては経済の発展にとって極めて重要である。 日本は、APEC、WTO (TRIPS)⁷、世界知的 所有権機関 (WIPO)⁸などで多国間の議論に積 極的に参画し、日本の知的財産が海外で適切に 保護され、活用されるための環境整備を行って いる。EPAなどでも、知的財産に関する規定 を設け、知的財産の十分で効果的な保護が達成 されるよう努めており、TPP11協定、日EU・ EPA、RCEP協定にも、知的財産の保護と利用 の推進を図る内容が規定されている。また、海 外で模倣品・海賊版被害など知的財産について の問題に直面する日本企業を迅速かつ効果的に 支援することを目的として、ほぼ全ての在外公 館で知的財産担当官を指名し、日本企業への助 言や相手国政府への照会、働きかけなどを行っ ている。さらに、知的財産担当官会議を地域ご とに毎年開催し、各国における被害や在外公館 の対応状況の把握、適切な体制構築に関する意 見交換やベスト・プラクティスの共有を行い、 知的財産権侵害への対応の強化を行っている。 2022年は中南米 (3月) 及び中国 (11月) を 対象に行った。

⁷ TRIPS: Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (知的所有権の貿易関連の側面に関

WIPO: World Intellectual Property Organization

国際会議における議論の主導

(1) G7

2月に発生したロシアによるウクライナ侵略 により国際秩序の根幹が脅かされる中、2022 年は、基本的価値や原則を共有するG7におけ る政策協調がこれまで以上に緊密に行われた。

6月26日から28日まで開催されたG7エル マウ・サミットでは、議長のショルツ・ドイツ 首相が掲げた「公正な世界に向けた前進」とい う全体テーマの下、ロシアによるウクライナ侵 略への対応に加え、物価対策を含む世界経済、 インド太平洋などの地域情勢、気候変動、食料 安全保障といった課題について、G7首脳間で 率直な議論が行われた。例年どおり会議の一部 に招待国・機関が参加したほか、ウクライナ情 勢に関するセッションにはゼレンスキー・ウク ライナ大統領がオンラインで参加した。

岸田総理大臣からは、ウクライナ情勢につい て、価値と原則を共有するG7として、引き続 き国際社会の取組を主導していくことを呼びか けた。また、世界経済については、G7は各国 の国民生活を物価高騰から守るための結束も強 化していくべきであると述べた。地域情勢につ いては、G7として、包摂的で法の支配に基づ く「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」 を維持することの重要性を改めて表明した。岸 田総理大臣からは、中国による尖閣諸島周辺の 日本領海への侵入が継続していることを説明し



G7 エルマウ・サミット (6月28日、ドイツ・エルマウ 写真提供:内閣広報室)

たほか、台湾海峡の平和と安定の重要性を強調 した。さらに、岸田総理大臣は、ロシアによる 核兵器使用の威嚇や、北朝鮮の核・ミサイル開 発の進展は、国際社会に核の脅威を改めて示し ており、核兵器不拡散条約(NPT)の維持・ 強化の重要性が一層高まっていると述べ、「核 兵器のない世界 | を目指す上では、世界の核兵 器数の減少傾向を反転させてはならないことを 指摘した。気候・エネルギーについては、カー ボンニュートラルの実現とエネルギー安全保障 の強化に同時に取り組むことが肝要であると述 べた。食料安全保障については、問題の根本的 原因であるロシアによるウクライナ侵略を終わ らせること及び現実に食料危機に直面している 国々への具体的な支援を通じて連帯を示すこと の重要性を強調した。

会議の締めくくりに当たり、岸田総理大臣は、 次期G7議長国として、2023年5月に広島でサ ミットを開催することを表明した。岸田総理大 臣は、世界が、ウクライナ侵略、大量破壊兵器 の使用リスクの高まりという未曽有の危機に直 面している中、2023年のG7サミットでは、武 力侵略も核兵器による脅しも国際秩序の転覆の 試みも断固として拒否するというG7の意思を、 歴史に残る重みを持って示したいと述べた。

議論の結果、G7首脳は、ロシアによるウク ライナ侵略に対し、G7が結束して国際社会の 秩序を守り抜くことを確認し、議論の総括とし て、G7首脳コミュニケ及び五つの個別声明が 発出された。

なお、2022年のG7ドイツ議長国下では、6 月のエルマウ・サミットに加え、3月にはブ リュッセル(ベルギー)において対面で、また 2月、5月、10月、12月にはオンラインで臨 時のG7首脳会議が開催され、ロシアによるウ クライナ侵略へのG7としての対応などについ て議論が行われた。

首脳間の会合に加え、閣僚間の会合も数多く行われ、このうちG7外務大臣会合は、2022年だけでもオンラインを含めて11回開催された。5月12日から14日までヴァイセンハウス(ドイツ)と11月3日から4日までミュンスター(ドイツ)の2度にわたり開催された独立した対面会合では、ウクライナ、中国、北朝鮮、インド太平洋、中東などについて突っ込んだ意見交換が行われた。また、5月の会合では、新型コロナやインフラ開発、気候変動についてG7としての連携を確認したほか、11月の会合の一部には、ガーナ及びケニアの外相並びにアフリカ連合(AU)副委員長も招待され、アフリカ地域情勢についても議論された。

G7貿易大臣会合については、第1回会合が3月23日にオンラインで、第2回会合が9月14日及び15日にノイハルデンベルク(ドイツ)で開催され、それぞれ、林外務大臣及び萩生田光一経済産業大臣、西村康稔経済産業大臣及び山田賢司外務副大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略に関連した貿易上の対応や、WTO改革、公平な競争条件などについて率直な議論が行われた。

5月18日及び19日にはG7開発大臣会合及びG7開発大臣・保健大臣合同会合がベルリン(ドイツ)で開催され、日本からは鈴木貴子外務副大臣及び佐藤英道厚生労働副大臣が出席し、ロシアによるウクライナ侵略を受けたG7の支援の在り方や開発途上国におけるパンデミック対策の強化を含む、開発の諸課題について議論が行われた。

2023年に入ってからは、日本が議長国としてG7の取組を主導している。同年2月18日にミュンヘン(ドイツ)で開催された日本議長国下で初となる対面会合となったG7外相会合では、ウクライナ情勢を中心に議論が行われ、会合の後半にクレーバ・ウクライナ外相が参加した。G7として法の支配に基づく国際秩序を堅持するというコミットメントを強調するとともに、公正かつ永続的な平和へのウクライナのコ

ミットメントを歓迎し、そのためにウクライナと積極的に協力していくことで一致した。ロシアによるウクライナ侵略の開始から1年となる同年2月24日には、岸田総理大臣がG7首脳テレビ会議を主催し、ロシアによるウクライナ侵略への対応などにおけるG7の揺るぎない結束を改めて確認した。

(2) G20

G20は、主要先進国・新興国が参画する国際経済協力のプレミア・フォーラムである。

11月15日及び16日に開催されたG20バリ・サミットでは、議長国インドネシアが掲げた「共に回復し、より強く回復する」のテーマの下、食料・エネルギー安全保障、国際保健など、現下の国際社会の重要課題について議論が行われた。岸田総理大臣は、ロシアによるウクライナ侵略を強く非難し、ロシアによる核の脅しは断じて受け入れられず、ましてやその使用もあってはならないことを訴えた。さらに、2023年のG7日本議長年を見据えつつ、これらの重要課題に関する日本の立場と取組を積極的に発信し、議論に貢献した。

議論の総括として、G20バリ首脳宣言が発出され、ほとんどのG20メンバーがウクライナでの戦争を強く非難したことが記載され、G20として、核兵器の使用も、使用するとの脅しも受け入れられないとのメッセージが明確に盛り込まれた。



G20 バリ・サミット (11月15日、 インドネシア・バリ 写真提供:内閣広報室)

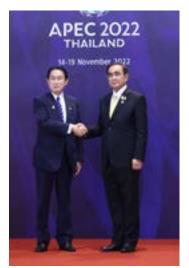
7月7日及び8日に行われたG20外相会合に は林外務大臣が出席し、ロシアによるウクライ ナ侵略が継続する中、多国間主義の在り方、食 料やエネルギーの問題など、現下の国際情勢に おける重要課題について議論が行われた。

(3) アジア太平洋経済協力(APEC)

APECは、アジア太平洋地域の21の国・地 域が参加する経済協力の枠組みである。アジア 太平洋地域は、世界人口の約4割、貿易量の約 5割、GDPの約6割を占める「世界の成長セ ンター」であり、APECはこの地域の貿易・投 資の自由化・円滑化に向け、地域経済統合の推 進、経済・技術協力などの活動を行っている。 国際的なルールに則り、貿易・投資の自由化・ 円滑化と連結性の強化によって繁栄するアジア 太平洋地域は、日本が志向するFOIPの核であ る。日本がAPECに積極的に関与し、協力を 推進することは、日本の経済成長や日本企業の 海外展開を後押しする上で非常に大きな意義が ある。

2022年はタイが議長を務め、「Open, Connect, Balance (全ての機会に開かれ、全 ての次元で連結し、全ての側面で均衡をとる)| という全体テーマの下、年間を通じて様々な会 合で議論が進められた。中でも、新型コロナ感 染拡大後の回復及び包摂的・持続可能な経済成 長のための協力、2020年首脳会議で採択され たAPECプトラジャヤビジョンで示された「開 かれた、ダイナミックで、強靱かつ平和なアジ ア太平洋地域」の実現に向けた議論が進められ た。

4年ぶりにバンコクで対面開催された11月 18日及び19日の首脳会議では、首脳宣言に加 え、新型コロナ感染拡大後のAPEC地域の持 続可能な成長に関する取組を記した文書「バイ オ・循環型・グリーン (BCG) 経済に関する バンコク目標」が採択された。「BCG経済に関 するバンコク目標」には、環境課題への取組、 持続可能で包摂的な貿易・投資の推進、環境保



APEC首脳会議(11月、タイ・バンコク 写真提供:内閣広報室)

全・資源マネジメントの分野で取り組むべき目 標が記された。首脳宣言には、ロシアによるウ クライナ侵略を受け「ほとんどのメンバーは、 ウクライナにおける戦争を強く非難し、この戦 争が計り知れない人的被害をもたらし、また、 成長の抑制、インフレの増大、サプライチェー ンの混乱、エネルギー及び食料不安の増大、金 融安定性に対するリスクの上昇といった世界経 済における既存の脆弱性を悪化させていること を強調した。」との文言が盛り込まれた。

首脳会議に出席した岸田総理大臣は、新しい 資本主義の実現を目指すことで、日本経済を新 たな成長軌道に乗せ、アジア太平洋の包摂的で 持続可能な成長に貢献していく決意を表明し た。その上で、アジア全体のゼロエミッション 化を含むグリーン社会の実現、デジタル・トラ ンスフォーメーションの推進、女性の経済活動 への一層の参画といった包摂的な社会による経 済成長、ルールに基づく自由で公正かつ開かれ た貿易・投資の推進、不公正な貿易慣行や経済 的威圧とは相容れないCPTPPのハイスタン ダードの維持、持続可能な発展のため「質の高 いインフラ」投資や透明で公正な開発金融の推 進などを訴えた。

2023年は、米国が議長を務めることとなっ ている。



日本の経済的な強みの発信

(日本の農林水産物・日本産食品の輸出促進を含む。)

(1) 外務本省・在外公館が一体となった日本 企業の海外展開の推進

外国に進出している日系企業は、国内外の経済情勢やそのほかの事情の影響を受けつつも中長期的には増加傾向にある。これは、日本経済の発展を支える日本企業の多くが、海外市場の開拓を目指し、海外展開に積極的に取り組んできたことの現れである。アジアを中心とする海外の経済成長の勢いを日本経済に取り込む観点からも、政府による日本企業支援の重要性は高まっている。

このような状況を踏まえ、外務省では、本省・在外公館が連携して、日本企業の海外展開推進に取り組んでいる。在外公館では、大使や総領事が率先し、日本企業支援担当官を始めとする館員が「開かれた、相談しやすい公館」をモットーに、各地の事情に応じた具体的支援を行うために、日本企業への各種情報提供や外国政府への働きかけを行っている。また、現地の法制度に関するセミナーや各種情報提供及び法律相談を、2022年度にはアジア・アフリカ地域を中心に、15か国20公館で実施した。

ビジネスに関する問題の相談だけではなく、 天皇誕生日祝賀レセプション、各種イベント・ 展示会などで、日本企業の製品・技術・サービ スや農林水産物などの「ジャパンブランド」を 広報することも、在外公館における日本企業支 援の重要な取組の一つである。日本企業の商品 展示会や地方自治体の物産展、試食会などを広 報・宣伝する場として、また、ビジネス展開の ためのセミナーや現地企業・関係機関との交流 会の会場として、大使館や大使公邸などを積極 的に提供することにより、幅広く広報を行って きている。そのほか、新型コロナの世界的流行 に鑑み、オンラインなども活用して事業に取り 組んだ。

(2) インフラシステムの海外展開の推進

新興国を中心としたインフラ需要を取り込 み、日本企業のインフラシステムの海外展開を 促進するため、2013年に内閣官房長官を議長 とし、関係閣僚を構成員とする「経協インフラ 戦略会議 | が設置され、2022年12月までに 54回の会合が実施された。同会議では2013 年に作成された「インフラシステム輸出戦略」 を毎年改定し、そのフォローアップを行ってき たが、2020年12月に近年の情勢変化を踏ま え、「インフラシステム海外展開戦略2025」 (以下「新戦略」という。)を策定し、(1)経 済成長の実現、(2) 持続可能な開発目標 (SDGs)達成への貢献、(3)「自由で開かれた インド太平洋 (FOIP)」の実現を重点戦略と して明確化し、2025年のインフラシステムの 受注額を34兆円とすることが目標として掲げ られた。2021年6月には「ポストコロナを見 据えた新戦略の着実な推進に向けた取組方針」 を決定し、ユーティリティ、モビリティ・交 通、デジタル、建設・都市開発農業・医療・郵 便など5分野の「分野別アクションプラン」の 策定や総理のトップセールスを補完する各省幹 部トップセールスの件数などの政策目標(Key Performance Indicator: KPI) を設定、さら に2022年6月には新戦略の追補版を策定し、 環境の変化を踏まえ重点戦略を明確化した。さ らに、重点戦略に沿った具体的施策を掲げるな ど、新戦略の目標達成に向け、各種の施策を推 進している。

また、在外公館においては、インフラプロジェクトに関する情報の収集・集約などを行う「インフラプロジェクト専門官」を指名し(2023年3月末時点で77か国99公館、約200人)成果を上げてきている。

(3) 日本の農林水産物・食品の輸出促進 (東日本大震災後の日本産食品に対する 輸入規制)

日本産農林水産物・食品の輸出拡大は政府の 重要課題の一つであり、政府一体となった取組 を一層促進するため、2020年12月に「農林 水産物・食品の輸出拡大実行戦略 | が策定さ れ、農林水産物・食品の輸出額を2025年に2 兆円、2030年に5兆円にするという目標の達 成に向け、輸出産地・事業者の育成などを行っ ていくこととなった。また、輸出額1兆円を突 破した2021年末、2022年6月及び12月には 本戦略を改訂し、更なる輸出拡大に向けて取組 を加速化させている。外務省としても、関係省 庁・機関、日本企業、地方自治体などと連携し つつ、在外公館などのネットワークを利用し、 SNSなども活用しながら、日本産農林水産物・ 食品の魅力を積極的に発信している。特に、56 か国・地域の60か所の在外公館では、日本企 業支援担当官(食産業担当)を指名し、農林水 産物・食品の輸出促進などに向けた取組を重点 的に強化しているほか、その他の国・地域にお いても各国・地域の要人を招待するレセプショ ンや文化行事などの様々な機会を捉え、精力的 な取組を行っている。さらに、4月以降、主要 な輸出先国・地域において、在外公館と日本貿 易振興機構 (JETRO) 海外事務所及び日本食品 海外プロモーションセンター(IFOODO)海 外駐在員を主な構成員とする輸出支援プラット フォームが立ち上がり、現地において輸出事業 者を包括的・専門的・継続的に支援している。

輸出拡大の大きな障壁の一つとして、東日本 大震災・東京電力福島第一原子力発電所事故後 に諸外国・地域が導入した、日本産農林水産 物・食品に対する輸入規制措置がある。この規 制の撤廃及び風評被害対策は政府の最重要課題 の一つである。外務省も、関係省庁と連携しな がら、一日も早くこうした規制が完全に撤廃さ れるように取り組んでいる。こうした取組の結 果、2022年には英国(6月)、インドネシア (7月) が輸入規制を撤廃し、累計で43か国・ 地域が規制を撤廃した。

2022年末現在も規制を維持している12の 国・地域(輸入停止を含む規制:韓国、中国、 台湾、香港、マカオ 限定規制:仏領ポリネシ ア、EU、アイスランド、スイス、ノルウェー、 リヒテンシュタイン、ロシア)に対しては、引 き続き、関係省庁、地方自治体、関係する国際 機関などと緊密に連携しながら、科学的根拠に 基づく早期撤廃及び風評被害の払拭に向け、あ らゆる機会を捉え、より一層説明及び働きかけ を行っていく。

資源外交と対日直接投資の促進

(1) エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な 供給の確保

ア エネルギー・鉱物資源をめぐる内外の動向 (ア) 世界の情勢

近年、国際エネルギー市場には、(a) 需要 (消費) 構造、(b) 供給(生産) 構造、(c) 資 源 選択における三つの構造的な変化が生じて

いる。(a) 需要については、世界の一次エネ ルギー需要が、中国、インドを中心とする非 OECD諸国へシフトしている。(b) 供給につ いては、「シェール革命」⁹により、石油・天然 ガスともに世界最大の生産国となった米国が、 2015年12月に原油輸出を解禁し、また、米 国産の液化天然ガス (LNG) の更なる輸出を

⁹ シェール革命:2000年代後半、米国でシェール(Shale)と呼ばれる岩石の層に含まれる石油や天然ガスを掘削する新たな技術が開発され、ま た経済的に見合ったコストで掘削できるようになったことから、米国の原油・天然ガスの生産量が大幅に増加し、国際情勢の多方面に影響を与え ていること

(イ) ロシアに対する制裁

ロシアへのウクライナ侵略に対するエネルギー分野の制裁について、5月、G7首脳声明においてロシア産石油の禁輸方針を打ち出し、日本も原則輸入停止の方針を表明した。また、世界的な石油の供給不安によるエネルギー価格の高騰が懸念される中、ロシア産原油などを一定程度輸送できるようにすることで、世界的なエネルギー価格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー個格の高騰を防ぎつつ、ロシアのエネルギー収入を減少させることを目的とし、9月、G7財務大臣・中央銀行総裁会議において、一定の価格を超えるロシア産原油などの海上輸送などに関連するサービスを禁止する「プライ

達成していくかという課題に直面している。

ス・キャップ (価格上限規制)」措置を導入することで一致した。本措置にはG7 (EUを含む。) 及びオーストラリアが参加している。なお、サハリン2プロジェクトで生産された原油については、日本のエネルギー安全保障の観点から、本措置の規制の対象外としている。

(ウ) 日本の状況

東日本大震災以降、日本の発電における化石 燃料が占める割合は、原子力発電所の稼働停止 に伴い、震災前の約60%から2012年には約 90%に達した。石油、天然ガス、石炭などの ほぼ全量を海外からの輸入に頼る日本の一次エ ネルギー自給率(原子力を含む。)は、2011 年震災前の20%から2014年には6.3%に大幅 に下落し、2019年には12.1%まで持ち直した ものの、ほかのOECD諸国と比べると依然と して低い水準にある。また、日本の原油輸入の 約90%が中東諸国からであり、LNGや石炭に ついては、中東への依存度は原油に比べて低い ものの、そのほとんどをアジアやオセアニアか らの輸入に頼っている。このような中、エネル ギーの安定的かつ安価な供給の確保に向けた取 組がますます重要となっている。同時に、気候 変動への対応も重要となっている。日本は、 2020年10月に2050年カーボンニュートラル、 2021年4月に、2030年度の46%削減、更に 50%を目指して挑戦を続ける新たな削減目標 を表明した。こうした状況を背景に、2021年 10月に閣議決定された、「第6次エネルギー基 本計画」では、エネルギー源の安全性(Safety)、 安定的供給の確保 (Energy Security) エネル ギーコストの経済的効率性の向上(Economic Efficiency)、気候変動などの環境への適合性 (Environment) を考慮した、「S+3E」の原則 を引き続き重視しながら、2030年までの具体 的な取組を示している。

イ エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供 給の確保に向けた外交的取組

エネルギー・鉱物資源の安定的かつ安価な供 給の確保は、活力ある日本の経済と人々の暮ら しの基盤を成すものである。外務省として、こ れまで以下のような外交的取組を実施・強化し てきている。

(ア) 在外公館などにおける資源関連の情報収 集・分析

エネルギー・鉱物資源の獲得や安定供給に重 点的に取り組むため、在外公館の体制強化を目 的とし、2022年末時点、合計53か国60公館 に「エネルギー・鉱物資源専門官」を配置して いる。また、エネルギー・鉱物資源の安定供給 確保の点で重要な国を所轄し、業務に従事する 一部在外公館の職員を招集して、「エネルギー・ 鉱物資源に関する在外公館戦略会議」を毎年開 催している。2022年は12月9日にオンライン 形式で開催した(詳細は290ページ イ(エ) を参照)。

(イ) エネルギー市場安定化に向けた取組

2022年2月に起きたロシアのウクライナ侵 略により、石油価格は1バレル当たり130ドル を超え、欧州ガス市場では100万BTU当たり 70ドルを突破するなどエネルギー価格は大きく 高騰し、エネルギー市場は大きく不安定化した。

この状況下、日本は、2月と3月に、欧州で の天然ガスの需給逼迫を緩和するため、日本企 業が取り扱うLNGの一部を欧州に融通し、ま た国際エネルギー機関(IEA)加盟国として、 3月から4月に2回にわたる石油備蓄の協調放 出を実施し、過去最大の放出量となる計2.250 万バレルの石油備蓄を放出した。

こうしたエネルギーをめぐる情勢の中で、エ ネルギー市場の安定化に向けて、資源生産国に 対する増産の働きかけも行っている。3月には 岸田総理大臣とムハンマド・アラブ首長国連邦 皇太子及びムハンマド・サウジアラビア皇太子 との会談、林外務大臣とアブドラ・アラブ首長 国連邦外相及びジャーベル産業・先端技術相と の会談、4月には林外務大臣とアフマド・ク ウェート外相及びバドル・オマーン外相との会 談、7月には林外務大臣とファイサル・サウジ アラビア外相との会談、9月には岸田総理大臣 とムハンマド・サウジアラビア皇太子及びムハ ンマド・アラブ首長国連邦大統領との会談など の産油国との間の首脳・閣僚レベルの累次の会 談の機会に産油国に対する働きかけを行ったほ か、在外公館や関係省庁を通じて様々なレベル で産油国に対する働きかけを行った。

(ウ) エネルギー・鉱物資源に関する国際機関と の連携

エネルギーの安定供給や重要鉱物資源のサプ ライチェーン強靭化に向けた国際的な連携・協 力のため、日本は、国際的なフォーラムやルー ルを積極的に活用している。ロシアによるウク ライナ侵略によって生じたエネルギー危機の中 でも、エネルギー安全保障を確保しつつ、脱炭 素化に向けて現実的なエネルギー移行を図るた めに、エネルギーの安定供給の確保と供給源の 多角化及びエネルギー移行に不可欠な重要鉱物 資源の安定的確保が重要であることを国際社会 に発信している。

3月、小田原潔外務副大臣は、第28回IEA 閣僚理事会(フランス・パリ)に出席し、日本 は世界のエネルギー移行を促進するため、各 国・地域のエネルギー事情を考慮し、あらゆる エネルギー源や技術を組み合わせる視点から IEAの活動を支援していくこと、また、多くの 重要鉱物資源について、一部の国に精製・分離 のプロセスが寡占されている現状の問題を指摘 し、重要鉱物資源のサプライチェーンの強靱化 支援として、日本が新たに約180万ユーロ(約 2.2億円)をIEAに対して拠出を決定したこと を表明した。また、5月、小田原外務副大臣は、

国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 10 第23 回理事会にオンライン形式で出席し、ウクライナ危機は改めてエネルギー安全保障とエネルギー転換の両立の重要性を認識させたと述べつつ、再生可能エネルギーを主としたエネルギー・システムへの道筋は一つではなく各国の事情に応じた議論が重要であること、また、再生可能エネルギーの普及に不可欠な重要鉱物資源の取組の進捗と水素のサプライチェーン構築のための国際貿易に係る取組を歓迎することを表明した。

6月、鈴木外務副大臣は、「鉱物安全保障パートナーシップ(MSP)閣僚級会合」(カナダ・トロント)に出席して、鉱山開発、精製・加工、リサイクル・リユースといった、一連のサプライチェーンにおいて、高い環境・社会・ガバナンス(ESG)基準を実現するため、投資の促進を含む官民の連携を戦略的に促進することを目的としたMSPの立上げへの日本の支持を表明した上で、鉱物資源の供給多角化に向けた日本の取組を紹介し、鉱物資源をめぐる現下の課題解決に向け、本枠組みにおける議論と活動に積極的に貢献したいと述べた。

9月、髙木外務大臣政務官は、インドネシアを議長国として開催されたG20エネルギー移行大臣会合に出席した。髙木外務大臣政務官からは、エネルギー価格の高騰は先進国、途上国を問わず脆弱な人々の生活を圧迫しており、エネルギー・アクセスの確保が喫緊の課題となっていることを指摘し、廉価なエネルギーへのアクセスはベーシック・ヒューマン・ニーズであると述べた。また、髙木外務大臣政務官は、今回のエネルギー危機によりエネルギー安全保障の重要性が再認識される中、エネルギー安全保障の重要性が再認識される中、エネルギー安全保障の重要性が再認識される中、エネルギー安全保障の正スルギーが行き渡るべきであり、エネルギー安全保障の確保をエネルギー移行の加速化の基盤としていくことが重要であると強

調した。これらの国際機関とは、事務レベルに おいても日頃から緊密に連携して、エネルギー の安定供給や重要鉱物資源のサプライチェーン 強靭化に向けて取り組んでいる。

(エ) エネルギー・鉱物資源に関する在外公館 戦略会議

外務省では、2009年度から、主要資源国に 設置された大使館・総領事館、関係省庁・機 関、有識者、企業などの代表者を交えた会議を 毎年開催し、日本のエネルギー・鉱物資源の安 定供給確保に向けた外交的取組について議論を 重ね、政策の構築と相互の連携強化を図ってき た。2022年の戦略会議は、約30公館を超え るエネルギー・鉱物資源専門官及び資源エネル ギー庁関係者などが参加し、第1部では、ロシ アのウクライナ侵略によって生じたエネルギー 危機下にある中、在外公館からのエネルギー情 勢の報告を踏まえて今後の課題やその対策につ いての議論を行い、第2部では、米国国務省エ ネルギー資源局関係者から、米国のイニシア ティブで設立されたクリーンエネルギー移行に 必要な鉱物資源の安定供給に向けた取組である 鉱物資源安全保障パートナーシップの意義に関 する説明を得て、重要鉱物のサプライチェーン 強靱化に向けた取組についての議論を行った。

(オ) エネルギー憲章条約の近代化に係る交渉 の実質合意

エネルギー憲章に関する条約 (Energy Charter Treaty: ECT) は、ソ連崩壊後の旧ソ連及び東欧諸国におけるエネルギー分野の市場原理に基づく改革の促進、世界のエネルギー分野における貿易・投資活動を促進することなどを宣言した「欧州エネルギー憲章」の内容を実施するための法的枠組みとして定められ、1998年4月に発効した多数国間条約である(日本は2002年に発効)。欧州及び中央アジア

¹⁰ IRENA: International Renewable Energy Agency

諸国を中心とした52か国・機関が本条約¹¹を 締結している。2020年から条約改正に向けた 議論が行われ、2022年6月に締約国交渉当事 者間で実質合意に達した。また、日本はECT の最大の分担金拠出国であり、2016年には東 アジア初となるエネルギー憲章会議の議長国を 務め、東京でエネルギー憲章会議第27回会合 を開催するなど、ECTの発展に貢献してきて いる。なお、2021年9月から、ECTの運営組 織であるエネルギー憲章事務局の副事務局長に 廣瀬敦子氏が日本人として初めて副事務局長に 就任している。

(カ) エネルギー・鉱物資源に関する広報分野で の取組

4月、外務省は、日本経済団体連合会(経団 連)の後援の下、アジア・エネルギー安全保障 セミナー「地政学から考えるエネルギー転換期 における天然ガス」をオンラインで開催した。 本セミナーには、小田原外務副大臣が出席した ほか、経団連の宮地伸二アジア・大洋州地域委 員会企画部会長が後援団体を代表して出席し た。アリフィン・タスリフ・インドネシア共和 国エネルギー・鉱物資源相及びティム・グルド IEAチーフエコノミストが基調講演を行ったほ か、エネルギー・国際関係に携わる国際機関関 係者、有識者などがパネリストとして登壇し た。セミナーには国内外から約1,200人がオン ラインで参加登録を行った。セミナーの冒頭、 小田原外務副大臣から、ロシアによるウクライ ナ侵略は、エネルギー転換とエネルギー安全保 障の両立の重要性を改めて世界に認識させたと 述べ、脱炭素化社会を実現するためにも、現実 的で円滑なエネルギー転換を実施していく必要 性を指摘した。また、脱炭素化の過渡期におい て、発電量が天候に左右されやすい太陽光や風 力発電を補う調整力を担う観点などから、天然

ガスが極めて重要な役割を果たすことを述べ た。セミナーではエネルギーの地政学リスクに ついて、脱炭素化への時間軸を念頭に議論する ことの重要性や日常生活において、エネルギー 転換をいかに進めていくべきかについて、活発 な議論が行われた。参加者の間では、エネル ギー安全保障のリスクが顕在化している今こ そ、エネルギー転換について有意義な取組を進 めるチャンスでもあるとの認識が共有された。

また、11月7日から8日にかけて、外務省 は、日本に駐在する8か国の大使館から8人の 外交官を対象に、福島県内のエネルギー関連施 設の視察を行うスタディー・ツアー「危機のエ ネルギー」を実施した。具体的には、勿来 IGCCパワー合同会社・勿来IGCC発電所、福 島原子力発電所、福島水素エネルギー研究 フィールド、そうまIHIグリーンエネルギーセ ンター、福島再生可能エネルギー研究所を視察 し、地元関係者との交流会を開催した。参加外 交団からは、日本のエネルギー事情や再エネの 今後の可能性について包括的に学ぶことがで き、大変興味深かったとの意見が寄せられた。

(2) 食料安全保障の確保

世界の食料安全保障の状況は、新型コロナ、 エネルギー価格の高騰、気候変動、紛争などに よる複合的リスクにより、サプライチェーンの 混乱や途絶という食料システムに影響を与える 問題が顕在化していたところに、ロシアのウク ライナ侵略によって、特にアフリカや中東を中 心に食料安全保障をめぐる状況が世界規模で急 激に悪化した。さらに、食料の生産のための土 地利用、気候変動には適応した農業生産、状況 に応じた適切な肥料の使用などといった将来に 向けた課題もある。急性食料不安に直面する人 口は、過去最大の3億4,900万人に達している。 2022年世界の食料安全保障と栄養の現状

¹¹ エネルギー原料・産品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の保護などを規定した本条約は、供給国から需要国へのエ ネルギーの安定供給の確保に寄与し、エネルギー資源の大部分を海外に頼る日本にとって、エネルギー安全保障の向上に資するほか、海外におけ る日本企業の投資環境の一層の改善を図る上で重要な法的基盤を提供している。

(SOFI)¹²によると、経済の落ち込みやサプラ イチェーンの混乱による食料アクセスの低下に 伴い、2021年の栄養不足人口は、新型コロナ の影響で急増した2020年よりも鈍化したもの の、引き続き増加傾向は続き、最大で8億 2.800万人に達したと推定される。また、 2022年においてもロシアによるウクライナ侵 略がSDG(持続可能な開発目標2「飢餓をゼ 口に一)の目標に対して新たな課題をもたらし、 飢餓と食料危機に直面している国の食料安全保 障と栄養に悪影響を与えていると指摘してい る。また、ロシアとウクライナ両国が世界有数 の穀物などの輸出国であったことから、特に両 国産穀物に多くを依存するアフリカ、中東、ア ジアの途上国を中心とする国々への安定的な穀 物の供給に更に深刻な影響をもたらしたほか、 世界各地で穀物の供給不足の懸念から取引価格 が上昇し、食料価格の高騰を招いている。この ように、ロシアによるウクライナ侵略は、グ ローバル・サプライチェーンの混乱により引き 起こされる食料安全保障の脆弱性を示した。

ア 食料安全保障に関する国際的枠組みにおける 協力

2022年はこのようなグローバルな食料危機 に対応するため、様々な議論が行われた。特 に、ロシアのウクライナ侵略を受けた世界的な 食料不安への懸念から、G7やG20といった国 際的な枠組みや様々な国際機関からその状況へ の懸念が表明された。また、国連や米国、ドイ ツ、フランスなどのイニシアティブによる国際 協調の枠組みの創設や、ウクライナからの穀物 輸出を実現するために国連主導のウクライナか ら黒海を通じて穀物輸出を行う「黒海穀物イニ シアティブ」、EU主導のウクライナから鉄道、 トラックによる陸路での穀物輸出やウクライナ への生活物資などを運ぶ「連帯レーン」などの 取組が行われた。

イ 日本が参加した主なイニシアティブ

5月には、米国のイニシアティブにより、 ニューヨークの国連本部で「グローバルな食料 安全保障のための行動要請に関する閣僚会合」 が開催され、小田原外務副大臣が出席した。会 合の中で、日本は、食料安全保障の危機に対処 するための緊急の課題として、ウクライナ産食 料の国際的な流通を回復させること、農業の生 産力の向上と肥料の効率的な使用を促進するこ と、不当な輸出規制や過剰な備蓄を避けること の3点が持続可能な食料システムの構築に重要 であると述べ、本会合の参加国と今後一層連 携・協力していくことにコミットした。

6月には、ドイツのイニシアティブにより 「グローバルな食料安全保障に向けた結束のた めの閣僚会合」がベルリンにおいて開催され、 日本からは林外務大臣がオンラインで出席し た。出席した閣僚の多くから、ロシアのウクラ イナ侵略が世界の食料安全保障を悪化させてい ることへの懸念が表明され、現下の食料安全保 障の危機に対処するためには、関係者間で引き 続き緊密に連携していくことが不可欠である点 を確認した。

また、G7エルマウ・サミットが開催され、 議長のショルツ・ドイツ首相が掲げた「公正な 世界に向けた前進」という全体テーマの下、 G7首脳間で率直な議論が行われ、ロシアによ るウクライナ侵略に対し、G7が結束して国際 社会の秩序を守り抜くことを確認した。サミッ トの成果文書として、「世界の食料安全保障に 関するG7首脳声明」が発出され、声明の中で 「世界の食料及び栄養の安全保障を強化し、食 料危機に最も強く影響を受けかねない脆弱な 人々を守るため、努力を惜しまない。」と述べ、 G7として結束してくことを確認した。

¹² 世界の食料安全保障と栄養の現状報告 (SOFI): SOFI (The State of Food Security and Nutrition in the World) は、国連食糧農業 機関(FAO)、国連児童基金(UNICEF)、国連世界食糧計画(WFP)、国際農業開発基金(IFAD)及び世界保健機関(WHO)が共同発行する世 界の食料不足と栄養に関する年次報告書

9月には、米国、EUなどのイニシアティブ により、ニューヨークにおいて「グローバル食 料安全保障サミット」が開催され、林外務大臣 が出席した。この会合ではロシアのウクライナ 侵略による食料価格の上昇や一部供給途絶な ど、世界的な食料安全保障への影響や課題を議 論し、現下の食料危機の解決に向けた国際社会 の取組の指針が検討された。また、日本にとっ て、喫緊の課題となっている世界的な食料不安 に対し、国際社会と緊密に連携・協力して取り 組んでいくことを確認する機会となった。

ウ 食料安全保障に関する国際機関との連携強化

日本は、国際社会の責任ある一員として、食 料・農業分野における国連の筆頭専門機関であ る国連食糧農業機関 (FAO) の活動を支えて いる。特に、日本は第3位の分担金負担国であ り、主要ドナー国の一つとして、食料・農業分 野での開発援助の実施や、食品安全の規格など の国際的なルール作りなどを通じた世界の食料 安全保障の強化に大きく貢献している。また、 日・FAO関係の強化にも取り組んでおり、年 次戦略協議の実施や、国内における理解向上の ためのシンポジウムなどを実施している。

また、2022年は、ロシアのウクライナ侵略 を受けて、世界的な主要穀物生産国のウクライ ナにおける農業生産の状況が懸念されたことか ら、日本は、FAOを通じて、ウクライナ農家 への小麦やトウモロコシの種子の配布や収穫さ れた穀物を保管するための一時貯蔵能力の拡大 支援、また陸路を通じた輸出促進を支援するた めのルーマニア国境のイズマイール検疫所の能 力構築支援を実施した。また、日・FAO関係 強化のため年次戦略協議などを実施し、緊密な 対話を継続している。

■ 食料安全保障に関する広報分野での取組 3月、外務省は、食料安全保障シンポジウム

「ロシアのウクライナ侵略から見る日本と世界 の食料安全保障 | をオンライン形式で開催し、 本セミナーには、国内外から500人以上が参 加した。本セミナーには、小田原外務副大臣が 出席したほか、岡部芳彦神戸学院大学経済学部 教授、平澤明彦農林中金総合研究所執行役員兼 基礎研究部長、江崎道朗拓殖大学大学院客員教 授が出席した。また、有識者やアグリビジネス 関係者が登壇した。冒頭の開会挨拶において、 小田原外務副大臣から、ロシアによるウクライ ナ侵略が世界及び日本の食料安全保障を含む国 際社会に様々な負の影響を与えている状況を指 摘した。さらに、自由で公正な貿易体制の維 持・強化や国際協力といった平時の備えの重要 性及び国家備蓄の整備や供給先の多角化といっ た有事での対応の重要性について指摘した。そ の後、登壇者によるパネルディスカッションで は、昨今の世界情勢によって複雑化する食料安 全保障、農業政策、地政学や経済安全保障の観 点から日本の取るべき政策について、質問者を 交えて活発な議論を行った。

(3) 漁業(マグロ・捕鯨など)

日本は世界有数の漁業国及び水産物の消費国 であり、海洋生物資源の適切な保存管理及び持 続可能な利用に向け、国際機関を通じて積極的 に貢献している。

日本は、鯨類は科学的根拠に基づき持続的に 利用すべき海洋生物資源の一つであるとの立場 から、国際捕鯨委員会 (IWC)¹³が「鯨類の保 護」と「捕鯨産業の秩序ある発展」という二つ の役割を有していることを踏まえ、30年以上 にわたり、収集した科学的データを基に誠意を 持って対話を進めてきた。しかし、持続的利用 を否定し保護のみを主張する国々との共存は極 めて困難であることが明らかとなったため、日 本は2019年にIWCを脱退し、商業捕鯨を再 開した。

日本は、領海と排他的経済水域 (EEZ)14 に 限定し、科学的根拠に基づき、IWCで採択さ れた方式により算出された、100年間捕獲を続 けても資源量に悪影響を与えない捕獲可能量の 範囲内で商業捕鯨を行っている。

国際的な海洋生物資源の管理に積極的に貢献 するといった日本の方針は、IWC脱退後も変 わることはない。日本は、10月に前回総会か ら4年ぶりに開催されたIWC総会へのオブ ザーバー参加を始め、IWCや北大西洋海産哺 乳動物委員会(NAMMCO)といった国際機 関に積極的に関与し協力を積み重ねている。ま た、日本は非致死性の鯨類資源科学調査を展開 し、その一部はIWCと共同で実施している。 その成果は、鯨類資源の持続的利用及び適切な 管理の実現の基礎となる重要なデータとして、 IWCを始めとする国際機関に提供している。

違法・無報告・無規制 (IUU)¹⁵漁業は、持 続可能な漁業に対する脅威の一つとなってい る。日本が議長を務めた2019年G20大阪サ ミットの首脳宣言では、「IUU漁業に対処する 重要性を認識」することが明記された。これを 一つの契機として、昨今ではG7、G20、 APECを始めとする多国間協議の成果文書にお いて、「IUU漁業を終わらせることへのコミッ トメントを確認する」ことが明記されるように なってきている。さらに、日本は、寄港国が IUU漁船に対して入港拒否などの措置をとる ことについて規定する「違法漁業防止寄港国措 置協定」(PSMA)¹⁶への加入を、未締結国に対 して呼びかけているほか、開発途上国に対して IUU漁業対策を目的とした能力構築支援も 行っている。

中央北極海では、地球温暖化に伴う一部解氷 によって、将来的に無規制な漁業が行われる可

能性が懸念されている。このような懸念を背景 として、2018年10月、北極海沿岸5か国に日 本などを加えた10か国・機関により、「中央北 極海における規制されていない公海漁業を防止 するための協定」が署名され、2021年6月に 発効した。2022年11月、韓国で第1回締約国 会合が開催され、日本を含む10か国・地域が 参加し、中央北極海における科学的な調査やモ ニタリング計画の策定などに向けた議論が行わ れた。

日本は、まぐろ類の最大消費国として、まぐ ろ類に関する地域漁業管理機関 (RFMO)¹⁷に 加盟し、年次会合などにおいて保存管理措置の 策定に向けた議論を主導しており、近年、国際 的な資源管理を通じた積極的な取組の成果が上 がりつつある。太平洋クロマグロについては、 2021年の中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC)¹⁸の年次会合において大型魚に対す る漁獲枠の15%増枠が認められ、2022年には 同措置を踏まえた操業が行われた。また2022 年の同会合では、カツオについて、資源を中長 期的に維持すべき水準や、資源の状況に応じた 漁獲の在り方を事前に設定しておく管理方式が 採択された。大西洋クロマグロについては、 11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委 員会 (ICCAT)¹⁹の年次会合において、近年の 資源量回復を受けて大西洋東水域の総漁獲可能 量(TAC)²⁰は前年比12.7%の増加が認められ、 大西洋西水域のTACは前年の水準が維持され た。ミナミマグロについては、10月に開催さ れたみなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) にお いて、2023年のTACは前年と同水準とする ことが確認された。

サンマについては、近年の資源悪化やそれに 伴う不漁が問題となっている。2022年の北太

¹⁴ EEZ: Exclusive Economic Zone

¹⁵ IUU: Illegal, Unreported and Unregulated

¹⁶ PSMA: Agreement on Port State Measures to Prevent, Deter and Eliminate Illegal, Unreported and Unregulated Fishing

¹⁷ RFMO: Regional Fisheries Management Organization

¹⁸ WCPFC: Western and Central Pacific Fisheries Commission

¹⁹ ICCAT: International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas

²⁰ TAC: Total Allowable Catch.

平洋漁業委員会 (NPFC)²¹の年次会合の開催 は現下の国際情勢を踏まえて延期されており、 2023年に開催予定の年次会合において資源管 理を一層充実させることが重要となっている。

ニホンウナギについては、4月、ウナギに関 する第1回科学者会合が日本主導の下で開催さ れ、ウナギ類の資源管理に関する科学的知見が 共有された。また、5月から7月にかけ、日本 が主導した第15回非公式協議において、日本、 韓国、中国、台湾の間で、シラスウナギの養殖 池への池入れ上限の設定、ニホンウナギの共同 研究における協力を促進することなどについて 議論及び確認が行われた。なお、中国の同非公 式協議への参加は8年ぶりとなった。

(4) 対日直接投資

対日直接投資の推進については、2014年か ら開催されている「対日直接投資推進会議」が 司令塔として投資案件の発掘・誘致活動を推進 した。外国企業経営者の意見を吸い上げ、外国 企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善 に資する規制制度改革や支援措置など追加的な 施策の継続的実現を図っていくこととしている。 2015年3月の第2回対日直接投資推進会議で 決定した「外国企業の日本への誘致に向けた5 つの約束」に基づき、2016年4月以降、外国 企業は「企業担当制」22を活用し、担当副大臣 との面会を行っている。また、2013年6月に 閣議決定された「日本再興戦略」で掲げた、 「2020年までに外国企業の対内直接投資残高 を35兆円に倍増する(2012年比)」との当初 の数値目標は達成され、2021年6月の第9回 対日直接投資推進会議では、対日直接投資促進 のための中長期戦略として「対日直接投資促進 戦略」が新たに定められ、KPI(Kev Performance Indicator) として対日直接投資残高を 2030年に80兆円と倍増(2020年比)、GDP 比12%とすることを目指すことが決定された。

外務省は、対日直接投資推進会議で決定され た各種施策を実施している。外交資源を活用し、 在外公館を通じた取組や政府要人によるトップ セールスも行い、対日直接投資促進に向けた各 種取組を戦略的に行っている。2016年4月に 126の在外公館に設置した「対日直接投資推進 担当窓口」では、JETROとも連携し、日本の 規制・制度の改善要望調査、在外公館が有する 人脈を活用した対日直接投資の呼びかけ、対日 直接投資関連イベントの開催などを行い、 2021年度の活動実績は650件以上となった。

さらに、日本国内では、3月に外務省主催で グローバル・ビジネス・セミナーを開催し、対 日直接投資の推進をテーマに、再生可能エネル ギーの柱とされる洋上風力と脱炭素の切り札と 呼ばれる水素ビジネスに焦点を当て、国際再生 可能エネルギー機関 (IRENA) 事務局長によ る基調講演が行われたほか、国内外企業関係 者、在京大使館、駐日経済団体・商工会議所関 係者、政府・地方自治体関係者など約250人 の参加の下、活発な議論が行われた。

(5) 2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博) 開催に向けた取組

2020年12月、博覧会国際事務局 (BIE)²³ 総会で大阪・関西万博の登録申請が承認され、 日本は正式に各国・国際機関に対する参加招請 を開始し、外務省は、多数の国・国際機関に参 加してもらえるよう招請活動に取り組んできて いる。

2月、日本はBIEとの間で大阪・関西万博の 開催及びその準備に向けた環境整備を目的に、 参加国・国際機関などへの特権・免除の付与な どを規定した協定に署名し、本協定は8月に発

²¹ NPFC: The North Pacific Fisheries Commission

²² 日本に重要な投資を実施した外国企業が日本政府と相談しやすい体制を整えるため、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣などを相 談相手につける制度

²³ BIE : Bureau International des Expositions

効した。

また、10月、公益社団法人2025年日本国 際博覧会協会は、「International Planning Meeting (国際企画会議)」を開催し、参加招 請した国や国際機関を大阪市に招き各種情報の 提供を行った。

国内外から多数の来場が見込まれる万博を通

じて、世界に日本の魅力を発信し、「いのち輝 く未来社会のデザイン」というテーマの下、 2030年を目標年とするSDGs達成への取組を 加速化することを目指す。世界の人々に夢や驚 きを与え、日本全体を元気にするような万博に するため、引き続きオールジャパンの体制で取 り組んでいく。

コラム

モーリシャスから見たインド洋漁業 駐モーリシャス特命全権大使 川口周一郎

インド洋の貴婦人とも呼ばれるモーリシャスは、美しい 珊瑚礁に囲まれた人口約126万人の島国です。2020年8 月には、ばら積み貨物船「WAKASHIO」の座礁による油 流出事故が発生しましたが、日本による官民を挙げての懸 命な支援によって、油防除作業は2021年1月には終了し、 事故当初とは見違えるほど綺麗な海になりました。

2023年はモーリシャスの漁業にとって重要な年です。 インド洋まぐろ類委員会(IOTC)と、南インド洋漁業協 定(SIOFA)というインド洋における漁業を管轄する二つ



モーリシャスの海

の国際機関の年次会合がモーリシャスで開催されることになっているからです。この機会をお借りし て、モーリシャスの漁業事情について簡単にご紹介します。

エメラルドグリーンの海に浮かぶモーリシャスの周辺海域には、まぐろ類を始めとする漁業資源が豊 富に存在し、キハダやビンナガなどのまぐろ類を漁獲する外国漁船が多く操業しています。首都に位置 するポートルイス港は、燃料などの補給やまぐろ類の水揚げのためにスペインやフランスといった欧州 各国の旋網漁船が毎日100隻以上も寄港し、活気であふれています。欧州の漁船が水揚げする40キロ グラムほどのキハダは、缶詰や冷凍加工品として主に欧州へ輸出され、モーリシャスにとって重要な収 入源となっています。

モーリシャスの漁業は日本との関係も深く、30年前には、日本村ができるほど多くの日本人漁業関 係者がモーリシャスに滞在していたようです。日本に輸出される魚類の大部分はまぐろ類が占めていま すが、キンメダイなどのまぐろ類以外の魚種も日本に輸出されています。一方で、現地では、日本のよ うに新鮮なまぐろを刺身として食べる文化はなく、地元の漁師が環礁付近で漁獲したまぐろを素揚げに して火を通し、カレーにして食べるのが一般的です。このように、刺身として食する文化が存在しない こともあり、モーリシャス国内ではコールドチェーン(低温物流)が十分に整備されておらず、高級市 場を開拓する上での課題となっていますが、将来的な市場拡大に向けた大きな可能性を秘めているとも いえます。

このように漁業と身近なモーリシャスにとって、持続可能な漁業を脅かす違法・無報告・無規制



筆者。仕入れた魚と共に

(IUU) 漁業への対処は重大な課題です。国際商品であるまぐろを持 続可能な形で利用していくためには、排他的経済水域(EEZ)内で 活動するIUU漁船に対する取締り能力の向上や、IUU漁業に関与し た乗組員の処罰に係る法整備が急務となっています。

ユネスコの無形文化遺産として登録されている和食は、モーリシャ スにおいても大人気ですが、和食にとって新鮮な魚料理は欠かせま せん。大使公邸でお客様をお迎えする際も、美味しい魚料理をお出 しすることを心がけています。地元の漁師から買い取った刺身や、 遠洋でとれたキンメダイの煮付けなど、5つ星ホテルを凌ぐ魚料理 が提供されると現地の政財界でも話題となっており、今や、魚料理 は外交に不可欠なツールとなっています。

第4節 日本への理解と信頼の促進に向けた取組

戦略的な対外発信

(1) 戦略的対外発信の取組

自由で開かれた安定的な国際秩序が重大な挑 戦に晒され、また、日本が戦後最も厳しく複雑 な安全保障環境に直面していることを踏まえ、 日本の外交政策・国際情勢認識の対外発信は一 層重要性を増している。外務省では、対外発信 の最前線である在外公館の体制強化を図りつ つ、(1) 日本の政策や取組、立場の発信に一 層力を入れ、(2) 日本の多様な魅力の発信及 び(3)親日派・知日派の育成を推進するとい う3本柱に基づいて戦略的に対外発信を実施し ている。日本の政策や取組、立場の発信につい ては、主に国際社会の平和と安定及び繁栄や法 の支配に基づく国際秩序の維持・強化に対する 日本の貢献への理解、歴史認識や領土・主権の 問題に対する理解の促進などを念頭に取り組ん でいる。具体的には、まず、総理大臣や外務大 臣を始め政府関係者が、記者会見やインタ ビュー、寄稿、外国訪問先及び国際会議でのス ピーチなどで積極的に日本の立場や考え方につ いて発信に努めている。また、在外公館におい ても、歴史認識や領土・主権を始め幅広い分野 で、日本の立場や考え方について各国政府・国 民及びメディアに対する発信に努めている。ま た、事実誤認に基づく報道が海外メディアに よって行われた場合には、速やかに在外公館や 本省から客観的な事実に基づく申入れや反論投 稿を実施し、正確な事実関係と理解に基づく報 道がなされるよう努めている。加えて、政策広 報動画などの広報資料を作成し様々な形で活用 しているほか、外務省ホームページやソーシャ ルメディアを通じたオンラインでの情報発信に も積極的に取り組んでいる。また、日本の基本



政策広報動画「自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)」 (英語) (2022年3月17日からYouTube外務省チャ ンネルで公開)



的立場や考え方への理解を得る上で、有識者や シンクタンクなどとの連携を強化していくこと も重要である。こうした認識の下、外務省は海 外から発信力のある有識者やメディア関係者を 日本に招へいし、政府関係者などとの意見交換 や各地の視察、取材支援などを実施している。 さらに、日本人有識者の海外への派遣を実施し ているほか、海外の研究機関などによる日本関 連のセミナー開催の支援を強化している。

2022年は、ロシアによるウクライナ侵略に よって国際秩序が大きな挑戦を受ける一方、気 候変動を始めとする地球規模課題への対応とし て国際社会の協力が強く求められる複雑な状況 となった。そうした中、外務省は様々な外交機 会や取組を通じ、法の支配に基づく国際秩序の 維持・強化や地球規模課題への日本の基本的考 えや取組について重点的に発信した。また、偽 情報などの拡散を含め、認知領域における情報 戦に対応するため情報部門と広報・政策部門の 連携を行うなど、体制の強化を図った。12月 に閣議決定された国家安全保障戦略においても 偽情報などへの対応の重要性が強調された。

そのほか、海外の研究機関などとの連携事業

や招へい・派遣事業を中心に、オンライン形式 のセミナー (ウェビナー) や交流事業など、人 の往来を伴わずに実施可能な取組を継続した。 また国際的な人の往来を伴う事業が再開される 中で、対面とオンライン双方の形式を活用し事 業を実施した。

さらに、いわゆる慰安婦問題を始めとする歴 史認識、日本の領土・主権をめぐる諸問題など についても、様々な機会・ツールを活用した戦 略的な発信に努めている。また、一部で旭日 旗について事実に基づかない批判が見られるこ とから、外務省ホームページに旭日旗に関する 説明資料や動画を多言語で掲載するなど、旭日 旗に関する正しい情報について、国際社会の理 解が得られるよう様々な形で説明している。

日本の多様な魅力の発信については、対日理 解を促進し親日感を醸成するという観点から、 また、新型コロナウイルス感染症(以下「新型 コロナ」という。) 収束後の訪日観光促進にも つなげるため、在外公館を中心に様々な広報文 化事業を実施している。世界各地の在外公館や 国際交流基金による文化事業及び第15回日本 国際漫画賞を実施し、日本各地の魅力をソー シャルメディアなども通じて積極的に発信し た。国際的な人の往来を伴う事業が徐々に再開 される中、世界各地の状況に合わせて、文化を 通じた日本と世界のつながりを維持し、更に発 展させていくため、対面とオンライン双方の形 式を活用して事業を実施した。また、国内外の 関係者と協力し、世界の有形・無形の文化遺産 の保護への取組と、日本の文化・自然遺産の 「世界遺産一覧表」及び「人類の無形文化遺産 の代表的な一覧表」への記載を推進した。親日 派・知日派の育成については、人的・知的交流 や日本語の普及に努め、「対日理解促進交流プ ログラム」を通じた日本と諸外国・地域間の青 年交流、世界の主要国の大学・研究機関での日 本研究支援を進めている。外交政策や国益の実 現に資するため、前述の3本の柱に基づく取組 を引き続き戦略的かつ効果的に実施していく。

(2) ジャパン・ハウス

外務省は、日本の多様な魅力や政策・取組・ 立場の発信を通じ、これまで必ずしも日本に関 心がなかった人々を含む幅広い層をひき付け、 親日派・知日派の裾野を一層拡大することを目 的に、サンパウロ(ブラジル)、ロンドン(英 国)及びロサンゼルス(米国)の3都市に戦略 的対外発信拠点「ジャパン・ハウス」を設置し ている。

本活動を行うに当たっては、(1)政府、民 間企業、地方公共団体などが連携してオール ジャパンで発信すること、(2) 現地のニーズ を踏まえること及び(3)日本に関する様々な 情報がまとめて入手できるワンストップ・サー ビスを提供することで、効果的な発信に努めて いる。

ジャパン・ハウスは、「日本を知る衝撃を世 界へ」を標語として、各拠点が独自に企画する 「現地企画展」に加え、日本で広く公募し、専 門家による選定を経て3拠点を巡回する「巡回 企画展」を開催し、現地・日本双方の専門家の 知見をいかした質の高い企画を実施している。 また、展示のみならず、講演、セミナー、ワー クショップ、ウェビナー、図書スペース、ホー ムページ・SNS、物販、飲食、カフェなどを 活用し、伝統文化・芸術、ハイテクノロジー、 自然、建築、食、デザインを含む日本の多様な 魅力や政策・取組・立場を発信している。現 在、一部展示の他都市や近隣国での開催も進め ているほか、新型コロナの感染拡大以降は、オ ンライン発信を一層強化し、対面とオンライン

⁽²⁾ 動画リンク: https://www.youtube.com/watch?v=Oaehixu4luk 『伝統文化としての旭日旗』(2021年10月8日からYouTube外務省チャンネルで公開)





¹ 旭日旗に関する説明資料については外務省ホームページ参照:

⁽¹⁾ https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page22_003194.html

を駆使したハイブリッド方式での発信も展開す るなど、新たな訴求対象の獲得にも積極的に取 り組んでいる。2022年末には、3拠点の累計 来館者数が470万人を超え、各都市の主要文 化施設として定着しつつある。

(3) 諸外国における日本についての論調と海 外メディアへの発信

2022年の海外メディアによる日本に関する 報道については、ウクライナ情勢への対応、バ イデン大統領の訪日及び日米豪印首脳会合、第 8回アフリカ開発会議 (TICAD 8)、日中関係、 日韓関係、北朝鮮への対応などの外交面に加 え、故安倍晋三国葬儀、新型コロナに係る水際 対策、防衛力強化、エネルギー政策、為替変動 などに関心が集まった。

外務省は、日本の政策・取組・立場について 国際社会からの理解と支持を得るため、海外メ ディアに対して迅速かつ積極的に情報提供や取 材協力を行っている。海外メディアを通じた対 外発信としては、総理大臣・外務大臣へのイン タビュー、外務大臣による定例の記者会見(オ ンラインでも日本語・英語のライブ配信を実 施)、ブリーフィング、プレスリリース、プレ スツアーなどによる在京特派員への取材機会・ 情報提供を行っており、外交日程を踏まえて、 時宜を得た発信を行うことにより、戦略的かつ 効果的な対外発信となるよう努めている。

2022年は対面外交の再開に伴い、岸田総理 大臣や林外務大臣は積極的に外国を訪問し、寄 稿・インタビューを通じて海外メディアに発信 した。例えば、8月のTICAD 8の開催に際して は、岸田総理大臣及び林外務大臣は開催国であ るチュニジアの主要メディアを始めとする複数 紙に寄稿し、今後もアフリカ自らが主導する持 続可能な開発のために貢献していくと発信した。 また、10月には岸田総理大臣がフィナンシャ ル・タイムズ紙のインタビューに応じ、防衛力

強化の必要性を訴えるなど、外遊などの機会以 外にも適時をとらえ積極的な発信に努めた。

このような形で、2022年には、総理大臣の 寄稿・インタビューを計15件、外務大臣の寄 稿・インタビューを計17件実施し、外務報道 官などによる海外メディアに対する発信、総理 大臣及び外務大臣の外国訪問に際する、現地外 国メディアへの記者ブリーフィングを随時実施 した。海外メディアの招へい事業については、 水際措置の状況に応じて、訪日を伴う招へい及 びオンライン形式での取材を並行して実施し た。2022年は、26件の招へい案件を実施し (うち、訪日を伴う招へいは6件、オンライン 形式での取材は20件)、延べ137か国から231 人以上の記者の参加を得た。

(4) インターネットを通じた情報発信

インターネット上のメディアが活発に利用さ れるようになってきていることも踏まえ、外務 省は、日本の外交政策に関する国内外の理解と 支持を一層増進するため、外務省ホームページ やソーシャルメディアなどインターネットを通 じた情報発信にも積極的に取り組んでいる。 2022年は、ウクライナ情勢に関する情報発信 のほか、外務大臣の定例記者会見のライブ配信 (日本語・英語)、国際会議におけるビデオメッ セージの掲載など、オンラインでの情報発信を 積極的に行った。

また、外務省ホームページ(英語)を、広報 文化外交の重要なツールと位置付け、領土・主 権、歴史認識、安全保障などを含む日本の外交 政策や国際情勢に関する日本の立場、さらには 日本の多様な魅力などについて英語での情報発 信の強化に努めてしている。さらに、海外の日 本国大使館、総領事館及び政府代表部のホーム ページやソーシャルメディアを通じ、現地語で の情報発信を行っている(301ページ コラム 参照)。

コラム

ソーシャルメディアを通じた開かれた外交 駐サウジアラビア特命全権大使 岩井文男

外交活動におけるソフト・パワーについて、ソーシャルメディアの活用が効果的であるといわれて久し く、外務省でもインターネット上で文化、スポーツ、観光などの情報発信に積極的に取り組んでいます。 私がソーシャルメディアの世界に足を踏み入れたのは、2015年に駐イラク日本大使として首都バグ ダッドに赴任した時に、当時の治安状況などの止むを得ぬ事情によりフェイスブックのアカウントを開設 したことがきっかけでした。その経験を踏まえて、2021年2月にサウジアラビアに赴任した時には、サ ウジアラビアではツイッターのユーザーが多いことから、首都リヤドに着いた翌日にツイッターのアカウ ントを開設して「呟き」始め、これまでにおよそ9万7,000人(注)のフォロワーを集めるに至りました。

日本とサウジアラビアの二国間関係は、サウジアラビアからの石油輸入に対して日本の自動車などの 製品輸出といった経済分野での結び付きが深く、昨今の世界的な日本アニメ・マンガ人気の中で日本 ファンも多いのですが、そのほかの日本の文化や社会についてはあまり知られていないのが実情です。 したがって、私のツイートでは、大使としての外交活動に加えて、日本の気候や文化、時に自分の家族 のことなどを交えて、様々なテーマで「呟く」ことにしています。

そして、私がツイートする時に心がけていることは、現地語であるアラビア語で発信すること、発信 後に寄せられるコメントを一つ一つ読み、必要な時には返信し、フォロワーと理解し合うことです。外 交官は、ともすれば特別な存在と思われがちですが、こうした交流を通して彼らと共にあることを目指

しているのです。コメントの中で、私のツイートで日本の ことを知った、日本に親しみを覚えるようになったという メッセージや、ひいては日本に行ってみたいと言ってくれ る方もあり、サウジの人々の日本への親近感が高まってい ることを実感しています。

また、丹念にコメントを読む中で、サウジアラビアの 人々の関心の在りどころや価値観に触れることは、赴任国 の社会を知る上で重要でもあります。家族関係やサッカー のツイートには多くの温かいコメントをいただくことから、 サウジアラビアの人々が家族を大切にしていてサッカーが 好きということがよく分かります。また、ある時には、個 人的な素朴な疑問をツイートで投げかけたところ、それに 対する反論コメントや、さらにそのコメントに対する反論 が重なり、ツイッター上で一大議論が巻き起こったことが ありました。思わずサウジアラビア社会の虎の尾を踏んで しまったというところでしょうか。

このように、ツイッターを通じた発信に加えて、コメン ト上で市民と対話をしていくことで相互理解が深まり、日 本の認知度向上や親日感情の醸成に寄与していると実感で きることは、大使として嬉しく思います。ソフト・パワー の目的を、「人々の意識の根底に、いざという時に日本に 賛同してくれる思いを根付かせるもの」と捉えると、ソー シャルメディアを活用した外交活動の可能性はまだまだ広 く、追求しがいがあるのではないでしょうか。



カシーム州のデーツ(なつめやし)祭りでの交流 (筆者右端) (8月)



地方出張中に、サウジアラビア式に手で食す様子を 動画発信。34万回再生 (5月、サウジアラビア・ナジュラーン)

(注) 2022年12月末時点

文化・スポーツ・観光

(1) 概要

日本文化がきっかけとなって日本に関心を持 つ外国人は大変多い。外務省及び国際交流基金 は、諸外国で良好な対日イメージを形成し、日 本全体のブランド価値を高めた。また、対日理 解を促し、親日派・知日派を育成し、新型コロ ナ収束後の訪日観光客を増やすため、海外での 日本文化の紹介や、スポーツ、観光促進を通じ た様々な事業を行っている。例えば、「在外公 館文化事業」では、茶道、華道、武道などの日 本の伝統文化やアニメ、マンガ、ファッション といった日本の現代文化、日本の食文化など日 本の魅力を幅広く紹介している。2022年も引 き続き、新型コロナの流行により、集客を伴う 事業の実施は困難であったが、各在外公館で は、オンラインでの発信も活用し、多数の事業 を実施した。

「日本ブランド発信事業」では、日本の国家 ブランドを確立し、世界における日本のプレゼ ンスを強化するため、様々な分野の専門家を海 外に派遣し、講演会や実演、ワークショップな どを通じて日本の経験・英知が結集された優れ た文物を発信してきている。新型コロナの感染 拡大に伴い、専門家の海外派遣は困難な状況が 続いていることを踏まえ、オンライン形態によ る事業も取り入れながら日本の魅力を発信し た。今後、オンラインや動画配信などのツール も活用し、引き続き日本の多様な魅力や強みの 発信に努めていく。

また、2021年に開催された2020年東京オ リンピック・パラリンピック競技大会(以下 「2020年東京大会」という。)のレガシーを継 承するため、外務省は、「Sport for Tomorrow (SFT)」プログラムの一環として、各国での 様々なスポーツ交流・スポーツ促進支援事業、 国際協力機構 (JICA) 海外協力隊によるスポー ツ指導者の派遣、文化無償資金協力を活用した

スポーツ器材の供与や施設の整備を実施した。 さらに、これらの取組を外務省「MofaJapan ×SPORTS」と題するツイッターを通じて内 外に発信した。

次世代の親日層・知日層の構築や日本研究を 通じた対日理解促進のため、外務省は、在外公 館を通じて、日本への留学機会の広報や元留学 生とのネットワーク作り、地方自治体などに外 国青年を招へいする「JETプログラム」への協 力、アジアや米国などとの青年交流事業や社会 人を招へいする交流事業、日本研究支援などを 実施している。

海外における日本語の普及は、日本との交流 の担い手を育て、対日理解を深め、諸外国との 友好関係の基盤となるものである。また、2019 年6月には「日本語教育の推進に関する法律」 が公布・施行され、2020年6月には「日本語 教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に 推進するための基本的な方針」(閣議決定)が 策定されるなど、日本語教育の重要性はますま す高まってきている。外務省は、国際交流基金 を通じて、日本語専門家の海外への派遣、海外 の日本語教師に対する研修、日本語教材の開発 などを行っている。また、日本における労働力 不足を背景にして、2019年4月から在留資格 「特定技能」による外国人材の受入れが開始さ れたが、就労目的での来日を希望する外国人に 対する日本語教育という新たなニーズに対して も取組を行っている。

日本は、国連教育科学文化機関(UNESCO: ユネスコ) などと協力し、世界の有形・無形の 文化遺産や自然遺産の保護支援にも熱心に取り 組んでいる。また、世界遺産条約や無形文化遺 産保護条約などを通じ、国際的な遺産保護の枠 組みの推進にも積極的に参加している。

新型コロナ流行下においてもオンラインなど の工夫を凝らしてこれら文化・スポーツ外交を 推進し、日本の魅力を海外に発信することに よって、将来の訪日観光客の増加にもつなげて いくく。

(2) 文化事業

各国・地域における世論形成や政策決定の基 盤となる国民一人一人の対日理解を促進し、日 本のイメージを一層肯定的なものとすること は、国際社会で日本の外交政策を円滑に実施し ていく上で重要である。この認識の下、外務省 は、在外公館や国際交流基金を通じて多面的な 日本の魅力の発信に努めている。在外公館で は、管轄地域での対日理解の促進や親日層の形 成を目的とした外交活動の一環として、多様な 文化事業を行っている。例えば、茶道・華道・ 折り紙などのワークショップ、日本映画上映 会、邦楽公演、武道デモンストレーション、伝 統工芸品や日本の写真などの展示会、アニメ・ マンガなどのポップカルチャーや日本の食文化 などの生活文化も積極的に紹介し、また、日本 語スピーチコンテストや作文コンテストなどを 企画・実施している。

2022年は、1月から2月にかけて中南米地 域のスペイン語圏に所在する9つの日本国大使 館など(在アルゼンチン大使館、在ペルー大使 館、在ドミニカ共和国大使館、在コロンビア大 使館、在エクアドル大使館、在グアテマラ大使 館、在パラグアイ大使館、在レオン総領事館及 び在サンタクルス領事事務所) が連携し、地域 横断型のオンライン文化事業として「書道レク チャー&デモンストレーション」を実施した。 書道家から日本の書道具や書体について解説 し、参加者の作品に講評を行うなどして、オン ライン上で双方向コミュニケーションをとりな がら日本の書への理解を深める機会を提供し、 アジア、ヨーロッパ及びアフリカを含む計29 か国からの参加があった。

また、外交上の節目となる年には、時機を捉 えた対日理解の促進を目指して、政府関係機関 や民間団体が連携して大規模かつ総合的な記念



「書で中南米スペイン語圏をつなぐ」(1月から2月、中南米)



国際交流基金 日本祭り開催支援事業(イスラエル・フェスティバルに東 北の鹿踊りが参加)(9月、イスラエル・エルサレム 写真提供:国際交

行事を集中的に実施し、活発な交流を行ってい る。2022年は、中国 (9月)、中央アジア (キ ルギス (9月)、タジキスタン (10月)、トルク メニスタン (11月))、バングラデシュ (10月)、 モンゴル (11月)、アラブ首長国連邦 (12月) で周年を記念した大型の文化事業を実施した。

国際交流基金では、外務省・在外公館との連 携の下、日本の文化や芸術を様々な形で世界各 地に発信する文化芸術交流事業、日本語教育、 日本研究・国際対話の推進及び支援などを行っ ている。日中国交正常化50周年記念事業とし て日本現代建築展を深圳で開催したほか、日・ イスラエル外交関係樹立70周年を記念して 「日本祭り開催支援」事業をエルサレム及びテ ルアビブで開催するなど、新型コロナの流行下 による各種制約を抱えつつも、現地開催の事業 を世界各地で実施した。

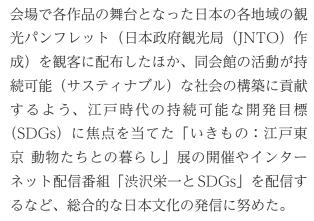
また、国際交流基金の欧州最大規模の文化発 信拠点であるパリ日本文化会館では、『男はつ らいよ』全50作品を1年間連続上映し、上映



日中恐竜交流(7月30日、中国・北京)



日・バングラデシュ外交関係樹立 50 周年記念和楽器コンサート (10月15日、バングラデシュ・ダッカ)



さらに、国際交流基金ではこれらと並行して、日本の舞台芸術作品や日本各地の個性的な美術館などを全世界に紹介する「STAGE BEYOND BORDERS」や「美術館への誘い」といった多言語による動画配信を拡充し、オンラインの特性をいかした事業展開も引き続き積極的に推進した。

また、2013年12月に安倍総理大臣が発表した「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト」(306ページ、コラム参照)の下、ASEAN諸国を中心とするアジアを対象に、日本語パー



「Un an avec Tora san 寅さんとの一年」開催中のパリ日本文化会館 (写真提供:国際交流基金、(c)パリ日本文化会館/(c)松竹)



授業をサポートする日本語パートナーズ (9月、タイ・プラーチーンブリー 写真提供:国際交流基金)

トナーズ派遣事業及び芸術・文化の双方向交流 事業を実施している。2022年は、日本語パートナーズ223人を9か国・地域に派遣した。このほか、3年目を迎えた東京国際映画祭との連携事業である「交流ラウンジ」により、アジアを始めとした世界各国・地域から集う映画人と第一線で活躍する日本の映画人が東京で語り合う場を提供した。

日本国際漫画賞は、海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流に貢献する漫画家を顕彰することを目的として2007年に外務省が創設した。第16回となる2022年は、77の国・地域から過去最多となる503作品の応募があり、韓国の作品が最優秀賞に輝いた。また、今回はコソボ、スリランカ及びモザンビークの3か国から初めて応募があった。

(3) 人物交流や教育・スポーツ分野での交流

外務省では、諸外国において世論形成・政策 決定に大きな影響力を有する要人、各界で一定

の指導的立場に就くことが期待される外国人な どを日本に招き、人脈形成や対日理解促進を図 る各種の招へい事業を実施している。また、教 育やスポーツなどの分野でも、幅広い層での人 的交流促進のために様々な取組を行っている。 これらの事業は、相互理解や友好関係を増進さ せるだけではなく、国際社会での日本の存在感 を高め、ひいては外交上の日本の国益増進の面 でも大きな意義がある。

ア 留学生交流関連

外務省は、在外公館を通じ日本への留学の魅 力や機会を積極的に広報し、国費外国人留学生 受入れのための募集・選考業務、各国の「帰国 留学生会」などを通じた元留学生との関係維持 や親日派・知日派の育成に努めている。3月、 前年に続き第2回目となる帰国留学生総会をオ ンラインで開催し、50か国からの参加を得た。 同総会においては、各国の帰国留学生会のベス トプラクティスや今後の課題についての発表が 行われるとともに、懇親会を通じて各国帰国留 学生間のネットワークの強化が図られた(307 ページ コラム参照)。

5月には、日米豪印4か国首脳の出席の下、 総理官邸において「日米豪印フェローシップ| 創設記念行事が開催された。同フェローシップ は、2021年9月の第2回首脳会合において教 育及び人的交流に係る協力として発表され、日 米豪印のSTEM分野(科学、技術、工学及び

■ 各地域の帰国留学生組織及び会員数



数学)の優れた人材に対して米国留学のための 奨学金を授与するものであり、12月に第1期 の採用者100人(各国25人)が発表された。

また、2022年は、日米の留学プログラムで ある日米フルブライト交流計画の70周年であ り、7月に記念式典が開催された。これまでに 同計画を通じて、約6.600人の日本人が米国に 派遣され、日本では約2,900人の米国人を受け 入れた。

イ JET プログラム

外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を 図る目的で1987年に開始された「JETプログ ラム」は、総務省、外務省、文部科学省及び一 般財団法人自治体国際化協会の運営協力の下、 地方自治体などが外国青年を自治体や学校で任 用するものであり、外務省は、在外公館におけ



セントトマス大学(米国・ヒューストン)キャリアフェアにおけるJET説明 会の様子(9月、米国・ヒューストン)

■ 元JET参加者の会 (JET Alumni Association) 支部数及び会員数



「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト―知り合うアジアー」を 通じて培われた共感の輪

いまから遡ること10年前、日・ASEAN友好協力40周 年に当たる2013年12月に東京で開催された日・ASEAN 特別首脳会議において、安倍総理大臣により、新しいアジ ア文化交流政策「文化のWA (和・環・輪) プロジェクト ―知り合うアジア―」が発表されました。これを受け、同 プロジェクトの実施を担うこととなった独立行政法人国際 交流基金は、2020年東京オリンピック・パラリンピック 競技大会の開催年までを自処に、ASEANを中心とするア ジアを対象に、各国のアイデンティティを尊重しながら、 多様性の中の調和と融合をモットーとし、対等の立場で双 方向の取組を重視する新たな「芸術・文化交流」と「日本 語学習支援」を集中的に実施しました。

「芸術・文化交流」では、美術、映像、音楽・ダンス、 舞台芸術、スポーツ、知的交流・市民交流などの様々な分 野で、アジアと日本をつなぐ事業を行いました。例えば、 サッカー事業では、指導者・審判員などの派遣・招へいに よる交流を重ね、事業終盤には、ASEAN10か国に東ティ モールを含めた各国選手の選抜チーム「ASIAN ELEVEN」 を結成、日本の「U-18東北選抜チーム」との親善試合を 福島県の「ヴィレッジで開催するなどの機会を通じて、「ア ジアのサッカー」のレベル向上とサッカーを通じた域内の 相互理解と交流に取り組みました。こうした中、 ASEAN10か国は、2034年のFIFAワールドカップ共同開 催への立候補を表明するなど、進境著しいASEANサッ カー界の動向は世界の注目を集めています。

「日本語学習支援」では、ASEANを中心とするアジアの 各国・地域に対し、現地日本語教師のアシスタントとなる



サッカー国際親善試合 [JapaFunCup] (2019年6月、 福島県 ©JFA 写真提供:国際交流基金)



派遣先校で折り鶴を紹介する日本語パートナーズ (9月、タイ 写真提供:国際交流基金)



派遣先校の教師や生徒と歓談する日本語パートナーズ (9月、タイ 写真提供:国際交流基金)

「日本語パートナーズ」を、これまでに約2,600人、各国・地域の中学校や高校などを中心に派遣して きました。「日本語パートナーズ」は、現地での日本語の授業や日本文化紹介の活動を通じて、自らも 現地の言語や文化、社会についての学びを深め、日本帰国後は、アジアを知る人材として、国内各地に おける多文化共生・異文化理解の推進に貢献しています。

「文化のWA」プロジェクトは、これまでに日本とアジアの約731万人の交流をもたらし、人々の共 感の輪を広げてきました。ASEAN各国首脳などからは、プロジェクト継続に対する期待が表明されて いるほか、2020年10月、菅義偉総理大臣は、就任後初の外遊先としてベトナムとインドネシアを訪 れた際、ベトナムの日越大学でのスピーチにおいて、「日本ASEAN友好協力50周年の機会に、『文化 のWA』プロジェクトの後継となる魅力ある文化交流事業を打ち出していきたい」と表明しています。 日本ASEAN友好協力50周年の歴史的節目に当たる2023年は、将来を見据えて日本とASEANとの交 流強化に向けた新たな取組を開始するまたとない好機であり、「文化のWA」を通じて培われた共感の 輪を、次世代へとつないでいくことが期待されます。

コラム

帰国留学生会が広げる日本の輪

メキシコ元国費留学生の会(AMEJ) 副会長兼広報担当 ベロニカ・エリ・タマガワ・コジマ

日本で芸術工学の博士号を取得し、メキシコに帰国して数年後に、日系企業の就活イベントに参加し ました。数年前はメキシコで見かけなかった企業が多数参加していてビックリしました。また、日本文 化に関心を持つ人が大幅に増えたことに気付きましたが、その関心は特に若者を中心としており、商業 製品やレストラン業界、語学学校、映画、演劇、音楽、芸術にまで及んでいました。

このように、メキシコにおける「日本」に大きな変化を感じていた中、2018年の「日本・メキシコ 外交関係樹立130周年記念」のイベントのSNS告知に目をひかれました。そのイベントがメキシコ元 国費留学生の会(AMEI) 主催であったことがきっかけとなり、この会に入会しました。

元日本留学生が帰国留学生会(元日本留学生の同窓会組織)を持つことを重視する日本政府のイニシ アティブの下、現在、世界120か国に226の帰国留学生会があり、計11万人の会員が活動しています。 AMEIの会員数は556人、首都メキシコシティーの本部と六つの地方支部を通じて、日本の国土の5倍 以上もあるメキシコ全土をその活動範囲としています。会員の中には、日本語・日本文化の他に様々な 専門分野を学んだメキシコ人がいます。

AMEIは、設立から28年を迎え、日本で学ぶという素晴 らしい機会を得た高度人材が集まる同窓会ネットワークと して機能しつつ、同時に対外活動として、在メキシコ日本 国大使館と連携して行う留学広報や留学前オリエンテー ション、日本関連のセミナーや文化イベントの開催、日本 とメキシコの企業関係者、研究者、元留学生などを集めた ネットワーキングイベント、メキシコに留学する日本人学



地方都市での留学広報

生のサポートなどを行ってきました。これらに加え、昨今、メキシコに進出する日系企業が約1,300社 に及ぶなど、経済での結び付きが強まっていることを踏まえ、冒頭で述べた就活イベントなど、メキシ コ日本商工会議所と連携した経済関連イベントにも協力しています。

2022年には、日系企業が多く所在する中部バヒオ地域にある在レオン日本国総領事館が開催する対 面イベントへの参加や、日本側の元メキシコ留学生の組織である日墨交流会との連携に加え、中南米諸 国の帰国留学生会とオンラインで意見交換するなど、国の枠を越えた協力強化にも取り組みました。ま た、2022年は、メキシコにおいて新型コロナウイルス感染症をめぐる状況が落ち着いたこともあり、



第2回帰国留学生総会でプレゼンを行う筆者

友愛を深めることを目的としたAMEJの活動趣旨に基づき、 日本食レストランで和食に舌鼓を打ちながら、日本での思 い出話をするなど、対面での会議や懇親会を再開できまし た。さらに、3月には50か国の元日本留学生が参加した第 2回帰国留学生総会において、メキシコでの活動の工夫と 課題について発表し、他の国々の元日本留学生との親交を深 めつつ、横のつながりを強化することができました。

ボランティア団体である私たちの課題は財政的な持続可能性に加え、運営とメンバーそれぞれの仕事との両立、予算や時間の制約がある中でもメンバーの関心と絆を深めること、また、最も重要なこととして、将来の世代にAMEJの活動への情熱とコミットメントを持ち続けてもらうことが挙げられます。これらを重視して今後も活動を続けていきたいと思います。

元日本留学生は多様な専門性を持ち、学術、経済、人道 支援など様々な分野で活躍する人材の宝庫です。私たち元 日本留学生や帰国留学生会のエネルギーの源は、日本で得 た知識、育んだ友情といった留学の経験です。ここまで、 世界中にある帰国留学生会の一例として、メキシコでの 様々な活動に触れてきましたが、その活動の根底にあるの は、人としての考え方に大きな影響を与えてくれた日本と 母国の社会に尽くしたいという熱い想いです。

是非、日本の皆さんにも、世界各地に元日本留学生や帰 国留学生会という日本のサポーターがいることを知ってほ



メキシコシティーでのネットワーキングイベント



地方都市での日本関連書籍の紹介

しいです。そして、太平洋を挟んだ日本の隣国であるメキシコから、少しでもこうした想いが届くことを願っています。日本や世界のために一緒にできることがあれば協力していきたい、そんな想いを込めてこのコラムを執筆しました。

る募集・選考や渡日前オリエンテーション、18 か国に存在する元JET参加者の会(JETAA、会員数約2万5,000人)の活動を支援している。2022年度は水際措置の緩和などにより50か国から2,038人の新規参加者を含む5,723人の参加者が全国に配置され、2022年12月末時点の累計参加者は約7万5,000人に上る。JETAAは各国で日本を紹介する活動を行っており、数多くのJET経験者が親日派・知日派として各国の様々な分野で活躍するなど、JET参加者は日本にとって貴重な人的・外交的資産となっている。

ウスポーツ交流

スポーツは言語を超えたコミュニケーション を可能とし、友好親善や対日理解の増進の有効 な手段となる。これまで、2020年東京大会の 開催に向けて、日本政府は、スポーツを通じた 国際貢献策「Sport for Tomorrow (SFT)」 を実施してきた。2020年東京大会のレガシー を継承するため、2022年度からはSFTの後継 事業を実施しており、外務省は、「スポーツ外 交推進事業」により器材輸送支援などのスポー ツ交流を実施し、二国間関係の発展にも貢献し ている。この事業は、スポーツを活用した外交 を推進し、親日派・知日派を育成することで、 国際相互理解の増進及び国際平和に寄与してお り、国際場裡における日本の地位向上にもつな がっている。

■ 対日理解促進交流プログラム

日本とアジア大洋州、北米、欧州、中南米の 各国・地域との間で、二国間又は地域間関係を 発展させ日本の外交基盤を拡充することを念頭 に、当プログラムは諸外国・地域の青年に対 し、招へい・派遣、オンライン交流を通じて多 角的に人的交流の機会を提供し、対日理解の促 進を図り、未来の親日派・知日派の発掘及び育 成に努めている。新型コロナ流行下においてオ ンラインにより継続していた交流事業は2022 年、日本の水際対策の緩和に伴い、ようやく対 面による招へい・派遣を再開した。また、本プ ログラムにおいて過去訪日経験のある青年を対 象に、日本への造詣を更に深めるためのオンラ イン訪日交流プログラムなどを新たに開始し、 政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策な どの様々な分野において、日本の専門家による 講義の聴講、各分野の視察、日本人との意見交 換や文化交流を行った。プログラムの参加者は 日本への関心を高め、日本人とのネットワーク を構築し、その裾野を広げた。さらに、諸外 国・地域の青年がプログラムの学びや訪問地の 体験をSNSや所属先での報告会において発信 することで、国際社会における日本の理解促進 及びイメージ向上に貢献している。

(4) 知的分野の交流

ア日本研究

国際交流基金は、海外における日本の政治、 経済、社会、文化などに関する様々な研究活動 を複合的に支援している。2022年は、国際交 流基金の日本研究フェローシップ事業で、210 人の研究者に訪日の機会を提供した。

また、2022年は、25か国・地域の45か所 の日本研究機関に対し、日本関係図書の拡充、 研究助成、オンラインなどを含むセミナー・シ ンポジウムの開催支援などを行ったほか、各 国・地域の日本研究者や研究機関のネットワー ク構築を促進するため、学会活動への支援など も行った。3月には、国際交流基金設立50周 年記念事業の一環として、アジア研究協会 (AAS) 年次大会において、「日本研究の発展 に向けた今後の人材育成のあり方 | を主なテー マとした特別パネルセッションを対面・オンラ インによるハイブリッド形式で実施し、約 1,500人が参加した。

イ 国際対話

外務省は、国際交流基金を通じ、国際対話事 業も実施している。具体的には、共通の国際的 課題をテーマとしたセミナー・シンポジウムなど を支援・共催し、作家などの派遣・招へいを通 じた交流に取り組んだほか、米国の草の根レベ ルで日本の関心と理解を深めるため、日米草の 根交流コーディネーター派遣(IOI)事業を実施 するなど、様々なレベルでの対話の促進と人材 育成、人的ネットワークの形成に資する交流事 業を企画・支援した。10月には、「朝日地球会 議2022」(朝日新聞社主催)において、国際交 流基金は「テクノロジーと社会―未来をどうつ くる」と題し、アンドロイド研究の第一人者で ある石黒浩氏(大阪大学教授)と、世界的ベス トセラー『サピエンス全史』などの著者で歴史 学者のユヴァル・ノア・ハラリ氏(ヘブライ大 学教授)の対談を特別共催事業として実施した。

ウ 日米文化教育交流会議(CULCON:カルコン)

日米の官民の有識者が文化・教育交流・知的 対話について議論するカルコンでは、10月に シーラ・スミス米国側委員長を始めとする米国



カルコン・シンポジウム2022には王貞治氏も登壇 (10月、九州国立博物館 写真提供:国際交流基金)

側委員が来日し、九州国立博物館において日米 相互理解をテーマにしたシンポジウムを開催し た。

■ 国際連合大学(UNU)との協力

UNUは日本に本部を置く唯一の国連機関で あり、地球規模課題の研究及び人材育成を通じ て国際社会に貢献しており、日本は様々な協力 と支援を行ってきている。5月には白波瀬佐和 子国際連合大学上級副学長・国際連合事務次長 補によるBIG IDEAS対話シリーズを開始し、 SDGsに関する議論の促進に貢献しているほか、 マローン学長による国連大学対談シリーズの対 面での実施を9月に再開するなど、世界的に活 躍する人材の育成という観点でUNUは重要な 役割を果たしている。7月には、ヨハネスブル グ大学の副学長を務めるチリツィ・マルワラ氏 が2023年3月から次期学長に就任することが 発表された。また、大学院プログラムとして修 士課程及び博士課程を開設しており、グローバ ルな人材育成プログラムの質の向上にも努めて いる。

(5) 日本語普及

日本経済のグローバル化に伴う日本企業の海 外進出の増加や日本のポップカルチャーの世界 的な浸透などにより、若者を中心に外国人の日 本語への関心が増大している。海外において日 本語の普及を一層進めることは、日本の国民や 企業にとって望ましい国際環境づくりにつなが るものである。国際交流基金が2021年度に 行った調査では、141の国・地域で約379万 人が日本語を学習していることが確認された。 また、同基金が実施する日本語能力試験は、 2019年の受験応募者数(国内実施分を含む。) は過去最多の約137万人となったが、2020年 以降は新型コロナの感染拡大に伴い部分的な実 施となり応募者数は減少したものの、2022年 の受験応募者数は約93万人にまで回復した。 一方、これらの多くの国・地域では、多様化す

る日本語学習への関心・ニーズに応える上で日 本語教育人材の不足が大きな課題となってい

外務省は、国際交流基金を通じて海外の日本 語教育現場での多様なニーズに対応している。 具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の 日本語教師や外交官、公務員を対象とした研 修、インドネシア及びフィリピンとの経済連携 協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候 補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の 教育機関などに対する日本語教育導入などの働 きかけや日本語教育活動の支援、日本語教材開 発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標 準に即した「JF(国際交流基金)日本語教育ス タンダード」の普及活動などを行っている。

また、日本における少子高齢化を背景とした 労働力不足への対応として、2019年4月から 新たな在留資格「特定技能」による外国人材の 受入れが開始され、「外国人材の受入・共生の ための総合的対応策」(2018年12月25日「外 国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決 定」) に基づき、来日する外国人の日本語能力 を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」 (IFT-Basic) の実施 (2022年末までに、海外 10か国及び日本国内において、累計受験者数 は約8.1万人)や、その日本語能力を効果的に 習得することを目的とした教材・カリキュラム の開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う 現地日本語教師の育成などの新しい取組を行っ ている。

(6) 文化無償資金協力

開発途上国での文化・スポーツ・高等教育振 興、及び文化遺産保全に使用される資機材の購 入や施設の整備を支援し、日本と開発途上国の 相互理解や友好親善を深めるため、政府開発援 助(ODA)の一環として文化無償資金協力を 実施している。2022年は、一般文化無償資金 協力5件(総額約5億350万円)、草の根文化 無償資金協力23件(総額約1億9.740万円)

を実施した。2022年は、一般文化無償資金協 力では博物館における文化財の展示、修復及び 保存のための機材の整備を、草の根文化無償資 金協力では武道を中心とするスポーツ振興と日 本語普及分野での協力を重点的に実施した。

(7) 国連教育科学文化機関(UNESCO:ユネ スコ)を通じた協力

ユネスコは1951年に日本が戦後初めて加盟 した国際機関である。日本は、教育、科学、文 化などの分野におけるユネスコの様々な取組に 積極的に参加し、1952年以降、日本は継続し てユネスコ執行委員会委員国を務め、2021年 11月に実施された同委員会委員国選挙でも再 選された。また、日本はユネスコと協力して、 開発途上国に対する教育、科学、文化面などの 支援を行っている。

文化面では、世界の有形・無形の文化遺産の 保護・振興及び人材育成分野での支援を柱とし て協力している。また、文化遺産保護のための 国際的枠組みにも積極的に参画している。 1994年から継続するアンコールワット遺跡 (カンボジア)修復保全支援事業、2003年か ら継続するバーミヤン遺跡(アフガニスタン) 修復保全支援事業がその代表的な事例である。 こうした事業においては、日本人の専門家が中 心となって、現地の人々が将来は自らの手で遺 跡を守ることができるよう人材育成を行った。 また、遺跡の保全管理計画の策定や、保存修復 への支援を行ってきた。また近年、アフリカ諸 国や小島嶼開発途上国に対しても、文化遺産保 護と持続可能な開発の両立のための人材育成へ の支援を実施している。無形文化遺産保護につ いても、開発途上国における音楽・舞踊などの 伝統芸能、伝統工芸などを次世代に継承するた めの事業、各国が自ら無形文化遺産を保護する 能力を高めるための国内制度整備や関係者の能 力強化事業に対し、支援を実施している。

また、教育分野では、9月13日、日本は「高 等教育の資格の承認に関する世界規約 | の受諾



-・ユネスコ事務局長による表敬を受ける岸田総理大臣 (2023年1月9日 フランス・パリ 写真提供:内閣広報室)

書をユネスコ事務局長に寄託した。この規約 は、高等教育の資格を承認し、又は評定するた めの原則、基準及び権利義務関係を定め、高等 教育機関などに関する情報の共有などについて 規定するものである。この規約の締結により、 外国人留学生の日本への誘致及び日本人学生の 海外留学の促進に貢献することが期待される。

なお、アズレー・ユネスコ事務局長は、ユネ スコの非政治化のための改革及び組織改革を含 むユネスコ強化に向けた「戦略的変革」を推進 してきており、日本は一貫して同事務局長を支 持してきた。今後も引き続き、同事務局長の リーダーシップの下で推進されるユネスコの活 動に積極的に貢献していく。2023年1月には、 フランスを訪問中の岸田総理大臣が、アズレー 事務局長による表敬を受けた。岸田総理大臣か ら、日本は、教育、文化、科学の分野でユネス コが果たす役割を重視しており、長年にわたり 積極的に貢献してきていると述べた上で、今後 一層、日本とユネスコの関係を強化していきた いと述べた。これに対し、アズレー事務局長か ら、日本からの財政的支援などへの感謝ととも に、ウクライナ支援を始め日本との協力を一層 強化したいと述べた。また、双方は、世界遺産 委員会への対応に関しても協力していくことで 一致した。

ア世界遺産条約

世界遺産条約は、文化遺産や自然遺産を人類 全体の遺産として国際的に保護することを目的 としており、日本は1992年にこの条約を締結 した (2022年12月時点、締約国数は194か 国)。この条約に基づく「世界遺産一覧表」に 記載されたものが、いわゆる「世界遺産」であ る。建造物や遺跡などの「文化遺産」、自然地 域などの「自然遺産」、文化と自然の両方の要 素を持つ「複合遺産」に分類され、2022年12 月時点、世界遺産一覧表には日本の文化遺産 20件、自然遺産5件の計25件を含む、世界全 体で1,154件が記載されている。6月にロシア を議長として同国カザンで開催が予定されてい た第45回世界遺産委員会は、ロシアによるウ クライナ侵略を受け延期となった。

また、「明治日本の産業革命遺産」について は、2021年の世界遺産委員会で採択された決 議に基づき、「保全状況報告書」を11月にユネ スコ事務局に提出した。引き続き、関連決議に 誠実に対応していく。

2月に世界文化遺産として推薦した「佐渡島 の金山 については、2023年1月にユネスコ 事務局に推薦書(正式版)を改めて提出した。 関係国との間で丁寧な議論を今後も行いつつ、 その登録に向け引き続き取り組んでいく。

1 無形文化遺産保護条約

無形文化遺産保護条約は、伝統芸能や伝統工 芸技術などの無形文化遺産について、国際的保 護の体制を整えるものである(2022年12月 時点、締約国数は180か国)。国内の無形文化 財保護において豊富な経験を持つ日本は、この 条約の運用制度改善を議論する政府間ワーキン ググループ会合の議長を務め、開発途上国から

の要望を取りまとめるなど議論を牽引した。 11月、同条約に基づき作成されている「人類 の無形文化遺産の代表的な一覧表」に、日本か ら「風流踊」が記載されることが決定した。現 在、2024年の新規記載に向け、「伝統的酒造 り」の提案書をユネスコに提出している。

ウ ユネスコ「世界の記憶」事業

ユネスコ「世界の記憶」事業は、貴重な歴史 的資料などの保護とアクセス、関心の向上を目 的に1992年に創設された。このうち、国際登 録事業においては、2022年12月時点、429件 が登録されている。

従来の制度では、加盟国が登録の検討に関与 できる仕組みとなっておらず、また登録申請案 件について、関係国間での見解の相違が明らか であるにもかかわらず、一方の国の主張のみに 基づき申請・登録がなされ政治的対立を生むこ とは、ユネスコの設立趣旨である加盟国間の友 好と相互理解の推進に反するものとなることか ら、2017年以降新規申請を凍結した上で同事 業の包括的な制度改善を日本が主導した。その 結果、2021年4月のユネスコ執行委員会で新 しい制度が承認された。新制度では、登録申請 は加盟国政府を通じて提出することとなったほ か、当事国からの異議申立て制度を新設し、加 盟国間で対立する案件については当事国間で対 話を行い帰結するまで登録を進めないことと なった。制度改善が完了したことを受け、同年 7月に新規の申請募集が再開された。日本から は同年11月、「浄土宗大本山増上寺三大蔵」(申 請者:浄土宗、大本山増上寺)と「智証大師円 珍関係文書典籍― 日本・中国の文化交流史―」 (申請者:園城寺、東京国立博物館)の2件の 申請書をユネスコに提出した。

第4章

国民と共にある外交

第一節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人	314
第2節	海外における日本人への支援	328
第3節	国民の支持を得て進める外交	338

Chapter 4

第一節 世界とのつながりを深める日本社会と日本人

日本の成長と外国人材の受入れ

(1) 成長戦略とビザ(査証) 制度

日本政府は、「観光先進国」への新たな国造 りに向けて、2016年3月末、「明日の日本を支 える観光ビジョン」を策定し、訪日外国人旅行 者数1については、2020年に4,000万人、 2030年に6,000万人という目標を設定した。 これを踏まえ、外務省はこれまで、人的交流の 促進や二国間関係の強化などの観点から、各国 との間で、申請書類の簡素化や発給対象者の拡 大を含むビザ緩和を実施し、2019年には訪日 外国人旅行者数は3,188万人(出典:「「日本政 府観光局(INTO)」2020年 訪日外客数²·出 国日本人数」)となった。

しかしながら、2020年からの新型コロナウ イルス感染症(以下、「新型コロナ」という。) の世界的な感染拡大を受けて日本や諸外国が とった水際措置の強化の影響などにより、同年 以降訪日外国人旅行者数は大きく減少した。そ の後、日本は2022年3月から、感染拡大の防 止と社会経済活動のバランスを取りながら水際 措置を段階的に緩和し、10月11日には、個人 観光の再開、入国者総数の上限撤廃などに加 え、それまで一時停止していたビザ免除措置を 再開した(ただし、12月30日以降、中国にお ける新型コロナの感染状況の急速な悪化や詳細 な状況の把握が困難であることを踏まえ、中国 からの入国者などに対する入国時検査や陰性証 明書の提出などの臨時的な措置を講じた(2023) 年1月末時点))。こうした一連の水際措置の緩 和により、2022年10月から12月の訪日外国

人旅行者数は約280万人に増え、回復基調を 示し始めた(新型コロナ前の2019年同期比 37.6%。「「日本政府観光局 (JNTO)」2022 年 訪日外客数・出国日本人数」(対2019年比) の速報値を元に算出)。ビザ緩和は、人的交流 の促進や日本経済の成長に一定の効果を与える ことが見込まれるところ、水際措置緩和後のイ ンバウンド回復に向けた重要な取組である。

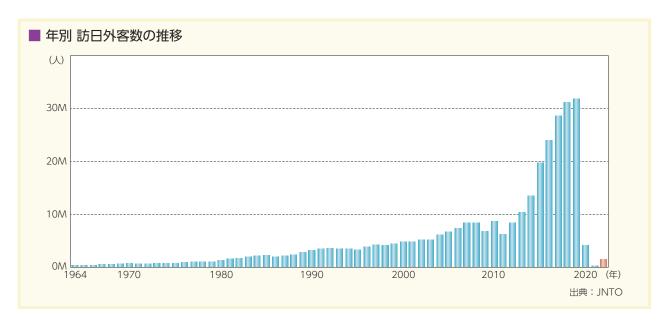
一方、犯罪者や不法就労を目的とする者、又 は人身取引の被害者となり得る者などの入国を 未然に防止するとの観点からは、ビザ審査の厳 格化も重要な課題である。外務省としては、「世 界一安全な日本」を維持しつつ訪日外国人旅行 者数を増やし、富裕層、リピーター及び若年層 の誘客など、質量両面で観光立国に貢献してい くことを目指し、二国間関係、外交上の意義な どを総合的に勘案し、水際措置とのバランスを 考慮しつつ、今後もビザの緩和を検討していく。

(2) 外国人材の受入れ・共生をめぐる取組

日本国内で少子高齢化や人口減少が進行しつ つある中、中小・小規模事業者を始めとする各 事業者の深刻化する人手不足に対応するため、 生産性向上や国内人材の確保のための取組を 行ってもなお人材を確保することが困難な状況 にある産業分野において、一定の専門性・技能 を有し即戦力となる外国人を受け入れていく特 定技能制度が2019年4月に創設された。外務 省は、法務省、厚生労働省及び警察庁と共に同 制度の制度関係機関として、送出国との情報連

訪日外国人旅行者とは、国籍に基づく法務省集計による外国人正規入国者数から日本に居住する外国人を除き、これに外国人一時上陸客などを加 えた入国外国人旅行者のこと

[「]訪日外客」は「訪日外国人旅行者」と同義



携の枠組みなどを定める協力覚書の作成や同覚 書に基づく二国間協議に参画しているほか、主 要送出国の現地語による広報を行っている。

さらに、新たな外国人材の受入れ及び日本で 生活する外国人との共生社会の実現に向けた環 境整備については、政府一体となって総合的な 検討を行うため「外国人材の受入れ・共生に関 する関係閣僚会議」が設置されており、6月に

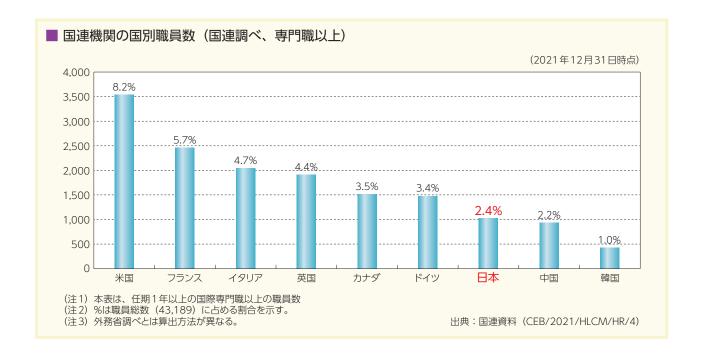
「外国人との共生社会の実現に向けたロード マップ」及び「外国人材の受入れ・共生のため の総合的対応策(令和4年度改訂)」が決定さ れた。また、外務省では、国際移住機関(IOM) との共催で「外国人の受入れと社会統合のため の国際フォーラム」を毎年開催しており、受入 れに係る具体的課題や取組について国民参加型 の議論の活性化に努めている。

国際社会で活躍する日本人

(1) 国際機関で活躍する日本人

国際機関は、国際社会共通の利益のために設 立された組織である。世界中の人々が平和に暮 らし、繁栄を享受できる環境作りのために、 様々な国籍の職員が集まり、それぞれの能力や 特性をいかして活動している。ロシアによるウ クライナ侵略や新型コロナの世界的流行を始 め、環境、気候変動、持続可能な開発、軍縮・ 不拡散、紛争予防・平和構築、食糧、エネル ギー、防災、教育、労働、人権・人道、ジェン ダーの平等など、それぞれの国が一国では解決 することのできない地球規模の課題に対応する ため、多くの国際機関が活動している。

国際機関が業務を円滑に遂行し、国際社会か ら期待される役割を十分に果たしていくために は、専門知識を有し、世界全体の利益に貢献す る能力と情熱を兼ね備えた優秀な人材が必要で ある。日本は、これら国際機関の加盟国として 政策的貢献を行うほか、分担金や拠出金を拠出 しているが、日本人職員の活躍も広い意味での 日本の貢献といえる。また、より多くの優秀な日 本人が国際機関で活躍することによって、国際 社会における日本のプレゼンスが顔の見える形 で一層強化されることが期待される。各日本人 職員が担当する分野や事項、また、赴任地も様々 であるが、国際社会が直面する諸課題の解決と いう目標は共通している(318、319ページ、コ ラム参照)。さらに、国際機関において職務経験 を積み、世界を舞台に活躍できる人材が増加す ることは、日本の人的資源を豊かにすることにも



つながり、日本の発展にも寄与する。

現在、国連(UN)を含む国際機関の要職で 日本人が貢献している。2022年1月に首時政 彦氏がトップに就任した国連専門機関の万国郵 便連合(UPU)を始め、世界税関機構(WCO) やアジア開発銀行 (ADB) など多くの国際機 関において、日本人が組織の長として活躍して いる。さらに、日本は、長年にわたり、国際司 法裁判所 (ICI)、国際海洋法裁判所 (ITLOS)、 国際刑事裁判所 (ICC) といった国際裁判所に 日本人判事を輩出している。グローバルな課題 に取り組む上での国際機関の重要性を踏まえれ ば、日本と国際機関の連携強化につながる国際 機関の長を含む要職の獲得は重要な課題であ る。一方、国際機関の長を含む要職は、一朝一 夕に獲得できるものではなく、長期的視野に立 ち、ふさわしい人材を育成し、きめ細かい対応 をしていく必要がある。

現在、956人(2021年末時点、外務省調べ) の日本人が専門職以上の職員として世界各国に ある国連関係機関で活躍しており、過去最多と

なった。日本人職員の更なる増加を目指し、日 本政府は2025年までに国連関係機関で勤務す る日本人職員数を1.000人とする目標を掲げて おり、その達成に向けて、外務省は、関係府省 庁、大学や団体などと連携しつつ、世界を舞台 に活躍・貢献できる人材の発掘・育成・支援を 積極的に実施している。その取組の一環とし て、国際機関の正規職員を志望する若手の日本 人を原則2年間、国際機関に職員として派遣し、 派遣後の正規採用を目指すジュニア・プロ フェッショナル・オフィサー (JPO) の派遣制 度(360ページ 資料編参照) や、将来の幹部 候補となり得る日本人に中堅以上の職務経験を 提供し昇進を支援するための派遣制度を設けて いる。これらを通じて日本人職員を増やしてい くことに加え、日本人職員の一層の採用・昇進 に向けた国際機関との協議や情報収集にも取り 組んでいる。

国際機関勤務を志望する日本人に対しては、 国際機関人事センターのホームページ3やメー リングリスト、ソーシャルメディア(フェイス



³ https://www.mofa-irc.go.jp/

ブック、ツイッター、リンクトインなど)、動 画配信などを通じて国際機関の空席情報などの 有用な情報を随時提供しているほか、応募に関 する支援にも力を入れている。国際機関で働く 魅力や就職方法を説明するセミナーのほか、国 際機関の幹部職員や人事担当者を招いた説明会 をオンラインで実施⁴するなど、広報に努めて いる。

外務省は、地球規模課題の解決に貢献できる 高い志と熱意を持った優秀な日本人が一人でも 多く国際機関で活躍できるよう、日本人職員の 増加及び昇進支援に今後もより積極的に取り組 んでいく。

(2) 非政府組織(NGO)の活躍

ア開発協力分野

開発途上国などに対する支援活動の担い手と して、開発協力及び人道支援においてNGOが 果たし得る役割は大きい。外務省は、政府以外 の主体の力をいかした総合的な外交を展開する 観点から、それらNGOによる取組を支援して いる。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域 で実施する経済・社会開発事業に対する無償の 資金協力(「日本NGO連携無償資金協力」) に よりNGOを通じた政府開発援助(ODA)を 積極的に行っており、事業の分野も保健・医 療・衛生、農村開発、障害者支援、教育、防 災、地雷・不発弾処理など、多岐にわたる。 2021年度は、アジア、アフリカ、中東、中南 米など35か国・1地域で日本NGO連携無償 資金協力事業を実施する日本のNGO(51団 体) に対し、96件の資金供与を行った(322 ページ 特集参照)。さらに、NGOの事業実施 能力や専門性の向上、NGOの事業促進に資す る活動支援を目的とする補助金 (「NGO事業 補助金」)を交付している。

また、政府、NGO、経済界との協力や連携

により、大規模自然災害や紛争発生時に、より 効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うこと を目的として2000年に設立されたジャパン・ プラットフォーム (JPF) には、2022年12月 現在、45のNGOが加盟している。JPFは、 2022年には、ウクライナ人道危機対応支援 (同国及び周辺国における避難民への支援)、ウ クライナ情勢に起因する食料・燃料・飼料価格 の高騰などの影響を受けた食料危機への対応支 援、ミャンマー人道危機支援(同国避難民に対 する支援)、アフガニスタン東部地震被災者支 援、パキスタン水害被災者支援に向けたプログ ラムなどを立ち上げたほか、バングラデシュ、 エチオピア、モザンビーク、南スーダン及び周 辺国、ウガンダ、イエメン、ベネズエラ、アフ ガニスタン、パレスチナ、イラク、シリア及び 周辺国における難民・国内避難民支援を実施し た。

このように、開発協力及び人道支援の分野に おいて重要な役割を担っているNGOを国際協 力のパートナーとして位置付け、NGOがその 活動基盤を強化して更に活躍できるよう、外務 省と国際協力機構(JICA)は、NGOの能力強 化、専門性向上、人材育成などを目的として、 様々な施策を通じてNGOの活動を側面から支 援している(2022年、外務省は、「NGO相談 員制度」「NGOスタディ・プログラム」「NGO インターン・プログラム」「NGO研究会」の4 事業を実施した。)。

NGOとの対話・連携の促進を目的とした 「NGO・外務省定期協議会」については、11 月に全体会議を実施した。また、ODA政策全 般に関する意見交換を行うODA政策協議会を 3月、7月、11月に、NGO支援や連携策につ いて協議する連携推進委員会を1月、7月、12 月にそれぞれオンライン形式で開催した。さら に、9月に開発協力大綱改定に関する臨時全体 会議が行われた。また、持続可能な開発目標

⁴ 前掲脚注3のサイトの「お知らせ」に掲載

コラム

国連の舞台を支えてきた日本人の声

激動の時代の安全保障 ―国連の軍縮活動をリードして― 国連事務次長・軍縮担当上級代表 中満泉

2月に始まったロシアによるウクライナ侵略は、国連憲章に基づく国際秩序への大きな挑戦となりま した。ウクライナ侵略の影響は地域にとどまらず、世界中に食料、エネルギー、金融の三重の危機をも たらし途上国を圧迫しています。世界の更なる分断をもたらしかねない大国間の緊張関係、増加を続け る紛争や軍事クーデター、待ったなしの気候危機、国際NGO団体であるオックスファム・インターナ ショナルが「経済的暴力」と呼ぶほどの格差と不平等、深刻度を増す人権侵害、規範の整備を待たずに 加速度的に進むテクノロジーの進化など、私たちの世界は今、いくつもの危機が連鎖する激動の時代に あります。

国連で私が担当する軍縮は安全保障に関わる問題であって、特に緊張関係が高まる国際情勢では、ポ スト冷戦期に見られたような大きな進展を見ることが困難になりました。軍縮分野の課題は多岐にわた ります。人類全体の存続を脅かしかねない核兵器や化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器の廃絶。 紛争の現場で現在も多くの犠牲者を生んでいる小型武器などの通常兵器の制限と効果的な管理。宇宙空 間やサイバー空間という人類の新たな活動領域を平和に保つための努力。そして人工知能やあらゆるタ イプの新興科学技術の安全保障への悪影響を防ぐといった新しい課題。特に新興技術は、核兵器がそう であったように、世界の紛争の構図を現在想像ができない形で根本から変えるかもしれないと予想さ れ、国連を軸にした多国間での規範作りがこれまでにないほど早急に必要になっています。

そんな中、私たち国連軍縮部の役割は、加盟国の議論・交渉を支援することです。新たな課題を洗い 出し、分析し、専門的見地から解決方法のオプションを提言していくこと。そしてマルチ議論(多国間 による議論)の中で議長や加盟国をサポートし、アドバイスし、時として対立関係にある加盟国の間で の議論を働きかけ取り持つこと。全ての加盟国と対話を保ち、それぞれの立場を理解し、共通項を探し 出すこと。そして合意が形成されたら、全ての加盟国がそれを実施することができるように支援するこ と。多くの努力を日夜、舞台裏で続けています。

国際安全保障環境が悪化する中で軍縮は可能なのでしょうか。8月に行われた核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議では、残念ながらただ一国の反対で最終成果文書を採択することがかないません でした。しかし、現在のような国際環境の中でも、核軍縮、不拡散そして原子力の平和利用に関する議 論に全ての締約国が真剣に関わり、一国以外は合意を形成していたという事実は、国際安全保障にはマ ルチ(多国間)の軍縮交渉が必要なのだという共通認識の現れだと思います。軍縮や軍備管理交渉は決



筆者が国連安全保障理事会に対し、国際の平和と安全への脅威について 報告を行っているところ (12月、米国・ニューヨーク 写真提供:国連軍縮部)

して理想主義の理念ではなく、安全保障のツー ルであるからです。現に12月に行われた第9 回生物兵器禁止条約運用検討会議は、困難な 交渉を経てコンセンサス(全会一致)で最終 文書を採択しました。条約強化のため合意さ れたステップとしては、過去20年間で最も重 要なものになりました。

グテーレス国連事務総長は2021年9月に「私たち共通の課題」という、未来に向けての提言を発表 しました。私たちはそのフォローアップの一環として、激変した国際環境の中での軍縮への新たなビ ジョンを含む「平和への新たな課題」という事務総長報告書の作成を進めています。

私の尊敬するハマーショルド元国連事務総長の「国連は私たちを天国に導くためにではなく、私たち を地獄から救うために創設された」という言葉は有名です。激動の時代の今こそ、安全な未来のために も国連の活動が必要とされているのではないでしょうか。



写真展「女性は生物化学兵器から世界の平和を守る: 生物兵器条約50周年にあたって」のオープニング (筆者右から4番目) (11月、スイス・ジュネーブ 写 真提供: 国連軍縮部)



核兵器禁止条約の署名・批准式典セレモニー(筆者中央) (9月、米国・ニューヨーク 写真提供:国連軍縮部)

コラム 国連の舞台を支えてきた日本人の声

国連職員=ファシリテーターとは? 国際民間航空機関(ICAO)(注) 気候変動課長 田中鉄也

国際民間航空機関(ICAO、本部:カナダ・モントリオール)では、国 際航空の秩序ある発展を目的として各種の国際ルールを策定しており、日 本を含む193の加盟国(シカゴ条約締約国)の政府代表者により、大臣級 のハイレベル会合から専門家レベルの委員会・ワーキンググループ会合ま で、様々な会議を通じた議論を経て、合意文書が作成されていきます。 ICAOで合意された国際ルールは、各締約国の国内法令(航空法など)に 基づいて実施されます。

航空の安全といった分野に比べ、私が担当している環境対策、特に気候 変動対策というトピックはICAOでも比較的新しい分野で、私がICAO事 務局に入った2008年はまだ白いキャンバスに絵を描くような仕事でした。 CO2削減目標もなければ、削減対策やその支援策、さらにはフォローアッ プの仕組みといったものがほぼ皆無の状態でした。その後、3年ごとの



筆者。 国土交通省航空局勤務を経て、 2008年からICAO事務局で勤 務、2015年から現職。ICAO 本部・理事会会議場(Council Chamber) において

ICAO総会で継続的な進捗があり、2010年に国際航空セクターの中期CO2削減目標と国別行動計画 の策定に向けた合意、2013年に中期目標達成のための市場メカニズム策定に向けた合意、2016年に 具体的な国際航空カーボンオフセット制度(Carbon Offsetting and Reduction Scheme for International Aviation (CORSIA)) の合意、2019年に長期目標策定に向けた合意、そして直近の 2022年総会ではセクター長期目標としての「ネットゼロ2050」の合意がなされました。





2016年ICAO総会で国際航空カーボンオフセット制度が合意された瞬間のスタンディング・オベーション

気候変動の議論で国際ルールの合意形成を難しくしている大きな理由は二つあります。一つ目は、航 空の成長を阻害することなく、気候変動対策の主眼である排出ガスを減らすという拮抗する目的を如何 に達成するかという課題です。二つ目は、いわゆる京都議定書やパリ合意における先進国の気候変動に 対する歴史的な責任という原則と、排出ガス自体が国を越えている国際航空分野において市場歪曲を起 こすことなく各国を非差別的に取り扱うべきというICAOの原則をどのように融合させるかという課 題です。

上記二つの課題をめぐって、193か国政府のポジションは常に大きく割れます。先進国と開発途上国 の二分論という単純な話でもありません。いわゆる先進国と呼ばれている国が横並びで同じ立場かとい えばそうでもなく、環境先進国の欧州とそれ以外では時としてポジション(立場)が全く異なり、ま た、開発途上国の中には先進国よりも排出削減やICAOでの合意形成に積極的な立場を示す国もあり ます。

ICAO事務局として、そして議論の「ファシリテーター(進行役)」である私の立場として、多様な 国の立場に耳を傾けつつ議長をサポートし、議論を前に進めていくことが最も苦労する点であり、逆に いうと最もエキサイティングな点でもあります。各国のポジションの距離感が遠い場合には、誰もが正 面から提案しにくいミドル・ポジションを提案し、支持層を増やしながら最終的には大多数の支持を取 り付けるため、議論を促進し提案を修正していく必要があります。かつ、そういう議論の流れをつくる ための各種シナリオを事前に用意しておく必要もあります。

今後は、先般の総会で合意された国際航空セクターの長期目標「ネットゼロ2050」の達成に向けて、 2023年冒頭から議論が活発化していきます。事務局は何も決められませんが、最終的に締約国が決め るための議論を促し、案を提供することは可能であり、各国のポジションを知りどこまで前に進める妥 協案が合意可能なのか、冷静に先を読む嗅覚が問われる仕事でもあります。ICAOにおける国際航空の 気候変動問題への取組が実質的に前に進み、最終的に本件をリードし続ける組織として世界から認識さ れるために事務局が担う役割は大きいものがあると信じております。

(注) ICAO: International Civil Aviation Organization

(SDGs) の達成に向けては、あらゆるステーク ホルダーとの連携が不可欠であるとの観点から、 2016年9月に設置した「SDGs推進円卓会議」 においてNGOを含めた多様なステークホル ダーとの活発な意見交換がなされてきている。

イ そのほかの主要外交分野での連携

人権に関する諸条約に基づいて提出する政府 報告や「ビジネスと人権」に関する行動計画、 子どもに対する暴力撲滅行動計画、国連安保理 決議第1325号及び関連決議に基づく女性・平 和・安全保障に関する行動計画とその実施につ いても、日本政府はNGO関係者や有識者を含 む市民社会との対話を行っている。

また、通常兵器の分野では、地雷・不発弾被 害国での地雷や不発弾の除去、危険回避教育プ ロジェクトの実施に際して、NGOと協力して いる。

さらに、核軍縮の分野でも、様々なNGOや 有識者と対話を行っており、「非核特使」及び 「ユース非核特使」の委嘱事業などを通じて、被 爆者などが世界各地で核兵器使用の惨禍の実情 を伝えるためのNGOなどの活動を後押ししてい る。2022年12月までに、102件延べ302人が 非核特使として、また、42件延べ569人がユー ス非核特使として世界各地に派遣されている。

国際組織犯罪対策では、特に人身取引の分野 において、NGOなどの市民社会との連携が不



ウクライナ西部3州における避難民への心理的応急処置 (写真提供:認定NPO法人IVY、提携団体STEP-IN)

可欠であるとの認識の下、政府は、近年の人身 取引被害の傾向の把握や、それらに適切に対処 するための措置について検討するため、NGO などとの意見交換を積極的に行っている。

(3) JICA海外協力隊・専門家など

JICA海外協力隊 (JICAボランティア事業) は、技術・知識・経験などを有する20歳から 69歳までの国民が、開発途上国の地域住民と 共に生活し、働き、相互理解を図りながら、そ の地域の経済及び社会の発展に協力・支援する ことを目的とするJICAの事業である。本事業 が発足した1965年以降、累計で98か国に5万 4,772人の隊員を派遣し(2022年3月末時点)、 計画・行政、商業・観光、公共・公益事業、人 的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会 福祉、エネルギーの9分野、約190職種にわた る協力を展開している。

帰国した協力隊経験者は、その経験を教育や 地域活動の現場、民間企業などで共有するな ど、社会への還元を進めており、日本独自の国 民参加による活動は、受入国を始め、国内外か ら高い評価と期待を得ている。

新型コロナ感染拡大の影響により、派遣を一 時見合わせる状況もあったが、2020年11月 以降、感染状況などを考慮し、派遣条件が整っ た国から隊員活動を再開している(323ページ コラム参照)。

JICA専門家の活動は、専門的な知識、知見、 技術や経験を有した人材を開発途上国の政府機 関や協力の現場などに派遣し、相手国政府の行 政官や技術者に対して高度な政策提言や必要な 技術及び知識を伝え、協働して現地に適合する 技術や制度の開発、啓発や普及を行う事業であ る。JICA専門家は、保健・医療や水・衛生と いったベーシック・ヒューマン・ニーズ(人間 としての基本的な生活を営む上で最低限必要な もの)を満たすための分野や、法制度整備や都 市計画の策定などの社会経済の発展に寄与する 分野など、幅広い分野で活動しており、開発途

集

日本NGO連携無償資金協力20周年

一次の20年に向けて一

日本NGO連携無償資金協力は、草の根無償資金協力(現 在の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」)のうち日本 のNGOを対象としたものと、その他のプログラムを整理 統合するかたちで2002年に設立された制度です。2022年 には20周年を迎えました。この制度を通じて、外務省は、 日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発 事業に対して、政府開発援助(ODA)資金を供与してい ます。誰一人取り残さないことを目標とし、日本のNGO は、政府や国際機関による支援だけでは手の届きにくい貧 困層、女性、高齢者、難民、国内避難民などの最も脆弱な 人々に対し、効果的な支援を行っています。NGOによる 支援活動は、開発途上国それぞれの地域に密着し、現地住 民の支援ニーズにきめ細かく対応することが可能であり、 草の根レベルでの支援を実現することができる、まさに 「顔の見える開発協力」の代表格です。

2002年度から2021年度までに、74か国・1地域に対し、 総額約619億円の資金を供与してきました。事業分野も教 育、農林業、医療・保健、防災、水・衛生、地雷・不発弾 処理など、幅広いものとなっています。2021年度には、 96件、約57億円の資金供与を実施しました。その実績額 は、2002年度開始時と比べて約10倍に増加しています。

外務省は、今後もNGOの活動を支援するとともに、「開 発協力における政府の重要なパートナー」であるNGOと の連携を一層強化し、その知見を活用することで、より効 果的・効率的なODAを実現していきたいと考えます。



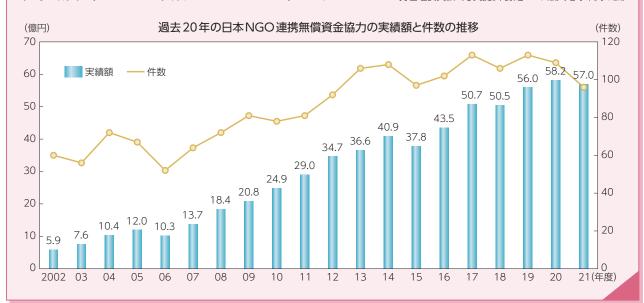
ネパールでの開校式 (写真提供:公益社団法人シャンティ国際ボランティア会)



イラクのPC教室で学ぶ学生 (写真提供:認定NPO法人IVY)



ミャンマー事業で建設したインフラについて話し合う維持管理委員会(写真提供:認定NPO法人地球市民の会)



コラム

柔道で国際協力 一任国の大統領勲章を受章一 国際協力機構(JICA)青年海外協力隊員(職種:柔道) 岩堀睦宗

私は4歳から柔道を始めましたが、大学時代に大きな転機を迎えました。柔道での海外研修に参加し、 外国の子どもたちの学ぶ姿勢や物怖じしない姿勢に感銘を受けたのです。その後、社会人となり、長年 やってきた柔道で何か恩返しをしたいとの思いが募り、IICA海外協力隊へ応募しました。新型コロナ の感染拡大の影響で約1年派遣が遅れましたが、2021年12月、ようやくマダガスカルの地に降り立つ ことができました。

私は、マダガスカル柔道連盟に所属し、柔道の普及及びナショナルチームの指導を行っています。派 造当初は、柔道場には畳がなく、選手が破れた柔道着で練習する姿を目の当たりにし、日本との柔道に 取り組む環境の違いに衝撃を受けました。しかし、よく観察していると、選手が日本と同じく、柔道の 礼法である道場への「入出時に一礼」する光景も見られ、大変嬉しくなりました。また、同時に嘉納治 五郎師範が築き上げた柔道が、遠く離れたマダガスカルで、ここまで浸透していることにも感動し、自 分がこの国で活動を続けていく力になりました。

派遣から5か月が過ぎ、徐々に任国での生活にも慣れたころ、所属先からアフリカ選手権に出場する ナショナルチームを指導してほしいとの依頼がありました。約1か月の強化合宿に付添い、4人の選手

がアルジェリアで開催された本選に出場しました。入賞はできませ んでしたが、これまでは初戦敗退が多かった国際大会で、全員が1 回戦を勝ち上がることができました。次の大会に向けて継続して指 導することになり、これらの指導が評価された結果、連盟からの依 頼により7月にケニアで開催されたアフリカ選手権ジュニア大会に、 コーチとして2人の選手に同行することになりました。この大会で は、男子73キロ級では第3位、女子70キロ級では優勝という結果 に貢献することができました。

この国際大会での輝かしい成績を受け、マダガスカル共和国大統 領からスポーツ功労章という大統領勲章を選手と共に受章しました。 自身の今までの指導が間違っていなかったと実感することができた と同時に、厳しい環境の中で練習し、国際大会で活躍するマダガス カルの選手を誇らしく思いました。

今後は、2024年パリオリンピック・パラリンピック競 技大会出場を目標にナショナルチームを指導するとともに、 マダガスカルの若者が柔道の礼節を学び、相手を想いやる ことができる人に育ってほしいと願い、柔道の普及にも取 り組む予定です。

そして、柔道を通し、日本の国際協力に貢献していきた いと思います。



マダガスカル共和国大統領勲章を選手と



ー 福井県及び特定非営利活動法人JUDOsから寄贈された柔道着の贈与セレモニー(筆者右から3番目)

上国の経済及び社会の発展と日本との信頼関係 の醸成に寄与している。

2021年度に新規で派遣された専門家は2.583 人、活動対象国・地域は95か国・地域に上り、

新型コロナの世界的な感染拡大による影響から 回復傾向にある。なお、現地への渡航が困難な ため国内に待機している専門家は、遠隔で現地 と連絡をとりながら、業務を遂行している。

地方自治体などとの連携

外務省は、内閣の最重要課題の一つである地 方創生にも積極的に取り組み、地方との連携に よる総合的な外交力を強化するための施策を展 開している。

日本国内では、外務大臣が各都道府県知事と 共催し、各国の駐日外交団や商工会議所・観光 関係者などを外務省の施設である飯倉公館に招 き、レセプションの開催やブースでの展示を通 じて地方の多様な魅力を内外に広く発信する 「地方創生支援対外発信事業」を実施している。

2022年は、7月25日に福島県との共催によ り都内の八芳園5において「ふくしま復興レセプ ション 挑戦を続けるFukushima」を実施し、 約140人の関係者が出席した。林外務大臣から、 福島の食・観光などの多様な魅力や正しい情報 を各国・地域において広く発信していただくこ とについて、参加者の理解と協力を改めて求め た。また、内堀雅雄福島県知事は、「Fukushima の未来」と題したプレゼンテーションにおいて、 福島県の最新の復興状況や復興に向けた挑戦に ついて紹介した。その後、福島県は、観光、食、 伝統工芸品などの広報に加え、地元のアーティ ストによる「サムライ演舞」や「フラダンス」 のパフォーマンス披露などを通して多様な魅力 と取組を広く発信した。本レセプションは、駐 日外交団を始め、駐日商工会議所、企業関係者 などの参加者と共催自治体との間の更なる交流 の促進につながる機会となった。

また、林外務大臣及び武井俊輔外務副大臣 は、地方の魅力を世界に発信する「地方を世界

へ| プロジェクトを実施した。同プロジェクト は、外務大臣及び外務副大臣などが駐日外交団 と共に日本の地方を訪れるものである。駐日外 交団に地方の魅力を体験してもらい、地域の 方々との対話を通じて地方への理解を深めても らうことにより、参加外交団から自国民への発 信を促しインバウンド需要を喚起すること及び 外務大臣と地域の方々との対話を通じて(339



ふくしま復興レセプションで内堀福島県知事から説明を受ける林外務大臣 (7月25日、東京)



「地方を世界へ」プロジェクト: 「大浦天主堂」の外観を視察する林外務 大臣一行(11月12日、長崎県)

⁵ 飯倉公館が工事期間中であったため都内の八芳園で開催

ページ 第3節1(4)参照)地域の更なる活 性化を図ることを目的としている。林外務大臣 と武井外務副大臣は、11月に駐日外交団と共 に長崎県を、また12月には宮城県及び山形県 を訪問した。

このほか、外務省は地方自治体などとの共催 で、各国の駐日外交団や商工会議所、関連企業 などの関係者に対して各地域の地元産品、観光 や産業、投資などの施策や魅力を発信する「地 域の魅力発信セミナー を実施している。10 月14日に開催したセミナーには、山形県、岐 阜県高山市、北海道札幌市及び青森県黒石市が 参加し、プレゼンテーションを通じた地域の魅 力の発信、参加者との交流会における各地域の 特産品及び観光スポットの紹介、伝統文化の実 演やブースの出展が行われた。セミナーは、東 京にいながらにして地方の魅力を直接体験でき る貴重な場であるとして参加者から好評を得る とともに、地方自治体と駐日外交団などの参加 者との交流の促進にも資するものになった。

また、外務省と地方自治体との共催で、駐日 外交団に各地方の魅力を現地で直接体験しても らうことを目的に「駐日外交団による地方視察 ツアー を実施している。4月19日に神奈川 県横浜市へのツアーを実施し、参加した外交団 は、横浜市と連携してSDGsの取組を進める事 業者・団体の施設などの視察を通じて、横浜市 の取組について理解を深めた。9月12日及び 13日に実施した熊本県熊本市へのツアーでは、 参加した外交団は、2016年の熊本地震からの 復興に関連した施設などを視察し、熊本の魅力



地域の魅力発信セミナーでの参加地方自治体によるプレゼンテーション (10月14日、東京)

や復興への取組について認識を深めた。11月 5日及び6日には新潟県へのツアーを実施し、 参加した外交団は、「錦鯉発祥の地」である長 岡市及び小千谷市における錦鯉関連施設の視 察、「世界錦鯉サミット」への参加などを通じ て、新潟が誇る錦鯉、花火、食文化などの多様 な魅力を堪能した。11月10日及び11日に実 施した滋賀県へのツアーでは、参加した駐日外 交団は、比叡山延暦寺、琵琶湖、県立高等学校 などの施設を視察し、滋賀県の歴史、自然、 食、信楽焼などの魅力について理解を深めた。 また、11月29日及び30日に実施した福島県 へのツアーでは、参加した駐日外交団は、東日 本大震災・原子力災害伝承館などを視察し、福 島県の復興への歩みと現状、会津武士の伝統や 食文化などの多様な魅力について認識を深め た。本ツアーの実施をきっかけに参加国との交 流が始まった地方自治体や参加外交団とのつな がりを活用して同地域への来訪者増加を目指す 地方自治体も出てきている。

さらに、外務省では地方自治体に対し、地域



世界錦鯉サミットにおける集合写真 (11月6日、新潟県 写真提供:世界錦鯉サミット実行委員会)



地方視察ツアーにおける福島県主催交流会(11月29日、福島県)



地域の魅力海外発信支援事業で在中国日本国大使館のSNSアカウントか ら発信した静岡県のPR動画

レベルの国際交流活動に密接に関係する最新の 外交政策などに関する説明や意見交換の場を提 供しており、その一環として、「地方連携フォー ラム」を実施しているが、2022年は、新型コ ロナの影響により、本事業の実施は見送った。

海外での事業については、東日本大震災後の 国際的な風評被害対策として、食品輸入規制の 撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環 として日本の地域の魅力発信、日本各地の産品 の輸出促進、観光促進などを支援する総合的な 広報事業である「地域の魅力海外発信支援事業」 を実施している。2022年7月から2023年3月 にかけて、中国及び香港においてオンライン形 式での情報発信を含む形で実施した。SNSを活 用して多くの人々に日本の観光・文化・食など の地域の魅力を体感してもらうことを目標に、 期間中、中国においては、58の自治体が、在 中国日本国大使館の微博(中国SNSウェイボー) アカウントで、日本各地の動画を配信した。ま た、在中国公館が主催・後援する日中国交正常 化50周年イベントなどにインフルエンサーの 派遣を行い、日本の地域の魅力を発信した。香 港では、7月に実施された香港ブックフェアに おいて東北地方のPRを行った。

また、在外公館施設を活用して地方自治体が 地方の魅力を発信することを通じて、地方産品

の販路拡大、インバウンド促進などを目的とし た「地方の魅力発信プロジェクト」を実施して いる。2月及び6月、在瀋陽総領事公邸におい て、オンライン形式で富山県、岩手県、北九州 市、宮城県(2月のみ)、神奈川県(6月のみ) の伝統工芸品、食、観光地など地方の魅力の PRを行った。

加えて、例年天皇誕生日の時期に合わせて開 催される「在外公館における天皇誕生日祝賀レ セプション | で地方自治体の産品や催事などを 紹介・発信する場を設けている。2022年は新 型コロナの影響により開催取りやめや開催形式 をオンライン形式に切り替えた公館が多くあっ た中でも、39の在外公館において延べ42の地 方自治体による情報発信が実施された。

このほか、外務省では様々な取組を通じて日 本と海外の間の姉妹都市交流や2020年東京オ リンピック・パラリンピック競技大会のホスト タウン交流を始めとする日本の地方自治体と海 外との間の交流を支援してきた。具体的には、 在外公館長や館員が海外の姉妹都市提携先を訪 問して、国際交流・経済交流関係担当幹部など と意見交換を行うことや、在外公館長の赴任前 や一時帰国の際に地方を訪問し、姉妹都市交流 やホストタウン交流に関する意見交換や講演を 行うことで、地方の国際化を後押ししている。 また、日本の地方自治体と姉妹都市提携を希望 している海外の都市などがある場合は、都道府 県及び政令指定都市などに情報提供し、外務省 ホームページの「グローカル外交ネット」6で広 報するなどの側面支援を行っている。

地方連携の取組を紹介する広報媒体としては 「グローカル外交ネット」のほか、毎月1回メー ルマガジン「グローカル通信」⁷を配信し、加え て「ツイッター」⁸による投稿を行っている。こ







⁶ 外務省ホームページ「グローカル外交ネット」: https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/page23_003047.html

⁷ 地方連携推進室メールマガジン「グローカル通信」: https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/lpc/page25_001870.html

⁸ 地方連携推進室: Twitter: https://twitter.com/localmofa

れら広報媒体においては外務省の地方連携事業 にとどまらず、各地方自治体が進める姉妹都市 交流やホストタウン交流、外国人の目から見た 地方活性化、そのほか様々な国際交流に関する エピソードを紹介している。

また、各地の日本産酒類(日本酒、日本ワイ ン、焼酎・泡盛など)の海外普及促進の一環と して、各在外公館における任国要人や外交団と の会食での日本産酒類の提供、天皇誕生日祝賀 レセプションなどの大規模な行事の際に日本酒 で乾杯するなど日本産酒類の紹介・宣伝に積極 的に取り組んでいる。またその際には、「伝統 的酒造り」を2024年ユネスコ無形文化遺産登 録に向け提案中であることも積極的にアピール

している。

さらに、開発途上国の急速な経済開発に伴い ニーズが急増している水処理、廃棄物処理、都 市交通、公害対策などについて、ODAを活用 して日本の地方自治体の経験やノウハウ、ま た、これを支える各地域の中小企業の優れた技 術や製品も活用した開発協力を進め、そうした 開発途上国の開発ニーズと企業の製品・技術と のマッチングを進めるための支援を実施してい る。これらの取組は、地元企業の国際展開やグ ローバル人材育成にも寄与し、ひいては地域経 済・日本経済全体の活性化にもつながってい る。

第2節 海外における日本人への支援

海外における危険と日本人の安全

(1) 2022年の事件・事故などとその対策

2022年の時点で、年間延べ約277万1人の 日本人が海外に渡航し、約131万人(2022年 10月時点)の日本人が海外に居住している。 このような海外に渡航・滞在する日本人の生 命・身体を保護し、利益を増進することは、外 務省の最も重要な任務の一つである。

2020年以降は、日本人が犠牲となるテロ事 件は発生していないが、2022年も各地で多く のテロ事件が発生した。主なテロ事件として は、ニューヨーク (米国) の駅での銃撃事件 (4月)、同市のスーパーでの銃撃事件(5月)、 オスロ (ノルウェー) での銃撃事件 (6月)、 イスタンブール (トルコ) での爆発事件 (11 月)などが挙げられる。また、中東地域では、 イラク、シリア、アフガニスタンを中心にテロ 事件が頻発し、パキスタンにおいても過激派組 織によるテロ事件が発生した。さらに、アフリ カでも、コンゴ民主共和国、ソマリア、ナイ ジェリア、ニジェール、ブルキナファソ、マ リ、モザンビークなどにおいても多くのテロ事 件が発生した。

近年、テロ事件は、中東・アフリカのみなら ず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジ アでも発生している。欧米で生まれ育った者が インターネットなどを通じて国外の過激思想に 感化され実行するテロや、組織的背景が薄い単 独犯によるテロ、不特定多数の人が集まる日常 的な場所でのテロ事件が引き続き多く発生して いる。特に、新型コロナウイルス感染症(以下 「新型コロナ」という。) の流行に伴う社会不安

やオンライン活動の増大を背景に、欧米では特 定の人種や民族に対する憎悪を動機とした犯罪 (ヘイトクライム)を始めとして極右・極左主 義者による暴力的な活動が活発になり、また、 イスラム過激派による活動範囲が世界的に拡大 するなど、ウィズ・コロナの時代において世界 規模でテロへの危機感が高まっている。

2022年も、新型コロナの影響が継続したが、 日本及び各国の水際措置の緩和などに伴い、海 外渡航者数は、2021年(約51万人)と比較 して大幅に増加した。日本人の犯罪被害件数は 新型コロナ流行拡大以前と比べると低水準では あるものの、引き続き世界各地で日本人が犯罪 被害を受ける事件などが発生している。

自然災害は、世界各地で発生しており、トン ガにおける火山噴火(1月)や、パキスタンに おける洪水(8月)などでは大きな被害が出た。

ウクライナの国境周辺地域において、ロシア 軍の軍事増強により緊張が高まったことを受け、 政府はウクライナ全土の危険レベルを退避勧告 に引き上げ、邦人に対し同国への渡航はやめる よう呼びかけた。既に滞在している場合は、安 全を確保した上で直ちに退避するよう呼びかけ た(2月)。ロシアについても、航空便の運航 停止などによる出国手段の著しい制限や、クレ ジットカード決済事業停止などによる市民生活 への影響を踏まえ、ロシア全土の危険レベルを 渡航中止勧告又は退避勧告に引き上げた(3) 月)。アフリカについて、マリでは、テロの脅 威の高まりによる政情不安に伴い危険レベルを 引き上げ(8月)、ブルキナファソでは、一部

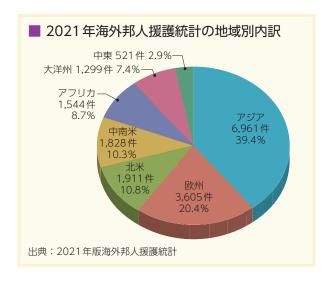
¹ 出典:日本政府観光局(JNTO)

■ 援護件数の多い在外公館上位20公館

順位	在外公館名	件数
1	在フィリピン日本国大使館	971件
2	在デンパサール日本国総領事館	889件
3	在タイ日本国大使館	857件
4	在大韓民国日本国大使館	649件
5	在バンクーバー日本国総領事館	551件
6	在ラオス日本国大使館	392件
7	在カンボジア日本国大使館	357件
8	在アトランタ日本国総領事館	339件
9	在英国日本国大使館	336件
10	在セブ日本国総領事館	308件

順位	在外公館名	件数
11	在インドネシア日本国大使館	266件
12	在クロアチア日本国大使館	253件
13	在オーストラリア日本国大使館	249件
14	在インド日本国大使館	242件
15	在バルセロナ日本国総領事館	232件
16	在シドニー日本国総領事館	230件
17	在フィジー日本国大使館	229件
18	在ノルウェー日本国大使館	227件
19	在フランス日本国大使館	214件
20	在ボリビア日本国大使館	206件

※大使館、総領事館、領事事務所などのうち、援護件数の多い上位20公館を掲載



国軍兵士による権力掌握に伴う政情不安及びテ 口の脅威の高まりに伴い危険レベルを引き上げ (10月)、ナイジェリアでも、テロの危険性の 高まりから、首都アブジャの危険レベルを引き 上げた(10月)。ハイチでは、情勢不安に加え て、国内でデモやストライキが断続的に発生 し、武装集団による犯罪行為が頻発しているこ とから、危険レベルを退避勧告に引き上げた (10月)。

韓国ソウル市梨泰院で発生した雑踏事故で は、邦人女性2名が巻き込まれて亡くなった (10月)。ウクライナでは、ロシア軍との戦闘 に参加していた邦人男性1名が亡くなった(11 月)。また、7月にミャンマー当局に拘束され た邦人男性1名は、裁判で禁錮10年の有罪判 決が出されたが、日本政府からの累次にわたる

早期解放の要請を踏まえたミャンマー当局の恩 赦により、釈放され帰国した(11月)。

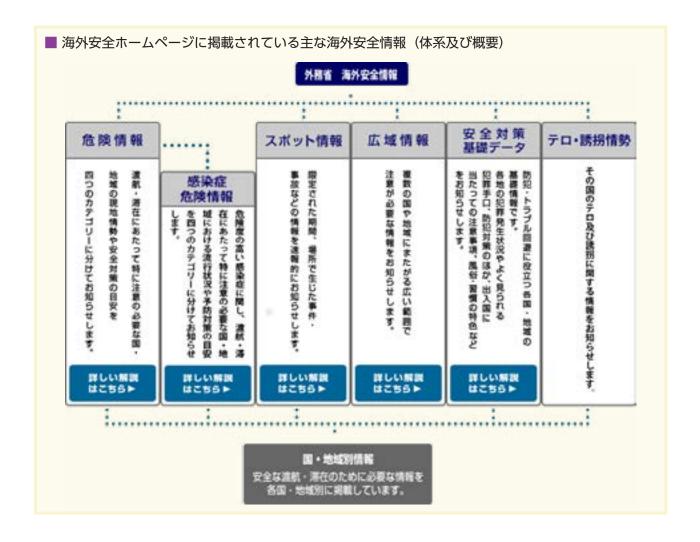
外務省は、感染症など、健康・医療面で注意 を要する国・地域についても随時関連の海外安 全情報を発出し、流行状況や感染防止策などの 情報提供及び渡航や滞在に関する注意喚起を 行っている。

新型コロナについては、2022年には、全世 界の感染状況は総じて改善した一方で、12月 には、中国において感染状況が急速に悪化し た。外務省は、感染症危険情報レベルの見直し や広域情報の発出を機動的に行い、ホームペー ジや領事メールを通じて在留邦人及び渡航者に 対し適時適切に情報発信を行っている。

その他の感染症については、エボラ出血熱の 感染例がコンゴ民主共和国及びウガンダで報告 され、世界各地でサル痘やコレラが流行してい るほか、中東では中東呼吸器症候群(MERS) の感染例が報告されている。デング熱といった 蚊が媒介する感染症も東南アジア地域で流行し た。

(2) 海外における日本人の安全対策

日本の在外公館及び公益財団法人日本台湾交 流協会が2021年に対応した日本人の援護人数 は、新型コロナの影響により海外渡航者数が大 幅に減ったことに伴い、延べ8,252人と減少 し、援護件数も1万7.669件に減少した。この



ような中で、世界各地の日本国大使館・総領事館などにおいて、新型コロナに罹患した日本人への各種支援や出入国・行動制限関連の情報発信を、きめ細やかな形で実施した。

日本人の安全を脅かすような事態は世界中の様々な地域で絶え間なく発生している。新型コロナに対する日本及び各国の水際措置が緩和されていく中で、海外に渡航・滞在する日本人は増加傾向にある。一方、新型コロナの影響が継続する中、海外に渡航する日本人にとっては、感染症とテロが同時に発生する複合リスクに備えることが必要とされており、万が一海外でテロやその他事件・事故に遭遇した場合の対応は、従来にも増して困難となり、海外安全対策に万全を期すことがより一層求められている。

こうした観点から、外務省は、広く国民に対して安全対策に関する情報発信を行い、安全意 識の喚起と対策の推進に努めている。具体的に は、「海外安全ホームページ」に必要な情報に容易にアクセス可能な特設ビューを追加した上で、各国・地域について最新の安全情報を発出しているほか、在留届を提出した在留邦人及び外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録した短期旅行者などに対して渡航先・滞在先の最新の安全情報をメールで配信している。また、ホームページ上の地図の見やすさを改善するために、地図機能の刷新を行った。

外務省は、セミナーや訓練を通じて海外安全 対策・危機管理に関する国民の知識や能力の向 上を図る取組も行っている。2022年は、新型 コロナの水際措置緩和を受けた人流の増加によ り高まっている安全対策の必要性を周知するた め、外務省主催の国内・在外安全対策セミナー をオンライン・対面で実施した(在外公館で 15回、国内で7回)ほか、国内の各組織・団体 などが日本全国各地で実施するセミナーにおい て外務省領事局職員が講師として講演を行った。

また、企業関係者の参加を得て、「官民合同 テロ・誘拐対策実地訓練」を実施した。これら の取組は、一般犯罪やテロなどの被害の予防に 役立つことはもちろん、万が一事件に巻き込ま れた場合の対応能力向上にも資するものであ る。また、海外でも官民が協力して安全対策を 進めており、各国の在外公館では、「安全対策 連絡協議会」を定期的に開催している。新型コ ロナ流行下においても、オンライン形式で開催 するなど、在留邦人との間で情報共有や意見交 換、有事に備えた連携強化を継続している。

さらに、2016年7月のダッカ襲撃テロ事件 を契機に、国際協力事業関係者や、安全に関す る情報に接する機会が限られる中堅・中小企業、 留学生、短期旅行者への啓発の強化を目的とし て作成した「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け 海外安全対策マニュアル」について、感染症と テロといった複合的リスクへの対策に関するエ ピソードと解説の動画を追加した増補版を活用 し、啓発を引き続き推進した。また、2022年 10月より、LINEサービス上で、「デューク東 郷からの伝言 | との形でゴルゴ13を交えた安 全対策に関する啓発メッセージや身を守るため に役に立つ知識の配信も行っている。

海外に渡航する日本人留学生に関しては、多 くの教育機関で安全対策及び緊急事態対応に係 るノウハウや経験が十分に蓄積されていない実 情を踏まえ、外務省員が大学などの教育機関で 講演を実施しているほか、在留届や「たびレ ジ」の登録率向上のための協力依頼を行った。 2022年は、水際措置の緩和などに伴い、教育 機関からの講演依頼が徐々に増えてきており、 オンライン形式も含めた安全対策講座を実施し た。今後も引き続き学生の安全対策の意識向上 及び学内の危機管理体制の構築の支援に努めて いく。一部の留学関係機関との間で「たびレ ジ」自動登録の仕組みを開始するなど、政府機 関と教育機関、留学エージェント及び留学生を つなぐ取組を進めている。



短期旅行者の安全対策としては、在留届、「た びレジーの認知度向上及び届出、登録の促進を 目的とする広報カードや小冊子「海外安全 虎 の巻」の配布などを通じた上記「たびレジ」へ の登録促進を中心に広報活動に取り組んでいる。 また、領事局は、9月に「ツーリズムEXPO ジャパン|(東京ビッグサイト)にブースを出 展し、在留届や「たびレジ」登録を含め、海外 に渡航・滞在する日本人の安全のために情報提 供や注意喚起を行った。なお、「たびレジ」は 2014年7月の運用開始以降、利便性向上のた めの取組や登録促進活動などにより、その登録 者数は2023年1月時点で累計725万人を突破 した。

領事サービスと日本人の生活・活動支援

(1) 領事サービスの向上とデジタル化の推進 ア 領事サービスの向上

海外の日本人に良質な領事サービスを提供で きるよう、在外公館の領事窓口・電話での職員 の対応や業務実施状況などが在留邦人にどのよ うに受け止められているかについてのアンケー ト調査を毎年実施している。2023年1月の 142公館を対象とした調査では、1万6.857人 からの有効な回答が得られ、在外公館が提供す る領事サービスにおおむね満足しているとの評 価が示された。一方、言葉遣いや態度が事務的 に感じる、利用者の事情に対し配慮や理解が不 足しているなどの意見も寄せられており、この ような利用者の声を真摯に受け止め利用者の視 点に立ったより良い領事サービスを提供できる よう、サービスの向上・改善に引き続き努めて いく考えである。

イ デジタル化の推進

また、「デジタル社会の実現に向けた重点計 画 | (2022年6月閣議決定) に基づき、旅券、 査証及び証明申請のオンライン化など領事手続 のデジタル化を進め、これらの手数料のキャッ シュレス化を図り、利用者の利便性向上に努め ていく。具体的には、2022年4月に旅券法を 改正し、2023年3月27日から旅券のオンライ ン申請を開始したほか、同年3月27日から一 部の在外公館において証明の電子申請の受付、 一部の査証の電子申請及び電子査証の交付、こ れらの領事手数料のオンライン上のクレジット カード納付を開始した。加えて、同年4月1日 には、外務省領事局内に領事デジタル化推進室 を設置した。

(2) 旅券 (パスポート): 信頼性の維持と利便 性向上・業務効率化

2020年2月以降、新型コロナの感染拡大の ため世界的に海外渡航者が減少したことによ り、日本の旅券の発行数は低迷していたが、 2022年末現在、回復傾向にある。2022年の 旅券発行数は約137万冊であり、2021年比で 約2.2倍となった。有効な旅券の総数は2022 年12月末時点で約2.440万冊であり、2021年 比で約11%減少した。

2023年3月27日に開始した旅券の電子申請 は、国内においては原則として切替発給申請を 対象とし、政府が運営するオンライン行政サー ビスであるマイナポータル上の旅券のサイトか ら申請ができるため、申請時に窓口に赴く必要 がなくなる。顔写真や署名はスマートフォンな どで撮影して提出することができる。また、 2024年度から法務省の戸籍情報連携システム との連携により戸籍電子証明書の参照が可能に なるため、現在は窓口での戸籍謄本の提出が必 要な旅券の新規発給の電子申請についても取り 組んでいく。

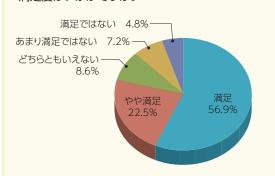
2020年に旅券のICチップ内の個人情報の不 正読取防止機能を強化し、査証ページに葛飾北 斎の「富嶽三十六景」のデザインを取り入れた ことにより、偽変造など旅券の不正使用は困難 になっているが、他人になりすますなどの方法 によって旅券を不正取得する事案は引き続き発 生している²。今後も国際民間航空機関(ICAO) での検討を踏まえ、熱可塑性プラスチック基材 にレーザー印字を行う次世代旅券の導入など、 旅券の更なる信頼性の向上に向けて検討を行っ ていく。

2023年1月に発表された英国民間会社のパ スポート指標(査証(ビザ)を必要としない渡

^{2 2018}年は35冊、2019年は42冊、2020年は15冊、2021年は12冊、2022年は34冊の不正取得事案を把握

■ 領事サービス利用者へのアンケート調査結果(2022年度:142公館)

ご利用いただいた領事サービスを総合的にみて、 満足度はいかがですか。



領事サービスを利用することであなたの問題 (申請、届出、各種相談など) は解決されましたか。



領事サービスの「業務知識・処理速度」について、 どの程度満足していますか。



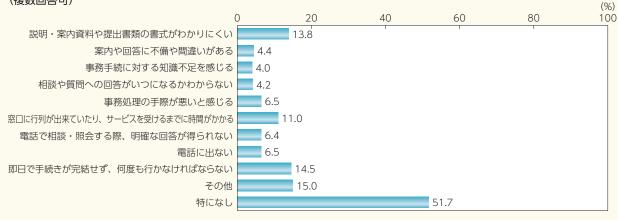
領事サービスの「スタッフの接客マナー」について、 どの程度満足していますか。

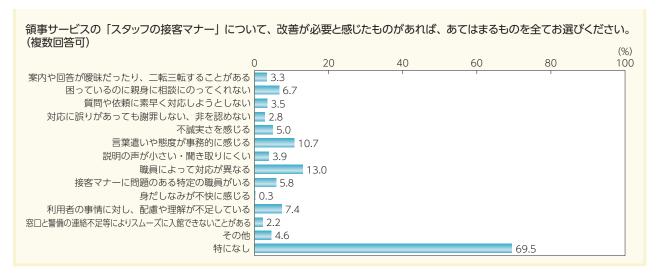


領事サービスにおける、スタッフの窓口や電話の応対で「良かった」と思えたことがあれば、下記からお選びください。 (複数回答可)



領事サービスの「業務知識・処理速度」について、改善が必要と感じたものがあれば、あてはまるものを全てお選びください。 (複数回答可)







航先国数)において日本の旅券は109位中の第1位となった。引き続き、旅券の信頼性を維持しつつ、申請者の利便性向上及び旅券業務の効率化に取り組んでいく。

(3) 在外選挙

在外選挙制度は、海外に在住する有権者が国 政選挙で投票するための制度である。在外選挙 制度を利用して投票するためには、事前に市区 町村選挙管理委員会が管理する在外選挙人名簿 への登録を申請の上、在外選挙人証を入手する 必要がある。2018年6月から、国外転出後に 在外公館を通じて申請する従来の方法に加え、 国外転出の届出と同時に市区町村窓口で申請することが可能になった。これにより、国外転出後に在外公館に赴く必要がなくなるなど、手続の簡素化が図られた。投票は「在外公館投票」、「郵便投票」又は「日本国内における投票」のいずれか一つを選択することができる。

在外公館では、管轄地域での在外選挙制度の 広報や遠隔地での領事出張サービスなどを通じ て、制度の普及と登録者数の増加に努めている ほか、選挙が実施される際は、事前の広報を含 め、在外公館投票事務も担う。2022年は第26 回参議院議員通常選挙の実施に伴い、16回目 となる在外公館投票を234公館・事務所で実

■ 在外選挙

在外公館での投票

在外選挙人名簿に登録されている有権者は、投票記載場所を設置している在外公館で、在外選挙人証と旅券などを提示して投 票することができる(投票できる期間や時間は、公館により異なる。)。



郵便での投票

あらかじめ「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を登録先の市区町村選挙管理委員会の委員長に送付して投票用紙を請求し、 日本国内の選挙期日の投票終了時刻(日本時間の午後8時)までに投票所に到着するよう、投票用紙を登録先の市区町村選挙 管理委員会の委員長に送付する(投票は、公示日又は告示日の翌日以降に行う。)。



ウ 日本国内での投票

在外選挙人が選挙の時に一時帰国している場合や帰国後国内の選挙人名簿に登録されるまでの間は、国内における選挙人と同 様の投票方法(期日前投票、不在者投票、選挙期日における投票)を利用して投票することができる。

施した。2023年においても、引き続き登録者 数増加や在外公館投票に向けた広報活動などに 取り組んでいく。

また、2022年5月の最高裁判所大法廷判決 において、在外国民に対して最高裁判所裁判官 国民審査における投票を認めていないことに対 し違憲であると判示されたことを受け、最高裁 判所裁判官国民審査法の一部が改正され(2023) 年2月17日施行)、在外国民審査制度が創設さ れたことにより、在外日本国民による国民審査 が可能となる。

(4) 海外での日本人の生活・活動に対する支援 **ア**日本人学校、補習授業校

海外で生活する日本人にとって、子供の教育 は大きな関心事項の一つである。外務省では、 義務教育相当年齢の児童・生徒が海外でも日本 と同程度の教育を受けられるよう、文部科学省 と連携して日本人学校への支援(校舎借料、現 地採用教師謝金、安全対策費などへの一部支 援)を行っている。また、主に日本人学校が存 在しない地域に設置されている補習授業校(国 語などの学力維持のために設置されている教育

施設) に対しても、日本人学校と同様の支援を 行っている。

2022年6月、「在外教育施設における教育の 振興に関する法律」が成立・公布されたことに より、在外教育施設における教育の振興に関す る基本理念が定められ、国の責務が明らかにさ れた。また、同法に基づき文部科学省と共に在 外教育施設に関する施策の推進に係る基本方針 を策定している。

イ 医療・保健対策

外務省は、海外で流行している感染症などの 情報を収集し、海外安全ホームページや在外公 館ホームページ、メールなどを通じ、広く提供 している。さらに、医療事情の悪い国に滞在す る日本人に対する健康相談を実施するため、国 内医療機関の協力を得て巡回医師団を派遣して いる。また、感染症や大気汚染が深刻となって いる地域を対象に専門医による健康安全講話も 実施している。

ウ 海外在留邦人・日系人への支援

日本政府は、日本国内に住民票を有しない海 外在留邦人などを対象に、2021年8月から成 田・羽田の両空港でワクチン接種事業を実施 し、これまでに約5万1.000件(2023年1月 末時点)の接種を行っている。

外務省は、2021年3月から12月の間、新型 コロナの感染拡大により生活に支障が出ている 海外の在留邦人・日系人を支援するため、感染 拡大防止を目的としたPCR検査事業、マスク・ 消毒薬の配付を含む啓発事業や、ビジネス環境 作りを目的とした法務・税務相談窓口事業な ど、在外の日本人会、日本商工会議所、日系人 団体などが実施する事業への支援として、海外 在留邦人・日系人の生活・ビジネス基盤強化事 業を実施した。さらに、在留邦人などへの医療 及び精神カウンセリングの提供事業については 2022年3月まで実施した。

■ その他のニーズへの対応

外務省は、海外に在住する日本人の滞在国で の各種手続(運転免許証の切替え、滞在・労働 許可の取得など)の煩雑さを解消し、より円滑 に生活できるようにするため、滞在国の当局に 対する働きかけを継続している。

例えば、外国の運転免許証から日本の運転免 許証へ切り替える際、外国運転免許証を持つ全 ての人に対し、自動車などを運転することに支 障がないことを確認した上で、日本の運転免許 試験の一部(学科・技能)を免除している。一 方、在留邦人が滯在国の運転免許証を取得する 際に試験を課している国・州もあるため、日本 と同様に手続が簡素化されるよう働きかけを 行っている。

また、日本国外に居住する原子爆弾被爆者が 在外公館を経由して原爆症認定及び健康診断受 診者証の交付を申請する際の手続の支援も行っ ている。

さらに、在外邦人の孤独・孤立対策について も、国内NPOと連携しながら海外の個別案件 にきめ細やかに対応し、内閣府との共催により 孤独・孤立に関する駐日大使会合を開催するな ど、同問題に関する国際的理解の増進に努めた。

海外移住者や日系人との協力

日本人の海外移住の歴史は2022年で154年目 を迎えた。北米・中南米を中心として、全世界に 約380万人以上の海外移住者や日系人が在住し ている。移住者や日系人は、政治、経済、教育、 文化を始めとする各分野において各国の発展に 寄与し、日本と各在住国との「架け橋」として各 国との関係緊密化に大きく貢献している。

外務省は国際協力機構 (IICA) と共に、200

万人以上の日系人が在住している中南米諸国に おいて、移住者の高齢化に対応する福祉支援、 日系人を対象とした日本国内への研修員受入れ、 現地日系社会へのボランティア派遣などの協力 を行っている。また、2017年5月に外務大臣 に提出された「中南米日系社会との連携に関す る有識者懇談会」の報告書を踏まえ、日系社会 との更なる関係強化にも取り組んできている。

これまでも、北米・中南米では、各国・地域 の様々な分野で指導的立場にいる日系人を日本 に招へいするプログラムが実施されているほ か、日本からの要人訪問の機会に日系人との接 点を積極的に設けるなど、各国の在外公館が日 系社会と緊密に協力し合うことで、日系人との 関係強化を図っている。

2022年は、2021年に引き続き新型コロナ の影響のため第62回海外日系人大会がオンラ インでの開催となり、林外務大臣からビデオ メッセージを発出した。今後も移住者や日系人 に対する支援を行い、また、若い世代との協力 を推し進め、これらの人々と日本の間の絆を強 めていく考えである。

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (ハーグ条約) の 実施状況

ハーグ条約は、子の利益を最優先するという 考えの下、国境を越えた子供の不法な連れ去り や留置をめぐる紛争に対応するための国際的な 枠組みとして、子供を元の居住国に返還するた めの手続や国境を越えた親子の面会交流の実現 のための締約国間の協力などについて定めた条 約である。

この条約は、日本については2014年4月1 日に発効し、2022年12月末時点、日本を含 む103か国が加盟している。

条約は、各締約国の「中央当局」として指定 された機関が相互に協力することにより実施さ れている。日本では外務省が中央当局として、 様々な分野の専門家を結集し、外国中央当局と 連絡・協力をしながら、子を連れ去られた親と 子を連れ去った親の両方に、問題解決に向けた 支援を行っている。

ハーグ条約発効後2022年12月末までの8年 9か月間に、外務大臣は、子の返還を求める申 請を331件、子との面会交流を求める申請を

174件、計505件の申請を受け付けた。日本 から外国への子の返還が求められた事案のう ち、61件において子の返還が実現し、46件に おいて返還しないとの結論に至った。外国から 日本への子の返還が求められた事案について は、58件において子の返還が実現し、35件に おいて返還しないとの結論に至った。

幅広い層へハーグ条約を周知するため、在留 邦人向け啓発セミナー(オンライン形式)や在 留邦人向けの情報誌への記事掲載、国内の地方 自治体や弁護士会などの関係機関向けセミナー の実施に加えて、ハーグ条約に関する啓発動画 を作成し、外務省ホームページや動画共有プ ラットフォームに掲載するなど、広報活動に力 を入れている。3

■(参考)ハーグ条約の国内実施法に基づく 外務省に対する援助申請の受付総件数 (2022年12月末時点)

	返還 援助申請	面会交流 援助申請
日本に所在する子に関する申請	185	132
外国に所在する子に関する申請	146	42

¹⁹⁸⁰年ハーグ条約と日本の取組については外務省ホームページ参照: https://www.mofa.go.ip/mofai/gaiko/hague/index.html



第3節 国民の支持を得て進める外交

国民への積極的な情報発信

(1) 全般

外交政策を円滑に遂行するに当たっては、国 民の理解と支持が必要不可欠であり、政策の具 体的内容や政府の役割などについて、迅速で分 かりやすい説明を行うことが重要である。この ため、外務省は、各種メディア、講演会、刊行 物などを活用し、機動的かつ効果的な情報発信 に努めている。

(2) 国内メディアを通じての情報発信

外務省は、日本の外交政策などに対する国民 の理解と支持を得るために、新聞・テレビ・イ ンターネットなどの各種メディアを通じた迅速 かつ的確な情報発信に努めている。効果的な情 報発信のため、外務大臣及び外務報道官の定例 記者会見の場を設けているほか、必要に応じ、 臨時の記者会見を行っている。外務大臣の記者 会見は、英語の同時通訳も含めてインターネッ トメディアを含む多種のメディアに開放されて おり、記者会見の模様については、記録や動画 を外務省ホームページに掲載している。総理大 臣や外務大臣の外国訪問に際しては、目的や成 果などを速やかに伝えるため、訪問地からイン ターネットを活用した情報発信も行っている。 また、個別の国際問題に関して日本の立場を表 明する外務大臣談話や外務報道官談話、日々の 外交活動などについて情報を提供する外務省報 道発表を随時発出している。さらに、外務大 臣、外務副大臣などの各種メディアへの出演や インタビューなどを通じて国民に対し、外交政 策を直接説明している。



林外務大臣記者会見(8月10日、東京)

■ 会見による情報発信

外務大臣記者会見	126 🗆
外務報道官記者会見	36 □
合計	162 🗆

(2022年1月1日から12月31日)

文書による情報発信

外務大臣談話	26件
外務報道官談話	33件
外務省報道発表	2,184件
合計	2,243件

(2022年1月1日から12月31日)

(3) インターネットを通じた情報発信

外務省ホームページ(日本語及び英語版)で は総理大臣や外務大臣の外交活動に関する情報 を迅速に発信し、領土・主権、歴史認識、安全 保障を含む日本の外交政策や各国情勢に関する 最新情報、基礎情報を提供している。

日本語ホームページでは、「世界一周何でも レポート」、「わかる!国際情勢」、「キッズ外務 省」など、様々なコンテンツを幅広い層の国民 に発信している。特に、「キッズ外務省」では、 外務省の活動を分かりやすく説明する動画やク イズ、ニュースや新聞で取り上げられることの



外務省ホームページ: https://www.mofa.go.jp/mofaj/index.html

外務省 ホームページ



外務省公式 フェイスブック



外務省公式 ツイッタ-





外務省公式ツイッター https://twitter.com/MofaJapan_jp

多い用語や国際問題について説明するQ&A コーナーなどの子ども向けコンテンツを掲載し ている(340ページ、コラム参照)。

このほか、各種ソーシャルメディアを通じて 様々な情報発信を行っている。2022年はウク ライナ情勢に関する情報発信のほか、外務大臣 の定例記者会見のライブ配信(日本語・英語)、 国際会議におけるビデオメッセージの掲載な ど、積極的な情報発信を行った。

(4) 国民との対話

外務省は、政務三役(外務大臣、外務副大 臣、外務大臣政務官) や外務省職員が国民と直 接対話を行う「国民と対話する広報」を推進し ている。

林外務大臣及び武井俊輔外務副大臣は、地方 の魅力を世界に発信する「地方を世界へ」プロ ジェクト (324ページ 第1節3参照) の一環 として、11月に、長崎を拠点に活躍される方々 と、「長崎を世界へ」をテーマに、12月には、 山形を拠点に活躍される方々と「山形を世界 へ をテーマにそれぞれ車座対話を実施し、日 本の外交政策や各地方の魅力の発信について活 発な意見交換を行った。

2月にオンライン形式で実施した、大学生な どを対象とした外務省セミナー「学生と語る」 では、上杉謙太郎外務大臣政務官が開会挨拶を 行ったほか、外務省員が各種講演を実施する中 で多くの参加学生と意見交換を行った。また、 8月に実施した「こども霞が関見学デー」では、 「こども記者会見」と題して、上杉外務大臣政 務官が小中学生からの外交などに関する様々な 質問に回答したほか、オンライン形式で在外公 館からの生配信や動画を通じてこどもと双方向 のやり取りを行う「海外の日本大使館発!外交 官に聞いてみよう、世界の国々 | を実施した。

外務省職員などを全国の自治体や国際交流団 体、大学や高校に派遣する「国際情勢講演会」、 「外交講座」、「高校講座」や「小中高生の外務 省訪問」といった各種事業は、参加団体の希望 などに応じ、オンライン形式と対面形式の双方 で事業を行った。また、大学生などを対象とし た「国際問題プレゼンテーション・コンテス ト」は対面で開催し、同時に、オンライン配信

コラム

「キッズ外務省^蝕」のトリセツ

「ナマステー! 栄養価が高く、熱中症予防にも効果が あるバナナ。さて、世界で最もバナナの生産量が多い国は どこでしょう?」

これは、「外務省やわらかツイート」に、「#キッズ外務 省のトリセツ としてシリーズ投稿したクイズの一つです。 最も得票数が多かったのはフィリピンでしたが、実は、イ ンドが1位です。こんな雑学も調べることができるのが 「キッズ外務省」です。



キッズ外務省トップページ

「キッズ外務省」は、外務省ホームページに2006年度に開設された子ども向けサイトです。主に小 中学生を対象に、外務省の仕事や取組、各国の情報、国際問題などについて、クイズやイラストを活用 し、分かりやすく紹介しています。

●最も人気のあるコンテンツは、「世界いろいろ雑学ランキング」



動画で見る外務省の仕事

「キッズ外務省」で最もアクセス数が多いのが、「世界いろいろ雑 学ランキング」です。「面積の大きい国」や「人口の多い国」だけで なく、「バナナの生産量の多い国」や「絶滅危惧種の多い国」、「SDGs 達成度の高い国 | など、多岐にわたるテーマについて、一目で国別 ランキングが分かるため、調べ学習や夏休みの宿題に役立つと評判 です。

また、「みんなの質問」では、「日本と米国の関係はどのようなも のですか?」、「気候変動問題に日本はどのように取り組んでいます か?」といった国際情勢や、「EEZ」や「TICAD」など、ニュース などで目にする用語についても分かりやすく解説しています。

他にも、「動画で見る外務省の仕事」や「世界の国々」、「世界の国 旗」、日本のスポーツ外交を紹介する「Sport for Tomorrow」など のコンテンツがあります。親子で学ぶことができ、子どもたちに外 交や世界への興味・関心を高めてもらい、理解向上のきっかけとな る内容となっています。

● 「わくわく」がキーワード、子どもたちの「もっと知 りたい」を応援!

「キッズ外務省」は、情報量だけでなく、好奇心をくす ぐる「わくわく感」も満載です。トップページのイラスト には、いろいろな仕掛けが隠されています。昼、夕方、夜 など、時間によってイラストや色合いが変化したり、虫眼 鏡を動かすと世界の総人口や国の数等に関する数字を発見 できたりするなど、訪れるたびに新鮮な驚きや思わずク



リックしたくなる仕組みがちりばめられています。

また、3月にリニューアル公開した「キッズ外交官検定」は、3択問題や地図パズル形式で、遊びな がら学べる内容となっています。イラストを活用し、クイズに正解すると、動きのある「ご褒美スタン プ」が付与されるようにするなど、工夫を凝らしました。その結果、アクセス数がリニューアル前の約 7倍に急増しました。

外務省の仕事や外交政策、国際情勢についてもっと知ってもらうため、そして、子どもたちの「もっ と知りたい」を応援するため、担当者みんなで、楽しいページ作りに奮闘しています。「キッズ外務省」 のコンテンツをこれまで以上に充実させていきます!

(注) キッズ外務省(リンク先及びQRコード) https://www.mofa.go.jp/mofaj/kids/index.html





「山形を世界へ」車座対話の様子 (12月11日 山形グランドホテル)



「こども霞が関見学デー」で参加した子供たちと記念写真を撮る

を行った。これらの事業を通じて、外交政策や 国際情勢についての理解促進や次世代の日本を 担う人材育成に取り組んでいる。

また、オンライン形式による「ODA出前講 座」を通じて、外務省職員が講師として多数の 学校で日本のODA政策やその具体的取組を紹 介している。加えて、外交専門誌『外交』の発



国際情勢講演会の様子(9月28日 日本国際連合協会福岡県本部)



国際問題プレゼンテーション・コンテストの様子 (11月5日 日本橋社会教育会館)

行を通じて、日本を取り巻く国際情勢の現状、 外交に関する各界各層の様々な議論を広く国民 に紹介している。2022年は、ロシアによるウ クライナ侵略と世界に与えた影響を多角的な視 野で考察しつつ、現在の国際情勢を俯瞰する多 様な外交課題をテーマに取り上げ、内外の著名 な有識者の論文などを数多く掲載した。



外交専門誌『外交』

また、外務省の組織や外交政策に対する更な る理解を得るため、幅広い読者を想定しつつ、 各種パンフレットや動画を作成した。このほか にも、外務省ホームページの意見・感想コー ナーを通じた広聴活動を行い、寄せられた意見 は、外務省内で共有の上、政策立案などの参考 としている。

(5) 外交記録公開及び情報公開の促進

外務省は、外交に対する国民の理解と信頼を 一層促進するため、外交記録文書の迅速な移管

と公開に積極的に取り組み、外交史料利用の利 便性向上にも努めている。

外務省では、外交史料館において、戦前の資 料4万冊を含む12万点超の歴史資料を所蔵し ており、1976年から、自主的な取組として戦 後の外交記録を公開している。2010年5月に は、「外交記録公開に関する規則」を制定し、 (1) 作成から30年以上経過した外交記録を原 則公開し、(2) 外務副大臣又は外務大臣政務 官が委員長を務め、外部有識者が参加する「外 交記録公開推進委員会」を設置することで、外 交記録公開の推進力を高め、透明性の向上に努 めている。それ以来、2022年末までに移管・ 公開の手続を完了した外交記録ファイル数は約 3万7.000冊に及ぶ。

さらに、外務省は、「行政機関の保有する情 報の公開に関する法律(情報公開法) に基づ いて、日本の安全や他国との信頼関係、対外交 渉上の利益、個人情報の保護などに配慮しつ つ、情報公開している。2022年には1.245件 の開示請求が寄せられ、8万1.068ページの文 書を開示した。

外交実施体制の強化

国家間競争の時代に本格的に突入する中、ロ シアがウクライナを侵略し、国際秩序の根幹を 揺るがした。また、インド太平洋地域において も、力による一方的な現状変更やその試みが生 じており、日本は戦後最も厳しく複雑な安全保 障環境に直面している。普遍的価値に基づいた 国際秩序の維持・発展のための外交を強力に推 進するためには、外交実施体制の抜本的な強化 が不可欠である。そのため外務省は、在外公館 の数と質の両面の強化や外務本省の組織・人的 体制の整備を進めている。

大使館や総領事館などの在外公館は、海外で 国を代表し、外交関係の処理に携わり、外交の 最前線での情報収集・戦略的な対外発信などの 分野で重要な役割を果たしている。同時に、邦 人保護、日本企業支援や投資・観光の促進、資 源・エネルギーの確保など、国民の利益増進に 直結する活動も行っている。

2023年1月には、新たに在キリバス日本国 大使館を開設した。その結果、2022年度の日 本の在外公館(実館)数は、231公館(大使館 154、総領事館67、政府代表部10) となって

キリバスは、太平洋島嶼国中最大、世界第 12位の面積の排他的経済水域 (EEZ) を有す る南太平洋の要衝であり、「自由で開かれたイ ンド太平洋 (FOIP)」の実現に向け、協力関 係の深化が不可欠である。また、国際場裡にお いて日本の立場を数多く支持するなど、重要な パートナーであり、現地に大使館を設けること で、今後も引き続き良好な関係を維持、強化し ていくほか、様々な情報収集や緊急事態におけ る各種支援などを一層効果的に行う体制を強化 していくことが重要である。

2023年度には、セーシェルに大使館、イタ リアに在ローマ国際機関日本政府代表部(兼 館)を新設し、北大西洋条約機構(NATO) 日本政府代表部 (兼館) を実館化する予定であ る。

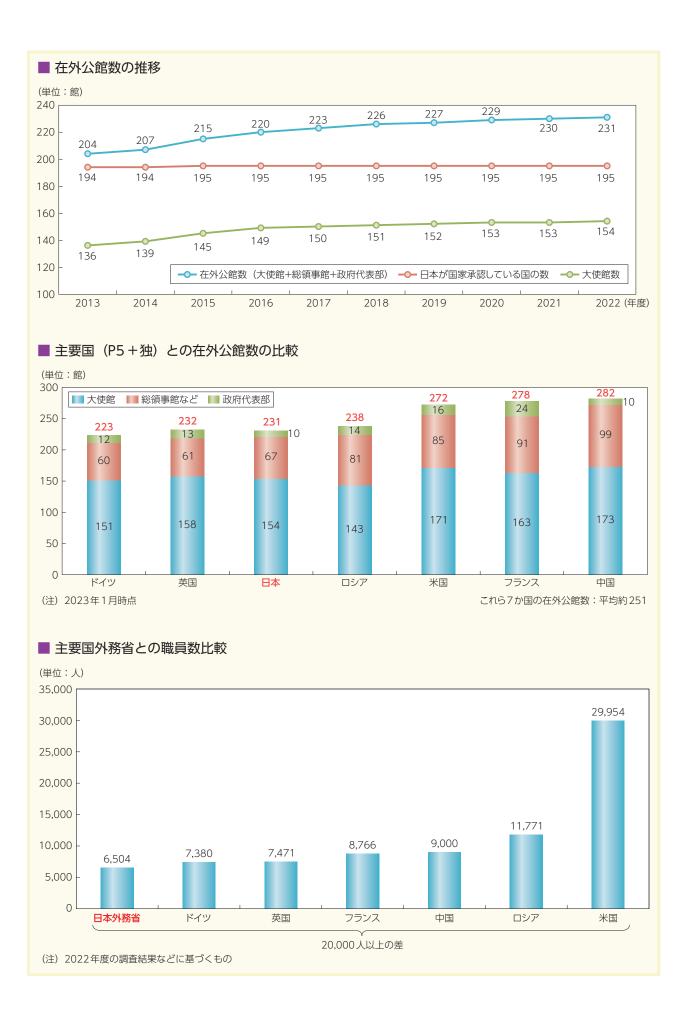
セーシェルは、インド洋の安全保障及び経済 的に重要なシーレーン上に位置しておりFOIP の実現のためにも重要な国である。また、日本 が開発を進める東アフリカ最大の商業港である ケニアのモンバサ港やモザンビークのナカラ回 廊、マダガスカルのトアマシナ港をつなぐ海洋 ルート上に位置し、豊富な水産資源を有してい ることから、日本企業も進出に関心を示してい る。セーシェルは重要な国際選挙などで日本を 支持している国でもあり、現地に大使館を設け ることで、今後も引き続き良好な関係を維持、 強化していくほか、様々な情報収集や緊急事態 における各種支援などを一層効果的に行う体制 を強化していくことが重要である。

ローマには、国連食糧農業機関 (FAO)、国 連世界食糧計画 (WFP)、国際農業開発基金 (IFAD) という食料・農業関連の国際機関が あり、これら3国際機関は、相互密接に連携し ながらグローバルな食料市場の安定化の取組、 特に食料市場の不安定化のあおりを受けやすい 脆弱な国への食料支援、農産物の生産及び流通 の改善といった取組を通じて、世界の食料安全 保障の確保や飢餓人口の減少に取り組んでい る。新型コロナウイルス感染症拡大による食料 サプライチェーンの途絶、ロシアのウクライナ 侵略による穀物供給の不安定化などの影響を受 けて食料価格が高騰している中、日本の食料安 全保障を確保し、特に影響を受けやすい脆弱国 の食料へのアクセスを始めとするグローバルな

食料市場の安定化は、日本の外交を進める上で 不可欠である。食料及び農業を扱うローマ3機 関との連携はますます重要になっており、日本 政府代表部を設置することは、日本のプレゼン ス強化及び3機関との密なネットワーク形成・ 連携に向けた体制作りに寄与するものであり重 要である。

NATO日本政府代表部は、これまで在ベル ギー日本国大使館が兼館しNATOとの関係を 段階的に強化してきたが、NATO側において も、2021年6月のNATO首脳会合において日 本を含むアジア太平洋のパートナーとの協力拡 大で一致するなど、インド太平洋地域への関心 が高まっていた。そうした中、2022年2月に 開始されたロシアによるウクライナ侵略は、欧 州とインド太平洋地域の安全保障は一体不可分 であることを明確化し、日本としても4月の NATO外相会合及び6月のNATO首脳会合へ の林外務大臣及び岸田総理大臣の出席などを通 じてこの点を発信した。法の支配に基づく国際 秩序が挑戦を受ける中、基本的価値を共有する 同志国の連携強化は極めて重要であり、こうし た日・NATO協力を更に強化していく必要性 の高まりを受け、多岐にわたる協力分野におけ る具体的な協力の実施など、FOIPの実現にも 貢献する日・NATO協力の機会が一層増大す ることが予想されることから、同代表部の実館 化は重要である。

在外公館の増設と併せて、外務本省及び各在 外公館で、外交を支える人員を確保・増強する ことが重要である。政府全体で厳しい財政状況 に伴う国家公務員総人件費削減の方針がある中 で、二国間関係・地域情勢への対応、平和と安 定の確保及び戦略的対外発信、経済外交の推 進、地球規模課題への貢献、在外邦人保護・安 全対策などに取り組むため、外務省の2022年 度の定員数は6,504人となった(2021年度は 6,430人)。しかしながら、依然として他の主 要国と比較して人員は十分とはいえず、引き続 き日本の国力・外交方針に合致した体制の構築





を目指すための取組を実施していく。なお、 2023年度も、外交実施体制の強化が引き続き 不可欠との考えの下、100人の定員増を行う予 定である。

国際社会における普遍的価値を守り抜き、対 応力の高い、「低重心の姿勢」での日本外交を 展開するため、外務省は2022年度予算で7.074 億円を計上した(うち170億円はデジタル庁 予算に計上)。また、2022年度補正予算に関 しては2.673億円を計上した(うち25.7億円 はデジタル庁予算に計上)。同予算においては、 2023年に日本がG7議長国・国連安保理非常 任理事国としてリーダーシップを発揮するた め、対ウクライナ支援、FOIP実現を中心に、 機動的で力強い外交を実施するための施策を計 上した。さらに、厳しい円安・物価高に対応す るための施策も計上している。

2023年度当初予算政府案では、(1) 国家間

競争時代における、普遍的価値に基づく国際秩 序の維持・発展、(2)情報戦を含む「新しい戦 い」への対応の強化、(3)人間の安全保障の推 進、地球規模課題への取組の強化、(4) 外交・ 領事実施体制の抜本的強化を重点項目とし、 7,560億円を計上している(うち125億円はデ ジタル庁予算に計上)。この中には、G7広島 サミットや日・ASEAN友好協力50周年記念 行事を開催するための予算、同志国の安全保障 能力強化支援を含むFOIPの実現のための予算、 ウクライナ及び影響を受ける国への支援強化の ための予算、経済安全保障の推進のための予 算、AIも活用した国際情勢分析能力強化のた めの予算、機動的・積極的な外交実施のための 予算などが含まれている。

日本の国益増進のため、引き続き、一層の合 理化への努力を行いつつ外交実施体制の整備を 戦略的に進め、一層拡充していく。

外交におけるシンクタンク・有識者などの役割

外交におけるシンクタンク及び民間有識者の 役割には、政府の公式見解にとらわれない形で の外交・安全保障問題に関する国民の理解促 進、外交・安全保障政策のアイデアを生み出す

知的貢献、国際的な知的ネットワークの構築や 日本の視点からの対外発信などがある。シンク タンク及び有識者による一般市民向けのセミ ナーやニュース解説は、外交・安全保障問題や 政府の立場のより良い理解に不可欠であり、国 民の理解を得ることによって政府の外交活動は 一層力を発揮できる。また、政府とは異なる立 場や専門性をいかした情報収集・分析・政策提 言は、政府内の外交政策議論を豊かなものにす る。さらに、国際的な知的交流は各国・地域の 対日理解促進や国際世論形成への寄与という意 味でも重要である。国際社会が複雑化し不透明 感が増す中で、外交におけるシンクタンク・民 間有識者の役割はますます重要になってきてい る。

このような背景の下、外務省は、日本のシン クタンクの情報収集・分析・発信・政策提言能 力を高め、日本の総合的外交力の強化を促進す ることを目的として、外交・安全保障調査研究 事業費補助金制度を実施し、2022年度は7団 体に対して、13事業を支援した。本事業を通 じ、刻一刻と変化する外交・安全保障環境に即 した政策関係者への提言、諸外国シンクタンク

や有識者との意見交換や、有識者による論文・ 論説の発表やメディアにおける発信などを促進 している。これに加え、外務省は、2017年度 から、日本の調査研究機関による領土・主権・ 歴史に関する調査研究・対外発信活動を支援す る領土・主権・歴史調査研究支援事業補助金制 度を運用しており、公益財団法人日本国際問題 研究所 が国内外での一次資料の収集・分析・ 公開、海外シンクタンクと協力した公開シンポ ジウムの開催、研究成果の国内外への発信など を実施している。同事業を通じ、2022年には、 日本海呼称に関して、古地図や古文献を使用し て解説するウェビナーが実施されたほか、竹島 問題に関して、竹島が記されている古地図を集 めた「竹島古地図コレクション」を公開し、戦 後の日本の国土地理院発行の地図及び米国製航 空図を掲載した。日本の領土・主権・歴史に係 る史料及び知見の蓄積や、国内外への発信強化 が期待される。



¹ 公益財団法人日本国際問題研究所ホームページ参照: https://www.jiia.or.jp/jic/

コラム

公邸料理人 一外交の最前線の担い手として一

公邸料理人とは、調理師としての免許を有する者又は相当期間にわたって料理人としての職歴を有す る者で、在外公館長(大使・総領事)の公邸などにおける公的会食業務に従事する資格があると外務大 臣が認めた者をいいます。在外公館は、任国政府などとの交渉・情報収集・人脈形成などの外交活動の 拠点です。在外公館長の公邸において、任国政財官界などの有力者や各国外交団などを招待して会食の 機会を設けることは、最も有効な外交手段の一つです。その際に高品質の料理を提供するため、在外公 館長は通常、専任の料理人を公邸料理人として帯同しています。

在シカゴ日本国総領事公邸料理人 伊藤聡

在シカゴ日本国総領事館の公邸料理人を務めております伊藤聡です。 2021年9月にシカゴに着任しました。

ニューヨーク、ロサンゼルスには及びませんが、シカゴにも多くの日 本料理店があり、市民の日本食への理解も深く、地元のスーパーで寿 司、醤油、豆腐、抹茶などの日本食が容易に手に入ります。他国のスー パーや市場を見ることは料理人として、とても楽しく刺激的に感じます。

総領事公邸での会食には、大都市シカゴならではなのか、実に多様な 人種・バックグラウンドを持つゲストが来られます。食品アレルギーは もちろんのこと、宗教上の食事制限、個人の選択による菜食主義などが 折り混ざり、一度の会食で複数のメニューを用意することも少なくあり



厨房での様子

ません。そのため、まず、各ゲストに提供できない食材を見極めつつ、最大限満足してもらえるメ ニューを作成します。

メニューの作成や食材の選定に当たり、食事制限のほかにも会食の目的やゲストの面々、季節などを 考慮して総領事と入念な打ち合わせをします。例えば、日本人のゲストでも、現地に根を張り生活され ている方にはご出身の都道府県も意識した懐かしい日本食を、日本から訪米される方にはカンザスビー フやアイオワポークなど現地の食材をいかしたメニューにします。

ベジタリアンのゲストの方から、趣向を凝らして提供した野菜寿司などをご用意した際に、「一生の



ジャパン・デーでの巻き寿司 デモンストレーション

思い出となった。ありがとう!」「食べられない食材が多く大変なはず なのに、こんなに素晴らしい料理をありがとう」と、料理人気利に尽 きる言葉を直接かけていただく時などは本当に嬉しく思います。

2022年10月には、総領事と一緒に公邸から飛び出し、インディアナ 州の大学で行われたイベント「ジャパン・デー」で巻き寿司のデモンス トレーションを行いました。手本を見せながら、お子様を含むアメリカ の人たちに巻き寿司づくりを体験してもらうのは新鮮な経験でしたし、 質疑応答で鮒寿司や寿司の歴史についての質問が来たときには、日本人 以上に日本食に関心が深い人もいるのだなと気付かされました。

公邸料理人は、メニューの作成、仕入れと仕込み、在庫の管理、メ

ニューの英訳、そして実際の調理、盛り付けまで、会食の工程を一人でこなします。また、異国の地で 料理人が腕を振るうに当たり、言葉や文化の壁が立ち塞がることもしばしばあります。このような環境 の下、公邸料理人として最大限の力を発揮するには、周りの方のサポートが欠かせません。私は幸い、 総領事を始め館員の皆さん、公邸職員や総領事館を支援してくださる関係者の方々から多くの助言やサ ポートを受け、業務に専念することができています。

良好なコミュニケーションを意識することで、料理人としても一個人としても知見が広がり、語学も 含めて多くのことを学ばせてもらっていることも、この仕事の魅力だと思っています。

自身の力を付けるとともに、外交の最前線での業務に自らができる最高のパフォーマンスを提供でき るよう、これからも全力で努めていきたいと思っています。





野菜寿司

外務省では、公邸料理人として共に外交に携わってくださる方を随時募集して います。御関心のある方は是非以下のURL、又はQRコードからお問合せくださ



【国際交流サービス協会 http://www.ihcsa.or.jp/zaigaikoukan/cook-1/】

公邸料理人の活躍はSNSアカウント「外務省×公邸料理人(Facebook、Twitter)」でも御覧 いただけます。

Facebook: Twitter: https://www.facebook.com/MofaJapanChef https://twitter.com/mofa_japan_chef





コラム

外交拠点・大使館を「創る」一営繕技官の仕事一

外務省には、外交に携わる仕事以外にも「在外営繕」という仕事があることをご存じですか。日本の 顔として外交活動の拠点や舞台となり、非常時には邦人保護の最後の砦となるのが、海外にある日本国 大使館などの在外公館施設です。これら施設を設計・建設し、維持管理するのが在外営繕であり、外交 活動を陰ながら支えつつ、日本国民の生命を守る重責の一端を担っているともいえます。ここでは、在 スリランカ日本大使館で在外営繕業務を担当する永井雄太営繕技官に在外営繕の仕事について語っても らいました。

●歴史的建築物を保存し、いかす

在スリランカ日本国大使館 営繕技官 永井雄太

建物はその時代の歴史や文化を反映するものだといわれています。ここスリランカにある日本大使館 旧館棟の建物は、今から遡ること約130年前の英国統治時代に建てられた建物です。構造体はレンガ 造で、外観はいかにもレンガ造らしい縦長の張り出し窓、正面玄関はアーチ状のポルティコ(柱のある ポーチ部分)があり、当時の意匠をほぼ変えることなく今日まで継承されています。また、内観は飾り 天井や東西方向に延びる美しい3連アーチがあり、ルネサンス様式の建物といわれており、1970年代 に日本政府が大使館用建物として購入しました。しかし、築130年が経過し、建物の老朽化や安全性 などに課題を抱えていたため、大使館施設としての必要な機能の改善・強化を行うために、現在大規模 な増改築工事を行っています。



旧館棟 正面外観



増改築工事に際しては、スリランカの考古学局から建物の歴史的価値の継承のため、一部内装の復 元、部材の再利用、そして外壁(正面及び両側面)を保存することを要請されています。部分的とはい え、古い部分を残すことは、その建物に関するより多くの情報と知識が必要となります。しかし、上述 のとおり古い建物であることから設計図などは存在しません。制約もある中で工事関係者一同、機能と 意匠が両立した大使館を目指して、新旧の建造物が調和するように模索を繰り返しながら復元・保存工 事を進めています。

古い建物の工事では間々あることですが、内装解体時に鉄筋コンクリート造の梁(水平方向の構造部 材)が出現しました。この梁は構造上の理由から撤去できなかったため、美観を損なわないようにしな がらその部材を残す工夫をしました。また、外観は旧建造物のものを残しながら、内部は新たな部屋の 仕切りとするために、外壁を支える内側の壁を一部だけ残し、外壁の基礎部分をより強固にする補強対 策も必要でした。さらに、建物内部に十分な光を取り込むため、レンガ壁に新たな窓を設ける際に上部 のレンガが落下しないような開口(窓をはめ込むために壁をくり抜いた部分)制作の方法の検討も重ね ています。

このように、全てを取り壊して新築するという安易な道ではなく、日本の京都や奈良にある木造建築

のように、「保存」という歴史の積み重ねが建物の深みや風格を高め、一竣工後に大使館を訪れる人々を 魅了してくれることと思います。

現在のスリランカの厳しい社会情勢の中でこのような難易度の高い工事を進めていくことは大変な困 難を伴いますが、関係者一同が一丸となり工期内に日本の象徴となる建物を完成できるよう努めていま す。旧館棟には多目的ホール、図書閲覧室、広報文化展示室などの部屋が設けられ、日本について積極 的に対外発信するための重要な施設の一部となります。竣工後、息を吹き返した建物が再び外交の舞台 として様々な人々に利用されることが営繕技官の矜持と感じています。



旧館棟正面 工事関係者との集合写真



工事現場での施工者との協議 (筆者右)

外務省では、国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)技術系区分(試験区分:「建築」、「デ ジタル・電気・電子 |、「機械|)の合格者の中から、営繕技官を採用しています。御関心のある方 は是非以下のURL、又は右のQRコードから採用ホームページを御確認ください。

【外務省ホームページ「一般職採用試験(大卒・技術系)」】 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/prs/page23_003447.html

コラム

外交青書を通じた研究活動

外交青書は、外務省が昭和32年から毎年発行している前年の国際情勢と日本の外交活動の概観を記 録したものです。本書は、日本外交に対する国内外の理解を促進するという意義のみならず、歴史的な 記録文書としての意義を有しています。本コラムでは、外交青書が大学での研究活動に活用された例を 紹介します。

●「外交青書」を通じて、日本外交に関する理解を共有する

慶應義塾大学 総合政策学部 現代中国政治外交研究ゼミ生 外ノ池愛 趙劉興 酒井智啓 楊徳明 最上空 李安琪

私たちの研究会(ゼミ)は、現代中国政治や外交、そして日中関係に関心のある学部生が集まってい ます。研究会の活動の一環として、日本(政府)の対中国観の変遷を理解するために「外交青書」を輪 読しています。例えば、中国に対する特殊な言い回しや、特定の文言の登場回数を数えるなど、青書の なかで中国がどんなふうに描かれているのか、様々な方向から比較しています。かなり地道な作業です が、日本の対中外交の多面性(政治、安全保障、経済協力、人的交流)について理解を深め、また、こ れまで日本がアジアという空間をどのように活用しながら、対中外交を展開してきたのかを考え、そし て現在の日本外交を批判的に議論するためには最適の教材です。

なによりも、外交青書は、日本外交の第一線で活躍している外務省の皆さんが執筆している、という ことにとても惹かれています。そして外交青書には日本外交の全体が描かれているので、大国である米 国と中国の間にある日本の国際環境を学び、私たちの視野を広げることができるので、とても興味深い です。

外交青書は、無味乾燥な味気ない書籍というイメージが強く、実際にそう思うこともあります。私た ちとの距離を感じていました。しかし、読者(日本の国民)に向けて国際関係を説明する書籍だと考え、 そこにあるメッセージを読み取ろうという思いで読むと、結構面白いです。典型的な事例としては、 「戦略的互恵関係」といった言葉が登場した時期やその回数をカウントすることで日中関係の変化する 過程を把握できます。また、政策領域の重なる「防衛白書」などほかの政府刊行物と比較することで、 各省庁間の見解の相違を読み取り、政府が重要視する政策領域への調整を垣間見ることができます。

もちろん不満もあります。外交青書はほかのマスメディアと異なり、日本外交に関する政府からの視 点を正確かつ詳細に提供してくれる文書ですが、例えば「戦略的互恵関係」とは結局どのような意味な のだろうか、という疑問が沸いたときに、外交青書内には明確な説明がないように思えて、ほかの政府 文書を確認することになったことは、読み手への門戸を狭めているような印象も受けました。

多国籍の学生が集まる私たちの研究会で、外交青書を材 料にして日本の中国に対する姿勢を把握し、全員で理解を 共有することは、面白い経験です。外交青書という、誰で もアクセスすることのできる公文書を研究会で扱うことで、 個々人の理解はもちろん、知識の共通認識を得て、活発な 議論ができるようになるという意味でも、非常に有意義で あると感じています。



外交青書を教材にゼミの仲間で討論

資料編

慰安婦問題 参考資料	354
旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料	356
国際機関などに対する拠出実績 令和3年度外務省拠出実績・国際機関などにおける 2021年の日本の拠出割合	358
グローバルな課題の解決に向けて 一国際機関で働くという選択肢—	360
外務省における採用情報	362
地方創生支援事業一覧	364
国際社会及び日本の主な動き	366
要人往来	384
用語索引	412

References

慰安婦問題 参考資料

日韓両外相共同記者発表(2015年12月28日)



(外務省ホームページ 掲載箇所はこちら)

1 岸田外務大臣

日韓間の慰安婦問題については、これまで、 両国局長協議等において、集中的に協議を行っ てきた。その結果に基づき、日本政府として、 以下を申し述べる。

(1) 慰安婦問題は、当時の軍の関与の下に、 多数の女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題で あり、かかる観点から、日本政府は責任を痛感 している。

安倍内閣総理大臣は、日本国の内閣総理大臣 として改めて、慰安婦として数多の苦痛を経験 され、心身にわたり癒しがたい傷を負われた全 ての方々に対し、心からおわびと反省の気持ち を表明する。

- (2) 日本政府は、これまでも本問題に真摯に 取り組んできたところ、その経験に立って、今 般、日本政府の予算により、全ての元慰安婦の 方々の心の傷を癒やす措置を講じる。具体的に は、韓国政府が、元慰安婦の方々の支援を目的 とした財団を設立し、これに日本政府の予算で 資金を一括で拠出し、日韓両政府が協力し、全 ての元慰安婦の方々の名誉と尊厳の回復、心の 傷の癒やしのための事業を行うこととする。
- (3) 日本政府は上記を表明するとともに、上記(2) の措置を着実に実施するとの前提で、今回の発表により、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。

あわせて、日本政府は、韓国政府と共に、今 後、国連等国際社会において、本問題について 互いに非難・批判することは控える。

2 学外交部長官

韓日間の日本軍慰安婦被害者問題については、これまで、両国局長協議等において、集中的に協議を行ってきた。その結果に基づき、韓国政府として、以下を申し述べる。

- (1) 韓国政府は、日本政府の表明と今回の発表に至るまでの取組を評価し、日本政府が上記1.(2) で表明した措置が着実に実施されるとの前提で、今回の発表により、日本政府と共に、この問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認する。韓国政府は、日本政府の実施する措置に協力する。
- (2) 韓国政府は、日本政府が在韓国日本大使館前の少女像に対し、公館の安寧・威厳の維持の観点から懸念していることを認知し、韓国政府としても、可能な対応方向について関連団体との協議を行う等を通じて、適切に解決されるよう努力する。
- (3) 韓国政府は、今般日本政府の表明した措置が着実に実施されるとの前提で、日本政府と共に、今後、国連等国際社会において、本問題について互いに非難・批判することは控える。

元慰安婦等による大韓民国ソウル中央地方裁判所における 訴訟に係る判決確定について(外務大臣談話) (2021年1月23日)



(外務省ホームページ 掲載箇所はこちら)

- 1 元慰安婦等が日本国政府に対して提起した 訴訟において、本年1月8日、ソウル中央地 方裁判所が、国際法上の主権免除の原則の適 用を否定し、日本国政府に対し、原告への損 害賠償の支払等を命じる判決を出し、本23 日、同判決が確定しました。
- 2 国際法上、国家は主権を有し、互いに対等な存在であることから、原則として、外国の裁判権に服することはありません。日本としては、この国際法上の主権免除の原則から、日本国政府が韓国の裁判権に服することは認められず、本件訴訟は却下されなければならないとの立場を累次にわたり表明してきました。今般、ソウル中央地方裁判所が、主権免除の原則の適用を否定する判決を出したことは、国際司法裁判所判決でも示されている国際法に明らかに反するものです。
- 3 慰安婦問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定で「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない(第2条)ことを定めており、この協定は、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
- 4 また、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、慰安婦問題の「最終的かつ不可逆的な解決」が確認されています。日本国政府は、この合意の下で約束した措置を全て実施してきています。大韓民国政府もこの合意が両国政府の公式合意と認めているものであり、国際社会が韓国による合意の実施を注視している状況です。
- 5 この判決は、国際法及び日韓両国間の合意 に明らかに反するものであり、極めて遺憾で あり、断じて受け入れることはできません。
- 6 日本としては、韓国に対し、国家として自

- らの責任で直ちに国際法違反の状態を是正するために適切な措置を講ずることを改めて強く求めます。
- [参考1] 「財産及び請求権に関する問題の解決 並びに経済協力に関する日本国と大韓民国と の間の協定」(1965年12月18日発効)

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

(中略)

- 3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。
- [参考2] 2015年12月28日の 慰安婦問題に関する日韓合意 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ a_o/na/kr/page4_001667.html



[参考3] 慰安婦問題についての 我が国の取組 (PDF) https://www.mofa.go.jp/ mofaj/files/100341641.pdf



このほかの関連資料については外務省ホームページ参照 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page25_001910.html



旧朝鮮半島出身労働者問題 参考資料

大韓民国による日韓請求権協定に基づく仲裁に応じる 義務の不履行について (外務大臣談話)(2019年7月19日)



(外務省ホ 掲載箇所はこちら)

- 1 日韓両国は、1965年の国交正常化の際に 締結された日韓基本条約及びその関連協定の 基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてき ました。その中核である日韓請求権協定は、 日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償 2億ドルの経済協力を約束する(第1条)と ともに、両締約国及びその国民(法人を含む。) の財産、権利及び利益並びに両締約国及びそ の国民の間の請求権に関する問題は「完全か つ最終的に解決」されており、いかなる主張 もすることはできない(第2条)ことを定め ており、これまでの日韓関係の基礎となって きました。
- 2 それにもかかわらず、昨年一連の韓国大法 院判決が、日本企業に対し、損害賠償の支払 等を命じる判決を確定させました。これらの 判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反 し、日本企業に対し一層不当な不利益を負わ せるものであるばかりか、1965年の国交正 常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法 的基盤を根本から覆すものであって、極めて 遺憾であり、断じて受け入れることはできま せん。
- 3 我が国は、国際社会における法の支配を長 く重視してきています。国家は国内事情のい かんを問わず国際法に基づくコミットメント を守ることが重要であるとの強い信念の下、 昨年の韓国大法院の判決並びに関連の判決及 び手続により韓国が国際法違反の状態にある との問題を解決する最初の一歩として、本年 1月9日に日韓請求権協定に基づく韓国政府 との協議を要請しました。

- 4 しかしながら、韓国政府がこの協議の要請 に応じず、また、韓国大法院判決の執行のた めの原告による日本企業の財産差押手続が進 む中、何らの行動もとらなかったことから、 5月20日に韓国政府に対し、日韓請求権協 定第3条2に基づく仲裁付託を通告し、仲裁 の手続を進めてきました。しかしながら、韓 国政府が仲裁委員を任命する義務に加えて、 締約国に代わって仲裁委員を指名する第三国 を選定する義務についても、同協定に規定さ れた期間内に履行せず、日韓請求権協定第3 条の手続に従いませんでした。
- 5 このことにより、5月20日に付託した日韓 請求権協定に基づく仲裁委員会を設置するこ とができなかったことは、極めて遺憾です。
- 6 昨年の一連の韓国大法院判決並びに関連の 判決及び手続による日韓請求権協定違反に加 え、今般、同協定上の紛争解決手続である仲 裁に応じなかったことは、韓国によって更な る協定違反が行われたことを意味します。
- 7 日本政府としては、こうした状況を含め、 韓国側によって引き起こされた厳しい日韓関 係の現状に鑑み、韓国に対し、必要な措置を 講じていく考えです。
- 8 本件の解決には、韓国が度重なる国際法違 反の状態を是正することが必要であり、韓国 に対し、そのための具体的な措置を直ちに講 ずるよう、改めて強く求めます。
- [参考] 「財産及び請求権に関する問題の解決並 びに経済協力に関する日本国と大韓民国との 間の協定」(1965年12月18日発効)

第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民(法人を含む。)の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

(中略)

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。

第三条

- 1 この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとする。
- 2 1の規定により解決することができなかつ た紛争は、いずれか一方の締約国の政府が他 方の締約国の政府から紛争の仲裁を要請する 公文を受領した日から三十日の期間内に各締 約国政府が任命する各一人の仲裁委員と、こ うして選定された二人の仲裁委員が当該期間

- の後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁 委員又は当該期間内にその二人の仲裁委員が 合意する第三国の政府が指名する第三の仲裁 委員との三人の仲裁委員からなる仲裁委員会 に決定のため付託するものとする。ただし、 第三の仲裁委員は、両締約国のうちいずれか の国民であつてはならない。
- 3 いずれか一方の締約国の政府が当該期間内 に仲裁委員を任命しなかつたとき、又は第三 の仲裁委員若しくは第三国について当該期間 内に合意されなかつたときは、仲裁委員会 は、両締約国政府のそれぞれが三十日の期間 内に選定する国の政府が指名する各一人の仲 裁委員とそれらの政府が協議により決定する 第三国の政府が指名する第三の仲裁委員をも つて構成されるものとする。
- 4 両締約国政府は、この条の規定に基づく仲 裁委員会の決定に服するものとする。

[参考2] 旧朝鮮半島出身労働者問題をめぐる これまでの経緯と日本政府の立場(ファクト シート)

日本語 (PDF)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000499946.pdf



英語 (PDF)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000420466.pdf



このほかの関連資料については外務省ホームページ参照 https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_004516.html

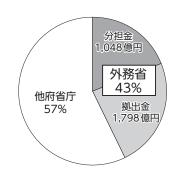


国際機関などに対する拠出実績

令和3年度外務省拠出実績・国際機関などにおける2021年の日本の拠出割合

令和3年度(令和3年4月から令和4年3月)は、日本政府から国際機関などに 対し、約6,556億円の分担金・拠出金を拠出した。このうち、外務省所管分は約 43%を占め、内訳は分担金約1,048億円、拠出金約1,798億円。外務省所管の拠 出額上位50機関は下表のとおり。

なお、各機関の拠出金受領総額に占める日本の割合については、下表の[参考] 参照。[参考]では、国際機関の2021年財政報告などのデータ(注:多くは暦年会 計を採用しており、日本の会計年度のデータとは異なる。) に基づき、各機関の拠 出金全体に占める日本政府全体の拠出額(外務省に加え、他省庁拠出分や無償資 金協力なども含む。) の割合を示した。



			分担	 旦金	—————————————————————————————————————	弘出金
順位	外務省所管の分担金・拠出金の 拠出先国際機関など	令和3年度 外務省 拠出総額 (千円)	外務省所管 分担金 (千円)	2021年 日本政府の 分担率(%) ^(注1)	外務省所管 拠出金 (千円)	[参考] 2021年 国際機関に おける日本政府の 拠出割合(%) ^(注2)
1	国際連合 (UN) (注3)	81,494,836	81,470,536	8.56%	24,300	0.79%
2	GAVIワクチンアライアンス	71,159,472		_	71,159,472	_
3	国連開発計画 (UNDP)	21,570,489		_	21,570,489	100%
4	世界エイズ・結核・マラリア対策基金	20,000,000		_	20,000,000	_
5	国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	11,267,242		_	11,267,242	3%
6	世界食糧計画 (WFP)	9,084,047		_	9,084,047	2.36%
7	国連児童基金 (UNICEF)	7,225,876		_	7,225,876	7.24%
8	国際原子力機関(IAEA)	5,001,780	3,860,693	8.32%	1,141,087	100%
9	赤十字国際委員会(ICRC)	4,930,913		_	4,930,913	2.60%
10	国連食糧農業機関(FAO)	4,786,699	4,454,585	8.57%	332,114	_
11	国際移住機関(IOM)	4,041,986	540,877	9.16%	3,501,110	2.73%
12	国連教育科学文化機関(UNESCO)(注2)	3,575,963	3,149,179	11.05%	426,784	3.71%
13	経済協力開発機構(OECD)	3,068,784	3,003,349	9.10%	65,435	9.25%
14	国際刑事裁判所(ICC)	2,937,451	2,937,451	15.69%		_
15	国連人□基金 (UNFPA)	2,786,124		_	2,786,124	2.36%
16	国際機関職員派遣信託基金 (注4)	2,049,652		_	2,049,652	100%
17	国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)	1,819,021		_	1,819,021	4.25%
18	UNEPオゾン事務局 (モントリオール議定書多数国間基金)	1,811,390		_	1,811,390	14.05%
19	対日理解促進交流プログラムの国際機関など (注5)	1,678,798		_	1,678,798	100%
20	国際赤十字・赤新月社連盟	1,575,363		_	1,575,363	_
21	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの ための国連機関	1,395,895		_	1,395,895	3.88%
22	包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO)	1,244,652	1,244,652	8.76%		_
23	国連工業開発機関(UNIDO)	1,242,140	1,005,774	14.1%	236,366	11%
24	国連薬物犯罪事務所(UNODC) (注3)	1,212,537		_	1,212,537	7.37%
25	国連人道問題調整事務所(OCHA) ^{注3)}	926,635		_	926,635	2.21%
26	国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)	923,373		_	923,373	3.8%
27	教育のためのグローバル・パートナーシップ	918,078		_	918,078	0.85%
28	世界保健機関(WHO)	916,696		_	916,696	2.11%

			分担	旦金	换	出金
順位	外務省所管の分担金・拠出金の 拠出先国際機関など	令和3年度 外務省 拠出総額 (千円)	外務省所管 分担金 (千円)	2021年 日本政府の 分担率(%) ^(注1)	外務省所管 拠出金 (千円)	[参考] 2021年 国際機関に おける日本政府の 拠出割合(%) ^(注2)
29	世界貿易機関(WTO)	877,016	858,697	3.89%	18,320	2.97%
30	スタンフォード大学フリーマン・スポグリ 国際問題研究所アジア太平洋研究センター	864,000		_	864,000	_
31	国連人間の安全保障ユニット (注3)	778,357		_	778,357	100%
32	化学兵器禁止機関(OPCW) ^(注2)	758,585	701,615	8.64%	56,970	100%
33	適応基金	650,000		_	650,000	0.61%
34	経済協力開発機構国際エネルギー機関 (IEA) (注2)	575,637	354,933	_	220,704	_
35	蘭語系ブリュッセル自由大学安全保障・外交・ 戦略研究所	539,660		_	539,660	11.05%
36	国連開発計画・グローバルヘルス技術振興基金 連携事業拠出金 (GHIT)	520,000		_	520,000	_
37	ドイツ復興金融公庫 (注2)	504,900		_	504,900	14%
38	国連防災機関(UNDRR) ^(注3)	485,498		_	485,498	14.27%
39	アジア生産性機構(APO)	443,616	432,327	33.40%	11,289	90.55%
40	エストニア国際防衛安全保障センター	432,000		_	432,000	11.05%
41	国連平和構築支援事務局 (注3)	388,800		_	388,800	1.14%
42	国際家族計画連盟 (IPPF)	367,043		_	367,043	4.38%
43	気候変動枠組条約事務局(UNFCCC)	304,287		_	304,287	8.62%
44	国連環境計画 (UNEP)	298,763		_	298,763	_
45	東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター	275,120		_	275,120	(義務的拠出金) 87.5% (任意拠出金) 100%
46	東南アジア諸国連合 (ASEAN)	272,861		_	272,861	_
47	紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル 基金	242,000		-	242,000	27.59%
48	国連地雷対策サービス部 (UNMAS) (注3)	226,033		_	226,033	11.90%
49	国連人間居住計画(UN – Habitat)	207,726		_	207,726	10.04%
50	経済協力開発機構開発センター	176,366	156,530	19.40%	19,836	9.09%

(留意事項)

- (注1) 外務省が分担金を支払っている国際機関の分担率についてのみ記載(他府省庁のみが分担金を支払っている場合は記載していない。)
- (注2) 日本と国際機関などの会計年度の違いから、令和3年度の日本政府機関からの拠出が国際機関などの2021年会計年度の収入として扱われず、 2021年の日本政府の拠出割合として反映されていない場合もある。右に該当する機関は、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、化学兵器禁 止機関(OPCW)、経済協力開発機構・国際エネルギー機関(IEA)及びドイツ復興金融公庫
- (注3) 国際連合 (UN) については事務局の規模が大きいため、国際連合通常予算分担金、同平和維持活動分担金及び事務局内の信託基金とそれ以外 の分担金・拠出金の拠出先を区別して記載。右に該当する拠出先は、国連薬物・犯罪事務所(UNODC)、国連人道問題調整事務所(OCHA)、 国連人間の安全保障ユニット、国連防災機関(UNDRR)、国連平和構築支援事務局及び国連地雷対策サービス部(UNMAS)
- (注4) 国際機関職員派遣信託基金は国際機関を志望する若手日本人を日本政府(外務省)の経費負担により原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験 を積む機会を提供することにより、正規職員への途を開くことを目的としたジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣のため の基金
- (注5) 対日理解促進交流プログラムの国際機関などは以下の11機関 東南アジア諸国連合(ASEAN)、モーリーン・アンド・マイク・マンスフィールド財団、日韓学術文化青少年交流共同事業体、公益財団法人 日中友好会館、財団法人中華経済研究院、南太平洋大学 (USP)、南アジア地域協力連合 (SAARC)、ラテンアメリカ社会科学研究所、アジア 欧州財団、カナダ・アジア太平洋財団、AFS Intercultural Programs India

グローバルな課題の解決に向けて ―国際機関で働くという選択肢―

「グローバルな課題の解決に 取り組みたい」と考えたことは ありますか? 国連を始めとす る国際機関は、貧困、紛争、難 民、人権、感染症、環境問題と いった国際社会が直面する様々 な課題に取り組んでおり、国際 機関で活躍する日本人職員の数 は年々増加しています。

外務省国際機関人事セン ターでは、国際機関を志す日本 人の方々を積極的に支援してい ます。日本人が国際機関の専門 職員を目指すには、主に次の三 つの方法があります。



- (注2)「幹部級の日本人職員数」は「専門職以上の日本人職員数」の内数
- ・国際機関による公募への直接応募
- ・日本政府を通じてのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー(JPO)派遣制度への応募
- ・国際機関によるヤング・プロフェッショナル・プログラム(YPP)への応募(国連事務局、経済協力 開発機構(OECD)、世界銀行)

ここでは比較的若い日本人の方が国際機関職員を目指す上で非常に有効な手段であるJPO派遣制度 について紹介します。JPO派遣制度は、各国際機関が各国政府の費用負担を条件に若手人材を受け入れ る制度です。外務省では1974年から同制度を通じて若手人材の派遣を行っています。任期は原則とし て2年で、派遣先の国際機関で職員として勤務しながら、正規採用を目指します。派遣者の選考は基本 的に年1回のJPO派遣候補者選考試験を通じて行われます。応募資格は、(1)35歳以下、(2)修士号を 取得又は取得見込みかつ2年以上の職務経験があり、(3)英語で仕事ができ、(4)将来も国際機関で働く 意思を有し、(5)日本国籍を有する方です。応募資格の詳細は外務省国際機関人事センターのウェブサ イト(下記)で最新の募集要項を参照してください。最近では同制度の下、毎年50人から60人程度が 派遣され、IPOの任期中の更なる就職活動の結果、IPOとしての派遣終了後も7割以上の方が国際機関 の職員として勤務を続けています。国連関係機関で働く956人(2021年末時点、外務省調べ)の日本 人職員(専門職以上)の約半数がJPO出身となっており、多くの方がJPOから国際機関でのキャリア を始めています。

「国際機関の仕事」というと開発や人道支援というイメージが強いかもしれませんが、求められる人 材はそれだけではありません。会計や人事、法務、広報やICTの専門家など、幅広い人材が必要とさ れています。外務省国際機関人事センターのウェブサイトでは、国際機関で活躍する様々な日本人職員 の方の体験談を参照できるので、是非ご覧ください。

外務省国際機関人事センター ウェブサイト https://www.mofa-irc.go.jp/

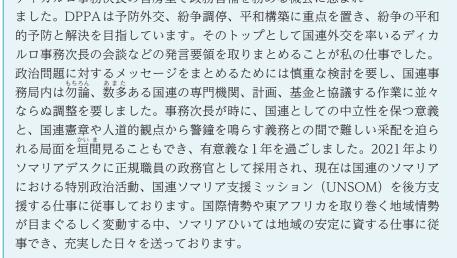


JPO経験者の声

国連政務官への道のり

国連平和活動局政治・平和構築局 (DPPA)(注) ソマリア担当デスク政務官 山中菜奈穂

私が国連の政務官を志すようになったのは、2015年から 2016年まで国際協力機構 (JICA) の南スーダン事務所員とし て平和構築案件に携わる中で、国連南スーダン共和国ミッショ ン(UNMISS)の政務官たちと仕事を契機に出会ったことが きっかけでした。和平合意、国民の信頼醸成や文民保護など UNMISSに課された困難かつ極めて重要な任務に取り組む彼女 たちの姿を見る中で、自分も国連憲章の下、国連の平和活動に 携わりたいという想いを強くしました。その後2019年に臨時 職員として国連の平和活動局政治・平和構築局(DPPA)で勤 務したのち、2020年よりIPOとしてDPPAのロズマリー・ ディカルロ事務次長の官房室で政務官補を務める機会に恵まれ





ソマリア出張時の様子。国連機での国内移動



ソマリアの首都モガディシュでは防弾 車での移動と、防弾チョッキ・ メットの装着が鉄則 (筆者左)

(注) DPPA: Department of Political and Peacebuilding Affairs

〈日本人職員が5人以上いる国際機関〉

国際機関名	職員数	国際機関名	職員数
ADB (アジア開発銀行)	136	OECD(経済協力開発機構)	77
AIT(アジア工科大学院)	6	UN Women(国連女性機関)	12
AJC(日本アセアンセンター)	9	UN(国連事務局)	219
AMRO(ASEAN+3マクロ経済研究所)	8	UNDP (国連開発計画)	64
APO(アジア生産性機構)	7	UNESCO(国連教育科学文化機関)	53
CGIAR (国際農業研究協議グループ)	21	UNFCCC(国連気候変動枠組条約事務局)	7
ERIA(東アジア・ASEAN経済研究センター)	22	UNFPA(国連人□基金)	14
FAO(国連食糧農業機関)	56	UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)	77
GFATM(世界エイズ・結核・マラリア対策基金)	12	UNICEF(国連児童基金)	91
IAEA(国際原子力機関)	39	UNIDO(国連工業開発機関)	14
IBRD (国際復興開発銀行)	175	UNJSPF (国連合同職員年金基金事務局)	6
ICAO (国際民間航空機関)	8	UNOPS(国連プロジェクト・サービス機関)	5
ICC(国際刑事裁判所)	9	UNRWA(国連パレスチナ難民救済事業機関)	6
ILO(国際労働機関)	47	WCO(世界税関機構)	12
IFC(国際金融公社)	41	WFP(国連世界食糧計画)	55
IMF(国際通貨基金)	70	WHO (世界保健機関)	59
IOM (国際移住機関)	35	WIPO(世界知的所有権機関)	24
ITER(イーター機構)	33	WMO (世界気象機関)	7
IFAD (国際農業開発機関)	5	WTO (世界貿易機関)	5
ITU (国際電気通信連合)	8		

(注) 外務省調べに基づき、日本人職員5人以上の機関を記載(専門職相当以上、2021年末時点) (注) アジア開発銀行(2021年12月時点)、世界銀行グループ(国際復興開発銀行(2022年6月時点)、国際金融公社(2022年6月時点)、国際通貨基金(2022年4月時点)における日本人職員数は財務省調べ(専門職相当以上)

外務省における採用情報

皆さんは外務省の仕事と聞いて、どんな内容 を想像しますか? 「外交」の目的は、国際社 会の中で日本の安全と繁栄を確保し、国民の生 命と安全を守ること。それは、「国家」の存在 意義そのものと言っても過言ではありません。

国際社会が時代を画する変化の中にあり、日 本を取り巻く現実が厳しさと不確実性を増す中 で、日本の将来は、国際社会全体の未来と不可 分に結び付いています。その中で、いかに日本 が国際社会の一員としての責任を果たしつつ、 自国の利益を追求していくか。安全保障や経済 外交、情報収集、新しい時代に対応した国際的 なルール作りへの参加や交渉、海外の日本人の 保護、日本の魅力や政策の発信にいかに努める か。尽きることのない困難かつ多様な課題に対 応するため、外務省は世界各地で昼夜を問わず 日々業務を行っています。

外務省は、1869年(明治2年)に創設され て以降、名称を変えることなく現在まで日本の 外交の歴史を紡いできました。古くは、明治の 英傑と呼ばれた人々が躍動し、数々の歴史を変 えてきました。

そして現在に至るまで、国のために尽くす情 熱と使命感、それを支える知性、人間としての タフさと誠実さ、さらには、あくなき向上心を 持った外交官たちが立ち止まることなく成長し ています。我々と一緒に、国際社会の舞台で「国



の代表」として一生をかけて挑戦を続けたいと いう方は、ぜひ外務省の扉を叩いてください。

■ 総合職職員

外務省の総合職職員は、本省・在外の様々な 地域・分野のポストを経験して、管理職さらに は幹部職員として活躍することが期待されてい ます。総合職職員については、原則として、英 語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシ ア語、中国語、アラビア語(年によっては朝鮮 語が含まれる。)の中の一つが研修語として指 定されます。

■ 外務省専門職員

外務省専門職員は、高い語学力を有し、関連 する国・地域、あるいは条約、経済、経済協力、 軍縮、広報文化などの分野の業務を通じて実践 的な知見を深め、その経験に基づく能力を発揮 しつつ活躍することが期待されています。外務 省専門職員については、原則として、40数言 語の中の一つが研修語として指定されます。

■ 一般職職員

外務省の一般職職員は、会計、文書管理、通 信事務、領事事務、在外公館施設管理などの業 務を通し、国内外で、日本の外交を力強く支え ています。

(注) 最新の採用情報については当省ホームページの採 用情報ページ (https://www.mofa.go.jp/mofaj/ annai/saiyo/index.html)、学生向けTwitter (https://twitter.com/Mofa_student) やFacebook (https://www.facebook.com/Mofa.student) を 御確認ください。







採用に関するよくある質問(総合職職員及び外務省専門職員)

Q: どのような人材が求められていますか?

A:厳しい国際社会の中で日本の利益を追求し ていくため、(1)国民のために働きたいと いう強い意志と責任感を持つこと、(2)未 知の課題に積極的に取り組むチャレンジ精 神を持つこと、(3)冷静に考え、かつ、機 動的に動くことができることが求められて います。

Q:英語ができないと外務省には入れないので しょうか?

A:採用選考は学力、適性などを総合的に勘案 し、人物本位で行っています。外務省職員 として活躍するために英語力は重要ですの で、外務省としては、官庁訪問や専門職員 採用試験の際に、TOEFL 又はIELTS の スコアを提出することを推奨しています。 優れたスコアは高い語学能力を示すものと して評価されます。一方、英語力のみに よって採用の可否を決めることはありませ ん。外務省は多様な人物を求めており、受 験時の語学力が不十分であっても、高い能 力と意欲が評価されて採用され、入省後に 語学力と外交官としての素養を得て活躍し ている職員も少なくありません。なお、英 語以外に得意言語があれば、当該語学の公 的な語学試験のスコアの提出を推奨してい ます。

Q:留学経験・海外生活経験がないのですが、 採用されますか?

A:採用選考は学力、適性などを総合的に勘案 し、人物本位で行っています。留学経験・ 海外生活経験については、その経験を通し て何を会得したかが重要であり、経験の有 無のみをもって採用の可否を判断すること はありません。なお、外務省では、採用後、

本省での研修及び勤務を経て2年から3年 間の在外研修の機会が与えられます。この 研修の機会に高いレベルの語学力を得、か つ、外交官としての素養を身につけること が求められます。

Q:理系区分でも採用されますか?

A:外務省は、その業務が多岐にわたることか ら、多様な人材を求めており、国家総合職 試験区分や出身学部にとらわれず、人物本 位で採用選考を行っています。

Q:配属や転勤の希望はかないますか?

A:本人の能力、適性、希望などを総合的に考 慮し、配属先が決定されます。おおむね2 年から3年ごとに配属先が変わりますので、 様々な仕事を通してより多くの知識や経験 を得る機会があります。

Q: 育児と両立できますか?

A: 育児休業、フレックスタイム制、テレワー クなどの各種制度を積極的に活用しやすい 雰囲気が醸成されていますので、育児を行 いながらでも大いに実力を発揮できる職場 です。また、全省的に業務合理化やDXも 最優先事項の一つとして進められています。



地方創生支援事業一覧

1 飯倉公館活用対外発信事業

実施日	共催者	事業内容
7月25日	福島県知事	・外務大臣及び福島県知事共催レセプション

2 地域の魅力発信セミナー

実施日	共催自治体及びテーマ	事業内容
10月14日	・山形県「世界から選ばれる山形を目指して」 ・岐阜県高山市「国際観光都市 飛騨高山のこれまでとこれから」 ・北海道札幌市「唯一無二の雪の国際観光都市 札幌」 ・青森県黒石市「水清く 人情のあつい あずましの里 黒石市」 (プレゼンテーション順)	・交流会:意見交換、地元産品展示、観光

3 駐日外交団による地方視察ツアー

実施日	共催自治体	視察先・プログラム
4月19日	神奈川県横浜市	・ヨコハマSDGs デザインセンター ・横浜市立みなとみらい本町小学校 ・認定NPO法人スローレーベルによる「ソーシャルサーカス」のレクチャー(象の鼻テラス) ・株式会社ユーグレナ バイオ燃料製造実証プラント
9月12日-13日	熊本市	 ・株式会社 イズミ車体製作所 ・高森田楽の里 ・新阿蘇大橋 ・駐日外交団と熊本県内自治体職員などとの交流会(熊本城ホール) ・熊本城 ・城彩苑 ・水前寺成趣園 ・株式会社湖池屋 九州阿蘇工場
11月5日-6日	新潟県・ 長岡市・ 小千谷市	 ・道の駅ながおか花火館 ・新潟県錦鯉品評会(小千谷市総合体育館コミュニティプラザ) ・錦鯉の里 ・棚田棚池・やまこし復興交流館「おらたる」 ・クールジャパンEXPO in NIIGATA (朱鷺メッセ) ・世界錦鯉サミット(朱鷺メッセ)
11月10日-11日	滋賀県	 ・比叡山坂本ケーブル ・比叡山延暦寺 ・琵琶湖クルーズ(大津港) ・サイクリングツアー(琵琶湖周辺) ・滋賀県立信楽高等学校 ・陶芸の森 アーティスト・イン・レジデンス ・かたぎ古香園
11月29日-30日	福島県	 ・Jヴィレッジ ・東日本大震災・原子力災害伝承館 ・震災遺構 浪江町立請戸小学校 ・福島水素エネルギー研究フィールド ・會津藩校 日新館 ・スマートシティAiCT ・末廣酒造 ・鶴ヶ城

4 地域の魅力海外発信支援事業

実施時期	開催地	参加自治体	事業内容等
2022年7月-2023年3月	香港及び中国各地 (オンラインでの 情報発信を含む。)	[PR動画配信] 58自治体	・在中国公館が主催・後援する日中国交正常化50周年イベントなどへインフルエンサーを派遣 ・香港ブックフェアにおいて東北地方のPRを実施 ・大使館などのSNSアカウントで、自治体のPR動画を配信

5 地方の魅力発信プロジェクト

実施日	関係公館	利用施設	共催者	行事内容
2月25日	在瀋陽日本国総領事館	公邸	富山県大連事務所、 岩手県大連事務所、 宮城県大連事務所、 北九州市大連事務所	富山県からは伝統工芸品や地酒、岩手県からは伝統 工芸品や食品及び観光地、宮城県からは伝統工芸品、 北九州市からは地酒や食品及び観光地がオンライン でPRされた。地域の特産品の試食も行われるなどし、 合計4万人以上の視聴があった。
6月10日	在瀋陽日本国総領事館	公邸	富山県大連事務所、 岩手県大連事務所、 神奈川県経済貿易事 務所、北九州市大連 事務所	富山県からは高岡漆器、錫製品など伝統工芸品を、 岩手県からは南部鉄器、日本酒、ワイン、麺類など 食品と観光情報を、神奈川県からは観光、伝統工芸 品、麦茶など食品を、北九州市からは同市と大連市 の結び付き、観光、日本酒、梅酒、焼酎ほか美食を オンラインで紹介し、約8,600人の視聴があった。

国際社会及び日本の主な動き

※要人往来については、日本の総理大臣及び外務大臣の外国訪問のみを記載 日本で行った二国間会談については、対面を除く首脳・外相会談を記載

要人往来の詳細については、資料編「要人往来」参照

※要人などの肩書は当時のもの

※日付・期間は現地時間

総理大臣	2021年10月 4日~	岸田文雄
外務大臣	2021年11月10日~	林芳正

2022年1月1日~12月31日(日付は現地時間)

2022年	2022年1月1日~12月31日(日付は現地時間)							
日本関	保	国際関	【 係					
1月								
		2	フランスがEU議長国に就任(6月末まで) カザフスタンで燃料価格引き上げに端を発した集 会開催が全国に拡大し、過激化して騒乱に発展 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射					
6	日豪首脳テレビ会談 日米外相電話会談 日・トルコ外相テレビ会談							
7	林外務大臣が日米安全保障協議委員会(日米「2 + 2」)(オンライン形式)に出席	0						
		8	エチオピア北部で反政府勢力による空爆を受け、 約50人が死亡 中国青海省でM6.9の地震					
9	沖縄県・広島県・山口県に新型コロナウイルス(以下「新型コロナ」という。)対応改正特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」を適用、27日に北海道・大阪府などを追加し、34都道府県に拡大(3月21日まで)							
		10	オランダ下院選挙(2021年3月)で選出された ルッテ氏が首相に就任 ミャンマー国軍特別法廷が、アウン・サン・スー・ チー国家最高顧問に小型無線機を許可なく輸入し たなど三つの罪で禁錮計4年の判決を下す					
11	日・カンボジア外相電話会談 日・ラオス外相電話会談	11	北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 欧州議会のサッソーリ議長が死去 米露戦略的安定性対話・臨時会合					
		12	ベルギー・ブリュッセルの北大西洋条約機構 (NATO) 本部で「NATO・ロシア理事会」を開催、ウクライナ情勢について協議					
13	日・メキシコ外相電話会談							
14	日・印外相電話会談 日・イスラエル外相電話会談	14	北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射					
			トンガ北部において海底火山噴火・津波が発生、 日本・米国西海岸・ペルーなどに余波					
		16	北マケドニア議会が新連立内閣を承認、ディミタル・コヴァチェフスキ氏が首相に就任 ケイタ・マリ元大統領が死去					
		17	北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射					

- 18 岸田総理大臣が世界経済フォーラム (WEF) (オン ライン形式)で開催された「ダボス・アジェンダ」 に出席し特別演説を行う
- 20 林外務大臣が第6回日仏外務・防衛閣僚会合([2 +2])(オンライン形式)に出席
- 21 日米首脳テレビ会談 林外務大臣がスイス主催WTO非公式閣僚会合(オ ンライン形式)に出席
- 26 林外務大臣が第15回日本・シンガポール・シンポ ジウム (オンライン形式) でメッセージを発出
- 28 日・アラブ首長国連邦外相電話会談 ウクライナの情勢悪化を受け、在ウクライナ日本 国大使館の職員の退避を開始
- 29 林外務大臣が日露地域交流年の開会式(対面とオ ンラインのハイブリッド形式)にビデオメッセー ジを発出
- 31 日・ヨルダン首脳電話会談

国際関係

- 18 米露外相電話会談
- 21 米露外相会談
- 23 アルメニアのサルキシャン大統領が辞任を表明
- 24 ブルキナファソ国軍の一部兵士が、カボレ大統領 を拘束 (同大統領は後日辞任)
- 25 タイとサウジアラビアが外交関係の正常化で合意
- 27 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射 ホンジュラスでシオマラ・カストロ氏が初の女性 大統領に就任
- 30 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射

2月

- 1 日・サウジアラビア外相電話会談
- 2 日米外相電話会談 日・ウルグアイ外相テレビ会談
- 3 岸田総理大臣がムハンマド・サウジアラビア皇太 子殿下と電話会談 日韓外相電話会談
 - 日・イラン外相電話会談
 - 日・オランダ外相電話会談
- 4 林外務大臣がウレホラ・チリ次期外務大臣とテレ ビ会談

- 1 ミャンマー国軍のクーデターから1年、市民らが 経済活動を停止し、外出を控える「サイレント・ ストライキ を行う
 - ペルーで前年7月に引き続き2度目の内閣総辞職 米露外相電話会談
- 3 米軍の急襲作戦により「イスラム国」最高指導者 アブ・イブラヒム・アル・ハーシミ氏が死亡した とバイデン米国大統領が発表
- 4 北京冬季オリンピック競技大会開幕(21日まで) プーチン・ロシア大統領が北京訪問、中露首脳会 談を実施
- 5 5日から6日、サイクロン「バツィライ」がマダ ガスカルを通過、死者120人以上
- 6 カナダ・オタワで新型コロナ対策規制に抗議する 大規模なデモが発生、ワトソン市長が非常事態宣 言を発令
 - エリザベス2世英国女王陛下が在位70周年を迎え る
- | 林外務大臣がコーマン経済協力開発機構 (OECD) 事務総長とテレビ会談

- 9 日・カナダ首脳電話会議 日・イラン首脳電話会議 林外務大臣がOECD東南アジア地域プログラム (SEARP) 閣僚会合にビデオメッセージを発出
- 10 岸田総理大臣が日・バングラデシュ外交関係樹立 50周年式典にビデオメッセージを発出
- 11 林外務大臣がオーストラリア、米国を訪問(12日 まで)

日米豪印外相会合

岸田総理大臣がワン・オーシャン・サミットで実 施されたハイレベル・セグメントにビデオメッセー ジで出席

14 岸田総理大臣がフォン・デア・ライエン欧州委員 会委員長と電話会談

林外務大臣がブリンケン米国国務長官主催の新型 コロナ対策などに関する外相会合(テレビ会議形 式)に出席

林外務大臣が貿易経済に関する日露政府間委員会 共同議長間会合に出席

15 林外務大臣がレシェトニコフ・ロシア経済発展相 とオンライン会談

日・ニュージーランド外相テレビ会談

日・ウクライナ首脳電話会談

岸田総理がフォン・デア・ライエン欧州委員長と 電話会談

- 16 日英首脳電話会談
- 17 日露首脳電話会談
- 18 林外務大臣がG7外相会合のためドイツを訪問 (19 日まで)
- 19 林外務大臣がウクライナ情勢の緊迫化を受け、ド イツ・ミュンヘンで開催されたG7外相会合に出席
- 22 日独首脳電話会談 林外務大臣がフランス・EU共催「インド太平洋閣 僚会合」(オンライン形式) に出席 G7外相電話会合
- 23 岸田総理大臣がロシアに対する制裁措置を発表
- 24 G7首脳テレビ会議

ロシアによるウクライナ侵略開始を非難する外務 大臣談話を発出

岸田総理大臣及びオヨーンエルデネ・モンゴル首 相がそれぞれ日本・モンゴル外交関係樹立50周年 を記念しビデオメッセージを発出

日·EU外相電話会談

林外務大臣が日英EPA合同委員会第1回会合に出 席

25 日・ウクライナ外相電話会談 岸田総理大臣が、ロシアに対する追加制裁措置を 発表

国際関係

- 10 ロシアとベラルーシがベラルーシにおいて共同軍 事 演習 を 実施 国際労働機関(ILO)が年次報告書で新疆ウイグル 自治区のウイグル族の労働環境改善を呼びかけ
- 11 米国がインド太平洋戦略を発表
- 12 米露首脳電話会談及び外相電話会談を実施
- 14 カナダ・オタワで新型コロナ対策規制に抗議する 大規模デモに対して、トルドー首相が史上初めて 緊急事態法を発動 (23日に解除)
- 15 エルナンデス・ホンジュラス前大統領が麻薬取引 や武器使用の容疑で逮捕される ブラジル・ペトロポリスで豪雨により洪水や地滑 りが発生、100人以上が死亡 米露外相電話会談

- 21 プーチン・ロシア大統領がウクライナの一部であ る「ドネツク人民共和国」・「ルハンスク人民共和 国」を「独立国家」として承認。日本を含む国際 社会はロシアを厳しく非難 台湾が日本産食品に対する輸入規制を緩和
- 23 EUがロシアに対する制裁措置を発表
- 24 ロシアはウクライナへの侵略を開始。ロシアはロ シア系住民の保護を目的としてウクライナの「非 軍事化」「非ナチ化」を追求するとして、「特別軍 事作戦」の開始を発表 ゼレンスキー・ウクライナ大統領はウクライナ全 土に戒厳令を発出。バイデン米国大統領はプーチ ン・ロシア大統領を「侵略者」と非難、追加制裁 を発表するとともに、EU・G7と協調することを 表明。EUは「前例のない規模」の追加制裁を協議 することを表明
- 25 米国・英国・EU・カナダがプーチン・ロシア大統 領に対する措置を含む追加の経済制裁を発表 中露首脳電話会談

- 26 日米外相電話会談 日・ポーランド外相電話会談
- 27 プーチン・ロシア大統領を含むロシア政府関係者 などに対する資産凍結措置を発表 G7外相会合(オンライン形式)
- 28 日・ウクライナ首脳電話会談

国際関係

- 27 ベラルーシで国民投票の結果、憲法が改正。「非核 化地域」を目指す規定が削除 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルを1発発射 プーチン・ロシア大統領はロシア軍抑止力部隊を 特別戦闘当直態勢に移行するよう指示
- 28 ベラルーシでロシアとウクライナの代表団が初の 交渉を実施

3月

- 1 岸田総理大臣がバイデン米国大統領の呼びかけに よるウクライナ情勢に関する首脳電話会議に出席 日・ラオス首脳電話会談 日仏首脳電話会談
 - 水際措置の見直しとして、受入れ責任者の管理の 下、観光目的以外の外国人の新規入国を認めるな どの新たな措置を開始
- 2 ウクライナ首都キーウの日本国大使館を一時閉鎖 岸田総理大臣とシュタインマイヤー・ドイツ大統 領の電話会談
 - 日・ポーランド首脳電話会談
 - 日・コロンビア外相テレビ会談
- 3 日・インドネアシア外相電話会談 ベラルーシに対する制裁措置を発表 日米豪印首脳テレビ会議
- 4 日・ウクライナ首脳電話会談 林外務大臣がG7外相会合(ハイブリッド形式)に オンライン形式で参加。ロシアによるウクライナの 原発への攻撃を非難する共同声明を発出
- 7 日・スロベニア外相電話会談
- 8 円・インドネシア首脳電話会談
- 10 林外務大臣がビーズリー国連世界食糧計画 (WFP) 事務局長とテレビ会談
- 11 岸田総理大臣が尹韓国次期大統領と電話会談

- 1 国際エネルギー機関 (IEA) 臨時閣僚理事会は、ロ シアによるウクライナ侵略を受けた原油市場の供 給不足の懸念に対応するため、IEA全体で6,000 万バレルの石油備蓄協調放出を実施することで合 音
- 2 国連総会緊急特別会合において、ウクライナに対 する侵略を非難する決議を採択 国際パラリンピック委員会 (IPC) がロシアとベラ ルーシ選手の中立な立場での北京冬季パラリン ピック競技大会への参加を認めると発表したが、 翌3日に右決定を撤回 第5回国連環境総会(UNEA5)再開セッション、 プラスチック汚染に関する法的拘束力を有する国 際文書の作成のための政府間交渉委員会の設置を 決定
- 3 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) がウクラ イナからの避難民が100万人を超えたことを発表 EUはロシアへの追加制裁で国際銀行間通信協会 (SWIFT) からのロシア大手銀行の排除を発表 カナダが貿易上の優遇措置であるロシア・ベラル-シに対する「最恵国待遇」の撤回を発表
- 4 ロシア軍がウクライナ南東部にあるザポリッジャ 原子力発電所を制圧 北京冬季パラリンピック競技大会開幕(13日まで)
- 5 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルを1発発射 ロシア政府が日本などを「非友好国」に指定
- 8 バイデン米国大統領がロシア産原油、天然ガスな どの禁輸を発表、英国も年末までの原油輸入停止 を発表
- 9 韓国大統領選で尹錫悦氏が選出
- 10 ロシアとウクライナがイスタンブールにてトルコ 外相出席のもと、侵略後初の外相会談
- 11 G7 各国首脳がウクライナ情勢に関し声明を発表 チリ大統領選挙(2021年12月)で選出されたガ ブリエル・ボリッチ氏が大統領に就任 バイデン米国大統領が、ロシアに対する「最恵国 待遇」の撤回を発表 G7はロシアに対する「最恵国待遇」の撤回で合意
- 13 アルメニア議会における大統領選挙 (3月) で選出 されたヴァハン・ハチャトゥリャン氏が大統領に就任

- 15 岸田総理大臣がムハンマンド・アブダビ皇太子殿 下と電話会談
- 16 日・リトアニア外相電話会談 日・モルドバ外相電話会談
- 17 日・ケニア首脳電話会談 岸田総理大臣がムハンマド・サウジアラビア皇太 子殿下と電話会談 G7 外相会合(オンライン形式)
- 19 岸田総理大臣がインド及びカンボジアを訪問(21 日まで) 林外務大臣がトルコ及びアラブ首長国連邦を訪問 (20日まで)
- 20 林外務大臣がシャーベル産業・先端技術大臣兼日 本担当特使とテレビ会談
- 22 日・ノルウェー外相テレビ会談
- 23 林外務大臣が第1回G7貿易大臣会合(オンライン 形式)に出席
- 24 岸田総理大臣がG7首脳会合出席のためベルギー を訪問 林外務大臣がヤタニ・ケニア財務・計画長官とテ レビ会談 日米外相電話会談

ゼレンスキー・ウクライナ大統領が日本の国会で 演説(オンライン形式)

- 25 日韓外相電話会談 林外務大臣が日EU・EPA合同委員会第3回会合 (オンライン形式) に出席
- 26 日・ウガンダ外相テレビ会談 日・アンゴラ外相テレビ会談 日・セネガル外相テレビ会談 林外務大臣がアフリカ開発会議(TICAD)閣僚会 合(オンライン形式)に出席
- 27 日・チュニジア外相テレビ会談 日・エジプト外相テレビ会談 日・ガーナ外相テレビ会談

国際関係

- 15 英国・EUがロシア・ベラルーシに対して「最恵国 待遇」の撤回を発表
- 16 国際司法裁判所 (ICJ) がロシアに対して2月24日 にウクライナの領域内で開始した軍事作戦を直ちに 停止することなどを求める暫定措置命令を発出 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 第6回イエメン人道危機に関するハイレベル・プ レッジング会合開催(スイス・ジュネーブ)
- 18 米中首脳電話会談
- 19 トルクメニスタン前倒し大統領選挙(3月)で選 出されたセルダル・ベルディムハメドフ副首相が 大統領に就任
- 21 ロシア政府は、ロシアによるウクライナ侵略に関 連して日本が行った措置を踏まえ、平和条約交渉 を継続しない、自由訪問及び四島交流を中止する、 北方四島における共同経済活動に関する対話から 離脱するなどの措置を発表
- 23 アフガニスタンにおいて、タリバーンが女子中等 教育の再開を延期
- 24 国連総会緊急特別会合において、ウクライナに対 する侵略の人道上の影響に関する決議が採択 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルを1発発射し、日 本の排他的経済水域(EEZ)内に落下
- 25 ドイツ経済・気候保護省が年内にロシア産原油依 存から脱却する方針を発表
- 27 中国・上海市は、新型コロナの急速な拡大を受け、 市内を2地域(東部・西部)に分けて事実上ロッ クダウンする方針を発表(当初はそれぞれ数日間 と発表したが、5月末まで市内全域の封鎖状態が 継続)

イスラエル、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレー ン、モロッコ、エジプト、米国の6か国外相会合 (ネゲブ・サミット) が、イスラエルのスデボケル で開催され、イラン問題などを議論

29 トルコ・イスタンブールでロシアとウクライナの 代表団による交渉が行われる。ロシア側はキーウ 方面などにおける段階的な軍事的エスカレーショ ンの「緩和」を発表 国連安保理でビーズリーWFP事務局長は世界の食 糧危機の可能性を指摘

31 日・スペイン外相電話会談 ウクライナの首都(キーウ)を含めた地名のウク ライナ語による読み方に基づく呼称の変更 林外務大臣がアフガニスタンの人道状況に関する ハイレベル・プレッジング会合(オンライン形式) にビデオ・メッセージを通じて参加

国際関係

- 4月
- 2 林外務大臣が総理特使としてポーランドを訪問(4 日まで)
- 4 ウクライナ政府の発表や各種報道により、ロシア 軍が占拠していたキーウ近郊の地域において、無 辜の民間人が多数殺害されるなど残虐な行為が繰 り広げられていたことが明らかになり、ウクライ ナ・キーウ近郊における民間人への残虐な行為に 対する外務大臣談話を発出
- 5 岸田総理大臣がサルマン・バーレーン皇太子殿下 兼首相と電話会談 日・トルコ首脳電話会談 日英外相電話会談 ウクライナ避難民の希望者20人が、林外務大臣の ポーランドからの帰国にあわせ、政府専用機で日 本に到着
- 6 岸田総理大臣がタミーム・カタール首長と電話会談
- 7 林外務大臣がウクライナ情勢に関するG7外相会合 及びNATO外相会合に出席のためベルギーを訪問
- 8 岸田総理大臣がCOVAXワクチン・サミット 2022 にビデオメッセージで出席 日本は駐日ロシア外交官と通商代表部職員8人の 国外退去を要請
- 9 岸田総理大臣がポーランド・ワルシャワで開催さ れたウクライナ避難民向けプレッジング・イベン トでビデオメッセージを発出 林外務大臣が日・フィリピン外務・防衛閣僚会合 ([2+2]) 出席
- 13 日・トルクメニスタン首脳電話会談
- 15 林外務大臣が「中央アジア+日本」対話・第8回 外相会合(オンライン形式)に出席
- 16 岸田総理大臣は「最恵国待遇」の撤回を表明

- 1 第49回国連人権理事会において、北朝鮮人権状況 決議を15年連続で採択 サンマリノ大評議会議員の互選で選出されたミー ナ氏及びロンデッリ氏が執政に就任
- 2 イエメンにおいて国連の仲介により6年ぶりに全土 での停戦が実現(10月2日まで2か月ごとに延長)

7 イエメンで大統領令により指導評議会が設立。全 ての大統領権限が同評議会に委譲され、ハーディ 大統領に代わり、アリーミー元内相が同評議会議 長に就任

国連総会緊急特別会合にてロシアの国連人権理事 会理事国の資格を停止する決議を採択

8 国連食糧農業機関(FAO)は、ロシアによるウク ライナ侵略を受け、世界食料価格指数が過去最高 を更新したことを発表

国際エネルギー機関(IEA)は、ロシアによるウク ライナ侵略を受けた現下の世界の石油供給と石油 市場の状況を踏まえ、IEAの加盟国として約1億 2.000万パレルの追加の石油備蓄の協調放出を実 施することを発表

- 10 パキスタン下院において、カーン首相に対する不 信任案が可決し、カーン首相は失職
- 11 パキスタン下院における首相選出の指名投票の結 果、シャバーズ・シャリフ氏が首相に就任

- 19 岸田総理大臣がバイデン米国大統領の呼びかけに よるウクライナ情勢に関する首脳テレビ会議に出席 岸信夫防衛大臣がウクライナからの要請を受け、 同国に防護マスクと防護衣、ドローンを提供する ことを発表
- 20 日・マレーシア首脳電話会談 日・クウェート外相電話会談
- 21 日・オマーン外相電話会談
- 23 岸田総理大臣が第4回アジア・太平洋水サミット に出席
- 26 日・ウクライナ首脳電話会談

- 28 日豪外相電話会談 林外務大臣がカザフスタン、ウズベキスタン及び モンゴルを訪問(5月2日まで)
- 29 岸田総理大臣がインドネシア、ベトナム、タイ、 イタリア、バチカン及び英国を訪問(5月5日まで)

国際関係

18 南アフリカ・クワズールー・ナタール州及び東ケー プ州で、死者400人超、4,000戸の家屋が全壊す る洪水被害が発生し、政府は「国家的災害事態」 宣言を発表

- 24 フランス大統領選で現職のマクロン大統領が再選
- 25 グテーレス国連事務総長がトルコを訪問し、エル ドアン・トルコ大統領と会談
- 26 国連総会は安全保障理事会で常任理事国が拒否権 を行使し、かつ、緊急特別総会が開催されない場 合、総会での説明を求める決議案を、総会の総意 として採択 グテーレス国連事務総長がロシア・モスクワを訪 問、プーチン・ロシア大統領、ラヴロフ外相と会談
- 27 ロシアが、在ロシア日本国大使館館員8人の国外 退去を要求
- 28 モンテネグロ議会は前政権で副首相を務めたドリ タン・アバゾビッチ氏を首相とすることを承認 サウジアラビア・ジッダで5年振りのトルコ・サ ウジアラビア首脳会談が行われる グテーレス国連事務総長がウクライナ・キーウを 訪問、ゼレンスキー・ウクライナ大統領と会談

5月

- 5 岸田総理大臣が「イスラエル独立74周年記念レセ プション」でビデオメッセージを発出
- 7 林外務大臣がフィジー及びパラオを訪問(8日まで)
- 9 林外務大臣が尹錫悦大統領就任式に出席するため 韓国を訪問(10日まで) G7首脳テレビ会議
- 4 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 ロシア外務省は、ロシア国民に対する日本の個人 制裁に関連し、岸田総理大臣、林外務大臣を含む 計63人の日本国民のロシアへの無期限入国禁止を 発表
- 7 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 フランス大統領選(4月)で再選されたマクロン 氏が大統領に就任
- 10 フィリピン大統領選(前9日)で、フェルディナ ンド・マルコス氏が当選確実 韓国大統領選(3月)で選出された尹氏が大統領 に就任

12 林外務大臣がG7外相会合出席のためドイツ・ヴァ イセンハウスを訪問(14日まで)

岸田総理大臣が第28回日EU定期首脳協議に出席

岸田総理大臣が第2回「新型コロナ・サミット」 にビデオメッセージで出席

- 15 沖縄復帰50周年記念式典開催 林外務大臣が日・イスラエル外交関係樹立70周年 に際する両国外務大臣共同ビデオメッセージを発出
- 18 日中外相テレビ会談
- 19 岸田総理大臣がテドロス世界保健機関(WHO) 事務局長と電話会談
- 20 岸田総理大臣がマルコス・フィリピン次期大統領 と電話会談
- 23 岸田総理大臣がインド太平洋経済枠組み (IPEF: Indo-Pacific Economic Framework) の立上げ に関する首脳級会合に出席 (東京)
- 24 日米豪印首脳会合(東京)
- 25 日米外相電話会談 日韓外相電話会談

最高裁判所は在外邦人が最高裁裁判官の国民審査 に投票できないことを違憲と判断

国際関係

- 12 北朝鮮が弾道ミサイルを3発発射 米国・ASEAN特別首脳会議開催(米国・ワシント ンD.C.)
- 13 ハリーファ・アラブ首長国連邦大統領が死去
- 16 フランスで前労相のボルヌ氏が首相に任命
- 18 フィンランドとスウェーデンがNATOへの加盟を 正式に申請
- 19 東ティモールでラモス=ホルタ大統領が就任
- 21 WHOはこれまでアフリカで発生してきたウィル ス感染症「サル痘」が欧州・北米・オーストラリ アに拡大したことを発表
- 22 日米豪印首脳会合に出席するためバイデン米国大 統領が初訪日(24日まで)
- 23 UNHCRが難民・難民申請者らの総数が初めて1 億人を超えたことを発表 オーストラリア下院総選挙(21日)で選出された アルバニージー氏が首相に就任
- 25 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルを含む弾道ミサイ ルを2発発射
- 26 ペルー南部でM7.2の地震が発生
- 27 東ティモールでM6.1の地震が発生

6月

- 1 日仏首脳電話会談
- 9 日・ウズベキスタン首脳電話会談 国連総会において日本が安保理非常任理事国に選 出(2023年1月1日から2年間)
- 10 岸田総理大臣がアジア安全保障会議(シャングリ ラ・ダイアローグ) に出席するためシンガポール を訪問 (11日まで) 水際措置の見直しとして、旅行代理店を受入責任 者とする、一部の外国人観光客の新規入国を認め る新たな措置を開始
- 14 日仏外相電話会談

- 1 上海市が新型コロナ対策として3月下旬から継続 していた市内の事実上のロックダウンを解除
- 5 北朝鮮が弾道ミサイルを8発発射

- 12 第12回WTO閣僚会議 (MC 12) がスイス・ジュ ネーブで開催され(17日まで)、約6年半ぶりに 閣僚宣言をコンセンサスで採択
- 14 カナダ・デンマーク両政府は約半世紀領有権を争っ た北極圏「ハンス島」を分割する形で境界画定に

ロシア国営ガスプロムがバルト海底経由のパイプ ライン「ノルドストリーム」からドイツへ送る天 然ガスの供給量を40%減らすと発表

日本関係 国際関係 15 NATOは国防相理事会 (16日まで) においてロ シア侵攻に対するウクライナへの支援拡大を決定 イスラエル、エジプト及びEUは、イスラエル沖で 生産するガスをエジプトに送り液化し、EUへ供給 する覚書を交換 中露首脳電話会談 17 岸田総理大臣がエネルギーと気候に関する主要経済 国フォーラム (MEF) にビデオメッセージを発出 20 林外務大臣が三海域イニシアティブ首脳会合にお 20 東シナ海の日中の地理的中間線の西側において、 いてビデオメッセージを発出 中国による新たな海洋構造物の設置を確認 21 米国で新疆ウイグル自治区からの輸入を原則禁止 とする「ウイグル強制労働防止法」が可決 核兵器禁止条約の第1回締約国会議がオーストリ ア・ウィーンで開幕(23日まで) 22 アフガニスタンでM6.1(欧州地中海地震学センター、 米地質調査所の観測ではM5.9) の地震が発生 23 日・エクアドル外相テレビ会談 23 米国連邦最高裁が自宅外での銃の携行を制限する ニューヨーク州法を違憲と判決。一方、上院は同 日、相次ぐ乱射事件を受け超党派議員団が合意し た銃規制法案を可決 24 林外務大臣がG7外相会合(ハイブリッド形式) にオンラインで出席 林外務大臣が「グローバルな食料安全保障に向けた 結束のための閣僚会合」(オンライン形式)に出席 エネルギー憲章条約近代化交渉が実質合意 25 バイデン米国大統領が28年ぶりの本格的な銃規制 法となる銃規制強化法案に署名 26 岸田総理大臣がG7エルマウ・サミットとNATO 首脳会合(スペイン・マドリード)に出席(29日 まで) 27 ロシアからEUへの天然ガス供給減少を踏まえ、 EU加盟国らは域内の天然ガス施設に貯蔵を義務付 けることで合意 ストルテンベルグNATO事務総長が危機時に派遣 する即応部隊を現4万人から30万人以上に増強す ることを表明 28 日英首脳会談において、ジョンソン英国首相が福 島産など日本産食品の輸入規制撤廃を表明 スウェーデン・フィンランドのNATO加盟を反対 していたトルコが、反政府武装組織クルド労働者 党 (PKK) などへのテロ対策と引き替えに2国の 加盟に合意 プーチン・ロシア大統領のタジキスタン・トルク メニスタン訪問(侵略開始後初の外遊、29日まで) 29 林外務大臣がフィリピンを訪問(7月1日まで) 29 NATOアジア太平洋パートナー (AP4) 首脳会合 東シナ海の日中の地理的中間線の西側において、 中国による新たな海洋構造物の設置を確認 30 フィリピン大統領選(5月)で選出されたマルコ ス氏が第17代大統領に就任 ロシア側が黒海のズミーニー島からの撤退を発表 7月 1 チェコがEU議長国に就任(12月まで) EUが暗号資産 (仮想通貨) の包括規制案に大筋合意 4 パキスタンで豪雨発生(12日まで)、49人が死亡 (13日時点) ウクライナ復興会議開催(スイス・ルガーノ)(5

日まで)

- 7 林外務大臣がG20外相会合出席のためインドネシ アを訪問(8日まで)
- 8 安倍晋三元総理大臣が奈良県奈良市で選挙応援演 説中に銃撃され死亡。国連安保理での大使などの 黙祷を始め、各国首脳がSNSなどを介して哀悼の 音を表す

林外務大臣が第10回日・ブラジル戦略的経済パー トナーシップ賢人会議にビデオメッセージを発出

- 9 日米首脳電話会談
- 10 第26回参議院選挙
- 11 安倍元総理大臣死去をうけ、弔問のためブリンケ ン米国国務長官が来日
- 12 日・フィリピン外相電話会談 日豪首脳電話会談 日仏首脳電話会談 南シナ海に関する比中仲裁判断から6年に際し外 務大臣談話を発出
- 13 日加首脳電話会談 日英首脳電話会談
- 19 林外務大臣がブリンケン米国国務長官と共催の「新 型コロナ対策(グローバル行動計画)に関する外 相会合」(オンライン形式)に出席 「強制労働の廃止に関する条約(第百五号)」が発効

25 国内初のサル痘感染者を確認

- 27 8月18日から24日の1週間の日本の新規新型コ ロナ感染者数が世界最多の96万9,000人であっ たとWHOが発表
- 28 林外務大臣が米国を訪問(30日まで)
- 29 日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)(米 国・ワシントンD.C.)

国際関係

7 ジョンソン英国首相が辞意表明

- 13 ラージャパクサ・スリランカ大統領が国外脱出し たことを受け、同政府が非常事態宣言を発令
- 15 ロシア外務省は、ロシア連邦議会国家院議員に対 する日本の個人制裁に関連し、衆議院議員384人 のロシアへの無期限入国禁止を発表
- 21 スリランカ大統領選挙(20日)で選出されたウィ クラマシンハ氏が大統領に就任 ドラギ・イタリア首相が辞任、マッタレッラ大統 領は上下院議会の解散を表明
- 22 国連、トルコ、ウクライナ及びロシア間で黒海を 通じたウクライナからの穀物輸出の再開に合意 (黒 海穀物イニシアティブ) WHOは連日異常な熱波が襲う欧州において、ス ペインとポルトガルのみで1,700人以上が死亡し たことを発表
- 23 欧州で感染拡大する感染症「サル痘」について、 テドロスWHO事務局長は「国際的に懸念される 公衆衛生上の緊急事態」を宣言
- 25 カナダを訪問中のローマ教皇フランシスコ台下は、 先住民の子供が虐待されたカトリック教会が運営 する寄宿学校で元生徒と面会、謝罪を行う 北アイルランド和平でノーベル平和賞を受賞した 英国領北アイルランド自治政府初代首相デービッ ド・トリンブル氏が死去 ミャンマー国軍による民主派活動家ら4人の死刑 執行を国営紙が報じる。日米英など8か国とEU外 相らは非難声明を発出 インド大統領選挙(18日)で選出されたドロウパ ディ・ムルム氏が大統領に就任
- 28 米下院が半導体の国内生産などの研究開発に5年 で約2.800億ドル投じる法案を可決
- 29 ブラジル・スペインでサル痘により2人死亡。ア フリカ以外で初の死者 米露外相電話会談

31 岸田総理大臣が第10回核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議出席のため米国を訪問(8月1日まで)

国際関係

- 30 イラク首都バグダッド中心部インターナショナ ル・ゾーンにイスラム教シーア派指導者サドル師 を支持するデモ隊が突入、国会を占領
- 31 ラモス・フィリピン元大統領死去

8月

- 1 岸田総理大臣が日本の総理大臣として初めて出席 した第10回NPT運用検討会議で、「ヒロシマ・ア クション・プラン」を提唱
- 3 林外務大臣がASEAN関連外相会議に参加のため カンボジアを訪問(6日まで) 東北地方で記録的豪雨
- 4 林外務大臣が日ASEAN外相会議及びASEAN+3 (日中韓) 外相会議に出席
- 5 林外務大臣が東アジア首脳会議 (EAS) 参加国外 相会議及びASEAN地域フォーラム(ARF)閣僚 会合に出席
 - 林外務大臣がリム・ジョクホイASEAN事務総長 と会談
- 8 日仏外相電話会談
- 10 岸田総理大臣が内閣改造を行い、第2次岸田内閣 が発足
- 17 日・リトアニア外相電話会談 日・フィリピン外相電話会談
- 18 日・ソロモン外相電話会談 林外務大臣がジャーベル・アラブ首長国連邦産業・ 先端技術相兼日本担当特使と電話会談
- 23 岸田総理大臣がウクライナ政府開催の第2回クリ ミア・プラットフォーム首脳会合にビデオメッセー ジを発出
- 25 林外務大臣が第8回アフリカ開発会議 (TICAD 8) 出席のためチュニジアを訪問(28日まで)
- 26 日・チュニジア首脳テレビ会談
 - 日・コモロ首脳テレビ会談
 - 日・コンゴ民主共和国首脳テレビ会談

- 1 バイデン米国大統領が、対テロ作戦において国際 テロ組織アルカイダの最高指導者アイマン・ザワ ヒリ氏を殺害したことを発表
- 3 ペローシ米国下院議長が台湾を訪問し蔡英文総統 と会談、これに反発する中国は台湾周辺での軍事 演習を実施したほか、台湾周辺海域に弾道ミサイ ルを発射するなど、各種対抗的措置を実施
- 4 G7は「台湾海峡の平和及び安定の維持に関する G7外相声明」を発出 中国は、台湾周辺における一連の軍事活動におい て、日本の排他的経済水域内への5発の着弾を含 む計9発の弾道ミサイルの発射を実施
- 5 イスラエル軍が、ガザ地区のパレスチナ武装勢力 「イスラム聖戦」関連施設などを空爆、ガザ地区か ら、イスラエル領内にロケット弾などが断続的に 飛来
- 7 コロンビア大統領選挙(6月20日)で選出された グスタボ・ペトロ氏が大統領に就任 エジプトなどの仲介によりイスラエルと「イスラ ム聖戦」が、各々無条件の停戦を宣言
- 8 米国連邦捜査局 (FBI) がトランプ前米国大統領邸 宅を家宅捜査、最高機密含む文書を押収
- 10 中国は22年ぶりに台湾に関する政策白書(『台湾 問題と新時代の中国統一事業』白書)を発表
- 15 米国上下両院超党派議員団が台湾を訪問、蔡英文 総統と会談 英国政府が新型コロナの変異株「オミクロン型」 に対応した米モデルナ社製ワクチンを承認、変異 種にも対応するワクチンが承認されたのは世界初

25 パキスタン政府は洪水被害に関し非常事態宣言を 発出

- 27 第8回アフリカ開発会議 (TICAD 8) がチュニジ アで開幕 (28日まで)。岸田総理大臣は共同議長 としてテレビ会議方式で出席、林外務大臣は総理 特使として対面で出席
 - 日・リビア首脳テレビ会談
 - 日・エジプト首脳テレビ会談
 - 日・セネガル首脳テレビ会談
 - 日・タンザニア首脳テレビ会談
 - 第10回NPT運用検討会議の閉幕を受け、外務大
- 28 岸田総理大臣がアブデルバギ南スーダン副大統領 とテレビ会談
 - 日・ジブチ首脳テレビ会談 岸田総理大臣がファキ・アフリカ連合委員会 (AUC) 委員長とテレビ会談
- 30 東日本大震災の原発事故の影響で全域が帰宅困難 区域に指定されていた福島県双葉町で、一部の避 難指示が解除
- 31 日・フィジー外相電話会談

国際関係

- 29 レフマン・パキスタン気候変動相が、豪雨による 洪水被害で国土の3分の1が水没したと発言。6月 以降の豪雨による死者は30日までに1,100人を 超え、被災者は全人口の約15%に当たる3,300万 人以上
- 30 ゴルバチョフ元ソビエト連邦大統領が死去 中国政府が、長江流域を中心とした7月以降の記 録的熱波や干ばつの被災者が3,785万人に達した と発表

9月

- 1 日・ミクロネシア外相電話会談 日・ベルギー外相電話会談
- 2 日・マレーシア外相電話会談 日・モロッコ外相テレビ会談
- 6 林外務大臣がレモンド米国商務長官と電話会談
- 7 日・モルディブ外相電話会談
- 8 岸田総理大臣がウクライナ情勢に関する首脳テレ ビ会議に出席 日英外相電話会談
- 12 岸田総理大臣がムハンマド・サウジアラビア皇太 子殿下と電話会談
- 13 日・アラブ首長国連邦首脳電話会談

- 15 日・カタール首脳電話会談
- 19 林外務大臣が第77回国連総会出席のため米国・ ニューヨークを訪問(23日まで)

- 1 グロッシー事務局長率いる国際原子力機関 (IAEA) の調査団がウクライナ南東部ザポリッジャ原発の 安全性の調査を開始
- 5 ロシア政府は、自由訪問及び四島交流に係る合意 の効力を停止するとの政府令を発表
- 6 英国与党保守党党首選(5日)の結果、トラス氏 が首相に就任
- 8 エリザベス2世英国女王陛下が崩御。英国王室は 10日にチャールズ3世国王陛下の王位継承を宣言
- 11 パプアニューギニアでM7.6の地震発生
- 12 ウクライナ側は北東部ハルキウ州ほぼ全域のロシ アからの解放を発表
- 13 ケニア大統領選(8月)で選出されたルト氏が大 統領に就任 イランの首都テヘランでイスラム教の戒律で定め られた頭髪を覆うスカーフ(ヒジャブ)を正しく 着用していないとして警察が女性を拘束し、女性 は16日に死亡。その後各地でデモが発生
- 14 EUが強制労働によって作られた製品の禁輸を発表 キルギスとタジキスタン国境付近にて軍事衝突が 発生
- 15 中露首脳会談(上海協力機構首脳会合、ウズベキ スタン)
- 19 エリザベス2世英国女王陛下の国葬がロンドン・ ウェストミンスター寺院で行われ、日本からは天 皇皇后両陛下が御参列 メキシコ中西部でM7.6の地震発生

- 20 岸田総理大臣が第77回国連総会出席のため米国・ ニューヨークを訪問(22日まで) 林外務大臣が、グローバル食料安全保障サミット (米国・ニューヨーク) に出席
- 21 岸田総理大臣がグローバルファンド第7次増資会 合に出席 林外務大臣が共催者としてユニバーサル・ヘルス・ カバレッジ(UHC)フレンズ閣僚級会合に出席 岸田総理大臣が包括的核実験禁止条約(CTBT) フレンズ首脳級(ハイレベル)会合を開催(米国・ ニューヨーク)
- 22 岸田総理大臣が米国・ニューヨーク証券取引所に おいて講演 林外務大臣が紛争関連の性暴力生存者のためのグ ローバル基金 (GSF) との共催サイドイベントに おいてビデオメッセージを発出
- 23 林外務大臣が新型コロナ対策(グローバル行動計 画) に関する外相会合に出席 日米豪印外相会合
- 26 ロシア外務省は、在ウラジオストク日本国総領事 館の館員が違法な情報収集活動を行ったと主張し、 これを理由に「ペルソナ・ノン・グラータ」とし て同館員の退去を要請、日本政府として厳重に抗 議を行い、ロシア側に対して正式な謝罪と再発防 止を要請
- 27 故安倍元総理大臣の国葬儀(故安倍晋三国葬儀) が行われる
- 29 日中国交正常化50周年、両国首脳がメッセージを 交換
- 30 日・ウクライナ首脳電話会談

国際関係

- 21 プーチン・ロシア大統領は、部分的動員令を発表 (当局の発表によると30万人規模の動員)
- 22 太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシフィッ クにおけるパートナー」外相会合
- 23 ウクライナー部地域でロシアへの「編入」に関す る「住民投票」と称する行為を実施(27日まで)
- 25 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 イタリア上下院総選挙(9月)で右派「イタリア の同胞」(FDI)が第1党になる
- 27 ムハンマド・サウジアラビア皇太子殿下が首相に
- 28 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射
- 29 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射 米国政府が太平洋島嶼国との関係強化を目指す国 家戦略を発表 クウェート国民議会選挙
- 30 プーチン・ロシア大統領は、ウクライナの一部地 域の「編入」を発表 ブルキナファソ国軍の一部兵士が、今年1月から 同国内で権力を掌握していたダミバ中佐を退陣さ せたと発表

10月

4 日米首脳電話会談 日米外相電話会談 日韓外相電話会談

日本政府は、前月26日の在ウラジオストク総領事 館領事への国外退去の要請に対する相応の措置とし て、在札幌ロシア総領事官領事1人に対して「ペル ソナ・ノン・グラーターを通告し、国外退去を要請

- 1 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射 サンマリノ大評議会議員の互選で選出されたベル ティ氏及びチャヴァッタ氏が執政に就任
- 2 ゼレンスキー・ウクライナ大統領が東部ドネツク 州リマンのロシア軍からの奪還を発表
- 4 北朝鮮が日本上空を通過する形で弾道ミサイルを 1発発射

- 5 キーウの在ウクライナ日本国大使館の再開
- 6 日韓首脳電話会談
- 8 林外務大臣がシンガポール及びマレーシアを訪問 (9日まで)
- 11 G7首脳テレビ会議

水際措置を大幅に緩和し、個人旅行の解禁、査証 免除措置の適用再開、有症状者を除く全ての帰国 者・入国者について入国時検査及び入国後待機等 の撤廃などの措置を開始

- 14 林外務大臣が「2022年世界食料デーイベント 誰一人取り残さない。より良い生産、より良い栄 養、より良い環境、より良い生活」にビデオメッ セージを発出
- 20 円相場が一時1ドル150円台前半まで下落
- 21 岸田総理大臣がオーストラリアを訪問(22日まで) 日・スリランカ外相電話会談 9月の消費者物価指数が前年同月比で3%上昇。 1991年以来31年ぶりの上昇率となる
- 22 林外務大臣が「第62回海外日系人大会」において ビデオメッセージを発出
- 25 岸田総理大臣が「ウクライナ復興・再建・近代化 に関する国際専門家会議」にビデオメッセージを 発出 林外務大臣が日・EUハイレベル経済対話(オンラ イン形式)に出席

国際関係

- 5 石油輸出国機構 (OPEC) プラスは、世界的な景 気減速への懸念から、11月以降の原油の生産量を 1日当たり200万バレル減産することを決定
- 6 欧州政治共同体 (EPC) 初会合がチェコ・プラハ 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射
- 8 クリミア半島とロシア本土を結ぶ大橋で爆発事案
- 9 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射
- 10 ロシアによるウクライナ各地へのミサイル等によ る攻撃。以降、ウクライナ各地のインフラ施設等 に対するミサイル・無人機による攻撃が断続的に 発生
- 11 米航空宇宙局がプラネタリーディフェンス(地球 防衛) を目的とした探査機の衝突による小惑星の 軌道変化に史上初成功 レバノンとイスラエルが、海洋境界画定に関する 原則合意に至ったと発表
- 12 バイデン米国大統領が「国家安全保障戦略 (NSS)」 を公表 国連総会緊急特別会合において、ウクライナの領 土一体性と国連憲章の原則の擁護に関する決議が 採択
- 13 NATO加盟国とフィンランドが防空体制強化を目 的としたミサイルなどの兵器を共同調達すること
- 14 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射
- 16 第20回中国共産党大会が開幕
- 18 スウェーデン総選挙 (9月) で選出されたウルフ・ クリステション氏が新首相に就任
- 20 トラス英国首相が辞任表明
- 21 マッタレッラ・イタリア大統領が上下院総選挙 (9) 月)で第1党となった「イタリアの同胞」のメロー 二党首を次期首相候補に指名し、同氏が受諾。翌 22日、イタリア初の女性首相に就任 ブルキナファソのトラオレ大尉が暫定大統領に就任
- 22 第20回中国共産党大会が閉幕
- 23 習近平氏が中国共産党第20期中央委員会第1回全 体会議(1中全会)において総書記に就任(3期目)
- 24 英国与党・保守党の党首選でリシ・スナク元財務 相が新党首に選出され、翌25日に英国首相に就任

日本	口士即	1亿	国際問	1亿
を含む (国家的商银館 (NDS) を公表 (これを 受け、	口中区	9 I水		
部分の動局について、大統領が設定した30万人という目標を達成したと報告 29 特国・映楽院にてハロウィーンに際して集まった 市民の館跡事故が発生、日本人2人を含む159人が死亡、多数が負傷 ソアリンア首部モガディシュでイスラム過激派組織 アルシャパープの関与が襲われるテロが発生。約 100人が死亡、約300人が負債 30 ブラジル大統領選でポルソナーロ大統領を怪差で破りルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ元大統領が当選 インド西部グジャラート州モルビで極が削落141人が死亡 アウン・レパノン大統領が任期満了により退任(後任は未選出) 31 国連総会の第1委員会(軍船)は核兵犯廃総決議案を核兵犯国の米英仏を含む139か国の賛成多数で採択 11月 2 林外務大臣がG7外相会合のためドイツを訪問(5日まで)日伊首脳電話会談 3 日韓外相電記会談 3 日韓外相電記会談 3 反阪府デキャロのカーン・パキスタン前首相が銃撃され負傷。北朝鮮が到達ミサイルを少なくとも3発発射 4 日英首脳電話会談 4 日英首脳電話会談 5 原政府美力が停戦合意・北朝鮮が関連ミサイルの可能性があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも6発発射 5 原政府美力が停戦合意・北朝鮮が出途ニサイルの可能性があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも6発発射 5 日連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで)世界金乗機関(WMMの)は2015年から2022年までの8年が範測開始以来最も世界の平均気温は延業革命部より約1.15度高くなるという見速しを発表を表すの投票開始 9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短船や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条計画」を発表したが応援機能が発達とサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短船や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条計画」を発表している発生拡大に伴			27	を含む「国家防衛戦略 (NDS)」を公表 (これを受け、林外務大臣談話を発出) イラク議会がスダニ首相を首班とする内閣を承認。 1年ぶりの正式な政権発足 地中海の天然ガス田を巡り対立していたイスラエル・レバノン間で地中海の海洋境界画定について正式に合意 欧州議会は欧州連合加盟国との間で、ハイブリッド車を含むガソリン車の新車販売を2035年から事実上禁止する方針で合意したと発表台風22号 (フィリピン名「パエン」) がフィリピ
市民の雑踏事故が発生、日本人2人を含む159人が死亡、多数が負集 フマリア首都モガディシュでイスラム過激派組織アルシャパープの関与が疑われるテロが発生。約 100人が死亡、約 300人が負傷 30 プラジル大統領護でボルシナーロ大統領を僅差で 破りルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ元大 統領が当選 インド西部グジャラート州モルビで橋が崩落 141人が死亡 アウン・ルパノン大統領が任期満了により退任 (後 任は末選出) 31 国連総会の第1委員会 (軍総) は核兵器廃絶決議 案を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数 変を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数 変を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数 変を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数 で採択 31 国連総会の第1委員会 (軍総) は核兵器廃絶決議 案を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数 で採択 4 日英首脳電話会談 2 エチオピアで約2年戦闘が続いたアピー政権と北部反政府勢力が停戦合憲 北朝鮮が呼適ミサイルの可能性があるものを含め 弾道ミサイルを少なくとも3発発射 5 収納所予定中のカーン・パキスタン前首相が銃撃 され負傷 北朝鮮が日と日本を公が、2022年があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも6発発射 5 世界気象機関 (WMO) は 2015年から 2022年までの8年が経規開始以来最も世界の平均気温は産業産命前より約1.15度高くなるという見通しを発表 ※ 国中間選挙の投票開始 3 収納解析等を定めた 「二十条程面」を発表 (しかし、その後も各地において感染拡大に伴	28	日・インドネシア首脳電話会談	28	部分的動員について、大統領が設定した30万人と
破りルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ元大 統領が当選 インド西部グジャラート州モルビで橋が崩落 141 人が死亡 アウン・レバンン大統領が任期満了により退任(後 任は末選出) 31 国連総会の第1 委員会(軍縮)は核兵器廃絶決議 案を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数 で採択 2 林外務大臣がG7外相会合のためドイツを訪問(5 日まで) 日伊首脳電話会談 2 エチオピアで約2年戦闘が続いたアビー政権と北 部反政府勢力が停戦合意 北朝鮮が弾道ミサイルの可能性があるものを含め 弾道ミサイルを少なくとも3発発射 3 反政府デモ中のカーン・パキスタン前首相が銃撃 され負傷 北朝鮮が16M級弾道ミサイルの可能性があるも のを含め弾道ミサイルを少なくとも6発発射 4 日英首脳電話会談 6 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27) がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで) 世界気象機関(WMO)は2015年から2022年ま での8年が観測開始以来最も世界の平均気温は産 業革命前より約1.15度高くなるという見通しを発表 8 日・インドネシア外相電話会談 8 米国中間選挙の投票開始 9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの原離期間の短縮や過度 な防疫措置の知料等を定めた「二十条措置」を発表 とりかし、40後も各地において感染拡大に伴			29	市民の雑踏事故が発生、日本人2人を含む159人が死亡、多数が負傷 ソマリア首都モガディシュでイスラム過激派組織 アルシャバーブの関与が疑われるテロが発生。約
国連総会の第1委員会(軍縮)は核兵器廃絶決議案を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数で採択			30	破りルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ元大 統領が当選 インド西部グジャラート州モルビで橋が崩落141 人が死亡
2 林外務大臣がG7外相会合のためドイツを訪問(5日まで)日伊首脳電話会談 2 エチオピアで約2年戦闘が続いたアビー政権と北部反政府勢力が停戦合意北朝鮮が弾道ミサイルの可能性があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも3発発射 3 日韓外相電話会談G7外相会談(4日まで) 3 反政府デモ中のカーン・パキスタン前首相が銃撃され負傷北朝鮮が「CBM級弾道ミサイルの可能性があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも6発発射 4 日英首脳電話会談 6 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで)世界気象機関(WMO)は2015年から2022年までの8年が観測開始以来最も世界の平均気温が高い8年になると分析、2022年の世界の平均気温は産業革命前より約1.15度高くなるという見通しを発表 8 日・インドネシア外相電話会談 8 米国中間選挙の投票開始 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴			31	国連総会の第1委員会(軍縮)は核兵器廃絶決議 案を核兵器国の米英仏を含む139か国の賛成多数
日まで) 日伊首脳電話会談 日韓外相電話会談 日韓外相電話会談 G7 外相会談 (4日まで) 3 反政府デモ中のカーン・パキスタン前首相が銃撃され負傷 北朝鮮がICBM 級弾道ミサイルの可能性があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも3発発射 4 日英首脳電話会談 6 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで) 世界気象機関(WMO)は2015年から2022年までの8年が観測開始以来最も世界の平均気温が高い8年になると分析、2022年の世界の平均気温は産業革命前より約1.15度高くなるという見通しを発表 8 日・インドネシア外相電話会談 8 米国中間選挙の投票開始 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴	11月			
マれ負傷 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルの可能性があるものを含め弾道ミサイルを少なくとも6発発射 4 日英首脳電話会談 6 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで)世界気象機関(WMO)は2015年から2022年までの8年が観測開始以来最も世界の平均気温が高い8年になると分析、2022年の世界の平均気温は産業革命前より約1.15度高くなるという見通しを発表8 日・インドネシア外相電話会談 8 米国中間選挙の投票開始 9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴	2	日まで)	2	部反政府勢力が停戦合意 北朝鮮が弾道ミサイルの可能性があるものを含め
6 国連気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27) がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで) 世界気象機関(WMO)は2015年から2022年までの8年が観測開始以来最も世界の平均気温が高い8年になると分析、2022年の世界の平均気温は産業革命前より約1.15度高くなるという見通しを発表8 米国中間選挙の投票開始9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴	3		3	され負傷 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルの可能性があるも
がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで) 世界気象機関(WMO)は2015年から2022年までの8年が観測開始以来最も世界の平均気温が高い8年になると分析、2022年の世界の平均気温は産業革命前より約1.15度高くなるという見通しを発表8 米国中間選挙の投票開始9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴	4	日英首脳電話会談		
9 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射 10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度 な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発 表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴			6	がエジプト・シャルムエルシャイクで開幕(20日まで) 世界気象機関(WMO)は2015年から2022年までの8年が観測開始以来最も世界の平均気温が高い8年になると分析、2022年の世界の平均気温は産
10 中国政府は、新型コロナの隔離期間の短縮や過度 な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発 表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴	8	日・インドネシア外相電話会談	8	米国中間選挙の投票開始
な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発 表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴			9	北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射
			10	な防疫措置の抑制等を定めた「二十条措置」を発 表(しかし、その後も各地において感染拡大に伴

- 12 岸田総理大臣がASEAN関連首脳会議、G20バリ・ サミット及びAPEC首脳会議に参加のためカンボ ジア、インドネシア及びタイを訪問(19日まで) 岸田総理大臣がASEAN+3(日中韓)首脳会議及 び日ASEAN首脳会議に出席
- 13 岸田総理大臣と尹韓国大統領との間で日韓首脳会 談を実施
- 14 日・アルゼンチン外相電話会談 林外務大臣が日・リトアニア友好100周年記念行 事においてビデオメッセージを発出

- 16 林外務大臣がAPEC閣僚会議出席のためタイを訪 問 (18日まで)
- 17 岸田総理大臣と習近平中国国家主席との間で日中 首脳会談を実施
- 18 日韓外相電話会談

- 23 林外務大臣が「第5回日印インド太平洋フォーラ ム」にビデオメッセージを発出
- 24 林外務大臣が「太平洋同盟関連会合」にビデオメッ セージを発出

国際関係

- 11 ASEANが東ティモールの加盟を認めることで原則
 - ロシア側はウクライナ南部ヘルソン州一部地域か ら撤退
- 13 イスタンブール中心部で爆弾事件、6人が死亡、 81人が重軽傷を負う 9月にイラン・テヘランで発生したイスラム教徒 女性のスカーフ着用を巡ってデモ参加者の1人に 初の死刑判決
- 14 国連総会緊急特別会合において、ウクライナへの侵 略に対する救済と賠償の推進に関する決議が採択 インドネシア・バリ島において3年5か月ぶりに 米中首脳会談開催
- 15 ロシア製ミサイルがウクライナと隣接するポーラ ンド国内に着弾し2人死亡。これを受け、翌16日、 G7・NATO首脳が緊急会合 インドネシア・バリG20サミットが開幕(16日 まで) 国連人口基金 (UNFPA) は世界の総人口が推計 80億人を突破したと発表
- 17 北朝鮮が弾道ミサイルを1発発射
- 18 北朝鮮がICBM級弾道ミサイルを1発発射し、日 本のEEZ内に落下 APEC首脳会議(19日まで)
- 20 COP27が「シャルム・エル・シェイク実施計画」 を採択し閉幕 カザフスタンで行われた前倒し大統領選挙で現職 のトカエフ大統領が再選 2022FIFAワールドカップ・カタール大会開催 (12月18日まで)
- 21 インドネシア・チアンジュールでM5.6の地震が 発生し、600人超が死亡
- 24 19日のマレーシア総選挙選で第1党になった希望 連盟のアンワル党首が首相に就任
- 26 マケイ・ベラルーシ外相が死去 台湾の統一地方選挙で与党民進党が大敗し、蔡英 文総統が同党主席を辞任 中国国内における厳格な防疫態勢「ゼロコロナ」 政策に対するデモが上海で発生。同様のデモは各 都市に広がり、27日から28日にかけて北京でも 異例の大規模デモが発生
- 27 世界最大の活火山である米国ハワイのキラウエア 火山が1984年ぶりに噴火 カナダが同国初となるインド太平洋戦略を発表

30 林外務大臣が「G7+外相会合」にビデオメッセー

第17回ユネスコ 無形文化遺産保護条約政府間委 員会において「風流踊」を無形文化遺産に登録す ることを決定

国際関係

12月

3 国際女性会議 WAW! (WAW! 2022) 開催 (東京)

6 林外務大臣がカオ・キムホン次期 ASEAN 事務総 長と会談

- 9 日英伊3か国首相による次期戦闘機共同開発の公表
- 10「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議第1回 会合の開催 (広島)
- 13 G7首脳テレビ会議 岸田総理大臣がミシュアル・クウェート皇太子殿 下と電話会談

16 新たな国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力 整備計画を策定

- 4 インドネシア・ジャワ島のスメル山が大規模な噴 火、約2,500人が避難 ヘルツォグ・イスラエル大統領が2020年に国交 正常化したバーレーンを初訪問しハマド・バーレー ン国王陛下と会談 シリア南部スワイダで反アサド政権デモが発生
- 5 2021年10月にクーデターにより軍が実権を握っ たスーダンで、軍と民主派勢力が民政移行の枠組 み (期間は2年) に合意 G7及びオーストラリアが石油プライスキャップ制 度を導入 ロシア国防省はウクライナ側がロシア国内の軍用 飛行場に無人機による攻撃を試みたと発表(以降 も類似の事案発生)
- 6 アルゼンチンの裁判所が、2007年から2015年の 大統領在任中に公共工事に係わる不正行為があっ たとしフェルナンデス副大統領に禁固6年と公職 永久追放の判決を下す
- 7 中国政府は新型コロナに関する国内の防疫措置の 更なる適正化・実施に関する通知を発表 ドイツ連邦警察庁が国家転覆を狙うテロ組織の構 成員ら25人を逮捕 ペルー議会がカスティージョ大統領の弾劾を可決。 ボルアルテ副大統領が大統領に昇格
- 8 習近平中国国家主席がサウジアラビアを訪問 国連総会本会議において、日本が提出した「核兵 器廃絶決議案」が147か国の支持を得て採択
- 10 ウクライナの人権団体「市民自由センター (CCL)」、 ロシアの人権団体「メモリアル」及びベラルーシの 人権活動家ビャリャツキ氏がノーベル平和賞受賞 バングラデシュ首都ダッカで議会の解散とハシナ 首相辞任を求める大規模なデモが発生
- 14 EU・ASEAN首脳会議において、2027年までに ASEANのインフラ整備に100億ユーロの投資を 表明 9月にイランで起きたヒジャブ着用に関する事件 とデモを受け、国連経済社会理事会はイランを国
- 15 第77回国連総会本会議において、北朝鮮人権状況 決議を18年連続で採択

連女性地位委員会から追放する決議を採択

- 16 IEAが2022年の世界の石炭利用が過去最多の80 億2.500万トンとなる見通しを発表
- 17 2020年6月発足のアイルランド連立政権による 2022年末の首相交代の公約に基づき、同国議会 がヴァラッカー副首相を首相に選任

日本関係

- 20 林外務大臣がインド太平洋経済枠組み (IPEF) オン ライン閣僚級会合に出席 日・スウェーデン外相電話会談
- 22 林外務大臣がG7外相会合(オンライン形式)に 出席
 - 日・マレーシア外相電話会談
- 24 林外務大臣が「中央アジア+日本」対話・第9回 外相会合に出席 (東京)

国際関係

- 18 北朝鮮が弾道ミサイルを2発発射
- 19 ルッテ・オランダ首相が、スリナムやインドネシ アにおける約150年前の奴隷制を「人類に対する 犯罪」として公式に謝罪 生物多様性条約第15回締約国会議第二部において 生物多様性に関する新たな世界目標となる「昆明・ モントリオール生物多様性枠組」を採択
- 20 アフガニスタンにおいて、タリバーンが女子高等 教育を停止
- 21 ゼレンスキー・ウクライナ大統領が米国訪問。ロ シアによる侵略開始後初の外国訪問 米国に歴史的寒波が到来。少なくとも60人超が死 亡(31日時点)
- 23 北朝鮮が弾道ミサイルを少なくとも1発発射 米国で国防授権法成立、国防予算が過去最高の 8,580億ドル
- 24 アフガニスタンにおいて、タリバーンが国内・国 際NGOにおける女性の勤務を停止
- 26 コソボとの緊張激化を受け、ブチッチ・セルビア 大統領が軍に最高の戦闘準備態勢を命令 中国衛生当局は2023年1月8日から新型コロナ の感染症指定を引き下げるとの通知を発表 断続的に発生してきたコソボとの緊張激化を受け、 ブチッチ・セルビア大統領が軍に最高警戒態勢を 発令(28日に解除) 第2回ネパール連邦下院選挙(11月)の結果、プ シュパ・カマル・ダハル氏が首相に就任
- 27 2020年10月に懲役17年の実刑判決が下された 李明博元韓国大統領の特別赦免(恩赦に相当)が
- 29 イスラエル総選挙(11月)の結果、ネタニヤフ氏 が首相に就任
- 30 パンカム・ラオス首相が国民議会の閉会式で辞意 を表明、ソーンサイ副首相が新首相に就任 ミャンマー国軍によって拘束中のアウン・サン・ スー・チー氏に対する判決が出そろう。刑期は計 33年となる 中露首脳会談(オンライン形式)
- 31 ベネディクト16世名誉教皇台下が崩御 北朝鮮が弾道ミサイルを3発発射

要人往来

(2022年1月1日-12月31日)

〈記載対象と留意点〉

- 1. 対象期間は2022年1月1日から同年12月31日まで
- 2. 日本の要人の往訪については、皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官、総理特使、特派 大使による外国訪問を記載
- 3. 各国・機関の要人の来訪は、原則として各国の国家元首、国王、首相、国会議長、外相/外相より上位の閣僚又は国際機 関の長の来日であり、
 - (1) 日本の外務大臣又は外務大臣以上の要人と会談などがあったもの、又は
 - (2) 日本で開催された国際会議出席が目的であったものを記載

要人名

4. 日本の要人が国際会議出席の機会に第三国要人と会談を行ったものは、会議開催国への往訪における往来目的・主要日程 の欄に記載

期間

往来目的・主要日程

5. 要人の肩書は当時のもの

国・地域名 往/来

6. 期間はいずれも現地における滞在期間

四、地域也	1工/ 不	安八石	州间		[
(1) アジア・	大洋	州			
インド	往	岸田総理大臣	3/19-3/20	3/19 3/19	モディ首相と会談 「日印経済フォーラム〜日印国交樹立70周年記 念〜」出席
	来	モディ首相	5/23-5/24	5/24 5/24	日米豪印首脳会合出席 岸田総理大臣と会談
	来	ジャイシャンカル外相	5/23-5/24	モディ首 5/24	自相に同行 林外務大臣と懇談
	来	ジャイシャンカル外相	9/8-9/9	9/8 9/8 9/9	第2回日印外務・防衛閣僚会合(「2+2」)出席 第14回日印外相間戦略対話出席 岸田総理大臣を表敬
	来	モディ首相	9/27		里大臣と会談 当三国葬儀参列
インドネシア	往	萩生田経済産業大臣	1/9-1/11	1/10 1/10 1/10 1/10 1/11 1/11	アリフィン・エネルギー鉱物資源相と会談 ルトフィ商業相と会談 アグス工業相と会談 リム東南アジア諸国連合(ASEAN)事務総長 と会談 ルフット海洋・投資担当調整相と会談 アイルランガ経済担当調整相と会談
	往	岸田総理大臣	4/29-4/30	4/29 4/30 4/30	ジョコ大統領と会談 インドネシア人元日本留学生などと意見交換 カリバタ英雄墓地に献花
	往	林外務大臣	7/7-7/8	7/7-8 7/7 7/7 7/7 7/8 7/8 7/8 7/8	G20外相会合出席 カフィエロ・アルゼンチン外務・通商・宗教相と会談 フックストラ・オランダ副首相兼外相と会談 ウォン・オーストラリア外相と会談 パンドール・南アフリカ国際関係・協力相と会談 日米韓外相会合出席 ルトノ外相と会談 アルバレス・スペイン外務・EU・協力相と会談
	往	鈴木財務大臣	7/14-7/16	7/14 7/14 7/14 7/15-1 7/15	G20/OECD コーポレートガバナンス・フォーラム出席 アジア・イニシアティブ宣言署名式出席 G20 Symposium on Tax and Development 出席 6 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議出席 チャーマーズ・オーストラリア財務相と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間	往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
	来	ジョコ大統領及び同令夫 人	7/27	実務訪問賓客 岸田総理大臣と会談 天皇皇后両陛下が御会見
	往	西村環境大臣	8/30-8/31	8/30 ルフット海洋・投資担当調整相と会談 8/30 ヤーダブ・インド環境森林気候変動相と会談 8/30 シティ環境林業相と会談 8/31 G20環境・気候大臣会合出席 8/31 ケリー米国大統領気候特使と会談
	往	髙木外務大臣政務官	9/1-9/3	9/2 G20エネルギー移行大臣会合出席 9/2 ビロル国際エネルギー機関 (IEA) 事務局長と会談 9/2 アル=ガイス石油輸出国機構 (OPEC) 事務局長と会談 9/2 ラ・カメラ国際再生可能エネルギー機関 (IRENA) 事務局長と会談 9/2 マクモニグル国際エネルギー・フォーラム (IEF) 事務局長と会談
	往	西村経済産業大臣	9/1-9/3	9/2 ターク米国エネルギー省副長官と会談 9/2 G20エネルギー移行大臣会合出席 9/2 ルフット海洋・投資担当調整相と会談 9/2 ボーエン・オーストラリア気候変動・エネルギー相と会談 9/2 アリフィン・エネルギー鉱物資源相と会談 9/2 ティマーマンス欧州委員会筆頭上級副委員長と会談 9/3 タン・シンガポール第二貿易産業相兼人材開発相と会談 9/3 シムソン欧州委員 (エネルギー担当)と会談 9/3 リム ASEAN 事務総長と会談 9/3 アイルランガ経済担当調整相と会談 9/3 アグス工業相と会談
	往	武井外務副大臣	9/7-9/9	9/7-9 G20開発大臣会合出席 9/8 モノアルファ国家開発企画庁長官と会談 9/8 ザカロプル・フランス欧州外相付開発・仏語 圏・国際連携担当長官と会談 9/8 セレーニ・イタリア副外務・国際協力相と会談
	往	加藤厚生労働大臣	9/12-9/14	9/13-14 G20労働雇用大臣会合出席 9/14 ファウジヤ労働相と会談 9/14 クラメ・ドイツ労働社会省政務次官と会談 9/14 ライダー国際労働機関(ILO)事務局長と会談
	往	髙木外務大臣政務官	9/22-9/23	9/22-23 G20貿易・投資・産業大臣会合出席 9/22 コヤ・フィジー商業・貿易・観光・運輸相と会談 9/22 トゥズチュ・トルコ副貿易相と会談 9/22 ハミルトン国際貿易センター (ITC) 事務局長 と会談 9/23 ドゥドリッジ英国国際貿易相と会談
	来	マルフ・アミン副大統領 及び同令夫人	9/25-9/28	9/26 岸田総理大臣を表敬 9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	往	岸田総理大臣	11/13-11/17	 11/14 ジョコ大統領と会談 11/14 フォン・デア・ライエン欧州委員長と会談 11/14 カガメ・ルワンダ大統領と会談 11/15-16 G20バリ・サミット出席 11/15 グローバル・インフラ投資パートナーシップに関するサイドイベント出席 11/15 マクロン・フランス大統領と意見交換 11/16 NATO/G7首脳緊急会合出席 11/16 ショルツ・ドイツ首相と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
オーストラリア	往	林外務大臣	2/11-2/12	2/11 2/11 2/11 2/11 2/12	ブリンケン米国国務長官と会談 モリソン首相を表敬 ジャイシャンカル・インド外相と会談 第4回日米豪印外相会合出席 ペイン外相と会談
	来	アルバニージー首相	5/23-5/24	5/24 5/24	日米豪印首脳会合出席 岸田総理大臣と会談
	来	ウォン外相	5/23-5/24	アルバニ 5/24	ニージー首相に同行 林外務大臣と懇談
	往	萩生田経済産業大臣	7/13-7/14	7/13 7/13 7/13 7/13 7/13 7/13 7/13	日米豪印エネルギー大臣会合出席 シドニー・エネルギーフォーラム出席 グランホルム米国エネルギー長官と会談 ボーエン気候変動・エネルギー相と会談 キング資源相と会談 シン・インド電力・新・再生可能エネルギー相 と会談 アリフィン・インドネシア・エネルギー鉱物資 源相と会談
	往	金子総務大臣	7/14-7/16	7/14 7/15	オニール内務相と会談 ローランド・インフラ・運輸・地域開発・通 信・芸術相と会談
	来	アルバニージー首相	9/26-9/27	9/27 9/27	岸田総理大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
	往	岸田総理大臣	10/21-10/22	10/22	アルバニージー首相と会談
	来	ウォン外相	12/8-12/10	12/9 12/9 12/9	岸田総理大臣を表敬 林外務大臣と会談 第10回日豪外務・防衛閣僚協議(「2+2」)出席
	来	マールズ副首相兼国防相	12/8-12/10	12/9 12/9	岸田総理大臣を表敬 第10回日豪「2 + 2」出席
韓国	往	林外務大臣 (総理特使)	5/9-5/10	5/10 5/10	尹錫悦大統領就任式出席 尹錫悦大統領を表敬
	来	朴振外交部長官	7/18-7/20	7/18 7/19	林外務大臣と会談 岸田総理大臣を表敬
	来	韓悳洙国務総理	9/27-9/28	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 岸田総理大臣を表敬
カンボジア	往	岸田総理大臣	3/20-3/21	3/20 3/20	プノンペン都内慰霊碑に献花 フン・セン首相と会談
	来	フン・セン首相	4/22-4/24	4/23 4/23	第4回アジア・太平洋水サミット出席 岸田総理大臣と会談
	往	岸防衛大臣	6/21-6/22	6/21 6/21 6/21 6/21 6/22 6/22	ティア・バニュ副首相兼国防相と会談 プラボウォ・インドネシア国防相と会談 ハルビ・ブルネイ首相府相と会談 ザン・ベトナム国防相と会談 第7回日・ASEAN防衛担当大臣会合出席 フン・セン首相を表敬

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
	往		8/3-8/6	8/4	プラック・ソコン外務国際協力相と会談
				8/4	サブリー・スリランカ外相と会談
				8/4	日・ASEAN外相会議出席
				8/4	ソン・ベトナム外相と会談
				8/4	第23回ASEAN+3(日中韓)外相会議出席
				8/4	カオ・キムホン首相補佐特命相(次期ASEAN
					事務総長)と会談
				8/4	朴振韓国外交部長官と会談
				8/4	ザルダリ・パキスタン外相と会談
				8/4	日米豪閣僚級戦略対話(TSD)出席
				8/5	第12回東アジア首脳会議 (EAS) 参加国外相 会議出席
				8/5	マグノ東ティモール外務・協力相と会談
				8/5	リムASEAN事務総長と会談
				8/5	エルワン・ブルネイ第二外相と会談
				8/5	第29回ASEAN地域フォーラム(ARF)閣僚 会合出席
				8/6	故中田厚仁氏及び故高田晴行警視慰霊碑に献花
				8/6	フン・セン首相を表敬
				8/6	円借款「シハヌークビル港新コンテナターミナル
				0.16	拡張計画(第一期)」に関する交換公文の署名
				8/6	サルムサイ・ラオス副首相兼外相と会談
				8/6 8/6	日系企業関係者と懇談 プレ日・ASEAN友好協力50周年セミナー出席
	/>		0/17/10		
	往 	西村経済産業大臣	9/17-18	9/17	第10回東アジアサミット経済大臣会合出席 第1回地域的な包括的経済連携 (RCEP) 閣僚 会合出席
				9/18	パン・ソラサック商業相と会談
				9/18	第28回日·ASEAN経済大臣会合出席
	来	フン・セン首相	9/26-9/28	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 岸田総理大臣と会談
	往	岸田総理大臣	11/12-11/13	11/12	第25回ASEAN+3(日中韓)首脳会議出席
				11/12	第25回日・ASEAN首脳会議出席
				11/12	フン・セン首相と会談
				11/12	
					資金協力4件に関する書簡の交換
					第2回ASEANグローバル対話出席
					チン・ベトナム首相と会談
					第17回東アジア首脳会議(EAS)出席
					バイデン米国大統領と会談
					日米韓首脳会合出席 予錫悦韓国大統領と会談
	<u></u>	カオ・セルボン芦担港生	12/6		ア 物に特国人利限と云談 こと会談
	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	カオ・キムホン首相補佐 特命大臣(次期 ASEAN 事務総長)	12/0	11年21年3月27	
 シンガポール	往		1/11-1/12	1/12	ガン・キムヨン貿易産業相と会談
	<u></u> 往		5/6-5/7	5/7	エイミー・コー持続可能性・環境運輸担当上級
	'-		2. 3 3. ,		国務相と会談
				5/7	輸出支援プラットフォーム立ち上げ式出席
	来	リー・シェンロン首相	5/24-5/27	5/26 5/26	第27回国際交流会議「アジアの未来」出席 岸田総理大臣と会談
	来	ビビアン・バラクリシュ ナン外相	5/25-5/27	リー・シ 5/25	/ェンロン首相に同行 林外務大臣と会談
	往	岸田総理大臣	6/10-6/11	6/10	第19回 IISSアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)出席
				6/11	リー・シェンロン首相と会談
				6/11	ハリマ・ヤコブ大統領と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間	往来目的・主要日程
	往	岸防衛大臣	6/10-6/12	6/10-12 第19回 シャングリラ・ダイアローグ出席 6/11 日米韓防衛相会談出席 6/11 日米豪防衛相会談出席 6/11 アナンド・カナダ国防相と会談 6/11 ウン・エンヘン国防相と会談 6/12 セルイラトゥ・フィジー防衛・国家安全保障・ 警察相と会談 6/12 マールズ・オーストラリア副首相兼国防相と会談 6/12 ヘナレ・ニュージーランド国防相と会談 6/12 魏鳳和中国国防部長と会談
	往	金子総務大臣	7/13-7/14	7/13 ジャニル・プトゥチェリ上級国務相と意見交換 7/13 テオ情報通信相と会談
	来	リー・シェンロン首相及 び同令夫人	9/26-9/27	9/27 岸田総理大臣と会談 9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	往	林外務大臣	10/8	リー・シェンロン首相を表敬 ビビアン・バラクリシュナン外相と会談
	往	山際経済再生担当大臣兼 スタートアップ担当大臣	10/8-10/9	10/8 第6回TPP委員会出席 10/8 エアーズ・オーストラリア貿易・製造閣外相と会談 10/8 アミン・ブルネイ首相府相兼第二財務・経済相と会談 10/8 イン・カナダ国際貿易相と会談 10/8 オコナー・ニュージーランド貿易・輸出振興担当相と会談 10/8 ガン・キムヨン貿易産業相と会談
	往	西村経済産業大臣	11/15	ガン・キムヨン貿易産業相と会談 ゴー・チョクトン元首相と会談 タン・シーレン第二貿易産業相と会談
スリランカ	来	ウィクラマシンハ大統領	9/26-9/28	9/27林外務大臣による表敬9/27故安倍晋三国葬儀参列9/28岸田総理大臣と会談9/28天皇陛下が御会見
ソロモン	往	上杉外務大臣政務官	4/25-4/27	4/26 ソガバレ首相を表敬 4/26 マネレ外務貿易相を表敬
91	往	萩生田経済産業大臣	1/12-1/13	1/13 プラユット首相を表敬1/13 スパッタナポン副首相兼エネルギー相と会談1/13 ドーン副首相兼外相と会談1/13 アネーク高等教育・科学・研究・イノベーション相と会談1/13 スリヤ工業相と会談
	往	岸田総理大臣	5/1-5/2	5/2 タイ財界人と意見交換5/2 キングモンクット工科大学ラカバン校高等専門学校視察5/2 バンコク日本人商工会幹部と意見交換5/2 プラユット首相兼国防相と会談
	往	金子農林水産大臣	5/4-5/6	5/5 シーオン農業協同組合相と会談 5/5 輸出支援プラットフォーム立ち上げ式出席
	往	三宅外務大臣政務官	5/20-5/23	5/21-22 APEC貿易担当大臣会合出席 5/23 第78回国連アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP) 総会閣僚級会合出席

国・地域名	往/来	要人名	期間	往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
	往	萩生田経済産業大臣	5/21-5/22	 5/20 スパッタナポン副首相兼エネルギー相と会談 5/21-22 APEC貿易担当大臣会合出席 5/21 ガン・キムヨン・シンガポール貿易産業相と会談 5/21 ルトフィ・インドネシア商業相と会談 5/21 リム ASEAN事務総長と会談 5/21 チュリン副首相兼商務相と会談 5/21 イン・カナダ国際貿易・輸出促進・小規模ビジネス・経済開発担当相と会談 5/22 アミン・ブルネイ首相府大臣兼第二財務・経済相と会談
	来	プラユット首相兼国防相	5/26-5/27	5/26 第27回国際交流会議「アジアの未来」出席 5/26 岸田総理大臣と会談
	往	古川法務大臣	6/26-6/28	6/27 ダグラス国連薬物・犯罪事務所(UNODC)/バンコク事務所長と会談 6/27 ソムサック法務相と会談
	往	小倉内閣府特命担当大臣	9/6-9/8	9/7 APEC「女性と経済フォーラム閣僚会合」出席 9/7 クライルーク社会開発・人間安全保障担当相と 会談
	往	西村経済産業大臣	9/18	スパッタナポン副首相兼エネルギー相と会談
	来	ドーン副首相兼外相	9/26-9/28	9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	 往	西村経済産業大臣	11/15-11/17	 11/16 スリヤ工業相と会談 11/16 スパッタナポン副首相兼エネルギー相と会談 11/16 チュリン副首相兼商務相と会談 11/16 リム ASEAN 事務総長と会談 11/17 APEC閣僚会議出席 11/17 タイ米国通商代表と会談 11/17 オコナー・ニュージーランド貿易・輸出振興相と会談 11/17 パスクアル・フィリピン貿易産業相と会談
	往	林外務大臣	11/16-11/18	11/17 マル・パプアニューギニア国際貿易投資相と会談11/16 トカチェンコ・パプアニューギニア外相と会談11/17 APEC閣僚会議出席11/17 ドーン副首相兼外相と会談11/17 ソン・ベトナム外相と会談
	往	岸田総理大臣	11/17-11/19	11/17プラユット首相兼国防相と会談11/17ボリッチ・チリ大統領と会談11/17習近平中国国家主席と会談11/18-19APEC首脳会議出席11/18北朝鮮の弾道ミサイル発射を受けた有志国首脳級緊急会合出席11/18ワチラロンコン国王王妃両陛下を拝謁11/18APEC首脳とAPECビジネス諮問委員会(ABAC)との対話出席
ツバル	来	ナタノ首相	4/21-4/25	4/23-24 第4回アジア・太平洋水サミット出席 4/23 岸田総理大臣と会談
ニュージーランド	来	アーダーン首相	4/20-4/23	4/21 岸田総理大臣と会談
ネパール	往	武井外務副大臣	11/20-11/21	11/20-21 ネパール第二回連邦下院・州議会選挙監視 活動を実施11/20 ティミルシナ上院議長を表敬11/21 バンダリ大統領を表敬
パキスタン	往	本田外務大臣政務官	8/2-8/3	8/2 カル外務担当国務相と会談 8/3 シャリフ首相を表敬 8/3 マフムード外務次官と会談
パプアニューギ ニア	来	マラペ首相	9/26-9/27	9/27 岸田総理大臣と会談 9/27 故安倍晋三国葬儀参列

国・地域名	往/来	要人名	期間		往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
パラオ	往	林外務大臣	5/7-5/8	5/8 5/8 5/8 5/8	ウィップス大統領を表敬 アイタロー国務相と会談 パラオ国際空港完工式典出席 太平洋戦争戦没者慰霊碑に献花
	来	ウィップス大統領及び同 令夫人	9/7-9/10	9/9 9/9	岸田総理大臣と会談 天皇皇后両陛下が御会見
	来	ウィップス大統領	9/26-9/28	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 天皇陛下が御会見
	来	アイタロー国務相	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
バングラデシュ	来	モメン外相	4/10-4/11	4/11	林外務大臣と会談
	往	本田外務大臣政務官	7/21-7/25	7/22 7/23 7/24 7/24 7/24	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電所1・2号機及びマタバリ港(円借款事業)視察コックスバザール避難民キャンプ視察ハシナ首相を表敬モメン外相を表敬アラム外務担当国務相と会談
	来	モメン外相及び同令夫人	9/26-9/28	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
東ティモール	往	三宅外務大臣政務官(総理特使)	5/18-5/20	11/24 11/24 11/24 11/24 11/24 11/24 11/24 11/24 11/24 11/24	第22回環インド洋連合(IORA)閣僚会合出席 モメン外相と会談 サブリー・スリランカ外相と会談 カリール・モルディブ外務担当国務相と会談 ガヌー・モーリシャス陸軍ライトレール相兼外 務・地域統合・国際貿易相と会談 サファリ・イラン経済外交担当次官と会談 ルツフィ・コモロ・アラブ世界協力担当長官と 会談 マカメ・タンザニア・ザンジバル革命政府・ブ ルーエコノミー漁業相と会談 マシェホ=ドラミニ南アフリカ副国際関係・協 力相と会談 ラクトゥニリナ・マダガスカル国防相兼外務相 代理と会談 ハシナ首相を表敬 アラム外務担当国務相と会談 ルアク首相と会談 マグノ外務・協力相と会談 マグノ外務・協力相と会談 マグノ外務・協力相と会談 マグノ外務・協力相と会談 マグノ外務・協力相と会談 グスマンCNRT党首(初代大統領)と会談 日本地雷処理・復興支援センター(JDRAC) 視察
		→ c* / bl 34 - bh → +D	0/26 0/20	5/19 5/19	オロ大統領主催晩餐会出席ホルタ新大統領就任式出席
	来	マグノ外務・協力相	9/26-9/30	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 林外務大臣と会談
フィジー	往	林外務大臣	5/7	プナ太平	´ア首相兼外相と会談 荃洋諸島フォーラム(PIF)事務局長と会談 -医療品供給センター視察
フィリピン	来	ロクシン外相	4/7-4/12	4/8 4/9 4/9	岸田総理大臣を表敬 第1回日・フィリピン外務・防衛閣僚会合 (「2+2」) 出席 林外務大臣と会談
	往	林外務大臣 (総理特使)	6/29-7/1	6/29 6/29 6/30 6/30	日・フィリピン外相会談 サラ・ドゥテルテ次期副大統領を表敬 フィリピン大統領就任式出席 マルコス大統領を表敬
	来	ドゥテルテ副大統領	9/25-9/28	9/26 9/27	岸田総理大臣を表敬 故安倍晋三国葬儀参列

国・地域名	往/来	要人名	期間	,	往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
	往	鈴木財務大臣	9/29		アジア開発銀行年次総会出席
					マシンハ・スリランカ大統領兼財務相と会談 ア開発銀行総裁と会談
ブータン	往	武井外務副大臣	11/21-11/23	11/22 11/22	農業機械公社及び西岡ミュージアム視察 ワンチュク国王陛下への拝謁 ツェリン首相を表敬 ドルジ外相を表敬
ベトナム	往	岸田総理大臣	4/30-5/1	5/1 5/1	チン首相と会談 フック国家主席と会談 フエ国会議長と会談 チョン共産党書記長と会談
	来	ミン筆頭副首相	5/21-5/29	5/26 5/27	第27回国際交流会議「アジアの未来」出席 林外務大臣と会談 細田衆議院議長を表敬 山東参議院議長を表敬
	往	古川法務大臣	6/28-6/30	6/29 6/30	フック国家主席を表敬 ズン労働・傷病兵・社会問題相と会談 ラム公安相と会談 チン首相を表敬
	来	フック国家主席	9/25-9/28	9/26 9/26 9/27	細田衆議院議長と会談 尾辻参議院議長と会談 岸田総理大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列 天皇陛下が御会見
	往	髙木外務大臣政務官	10/17-10/18	10/17	8 経済協力開発機構(OECD)東南アジア閣 僚フォーラム出席 コーマンOECD事務総長と会談 ソン外相を表敬
マレーシア	往	安倍総理特使	3/10-3/12	3/11 3/12	イスマイル・サブリ首相と会談 アブドゥラ国王陛下と会談 マレーシア国際イスラム大学で東方政策 40 周 年記念講演
	17	/フラ / II + + ブ I	F /22 F /27		アズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相と会談
	来	イスマイル・サブリ首相	5/23-5/27	5/27	第27回国際交流会議「アジアの未来」出席 岸田総理大臣と会談
	来	サイフディン外相	5/23-5/28		ル・サブリ首相に同行 林外務大臣と会談
	往	林外務大臣	10/8-10/9		サイフディン外相と会談 アズミン・アリ上級相兼国際貿易産業相と会談
	往	西村経済産業大臣	12/28		国際貿易産業相と会談 経済相と会談
モルディブ	来	シャーヒド外相 (大統領特使)	9/26-9/28		故安倍晋三国葬儀参列 林外務大臣と会談
	往	武井外務副大臣	12/19-20	12/19 12/20 12/20 12/20 12/20 12/20	カリール外務担当国務相と会談 日・モルディブ外交関係樹立55周年記念式典 出席 ソーリフ大統領を表敬 シャーヒド外相を表敬 シャウナ環境・気候変動・科学技術相を表敬 ディディ国防相を表敬 マレ島護岸工事モニュメント再設置式出席
モンゴル	往	林外務大臣	4/30-5/2	5/1 5/1 5/1 5/2 5/2	バトツェツェグ外相と会談 新モンゴル 日馬富士学園視察 オヨーンエルデネ首相を表敬 日本語を解する若手モンゴル人実業家などと交流 フレルスフ大統領を表敬 チンギスハーン国際空港視察、外交関係樹立 50周年記念植樹

国・地域名	往/来	要人名	期間	往来目的・主要日程
	来	オヨーンエルデネ首相	9/25-9/30	9/27 故安倍晋三国葬儀参列 9/28 岸田総理大臣と会談
	来	バトツェツェグ外相	9/25-9/30	オヨーンエルデネ首相に同行 9/26 林外務大臣と会談 9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	来	フレルスフ大統領及び同 令夫人	11/29-12/2	実務訪問賓客 11/29 岸田総理大臣と会談 11/30 天皇皇后両陛下が御会見 11/30 細田衆議院議長と会談 11/30 尾辻参議院議長と会談 11/30 天皇皇后両陛下とモンゴル国立馬頭琴交響楽団 演奏会鑑賞
	来	バトツェツェグ外相	11/29-12/5	12/2 岸田総理大臣主催夕食会出席 12/3 国際女性会議WAW!2022出席
ラオス	来	パンカム首相	4/22-4/24	4/23 第4回アジア・太平洋水サミット出席 4/23 岸田総理大臣と会談
	来	ソーンサイ副首相及び同 令夫人	9/26-9/29	9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	往	武井外務副大臣	12/21-12/23	12/21 サルムサイ副首相兼外相を表敬 12/22 ポーサイ副外相と会談 12/22 トゥンマリー・ラオス日本友好議員連盟会長と 会談 12/22 シーサイ人民革命党中央組織委員長と会談

(2) 北米

(と) ルホ					
カナダ	往	鈴木外務副大臣	6/13-6/15	6/14	鉱物安全保障パートナーシップ(MSP)閣僚級 会合出席
				6/14	ロウリー英国ビジネス・エネルギー・産業戦略 省政務次官と会談
				6/14	フェルナンデス米国国務次官と会談
				6/14	ンサンバ・カランバイ・コンゴ民主共和国鉱山
				07 14	相と会談
				6/14	ヴィラーニ国際貿易・輸出促進・小規模ビジネ ス・経済開発担当大臣政務官と会談
				6/14	JETプログラム経験者と意見交換
				6/14	トロント日本商工会幹部と意見交換
				6/15	日系文化会館視察
				6/15	カナダ軍大学視察
	来	 ジョリー外相	10/11-10/13		
			10/11-10/13		^{▼台}
					岸田総理大臣を表敬
	/ /		10/14/10/10		
	往	西村環境大臣 	12/14-12/18	12/15-	17 生物多様性条約第15回締約国会議(COP15) 出席
				12/15	コフィー英国環境・食糧・農村地域相と会談
				12/15	クリストフエコロジー・フランス移行・地域結
					束相と会談
				12/15	ギルボー環境・気候変動相と会談
				12/15	モハメッド国連副事務総長と会談
				12/16	レムケ・ドイツ環境・自然保護・原子力安全相
				12/16	と会談 黄潤秋中国生態環境部長と会談
					ムレマ生物多様性条約事務局長と会談
					アルムハイリ・アラブ首長国連邦気候変動・環
				12/10	境相と会談
				12/17	オベール国際自然保護連合(IUCN)事務局長
					と会談
				12/17	プライバーセク・オーストラリア環境・水資源
				10/17	相と会談
				12/1/	ロドリゲス地球環境ファシリティCEOと会談

国・地域名	往/来	要人名	期間	í	主来目的・主要日程
米国	往	林外務大臣	2/12	鄭義溶韓国 日米韓外村	国外交部長官と会談 目会合出席
	往	鈴木財務大臣	4/19-4/21	4/20 (4/20 (4/21	G20財務大臣・中央銀行総裁会議出席 G7財務大臣・中央銀行総裁会議出席 第45回国際通貨金融委員会出席 インドラワティ・インドネシア財務相と会談 イエレン財務長官と会談 マルパス世界銀行総裁と会談 マルシェンコ・ウクライナ財務相と会談 ゲオルギエバ国際通貨基金(IMF)専務理事と 会談
	往	山際内閣府特命担当大臣	4/30-5/4		ラウズ大統領経済諮問委員会委員長と日米経済 劦議
	往	萩生田経済産業大臣	5/2-5/6	5/4 L 5/4 5 5/4 2	ディーズ国家経済会議(NEC)委員長と会談 レモンド商務長官と会談 タイ通商代表と会談 ブランホルム・エネルギー長官と会談 シュタイナー国連開発計画 (UNDP) 総裁と会談
	往	岸防衛大臣	5/3-5/5	5/4 5 5/4 5	オースティン国防長官と会談 アーリントン国立墓地訪問 ミサイル防衛庁訪問 サイバーコマンド訪問
	往	小林内閣府特命担当大臣	5/3-5/6	5/4	ネルソン大統領府科学技術政策局長代行と会談コリンズ大統領科学技術顧問代理と会談パリク国家宇宙会議事務局長と会談ネルソン航空宇宙局(NASA)長官と会談トッドヤング上院議員と会談シン国家安全保障会議(NSC)次席補佐官と会談ファウチ国立アレルギー・感染症研究所(NIAID)所長と会談タバック国立衛生研究所(NIH)所長代理と会談タバック国立衛生研究所(NIH)所長代理と会談
	往	小田原外務副大臣	5/17-5/20	5/18 5 5/18 5 5/18 6 5/18 6 5/18 5 5/18 5 5/19 6 5/19 5 5/19 5	田冬玉国連食糧農業機関 (FAO) 事務局長と会談 ラッセル国連児童基金 (UNICEF) 事務局長と会談 カクボ・ザンビア外務・国際協力相と会談 ビン・ムバーラク・イエメン外務・移民担当相と会談 アダモ・ガボン外相と会談 プローバルな食料安全保障のための行動要請に関する閣僚会合出席 国連安保理公開討論「国際平和と安全の維持ー紛争と食料安全保障ー」出席 オマモ・ケニア外務長官と会談 タル・セネガル外務・在外自国民相と会談 天皇陛下が御会見
	来	ブリンケン国務長官	5/23-5/24	5/23 F 5/23 E 5/23 A 5/23 F 5/24 E	大主性 「かゆ 公兄 幸田総理大臣と会談 日米宇宙協力関連展示視察 インド太平洋経済枠組み(IPEF)の立上げに関 する首脳級会合出席 幸田総理大臣主催非公式夕食会参加 日米豪印首脳会合出席 大統領に同行
	木	フラフテノ国伤区日	3/ 23-3/ 24		へが、前に回1」 林外務大臣と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
	往	小田原外務副大臣	6/7-6/9	6/7	サハリン上院議員と会談
	'-		0,, 0, 3	6/7	ヌーランド国務次官と会談
				6/7	世界銀行邦人職員と意見交換
				6/7	レゼピ対外関係担当副総裁と会談
				6/7	ワイス・カーネギー国際平和財団副所長ほかと
				6/8	意見交換 対北朝鮮制裁決議案への拒否権行使を受けた国
				0/0	神総会会合出席 おおおお は かんこう
				6/8	国連安保理非常任理事国選挙出席
				6/8	グテーレス国連事務総長と会談
				6/8	中満泉国連事務次長兼軍縮担当上級代表と会談
				6/8	ディカルロ国連政治・平和構築担当事務次長と
				6.40	
				6/8 6/8	カレ国連活動支援担当事務次長と会談 マカモ・モザンビーク外務協力相と会談
				6/9	カシス・スイス大統領兼外相と会談
	来	 ブリンケン国務長官	7/11	1	大臣を表敬
	往	萩生田経済産業大臣	7/27-7/31	7/28	スタンフォード大学訪問
	'-		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7/28	Google 本社訪問
				7/29	日米経済政策協議委員会(経済版 [2+2]) 出席
				7/29	レモンド商務長官と会談
				7/29	タイ通商代表と会談
	往	林外務大臣	7/28-7/30	7/28	米国連邦議会議員らと会談
				7/29	経済版[2+2]出席
	/>	W.M. L. F.	7/24 0/4	7/29	ブリンケン国務長官と会談 (************************************
	往	岸田総理大臣 	7/31-8/1	8/1	第10回核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会 議出席 (一般討論演説実施)
				8/1	軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)ハイレ
				07 1	ベル会合出席
				8/1	グテーレス国連事務総長と会談
	来	ペローシ下院議長	8/4-8/5	8/5	岸田総理大臣と会談
				8/5	細田衆議院議長と会談
	往	武井外務副大臣	8/21-8/27		5 第10回NPT運用検討会議出席
				8/23	スラウビネンNPT運用検討会議議長と会談
	/>	T-1-42/文立 ** 1 - F-	0.77.0.10	8/23	中満国連事務次長兼軍縮担当上級代表と会談
	往	西村経済産業大臣	9/7-9/9	9/7	レモンド商務長官と会談
				9/7	オコナー・ニュージーランド貿易・輸出振興担 当相と会談
				9/8-9	IPEF 閣僚会合出席
				9/8	ジエン・ベトナム商工相と会談
				9/8	アミン・リュー・ブルネイ首相府相兼第二財務
					経済相と会談
				9/8	アイルランガ・インドネシア経済担当調整相と
				9/8	会談 アグス・インドネシア工業相と会談
				9/8	ゴヤル・インド商務相と会談
				9/8	コヤ・フィジー産業・貿易・観光・土地・鉱物
					資源相と会談
				9/9	ガン・キムヨン・シンガポール貿易産業相と会談
				9/9	ファレル・オーストラリア貿易・観光相と会談
				9/9	タイ通商代表と会談

	/2 / +	= 1.2	↔ n ==		<u> </u>
国・地域名	往/来		期間		往来目的・主要日程
	往	山田外務副大臣	9/7-9/9		IPEF 閣僚級会合出席
				9/8	アミン・リュー・ブルネイ首相府相兼第二財務 経済相と会談
				9/8	アズミン・アリ・マレーシア上級相兼国際貿 易・産業相と会談
				9/8	オコナー・ニュージーランド貿易・輸出振興担
				0.70	当相と会談
				9/9	ファレル・オーストラリア貿易・観光相と会談 コヤ・フィジー商業・貿易・観光・土地・鉱物 資源相と会談
				9/9	アイルランガ・インドネシア経済担当調整相と 会談
				9/9	ソレータ・フィリピン外務省多国間問題・国際
				0 (0	経済関係担当次官と会談
				9/9 9/9	ロドルフォ・フィリピン貿易産業次官と会談 ガンチャナラック・タイ外相顧問と会談
	往	浜田防衛大臣	9/13-9/15	9/14	オースティン国防長官と会談
	往	林外務大臣	9/19-9/23	第77回	国連総会出席
				9/19	ボージュ・マルタ外務・欧州・貿易相と会談
				9/19	朴振韓国外交部長官と会談
				9/20	グローバル食料安全保障サミット出席
				9/20	リッシュ上院議員による表敬
				9/20	リパフスキー・チェコ外相と会談
				9/20	ウレホラ・チリ外相と会談
				9/20 9/21	ミルゾヤン・アルメニア外相と会談 クレッグ Meta 国際問題担当プレジデントによ
				9/21	クレック Meta 国際问題担ヨノレッナンドによ る表敬
				9/21	ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) フレンズ閣僚級会合を共催
				9/21	クルバエフ・キルギス外相と会談
				9/21	ラムディン・スリナム外務・国際商業・国際協力相と会談
				9/21	レイバ・コロンビア外相と会談
				9/21	ラビブ・ベルギー外務・欧州問題・対外貿易・ 連邦文化施設相と会談
				9/21	G7外相会合出席
				9/21	クールシ国連総会議長と会談
				9/22	サファディ・ヨルダン副首相兼外務・移民相と 会談
				9/22	シュクリ・エジプト外相と会談
				9/22	フランサ・ブラジル外相と会談
				9/22	日米韓外相会合出席
				9/22	太平洋島嶼国との協力に関する「ブルーパシ フィックにおけるパートナー」外相会合出席
				9/22	安保理改革に関するG4会合出席
				9/23	日米豪印外相会合出席
				9/23	ジャチカ・アルバニア欧州・外相と会談
				9/23	新型コロナ対策(グローバル行動計画)に関す
					る外相会合出席

国・地域名	往/来	要人名	期間	往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
	往	岸田総理大臣	9/20-9/22	 第77回国連総会出席及び一般討論演説実施 9/20 一般討論演説実施 9/20 トラス英国首相と会談 9/20 エルドアン・トルコ大統領と会談 9/21 HeForShe サミット出席 9/21 包括的核実験禁止条約(CTBT)フレンズ首脳級(ハイレベル)会合出席 9/21 尹錫悦韓国大統領と懇談 9/21 マルコス・フィリピン大統領と会談 9/21 マルコス・フィリピン大統領と会談 9/21 グローバルファンド第7次増資会合出席 9/21 グローバルファンド第7次増資会合出席 9/21 ビル・ゲイツ・ビル&メリンダ・ゲイツ財団共同議長による表敬 9/22 シュミハリ・ウクライナ首相と会談 9/22 ニューヨーク証券取引所(NYSE)で講演 9/22 シャリフ・パキスタン首相と会談
	来	ハリス副大統領	9/26-9/29	9/26 岸田総理大臣と会談 9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	往	浜田防衛大臣	9/30-10/1	10/1 日米豪防衛相会談出席
	往	鈴木財務大臣	10/12-10/14	10/12 シタラマン・インド財務相と会談 10/12 G7財務大臣・中央銀行総裁会議出席 10/12-13 G20財務大臣・中央銀行総裁会議出席 10/13 マルシェンコ・ウクライナ財務相と会談 10/13 第46回国際通貨金融委員会出席 10/14 第77回世界銀行・IMF年次総会出席
	往	山田外務副大臣	12/13-12/15	 12/13 ジャイシャンカル・インド外相と会談 12/13 クールシ国連総会議長と会談 12/14 安保理閣僚級公開討論出席 12/14 トーマス・グリーンフィールド国連大使と会談 12/14 アーマッド英国外務閣外相と会談 12/14 コーヴニー・アイルランド外務・国防相と会談 12/14 ライダー国連政策担当事務次長と会談 12/14 グテーレス国連事務総長と会談

(3) 中南米

アルゼンチン	往	武井外務副大臣	10/25-10/27	10/25	サラサール=キリナックス国連ラテンアメリ
					カ・カリブ経済委員会(ECLAC)事務局長と
					会談
				10/26	第39回ECLAC総会出席
				10/26	アリオラ・パラグアイ外相と会談
				10/26	ミッチェル・バハマ外務・公共サービス相と会談
				10/26	レイナ・ホンジュラス外務・国際協力相と会談
				10/26	テワニー・パナマ外相と会談
				10/26	オルギン・エクアドル外相と会談
				10/26	テタマンティ筆頭副外相と会談
				10/26	カフィエロ外相を表敬
				10/26	ブカロ・グアテマラ外相と会談
				10/27	ジェネウス・ハイチ外務・宗務相と会談
				10/27	アンドレ・コスタリカ外相と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
アンティグア・ バーブーダ	往	秋本外務大臣政務官	10/2-10/4	10/3 10/3 10/3 10/3 10/3 10/3 10/3 10/3	東カリブ漁業大臣会合出席 マーシャル漁業相と会談 アンドリューズ・グレナダ漁業相と会談 ドギンズ・セントクリストファー・ネービス漁 業相と会談 カエサル・セントビンセント及びグレナディー ン諸島漁業相と会談 プロスペア・セントルシア漁業相と会談 ロイヤー・ドミニカ国漁業相と会談 イヤーウッド上級相兼公共事業・民間航空・エネルギー相と会談 グリーン外務・出入国管理・貿易相と会談
ウルグアイ	来	ラカジェ・ポウ大統領	10/27-10/29	10/28	ブラウン首相を表敬 別賓客 岸田総理大臣と会談 天皇陛下が御会見
	来	ブスティージョ外相	10/27-10/29		・ポウ大統領に同行 林外務大臣と会談
エルサルバドル	来	ヒル外相	9/25-10/1	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
キューバ	来	マレーロ首相	9/26-9/28	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 岸田総理大臣と会談
コスタリカ	往	西村特派大使	5/6-5/9	5/6 5/8 5/9	アリアス国会議長と会談 チャベス大統領就任式出席 チャベス大統領を表敬
	来	アンドレ外相	11/6-11/11	11/8	林外務大臣と会談
コロンビア	往	山□総理特使	8/6-8/9	8/7 8/8 8/8	ペトロ大統領就任式出席 ペトロ大統領と会談 パレラス国会議長と会談
ジャマイカ	往	秋本外務大臣政務官	10/5-10/6	10/5 10/5	海上保安・災害対処機材(無償資金協力)引渡 式出席 ジョンソン=スミス外務・貿易相と会談
チリ	往	小田原特派大使	3/10-3/12	3/10 3/10 3/10 3/11 3/11	ボリッチ次期大統領を表敬 ウレホラ次期外相と会談 ピニェラ大統領を表敬 ボリッチ大統領就任式出席 日・チリ修好125周年記念式典出席
トリニダード・ トバゴ共和国	往	上杉外務大臣政務官	6/16-6/18	6/17 6/17 6/17 6/18	医療機材(無償資金協力)引渡式出席 インバート首相代行を表敬 ブラウン外務・カリコム担当相と会談 カリビアンガス化学社(CGCL)プラント視察
パナマ	来	モイネス外相	9/26-9/28	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
ブラジル	往	小田原外務副大臣	5/2-5/4	5/2 5/2 5/2 5/3 5/3 5/3	ホシャ大統領府戦略問題担当長官と会談 マガリャイス外相代理と会談 カタギリ伯日議員連盟第一副会長及びリッピ第 二副会長と会談 日系人関係者と意見交換 ブラジル空軍施設視察 ジャパン・ハウス サンパウロ訪問
	往	小渕特派大使	12/29- 2023/1/2	2023/1	開拓先没者慰霊碑に献花 ジャパン・ハウス サンパウロ訪問 クリチバ日伯文化援護協会及びパラナ日伯商工 会議所訪問 /1 ルーラ大統領就任式出席 /2 ヴィエイラ外相と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
ベリーズ	往	上杉外務大臣政務官	6/19-6/20	6/20 6/20 6/20	ハイド首相代行を表敬 マイ外務次官と会談 医療機材(無償資金協力)引渡式出席
ホンジュラス	往	宇都特派大使	1/25-1/28	1/25 1/26 1/27 1/27	ナスララ次期副大統領を表敬 レイナ次期外務・国際協力相を表敬 カストロ大統領就任式出席 カストロ大統領を表敬
	来	レイナ外務・国際協力相	7/2-7/4	7/4	林外務大臣と会談
	来	レイナ外務・国際協力相	9/25-9/28	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
メキシコ	往	小田原外務副大臣	5/4-5/7	5/5 5/6 5/6 5/6	日本人メキシコ移住125周年記念式典出席 デ・ラ・モラ経済省通商担当次官と会談 モレノ筆頭外務次官と会談 日本メキシコ学院及び日墨会館などを訪問
	来	エブラル外相及び同令夫 人	9/25-9/29	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列

(4) 欧州

(4) (4)					
アイスランド	来	ヨハネソン大統領	12/2-12/5	12/2 12/3 12/3	岸田総理大臣主催夕食会出席 岸田総理大臣と会談 国際女性会議 WAW!2022 出席
アイルランド	来	マーティン首相	7/19-7/21	7/20	岸田総理大臣と会談
	往	吉川外務大臣政務官	11/17-11/19	11/18 11/18	人□密集地における爆発性兵器(EWIPA)に 係る政治宣言採択式出席 コーヴニー外務・国防相を表敬
EU	来	フォン・デア・ライエン 欧州委員会委員長	5/11-5/12	5/12	第28回日·EU定期首脳協議出席
	来	ミシェル欧州理事会議長	5/11-5/14	5/12 5/13	第28回日·EU定期首脳協議出席 広島訪問(平和記念資料館視察、原爆死没者慰 霊碑参拝)
	来	ミシェル欧州理事会議長 及び同令夫人	9/26-9/28	9/27 9/27	岸田総理大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
イタリア	往	岸田総理大臣	5/3-5/4	5/4	ドラギ首相と会談
	往	若宮国際博覧会担当大臣	7/12-7/16	7/13 7/14	ヴェドヴァ外務政務次官と会談 サーラ・ミラノ市長と会談
	往	武井外務副大臣	12/2-12/4	12/3 12/3 12/3 12/3	第8回地中海対話出席 マーリキー・パレスチナ外務移民庁長官と会談 ブーハビブ・レバノン外務移民相と会談 ビン・ムバーラク・イエメン外務・移民担当相 と会談
英国	来	トレビリアン国際貿易相	2/24	I	、臣と会談]英EPA合同委員会出席
	往	金子総務大臣	4/29-5/1	4/29 4/29	ロペス・デジタル・文化・メディア・スポーツ 省(DCMS)閣外相と会談 ダイアモンド国家統計官と会談
	往	岸田総理大臣	5/4-5/5	5/4 5/5	ジャパン・ハウス ロンドン訪問 ジョンソン首相と会談
	往	天皇皇后両陛下	9/17-9/19	9/19	女王エリザベス2世陛下御葬儀御参列
	来	クレバリー外務・英連 邦・開発相	9/26-9/27	9/27 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
	往	吉川外務大臣政務官	11/16-11/17	11/16 11/16	ジャパン・ハウス ロンドン訪問 ホワイト・グレートブリテンササカワ財団事務 局長と会談
エストニア	来	ラタス国会議長	9/26-9/27	9/26 9/27 9/27	岸田総理大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列 細田衆議院議長と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
	往	吉川外務大臣政務官	10/11-10/13	1 . 0	レインサル外相を表敬
	_		0.407.0.400	10/12	
オランダ	来	フックストラ副首相兼外 相	9/27-9/28	9/27 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
北マケドニア	来	オスマニ外相	5/29-5/31	5/30	秋篠宮皇嗣同妃両殿下が御引見
				5/30 5/30	細田衆議院議長と会談 林外務大臣と会談
				5/31	鈴木外務副大臣と会談
キプロス	来	ディミトリウ国会議長	9/26-9/28	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 細田衆議院議長と会談
ギリシャ	来	 デンディアス外相	4/12-4/13	4/13	林外務大臣と会談
	来	ヴァルヴィチオティス外	9/23-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
		務上級副相及び同令パー トナー		9/28	山田外務副大臣と会談
コソボ	来	クルティ首相	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
				9/27 9/28	細田衆議院議長と会談 岸田総理大臣と会談
スイス	来	カシス連邦大統領兼外相	4/18-4/23	4/18 4/18	岸田総理大臣と会談 林外務大臣と会談
	往	 金子総務大臣	5/2-5/4	5/3	マイセン連邦通信庁長官と会談
				5/3	目時万国郵便連合(UPU)事務局長と会談
	往	三宅外務大臣政務官	6/11-6/15	6/12	EU主催ウクライナ連帯会合出席 5 第12回WTO閣僚会議出席
				6/14	カーノ・パラグアイ副経済・統合外相と会談
				6/14	レガルダ・エクアドル生産・貿易・投資・漁業
				6/15	副相と会談 トデスカ・アルゼンチン副外相と会談
	往	鈴木外務副大臣	7/3-7/5	7/4-5	「ウクライナの復興に関する国際会議」出席
				7/4 7/4	スムヴオリ・フィンランド外務大臣政務官と会談 シュルツェ・ドイツ連邦経済協力・開発相と会談
				7/4	ブロツコヴァー・スロバキア共和国副外務・欧
				7.4	州問題相と会談
スペイン	往	 岸田総理大臣	6/28-6/29	7/4 6/28	コザーク・チェコ副外相と会談 フェリペ6世国王陛下主催晩餐会出席
	1±	F田松连入臣 	0/20-0/29	6/29	シャヒーン米国連邦上院議員一行による表敬
				6/29	アンデション・スウェーデン首相と会談
				6/29	NATOアジア太平洋パートナー(AP4)首脳 会合出席
				6/29	NATO首脳会合出席
				6/29 6/29	サンチェス首相と会談 日米韓首脳会合出席
				6/29	ストルンベルグNATO事務総長と会談
	来	ヒル上院議長	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
スロベニア	来	ズパンチッチ国民議会議 長	9/26-9/30	9/27 9/29	故安倍晋三国葬儀参列 細田衆議院議長と会談
	来	コウシュツァ国民評議会	11/7-11/11	11/8	山田外務副大臣と会談
		議長		11/8 11/9	尾辻参議院議長と会談 細田衆議院議長と会談
セルビア	来	ブルナビッチ首相	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
デンマーク	分	若宮国際博覧会担当大臣	5/4	9/28	岸田総理大臣と会談
7 7 4 - 7	往 来	石呂国際博覧会担ヨ人民 クリステンセン議会議長	9/26-9/28	9/27	ップ産業・ビジネス・金融相と会談 一数安倍晋三国葬儀参列
		ンプバンプピン部が国際	5, 20 5, 20	9/28	細田衆議院議長と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
ドイツ	往	林外務大臣	2/18-2/19	2/19 2/19	G7外相会合出席 ボレルEU外務・安全保障政策上級代表委員会 副委員長と会談
				2/19 2/19	リンケービッチ・ラトビア外相と会談 トラス英国外務・英連邦・開発相兼女性・平等 担当相と会談
				2/19 2/19 2/19	アウレスク・ルーマニア外相と会談 リーメッツ・エストニア外相と会談
				2/19	ストルテンベルグ北大西洋条約機構(NATO) 事務総長と会談 第58回ミュンヘン安全保障会議出席
	往	上杉外務大臣政務官	4/5-4/8	4/6-7	第3回国連女性機関(UN Women)ドナー会 合出席 バフース UN Women事務局長と会談
				4/7	ケアワークに関するG7関連会合出席
	来	ショルツ首相	4/28-4/29	実務訪問 4/28	記 清田総理大臣と会談
	往	西銘復興大臣	5/1-5/3	5/2 5/2	フラウンホーファー研究機構研究所 (シュトゥットガルト) 視察 ハイデルベルク大学医学部訪問
				5/3	欧州委員会カールスルー工共同研究センター視察
	往	林外務大臣	5/12-5/14	5/12 5/12 5/12	4 G7外相会合出席 ル・ドリアン・フランス欧州外務相と会談 ジョリー・カナダ外相と会談 トラス英国外務・英連邦・開発相兼女性・平等 担当相と会談
				5/13 5/13 5/13	クレーバ・ウクライナ外相と会談 ベアボック外相と会談 ポペスク・モルドバ副首相兼外務・欧州統合相 と会談
	往	鈴木外務副大臣	5/17-5/20	5/18-19 5/18 5/18 5/18 5/18 5/18 5/18 5/18 5/19 5/19 5/19 5/20 5/20 5/20	9 G7開発大臣会合及びG7開発大臣・保健大臣合同会合出席シュルツェ経済協力・開発相と会談クレバリー英国外務・開発閣外相と会談サージャン・カナダ国際開発相と意見交換ラヴィ・インド外務省経済担当次官と意見交換ホットゥ・セネガル経済計画・協力相と意見交換コールマン米国国際開発庁副長官と意見交換パンゲストゥ世界銀行専務理事と意見交換スッタ・ウルピライネン欧州委員(国際パートナーシップ担当)と意見交換ミュラー独日友好議員連盟会長と会談日独交流に携わる日本人学生と意見交換リントナー外務省国務相と会談ベルリン自由大学訪問ベルリン市内ギムナジウム訪問
	往	会 一 会 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	5/19-5/20		つ G7財務大臣・中央銀行総裁会議出席 スナク・英国財務相と会談 リントナー財務相と会談 G7財務保健大臣ワーキングランチ出席

国・地域名	往/来	要人名	期間	往来目的・	主要日程
	往	岸田総理大臣	6/26-6/28	1/26-28 G7サミット出席	相と会談 議長と会談 と会談 顔と会談 カ大統領と会談
	来	ベアボック外相	7/10-7/11	7/11 林外務大臣と会談	
	往	斉藤国土交通大臣	9/12-9/14	//12 ガイヴィッツ都市相。 //12 ファッジ米国住宅都 //13 G7都市大臣会合出席 //14 ヴィッシング・デジ	市開発庁長官と会談 ま
	往	西村経済産業大臣	9/14-9/15	//15 ベシュト・フランス! //15 ドンブロフスキス欧州 //15 スヴィリデンコ・ウ 発展・貿易相と会談 //15 イン・カナダ国際貿! ネス・経済開発担当	経済・気候保護相と会談 貿易担当相と会談 委員会上級副委員長と会談 クライナ第一副首相兼経済 場・輸出促進・小規模ビジ 相と会談 びドンブロフスキス欧州委
	往	山田外務副大臣	9/14-9/16		三会合出席 経済・気候保護相と会談 リア外務・国際協力政務次
	往	細田衆議院議長	9/15-9/17	と会談 1/15 ペローシ米国下院議:	ランス国民議会議長と会談 会議出席 議長と会談 と会談
	往	小倉内閣府特命担当大臣	10/13-10/15	0/13ローム・フランス男 担当相と会談0/13ダリ・EU 平等担当理 0/140/14G7男女共同参画担当 0/140/14パウス家族・高齢者 0/140/14イアン・カナダ女性 当相と会談0/14ボネッティ・イタリン会談	が大臣会合出席 ・女性・青年担当相と会談 ・ジェンダー平等・若者担
	来	シュタインマイヤー大統 領及び同令夫人	11/1-11/3	1/1岸田総理大臣と会談1/2細田衆議院議長と会談1/2天皇皇后両陛下が御	

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
	往	林外務大臣	11/2-11/5	11/3 11/3 11/3 11/3 11/4 11/4 11/4 11/4	G7外相会合出席 第2回日独外務・防衛閣僚会合(「2+2」)出席 クレバリー英国外務・英連邦・開発相と会談 朴振韓国外交部長官と電話会談 ジョリー・カナダ外相と会談 ボレルEU外務・安全保障政策上級代表兼欧州 委員長副委員長と会談 コロンナ・フランス欧州・外務相と会談 ボチュウェイ・ガーナ外務・地域統合相と会談 タヤーニ・イタリア外務・国際協力相と会談 ブリンケン米国国務長官と会談 ムトゥア・ケニア外務・ディアスポラ担当長官 と会談
ノルウェー	往	若宮国際博覧会担当大臣	5/5-5/6	5/6	インゲブリクトセン副貿易産業漁業相と会談
	来	ヴィットフェルト外相	9/26-9/27	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
バチカン	往	岸田総理大臣	5/4		文皇フランシスコ台下に謁見 /国務長官と会談
フィンランド	来	マリン首相	5/10-5/12	5/11 5/11 5/11	岸田総理大臣と会談 細田衆議院議長と会談 日・フィンランド Beyond 5G/6G共同セミナー出席
	来	ハーヴィスト外相	9/26-9/27	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
フランス	往	小田原外務副大臣	3/23-3/24	3/23 3/23 3/23 3/23 3/24 3/24	第28回国際エネルギー機関(IEA)閣僚理事会出席 エルハラル・イスラエル・エネルギー相と会談 ビロルIEA事務局長と会談 リステール対外貿易・誘致担当相と会談 デムチェンコフ・ウクライナ・エネルギー次官 と会談 フェルナンデス米国国務次官と会談
	往	萩生田経済産業大臣	3/23-3/24	3/23-24 3/23 3/23 3/23 3/24 3/24	4 IEA閣僚理事会出席 G7貿易大臣会合出席(オンライン参加) ビロルIEA事務局長と会談 グランホルム米国エネルギー長官と会談 クワーテン英国ビジネス・エネルギー・産業戦 略相と会談 ウィルキンソン・カナダ天然資源相と会談 モスクワ・ポーランド気候・環境相と会談
	往	若宮国際博覧会担当大臣	5/2-5/3	5/3 5/3	コーマンOECD事務総長と会談 ケルケンツェス博覧会国際事務局(BIE)事務 局長と会談
	往	西銘復興大臣	5/3-5/6	5/3 5/3 5/3 5/4 5/4 5/5	シャルデモーゼ欧州議会議員と会談 キリアキデス欧州委員(保健衛生・食品安全担当)と会談 ヴォイチェホフスキ欧州委員(農業・農村開発 担当)と会談 マグウッド経済協力開発機構/原子力機関 (OECD/NEA) 事務局長と会談 モーガン国立農業・食料・環境研究所(INRAe) 所長と会談 ピケッティ原子力・代替エネルギー庁(CEA) 副長官と会談
	往	山際内閣府特命担当大臣	6/8-6/10	6/9-10	OECD閣僚理事会出席

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
	往	三宅外務大臣政務官	6/9-6/11	6/9-10 6/9 6/9 6/10 6/10 6/11	OECD閣僚理事会出席 ラドマン・クロアチア外務欧州相と会談 オーストラリア主催WTO非公式閣僚会合出席 カナダ主催少数国グループ(オタワ・グループ) 閣僚会合出席 ルイス・チャベス・ペルー副外相と会談 ビロルIEA事務局長と会談 IPEFの貿易の柱に関する非公式閣僚級会合出席
	往		9/14-9/15	9/15	持続可能なまちづくりの取組の視察
	往	吉川外務大臣政務官	12/12-12/13		「ウクライナ市民の強靱性を支援するための国際会議」出席
ベルギー	往	岸田総理大臣	3/24	ミシェル ジョンソ バイデン G7首脳: ストルテ	デア・ライエン欧州委員会委員長と会談 欧州理事会議長と会談 ソ英国首相と会談 米国大統領と協議 会合出席 ・ンベルグNATO事務総長と協議 ・カナダ首相と協議 エツキ・ポーランド首相と会談
	往	萩生田経済産業大臣	3/25	ブルトンティマー	フスキス欧州委員会上級副委員長と会談 欧州委員(域内市場担当)と会談 マンス欧州委員会筆頭上級副委員長と会談 欧州委員(エネルギー担当)と会談
	往	林外務大臣	4/7	ウィルメ 化施設相 ボレルEI 委員長と ブリンケ ジョリー	ト相会合出席 ス副首相兼外務・欧州問題・対外貿易・連邦文 と会談 U外務・安全保障政策上級代表兼欧州委員会副
	往	金子総務大臣	5/1-5/2	5/2	ヴェステアー欧州委員会上級副委員長及びブル トン欧州委員(域内市場担当)と会談
	往	本田外務大臣政務官	5/9-5/10	5/10 5/10 5/10	「シリア及び地域の将来の支援に関する第6回 ブリュッセル会合」出席 ペデルセン国連シリア担当特使と会談 ハビーブ・レバノン外務移民相と会談
	来	ドーズ上院議長	9/27-9/29	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 尾辻参議院議長と会談
	来	ラビブ外相	12/2-12/10	12/5	林外務大臣と会談
	来	アストリッド王女殿下	12/2-12/11	実務訪問 12/5 12/10	賓客 岸田総理大臣と会談 秋篠宮皇嗣同妃両殿下、佳子内親王殿下及び悠 仁親王殿下と御懇談
ポーランド	往	林外務大臣 (総理特使)	4/2-4/4	4/2 4/2 4/3 4/4 4/4 4/4	クレーバ・ウクライナ外相と会談 国際移住機関(IOM)、国連難民高等弁務官事 務所(UNHCR)、国連世界食糧計画(WFP)、 世界保健機関(WHO)代表者及びNGO関係 者と意見交換 ウクライナとの国境地帯訪問・ジェシュフ連絡 事務所視察 ラウ外相と会談 モラヴィエツキ首相を表敬 ドゥダ大統領を表敬

国・地域名	往/来	要人名	期間	往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
	往	武井外務副大臣	11/30-12/2	12/1-2 第29欧州安全保障協力機構(OSCE)外相理 事会出席
				12/1 シエヴィエラ国家安全保障局長官と会談
				12/1 ポペスク・モルドバ副首相兼外務・欧州統合相 と会談
				12/1 ブルキッチ・ボスニア・ヘルツェゴビナ副外相と会談
				12/1 ラドゥロヴィッチ・モンテネグロ首相補佐官と会談
				12/1 シュミットOSCE事務総長と会談
				12/2 OSCE トロイカとアジア・パートナー国との会 合出席
				12/2 ラウ外相と会談
				12/2 オスマニ北マケドニア外相と会談
				12/2 バイラモフ・アゼルバイジャン外相と会談
				12/2 クラヴィーニョ・ポルトガル外相と会談
				12/2 ハスラー・リヒテンシュタイン外務・教育・スポーツ相と会談
ポルトガル	往	三宅外務大臣政務官	6/27-7/1	6/27-7/1 第2回「持続可能な開発目標(SDG)14」 実施支援・国連会議(第2回国連海洋会議) 出席
				6/29 アンドレ外務・国際協力担当副相と会談
	来	サントス・シルヴァ共和	11/14-11/19	11/15 細田衆議院議長と会談
		国議会議長		11/15 尾辻参議院議長と会談
				11/16 天皇皇后両陛下が共和国議会議長夫妻を御引見
マルタ	来	ボージュ外務・欧州・貿 易相	9/24-9/28	9/27 故安倍晋三国葬儀参列
モルドバ	来	ガブリリツァ首相	9/26-9/28	9/27 故安倍晋三国葬儀参列 9/28 岸田総理大臣と会談
	来	 サンドゥ大統領	12/1-12/3	12/2 岸田総理大臣主催夕食会出席
				12/2 細田衆議院議長と会談
				12/3 国際女性会議WAW!2022出席
				12/3 岸田総理大臣と会談
ラトビア	往	吉川外務大臣政務官	10/11	リンケービッチ外相と会談 日・ラトビア・ワーキングホリデー協定署名式出席
リトアニア	来	ランズベルギス外相	6/5-6/7	外務省賓客
	<u> </u>		10/0= 10/0	6/6 鈴木外務副大臣と会談
	来	シモニーテ首相	10/25-10/28	10/26 岸田総理大臣と会談
ルクセンブルク	来	ベッテル首相	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
	来	ベッテル首相	10/18-10/19	10/18 岸田総理大臣と会談
ルーマニア	来	チウカ首相	9/25-9/28	9/26 岸田総理大臣と会談
				9/27 故安倍晋三国葬儀参列 9/28 細田衆議院議長と会談
	来	 チョラク下院議長	9/25-9/28	9/27 故安倍晋三国葬儀参列
			J1 25-31 20	9/28 細田衆議院議長と会談
			L	

(5) ロシア、中央アジアとコーカサス

(0) — / /	'	., , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
アゼルバイジャン	往	本田外務大臣政務官	5/5	ババエフ環境天然資源相と会談 バイラモフ外相と会談 ガファロヴァ議会議長及びアガザーデ対日友好議連会長 と会談 ジャバロフ経済相と会談
アルメニア	往	本田外務大臣政務官	5/2-5/3	 5/2 アルシャキャン国民議会副議長及びトゥニャン 友好議連会長と会談 5/2 日本語・日本文化関係者と意見交換 5/3 グカサワン村IT職業訓練センター訪問 5/3 サファリャン外務次官と会談 5/3 ホヴァニシャン大司教と意見交換

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
ウズベキスタン	ウズベキスタン 往 林外務大E		4/29-4/30	4/29 4/29 4/29 4/30	ウルムザーコフ副首相兼投資・対外貿易相と会談 ミルジヨーエフ大統領を表敬 ノフロ外務第一次官と会談 ヤッカサライ墓地に献花
	来	ノロフ外相	12/22-12/25	12/23 12/24 12/24	_ · · · · · - · - · · · · · _ · · ·
カザフスタン	往	林外務大臣	4/29		7大統領を表敬 バルディ外相と会談
	来	トレウベルディ副首相兼 外相	9/26-9/28	9/26 9/27	林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
	来	トレウベルディ副首相兼 外相	12/23-12/25	12/23 12/24 12/24	岸田総理大臣を表敬 「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合出席 林外務大臣と会談
キルギス	往	本田外務大臣政務官	6/8-6/9	6/8 6/8 6/8 6/8 6/8	イサエヴァ共和国議会副議長、マサビロフ対日 友好議連会長及びアイダルベコフ共和国議会外 交・防衛・安全保障・移民委員長と会談 バイサロフ内閣副議長と会談 アジムバキエフ大統領府対外政策局長・外交担 当大統領補佐官と会談 マドマロフ外務次官と会談 「ビシュケク医療カレッジ教育環境改善計画」 (無償資金協力)供与式出席 「一村一品(OVOP)運動」関連施設視察
	来	ジャパロフ内閣議長兼大 統領府長官	11/29-12/3	12/1	中央アジア投資フォーラム(財務省及び欧州復興開発銀行(EBRD)共催)出席
	来	クルバエフ外相	12/23-12/24	12/23 12/24 12/24	岸田総理大臣を表敬 「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合出席 林外務大臣と会談
ジョージア	往	本田外務大臣政務官	5/3-5/4	5/4 5/4 5/4	フフティシアシヴィリ外務次官と会談 ダヴィタシヴィリ副首相兼・持続的発展相と会談 トビリシ国立医科大学付属キプシゼ中央病院訪問・医療機材供与式出席 ビジネス関係者と意見交換
	来	パプアシヴィリ議会議長	11/5-11/9	11/7 11/8	細田衆議院議長と会談 吉川外務大臣政務官を表敬
	来	ダルチアシヴィリ外相	12/14-12/16	外務省實 12/15	
タジキスタン	往	本田外務大臣政務官	6/5-6/7	6/6 6/6 6/6	ムフリッディン外相と会談 バタムゾダ下院第一副議長及びハキムゾダ対日 友好議連会長と会談 秋元豊・国連タジキスタン監視団 (UNMOT)
				6/6	政務官他国連職員顕彰プレートに献花 「ドゥシャンベ市第13ヘルスケアセンター医療機材整備計画」(無償資金協力)供与式出席
				6/6 6/6	ドゥシャンベ国際空港貨物ターミナル視察 「幼児期予防接種改善計画(UNICEF連携)」(無 償資金協力)供与式出席
				6/6 6/7	タジキスタン国立言語大学視察 「持続可能な開発のための水」国際行動の10年 に関する第2回ハイレベル国際会議出席 ドゥシャンベ市第72番学校視察
	来	サイード第一副首相	11/27-12/2	12/1	中央アジア投資フォーラム(財務省及びEBRD 共催)出席
				12/2	林外務大臣と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往 来 目 的 ・ 主 要 日 程
	来	ムフリッディン外相	12/23-12/24	12/23 12/24 12/24	岸田総理大臣を表敬 「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合出席 林外務大臣と会談
トルクメニスタン	来	ベルディムハメドフ人民 評議会議長及び同令夫人	9/25-10/1	9/26 9/27 9/28	細田衆議院議長と会談 故安倍晋三国葬儀参列 岸田総理大臣と会談
	来	メレドフ副首相兼外相	12/21-12/24	12/22 12/23 12/24 12/24	日本トルクメニスタン経済合同会議出席 岸田総理大臣を表敬 「中央アジア+日本」対話・第9回外相会合出席 林外務大臣と会談

(6) 中東と北アフリカ

(0) 干米乙化		773							
アラブ首長国連邦	往	若宮国際博覧会担当大臣	3/19-3/20	3/19-20 3/19 3/19 3/19 3/20	0 ドバイ万博視察 ハムダーン・ドバイ首長国皇太子殿下と会談 ムバラク寛容共存相と会談 イン・カナダ国際貿易相と会談 ハーシミー国際協力担当相と会談				
	往	林外務大臣	3/20	ジャーベル産業・先端技術相兼日本担当特使と会談 (ジンライン) ドバイ万博の視察 ナヒヤーン外務・国際協力相と会談					
	往	若宮国際博覧会担当大臣	3/30-3/31	3/30 3/31 3/31	ドバイ万博BIE デー出席 ケルケンツェス BIE 事務局長と会談 ドバイ万博閉幕式出席				
	往	甘利総理特使	5/15-5/17	5/16 5/16	ハリーファ大統領の薨去を受けたムハマンド新 大統領への弔問 マクトゥーム副大統領兼首相への弔問				
	来	ハーリド・アブダビ執行 評議会委員兼執行事務局 長	9/26-9/28	9/26 9/27	岸田総理大臣を表敬 故安倍晋三国葬儀参列				
アルジェリア	往	山田外務副大臣	12/18-12/19	12/18 12/18 12/18	ベラー二外務次官と会談 サグダール産業相と会談 アルカブ・エネルギー・鉱業相と会談				
イスラエル	来	ガンツ副首相兼国防相	8/29-8/30	8/30	林外務大臣と会談				
イラク	往	髙木外務大臣政務官	11/1-11/4	11/2 11/2 11/2 11/2 11/3	バグダッド国際見本市出席 ダーウド貿易相と会談 スーダーニー首相と会談 バルザンジー外務次官と会談 ハルサ火力発電所及びハルサ浄水場完工式典出 席 ファーデル電力相と会談				
				11/4	アブドゥルガニー第二副首相兼石油相と会談				
エジプト	来	エルワジール運輸相(大 統領特使)	9/26-9/29	9/27 9/28 9/29	故安倍晋三国葬儀参列 松野内閣官房長官を表敬 山田外務副大臣と懇談				

国・地域名	往/来	要人名	期間	往来目的・主要日程
国。地域石	往/本	西村環境大臣	11/13-11/19	11/13-19 気候変動枠組条約第27回締約国会議 (COP27) 出席 11/14 コフィー英国環境・食糧・農村地域相と会談 11/14 ストリレツ・ウクライナ環境保護・天然資源相 と会談 11/15 レムケ・ドイツ環境・自然保護・原子力安全相 と会談 11/15 フラティン・イタリア環境・エネルギー安全保 障相と会談
				11/17 ギルボー・カナダ環境・気候変動相と会談 11/17 ジャーベルUAE気候変動特使と会談 11/17 ボーウェン・オーストラリア気候変動・エネル ギー相と会談 11/18 パニエ=リュナシェ・フランス・エネルギー移
				行相と会談 11/18 キレパ・パプアニューギニア環境・保全・気候変動相と会談 11/18 ティマーマンス欧州委員会筆頭上級副委員長と
				会談 11/18 シュクリ外相と会談 11/18 フー・シンガポール持続可能性・環境相と会談 11/18 ヤーダブ・インド環境・森林・気候変動相と会談
オマーン	往	本田外務大臣政務官	6/20-6/21	6/20 ウーフィー・エネルギー・鉱物資源相を表敬 6/20 バドル外相を表敬 6/21 ワハイビー行政・財政担当外務次官と会談 6/21 海洋安全保障センター訪問
	往	西村経済産業大臣	12/27	ウーフィー・エネルギー鉱物資源相と会談 ハイサム国王陛下を表敬 バドル外相と会談
カタール	来	タミーム首長	9/26-9/28	9/27 故安倍晋三国葬儀参列 9/28 天皇陛下が御会見
クウェート	往	本田外務大臣政務官	7/31-8/1	8/1アフマド外相を表敬8/1ファーリス副首相兼石油相を表敬8/1ザフィーリー副外相と会談
	来	アフマド・ナーセル外相	9/26-9/27	9/27 林外務大臣と会談 9/27 故安倍晋三国葬儀参列
サウジアラビア	来	ファイサル外相	7/18-7/19	7/19 岸田総理大臣を表敬 7/19 林外務大臣と会談
	来	ファイサル外相	9/27-9/28	9/27 林外務大臣と会談 9/27 故安倍晋三国葬儀参列
	往	西村経済産業大臣	12/25-12/26	12/25 日・サウジ・エネルギー協議出席 12/25 ルマイヤンPIF総裁と会談 12/26 日・サウジ・ビジョン 2030投資フォーラム出席 12/26 ファーレフ投資相と会談
チュニジア	往	本田外務大臣政務官	5/10-5/12	5/11
	来	ジェランディ外務・移民・ 在外チュニジア人相	6/1-6/3	6/2 鈴木外務副大臣と会談

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
	往	林外務大臣	8/25-8/28	8/26	ジェランディ外務・移民・在外チュニジア人相
		(総理特使)			と会談
				8/26	サイード大統領を表敬
				8/26	ブデン首相主催レセプション出席
				8/26	ガコソ・コンゴ共和国外務・仏語圏・在外自国
					民相と会談
				8/26	ガヌー・モーリシャス陸軍ライトレール相兼外
				0.406	務・地域統合・国際貿易相と会談
				8/26	マスドゥ・ニジェール国務相兼外務・協力相と会談
				8/26	アダモ・ガボン外相と会談
				8/26	アブバカー・ウガンダ外相と会談
					8 第8回アフリカ開発会議(TICAD8)出席
				8/27	アシ・コートジボワール首相と会談
				8/27	ボチュウェイ・ガーナ外務・地域統合相と会談 ラジョリナ・マダガスカル大統領を表敬
				8/27	ンショウナ・マダカスカル人利視を表観 ムスワティ3世・エスティワニ国王陛下を表敬
				8/27	コレイア・エ・シルヴァ・カーボベルデ首相を
				0/2/	表敬
				8/27	ラマコエ・レソト外務・国際関係相と会談
				8/27	ンダイシミエ・ブルンジ大統領を表敬
				8/27	バレ・ソマリア首相を表敬
				8/27	ラムカラワン・セーシェル大統領を表敬
				8/28	第4回野口英世アフリカ賞授賞式出席
				8/28	サレー・エリトリア外相と会談
				8/28	フランシス・シエラレオネ外務・国際協力相と
					会談
				8/28	ケマヤ・リベリア外相と会談
				8/28	ムソコトゥワネ・ザンビア財務・国家計画相と
				8/28	会談
トルコ	往	 林外務大臣	3/19		ノュオール外相と会談
1 // _	往	山田外務副大臣	9/16-9/17	9/16	エルトゥールル号殉職者追悼式典出席
	1 1 1		9/10-9/1/	9/16	アブドゥッラー黒海穀物イニシアティブ国連調
				37 10	整官と意見交換
				9/16	日系企業代表者と意見交換
	来	チャヴシュオール外相	9/25-9/27	9/26	林外務大臣と会談
				9/27	故安倍晋三国葬儀参列
バーレーン	往		6/21-6/23	6/22	ザヤー二外相を表敬
	'-			6/22	ハリーファ南部県知事を表敬
				6/22	サルマン財務・国家経済相を表敬
				6/23	日・バーレーン投資協定署名式出席
	来	ザヤー二外相	9/26-9/30	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
				9/29	林外務大臣と会談
	来	サルマン皇太子殿下兼首	9/27-9/30	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
		相		9/28	岸田総理大臣と会談
モロッコ	来	アハヌーシュ首相	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
	L			9/28	岸田総理大臣と会談
	往	山田外務副大臣	12/19-12/21	12/20	ジャズリ首相付投資・公共政策統合・評価担当
					特命相と会談
				12/21	ブリタ外務・アフリカ協力・在外モロッコ人相
					と会談
ヨルダン	来	アブドッラー2世国王陛	9/26-9/28	9/27	岸田総理大臣と会談
		下		9/27	故安倍晋三国葬儀参列
				9/28	天皇陛下が御会見

国・地域名 往/来 要人名 期間 往来目的・主要日程

(7) アフリカ

(7) アフリカ					
アンゴラ	往	櫻田総理特使	9/15-9/16	9/15 9/15 9/15	ロペス副外相と意見交換 ロウレンソ大統領就任式典出席 ロウレンソ大統領を表敬
エスワティニ	来	マスク副首相及び同令夫人	9/23-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
ガボン	来	オスカ・ラポンダ首相	9/26-9/28	9/26 9/27	岸田総理大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
ガンビア	来	タンガラ外務・国際協力・在外ガンビア人相	9/26-9/28	9/27 9/27	山田外務副大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
ケニア	往	鈴木外務副大臣	5/2-5/3	5/2 5/2 5/3 5/3 5/3 5/3	「シロアムの園」視察 アミーナ・スポーツ・文化遺産長官と会談 第2回日・アフリカ官民経済フォーラム出席 オマモ外務長官と会談 マイナ産業化・貿易・企業開発長官と会談 ゴンジ・チュニジア産業・鉱山・エネルギー相 と会談 ドゥルカマル・コモロ外務・国際協力相と会談
	往	牧原総理特使	9/12-9/13	9/13	ルト大統領就任式典出席
コモロ連合	来	アザリ大統領及び同令夫人	9/26-9/29	9/27 9/28 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 岸田総理大臣と会談 天皇陛下が大統領と御会見
	来	ドイヒール外務・国際協力相	9/26-9/29	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
コンゴ民主共和国	来	ルトゥンドゥラ副首相兼 外相	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
セネガル	往	山田外務副大臣	10/23-10/25	10/24 10/24 10/24 10/24	ソアレシュ・カーボベルデ外務・協力地域統合相と会談 ジョップ・マリ暫定政府外務・国際協力相と会談 サンブ・ギニアビサウ副首相を表敬
	来	サル大統領	12/17-12/20	12/19	間實客 岸田総理大臣と会談 天皇陛下が御会見
	来	タル外務・在外自国民相	12/17-12/20	サル大紹 12/19	
タンザニア	来	マジャリワ首相	9/25-9/29	9/26 9/27	岸田総理大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列
トーゴ	来	ニャシンベ大統領	9/26-9/28	9/27 9/28 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 天皇陛下が御会見 岸田総理大臣と会談
ブルンジ	来	シンギロ外務・開発協力 相	9/25-9/29	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 林外務大臣と会談
南アフリカ	来	パンドール国際関係・協 力相	10/12-10/13	10/13	林外務大臣と会談
ルワンダ	往	鈴木外務副大臣	5/3-5/5	5/4 5/4 5/4 5/4	ギガリ・ジェノサイド・メモリアルに献花 ビルタ外務・国際協力相と会談 インガビレICT・イノベーション相と会談 花卉生産現場視察

国・地域名	往/来	要人名	期	間		往:	来	目	的	•	主	要	日	程	
レソト	来	マジョロ首相及び同令夫人	9/26-9	9/28	9/27	故安	倍晋	三玉	葬儀	参列	īIJ				
					9/28	岸田	総理	大臣	교と순	談					

(8) 国際機関

(0) 凹际饭闲					
アジア太平洋経 済協力(APEC)	来	サンタマリア事務局長	9/26-9/30	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
欧州評議会 (CoE)	来	ペイチノビッチ=ブリッ チ事務局長	12/2-12/5	12/2 12/3 12/3	岸田総理大臣主催夕食会出席 国際女性会議WAW!2022出席 林外務大臣と会談
欧州復興開発銀 行(EBRD)	来	ルノーバッソ総裁	11/29-12/2	11/30	山田外務副大臣を表敬
Gavi ワクチンア ライアンス	来	バークレー事務局長	3/27-3/29	3/28	鈴木外務副大臣を表敬
グローバルファ ンド(GF)	来	サンズ事務局長	4/20-4/21	4/21	林外務大臣を表敬
国際エネルギー 機関(IEA)	来	ビロル事務局長	9/25-9/28	9/26 9/26 9/27 9/27	岸田総理大臣を表敬 林外務大臣と会談 故安倍晋三国葬儀参列 髙木外務大臣政務官と会談
国際オリンピッ ク委員会(IOC)	来	バッハ会長	9/25-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
国際刑事裁判所 (ICC)	来	ホフマンスキ所長	10/19-10/22	10/20 10/21 10/21 10/21 10/21	岸田総理大臣を表敬 林外務大臣を表敬 山田外務副大臣を表敬 国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)との協力合意書署名式出席 UNAFEI設立60周年記念行事出席
国際原子力機関 (IAEA)	来	グロッシー事務局長	5/18-5/20	外務省署 5/19 5/19 5/20	图客 林外務大臣と会談 東京電力福島第一原子力発電所視察 岸田総理大臣を表敬
国際再生可能工	来	ラ・カメラ事務局長	4/10-4/11	4/11	小田原外務副大臣と会談
ネルギー機関 (IRENA)	来	ラ・カメラ事務局長	9/25-9/27	9/26 9/26	山田外務副大臣と会談 第5回水素閣僚会議出席
国際通貨基金 (IMF)	来	ゲオルギエヴァ専務理事	7/18-7/20	7/19 7/19 7/19	岸田総理大臣を表敬 鈴木財務大臣と会談 黒田日銀総裁と会談
国際熱核融合実 験炉機構 (ITER)	来	多田暫定機構長	7/19-7/22	7/20	林外務大臣を表敬
国際農業開発基金 (IFAD)	来	ラリオ総裁	11/17-11/18	l	第2回日・IFAD戦略対話出席 髙木外務大臣政務官を表敬
国連(UN)	来	グテーレス事務総長	8/5-8/8	実務訪問 8/6 8/6 8/6 8/6 8/8 8/8	調客(実務訪問賓客としての滞在期間は8/6-8) 岸田総理大臣と会談 平和記念資料館視察 広島平和記念式典出席 被爆者と面会 林外務大臣と会談 天皇陛下が御引見
国連開発計画 (UNDP)	来	シュタイナー総裁	7/12-7/14	7/13 7/14	林外務大臣と会談 岸田総理大臣を表敬
国連科学委員会 (UNSCEAR)	来	メットカーフ事務局長	7/18-7/23	7/22	上杉外務大臣政務官を表敬
国連環境計画 (UNEP)	来	アンダーセン事務局長	10/2-10/4	10/4	林外務大臣を表敬

国・地域名	往/来	要人名	期間		往来目的・主要日程
国連気候変動枠 組条約 (UNFCCC)	来	エスピノサ事務局長	4/11-4/12	4/11 4/11	鈴木外務副大臣と会談 山□環境大臣と会談
国連訓練調査研 究所(UNITAR)	来	セス総代表	9/5-9/8	9/7	林外務大臣を表敬
国連児童基金 (UNICEF)	来	ラッセル事務局長	11/1-11/6	11/2	岸田総理大臣を表敬
国連女性機関 (UN Women)	来	バフース事務局長	12/1-12/6	12/2 12/3 12/5	岸田総理大臣主催夕食会出席 国際女性会議 WAW!2022 出席 林外務大臣を表敬
国連世界食糧計画 (WFP)	往	ビーズリー事務局長	7/11-7/13	7/11 7/13	林外務大臣と会談 岸田総理大臣を表敬
国連難民高等弁 務官事務所 (UNHCR)	来	グランディ高等弁務官	11/6-11/9	11/8 11/8 11/9	秋篠宮皇嗣同妃両殿下が御引見 細田衆議院議長と会談 林外務大臣と会談
国連人間居住計画 (UN-Habitat)	来	シャリフ事務局長	7/24-7/29	7/28	鈴木外務副大臣を表敬
国連パレスチナ 難民救済事業期 間 (UNRWA)	来	ラザリーニ事務局長	10/5-10/7	10/6	林外務大臣と会談
国連防災機関 (UNDRR)	来	水鳥国連事務総長特別代表 (防災担当) 兼国連防 災機関長	5/30-6/7	6/1	鈴木外務副大臣を表敬
	来	水鳥国連事務総長特別代表(防災担当)兼国連防 災機関長	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
	来	水鳥国連事務総長特別代表 (防災担当) 兼国連防 災機関長	12/1-12/8	12/3	国際女性会議WAW!2022出席
国連薬物・犯罪 事務所 (UNODC)	来	ワーリー事務局長	7/24-7/29	7/25 7/25 7/26	林外務大臣を表敬 第9回日・UNODC戦略政策対話出席 小田原外務副大臣と会談
世界銀行	来	マルパス総裁	9/12-9/13	9/13 9/13	岸田総理大臣を表敬 国際開発協会 (IDA) 第20次増資会合出席
世界税関機構 (WCO)	来	御厨事務総局長及び同令 夫人	9/26-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
世界貿易機関 (WTO)	来	オコンジョ=イウェアラ 事務局長	10/18-10/20		客 岸田総理大臣を表敬 林外務大臣と会談
万国郵便連合	来	目時国際事務局長	9/25-9/28	9/27	故安倍晋三国葬儀参列
(UPU)	来	目時国際事務局長	12/17- 2023/1/3	12/19	林外務大臣を表敬
緑の気候基金 (GCF)	来	グレマレック事務局長	7/7-7/9	7/7	鈴木外務副大臣を表敬
UHC2030	来	クーニン共同議長	9/22-9/30	9/27 9/28	故安倍晋三国葬儀参列 秋本外務大臣政務官を表敬

用語索引

英字

COVAXファシリティ 248, 259

EU離脱 124, 275

G7 4, 7, 9, 12, 15, 16, 17, 18, 21, 22, 23, 27, 40, 50, 51, 56, 57, 73, 95, 100, 101, 103, 104, 107, 108, 110, 117, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 137, 139, 140, 143, 144, 156, 170, 173, 175, 195, 198, 201, 207, 217, 228, 240, 245, 246, 258, 259, 260, 261, 268, 269, 280, 282, 283, 284, 288, 292, 294, 345, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 376, 379, 380, 381, 382, 383

G20 3, 4, 34, 36, 41, 56, 62, 68, 69, 107, 110, 118, 123, 124, 126, 127, 172, 173, 210, 240, 246, 258, 260, 261, 262, 263, 264, 280, 282, 284, 285, 290, 292, 294, 375, 381

G20エネルギー移行大臣会合 290

Gavi 248, 259, 260, 358

JENESYS (Japan-East Asia Network of Exchange for Students and Youths) 47, 67, 84, 86

JETプログラム 84, 302, 305 JICA海外協力隊 249, 321, 323 **JPO 派遣制度** 360 **MIRAI** 122

あ

アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO) 234 アジア欧州会合(ASEM) 129, 131, 198 **アジア欧州財団(ASEF)** 131, 359 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP) 200, 202 アジア開発銀行(ADB) 179, 316, 361 アジア太平洋経済協力(APEC) 4, 36, 41, 44, 56, 70, 85, 88, 93, 94, 110, 118, 276, 282, 285, 294, 381

APEC首脳会議 36, 41, 44, 56, 93, 118, 285, 381

アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP) 276 **アジア不拡散協議(ASTOP)** 219 **アジア輸出管理セミナー** 219 ASEAN感染症対策センター(ACPHEED) 90, 91, 249

ASEAN地域フォーラム(ARF) 85, 88, 94, 193, 197, 198, 202, 376

ASEAN+3首脳会議 91

アフリカ開発会議(TICAD) 11, 30, 153, 163, 164, 166, 167, 168, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 205, 254, 258, 260, 280, 300, 340, 370, 376, 377

アフリカ連合(AU) 166, 168, 170, 176, 284,

アルテミス計画 203 **アルテミス合意** 203

LI

慰安婦 37, 38, 39, 63, 65, 66, 299, 353, 354, 355

遺棄化学兵器 50

- **一带一路** 77
- 一般討論演説 24, 57, 212, 213, 214, 216, 217, 227, 228, 232, 257
- **一方的な現状変更** 3, 5, 6, 7, 8, 9, 15, 33, 43, 48, 51, 76, 88, 89, 92, 95, 128, 129, 130, 132, 142, 182, 198, 200, 232, 281, 342

違法・無報告・無規制(IUU)漁業 251, 264, 294, 297

イラクとレバントのイスラム国(ISIL) 151, 153, 155, 162, 210

インド太平洋に関する ASEAN アウトルック (AOIP) 30, 32, 33, 88, 89, 90, 91, 92, 198, 249 インフラシステム海外展開戦略 286

宇宙 8, 43, 83, 84, 101, 103, 130, 160, 161, 172, 184, 185, 186, 202, 203, 204, 318, 379 宇宙空間における責任ある行動 202 宇宙空間における軍備競争の防止(PAROS) 202 宇宙資源 202 宇宙状況把握(SSA) 202 海における法の支配の三原則 89, 198, 234

衛星破壊実験 202, 203

栄養 77, 248, 250, 260, 291, 292, 340, 379 **液化天然ガス(LNG)** 26, 72, 141, 160, 173, 287, 288, 289

エネルギー安全保障 10, 11, 17, 25, 71, 108, 144, 158, 159, 173, 192, 228, 253, 267, 283, 284, 288, 289, 290, 291

エネルギー憲章に関する条約(ECT) 290, 291 **エネルギー・鉱物資源** 161, 287, 289, 290, 291 円借款 90, 157, 176, 248, 249, 254 **円滑化協定(RAA)** 9, 34, 82, 83, 122, 124, 125, 132, 191, 236, 281

お

欧州安全保障協力機構(OSCE) 129, 131, 133,

欧州委員会 33, 126, 194, 215, 271, 368 欧州議会 366, 380 **欧州評議会(CoE)** 131, 133 **欧州理事会** 123

欧州連合(EU) 4, 9, 17, 21, 28, 30, 31, 33, 34, 35, 58, 94, 113, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 127, 132, 133, 136, 137, 138, 139, 140, 147, 148, 155, 183, 191, 192, 193, 194, 197, 203, 215, 219, 222, 234, 236, 238, 240, 253, 271, 274, 275, 277, 278, 279, 282, 287, 288, 292, 293, 366, 368, 369, 370, 373, 374, 375, 377, 379, 380, 382

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議 定書 265

オーストラリア・グループ(AG) 219 オリンピック・パラリンピック 39, 302, 306, 323, 326

温室効果ガス 204, 267, 268, 288

か

海外安全情報 329, 330 **海外安全ホームページ** 330, 336 **外交記録公開** 342 海上交通 32, 90, 197, 200, 250 海賊 30, 170, 177, 200, 201, 282 開発協力大綱 11, 205, 245, 246, 257, 259, 317

外務省ホームページ 16, 18, 31, 39, 40, 47, 48, 51, 64, 65, 66, 67, 76, 128, 129, 143, 156, 251, 255, 256, 271, 280, 298, 299, 300, 326, 337, 338, 339, 340, 342, 350, 354, 355, 356, 357

外務・防衛閣僚協議(「2+2」) 8, 32, 34, 36, 37, 71, 76, 83, 99, 100, 101, 103, 104, 105, 106, 122, 125, 126, 132, 184, 185, 186, 187, 190, 191, 192, 195, 196, 366, 367, 371, 375 **海洋** 31, 32, 33, 35, 45, 49, 63, 66, 71, 84, 85, 88, 89, 90, 91, 92, 124, 129, 130, 134, 135, 151, 160, 162, 170, 171, 173, 177, 182, 184, 190, 192, 197, 198, 200, 201, 202, 223, 224, 233, 234, 235, 236, 249, 251, 256, 257, 262, 263, 264, 270, 281, 293, 294, 316, 343, 374, 379, 380

海洋安全保障 31, 33, 84, 124, 129, 130, 177, 184, 192, 197, 198, 201, 202

海洋状況把握(MDA) 31, 202

海洋プラスチックごみ 91, 224, 251, 262, 263, 264

科学技術外交 270, 271, 272

化学兵器 17, 20, 50, 162, 218, 219, 225, 318, 319, 359

化学兵器禁止条約(CWC) 50, 225

核軍縮 2, 6, 7, 11, 22, 95, 99, 101, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 223, 318, 321

拡散に対する安全保障構想(PSI) 218, 219

核実験 55, 56, 57, 212, 214, 216, 220, 228, 358, 378

核セキュリティ 15, 26, 27, 218, 221, 222, 223 核兵器 3, 5, 7, 11, 12, 15, 30, 45, 59, 85, 92, 99, 135, 141, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 228, 283, 284, 318, 319, 321, 374, 376, 380, 382

核兵器廃絶決議 212, 214, 216, 217, 218, 380, 382

核兵器不拡散条約(NPT) 3, 12, 85, 100, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 220, 221, 223, 224, 228, 283, 318, 376, 377

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT) 212, 216, 217

核・ミサイル 5, 35, 43, 45, 54, 55, 57, 60, 84, 100, 101, 104, 182, 184, 213, 219, 220, 221, 229, 283

過激主義 12, 151, 207, 209, 253, 254

環インド洋連合(IORA) 94

カリブ共同体(CARICOM: カリコム) 113

環境社会配慮ガイドライン 255

感染症 2, 4, 6, 35, 41, 42, 70, 90, 91, 95, 108, 109, 110, 115, 121, 131, 155, 166, 167, 176, 178, 188, 213, 228, 248, 249, 254, 259, 260, 261, 265, 272, 273, 299, 307, 314, 328, 329, 330, 331, 336, 343, 360, 373, 375, 383

感染症危険情報 329

環太平洋パートナーシップ協定(TPP12) 274. 278

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進 **的な協定(CPTPP)** 7, 31, 82, 83, 84, 107, 108, 112, 116, 118, 236, 274, 275, 277, 278, 285 官民連携 228, 248, 273

気候変動 2, 4, 6, 7, 11, 32, 42, 45, 53, 82, 85, 90, 91, 94, 95, 96, 99, 101, 105, 107, 108, 116, 121, 122, 146, 163, 166, 174, 204, 223, 227, 229, 242, 248, 249, 251, 255, 257, 262, 263, 264, 266, 267, 268, 269, 270, 272, 275, 280, 281, 283, 284, 288, 291, 298, 315, 319, 320, 340, 359, 361, 377, 380, 381

気候変動枠組条約 4, 163, 267, 280, 359, 361, 380

技術協力 8, 69, 83, 108, 117, 132, 162, 193, 201, 211, 224, 245, 248, 249, 250, 253, 255, 271, 272, 285

北大西洋条約機構(NATO) 4, 9, 18, 35, 56, 59, 63, 100, 107, 121, 122, 124, 127, 129, 130, 132, 133, 134, 138, 156, 183, 192, 216, 343, 366, 368, 371, 373, 374, 379, 381

北朝鮮人権状況決議 58, 238, 371, 382

基本的価値 11, 32, 33, 51, 76, 82, 84, 92, 95, 110, 113, 115, 117, 118, 121, 122, 126, 130, 132, 134, 136, 138, 176, 274, 283, 343

旧朝鮮半島出身労働者問題 63,64,65,353, 356, 357

旭日旗 299

金融活動作業部会(FATF) 210

草の根・人間の安全保障無償資金協力 165,257, 322

草の根文化無償資金協力 165,310,311 **クラスター弾に関する条約(CCM)** 227

グローバルヘルス・アーキテクチャー(GHA) 4. 12, 259, 260, 261

グローバルヘルス戦略 259, 261

軍縮 2, 6, 7, 11, 22, 43, 82, 95, 99, 101, 193, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 223, 225, 226, 227, 315, 318, 319, 321, 362, 380

軍縮・不拡散イニシアティブ (NPDI) 212, 213, 214, 215

軍事力 2, 5, 30, 35, 42, 43, 59, 182, 192

経済安全保障 5, 6, 7, 8, 30, 34, 37, 39, 62, 83, 101, 105, 108, 110, 117, 123, 124, 182, 183, 191, 193, 194, 195, 196, 197, 272, 293, 345

経済協力開発機構(OECD) 112, 210, 246, 255, 256, 280, 281, 282, 287, 288, 358, 359, 360, 361, 367, 368

経済協力開発機構(OECD)開発援助委員会(DAC) 112, 246, 255, 256

経済的威圧 92, 105, 193, 194, 195, 196, 275, 281, 285

経済連携協定(EPA) 31, 68, 82, 88, 108, 114, 123, 124, 154, 195, 233, 236, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 282, 310, 368, 370

原子力供給国グループ(NSG) 219, 220, 221 **原子力協定** 225

賢人会議 12, 117, 212, 214, 215, 375, 382

コーカサス・イニシアティブ 147 **黒海穀物イニシアティブ** 14, 26, 141, 292, 375 国際移住機関(IOM) 19, 174, 211, 315, 358, 361

国際宇宙ステーション(ISS) 161, 203, 204 国際エネルギー機関(IEA) 289, 291, 359, 369, 371, 382

国際海底機構(ISA) 234

国際海洋法裁判所(ITLOS) 233, 234, 235, 316

国際協力機構(JICA) 19, 21, 52, 120, 197, 201, 204, 211, 241, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 302, 317, 321, 323, 336, 361

国際協力事業安全対策会議 249

国際刑事裁判所(ICC) 25, 200, 233, 236, 237, 242, 316, 358, 361

国際原子力機関(IAEA) 15, 26, 27, 55, 155, 215, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 358, 361, 377

国際交流基金(JF) 299, 302, 303, 304, 306, 309, 310

国際再生可能エネルギー機関(IRENA) 290, 295 **国際司法裁判所(ICJ)** 24, 66, 233, 235, 316, 355, 370

国際女性会議WAW! 131, 137, 240, 241, 242, 243, 382

国際人権法 239

国際人道法 238, 239

国際水路機関(IHO) 67

国際通貨基金(IMF) 35, 75, 78, 81, 87, 111, 117, 120, 145, 152, 163, 169, 172, 174, 179, 206, 361

国際的なルール作り 7, 202, 219, 226, 293, 362

国際テロ情報収集ユニット(CTU-J) 209

国際熱帯木材機関(ITTO) 265

国際捕鯨委員会(IWC) 293, 294

国際保健 4, 12, 51, 101, 259, 260, 261, 284

国際保健規則(IHR) 260, 261

国際民間航空機関(ICAO) 139, 144, 319, 320, 332, 361

国際輸出管理レジーム 219, 220, 221

国際連合(UN) 24. 175. 178. 198. 205. 227. 228, 232, 241, 242, 243, 304, 310, 316, 341, 358, 359, 361

国際連合大学(UNU) 310

国際労働機関(ILO) 260, 361, 368

国内避難民 74, 146, 151, 159, 177, 247, 317, 322

- **国連安全保障理事会(国連安保理)** 3, 5, 10, 23, 30, 33, 45, 54, 55, 56, 61, 84, 93, 103, 132, 173, 190, 191, 192, 210, 219, 220, 227, 228, 229, 230, 242, 318, 321, 345, 370, 375
- 国連安保理改革 30, 228, 229, 230
- 国連安保理決議 5, 10, 33, 54, 55, 56, 61, 84, 93, 103, 190, 191, 192, 210, 219, 220, 242, 321
- **国連安保理非常任理事国** 173, 345
- 国連宇宙空間平和利用委員会(UNCOPUOS) 202
- 国連開発計画(UNDP) 23, 174, 175, 176, 178, 201, 206, 209, 252, 254, 257, 358, 359, 361
- 国連海洋法条約(UNCLOS) 88, 89, 90, 92, 182, 198, 200, 234, 235, 236
- 国連環境計画(UNEP) 262, 358, 359
- 国連環境計画国際環境技術センター(UNEP-IETC) 262
- **国連教育科学文化機関(UNESCO)** 302, 311, 358, 359, 361
- **国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)** 233, 234 **国連国際法委員会(ILC)** 233
- **国連児童基金(UNICEF)** 19, 77, 112, 178, 252, 259, 292, 358, 361
- 国連食糧農業機関(FAO) 19. 26. 77. 281. 292. 293, 343, 358, 361, 371
- **国連女性機関(UN Women)** 228, 241, 242, 243, 361
- 国連女性の地位委員会(CSW) 156, 242
- **国連人権理事会** 40, 58, 237, 238, 371
- **国連世界食糧計画(WFP)** 19, 26, 77, 146, 159, 171, 174, 175, 176, 178, 208, 209, 252, 253, 279, 292, 343, 358, 361, 369, 370
- 国連総会 3, 4, 15, 23, 24, 25, 40, 53, 55, 56, 57, 58, 63, 74, 77, 84, 103, 110, 114, 117, 118, 119, 124, 125, 128, 135, 136, 137, 139, 141, 146, 153, 157, 163, 202, 203, 212, 214, 216, 217, 226, 227, 228, 230, 231, 232, 233, 238, 241, 257, 258, 369, 370, 371, 372, 373, 377, 378, 379, 380, 381, 382
- 国連総会決議 24, 25, 141, 146, 226

- **国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)** 19, 146. 247, 358, 361, 369, 373
- **国連パレスチナ難民支援機関(UNRWA)** 253. 358, 361
- 国連平和維持活動(PKO) 8, 69, 174, 184, 204, 205, 206, 207, 229, 231, 232, 243
- **国連平和構築委員会(PBC)** 21, 206
- 国連平和構築基金(PBF) 206
- 国連ボランティア 208
- 国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS) 205. 206, 361
- 国連薬物・犯罪事務所(UNODC) 201, 209, 210, 211, 358, 359
- 国家安全保障戦略 7, 8, 32, 42, 58, 95, 99, 104, 108, 132, 182, 183, 185, 194, 196, 197, 298, 379, 382
- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ) 236 ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マ **ニュアル** 331
- **昆明・モントリオール生物多様性枠組** 265, 266, 267, 383

さ

- **再生可能エネルギー** 26, 127, 160, 251, 288, 290, 291, 295
- 在日米軍 8, 56, 84, 99, 103, 109, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 236
- サイバー 2, 3, 5, 6, 8, 43, 50, 72, 77, 83, 106, 124, 129, 130, 131, 182, 183, 184, 186, 190, 192, 194, 196, 197, 207, 210, 237, 250, 318
- 在留届 330, 331
- 在留邦人 44, 70, 160, 249, 329, 330, 331, 332, 336, 337
- サプライチェーン 2, 5, 27, 32, 39, 70, 72, 90, 91, 97, 98, 105, 106, 107, 110, 112, 132, 141, 172, 193, 194, 195, 260, 272, 275, 282, 285, 289, 290, 291, 292, 343
- **三角協力** 112

シーレーン 10, 68, 70, 71, 72, 76, 78, 159, 171, 190, 198, 200, 249, 343

資源外交 273, 287

資源開発 48, 49, 142, 173, 198, 234, 269

持続可能な開発のための2030アジェンダ 256

持続可能な開発目標(SDGs) 6, 11, 12, 26, 86,

88, 89, 91, 198, 204, 224, 228, 248, 249, 252, 256, 257, 260, 264, 272, 281, 286, 292, 296, 304, 310, 317, 321, 325, 340, 364

質の高いインフラ 32, 33, 90, 91, 246, 248, 249, 251, 254, 257, 258, 282, 285

私法統一国際協会(UNIDROIT) 233

姉妹都市 83, 84, 115, 142, 326, 327

社会保障協定 137, 236, 279

ジャパン・ハウス 299

ジャパン・プラットフォーム(JPF) 138, 251, 317 アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアローグ)

30, 45, 198, 373

自由で開かれ安定した海洋 197, 198, 200, 202 **自由で開かれたインド太平洋(FOIP)** 7, 10, 11,

28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 36, 37, 63, 76, 79, 82, 84, 85, 88, 89, 94, 95, 96, 99, 100, 101, 103, 104, 105, 108, 110, 122, 123, 125, 126, 129, 130, 134, 160, 170, 171, 173, 183, 184, 192, 193, 198, 246, 249, 283, 285, 286, 298, 342, 343, 345

自由貿易協定(FTA) 88, 108, 113, 273, 274, 276, 277, 278

食料安全保障 7, 19, 26, 32, 42, 90, 91, 123, 153, 166, 168, 170, 175, 177, 178, 208, 229, 246, 248, 250, 253, 254, 258, 265, 283, 291, 292, 293, 343, 374, 378

食料・農業植物遺伝資源条約(ITPGR) 265

情報公開 342

女子差別撤廃委員会(CEDAW) 242 自律型致死兵器システム(LAWS) 226 **上海協力機構(SCO)** 41, 42, 53, 147, 148, 377

集団安全保障条約機構(CSTO) 133, 147, 148

新型コロナ 4, 5, 12, 35, 40, 41, 44, 45, 46, 47, 50, 51, 52, 53, 59, 60, 61, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 74, 76, 78, 79, 83, 85, 90, 91, 93, 95, 96, 97, 98, 99, 105, 107, 108, 109, 110, 112, 114, 115, 116, 117, 118, 120, 121, 122, 125, 131, 138, 143, 155, 156, 162, 163, 164, 166, 167, 172, 175, 176, 177, 188, 193, 204, 207, 209, 213, 239, 240, 242, 243, 246, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 258, 259, 260, 261, 265, 267, 271, 273, 275, 279, 284, 285, 286, 288, 291, 292, 299, 300, 302, 303, 307, 309, 310, 314, 315, 321, 323, 324, 326, 328, 329, 330, 331, 332, 336, 337, 343, 366, 367, 368, 370, 373, 375, 376, 378, 380, 382, 383

将来のパンデミックへの予防・備え・対応(PPR) 259, 261

新型コロナ対策(グローバル行動計画)に関する外 相会合 259, 375, 378

人権 2, 6, 9, 10, 12, 24, 25, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 51, 57, 58, 61, 73, 92, 110, 118, 121, 131, 136, 144, 156, 162, 227, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 260, 274, 315, 318, 321, 360, 367, 371, 382

新興国 2, 3, 4, 10, 35, 203, 204, 218, 284, 286 人材育成 31, 68, 73, 85, 86, 109, 146, 147, 158, 167, 174, 176, 201, 206, 207, 208, 221, 241, 246, 248, 249, 251, 252, 253, 254, 255, 257, 258, 260, 263, 270, 309, 310, 311, 317, 327, 341

人身取引 19, 211, 240, 241, 314, 321 新戦略兵器削減条約(新START) 140, 217 人道支援 18, 19, 21, 26, 73, 74, 78, 93, 108, 123, 138, 153, 159, 162, 173, 205, 208, 239, 245, 246, 247, 248, 250, 251, 252, 253, 308, 317, 360

す

水銀に関する水俣条約 265 **ストックホルム合意** 54,57

ストックホルム条約(残留性有機汚染物質に関する **ストックホルム条約**) 265

スペースデブリ 202

スポーツ交流 302,308

請求権 37, 62, 63, 64, 65, 66, 355, 356, 357 制裁 3, 4, 9, 15, 16, 17, 22, 23, 25, 51, 55, 56, 59, 61, 96, 107, 121, 123, 125, 127, 128, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 155, 173, 210, 220, 222, 288, 368, 369, 372, 375

政府間開発機構(IGAD) 206

生物多様性 12, 236, 257, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 269, 383

生物多様性条約(CBD) 262, 266, 383

生物兵器禁止条約(BWC) 225, 318

世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護 **に関する条約)** 302, 312

世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバル ファンド) 103, 228, 260, 358, 361, 378 世界銀行 4, 18, 23, 35, 75, 81, 87, 111, 145, 152, 169, 179, 197, 260, 261, 262, 360, 361

世界知的所有権機関(WIPO) 282, 361

世界津波の日 258

世界貿易機関(WTO) 7, 66, 67, 70, 84, 108, 195, 233, 236, 273, 279, 280, 281, 282, 284, 359, 361, 367, 373

世界保健機関(WHO) 4, 41, 51, 77, 131, 138, 259, 260, 261, 292, 358, 361, 373, 375

赤十字国際委員会(ICRC) 239, 358

瀬取り 33, 56, 84, 191, 192

尖閣諸島 5, 9, 32, 43, 44, 47, 48, 95, 104, 192, 198, 283

仙台防災協力イニシアティブ 257

仙台防災枠組 257

戦略的パートナーシップ 32, 53, 69, 70, 71, 72, 74, 82, 83, 123, 127, 132, 134, 158, 159, 160, 191

戦略的利益 71, 76, 82

ソーシャルメディア 298, 299, 300, 301, 316, 339

租税条約 119, 137, 148, 236, 279

te

第三国定住 239

対人地雷禁止条約(オタワ条約) 226, 227 対日理解促進交流プログラム 47, 67, 84, 299, 308, 358, 359

太平洋・島サミット(PALM) 10,85,86,251 太平洋島嶼国 10, 28, 31, 83, 85, 86, 87, 179, 251, 342, 378

太平洋同盟 113, 116, 277, 381

大陸棚 48, 198, 234, 235

大陸棚限界委員会(CLCS) 234

大量破壊兵器 30, 54, 55, 58, 93, 182, 210, 213, 214, 218, 219, 220, 225, 226, 229, 271, 283, 318

多角的貿易体制 6, 273, 280

竹島 9, 63, 66, 346

多国籍部隊·監視団(MFO) 163, 205

たびレジ 330, 331

タリバーン 151, 153, 210, 253, 370, 383

弾道ミサイル 4, 5, 9, 43, 44, 48, 50, 54, 55, 56, 57, 59, 63, 90, 92, 93, 95, 100, 101, 103, 104, 182, 185, 186, 219, 220, 366, 367, 369, 370, 372, 373, 376, 378, 379, 380, 381, 383

弾道ミサイル防衛(BMD) 186

地域漁業管理機関(RFMO) 281, 294 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定 7,31,68, 76, 82, 276

地域の安全保障 9, 28, 36, 67, 83, 92, 99, 100, 101, 103, 156, 186, 193, 219, 343

地球環境ファシリティ(GEF) 262, 265, 267

知的財産 6, 194, 274, 282

地方創生 324, 326, 353, 364

地方を世界へ 324, 339

「中央アジア+日本」対話 11, 144, 146, 149,

150, 371, 383

中国海警法 48

仲裁判断(比中) 89, 375

通常兵器 218, 219, 225, 226, 318, 321

7□ 2, 3, 12, 14, 30, 35, 129, 144, 151, 153, 155, 162, 166, 177, 178, 182, 193, 206, 207, 209, 210, 219, 220, 221, 227, 229, 249, 254, 265, 328, 329, 330, 331, 374, 376, 380, 381, 382

テロ及び暴力的過激主義対策 207, 209 電子商取引 7, 273, 274, 275, 280

投資関連協定 195, 277, 278, 279

島嶼国 10, 28, 31, 83, 85, 86, 87, 113, 171, 179, 251, 262, 264, 342, 378

東南アジア諸国連合(ASEAN) 7, 9, 15, 26, 28, 30, 32, 33, 35, 36, 37, 56, 57, 62, 63, 68, 69, 70, 71, 73, 74, 77, 78, 85, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 99, 100, 103, 104, 179, 183, 190, 193, 197, 198, 210, 219, 246, 249, 274, 276, 277, 278, 304, 306, 345, 359, 361, 373, 376, 381, 382

独立国家共同体(CIS) 133, 147, 148

な

南極 269, 270

南米南部共同市場 113

難民 12, 17, 19, 20, 74, 77, 110, 119, 120, 121, 123, 127, 131, 136, 138, 146, 151, 158, 159, 162, 168, 173, 177, 205, 227, 238, 239, 246, 247, 248, 250, 251, 252, 253, 255, 317, 321, 322, 358, 360, 361, 369, 371, 373

西バルカン協力イニシアティブ 137

日・ASEAN首脳会議 32, 36, 89, 90, 198, 249

日・ASEAN統合基金(JAIF) 197, 210

日・EU経済連携協定(日EU・EPA) 31, 123, 124, 236, 275, 282, 370

日・EU戦略的パートナーシップ協定(SPA) 123 日英包括的経済連携協定(日英EPA) 31, 273, 275, 368

日米安保 184, 188

日米豪印 7, 32, 33, 35, 36, 37, 57, 76, 82, 100, 101, 183, 190, 195, 197, 202, 203, 209, 259, 268, 300, 305, 369, 373

日米同盟 8, 28, 30, 36, 37, 88, 95, 96, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 182, 183, 184, 185, 186, 188, 190

日米貿易協定 31, 105, 106, 236, 274

日・メコン首脳会議 91

日韓合意 38, 63, 65, 66, 355

日系人 110, 114, 120, 252, 336, 337, 379

日中韓FTA 276

日朝平壌宣言 10, 54

日本産食品 7, 44, 50, 68, 286, 287, 368

日本人職員 227, 315, 316, 317, 360, 361

日本NGO連携無償資金協力(N連) 317, 322

人間の安全保障 6, 11, 26, 153, 165, 205, 206, 245, 248, 249, 250, 257, 259, 260, 269, 322, 345, 359

は

ハーグ国際私法会議(HCCH) 233

ハーグ条約 337

バーゼル条約(有害廃棄物の国境を越える移動及び その処分の規制に関するバーゼル条約) 265

排他的経済水域(EEZ) 5, 9, 43, 44, 48, 49, 50, 55, 60, 66, 92, 171, 197, 198, 234, 235, 251, 294, 297, 340, 342, 370, 376, 381

博覧会国際事務局(BIE) 295

パスポート 332

パリ協定 11, 204, 267, 268, 288

ハンセン病差別撤廃 238

パンデミックへの対応に関する新たな法的文書 (WHO CA+) 259, 261

ひ

非核化 10, 44, 54, 56, 58, 59, 62, 90, 93, 103, 144, 192, 220, 369

東アジア首脳会議(EAS) 31, 35, 36, 41, 85, 88, 92, 94, 193, 198, 234, 376

東シナ海 5, 9, 28, 36, 43, 44, 45, 47, 48, 49, 56, 90, 92, 95, 191, 193, 198, 374

東日本大震災 51, 102, 287, 288, 325, 326, 364, 377

ビザ緩和 314

非政府組織(NGO) 18, 26, 50, 138, 140, 246, 247, 248, 250, 251, 263, 317, 318, 321, 322, 383

避難民支援 20, 136, 138, 248, 317

131

風評被害 224, 287, 326

不拡散 2, 3, 6, 7, 11, 12, 22, 27, 42, 82, 85, 95, 99, 100, 101, 193, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 223, 225, 227, 283, 315, 318, 376

武器貿易条約(ATT) 226

不正薬物対策 211

物品役務相互提供協定(ACSA) 192

普天間飛行場 8, 184, 186, 187, 190

腐敗対策 210

普遍的価値 2, 3, 6, 7, 39, 95, 245, 342, 345 文化無償資金協力 165, 302, 310, 311

紛争関連の性的暴力生存者のためのグローバル基金

紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表 (**SRSG-SVC**) 241, 242, 243

ベーシック・ヒューマン・ニーズ(BHN) 153, 290. 321

平和安全法制 182, 184

(GSF) 242, 359, 378

平和維持 8, 69, 108, 147, 184, 204, 205, 206, 207, 359

平和構築 6, 8, 108, 123, 131, 137, 204, 205, 206, 207, 208, 227, 229, 243, 248, 315, 359, 361

平和的利用イニシアティブ (PUI) 224

平和と繁栄の回廊 154, 253

平和利用(宇宙空間・南極) 202, 318

I

包括的核実験禁止条約(CTBT) 212, 214, 216, 228, 358, 378

包括的共同作業計画(JCPOA) 155, 220, 221, 222

包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ (CSPI) 158, 159, 160

防災 32, 72, 73, 74, 77, 85, 90, 107, 113, 137, 155, 204, 227, 243, 244, 248, 249, 251, 257, 258, 268, 315, 317, 322, 359

邦人拘束 44, 50

訪日外国人 314

法の支配 2, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 15, 16, 23, 24, 28, 30, 34, 35, 37, 39, 43, 51, 76, 82, 85, 88, 89, 92, 96, 100, 104, 105, 108, 110, 116, 117, 118, 119, 121, 130, 131, 132, 136, 167, 176, 183, 190, 196, 197, 198, 200, 202, 203, 206, 209, 210, 227, 228, 229, 232, 233, 234, 235, 245, 251, 255, 274, 283, 284, 298, 343, 356

暴力的過激主義 12, 151, 207, 209, 253, 254

捕鯨 293, 294

保護主義 82,273

保障措置 218, 221, 222, 223

ホステッド・ペイロード 186

ポスト・コロナ 69, 73, 95, 99, 101, 259

ホストタウン 326, 327

北極 134, 269, 270, 294, 373

北極サークル 270

北極評議会 269

北方領土 143

ま

マネーローンダリング(資金洗浄) 210

み

ミサイル技術管理レジーム(MTCR) 219, 220, 221

ミサイル防衛(MD) 184, 186

水銀に関する水俣条約 265

南アジア地域協力連合(SAARC) 93, 94, 359

南シナ海 5, 9, 28, 36, 43, 44, 71, 72, 88, 89, 90, 92, 95, 193, 199, 200, 375

ミレニアム開発目標(MDGs) 256

ミュンヘン安全保障会議 122, 124

民主主義 2, 6, 21, 51, 54, 70, 76, 77, 84, 92, 102, 110, 118, 119, 121, 127, 130, 131, 136, 138, 167, 172, 175, 176, 183, 205, 206, 242, 274

お

無形文化遺産保護条約 302, 312, 382 無償資金協力 74, 77, 85, 114, 116, 146, 147, 153, 159, 165, 171, 174, 175, 176, 177, 178, 197, 208, 245, 248, 250, 251, 252, 253, 255, 257, 302, 310, 311, 317, 322, 358

や

大和堆 49,60

ゆ

有償資金協力 18, 71, 255

輸出管理 66, 67, 139, 144, 218, 219, 220, 221, 280

ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC) 12. 32, 90, 228, 255, 259, 260, 261, 378 **輸入規制** 7, 44, 50, 51, 68, 287, 326, 368, 374 **ユーラシア経済同盟(EAEU)** 147, 148

ょ

抑止力 8, 9, 15, 30, 37, 99, 100, 101, 103, 104, 132, 141, 183, 184, 185, 186, 187, 190, 369

5

拉致 10, 44, 45, 54, 56, 57, 58, 90, 92, 93, 238

ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に 重要な湿地に関する条約) 265

IJ

留学 46, 73, 78, 80, 205, 253, 302, 305, 307, 308, 311, 331, 363

領海侵入 5, 47, 48, 192, 198 領事サービス 332, 333, 334

領土 3, 8, 9, 10, 22, 24, 25, 47, 48, 66, 129, 143, 168, 183, 184, 192, 199, 251, 269, 298, 299, 300, 338, 346, 379

領土保全 3, 8, 184

ロッテルダム条約(国際貿易の対象となる特定の有 害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ 情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条 約) 265

ゎ

ワクチン 4, 60, 118, 155, 166, 248, 251, 252, 259, 260, 261, 336, 358, 371, 376 ワッセナー・アレンジメント(WA) 219, 304, 306 **湾岸協力理事会(GCC)** 151, 274